態を齎らす可きを聲明し、米國人の財産權の尊重を求むるの嚴然たる態度を表明して問題は一段落を告げたり。

【排敎壓迫】石油土地法に次で米墨間の關係に不安なる事態を惹起したるは墨國憲法中宗敎に關する規定の勵行を宣言（千九百二十六年二月）したるに因る。卽ち墨國政府は舊敎徒が絕大なる勢力を占め居るを以て國運の伸張に有害なりと認め、斷然舊敎徒に對し壓迫の手を加ふるや、內外の舊敎徒に多大の衝動を與へたるが、就中、米國內の舊敎徒は墨國政府の宗敎政策に抗議すると共に、國務卿に對し適宜の措置を執らんことを求め墨國內の舊敎徒も米國大統領の干涉援助を得んものと運動する所あり、一時同問題の前途頗る憂慮されたるが、墨國政府は飽くまで政敎混淆の積弊を打破せんとする初志に驀進し、同年七月刑法を改正して宗敎規則を發布し、憲法の宗敎條項の嚴重なる實施を期すると爲め、罰則を施行することゝなり一方米國輿論も明かなる內政干涉に立入ることに反對したるに依り、八月頃に至り一先づ國內靜穩に歸せり。

【ニカラガ問題】新土地法石油法竝に新宗敎法に依る米墨關係の緊張に次いで起りたるは、ニカラガ問題にしてサカサ政府の樹立するや、墨國政府は直に之を承認して、ニカラガに於ける米墨兩國の對立的關係を見たり。蓋しヂヤス政府にして崩潰せんか米國の日米に於ける威信を毀くるのみならずニカラガが墨國の勢力下に立つか、乃至は少くとも米國に背き、墨國と緊密なる關係を保持するに至らんか、米國は重大なる脅威なりとして、米國は斷然武力干涉に依るのデアス政府援助政策を以て斷進したり。米國の此態度に對しては擧て米國の傍若無人の專橫振りに對し反感を有したる、ラテンアメリカ諸邦の輿論は亞爾然丁の民間團體及び多數新聞紙を初めとし、米國が弱小國の內爭に武力干涉を行ふの非を難じ智利議會にては、米國のニカラガ干涉反對の決議案上程を見、同案は結局否決されたるも、之と同時に右決議案の否決は米國の行動を是認するものに非ずとの動議成立し消極的に反對の態度を表明し輿論久、非難の聲を喪むるを見たり。斯くして米國政府はニカラガの干涉政策に對する論難攻撃を排して、飽くまで武力干涉を遂行せんが爲墨西哥の赤化、而して、ニカラガに對する赤化的勢力の侵入を排除することに米國干涉の正當なる理由を裏付けんとし、米國聯合通信社其他の通信機關を通じて盛んに墨國の

【カイニス政府の赤化】と其脅威を宣傳せり而して之が爲め米國議會の注意を惹起し、對墨宣傳に關し國務省が其眞相を確むる爲めの決議案が上下兩院に提出されたる程にして、之に對しケロッグ國務卿は事實無根なるを辯明したるが、一月十二日上院外交委員會に提出したる國務卿の報告中露國外相チチェリン氏が中央執行委員會席上「墨露國交恢復し將に米國の隣邦に於て萬だ便宜多き政治的根據地を得たり云々」と演說したる文句を引用したるに徵し、米國政府が墨國の赤化を懸念するは事實にして、從つて墨國赤化說の出所も一般の想像の誤謬ならざるを思はしむ。斯くして、墨國の赤化說に對し、墨西哥外相は千九百二十七年一月三十一日聲明を發し、千九百二十五年三月以來露國と國交を恢復したるが其際露國が墨國領土を利用して、ボルシエヴイズムの宣傳を行ふを許さゞる旨聲明し、其以後も屢々同樣の趣旨を重ねて聲明したるを指摘して赤化說の非難に酬ゆる所ありたり、結局別項の如く米國の勝利に終りたるも、中米に於ける不安は、米墨の關係を中心として暗雲漠漠するの可能性を多分に包藏する狀況に在るなり。

支那動亂と列國

英國の懷柔―支那に於ける國民革命運動の進轉は、列國の對支關係に重大なる影響を及したる其中にも、長江方面を根據とする英國は、殊に其打擊甚大なるもの在り、此の故に當初に在りては列國共同の武力干涉に依つて國民革命軍の進出を阻止せんとして、日米兩國を說得するに努めたるも、時代錯誤の武力干涉には、日米兩國とも斷然反對したる爲め、英國の愼慮焦慮は益々募る一方にて、在支英人の神經を硬化せしめたる其結果は、

【萬縣事件】を現出せしめたるが、革命軍が益々優勢にして、武力に依つて之を阻止するの手段無きを認むるに至り、遂に英國政府は駐支公使にランプソン氏を新任して、支那に送ると共に對支新方針を採用し、自由政策の下に列國と共同宣言を發して、支那の新事態に適應せんと試みたり。卽ち二分五厘附加稅の無條件卽時實施を含む所謂對支新提案(別項參照)これなり。該案は日本の之に反對したる爲め、英國單獨にて十二月二十八日中外に發表せり。

【租界占領】斯くて英國は自由政策が支那の好感を贏ち得ざりしたるに、其結果は豫期に反し、武漢政府の反對に會し、却つて排英運動を刺戟して、一月三日漢口に於ける英支の衝突となり、同地の英國租界は四日支那側に占領され、九江の英租界も亦同六日、英支衝突より支那側に回收され終りたり。しかも尙ほ英國政府は對支第二次提案(別項參照)を發表して、全支那に於ける英租界の市政を改正し、支那側に引渡すの用意あることを聲明し、逐次で漢口、九江英租界竝後に關し、武漢政府と交涉し、九江租界引渡協定は二月十日、漢口英租界引渡協定は同月十九日にそれ〳〵調印され、兩地の英租界は支那側に正式に回收されたり。

【遂に出兵】然れども英國は此の自由政策と共に尙方上海を飽くまで保持せんとするの決意を爲し、革命軍の上海占領に備ふる爲め、二萬の陸兵を英國軍獨にて、支那に派遣し、列國にも之を慫慂したるも、日本は陸兵增派を拒絕し、海軍陸戰隊を以て上海漢口等長江在留邦人の保護に止めたり。

南京事件―次いで南京事件（事件の內容は次項五國聲明を以て知るべし）勃發するや英國は强硬論を唱へ、長江の封鎖、各地占領等の主張を爲したるが、結局四月十一日附の五國の同文通牒に於て損害賠償、責任者處罰、謝罪、將來の保障を要求したる所、之に對する支那側の回答不滿足なりしも、左れほとて、强硬なる制裁手段を執ることに躊し、容易に列國の協力一致を期し難くその上、南京、武漢兩政府の決裂となり交涉の相手方に迷ふの狀態となり、遂に第二次通牒の發送は沙汰止みとなれり。

五國聲明―南京事件に關し四月十一日附發表の五國政府聲明書左の如し。

國民軍南京入城に當り三月廿四日夜より午後に亘り、國民軍中の制服を著けたる部隊に依り外國領事及居留民の身體及財產に對し組織的暴虐行はれ日、米、英、佛、伊諸國民にして虐殺又は傷害せられたるものあり、其の他多數の者は暴行を蒙り其の生命に危險を及ぼし、掠奪並極端なる侮辱を受け又婦女子は名狀す可からざる暴虐を蒙り日、米、英の領事館は侵害せられ其の國旗の威嚴は傷けられ、南京在住の總ての外國人の家屋及營造物は組織的に掠奪せられ又は燒失せるもの少からず。

日、米、英、佛、伊各國政府は斯の如く其代表者及び平和に適法の職業に從事せる國民に對して、明かに認識せられたる暴行に鑒み、責任ある國民政府當局に對し之が滿足なる匡正に付要求を爲すの必要を認めたり。而して列國間に協定せる要求條件は嚴當を旨としたるものにして此の際自國の威嚴と國際團體內の友邦に對する義務とを認識する何國の政府と雖共の體面上匡正を爲し得べき最小限度のものに過ぎず。

是等の要求は固より關係諸國政府が友邦と信ずるに吝ならず、且つ其の親善協調の關係を繼續敦善せることを熱望する支那國民の主權又は威嚴を傷つくるの趣旨にあらずして、寧ろ現在の友好關係を破壞し且つ友邦列國國民に對する支那國民の不信憎惡及危險を惹動せむとする行動に依て、南京事件を惹起せむるに至れる支那內外の勢力に對して之を行ふものなり。

雪支の衝突―三月六日張作霖部下の一隊三百名は、在北京露國大使館地內にある東支鐵道事務所を襲ひ、共產黨首腦李大釗以下十數名を捕縛し、小銃三十挺、ピストル三十臺、其他宣傳ビラ、書類等を押收す。之に對し露國は嚴重なる抗議を提出すると共に、領事事務を行ふ人員のみを殘して、大使館員全部の引揚げを行ひ危く國交斷絕に至らんとしたるが、其後支那側に於ては押收書類の內容なりとして、一、張作霖は某々帝國主義國家と通謀する我等の敵なり。その占領地域內に排外の混亂を起すべし。二、一般に支那群衆に直接行動を起さしめ列國の干涉を誘起すべし。掠奪、暴殺、其他の過激的行動また可なり。三、歐洲人を支那より排斥する爲めには、先づ相互間の協調を破ることに留意すべし。四、日本は軍隊の派遣自由なるを以て、名義上排外運動の目的より除外し、排英の名目の下に排日を實行すること。其他露國側より馮玉祥に與へたる金錢上の援助の計算なるものを發表し、列國の視聽を攪亂せしめたるが、露國側に於ては(一)支那側の呼んで證據物件と爲すものが、果して露國大使館構內に於て押收されたるものなりや否やは分明ならず、(二)所謂秘密文書は英式綴字法に成り、他にも誤譯ある處より見れば、斷じて勞農露西亞政府に關係あるものに非ずと否認し、この重大事件も結局水掛論に終れり。

帝國出兵―支那の戰局は遂に山東省內に波及し、北支の危局漸く切迫し來れるを以て五月廿日帝國政府は濟南地方居留民保護の爲め、滿洲里屯卽ち滿洲里より不取敢青島に派兵することに決し右部隊の濟南に進發するに及び、更に後續部隊を七月八日青島に派遣せり。然るに八月に入りては蔣介石失脚し

りの實施は之を延期せり。

在支外交代表者―現今支那に在りて活躍する各國外交代表者の氏名左の如し。

△英國 サー・マイルス・ラムソン△米國 ジエー・ヴイ・エー・マレー△日本 芳澤謙吉△佛蘭西 マルテル伯△獨逸 アドルフ・ボイエ△伊太利 チエルチ△白耳義 ワルゼー・デルマ△和蘭 オーデンデイーク△瑞典 オスカー・エウルレーフ△那威 ヨハン・ミシエレツト△丁抹 ヘンリク・デ・カウフマン△西班牙 フスト・ガリド・イ・シスネロス△葡萄牙 ジヨソ・ビアンチ

支那法權會議報告書

千九百二十六年九月十六日、北京に於て日、英、米、佛、伊、白、蘭、丁、瑞(典)、西葡、支の十二箇國委員の署名せる支那法權會議報告書は、緒言の外四部より成り、緒言に於ては委員會が華府政府に於て採擇せられたる、支那に於ける治外法權に關する決議に基き北京に開催せられたる次第及其開會式以後の活動を略說し、報告の第一部に於ては治外法權實施の現狀、第二部に於ては支那の法規並に裁判及監獄の組織、第三部に於ては支那に於ける司法運用手續を敍し、第四部は勸告を以つて內容とす。

勸告內容は勸告の能否傑作、時期及方法に關する委員會の建議を揭ぐるものにして、前文以下五項に分たるも、委員は本勸告事項が實行せらるゝに至らば、諸國に於て其の各自の治外法權に關する權利を拋棄することを得べきものと認む。治外法權拋棄の上は關係國の人民は一般の國際慣行に從ひ及公正且衡平なる基礎に依り、居住及營業の自由並私權を支那國の一切の部分に於て享有すべきものとす。二、支那國に在る一般人民に關する司法の

を以て右第一部に付き考慮すべく、且つ治外法權の現在の制度及行使に對し必要あらば、支那國政府の協力を得て左の變更を加ふべし。

(イ)支那國法規の適用。關係國は其の採用することを適當と認むる支那國の法規を自國の在支正式裁判所又は領事裁判所に於て成るべく適用すべし。

(ロ)混合事件及會審衙門。關係國の國民を原告とし、支那國法權の下に在る者を被告とする混合事件は、通則として外國會審官が審理の監視又は其他の方法に依る干與の爲め臨廷することなく、支那國新式裁判所(審判廳)に於て裁判せらるべし。現存の特別裁判所に關しては、其の構成及訴訟手續は租界の特殊事情の許す限り、支那國新式裁判制度に依る構成及訴訟手續に一層適合せしむべし。治外法權國の人民にして在支外國正式裁判所、又は領事裁判所に出廷する資格を有する辯護士は、支那國辯護士を律する法令に從ふに於ては、一切の混合事件に付き外國人又は支那人の訴訟代理人たることを許さるべし。右事件に付業務に從事するの資格として何等の試驗を必要とせざるべし。

(ハ)治外法權國の國民。治外法權國は支那人並事實上全部又は大部分支那人の所有に屬する營業及船舶業に對し、外國の保護を及ぼすことに因り生じたる濫用を匡正すべし。支那國に於ける自國民に對し現に强制的定期登錄を命ぜざる治外法權國は右定期登錄の施設をなすべし。

(ニ)司法上の協力。支那國官廳と治外法權國官憲との間及治外法權國官憲相互間の司法上の協力(司法共助を含む)に關する必要なる取極を爲すべし。例へば外國人と支那國法權の下に在る者との間に於て仲裁手續に依り、民事々件を解決すべき旨を定むる一切の約定は、其當事者が治外法權國在支正式裁判所、又は領事裁判所の管轄下に在る場合に於ては、右正式裁判所又は領事裁判所に依り、支那國裁判所の管轄下に在る場合に於ては右支那國裁判所に依り承認せらるべく、且右約定に從ひ爲されたる仲裁判斷は執行せらるべし。但し管轄裁判所が右判斷を公の秩序又は善良の風俗に反すと認むる時は此の限りにあらず。支那國裁判所に依り正當に發せられ、且權限ある支那國官憲に依り證明せられたる支那國法權の下に在る者に關する判決、呼出狀及逮捕又は捜査の令狀の迅速なる執行に付き、支那國政府と關係國との間に滿足なる取極を爲すべし。治外法權國人民に關する同樣の事項に付亦同じ。

(ホ)課稅。治外法權の撤廢に至る迄、關係國の人民は支那國政府の權限ある官憲に依り正當に公布せられたる法令に規定せられ、且關係國に依り自國民に適用せらるべきものと承認せられたる課稅を納付することを要す。

英國對支新提案

支那關稅問題に關し英國駐支代理公使オマレー氏は、千九百二十六年十二月十八日和關公使館に於て開催せられたる華府會議關係國代表會議に、英國の新提案として十六項より成る覺書を交付し、續て二十八日に至りたることを發表せり。其の要旨左の如し。

(一)華府會議に於て關係各國は支那の獨立を確保し政治經濟上の發展、財政の整理を支那各地に於て徴收すべきことを許し、併せて廣東政府の立場を常軌の上に置かんことを希望す。

(十四)かくの如きは條約違反を認容するものなりとの議論を招かんなれども、それには現在の條約が時代に適合せざることゝ、支那國民の切なる要望とを考慮するを要す。故に英國政府は絕對に條約の尊嚴を重要視する一方に於て、支那人の理由ある要望に對しては同情的手心を加へんとするものなり。勿論支那がその義務を總體的に惹り、又は在支外人の正當にして且つ根本的利益を脅かす如きことあらば、各國と協力事に當り抗議の貫徹を期せんとす。

(十五)英國は華府九國條約第七條により課せられたる共通の義務は忠實に履行し列國一致の態度を保持するためには自國の所信を犧牲とすることを惜むなかりき。今回英國が叙上の政策を按源するも亦此趣旨に外ならず各國が進んで之に賛同せんことを切望す。

(十六)要するに新政策實現の第一歩は關稅附加稅を即時無條件にて承認するなり。然してそれには黨派により多少利害關係を異にし、國内の戰爭を助長すべき恐れなしとせざるも、既に無條件たる以上、徴收されたる附加稅は必ずしも、各稅務司より上海の指定保管銀行に送附する必要なく、一切の處置は當該支那官憲の自由に任すべきなり。英國政府は各國政府が華府會議關附加稅の徴收を無條件にて承認すべきや否やを速に承知し度し。

第二次提案―英國政府は千九百二十七年一月廿七、二十八の兩日を以て國民政府竝に北京政府に對して、所謂對支第二次提案を交附したるが、その正文要旨左の如し。

一、英國政府は近代的支那裁判所を、英國人が原告となる訴訟事件の當該管轄裁判所として承認し、且つ右訴訟事件の公判に當つて英國側代表者の陪席權利を拋棄するの用意を有す。

二、英國政府は合理的なる支那固有の法律を承認するの用意を有す。

三、英國政府は近代的支那民法竝に商法(但し訴訟手續竝に個人の身分に關するものを除く)を實際上能ふ限り在支各英國裁判所に適用し、且今後此種の法令竝に諸規則にして公布され、支那全國に亘り各支那裁判所に於て支那國民に對し實施され次第、之れに適應するため附隨的立法を行ふの用意を有す。

四、英國政府は支那全國を通じて支那國民に事實上賦課され、且支拂はれつゝある正規的且合法的なる支那の課稅にして、英國臣民竝に英國商品に對し差別的待遇を與ふるものならざる限り、在支英國臣民としては此等の課稅に服せしむるの用意を有す。

五、英國政府は改正支那刑法が公布され、且支那裁判所に於て實施され次第、在支各英國裁判所に對し同刑法適用を考慮する用意を有す。

六、英國政府は各商埠の特殊事情に應じ各英國租界の市政を改正し、以て目下爲外國租界に於て實施されつゝある支那の特別行政と同一ならしむる件、若しくは現に支那の管理下に在る爲外國租界に合併する件、又は租界地域内の警察權を支那當局に引渡すの件に關し討議を行ひ、且協定を締結するの用意を有す。

七、英國政府は英國の布敎師が支那内地に於て今後土地を買入するの權利を拋棄するを以て仲裁手續に依り、民事々件を解決すべき旨を定むる一切の約定は、其當事者が治外法權國在支正式裁判所、又は領事裁判所の管轄下に在る場合に於ては、右正式裁判所又は領事裁判所に依り、支那國裁判所の管轄下に在る場合に於ては右支那國裁判所に依り承認せらるべく、且右約定に從ひ爲されたる仲裁判斷は執行せらるべし。但し管轄裁判所が右判斷を公の秩序又は善良の風俗に反すと認むる時は此の限りにあらず。支那國裁判所に依り正當に發せられ、且權限ある支那國官憲に依り證明せられたる支那國法權の下に在る者に關する判決、呼出狀及逮捕又は捜査の令狀の迅速なる執行に付き、支那國政府と關係國との間に滿足なる取極を爲すべし。治外法權國人民に關する同樣の事項に付亦同じ。

(ホ)課稅。治外法權の撤廢に至る迄、關係國の人民は支那國政府の權限ある官憲に依り正當に公布せられたる法令に規定せられ、且關係國に依り自國民に適用せらるべきものと承認せられたる課稅を納付することを要す。

英國對支新提案

支那關稅問題に關し英國駐支代理公使オマレー氏は、千九百二十六年十二月十八日和關公使館に於て開催せられたる華府會議關係國代表會議に、英國の新提案として十六項より成る覺書を交付し、續て二十八日に至りたることを發表せり。其の要旨左の如し。

(一)華府會議に於て關係各國は支那の獨立を確保し政治經濟上の發展、財政の整理を支那各地に於て徴收すべきことを許し、併せて廣東政府の立場を常軌の上に置かんことを希望す。

(十四)かくの如きは條約違反を認容するものなりとの議論を招かんなれども、それには現在の條約が時代に適合せざることゝ、支那國民の切なる要望とを考慮するを要す。故に英國政府は絕對に條約の尊嚴を重要視する一方に於て、支那人の理由ある要望に對しては同情的手心を加へんとするものなり。勿論支那がその義務を總體的に惹り、又は在支外人の正當にして且つ根本的利益を脅かす如きことあらば、各國と協力事に當り抗議の貫徹を期せんとす。

(十五)英國は華府九國條約第七條により課せられたる共通の義務は忠實に履行し列國一致の態度を保持するためには自國の所信を犧牲とすることを惜むなかりき。今回英國が叙上の政策を按源するも亦此趣旨に外ならず各國が進んで之に賛同せんことを切望す。

(十六)要するに新政策實現の第一歩は關稅附加稅を即時無條件にて承認するなり。然してそれには黨派により多少利害關係を異にし、國内の戰爭を助長すべき恐れなしとせざるも、既に無條件たる以上、徴收されたる附加稅は必ずしも、各稅務司より上海の指定保管銀行に送附する必要なく、一切の處置は當該支那官憲の自由に任すべきなり。英國政府は各國政府が華府會議關附加稅の徴收を無條件にて承認すべきや否やを速に承知し度し。

第二次提案―英國政府は千九百二十七年一月廿七、二十八の兩日を以て國民政府竝に北京政府に對して、所謂對支第二次提案を

事、且支那人信徒は支那法律の保護を受くべきものにして、英國との條約に依つて保護さるべきものに非ざる事、竝に布教師の經營さるべき各施設學校及病院等は之に關する現行支那各法令竝に諸規則を遵奉すべきものなりとの原則を承認するの用意を有す。

米國對支聲明

米國政府は十九百二十七年一月廿七日支那問題に關し、國務長官ケロッグ氏の名に於て左記聲明書を發表せり。即ち該聲明書の內容は、先づ米國が支那國民の統一獨立及繁榮を望み、且來得る限り速に關稅上の制限竝に治外法權を撤廢せんことを希望し來れることを述べたる後、

一、米國は華府會議以來常に支那の如何なる政府を迎ふるとも、亦支那を代表し得べき如何なる代表者との間にも華府條約附加稅の實施のみならず、治外法權の撤廢關稅自主權の回復に付商議を開始すべき用意を有せり。尙ほ米國は最惠國無差別待遇主義に於ける通商上の門戶開放、機會均等主義の維持及支那が米國在留民に對し、一切の保護を與ふべきことを期待するものなり

二、又米國は新に條約の締結を要せずして即時實施し得べき法權委員會の勸告を實行するの用意あると共に、支那が米國市民に對し、法律上の保護を與へ得るに至らば、直に治外法權の撤廢に付商議を開始するに吝ならざるものあり。

三、一九二五年八月六日華府條約批准交換同年六月二十六日不平等條約改訂に關する支那政府の同文通牒、竝に右に對する九月四日列國同文回答發送等の場合に於て、米國は常に支那の還望に副ふべく積力せり。

而して關稅會議に於ては、米國全權は各國代表と共に會議の成功に努め、別國側にも支那側にも滿足なる結果を齎さんことを希望しているに拘らず、一九二六年四月支那政府側は、正當なる合理に及べり。

四、曾て一九一五年米國政府は當時に於ても亦今日に於ても、關稅及法權問題に付き商議を開始するの用意あり、唯一の問題は何人と交涉するやに存する次第にして、若し支那にして當局者又は國民を代表する代表者を任命することに一致するに於ては、吾等は何時にても此條約を商議するの準備あり、當に米國上院の批准を經居る現存諸條約は大統領と雖も之を拋棄する能はず、それが爲には支那を代表する何者かとの商議により成立し上院の批准を經得べき新條約により變棄の手續を探らざるべからざるを以てなり。

五、一九一二年支那新政府の樹立せられたる以後、各派の爭鬪に當り米國は常に嚴正中立の態度維持に努め來れり。米國政府は支那國民及其指導者が、米人に責任無き爭鬪に際し、その生命財產を保護せらるべき權利を有することを承認すべきを期待し居れり。若し支那官憲が此確の保護を與へざる場合には、之を保護することは米國の根本義務にして、且下米國軍艦の支那に在泊するも亦之が爲なり。

六、米國政府は最も寬大なる精神を以て、支那に對せんことを欲し居れり。米國は支那に租借地を有せず、又未だ曾て支那に對し帝國主義的態度を示せることなし。但し米國は、米國市民が支那に居住し正當なる職業に從事することに就き、最惠國待遇機會均等を與へられんことを希望す云々。

米國軍縮新提議

米國政府は千九百二十七年二月十日附覺書を以つて日、英、佛、伊、四國政府に對し、海軍々備制限を提議せり、其全文左の如し。

米國の招請文―米國政府は軍縮準備委員會の事業に對し、深甚の注意を拂ひ之を注視し來りたる處、同政府は實質考慮の末、今や米國政府及國民の熱望する同委員會の成功に對し實質的に貢獻する處あるべき意見を開陳するを得べしとの結論に到達せり。

國家軍備の競爭的擴張が從來國際間に猜疑及反感を釀成し、延て戰爭を誘致するの一因の一なりしことは、米國政府及國民の確信する處にして、從て同國政府及國民は軍備の縮小及制限を目的とする國際的努力に對し、同情及支持を與ふるの機會を喜て遂に千九百二十五年十一月聯盟理事會は國際會議促進の準備を爲すべき準備委員會を設け、之を千九百二十六年に會合せしむることを得べしと忠催するに至りたるが如き右の企圖が充分の進境を示すに至りたるを認め甚だ欣懷としたる處なり。米國政府は軍備の現實制限を期するあらゆる努力に對し協力するの方針に遵ひ、準備委員會に代表派遣方理事會より招請ありたるに對しこを受諾したるのみならず、同委員會米國代表は委員會の檢討に貢獻するに努めたる處今後も引續き右の方針に基き行動すべし。

米國政府は右委員會の討議は附議事項に關する各國政府の見解を明瞭にし、且軍備の全部に亘る制限に關する一般的協定の準備及締結に當り、除去するを要する障碍の錯雜多樣なることを示すに多大の効果ありたるを信ず。之と同時に準備委員會に依り指摘せられたる前記錯雜及困難の存するが爲、軍備問題の終局的解決は即時實行を期し得べからざることも亦明となりたり。

加之最近の聯盟理事會に於て軍備制限運動の指導者たる著名政治家も亦其の速成を期する極端なる樂觀説に對し警告する處ありたり。

軍備制限に付き具體的結果の達成せられむとは米國政府の切望に堪へざる所なり。準備委員會に於ける討議の結果、多數の政府に於ては軍備の一般的縮小及制限に對する現存の主要なる障碍の二は、陸海空軍の相互に依倚すること及其の結果、其の一の縮小又は制限は同時に他を處理するに非ざれば不可能なる點に在るの事實愈著となれるのみならず、他方に於ては軍備の縮小又は制限に對する努力をして、軍備の一切の種類及範疇に亘る全般的討議に對する全世界の受諾に繫らしむるときは、近き將來に於て軍備制限問題の進步は事實殆んどこれを期し得べからざること愈々明せられたり右の難點は至直に之を承認せざるべからず而も米國政府は之を除去し得べく、又除去せざるべからざるものと信ず。蓋し右障碍を剔除し得ず、軍備制限に關し部分的なる協定を遂ぐることを得るに於ては、暫定的

じむることに失敗せむか、國際平和を逆轉せしむるの結果を招來すべく、如斯重大なる事態は單に可能性の問題として之を考慮するを許されざる處なり。

米國政府は現在世界の一部に於ける政情が普通的制限計畫を全體として即時に解決することを許さざるを認めざるを得ざるを遺憾とするに付き、問題に依り單獨且個別的解決を爲し得べきものは直に之を分離し、其の個々の解決に着手すると共に、他方一般的協定に依る陸海空軍の同時制限を目的とする全般的提案に對して引續き同情を以つて考慮及檢討を加へ、將來世界の情勢之を許すに至らば、右協定を成立せしむる事は世界の諸國民にとり極めて實行的なりと信ずるのみならず、同時に右方針の探擇は準備委員會に代表せらるゝ各國政府の義務なることを信ずるものなり。斯くの如くにして、各國政府は本件委員會及一般會議に依り單に部分的に過ぎざるべきも、而も其最終的結果の達成を確保し、以て一般的問題の最終解決の進捗を容易ならしむることを得べし。

準備委員會米國政府代表の反覆陳述せるが如く、同政府は陸軍及空軍々備は本質上主として地方的協定に依り地方的に之を解決すべきものと思惟す。米國陸軍及空軍は最少限度の勢力にして世界の他の地方に於ける陸軍及空軍の制限に關する協定は、米の陸軍及空軍の縮少又は制限に左右せらるゝものに非ず、從て米國政府は右兩種の軍備制限に關し他國に對し確定的意見を提出するは適當ならずと思考す。

海軍軍備制限問題は其の性質上地方的のものに非らざるも、實際問題として特定せる數國の海軍に影響を及ぼす方法に依り之を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜

せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜

せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜

せる問題を處理するを得べく、右は海軍軍備制限に關する華府條約の成功に依りて明かに確立せられたり。合衆國は英帝國、佛國、伊國及び日本國政府が諮府に於て本件商議の開始に應ぜられむこと及び主要海軍國の一として本問題に直接利害關係を有し、且此の上海軍軍備を制限せむとする協定を爲すの意あるに付、右協定に到達すべしと認めらるゝ方法を指示するの地位に在るものと思考す。

諮府に於ける六月以上に亘る討議は海軍軍備制限に關する一般的問題に付意見交換の最も有益なる機會を與へたる處、右討議に顧みるときは、其間開陳せられたる多數の懸隔せる意見は各海軍國の要求に合し、且其の受諾し得べき制限方法を決定せしむる樣之を調和せしめ得るの可能なることを思はしめたり。

制限協定に確實に到達せむが爲、米國政府は海軍軍備制限に關する華府條約前印國政府に對し、右各國政府は華府條約に包含せられざる艦種に關する制限協定を目的とする協議を開始すべき樞限を來るべき準備委員會代表に附與するの意向ありや否やに付本書を以つて玆に照會せむとす。

米國政府は準備委員會が特に國際協定締結の義務を負ふものに非ざること及び其の事業は主として後日招集せらるべき會議の議題作成に在ることを知らざるに非ず。然れども米國政府は準備委員會の成功を切望するを以て、能ふ限り速に諮府に於て華府條約調印國間に此の上海軍軍備を制限せんとする協定締結せらるゝに於ては、右は準備委員會の目的の達成を容易ならしむる貢獻を爲し、且目下の所恐らく地方的制限協定に依り解決を爲し得るの外なき陸軍及空軍軍備の極めて錯雜

提唱に係る華府海軍條約調印國の會議は之を六月一日以後に開催せられむことを希望す。(四)米國政府は華府條約に包含せられざる艦種に付諸國の維持すべき海軍力の比率に關し、此際一定不動の提案を爲すの意圖を有せざることを知るは亦帝國政府の欣幸とする所なり。本件商議の成功を確保せむとせば、此種軍備制限條件の審議に付ては會商各當事者は冷心事に當り、且各國國防上の必要と兩立する範圍内に於て努めて交讓協力の精神に遵ふこと最も須要なりと思惟す。帝國政府は參加國の何れに取りても公平滿足にして且世界一般の平和及安寧に貢獻すべき方法により、協定の成立せむことを切に期待するものなり。

【英國】グレート ブリテンに於ける皇帝陛下の政府は海軍々備を更に制限するを目的とし、諮府に開かるべき商議に對する亞米利加合衆國政府の招請を眞摯なる同情を以て受領せり。英帝國の特殊なる地理的位置、帝國各地間の交通距離及其の食糧供給保護の必要に關し、皇帝陛下の政府の有する見解は周知の事項に屬し、其の見解は該商議に參加を招請せられたる他國の特殊の事情及要求と共に之を酌量するとを要す。然れども皇帝陛下の政府は華府に於て探擇せられたる原則を如何なる程度迄諸國間に於ける各艦種の比率、若しくは其の他の重要なる點に適用し得るやに付考慮するの用意を有す。仍て同政府は亞米利加合衆國政府の招請を受諾し、本件商議の成功に貢獻する爲其の全力を盡すべし。尤も皇帝陛下の政府は本件軍備縮少に關する商議と諮府準備委員會の議事との關係に付ては愼重に調整するの要ありと認む。

【佛國】佛國政府は世界平和に貢獻せんとするの提議は以下の理由に依り聯盟軍縮準備委員會にて審議するを適當と認む。

一、聯盟が軍縮問題を最重要なる任務として他交通の要路を扼する重要なる地理的地位に在りながら、大なる海軍を建造中或は計畫中の諸外國が地中海を窺ひ、或は之に人込まんとするに對し伊國は考慮せざるべからず。以上の理由に依り伊國政府は遺憾ながら米國提議を應諾する能はず。

三國軍縮會議

千九百二十七年三月十日、米國大統領クーリッヂ氏が、日、英、佛、伊の四國政府に對し發送したる補助艦艇制限に關する軍縮會議開催の提議は、佛、伊の拒絶に會したるも日、英兩國より欣然參加の回答を受けたるに依り、六月二十日より瑞西ゼネヴアに於て三國會議の開催を見るに至れり。三國の全權代表は、(米國)ギブソン大使、ジョンズ少將、(英國)ブリッヂマン海相、セシル卿、スコーブイールド中將、(日本)鑛冨、石井大使にして、ギブソン氏議長となれり。開會劈頭の第一回總會に於て、三國全權は各々自國の提案を發表せり

三國提案—三國提案の要旨左の如し。

【日本提案】

華府條約に規定する主力艦及び航空母艦は本提案外とす。

一、各國の海軍勢力は現有勢力を基礎として決定し、新に增艦計畫を採用せざること

二、現有勢力とは既成艦艇中代艦々齡に達せざるものゝ噸數及建造中艦艇の計畫噸數の合計を云ふ。但し各國に許容さるべき海軍勢力協定には、既定計畫中建造未着手の計畫噸數及び既定計畫實施中代艦々齡を經過す可き噸數をも考量すると三、補助艦總噸數の割當ては、水上艦と水中艦の二種に分類して之を決定すること。

四、制限外艦艇下の如し(イ)排水量七百噸以下の小艦艇(ロ)六吋砲以下の備砲の四門の武裝を有する水上艦船。但し速力二十節以下のもの(ハ)二萬噸未滿の航空母艦

五、代艦々齡は水上補助艦三千噸以上十六年、三千噸未滿十二年、潛水艦十二年とす。

【英國提案】

一、現存主力艦の協定艦齡二十年を二十六年に延長し、華府條約に協定せる主力艦の代艦建造表に依り有する權利を拋棄すること。

二、他の艦種の艦齡を左の如く定む(イ)八吋砲裝備巡洋艦二十四年(ロ)驅逐艦二十四年(ハ)潛水艦十五年

三、將來建造の主力艦排水量を三萬噸以下に引下げ、備砲口徑を十三吋半に引下ぐ。

四、航空母艦の排水量を二萬五千噸に引下げ備砲を六吋に引下ぐ。

五、備砲八吋排水量一萬噸巡洋艦には五—五—三の比率を適用す。各國所要の大型巡洋艦の隻數を後日討議の題目とす。

六、小型巡洋艦は排水量七千五百噸備砲六吋に制限す。

七、驅潛艦驅逐艦排水量を千七百五十噸、備砲六吋に制限す。

八、大型潛水艦を千六百噸、小型潛水艦を六百噸、各種潛水艦備砲を五吋以下に制限す。

附記—歐洲に於ける英國の地位に顧み、三國協定に加はらざる諸國の(佛伊を指す)海軍力增加する場合に於ては協定を再考する必要あるべき旨を留保す。

【米國案】

一、定義(イ)巡洋艦は水上軍艦にして基準排水量一萬噸以下、三千噸以上にして口徑八吋以上の備砲を有せざるもの(ロ)

世界各國との交通はスエズ・ヂブラルタルダーダネルズを是非共通過せざるべからず面も伊國は人文發達せる長き海岸線を有する外、二大軍港及ドカネスを有す。其他交通の要路を扼する重要なる地理的地位に在りながら、大なる海軍を建造中或は計畫中の諸外國が地中海を窺ひ、或は之に人込まんとするに對し伊國は考慮せざるべからず。以上の理由に依り伊國政府は遺憾ながら米國提議を應諾する能はず。

三國軍縮會議

千九百二十七年三月十日、米國大統領クーリッヂ氏が、日、英、佛、伊の四國政府に對し發送したる補助艦艇制限に關する軍縮會議開催の提議は、佛、伊の拒絶に會したるも日、英兩國より欣然參加の回答を受けたるに依り、六月二十日より瑞西ゼネヴアに於て三國會議の開催を見るに至れり。三國の全權代表は、(米國)ギブソン大使、ジョンズ少將、(英國)ブリッヂマン海相、セシル卿、スコーブイールド中將、(日本)鑛冨、石井大使にして、ギブソン氏議長となれり。開會劈頭の第一回總會に於て、三國全權は各々自國の提案を發表せり

三國提案—三國提案の要旨左の如し。

【日本提案】

華府條約に規定する主力艦及び航空母艦は本提案外とす。

一、各國の海軍勢力は現有勢力を基礎として決定し、新に增艦計畫を採用せざること

二、現有勢力とは既成艦艇中代艦々齡に達せざるものゝ噸數及建造中艦艇の計畫噸數の合計を云ふ。但し各國に許容さるべき海軍勢力協定には、既定計畫中建造未着手の計畫噸數及び既定計畫實施中代艦々齡を經過す可き噸數をも考量すると三、補助艦總噸數の割當ては、水上艦と水中艦の二種に分類して之を決定すること。

四、制限外艦艇下の如し(イ)排水量七百噸以下の小艦艇(ロ)六吋砲以下の備砲の四門の武裝を有する水上艦船。但し速力二十節以下のもの(ハ)二萬噸未滿の航空母艦

五、代艦々齡は水上補助艦三千噸以上十六年、三千噸未滿十二年、潛水艦十二年とす。

【英國提案】

一、現存主力艦の協定艦齡二十年を二十六年に延長し、華府條約に協定せる主力艦の代艦建造表に依り有する權利を拋棄すること。

二、他の艦種の艦齡を左の如く定む(イ)八吋砲裝備巡洋艦二十四年(ロ)驅逐艦二十四年(ハ)潛水艦十五年

三、將來建造の主力艦排水量を三萬噸以下に引下げ、備砲口徑を十三吋半に引下ぐ。

四、航空母艦の排水量を二萬五千噸に引下げ備砲を六吋に引下ぐ。

五、備砲八吋排水量一萬噸巡洋艦には五—五—三の比率を適用す。各國所要の大型巡洋艦の隻數を後日討議の題目とす。

六、小型巡洋艦は排水量七千五百噸備砲六吋に制限す。

七、驅潛艦驅逐艦排水量を千七百五十噸、備砲六吋に制限す。

八、大型潛水艦を千六百噸、小型潛水艦を六百噸、各種潛水艦備砲を五吋以下に制限す。

附記—歐洲に於ける英國の地位に顧み、三國協定に加はらざる諸國の(佛伊を指す)海軍力增加する場合に於ては協定を再考する必要あるべき旨を留保す。

【米國案】

一、定義(イ)巡洋艦は水上軍艦にして基準排水量一萬噸以下、三千噸以上にして口徑八吋以上の備砲を有せざるもの(ロ)

驅逐艦は水上軍艦にして基準排水量三千噸以下六百噸以上にして十七節以上の計畫速力を有するもの(ハ)潛水艦は水面下にて活動する計畫の下に建造されたるもの(ニ)制限外の艦種は或る限定せる戰鬪力を有するもの。

二、各艦種の代艦々齡左の如し(イ)巡洋艦二十年、(ロ)驅逐艦十五年乃至十七年(ハ)潛水艦十二年乃至十三年

三、各艦種の合計噸數制限(イ)巡洋艦米國廿五萬噸乃至三十萬噸、英國同上、日本十五萬噸乃至十八萬噸(ロ)驅逐艦米國二十萬噸乃至二十五萬噸、英國同上、日本十二萬噸乃至十五萬噸、(ハ)潛水艦米國六萬噸乃至九萬噸、英國同上、日本三萬六千噸乃至五萬四千噸

四、(イ)各種艦齡の巡洋艦及び驅逐艦合計噸數は左記噸數を超過するを得ず、米國五十五萬、英國同上、日本三十三萬噸(ロ)完成時より起算したる艦齡二十年未滿の巡洋艦合計噸數は米國三十萬噸、英國同上、日本十八萬噸を超過するを得ず(ハ)完成時より起算したる艦齡十五年未滿の驅逐合計噸數は米國五萬噸、英國同上、日本十萬噸を超過するを得ず

主力艦討議問題—三國提案に對しては、一方、專門委員會を設置して、技術的問題の審議を進むると共に、他方、首部委員會に於ては、英國の提案に在る主力艦問題を討議するや否やに就て、全權間の折衝を見たり。元來クーリッヂ大統領の提議中には「華府條約に包含されざる艦種」とあり明かに補助艦の制限に議題を限定し、主力艦問題に觸れざるとなり居るに拘らず、英國は軍縮會議の精神に基いて、此機會に本問題を討議せんとしたるものなるが、米國は會議本來の目的を逸することを恐れ、英國に對し主力艦問題の審議要求を撤回すべきことを求めたるも、英國は容易に之に同意せざるに決したるが若し三國の一致せざる主張を公然暴露するに至らんか、會議の前途に憂ふ可き惡影響を與ふること必然にして、之に氣付きたる英國は、英國案に對する內外の不許に鑑み其責任を回避せんとして急に總會延期を申込み、愛蘭代表オーヒギンス(副大統領)の暗殺に之が口實を求めたりかくして偖に會議の危機を免れ英國は更に研究の結果、水上補助艦總噸數五十五萬噸案に改訂する所ありたり。

八吋備砲問題—英國が巡洋艦問題に就いて強硬なる主張を爲すは、海上交通の要路を保護せんが爲め小型巡洋艦を多數に必要とするとの根據に立つものにして、巡洋艦を八吋備砲一萬噸級と六吋備砲七千五百噸の二種に分類し、大型は五—五—三の比率を適用するも小型は所要の隻數を飽くまで要求するの態度を執り、茲に備砲問題に關し英米兩國間に根本的意見の扞格を來たせり卽ち米國は出來得る限り低き總噸數に依つて巡洋艦の制限を行ひ割當總噸數內に於ける隻數備砲は、各國の自由に委せんとするものにして、若し大型小型の二種に分類して小型の備砲を六吋に限定せんか高速力の大排水量を有する優秀商船に於て世界第一位を占むる英國は、之を戰時に六吋砲を武裝して假裝巡洋艦として使用す可く、之に依り英米海軍力の均衡は遽然として破壞さる可し。左れば英米海軍力の對等を維持せんが爲めには、米國は八吋砲一萬噸級二十五隻及び八千噸級以下の巡洋艦にも八吋の備砲を以てするの外なしとの主張を爲す

二回總會の開催を要求し、七月十一日を以て各國の巡洋艦問題に對する態度を發表するに決したるが若し三國の一致せざる主張を公然暴露するに至らんか、會議の前途に憂ふ可き惡影響を與ふること必然にして、之に氣付きたる英國は、英國案に對する內外の不許に鑑み其責任を回避せんとして急に總會延期を申込み、愛蘭代表オーヒギンス(副大統領)の暗殺に之が口實を求めたりかくして偖に會議の危機を免れ英國は更に研究の結果、水上補助艦總噸數五十五萬噸案に改訂する所ありたり。

八吋備砲問題—英國が巡洋艦問題に就いて強硬なる主張を爲すは、海上交通の要路を保護せんが爲め小型巡洋艦を多數に必要とするとの根據に立つものにして、巡洋艦を八吋備砲一萬噸級と六吋備砲七千五百噸の二種に分類し、大型は五—五—三の比率を適用するも小型は所要の隻數を飽くまで要求するの態度を執り、茲に備砲問題に關し英米兩國間に根本的意見の扞格を來たせり卽ち米國は出來得る限り低き總噸數に依つて巡洋艦の制限を行ひ割當總噸數內に於ける隻數備砲は、各國の自由に委せんとするものにして、若し大型小型の二種に分類して小型の備砲を六吋に限定せんか高速力の大排水量を有する優秀商船に於て世界第一位を占むる英國は、之を戰時に六吋砲を武裝して假裝巡洋艦として使用す可く、之に依り英米海軍力の均衡は遽然として破壞さる可し。左れば英米海軍力の對等を維持せんが爲めには、米國は八吋砲一萬噸級二十五隻及び八千噸級以下の巡洋艦にも八吋の備砲を以てするの外なしとの主張を爲す

る大型巡洋艦勢力に均勢を維持し、他方交通路保護の所要隻數の小型巡洋艦を保有せんとせば此兩者の目的は米國案の總噸數の限度內に於て到底兩立し難きことゝなるなり。卽ち水上補助艦を總噸數に依つて制限せんとせば結局大型艦八吋と小型艦六吋の備砲問題を決定するに非ざれば英米の意見の不一致に依る難關を突破し難きに至れり

第二回總會—延期されたる第二回總會は、七月十四日を以て開催され、英國全權ブリッヂマン氏及び顧問ジェリコー提督は、英國の要求の不當ならざるを詳述する所ありたるが、提督が大戰の例を引用して七十隻說を縷說したるは軍人の技術論の高唱として却つて英國案に對する一般の反感を強めたるに過ぎず日本全權は一萬噸級巡洋艦を英米十隻日本七隻として、大型巡洋艦の數を限定し且つ老朽艦を制限外に置いて各國の必要とする特殊任務に當らしめば、巡洋艦總噸數を削減し得るの効果あると共に、各國に必要なる巡洋艦の隻數を滿足せしむるの餘力を生ず可しとの提案を爲したり。而して米國全權は總噸數の制限の合意ならば其上にて大型一萬噸級巡洋艦の隻數を論議す可く大型廿五隻の要求は變更の餘地あるを認めたれ共日米の巡洋艦に關する意見は接近し協定の基礎を發見し得べき狀態に在れば、日英の間に諒解を進め得ば、三國協定の可能なるを指摘せり。

日英安協假協定案—總會後、日英全權は、總噸數制限に關する兩國の意見の接近に努力したる結果、同十六日假に三國間に於ける討議の基礎として一つの妥協案を協定せり。卽ち左の如し。(一)水上補助艦總噸數

千噸とす、(二)一萬噸級巡洋艦を英米各十二隻、日本八隻とす、(三)補助艦總噸數の二割五分まで老朽艦に保有し四、英國はホーキンス級、日本は古鷹級、米國はオマハ級を大型巡洋艦の協定外に置き代艦を建造せざること、(五)潜水艦は英米日と對等の各六萬噸とす。然るに米國は日英協定に反對したる爲め、會議は再び行詰りの狀態となり。英國政府は全權に對して召還の電報を發したる爲め二十日より二十七日までガヴア會議は休會の已むなきに至れり。英國全權は歸國後數次の閣議に列して、英國の最後案を熟議すると共に、英國案に對する一般の諒解を得る目的を以て、其立場を聞明するステートメントを作製し、二十七日チャンバレーン外相より之を議會に於て發表せり。斯くて英國全權は二十八日ゼネヴアに歸任するや直に全權の非公式會合に臨み左の如き英國の最後案を提出したり。其要點左の如し(一)英米補助艦各五十九萬噸、日本三十八萬五千噸、(水上、水中共)(二)一萬噸級巡洋艦英米十二隻、日本八隻(三)潜水艦の割當噸數を英米九萬噸、日本六萬噸、(四)補助艦總噸の二割五分の老朽艦を保有す、(五)巡洋艦を八吋一萬噸級と六吋六千噸以下の二種に分つ、(六)六千噸以上の補助艦にして左記の巡洋艦は三國勢力中に保有するも代艦を建造せず(イ)英國七吋半備砲ホーキンス級四隻、八吋備砲ヨーク級三隻、六吋備砲エメラルド二隻(ロ)米國六吋備砲オマハ級十隻、(ハ)日本古鷹級四隻、(ニ)艦齢は一萬噸級巡洋艦十八年其他巡洋艦十六年、驅逐艦十六年、潜水艦十三年、右提案に對し米國は、八吋備砲に關し、絶對反對の意を表し、英國亦一歩も之に讓らず、正面衝突を演じたる爲め、米國側より所謂ダレス政治條項の挿入を提案して、之を以て八吋備砲問題より生ずる不安を緩和し兎に角協定の成立を計りなりにも確保せんとせり。即ちダレス案とは將來締約國の一方の建艦計畫に、他の締約國が不安を感じたる場合、直に三國會議を召集して事態を審議し、若し滿足なる協定に到達せざる時は、各締約國に行動の自由を與へんとするものにして、之れに對し英國は協定を否認するが如き、提案には應じ難しとて、反對したるに依り、最早英米全權の折衝に依り局面を打開するの途なきに至り、各本國政府に請訓して、其指令を待つことゝなれり。而して第三回の總會を八月一日に決定發表せり。

日本調停案―斯くて、會議の形勢危殆に瀕したる爲め、日本全權は英國全權の懇請に基づき、一つの調停案を提出して、英米の考慮を求むる所ありたり。日本の調停案は(一)日英兩國は千九百三十一年まで既定計畫以外に建造せざること、(二)一萬噸級巡洋艦は英米各十二隻、日本は八隻とし、米國には此隻數に達する迄今後四隻の建艦を許し、(三)小型巡洋艦を八千噸以下として備砲を制限せず、(四)米國勢力は英國を超過し得ざること、(五)千九百卅一年に第二華府會議を開きて未決問題を解決せんとすること等を要旨としたるものにして、日本の調停案提示に依り一日の總會を四日に延期して英米兩國側にても愼重研究するところありたるが、三日夜の會合にて英國政府の反對の回訓披露されたるに依り、遂に會議救濟の萬策盡き、四日午後三時より最終の總會を開催して、三國の態度を聞明すると同時に、本會議を休會とし、問題を本國政府の考究に委ぬるに至れる旨の共同宣言を發し以て、四十六日を費したる三國會議は遂に、六吋備砲問題より生ずる不安を緩和し兎に角協定の成立を計りなりにも確保せんとせり。即ちダレス案とは將來締約國の一方の建艦計畫に、他の締約國が不安を感じたる場合、直に三國會議を召集して事態を審議し、若し滿足なる協定に到達せざる時は、各締約國に行動の自由を與へんとするものにして、之れに對し英國は協定を否認するが如き、提案には應じ難しとて、反對したるに依り、最早英米全權の折衝に依り局面を打開するの途なきに至り、各本國政府に請訓して、其指令を待つことゝなれり。而して第三回の總會を八月一日に決定發表せり。

日本調停案―斯くて、會議の形勢危殆に瀕したる爲め、日本全權は英國全權の懇請に基づき、一つの調停案を提出して、英米の考慮を求むる所ありたり。日本の調停案は(一)日英兩國は千九百三十一年まで既定計畫以外に建造せざること、(二)一萬噸級巡洋艦は英米各十二隻、日本は八隻とし、米國には此隻數に達する迄今後四隻の建艦を許し、(三)小型巡洋艦を八千噸以下として備砲を制限せず、(四)米國勢力は英國を超過し得ざること、(五)千九百卅一年に第二華府會議を開きて未決問題を解決せんとすること等を要旨としたるものにして、日本の調停案提示に依り一日の總會を四日に延期して英米兩國側にても愼重研究するところありたるが、三日夜の會合にて英國政府の反對の回訓披露されたるに依り、遂に會議救濟の萬策盡き、四日午後三時より最終の總會を開催して、三國の態度を聞明すると同時に、本會議を休會とし、問題を本國政府の考

對支交涉案件

日支通商條約改訂交涉―日支通商條約は大正十五年十月二十日を以て滿期となりたるを爲め、北京政府の提議に基き、昭和二年一月廿一日より北京外交部に彼我非公式會議を開催し、四月十八日までに十四回會議を開きたるが、最惠國約款に就き支那側は容易に承認せず交涉捗々しからず、四月廿日を以て六箇月の改訂期限到來するに依り、二箇月間延長し七月更に又三箇月延長し會議を繼續したるが依然顯著なる進捗を見ず外交總長顧維鈞氏書翰(譯文)

以書翰致啓上候。陳者、陳者中日兩國の邦交は從來極めて親密なるが、中國政府は親密なる邦交をして益堂固ならしめむ爲め光緒廿二年六月十一日締結せる中日通商航海條約及附文書、並に光緒廿二年九月十三日締結せる前記條約附屬の議定書は條約の規定に依り、之が改定を爲すべきものと思考致候。貴するに該條約第二十六條には今回締結の趣則及條約中の各條項は、將來若し一方に於て更に改修を爲さゞと欲するときは、條約批准交換の日より起算し、十箇年を期限とし期限滿了後六箇月內に通知を爲し適宜改正を行ふべしとの規定あり、該條約は光緒二十二年九月十四日批准交換せられ、本年十月二十日即本日を以て又滿期と相成候。仍て中國政府は特に貴國政府に對し、光緒二十二年六月十一日附の中日通商航海條約及附屬文書並議定書を一律根本的に改定せむことを提議致候。光緒二十九年八月十八日締結の通商航海條約追加條約及其の附屬文書章程は本來追加條約の性質を有するものなるを以て、該條約第九條に依り當然本條約と共に根本的改定を爲すべきものに有之候。

推ふに中日通商航海條約は締結以來既に三十年の久きに及び、此長期間に於ける兩國の經濟、商業及人民間の關係は多大の變遷を來せり。期の如き長年月を經過したる條約を以て屢次變遷を經たる兩國間の經濟、商業及人民の關係を支配せむとするは不適當にして、自ら困難を生ずること多く、之を近年の經過に徵し願る顯著なるもの有之候。故に中國政府は前記各條約が現行の方式に依ることに對しては再之を繼續せざらむことを希望し、且直に之が根本的改定手續を進行し、以て兩國共同の利益を圖らむことを欲するものに有之候。

今回の條約改正は貴我兩國親善の前途に對し國交係極めて重要なるもの有之、中國政府は貴國政府が能く近年國際進歩の潮流に順應し、且中國人民の願望を滿足せしめ平等相互の原則に基き、以て中日の邦交と兩國人民親善の新なる基礎を確立せしめられむことに切望致候。

條約の規定に依れば、期限滿了後六箇月を以て條約改定の期間と爲すとあるを以て、中國政府は成る可く速に協議を開き、右六箇月內に新條約の完成せられむことを切望致候。若し條約改正期間滿了し尙新條約の成立を見ざるときは、中國政府は舊條約に對する態度を決定し之を宣示せざるを得ず。此點に關し中國政府は玆に特に其の當然享有し得べき權利を留保すると共に、貴國政府に於ても亦等く交讓の意を以て之に酬ふべきことを確信す。

六、然れども日本國政府に於ては追て開始せらるべき商議の範圍を、明治廿九年條約第二十六條の定むる事項に限らむとするの意思を有せず、該事項の以外に渉る條約改訂問題に付ても當國政府は法理論として自己の主張を保持すると共に、特に同情を以て支那國政府の希望を考慮するを辭せざるべく、支那に於ても亦等く交讓の意を以て之に酬ふべきことを確信す。

七、尙外交部公文中帝國政府の注意を惹きたる一節あり。倘ち六箇月以內に新條約の成立を見ざるときは、支那國政府は在來條約に對する其の態度を決定し、之を宣示せざるを得ざるべく、此の點に關し支那政府は特に其の當然享有し得べき權利を留保する旨の聲明是なり。帝國政府は斯くの如き留保の字句に對し失望の念を禁ずる能はず、今や本件商議の成功を期せむが爲には偏に相互の信頼と好情とに俟つの外なきに當り、右一節の暗示する意義は此精神と調和せざる所あるを認む。何れにするも帝國政府は玆に日支條約改訂の提議に應ずるに於て、素より外交部公文中に留保せられたる如き何等支那の權利なる者を容認する意思を含まざることを率直に言明せむとす。

四、帝國政府は明治二十九年條約の通商條款を改訂せむが爲、支那國政府と商議を開始するに異議を有せず。」

二、帝國政府は明治二十九年七月二十一日調印の日支通商航海條約及附屬文書、並明

治三十二年六月八日調印の追加通商航海條約及附屬文書の改訂を提議せる十月二十日附外交部公文に接し愼重考究を加へたり。

二、外交部公文は先づ今次の提議が專ら日支親交の增進を圖る目的に出でたることを明にせり。帝國政府は爲と之を了承し、其の目的に對しては全然深厚なる同感を表するものにして、民に支那の正當なる國民的宿望の實現に資せんが爲め、一切適宜の援助を與ふるの方針を確定し、之を宣示せること一再に止まらず。惟ふに兩國はその重要なる利害關係に於て相一致する所極めて多し、支那にして內に和平善政の惠澤を享け、外に列國の間に伍して適正なる地位を占むるに至らんか、日本國民の欣快之に過ぎざるべし。

三、次に外交部公文中其の提議の根據として明治二十九年の日支通商條約第二十六條を援用せり。同條約の解釋は英文の正條を以て規準とするの規定あり、右第二十六條の英文正條左の如し。(英文に基く譯課)

締約國の一方は本條約批准書交換の日より十箇年終了の時に於ては稅率及び本條約の通商條款の改訂を要求することを得。然れども若し最初十箇年の終了せざるときは、偏に相互の信頼と好情とに俟つの外なきに當り、右一節の暗示する意義は此精神と調和せざる所あるを認む。何れにするも帝國政府は玆に日支條約改訂の提議に應ずるに於て、素より外交部公文中に留保せられたる如き何等支那の權利なる者を容認する意思を含まざることを率直に言明せむとす。

四、帝國政府は本條の規定に基く外交部の請求を欵諾し、稅率並明治二十九年條約の通商條款を改訂せむが爲、支那國政府と商議を開始するに異議を有せず。」

吉海鐵道問題―張作霖氏が像て吉海鐵道は、日支條約の違反にして且つ滿鐵の利益を侵害する俄行線なるの故を以て、我國より嚴重抗義し係爭中なりしが、支那側は一月突如、吉林省に對し現今は東三省は時局紛糾し軍隊の出勤等に依り、財政困難に陷りたる爲め、吉海線の布設に對し省庫は其の負擔に堪へず、又資金募集の爲應民に過重の負擔をなさしむるは不得策なるを以て、暫時鐵道廠設の準備を中止し時局の安定を待つて處理すべしとの通告を發せり。

清南邦人慘殺事件―二月十九日張宗昌部下數名の兵士は清南日華窯業公司に來り、多數の一輪車を徵發せんとせるより、我が淺野社長及鹿嶋店員は之を峻拒せる所、更に二十餘名の部下加はり兩氏を强制拉致し、商埠地より約一里の地點にて暴行を加め、鹿嶋氏は逃げ歸りしも淺野氏は遂に慘殺されたり。兩氏拉致の報に接し藤田總領事は直に支那交涉員に談判したるも及ばず、彼我實惠立會の上死體を檢分して之を引取ると共に、張氏に會見嚴重に詰責し且つ犯人の逮捕處罰を要求し、同氏は三日以內に犯人逮捕を約したり。

漢口暴動事件―四月三日午後漢口日本租界內に於て、我一水兵と支那人との間に衝突を生じ、附近の支那人車夫、人夫等多數來援し、偶々市中に居合せたる二三の水兵に對しても暴力を加へ、更に大擧して租界內に殺到せるを以て、我總領事より陳友仁氏に取締方を求め鎭壓に努めしも、群衆は遂に我一般居留民及其家屋に對して掠奪暴行を開始するに至れり。爰に於て我陸戰隊二百を上陸せしめ、之を擊退すると共に、租界及び隣接地帶の引揚に努め、夜を徹して一先づ日清汽船大福丸に避難せしめたり。本件に關し陳友仁氏は遺憾の意を表すると

共に、兵士五百名を急派して警戒し、租界外在住者中秦安紡績の従業員六十餘名も支那側の保護に依り收容、在留民中千三百名は六月日清汽船裏陽、大福の二船に乘込み驅逐艦浦風護送の下に上海に避難せり。而して帝國政府は高尾總領事をして武漢政府に對し嚴重談判せしめたる結果、正式謝罪損害賠償、責任者處罰等には大體我要求を容認せるも、將來の保障に對しては言を左右に託して應諾の意志を表示せず、交渉決裂せるを以て、同領事に歸朝を命じ攻めて解決方法を講ずることゝなれり。

上海歩兵狙撃事件—四月七日夜、上海北四川路オデオン活動寫眞館附近警戒の任に當りつゝありし我陸戰隊の一歩哨に對し、路地内より狙撃を加へしものあり、急を聞きて馳せつけたる我一箇小隊も附近家屋樓上より數發の射撃を受けしを以て、一齊射撃を加へ之を沈黙せしめたるに、其後復た附近支那路地の所々より時々我陸戰隊に向つて發砲するものあり、我兵之に應射し翌午前二時に至り不穩分子を一掃し、尙前記オデオン館に衛兵司令部を設け警戒に任ず。

日本漁船没收事件—七月十八日長崎漁業會社の第二及第三榮英丸の二隻は支那領海外に於て漁業中、機關に故障を生じ飲料水供給の爲め寧波港に入港せしに、支那領海内に於て漁業をなせりとの理由の下に、乘組員日本人十一名、支那人八名支那水上警察廳より抑留せられ、漁船は没收されしを以て在上海總領事館より嚴重なる抗議を支那當局に提出せり。

漢冶萍鑛賣問題—漢冶萍煤鐵公司問題に關しては、支那側との折衝終了し、我國の既定方針決定せるが、其決定内容左の如し。

一、新に年利六分を以て二百萬圓を同公司に貸付け操業の繼續を爲さしむ。右資金は不取敢大冶省預金部より横濱正金銀行を通じて融資す。但し八幡製鐵所の獨立會計制度實施される後に於ては、現在の大冶省對漢治萍の貸借關係を製鐵所に引繼がしむ

二、銑鐵の供給能力が缺如する限り利拂を完了すること不可能なるを以て、結局漢冶萍側の事業復活するまでは自然利拂は猶豫の形とならん。

尙支那國民政府に於て漢冶萍公司を回收して國營となさん意嚮ありと傳へらる。

支那排日罷業排貨—十五年十一月末漢口に起れる同盟罷工は各方面に亘り、稅關、各汽船會社にも及びしを以て荷揚、荷積は困難となり、洋務工會所屬ニーイ、コックの罷業續發せられ、殊に日本人に對し最も苛だしく、亂暴隊の行動は日を追ふて横暴を極め、對日本人の迫害、毆打、凌辱問題頻發として起り、且各商店に對し猛烈なる壓迫を加ふる爲め、糧食薪炭等の買入全然不能となれるも、日本人側は上海方面より食糧品供給の途を講じたるを以て、支那側罷業の目的の達し衆ねしと高尾總領事の斡旋と相俟つて無事解決せり。但し裏面には廣東國民軍が策動し、赤化運動を試みんとする事實あるを以て、我邦よりは國民軍の首領に嚴重抗議せり。越えて本年に入り北伐軍の杭州入に勢を得し上海の左傾派は上海總罷業を計畫し、二月十九日より支那郵便局支那人從業員、電車の一部、支那紡績、日本紡績の各工場も續々罷業を開始し、又廣東にては七月三日朝來、市内商店の日貨在高調査を始め、同時に經濟絶交委員會の調査隊と稱し秘密出口を嚴重監視する亂暴隊と

對露交渉案件

日露石油利權契約—北樺太一千平方露里の末開油田試掘權獲得に關する對露交渉は昭和二年一月廿六日我成富代表と莫須科利權委員會との間に假調印を了し、更に二月十八日最高國民經濟會議の決裁を經て正式調印を了せり。之に依つて北樺太石油會社はオハ以下十ケ所の試掘權を得ることとなれり

日露林業利權契約—昭和二年四月二日當事者間に正式調印を了したる日露林業利權契約に於て、日本側契約當事者たる露領林業組合(王子製紙以下十社)は調印後一ケ年内に新會社を設立して經營に任することゝなれるが、同契約全文は七十二條よりなり其主要なるもの左の如し。

一、契約期間は一九三三年六月一日まで但し交渉の上期限更新をなすことを得

一、林區及面積は第七、第十、第十一の林區約百十萬ヘクタール

一、施業案費用六十五萬ルーブルは三ケ年拂とす

一、年伐採數量は七百五十萬立方呎

日露渉立利權契約—極東露領の金礦に付ては、日露復交後、一部交渉に成功せるも目下調査中のもの多く、交渉捗々しからざるが、大阪の昭和金礦株式會社のオホツク地方に於けるウラジミルスキー、ブレヴイ、レヴヴイ三ケ所の砂金礦區約八十萬坪、利權期間二十二ケ年の利權假協定は昭和元年末駐日露國大使館に於て行はれ、其後莫須科中央利權委員會の審議を經て閣議に附議承認を得たるを以て、二年七月十八日駐日露國通商代表部に於て利權契約書に正式調印交換されたり。

日露漁業本條約—日露漁業本條約は、モスクワに於て田中大使とアラロフ氏間に交渉中なりしが、此程國營漁區の問題、勞働時間其他ソビエット政府の採用せる勞働法規實施の問題、課稅問題、勞働賃金の問題等大綱二十箇條に亘つて大體我政府の希望を容認せるを以て、更に細目協定を遂げ、九月上旬調印の運びに至れり。

日露通商交渉—大正十四年二月二十七日芳澤、カラハン兩全權間に調印せられたる日露基本條約第四條の通商航海條項を基礎として、兩國間の通商及び航海に關する特別協定の下に最惠國約款に依つて、相互の通商關係を圓滑ならしめ、交通の增進を計る等、兩國民が生命財産の保護を享有して、自由に領域内を旅行居住、平和的業務に從事せしむるを目的として漁業條約調印後、モスクワに於て兩國間の通商條約交渉を開くことに決定せり。

露領領海問題解決—露領沿海に於ける我蟹漁工船の出漁に就て、露國側は其領海を十二浬と主張し、日本側は國際公法を楯に三浬說を固執し、領海問題は我蟹漁工業消長に關する大問題となり、兩國政府間に種々交渉續行中なりしが露國側は遂に我三浬主張を容認せるを以て我蟹漁船は今後從前の

如く砲撃又は拿捕の不安なく、自由に三浬沖まで出漁するを得ることゝなれり。

邦船發砲問題—昭和二年六月、勘察加西海岸カンバラナイ神に於ける、北千島蟹漁場所有第二佐喜丸に對する、露國官憲の發砲及び蟹工船拿捕事件に關しては、領海範圍問題を繫爭の中心點として、重大化の傾向ありしも、在京露國大使の拿捕蟹工船釋放通告により事件解決せり。然るに七月十九日極太産業會社の蟹工船露東丸の附屬發動機船日東丸は勘察加のカフラン灣附近に漁場探檢に航行中、同所に座礁中の東都丸の甲板より露國官憲三四名現はれて突如發砲し、漁夫に重傷を負はせ陸上に連行一日檻禁して釋放せり。

日獨通商條約調印

歐洲大戰後、帝國と獨逸國間の通商關係は大正八年巴里に於て調印せられたる、對獨平和條約第十編第一款の規定に依りて律せられ、從つて帝國臣民貨物及船舶は獨逸國に於てそれ〴〵最惠國待遇又は國民待遇を享有するとなり居れる處、利益享受の期間は右平和條約第二百八十條の規定に依り、大正十四年一月十日を以て滿了し、爾後兩國間の通商關係を律すべき條約を欠缺するに至れるを以て、帝國政府は過般來獨逸國政府と新通商航海條約締結に關する商議を行ひ來れる處、遂にその成案を得、昭和二年七月二十日、田中外務大臣と在東京獨逸大使ゾルフ氏との間に調印を了せり。本條約は大體舊日獨通商條約に則とれるものなるが、今その大要を摘記すれば

(一)締約國民に對し相互に入國滯在の自由を確保し、國民進出の下に居住、旅行、商業及び製造業の經營、土地及家屋等の賃借等に付き、最惠國待遇を付與し、動産不動産の取得占有に付、相互條件に依る最惠國待遇を與へ、强制兵役を免除し徵發に付最惠國待遇を與へ、身體財産の保護、出訴の自由に付内國民待遇を與へ租稅其他の賦課に關し、内國民又は最惠國民待遇を認め

(二)住居の不可侵臨檢捜索に付内國民待遇を與へ

(三)領事官の駐在其の認可狀に由る職務執行を承認し、且つ其の權利、特權及免除に關し相互條件に依り最惠國待遇を與へ

(四)通商航海の自由を確保し

(五)輸入稅に付最惠國待遇を與へ

(六)輸出稅に付最惠國待遇を與へ

(七)原産地證明書に關し千九百二十三年壽府に於て署名せられたる稅關手續簡捷に關する國際條約に遵由すべきことを約し、

(八)對手國産品に對し輸出入の禁止制限を行ふ場合には均しく第三國に對しても之を行ふべきを約し

(九)通過稅相互免除

(十)内國稅に關する内國民待遇

(十一)商工業に關する最惠國民待遇を規定し

(十二)見本及び雛形に關し千九百二十三年壽府に於て署名の稅關手續簡捷に關する國際條約の適用を約し

(十三)會社組合の互認及び之が營業權行使等に關する最惠國待遇

(十四)對手國船舶に依る貨物の輸出入品に對する相互均等待遇

(十五)船舶、船員及び貨物の均等待遇

(十六)船舶國籍の認定

(十七)船舶に關する諸税の均等待遇

(十八)定期郵便船の最惠國待遇

(十九)沿岸貿易の最惠國待遇除外

(二十)難破及び海上損害等に付援助、保護及び免除の許與

(二十一)領事官の自國船舶取締及びこれに關する地方官憲の援助許與

(二十二)通商航海及び産業に關する一般的最惠國待遇

(二十三)國境貿易又は内國民漁業の産物又は二重課稅相互免除條約に依り第三國に與へたる利益を本條約の適用より除外すること

(二十四)本條約は各本國、屬地及び管治地域一切に適用すべきこと

(二十五)條約文は日、獨、佛三國ヶ文を以て作成し條文の解釋に付相異ある場合は佛文に據るべきこと

等を規定し、その有効期間は三箇年にして締約國の一方が右期間滿了の六月前に本條約を消滅せしむるの意思を、他の一方に通告せざるときは、本條約は締約國の一方がその廢棄を聲明したる日より六月の期間滿了に至る迄効力を有すべく、又本條約は東京に於いて批准交換せられ、右は兩締約國の内本條約を最後に批准したるものが右批准ありたることを對手國に通告したる日の後十五日目より實施せらるゝことゝなり居れり。

染料取極—右の外獨逸産染料の本邦輸入に關しては、別に大正十五年八月六日齋藤通商局長代理と獨逸染料會社代表者ワイベル氏との間に取極めを締結し、同月七日幣原外務大臣とゾルフ大使との間に、右取極め履行方に關する公文の交換を行ひたり、右取極の大要左の如し。

(一)獨逸側は取極め附屬表記載の染料約六十五種製造に其の中間物に付いては、本邦に於て反對せざる場合に於てのみ之をこれを我國に輸入することを得。

(二)將來右以外の染料にして我國に於て獨逸品と同一品質のものが十分生産せらる事實明かとなりたる場合には、一定の手續を經たる後我國は前記附屬表に該品目を追加す。

(三)染料の輸入港は神戸及横濱に限定す

(四)本取極は日獨通商航海條約と同時に實施せられ、其の實施後二年を經過するときは、締約國の一方は該協定に變更を加へ度き旨を對手國に對し申出づることを得、尤も右通知後五月以内に商議完結せざるときは、兩締約國は何れも七月の豫告を以て本協定を廢棄することを得。なほ協定廢棄に關しては目下兩國間に協議中にして、右經まりたるときは本條約の追加條約となす豫定なり。

日伊通商條約改訂交涉

現行日伊通商航海條約は大正元年十一月廿五日羅馬に於て調印、翌年六月十八日より實施せられ、六年末を以て期限到來したるを以て、一ケ年の暫定取極の交換をなして存續せるが、同八年十月一日以來一方の廢棄の聲明あるまでは無期限に存續することに取極めしものにして、從つて兩國とも事態の變化に伴ふ改訂を希望したるも、落合

大使客死の爲め遷延せしが、後任松田大使羅馬着任後交渉を開始せり。

アビシニア新條約調印

我國とアビシニヤとの修交通商條約締結は大正十五年十一月以來彼我代表者間に交渉中なりしが、政府は在羅馬尼亞武者小路公使をアビシニヤ國に派遣し、同公使は昭和二年六月廿一日アデスアバベに於て先方當局との間に調印を了せり。同條約は全文四箇條より成れり。同國へは外國商人の手を經て相當多額の綿布輸入され、我商品の好市場と認めらる。

近き將來の締約國

南阿聯邦―排日の風潮熾なりし英國自治領南阿聯邦も、近來大に其の緩和を來せるを以て、同國の外交權獨得、外務省成立を機とし、外務省はケープタウン駐在領事今井忠直氏をして通商條約締結を交渉せしめ、同國の東洋人絶對拒絶に對し、何等かの解決を諒らしむる事となれり。右交渉にして進展せば、金剛石採掘等有望事業勃からざるべし。

波斯―波斯との修好基本條約は、我國より修正案を提出し、之が對案の送附を待ち居る有樣なりしが、最早單に用語上の困難を殘せるに過ぎざれば、九月中土耳古大使館書記官二瓶兵二氏の同國出張に依りて調印の運びとなり同國首府テヘランに昭和三年度より公使館開設の豫定なり。

埃及―日本と埃及間の通商條約は日本煙草の同國輸入に關し意見の相違あるも大體調印を了り近く調印を見るべしといふ。

排日移民法

大正十三年七月一日より實施されたる米國の排日移民法は、一九二四年移民法と稱し三十二箇條より成る。その排日移民法たる所以は、同法第十三條C項に左の如き規定を含むを以てなり。

合衆國市民となることを得ざる外國人は左の場合を除き合衆國に入國することを得ず

(一)第四條(B)(D)若しくは(E)項の規定に依り非歩合移民として入國し得る者

(二)前記(B)に依り入國し得る移民の妻又は十八才未滿の未婚の子にして該移民に同伴し又は呼寄せられたる者

(三)第三條に定めたる移民に非ざる者即ち之に依り日本人にして米國に入國し得るものは

第一　移民に非ざるものにして、同法第三條に規定する者、即ち

(一)政府の官吏並に其家族從者僕婢及び雇人

(二)一時的に旅行者として又は一時的に用務若くは觀光の爲めに渡來する者

(三)繼續的に合衆國を通過する者

(四)適法に合衆國に入國を許可されたる後合衆國の一地方より接壤外國領土を通過して他地方に赴く者

(五)合衆國の港に到着する船舶の乘員として從事する善意なる海員にして、單に其職務の爲め一時的に合衆國に入國せんとする者

(六)現行通商航海條約の規定に準據して單に商業を營む目的を以て合衆國に入國し得る者

第二　非歩合移民として入國し得るものにして、即ち同法第四條に規定する者、即ち

(一)既に適法に合衆國に入國を許可されたる移民にして、一時外國に赴きたる後歸還する者

(八)前項の移民の妻又は十八歳未滿の未婚の子にして、該移民に同伴し又は呼び寄せられたる者

(九)合衆國入國出願直前少くとも二年間引續き何れの宗教たるを問はず布教師の職にありし者、又はカレッヂ、アカデミー、セミナリー、又はユニヴアシチー教授の職にありし者にして、單に其職に從事する目的を以て入國せんとする移民、並に其同伴者若くは呼寄せたる妻及び十八歳未滿の未婚の子

(十)少くとも十五歳以上の善意の學生にして單に公認せられたる學校、カレッヂアカデミー、セミナリー又はユニヴアシチ!に於て勉學の爲め入國せんとする移民(特に右學校は本人自ら之を指定し勞働長官の認可を經たるものたることを要す。又右學校は各移民學生の就學終了を勞働長官に報告方承認したるものにして其報告を怠りたる場合には該認可は取消さるゝものとす)以上十項に該當せざるものは渡來し得ざることゝなれり。

紳士協約―元來米國に對する移民問題は、所謂紳士協約に依りて問題の發生を抑止し來りしものにて、この紳士協約の尊重せられし以上、何等排日的立法の要なき次第なるを以て、帝國は此點につき深く米國政府の反省を求むる處ありしも、遂に其效を奏せざりしものなり。謂ふ所の紳士協約とは千九百七年日米兩當局者間に往復されたる書翰に依り、相互の諒解を經たる日本の自發的移民制限に關する原則を指せるものにして、其内容左の如し。

一、日本政府は熟練及び不熟練勞働者に對し合衆國大陸に通用す可き旅券を發給せざる可し。但し以前に合衆國大陸に定住する者又は此等の者の兩親、妻若くは二十歳以下の子供は此限にあらず。旅券の形式は僞造を防止するやう工夫せられ、其發給は詐僞を防遏せむが爲めに各種の檢査規則に基き之を行ふ。

日本政府は千九百七年四月八日の合衆國行政令に示されたる勞働者の定義を是認す。

二、旅券は外務省の監督の下に特に權限ある官吏によりて發給せらる可し。外務省は本件に關する最上の監督權を有し、右行政事務を處理する爲に必要なる職員を有す。此等職員は學生、商人、旅行者其他の者が旅券の下附を申請せし場合、右申請者が勞働者となる處ありや否やに關し十分なる調査を遂げ、且つ申請者は現在の身分を維持するに必要なる資力又は其保證を有することを要す。申請者が旅券の發給を受くる資格ありや否やに付き疑ある場合には、當該事件は其決定を得る爲めに外務省に照會せらる可し。合衆國に定住したるとある勞働者に對する旅券は、合衆國に於ける日本領事館の證明書の提出ある場合始めて發給せられ當該勞働者の兩親妻子に對する旅券は、日本領事官の證明書の提出及び日本に於ける勞働者の家族の戸籍謄本の提出ありて始めて發給せらるべし。日本政府は詐僞を防遏する爲に愼重なる最善の手段を講ず。

三、日米兩國政府は米國に入國し及び米國より出國する日本人に對する月別統計表を交換す。」

四、日本政府は日本勞働者が合衆國に渡入國するを防遏する爲めに、合衆國に隣接する外國領土に赴かむとする此等勞働者の監督を一層嚴密ならしむ。

新移民法と銀行會社員及新聞記者

從來銀行又は會社より米國に於ける支店勤務の爲め社員を派遣する場合は、契約勞働法の關係上豫め勞働省の許可を得る等、入來の手續に付て非常の面倒ありしが、新移民法の規定に依り、今日に於ては此等の者の入來は容易となり居り。即ち新移民法の條項は第三條の第六項に「現行通商航海條約の規定に準據し、單に商業を營む目的を以て合衆國に入國し得る外國人」は非移民として入國し得ることを規定し、米國政府は條約上の商業とは日米兩國間の通商を指すものにして、日本に本店を有する商事會社の米國支店詰員及日本生產品の販賣、又は之が補充の爲に渡來する者等は、皆移民法上の現行通商航海條約の規定に準據して商業を營む目的を以て入來する者なりと認め入國を許可する方針なりとのことなるを以て、個人の場合所謂日米間の國際貿易に從事する者ならば、資本の大小は必ずしも直接の論點にあらず、又米國航路を有する日本汽船會社の支店員及日本に本店を有する銀行の支店員等も、同樣商業を營む者として當在期間に制限なく入米を許可せらるゝことゝなれり。次に夫が國際商業に從事する者として入米を許可せられたる場合、其妻子の入國は如何になるかと云ふ點は、新移民法上「テクニカル」の問題としては、妻子は一時的用務又は觀光として一時入國する者の滯米期間は、一箇年以内の範圍に於て移民官の裁量に依り滯留期間を定められ、若し該期間が一箇年以上となるときは、特に移民官より勞働省の決定を求むる必要あるを以て、相當の不便ある次第なるが、實際上に於ては米國政府當局は此等妻子に對しては特別考量を加へ、夫が滯米資格を維持する期間は其の妻子も滯米することを得るやう便宜の取計を爲す由なり。又日本新聞社の特派員は、海外商業の範圍に屬するものと認め、善意の者ならば國際商業に從事する者として入國を許可せらることゝなり居れり。斯の如く新移民法實施後、銀行會社員等は從來の如き面倒なる問題を惹起せず、自由に渡航し得ることゝなり、又學生は米國當局の指定せる諸學校の入學證明書を得たる上、米國領事より移民査證の發給を受くることになり居れるが此の學生の入國手續に付ても現在の取扱に著しき不便なる點あること明白とならば、米國側にては渡米學生の旅券取扱を變更するに吝なる事なしと信ずべき理由あり。

國際諸會議

國際經濟會議―聯盟主催の國際經濟會議は昭和二年五月四日より同廿三日までゼネヴアに於て開催、日、英、佛、獨、伊等の主要聯盟國及米、露以下二十數ヶ國參加、議題は國際經濟の一般的重に特殊問題にして頗る廣汎複雜なるも、根本趣旨は經濟的武裝の解除、國際經濟の合理化、主として大那側より交通部其他代表者出席、會議主要事項は一、日支連絡手、小荷物保險運送の件二、釜山北京間に萬國寢臺會社の寢臺車より外に方法なき樣なり。而して一時入國者の滯米期間は、一箇年以内の範圍に於て移民官の裁量に依り滯留期間を定められ、若し該期間が一箇年以上となるときは、特に移民官より勞働省の決定を求むる必要あるを以て、相當の不便ある次第なるが、實際上に於ては米國政府當局は此等妻子に對しては特別考量を加へ、夫が滯米資格を維持する期間は其の妻子も滯米することを得るやう便宜の取計を爲す由なり。又日本新聞社の特派員は、海外商業の範圍に屬するものと認め、善意の者ならば國際商業に從事する者として入國を許可せらることゝなり居れり。斯の如く新移民法實施後、銀行會社員等は從來の如き面倒なる問題を惹起せず、自由に渡航し得ることゝなり、又學生は米國當局の指定せる諸學校の入學證明書を得たる上、米國領事より移民査證の發給を受くることになり居れるが此の學生の入國手續に付ても現在の取扱に著しき不便なる點あること明白とならば、米國側にては渡米學生の旅券取扱を變更するに吝なる事なしと信ずべき理由あり。

國際諸會議

國際經濟會議―聯盟主催の國際經濟會議は昭和二年五月四日より同廿三日までゼネヴアに於て開催、日、英、佛、獨、伊等の主要聯盟國及米、露以下二十數ヶ國參加、議題は國際經濟の一般的重に特殊問題にして頗る廣汎複雜なるも、根本趣旨は經濟的武裝の解除、國際經濟の合理化、主として大那側より交通部其他代表者出席、會議主要事項は一、日支連絡手、小荷物保險運送の件二、釜山北京間に萬國寢臺會社の寢臺車直通の件三、日支貨物連絡の件。

第十四回萬國氣海會議―十五年十二月九日より埃及アレキサンドリアに於て開會、國際間の内水氣行及海洋氣行の二部に分ち九項に亘りて協議せり。

汎太平洋教育會議―昭和二年四月十一日より布哇ホノルに於て開催、太平洋沿岸廿數國參加、教育、土地開發、國民娯樂、失業者復興問題を附議し我國より三好、上原兩博士出席せり。

第四回國際商議總會―昭和二年六月廿七日より瑞典ストツクホルムに開催、我國より稻垣勝太郎、今岡純一郎兩氏出席。

萬國保險會議―大正二年第七回總會を最後として中絶し居る同會議は昭和二年六月廿七日より倫敦に於て開催、小口保險以下六項の議題に就て協議せり。

太平洋問題大會―第二回太平洋問題調査大會は昭和二年七月十五日より二十九日まで布哇ホノルに於て開催。議題は第一部文化、(宗教、教育、社會制度)、第二部經濟(資源、産業、商業及財政)第三部人種及人口第四部政治外交にして、出席者國別は我國より廿名、布哇十五名、加奈陀十六名、米國四十三名、濠洲二名、朝鮮二名、其他二十五名、總數百二十一名なり。

新聞代表者會議―國際聯盟主催の新聞代表者會議は昭和二年八月二十四日より、ゼネヴアに開催、參加國四十數箇國、列席委員は各國外務省情報部長を交へて七、八十名に達すべく、主要國代表者は米國A・P社長ノイエス以下五名、英國ロイテル通信專務ジーンス氏以下四名、佛國アヴアス通信專務メイノット氏以下三名、日本新聞聯合理

事顧問伊達源一郎氏外二名にして、主要議題は一、有線無線電報料金の値下一、ニユース版權一、通信員の國際的職務執行上の待遇問題其他專門的各種懸案の解決を計るにあり。

萬國禁酒大會—昭和二年八月十七日より八月二十三日まで、米國加州に於て開會、三十四箇國より五十五の禁酒團體代表と政府代表合せて三千人出席の豫定にて、我國よりは少年禁酒軍の金森すみ子、函館禁酒軍幹事渡邊順子二氏出席す。

涉外雜事

婦人賣買年齡留保撤廢—大正十四年末、獨逸外二十六ケ國間に調印せられたる婦人賣買年齡制限條約は、二十歲以下を以て制限年齡と規定せるに對し、我國は十八歲以下とするの留保付を以て之に參加したるが、昭和二年三月遂に保留條件一切を撤回することとなり、國際聯盟を經て其旨各締結國へ通告せり。

日系米人市長當選—一九二七年七月米國メリーランド州エドモントン市の市長選擧に際し、日本人系米人松平欽次郎氏は二名の米國人候補者を破つて當選せり、之れ日系米人市長の嚆矢なり。

米國排日近況—一九二四年七月一日より實施せられたる排日移民法以來、稀に邦人の利益となる例外的判決なきにあらざりしかども、他方各州に於て部分的に機會だにあらば排日法を擴充せんとするの傾向あり。即ち加州議會は最近議員スカッダー氏の提出に係る新排日法案を通過したるが、右は比律賓又は布哇に出生せりと稱する日本人は米國政府をして多額の費用を投じて之を調査せしむることとし、又加州に於て外人が土地を獲得せんとする場合にも、納稅地及市民權に付き立證を强制するものなり。又アイダホ及びユタ州議會に於ける「日本人を後見人とする米國生れ兒童の土地所有權讓渡禁止案」は握り潰しの運命に遭遇せるを斷たざるべし。尙加奈陀の英領コロンビヤ州議會にも、日本人の土地所有廢止案、日本學童分離案、日本勞働者の伐木事業禁止案州議會に提出せられたるも、幸に委員會に於て否決されたり。

戴天仇氏の來朝—支那南方政府の特派赴日專使戴天仇氏は重要使命を帶びて二月二十五日入京、日本朝野の國民政府に對する諒解に努むる所あり、三月廿二日退京せり。

東方會議—對支政策確立の助成機關たるべき我が東方會議は本年六月廿七日より外相官邸に於て開催、外務主腦部並に在支公使總領事、陸海軍側等の關係官出席、支那南北各地並に滿蒙に於ける政治、經濟、通商貿易、交通、國境警備等に關して、各分科會を開き、對支政策の根本的考究及び當面對策に就て論究し七月五日を以て結了す。

國際救濟同盟成立—昭和二年七月四日よりゼネヴアに開會せられたる、災害救濟同盟設立に關する國際聯盟會議は、國際災害救濟同盟の設立並に其の構成及び事業の範圍方法等に關する協約及び定款草案を完成同月十二日閉會せるが、其規定大要左の如し。

一、同盟は各國罹災民救濟を圖る。

一、同盟の救濟事業は何れの國に於てする場合にも、その國の政府の同意を經ることを要す。

一、同盟は本部をゼネヴアに置き、理事長の指揮の下に行ふ。

一、救濟費は基本基金並に政府及び個人よりの寄附金を以てす。

國際紳士錄—國際聯盟の學藝協力國際學院は、今回全世界の著名なる人物を網羅するインターナショナル　フース　フーを編纂することとなり明年中經育マークイス會社より發刊の豫定なるが、同書中に載せらるる列國名士は約一萬五千人にして、內約四百人は日本人に充て政治、經濟、財政教育其他各方面の著名なる人物を網羅すべしと。

日獨文化交換—大戰に依りて一頓挫を來せる日獨文化の交換は、ゾルフ大使其他學界名士の斡旋に依り、大正十五年伯林に設立せられたる日獨協會と、過般日本に設立せられたる日獨文化協會と相呼應して日本の文化紹介に努め、獨逸留學中の鹿子木博士は伯林大學にて「日本人の心理本體」を講義し居れるが、日本協會理事ハーバー博士の主唱に依り、獨逸學術保護協會より日獨文化協會に對し三萬馬克の書籍を寄贈することとなりたり。

白國大學に日本文化講座—先に巴里大學市日本部建設のために三十萬圓を寄附せる、薩摩次郎八氏は六月二十八、九兩日に亘りベルギールーバン宗大學五百年記念祭擧行に當り、安達大使の斡旋にて同大學に薩摩講座を設くるため、父次郎左衞門氏の名を以て十萬フランを寄附せり、右の內容は日本の宗教文學美術等一般文化を紹介し、日白親善に資せしむるものにして、白國政府は功勞により薩摩父子に勳章を授與する事となれり。

學生兒童交歡—國際的了解增進の目的を以て、從來彼我大學教授交換、學生來往等の實行せらるる外、更に純眞無垢なる兒童を中心に國際親善の實を擧げんとの國際協會の企圖實現せられ、世界各國少年少女の手に成る繪畫、手工、工藝見本、動物標本、ポスター等の第一回國際兒童作品展覽會二月廿一日より一週間銀座松屋に開催せられ、又米國よりはギューリック博士の發起にて、米國少年少女より日本兒童に三萬個の人形寄贈せられ、我國よりも答禮として日本赤十字社より振袖人形を寄贈せり。

補助艦競爭實狀

華府會議の結果、列國は期せずして補助艦の擴張充實に努る事となり、之を中心とする製艦競爭を激甚ならしめし看あり、即華府會議當時の主要海軍國の補助艦勢力は

艦種別	英國	米國	佛國	伊國	日本
巡洋艦	五四	三六	一六	一五	一二
驅逐艦	二〇四	三〇三	四二	五五	七七
潜水艦	六三	一〇八	六七	四三	四二

にして、此勢力は當時の現有勢力として、制限比率設定に關し論議を重ねられしものなるが、補助艦制限不成立となるや、列國は直に擴張計畫を樹立し、遂に左記の如き製艦競爭を實現する事となれり。

國	會議後建造數 巡	驅	潜	建造中のもの 巡	驅	潜	未起工の分 巡	驅	潜
英國	九	二〇	八	二二	—	九	二	—	—
米國	二〇	—	四四	二二	—	六	一三	三	四
佛國	一二	一九	九	三	一五	三	一	七	七
伊國	—	一六	—	二	二三	一四	二	—	—
日本	六	三	一四	六	一四	一四	四	一五	五

右の內、日本の分は華府會議直後當局の聲明せる如く、八八計畫放棄後の既定計畫に伴ふ不足艦の建造にして、其未起工分も廢艦補充たるに過ぎず、列國のそれと同一視すべからざる性質のものなり。

日本と主要國間の條約締結年月

對手國	條約名稱	調印年月日	批准年月日
亞米利加合衆國	通商航海條約△	明治四四・二・二一	明治四四・四・四批准
〃	著作權保護に關する協約	〃三八・一一・一〇	〃三九・五・一〇〃
〃	日米仲裁々判條約	〃四一・五・五	〃四一・八・二四〃
〃	ヤップ嶋條約	大正一一・二・一一	大正一一・七・一〃
亞米利加合衆國外二國	太平洋條約	〃一〇・一二・一三	〃一二・八・一七批准書寄託
亞米利加合衆國外三國	海軍軍備制限條約	〃一一・二・六	〃一二・八・一七〃
亞米利加合衆國外七國	支那に關する條約	〃一一・二・六	〃一四・八・五批准
亞米利加合衆國外七國	支那關稅條約	〃一一・二・六	〃
亞米利加合衆國外三國	潜水艦及毒瓦斯に關する條約	〃一一・二・六	〃
亞米利加合衆國外二國	膃肭獸保護條約	明治四四・七・七	明治四四・一二・一三〃
亞米利加合衆國外二十五國	國際航空條約	大正八・一〇・一三	大正一一・六・一批准書寄託
亞米利加合衆國外五國	セルボ・クロアート・スロヴェーヌ條約	〃八・九・一〇	〃九・一〇・一三批准
〃	チエック・スロヴアキア條約	〃八・九・一〇	〃九・一〇・一〇〃
亞米利加合衆國外二十六國	對獨平和條約	〃八・六・二八	〃九・一・一〇批准書寄託
亞米利加合衆國外十六國	對墺平和條約	〃八・九・一〇	〃九・一〇・一三批准
亞米利加合衆國外十七國	對洪平和條約	〃九・六・四	〃一〇・一〇・一二批准書寄託
亞米利加合衆國外十四國	對勃平和條約	〃八・一一・二七	〃一〇・一〇・一二〃
亞米利加合衆國外四國	羅馬尼條約	〃八・一二・九	〃九・一〇・一三批准
亞米利加合衆國外五國	波蘭國條約	〃八・六・二八	〃九・一一・七〃
亞米利加合衆國外七國	「スピッツベルゲン」に關する條約	〃九・二・九	〃一四・一一・九公布
英吉利	修好通商航海條約△	明治三一・一・二三	明治四一・九・八批准書交換
〃	通商航海條約△	〃四四・四・三	〃四四・五・五〃
〃	印度通商條約	〃三七・八・二九	〃三八・五・一〇〃
英吉利外六國	對土平和條約	大正一三・七・二四	大正一三・八・六批准
〃	失業に關する條約	〃八・一一・一〇	〃一一・一〇・八〃
英吉利外五十四國	海員に對する職業紹介所設置に關する條約	〃八・一一・一〇	〃一一・一〇・八〃
〃	農業使用兒童年齡に關する條約	〃八・一一・一〇	〃一三・一二・九〃
英吉利外三十八國	通過の自由に關する條約	〃一〇・四・二〇	〃一四・八・二批准書寄託
英吉利外三國	メーメルに關する條約	〃一三・五・八	〃一四・一二・二三批准書寄託
伊太利	通商航海條約△	大正元・一一・二五	大正二・七・一六批准書交換

對手國	條約名稱	調印年月日	批准年月日
伊太利	萬國農事協會に關する條約	明治三八・六・七	明治四〇・六・六批准書寄託
伊太利外三十九國	修好通商航海條約・	大正七・八・二六	大正八・二・二一批准書交換
エクアドル	通商海關稅及航海に關する協定	〃一三・一〇・二	〃
墺地利	修好通商航海條約・△	明治四五・七・六	明治四五・九・二〇〃
和蘭	通商航海條約△	〃三・六・一	〃四五・一二・二二〃
希臘	修好通商航海條約・	〃四五・二・五	〃四五・一〇・三〇〃
哥倫比亞	通商航海條約	〃三・七・二	〃三・一〇・二一〃
〃	追加通商航海條約	〃三六・一〇・八	〃三九・一〇・二一〃
支那	輸入稅率改訂に關する協定	〃四五・八・二九	大正八・七・二一〃
〃	滿洲に關する條約	〃三八・一二・二二	〃三五・一二・一〇告示
〃	新奉及吉長鐵道協約	〃四〇・四・一五	〃四〇・二・一五〃
〃	同續約	〃四二・一一・一二	〃四二・一・一七〃
〃	日清間協約	〃四二・九・一三	〃四二・九・八〃
〃	南滿洲及東部內蒙古に關する條約	大正四・五・二五	大正四・六・七批准
〃	郵便物交換に關する約定	〃一一・一二・八	〃一二・一・二發表
支那	修好通商航海條約	明治三二・二・二五	明治三二・五・三一批准書交換
暹羅	居住通商條約	〃四四・六・二一	〃四四・一二・二〇〃
瑞西	司法的解決條約	大正一四・一〇・二六	〃
瑞典	赤十字條約	〃一一・九・五	大正一一・一一・六公布
瑞西外十國	通商航海條約△	明治四四・五・一九	明治四四・七・二三批准書交換
瑞典	特別相互關稅條約△	〃四四・五・一九	〃四四・七・二三〃
西班牙	修好交通條約△	〃四四・五・二五	〃四四・七・二〇〃
〃	特別通商條約△	〃三三・一・二八	明治三三・三・二七〃
塞耳比亞	通商航海條約	大正一一・二・一六	〃
セルブ・クロアート・スロヴェーヌ	通商航海條約	〃一三・一一・一六	〃一四・一・二〇公布
ソビエット	修好條約	〃一四・一・二〇	〃一四・二・二六〃
露西亞	修好通商航海條約・	明治三〇・九・二五	明治三〇・九・二四批准書交換
智利	追加條款	〃三二・一〇・一六	〃三九・五・二〇〃
智利	通商條約	大正四・二・二三	大正一五・一〇・二〇批准書交換
〃	特別相互關稅條約△	〃四五・二・二二	〃
古巴	通商條約	昭和二・二・一〇	〃五・五・六〃
丁抹	萬國郵便條約	大正九・一一・三〇	大正一〇・一一・一六批准
獨逸外五十國	文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設に關する條約	明治一九・九・九	明治三二・四・一八加入
獨逸外九國	同修正ベルヌ條約	〃四一・一一・一三	〃四三・六・九批准書寄託
獨逸外十三國	同追加議定書	大正三・三・二〇	大正四・三・六〃
獨逸外十六國	メートル條約	明治八・五・二〇	明治一八・九・九加入
獨逸外四十一國	國際紛爭平和的處理條約	〃四〇・一〇・一八	〃四五・一・一三批准
獨逸外九國	國際阿片條約	〃四五・一・二三	〃九・一〇・二〇公布

對手國	條約名稱	調印年月日	批准年月日
獨逸外廿六國	婦人及兒童の賣買禁止條約	大正一〇・九・三〇	—
諾威	通商航海條約△	明治四四・六・一六	明治四四・七・一五批准書交換
〃	特別相互關稅條約△	〃四四・六・一六	〃四四・七・一五〃
パラグァイ	修好通商條約●	大正八・一一・一七	大正一一・八・一五公布
芬蘭	通商航海條約△	—	〃一五・一〇・一三批准書交換
伯刺西爾	修好通商條約△	明治二八・一一・五	明治二九・二・二三〃
佛蘭西	通商航海條約△	〃四四・八・一九	〃四五・四・一二〃
〃	佛領印度支那に關する日佛間宣言	〃四四・八・一九	〃四四・八・二六〃
秘露	通商航海條約△	〃二八・三・二〇	明治二九・二・二四批准書交換
白耳義	通商關稅及航海に關する暫定取極△	〃四四・七・八	〃四四・七・一五公表
白耳義外十一國	萬國工業所有權保護同盟條約	〃一六・三・二〇	〃三二・四・一八加入
白耳義外十九國	同巴里同盟條約	〃四四・六・二	大正一二・四・一批准書寄託
ボリヴィア	修好通商條約	大正三・四・一三	〃一五・三・二五批准書交換
葡萄牙外二十四國	常設國際司法裁判所規定	〃九・一二・一六	〃一〇・一一・一六批准
墨西哥	修好通商條約	明治二一・一一・三〇	〃一三・六・一六批准書交換
波蘭	通商航海條約	大正一一・一二・七	〃一四・一・一六公布

條約名の下に△印を附せるは有効期間滿了し、●印を附せるは初めより其定めなく、何れも一方の通告に依り所定期間(多くは一年内)に廢止せらるゝものなり。尚、ダンチッヒ自由市の外交事務を處理する權限を有する波蘭國政府は、日、波蘭通商航海條約の効力を同自由市の領域に擴張せんことを希望せるを以て、昭和二年四月十一日ワルソーに於て公文交換を了し、同市は該條約に加入することゝなれり。

華府會議諸條約諸決議

名稱	署名國	摘要
海軍軍備制限に關する條約	日英米佛伊	主力艦に關する五・五・三・一・七五・一・七五の比率の協定、太平洋防備現狀維持の協定を含む有効期限十四年
潛水艦及び毒瓦斯に關する五國條約	日英米佛伊	戰時海上に於ける中立人及び非戰鬪員の生命の保護に關する潛水艦使用制限及び毒瓦斯禁止
太平洋方面に於ける島嶼たる屬地及び島嶼たる領地に關する四國條約	日英米佛	日英同盟の終焉を規定す 太平洋問題に關する共同會商
同追加協定	同	日本の本土除外
支那に關する九國條約	日英米佛伊白和葡支	支那の主權獨立並領土保全の尊重、門戸開放機會均等主義の樹立
支那の關稅に關する條約	日英米佛伊白和葡支	現實從價五分實施承認、特別會議に依る從價二分五厘附加等
山東懸案解決に關する條約	日支	山東還附條件を約定す
ヤップ島及び他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する日米條約	日米	米國は日本の委任統治を認め日本は米國に通商の自由を認む

決議—(一)戰時法規の改正を審議する法律委員會に關する決議、(二)決議第一に規定する法律委員會の權限を制限することに關する決議、(三)極東問題諮議院に關する決議、(四)支那國に於ける治外法權に關する決議、(五)支那國に於ける外國郵便局に關する決議、(六)支那國に於ける軍隊に關する決議、(七)支那國に於ける無線電信局に關する決議及附屬聲明、(八)支那國に於ける鐵道統一に關する決議及び支那國の附屬聲明、(九)支那國軍隊の削減に關する決議、(十)支那國の又は支那國に關する現存契約に關する決議、(十一)一切の諸國(支那國を含む)に依り承認せられたる東支鐵道に關する決議

五國海軍條約

大正十一年二月六日、華盛頓に於て日、英、米、佛、伊五國間に調印せられたる海軍々備制限條約(十二年八月十七日効力發生)は其の主力艦比率を英米各一〇、日本六、佛伊各三・三とし、十年間海軍休日を實行するの二點を骨子とし、一方、太平洋の防備制限を規定せるものにて、その要項卽ち左の如し。

主力艦制限—條約實施後十年内に保有さるる各國海軍の主力左の如くにして、各基準排水量三萬五千噸を超ゆるを得ず、又口徑十六吋を超ゆる砲を搭載するを得ざるものとす。

【英國】△主力艦二〇隻　總計五五八、九五〇噸△砲力三十四珊砲四八門、三十八珊砲一〇〇門、四十珊砲一八門、計一六六門

【米國】△主力艦一八隻、總計五二五、八五〇噸△砲力二十珊砲四四門、三十六珊砲一二四門、四十珊砲二四門、計一九二門

【日本】△主力艦一〇隻、總計三〇一、三二〇噸△砲力三十六珊砲八〇門、四十珊砲一六門、計九六門

【佛國】△主力艦弩級艦七隻、弩級戰艦三隻　總計二二一、一七〇噸△砲力三十珊砲六〇門、三十四珊砲三〇門、計九〇門

【伊國】△主力艦弩級艦六隻、弩級戰艦四隻　總計一八二、八〇〇噸△砲力三十珊砲八五門

佛、伊兩國は多數の舊艦を所有する關係上、特に十六年より代艦の起工に着手するを得。

航空母艦制限—航空母艦に對する制限は、英國及び米國各一三五、〇〇〇噸、日本八一、〇〇〇噸、佛國及び伊國各六〇、〇〇〇噸にして、各基準排水量二七、〇〇〇噸を超ゆるを得ず(但し二隻に限り三三、〇〇〇噸艦を建造するを得)又八吋砲以上を裝備するを得ず、其砲數は六吋砲以上十門を限度とし、六吋砲以下は制限せず。

主力艦及航空母艦以外の制限—基準排水量一萬噸を限度とし、備砲は八吋を超ゆるを得ざる規定なり。

潛水艦に關する條項—商船は其の拿捕せらるゝに先ち、之れが性質を決定する爲め、臨檢及び搜索に服すべきことを命ぜらるべし。商船は警告の後、臨檢及び搜索に服することを拒み、又は拿捕の後示命せられたる如く進航することを拒みたる場合にあらざればこれを攻擊することを得ず。商船は先づ其乘組員及び乘客を安全なる地位に移したる後に非ざれば、之を破壞することを得ず。

太平洋防備制限—日、英、米三國は、左に特定せる各自の領土及び屬地に於て要塞及び海軍根據地に關し、本條約調印の時に於ける現狀を維持し、何等其設備を增大するが如き處置を執らざるものとす。

一、合衆國が太平洋に於て現に領有し、又將來獲得する事あるべき島嶼たる屬地。但し(イ)合衆國海岸、アラスカ及び巴奈馬運河地帶に近接せる諸島嶼にしてアリューシャン諸島以外の者、並に(ロ)布哇諸島を除く。

二、香港並に英國が東經百十度以東の太平洋に於て現に領有し、又は將來獲得することあるべき島嶼たる屬地。但し(イ)加奈陀海岸に近接せる諸島嶼、(ロ)濠太利聯邦及び其領土、並に(ハ)新西蘭を除く。

三、太平洋に於ける日本の島嶼たる下記の領土及び屬地。卽ち千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及び澎湖島、並に日本が將來獲得することあるべき太平洋に於ける島嶼たる領土及び屬地。

太平洋條約

亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及び日本國は、大局の平和を確保し、且つ太平洋方面に於ける其島嶼たる屬地及び領地に關する各自の權利を維持する目的を以て、條約を締結することに決し、(全權名略)を各其全權委員に任命し、各全權委員は互に其全權委任狀を示し、之が良好妥當なるを認め左の如く協定せり。(一九二一年一二月一三日)

第一條　締約國は太平洋方面に於ける其島嶼たる屬地及び領地に關する各自の權利を左に尊重すべきことを約す。若し締約國の何れかの間に、太平洋問題に起因し、且前記の權利に關する爭議を生じ、外交手段に依りて滿足なる解決を得ること能はず、且つ其間に現存する圓滿なる協調に影響を及ぼすの虞ある場合には、右締約國は他の締約國の共同會商を求め、當該事件全部を考量、調整の爲め共議に付すべし。

第二條　前記の權利にして、締約國以外の國の侵略的行爲に依り脅威せらるゝ場合には、締約國は右特殊事態の急に應ずる爲め、共同に又は各別に、執るべき最も有效なる措置に關し了解を遂げむが爲め、充分に且つ隔意なく互に交涉すべし。

第三條　本協約は實施の時より十年間効力を有し、且つ右期間滿了後、締約國の何れよりも十二月前の豫告を以て之を終了せしむるの權利を行使せざる限り、引續き効力を有す。

第四條　本協約は締約國の憲法上の手續に從ひ、成るべく速かに批准せらるべく、且つ華盛頓に於て行はるべき批准書寄託の時より實施せらるべし。千九百十一年七月十三日倫敦に於て締結せられたる、大不列顛國及日本國間の協約は之と同時に終了するものとす。

別記宣言—本日亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及日本國間の條約に署名するに當り、各署名國の了解及旨意は左の如くなることを茲に宣言す。

一、本條約は太平洋に於ける委任統治諸島に之を適用す。但し本條約の締結は、右委任統治に對し亞米利加合衆國に於て同意を與へたるものと認むることを得ず、且つ右委任統治諸島に關し、亞米利加合衆國及び當該委任統治國間に於ける協定の締結を妨ぐるものに非ず。

二、第一條第一項に掲ぐる爭議は、國際法の原則に依り、專ら當該國の國內法に關する問題を含むものと解すべからず。

追加協定—亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及び日本國は、千九百二十一年十二月十三日華盛頓に於て署名したる四國條約の追加として、各其全權委員をして左の條項を約定せしめたり。

前記條約に使用せられたる島嶼たる屬地及び領地なる語は、之を日本國に適用するに就きては、單に樺太(卽ち薩哈嗹島の南部)、臺灣及び澎湖列島並に日本國の委任統治の下に在る諸島のみを包含すべきものとす。本協定は前記條約の追加として、之と同一の効力を有す。千九百二十一年十二月十三日の前記條約の第四條批准に關する規定は本協定に之を適用す。本協定は佛蘭西語及び英吉利語を以て本文とし、合衆國政府の記錄に寄託保存せらるべく、其認證謄本は同政府之を他の締約國に送附すべし。(千九百二十二年二月六日)

本協約締結の由來—明治卅五年(千九百二年)初めて日英兩國の間に締結せられ、同三十八年(千九百五年)及び同四十四年(千九百十一年)兩國の改締を經たる同盟條約は、大正十年頃より英米兩國間に共存續につき往々異議を唱ふるものを生じ、遂に華盛頓會議開催の一因を爲すに至れるものにして、本條約は卽ち之が救濟の方法として締結されたるなり。(本書十一年版及び十二年版參照) 第四條末文の協約とは卽ち此同盟條約を指す。日英米三國は十二年中既に本協約に批准を與へ十三年八月佛國の批准を經て其効力を發生せり。

ロカルノ條約

獨逸國大統領、白耳義國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、グレート・ブリテン・アイルランド聯合王國及グレート・ブリテン海外領土皇帝、印度皇帝陛下並に伊太利國皇帝陛下は千九百十四年より千九百十八年に至る戰爭の災禍を被りたる諸國民の掬懷する安全及び防衞の希望を滿足せしめんことを欲し、白耳義國の中立に關する諸條約の廢棄を確認し、且歐洲の紛爭の中心たりし地帶に於ける平和を確保するの必要を認め、又一切の關係署名國に對し、國際聯盟規約及右諸國間の現行諸條約の範圍內に於ける補充的保障を與へむとする誠實なる希望に促され、これが爲め條約を締結するに決し(全權名略)を各其全權委員に任命し、之れ右各員は互に其の全權委任狀を示し、之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり。

第一條　締約國は千九百十九年六月二十八日「ヴェルサイユ」に於て署名せられたる平和條約に依り、又は同條約の實施に依りて定められたる、獨逸國白耳義國間及獨逸國佛蘭西國間の國境を基礎とする領土上の現狀維持及該國境の不可侵並に武裝解除地帶に關する右條約第四十二條及第四十三條の規定の遵守を左の諸條に規定する所に從ひ、各別に及共同に保障すべし。

第二條　獨逸國及白耳義國並に獨逸國及佛蘭西國は、何れの一方よりも攻擊又は侵

入を爲さず、且つ如何なる場合に於ても戰爭に訴へざることを互に約す。但し右規定は左の場合に之を適用せず。

一、正當防衛の權利を行使する場合即ち前項の約定の違反又は前記一ヴェルサイユ」條約第四十二條若は第四十三條の違反又は前記一ヴェルサイユ」條約第四十二條の明白なる違反が挑發せられざる侵略行爲たり且つ武裝解除地帶に於ける兵力の集合に因り、即時の行動を必要とするとき右違反に對抗する場合

二、國際聯盟規約第十六條の適用に依り行動する場合

三、國際聯盟の總會若は理事會の決議に依り、又は國際聯盟規約第十五條第七項の適用に依り行動する場合、但し後の場合は右行動が最初に攻擊を開始したる國に對して行はるゝときに限る。

第三條　獨逸國及白耳義國並に獨逸國及佛蘭西國は、本條約第二條に於て其の相互に爲したる約定に鑑み、右諸國間の意見一致せらるべき一切の問題にして、通常の外交手段に依り解決すること能はざるものは、其の性質の如何を問はず、平和的方法に依り且左の如く之を處理すべきことを約す。

當事者間が互に權利を爭ふ一切の問題は裁判官に付託せらるべく、當事者國は其の判決に服することを約す。其の他の一切の問題は、調停委員會に付託せらるべく、且兩當事國が右委員會の提議する調停に同意せざるときは、該問題は國際聯盟理事會に付託せらるべし。聯盟理事會は國際聯盟規約第十五條に從ひ處理すべし。

右平和的處理方法の態樣は、本日署名せらるゝ特別條約を以て之を定む。

第四條　締約國の一が本條約第二條の違反又は「ヴェルサイユ」條約第四十二條若は第四十三條の違反を行ふときは本條約第四條の規定を適用すべし。

第三條に揭くる國の一が本條約第二條の違反又は「ヴェルサイユ」條約第四十二條若は第四十三條の違反を行ふことなくして、平和的處理方法に從ふことなく又は仲裁判決若は司法判決を履行することを拒む場合に於ては、他方當事國は之を國際聯盟理事會に付託すべく、同理事會は執るべき措置を提議すべし。締約國は右提議に從ふべし。

第六條　本條約の規定は「ヴェルサイユ」條約及其補充協定（千九百二十四年八月三十日倫敦に於て署名せられたる協定を含む）に基く締約國の權利及義務に影響を及ぼさゞるものとす。

第七條　平和維持の確保を目的とし、且つ國際聯盟規約に合致する本條約は、世界の平和を有效に保全する爲、適當なる措置を執るの國際聯盟の任務を制限するものと解釋せらるゝことを得ず。

第八條　本條約は國際聯盟規約に從ひ國際聯盟に登錄せらるべし、本條約は何れかの締約國が他の署名國に對し、三月前に通告したる請求に基き、國際聯盟理事會に於て國際聯盟が締約國に對し、充分なる保障を確保することを三分の二の多數を以て確認する迄其の効力を存續すべく本條約は其の後一年の期間滿了後其の効力を失ふべし。

第九條　本條約は「グレート・ブリテン」國の何れかの自治領又は印度に對し何等の義務を課せざるべし。但し右自治領又は印度の政府が、右義務を受諾する旨通告したる場合は此の限りに非ず。

第十條　本條約は批准せらるべく、批准書は成るべく速に「ジュネーヴ」に於て國際聯盟の記錄に寄託せらるべし。

本條約は一切の批准書が寄託せられ、且つ獨逸國が國際聯盟の聯盟國と爲りたる時より實施せらるべし。

本條約は本書一通を作成し之を國際聯盟の記錄に寄託すべし、國際聯盟事務總長は、其の認證謄本を各締約國に交付すべし。

右證據として前記各全權委員は本條約に署名せり。千九百二十五年十月十六日「ロカルノ」に於て作成す。（署名略之）

支那に關する九箇國條約

十一年二月六日華盛頓に於て、日、英、米、佛、伊、白、蘭、葡、支九箇國の調印せる支那に關する條約要綱左の如し。

第一　支那國を除く各締約國は左の通り約定す。

（一）支那の主權獨立並に領土的及び行政的保全を尊重すべし。

（二）支那に對し有力且つ安固なる政府の樹立及び維持の爲め、最も安全且つ障害なき機會を與ふべし。

（三）支那の全領土に亘り、各國民の商業上の機會均等主義を有効に確立し、且つ維持する爲め努力すべし。

（四）友好國の臣民若しくは市民の權利を減殺すべき特殊權利若しくは特典を獲得するが爲め、支那に於ける政情を利用せず、又友好國の安寧を害する行爲を支持せざるべし。

第二　締約國は前項に宣明せられたる原則

に違背し、若しくは之を害すべき如何なる條約、協定、取極、或は了解を相互間に、又は各別若しくは協同に、他の一國若しくは數國と締結せざるべきことを約定す。

第三　支那國を除く各締約國は、總ての國民の商工業の爲め、支那に於ける門戶開放或は機會均等主義を一層有效に適用するの目的を以て、左の通り約定す。

（イ）支那の如何なる特定の地域に於ても商業或は經濟の發展に關して、自己の利益の爲め何等一般的優越權を設定せむとする協定を求めず、又其人民の斯かる協定を求むるを支持せざるべし。

（ロ）他國民が支那に於て適法なる商工業を營むの權利、又は其種の如何を問はず公共企業を支那中央政府若しくは地方官憲と共同經營するの權利を奪ふが如き或は其規模、期間、若しくは地理的區畫に依り、機會均等主義の實際的適用を無効に歸せしむるが如き、如何なる獨占權若しくは優先權を求めず、又其人民の之を求むるを支持せざるべし。

但し、本協定は特定の商工業若しくは財業的企業の經營及び發明、並に研究の奬勵に必要なる財產若しくは權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす

支那政府は本條約當事國たると否とに拘らず、總ての外國政府又は人民より經濟的權利及び特權の出願ありたるときは、之が取扱に方り、前記協定の主義に準據することを約す。

第四　締約國は各自國民相互間の約定にして、支那領土の一定の地方に於て勢力範圍を創定し、若しくは實際上排他的機會の享有を想定せむとするものを支持せざることを約定す。

第五　支那政府は支那に於ける全鐵道を通じ、其種類の如何を問はず、不公平の差別待遇を爲し又は許容せざるべきことを約す。偽示せば、旅客の國籍、出發國、若くは到着國、貨物の原產地、所有者、積出國、若しくは仕向國、或は前記旅客若しくは貨物が、支那鐵道に依り輸送せらるゝ前若しくは後に於て、之を運轉する船舶、其他輸送機關の國籍若しくは所有者の如何に依り、運賃又は便宜に付き、直接にも間接にも、何等差別を設けざるべし。

支那國以外の締約國は、前記鐵道中、右諸國又は其國民が許與又は特殊協定、其他に基き支配を爲し得る地位にあるものに關し前項と同趣旨の義務を負擔すべし

第六　支那國を除く締約國は、支那の參加せざる將來の戰爭に於て、支那の中立國として有する權利を完全に尊重すべく、支那國は中立國たる場合に中立義務を遵守すべきことを約定す。

第七　締約國は其一國が本條約の規定の適用問題に關係し、且つ右適用に關し討議を爲すこと適當なりと認むる事態發生したるときは、何時にても、右目的の爲め關係締約國間に充分且つ隔意なき交涉を爲すべきことを約定す。

第八　本條約の調印國にあらざる諸國にして、本條約調印國に依り承認せられたる政府を有し、且つ支那と條約關係を有するものは、本款約に加入すべきことを勸誘せらるべし。右目的の爲め、亞米利加合衆國政府は非調印國に必要の通牒をなし、之より得たる回答を締約國に通告すべし。他國の加入は、米國政府が右に關する通告を受けたる時より効力を生ずるものとす。

第九　本條約は各締約國の憲法上の手續に遵ひ批准せらるべく、且つ成るべく速かに華盛頓に於て効力を發生すべし。亞米利加合衆國政府は批准書寄託調書の認證謄本を他の各締約國に送附すべし。

本條約は英文及び佛文を以て認めたる者を以て正文とし、亞米利加合衆國政府の記錄に寄託、保存せらるべく、其認證謄本は同政府より他の各締約國に送付せらるべし。

對支借款團規約

本規約は千九百二十年十月十五日、倫敦市グレースチヤーチ街第九番に其營業所を有する香港上海銀行（以下香港銀行と稱す）を第一當事者とし、巴里ラフイット街十五番の二に其營業所を有する印度支那銀行（以下佛國銀行と稱す）を第二當事者とし、日本橫濱に於ける橫濱正金銀行（以下日本國銀行と稱す）を第三當事者とし、英國に於ては倫敦市オールドブロード街二十二番モルガン・グレンフエル商會、又佛國に於ては巴里モルガン・ハージエス商會に依り代理せらるゝジエー・ピー・モルガン商會、クーン・レーブ商會、ナショナル・シテイ・バンク・オブ・ニューヨーク、在紐育テエース・ナショナル銀行、在紐育ギヤランテイ・トラスト會社、在ボストン　リー・ヒギンソン商會並に在市俄古コンチネンタル・エンド・コマーシヤル・トラスト・エンド・セーヴイングス銀行（以下米國團理と稱す）を第四當事者とし、之より得たる回答を締約國に通告すべし。他國の加入は、米國政府が右に關する通告を受けたる時より効力を生ずるものとす。

本規約は千九百二十年十月十五日、倫敦市グレースチヤーチ街第九番に其營業所を有する香港上海銀行（以下香港銀行と稱す）を第一當事者とし、巴里ラフイット街十五番の二に其營業所を有する印度支那銀行（以下佛國銀行と稱す）を第二當事者とし、日本橫濱に於ける橫濱正金銀行（以下日本國銀行と稱す）を第三當事者とし、英國に於ては倫敦市オールドブロード街二十二番モルガン・グレンフエル商會、又佛國に於ては巴里モルガン・ハージエス商會に依り代理せらるゝジエー・ピー・モルガン商會、クーン・レーブ商會、ナショナル・シテイ・バンク・オブ・ニューヨーク、在紐育テエース・ナショナル銀行、在紐育ギヤランテイ・トラスト會社、在ボストン　リー・ヒギンソン商會並に在市俄古コンチネンタル・エンド・コマーシヤル・トラスト・エンド・セーヴイングス銀行（以下米國團理と稱す）を第四當事者とし、之より得たる回答を締約國に通告すべし。他國の加入は、米國政府が右に關する通告を受けたる時より効力を生ずるものとす。

本規約は、前記當事者間に締結せられたる協定に依り、香港銀行、佛國銀行、日本及び米國各團體の各代表者として行動するものなり。

英國、佛國、日本及び米國各團體は對支借款の業務を商議實行する目的を以て組織せられたり。

各團體所屬國政府は本規約當事者たる各自國團體に對し、下記規約に遵由する一切の活動につき其完全なる支援を與ふべく、又特定の借款契約取得上競爭起りたる時は、在北京四國政府外交代表者に於て本規約當事者に對し、當該契約取得の爲め合同的援助を與ふべきことを保障せり。

各國團體の意見に依れば、支那政府の爲め經濟的改善及び交通改善の企畫に要する資金を、各自國の投資利益を代表する諸銀行團の協力に依り調達すること、現下の事態に於て最も善く支那國民の利益に貢獻する所以なり。

如上の見地に基き、公益施設につき支那を援助する爲め計畫せらるゝ一切の企業に對し、各國團體は均等の條件を以て參加せむとするものにして、又此等の目的達成の爲め支那資本の協力を歡迎するものなり。

仍つて爰に各當事者間に契約すること左の如し。

第一　各團體は各自其團體員の數を增減する權利を留保す。但し團體より脫退する者と雖も、依然本規約の制限的規定に依り拘束を受くべく、又新に加入する團體員は本規約の制限的規定を遵守すべく、且つ各團體は（他團體の同意を得ることなくして）同一の國籍を有せず、且つ其市場に營業所を有せざるものを新に其團體に加入せしむるを得ざるものとす。新團體加入の許否は本規約各當事者に於て

各本國政府の承認を條件として之を決定すべし。

第二　本規約は支那政府、支那中央政府各部、支那地方政府又は支那政府若しくは支那地方政府に於て所有し又は管理し、若しくは其爲めに所有し若しくは管理せらるゝ會社若しくは法人並に支那政府若しくは支那地方政府の保證ある取引の當事者に對する、現在及び將來の借款契約にして、公募の方法に依るものに適用せらるべし。但し支那國内に於て募集せらるべき借款につきては此限にあらず。現に具體的の進捗を爲せるものと認むべき企業に關する既存借款契約は、本規約の範圍より之を除外することを得。

第三　本規約の適用を受くべき現在及び將來の借款契約並に此種借款契約より生ずる事業は、夫々本國體に依り、本規約の規定に從ひ處理せらるべきものとす。

第四　本規約は各當事者間一切の關係に於て、完全なる均等主義に基き作成せられたり。從つて各當事者は凡ての事業に均等の持分を有し、一切の契約に署名し、又事業に關する一切の費用を均等に負擔すべきものとす。各當事者が各自其市場に於て其持分の發行につき又は之に關聯して要する印紙稅並に其他の費用は此限に在らず）且つ各當事者は各自の關係に於て均等の權利竝義務を以て一切の契約を締結すべく、又各當事者は其性質及び種類の何たるを問はず、同一の權利、特權特典、利益、責任及び義務を享有すべきものとす。從つて本規約の適用を受くる事業の營め、又は之に關聯して行はるべき融資金は、各當事者に於て均等に之を負擔すべく、又各當事者は匝存諸契約に對し均等に參加するを得べく、且つ本契約の範圍に屬すべき一切の將來の借款事業に對し、自己と均等なる參加權を他の當事者に提供すべし。若し一若しくは數當事者が既存諸契約又は其一部若しくは前揭將來の借款に對する參加を拒否したる場合には、參加を承諾したる一若しくは數當事者等に於て之を引受くることを妨げざるも、右の場合には之を引受けたる當事者の市場に於てのみ之を發行すべきものとす。

第五　一切の契約は成るべく各當事者に共同責任を負擔せしめざるやう作成せらるべく、各當事者は各自負へる約定又は義務を各別に履行すべきものとす。

各當事者は其業務の實行に關し、出來得る限り了解を遂ぐべし。尤も其如何なる方式に據るを問はず、右實行は當事者各自の利益の爲め各自の參加分につき行はるべく、且つ各當事者は其參加分を各自の市場に於てのみ發行することを得べし但し各市場に於ける債券の發行は實質上平價たるべきものとす。

第六　本規約に基く業務參加を受諾したる一若しくは數當事者は、自己の發行すべき參加分を引受け發行すべきことを提議する他の當事者に對し、豫め書面を以てする通告に依り、當該通告を發したる當事者の參加分の全部又は一部を、其勘定にて發行せむことを要求することを得。而して右の要求を受けたる一若しくは數當事者は、前記通告書に明記せる金額を左記條件に依り發行（以下代理發行と稱す）すべきものとす。

一、當該通告は、全借款額又は借款額の一部發行の場合に於ては、各當事者が其都度發行に同意したる借款額の債券發行に關する最終契約完結以前に、代理發行當事者に到達することを要す。

二、當該通告を受けたる數當事者は、該當事者間に於て當該通告書を發したる當事者に諮ることなく、代理發行者を決定することを得。但し該決定をなすに至らざるときは、受託當事者間其等に發行すべきものとす。

三、代理發行を爲す場合には代理發行と代理發行者自身の持分發行額との間に何等の區別を設くべからず。

右代理發行は、總ての點に於て發行を遂行するの目的を以て組織せらるゝことあるべき各シンヂケートの定むる條件に從ふべきものとす。

四、代理發行を爲す各當事者は、其發行總額に關し必要なる凡ての費用につき、當該通告を爲したる當事者に諮ることなくして、任意決定することを得。

五、代理發行を爲す各當事者は、當該通告を爲したる當事者に對し、代理發行額面額の百分一半を超えざる手數料並に各發行當事者が自己の全發行に關し、單獨の裁量を以て支出したる費用全額中、發行額面總額と代理發行額との比例を以て割當てらるべき、其分擔額を請求することを得。

六、代理發行を爲す當事者は、本規約の爲めに何等代理發行に應募し、又は之に應募せしむべき責任を負擔することなし。

七、代理發行を爲す各當事者は、自己の受けたる全應募額を代理發行額と自己持分の發行額とに按分に割當つべし。

八、代理發行を爲す各當事者は、自己の發行せる全額に對し、自己の市場に於て相場の建つ樣最善の努力を爲すべし。」

九、代理發行を依賴したる當事者は、當事者全部の承諾あるに非ざれば、代理發行に屬するものゝ全部又は一部たりとも自ら發行することを得ず。

第七　各當事者は、自己の市場外に於て他に參加を爲さしむることを得ず。自己の市場内に於て他に參加せしむる場合には全然該當事者の計算に於て行はるべく、發行額中に若し代理發行額を含むときは發行銀行と前記の如き通告書を發したる當事者との按分計算に於て行はるべし。

且つ斯る參加を許す當事者は、其際參加分が當も該當事者の市場外に在るものに譲渡せられざる樣最善の努力を爲すべし其他の參加發行は、本規約當事者全部の承認を得たる場合にのみ爲さゝることを得べく、且つ各當事者均等に持分を負擔すべきものとす。

第八　本規約は前記日附より向ふ五ヶ年間効力を有するものとす。但し當事者の過半が十二個月前に書面を以て其脅強告するときは何時にても本規約を廢することを得。右證據として、各當事者より正當の委任を受けたる各代表者は、本規約前文所揭年月日を以て夫々署名を了せり。

我國の滿蒙利權―本借款團組織の協議に當り、日本側は滿蒙を其特殊地域なりとして右借款團活動の範圍外に存置せしめんことを欲したるも、石井ランシング協定に依りと之に特殊利權を認めたる米國さへ同意を吝みたる程なれば、英國の如きも亦之に乘じて承認を回避し、結局擧く左の三項の諒解を得るに止れり。

一、南滿洲鐵道及び其現在の支線は同鐵道附帶事業たる鑛山と共に、借款團の範圍に屬せず。

二、洮南熱河鐵道及び洮南熱河鐵道の一地點より海港に至る鐵道は、借款團契約の條項内に包含せらるゝものとす。

三、吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南間原海龍吉林、吉林長春、新民府奉天及び四平街鄭家屯諸鐵道は、新借款團の共同活動の範圍外野に在り。

對支借款内容―倘ほ對支借款の總額は一億五千三百二万一千五百四十八圓にして、其内譯左の如し。

	千圓
一、參鐵借款	二〇、〇〇〇
二、兵器借款	二〇、三二
三、有線電信借款	二〇、〇〇〇
四、吉會鐵道借款前貸	二〇、〇〇〇
五、黑吉兩省林鐵借款	二〇、〇〇〇
六、濟順四鐵道借款前貸	二〇、〇〇〇
七、山東二鐵道借款前貸	二〇、〇〇〇
八、交通銀行借款	二、三〇〇
九、東亞興業株式會社借款	三、〇〇〇
計	一五三、〇二二

右の内(一)及(二)は臨時國庫證券收入金を以てする貸付にして、二口合計五千五十二万一千餘圓中三千二百八万一千餘圓は交通銀行借款前貸、一千八百四十四万圓は中華民國々庫證券を擔保としたるものに係り(一)(二)(三)(四)(五)(六)(八)合計一億四千万圓は所謂西原借款なり。其内(一)及(八)を除く殘額合計一億圓は大正七年鮮銀、臺銀興銀三行が政府の元利擔保證の下に興業債券を發行して借款に應募したるものなり。其の一億圓中三千百十六萬圓は現在興業債券整理に預金部引受となり居り(八)も興銀鮮銀、臺銀の對支借款として預金部にて引受け居るを以て現在預金部資金を以てせる對支借款の殘額は一億五千三百六十万圓となる計算なりと云ふ。

在支無線問題覺書

十四年八月廿九日支那外交部より芳澤公使に手交せる在支無線電信問題に關する支那政府提案の全文は左の如し。

拜啓陳者本總長は貴大臣に向つて左の覺書を呈上するの光榮を有し候

日本帝國政府と惡來利加合衆國の無線電信問題は未解決のまゝなること久しく、爲に三國共に得る所なくして今日に至れるは洵に遺憾に堪へず、速に根本的解決の途を講ずる必要ありと信ず。聞く所に據れば、日米兩政府は直接本問題を商議せりとのことにて、中華民國政府は其の結果政府の養同し得るに足る善方案の擬定せられんことを期待し居りたる所、日米兩國の意見尚一致を見ず、本問題は更に延期の他なかるべしとのことなり。仍て中華民國政府は玆に左の如き案を擬定せるを以て日米兩國の諒同を求めんと欲す。

一、中華民國は日米間より新借款を起し一大無線電信局を建設し、之を民國の官營となし、外國と直接通信を爲さんとす。

一、右借款は無線電信臺の建設に充當し、他に流用するを得ず。

一、右借款の元利金に對しては、無線電信臺の收入を擔保とし、年賦を以て償還す。

一、無線電信臺の人事、行政並に營業管理に關する事項は、國家の主權に關するものなるを以て、日米兩國は華府條約の精神に基き之に干與せず。

五、吉長鐵道管理經營を九十九ヶ年日本國に委任すること。

六、洮南熱河鐵道及び洮南熱河鐵道の一地點より海港に至る鐵道は、借款團契約の條項内に包含せらるゝものとす。

七、吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南間原海龍吉林、吉林長春、新民府奉天及び四平街鄭家屯諸鐵道は、新借款團の共同活動の範圍外野に在り。

對支借款内容―倘ほ對支借款の總額は一億五千三百六十万圓となる計算なりと云ふ。

	千圓
一、參鐵借款	二〇、〇〇〇
二、兵器借款	二〇、三二
三、有線電信借款	二〇、〇〇〇
四、吉會鐵道借款前貸	二〇、〇〇〇
五、黑吉兩省林鐵借款	二〇、〇〇〇
六、濟順四鐵道借款前貸	二〇、〇〇〇
七、山東二鐵道借款前貸	二〇、〇〇〇
八、交通銀行借款	二、三〇〇
九、東亞興業株式會社借款	三、〇〇〇
計	一五三、〇二二

滿蒙に關する件―

一、旅順大連租借期間並に南滿洲及び安奉兩鐵道に關する各期間を九十九ヶ年延長すること。

二、日本人に對し南滿洲に於て居住往來並に各種商工業及び其他の業務に從事することを許すこと。

三、支那政府は該地方に於て特に指定せる鑛山採掘權を日本人に許與すること。（十八鑛山指定）

四、日本人に對し該地方に於て各種商工業上の建物の建設又は耕作の爲め必要なる土地の賃借權又は商租權を許與す。（但し東蒙古を除く）

五、吉長鐵道管理經營を九十九ヶ年日本國に委任すること。

漢冶萍公司の件―

一、本公司を適當の機會に日支合辦と爲すことを許すこと。（公文交換）

二、本公司に屬する諸鑛山並に附近の鑛山は、公司の同意なくして之を國有とせざること。（同上）

三、本公司に對し當國以外より外資を入れざること。（同上）

沿岸不割讓の件―

一、支那政府は沿岸の港灣及び島嶼を他國に讓與又は貸與せざることを宣明すること。

福建省に關する件―

一、福建省不割讓及び臺灣との關係に顧み同省に於ける鐵道、鑛山、港灣の設備（造船所を含む）に關し外資を要する場合には先づ日本國に協議すること。

日米間船舶運用所得稅免除協定

日本國及亞米利加合衆國間の船舶の運用上より生ずる所得に對する二重課稅を避けんが爲め、十五年六月八日附を以て左の通り了解成立せり。

一、日本國（日本國本土、朝鮮、臺灣、樺太、關東州を含むに住所を有せざる亞米利加合衆國人民及第三國人民並亞米利加合衆國法人及第三國法人が亞米利加合衆國（亞米利加合衆國各州（デストリクト・オブ・コロムビア二、アラスカ二、布哇二、ヴアージンアイランドを含む）に船舶を有する船舶の運用に依り取得する所得に對しては、大正十三年七月十八日以後の所得に付き前記の日本國諸地方に於て所得稅を課せらるゝことなかるべし。

二、亜米利加合衆國（前記の諸地方を含む）に住所を有せざる日本國人民及第三國人が日本國（前記の諸地方を含む）に船舶を有する船舶の運用に依り取得する所得に對しては大正十三年七月十八日以後の所得に付き前記の亜米利加合衆國諸地方に於て所得税を課せらるゝことなかるべし。

日米査證料免除協定

十五年七月北米合衆國と帝國との間に相互的條件の下に、移民に非ざる者の旅券査證料を互に徴收せざることの協議成立し、帝國臣民にして(一)一時的に旅行者として又は一時的に用務若くは観光の爲め渡航する者、(二)繰續的に通過する者、(三)適法に入國を許可せられたる後其の一地方より接壌外國領土を通過して其他の地方に赴く者(四)現行通商航海條約の規定に準據し、單に商業を營む目的を以て入國し得る者の北米合衆國及其の島領地への入國及通過に關しては、北米合衆國官憲にて其の旅券査證の手數料及旅券査證の申請料を徴收せず、又前記に該當する北米合衆國市民の帝國及其の海外領域への入國及通過に關しても、同樣帝國官憲にて其の旅券査證の手數料又は旅券査證の申請料を徴收せざることゝなり、双方共同十日より實行せり。

日露修好條約

日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦は兩國間に善隣及經濟的協力の關係を促進せむことを希望し、右關係を律する基本的法則に關する條約を締結することに決し、之が爲左の如く其の全權委員を任命せり。

日本國皇帝陛下

支那共和國駐剳特命全權公使従四位勳二等芳澤謙吉

ソヴイエト社會主義共和國聯邦の中央執行委員會

支那共和國駐剳大使レフ・ミハイロウイチ・カラハン

右各委員は左に其の全權委任狀を示し、之が良好妥當なることを認めたる後、左の如く協定せり。

第一條　兩締約國は本條約の實施と共に、兩國間に外交及領事關係の確立せらるべきことを約す。

第二條　ソヴイエト社會主義共和國聯邦は千九百五年九月五日のポーツマス條約が宗全に效力を存續することを約す。

千九百十七年十一月七日前に於て日本國と露西亞國との間に締結せられたる條約協約、及協定にして、右ポーツマス條約以外のものは、兩締約國の政府間に追て開かるべき會議に於て審査せらるべく、日變化したる事態の要求することあるべきことを約す。

第三條　兩締約國の政府は、本條約實施の上は千九百七年の漁業協約の締結以後、一般事態に付變生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂を爲すべきことを約す。右改訂協約の締結に至る迄の間ソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は、日本國臣民に對する漁區の貸下に關し、千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維持すべし。

第四條　兩締約國の政府は、本條約實施の上は左記の原則に從ひ、通商航海條約の締結を爲すべく、日右條約の締結に至る迄の間兩國間の通商航海は右原則に依り律せらるべきことを約す。

(一)兩締約國の一方の臣民又は人民は、他方の法令に從ひ、(イ)其の領域内に到り、旅行し且居住するの自由を有すべく、(ロ)身體及財産の安全に對し恒常完全なる保護を享有すべし。

(二)兩締約國の一方は、私有財産權並に通商航海、産業及其の他の平和的業務に從事するの自由を最廣き範圍に於て、且相互條件の下に他方の臣民又は人民に對し、自國領域内に於て自國の法令に從ひ付與すべし。

(三)自國に於ける國際貿易の制度を、自國の法令を以て定むるの各締約國の權利を害することなく、兩國の通商、航海及産業を成るべく最惠國の地歩に置くは兩締約國の意嚮なるに依り、兩締約國は兩國間の經濟上又は其の他の交通の增進を妨ぐるに至ることあるべき禁止、制限又は課金を他方締約國に對し差別的に行ふことなかるべきものとす。

又兩締約國の政府は、兩國間に於ける經濟上の關係を調整し、且促進する爲通商及航海に關聯する特別の協定を締結するの目的を以て、事態の要求することあるべき所に從ひ隨時商議を爲すことを約す。

第五條　兩締約國は互に平和及友好の關係を維持すること、自國の法權内に於て自由に自國の生活を律する當然なる國の權利を充分に尊重すること、公然又は祕密の何等かの行爲にして、苟も日本國又はソヴイエト社會主義共和國聯邦の領域の何れかの部分に於ける秩序及安寧を危殆ならしむることあるべきものは之を爲さず、且各締約國の一方の臣民又は人民は、他方の締約國の領域内に於ける一切の團體を組織し、何等かの財的援助を受くる一切の團體をして、右の行爲を爲さしめざることの希望及意嚮を嚴肅に確認す。

又締約國は其の法權内に在る地域に於て(イ)他方の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體若しくは集團又は(ロ)右團體若は集團の爲政治上の活動を現に行ふものと認めらるゝ外國人たる臣民若しくは人民の存在を許さゞることを約す。

第六條　兩國間の經濟上の關係を促進する爲、又天然資源に關する日本國の需要を考量し、ソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は、ソヴイエト社會主義共和國聯邦の一切の領域内に於ける鑛産、森林及其の他の天然資源の開發に對する利權を日本國の臣民、會社及組合に許與するの意嚮を有す。

第七條　本條約は批准せらるべし。

各締約國の右批准は成るべく速に其の北京駐剳外交代表者に由り、他方の政府に通知せらるべく、日本條約は右通知申後に爲されたるものゝ日より完全に實施せらるべし。

批准書の正式交換は成るべく速に北京に於て行はるべし。

右證據として各全權委員は英吉利語を以てしたる本條約二通に署名調印せり。

千九百二十五年一月二十日北京に於て作成す。

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

日露利權議定書

署名締約國は日本國と「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦との全權委員間に、本日署名せられたる議定書(甲)第三條に規定せられたる所に從ひ、日本國軍隊が北「サガレン」より完全に撤退したる日より、五月内に締結せらるへき利權契約に對する基礎として左の如く協定せり。

一、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は、日本國代表者に依り千九百二十四年八月二十九日聯邦の代表者に交付せられたる覺書に記載せらるゝ「サガレン」に於ける油田の各地積の五割の開發に對する利權を、日本國政府の推薦する日本國營業者に許與するとを約す。右開發の爲め日本國營業者に貸付せらるへき地積を決定するの目的を以て、右油田の各は各十五万乃至四十「デシヤテイン」の基礎目方形に區分せらるへく日全地積の五割に相當する右方形の數は、日本人に割當てらるへし。但右日本人に貸付せらるへき方形は、原則として相隣接すへからざるも日本人の現に掘鑿又は作業中なる一切の坑井を包含すべきものとす。右覺書に記載せらるゝ油田中、貸付せられざる殘餘の地區に關しては、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府が、右地區の全部又は一部を外國人の利權に提供することに決するときは、日本國營業者は利權に關する事項に付均當の機會を與へらるへきことを約す。

二、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は、利權契約締結の後一年内に選定せらるべき一千平方「ヴエルスト」の地積に亘り、北「サガレン」の東海岸に於て五年乃至十年の期間、油田を調査試掘することを日本國政府の推薦する日本國營業者に許可することを約す。又油田が日本人に依る右調査試掘の結果確定せられたる油田の地積五割の開發に對する利權は、日本人に許興せらるへし。

三、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は、利權契約に於て決定せらるへき特定の地積に亘り、北「サガレン」の西海岸に於て、炭田の開發に對する利權を日本國政府の推薦する日本國營業者に許興することを約す。又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は利權契約に於て決定せらるへき特定の地積に亘り「ドウーエ」地方に於ける炭田に關する利權を右日本國營業者に許興することを約す。又前二項に揭げらるゝ特定の地積以外の炭田に關しては「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府が之を外國人の利權に提供するとに決するときは日本國營業者は右利權に關する事項に付均等の機會を與へらるべきことを約す。

四、前諸號に關聯する細目は、利權契約に於て協定せらるべし。

本議定書は同日附を以て署名せられたる日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし。

右證據として各全權委員は英吉利語を以てしたる本議定書三通に署名調印せり。

千九百二十五年一月北京に於て作成す。

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

日露利權契約

十四年十二月十四日モスコウに於て調印せられたる石油石炭両契約内容の重要事項左の如し。

石油利權契約

一、利權の目的　北緯五十五度東岸の既開油田（別記の通り）の試掘探鑛並に其の附帶事業

二、地域

A既開油田（後表の通り）

B未開油田（一千平方露里）（イ）本地域の選定は、契約締結後一ヶ年内に露國政府と利權者双方協定の上決定す、（ロ）右地域確定の上は、其の地域内に於て九六〇「デシヤチン」（三、一七六・一七六呎）の地積を有する試掘區域を、數ヶ箇所に制限なく利權者之を選定し試掘するとを得右九六〇「デシヤチン」の形狀は南北に參東西に弐の比なる形にして、更に之を一區劃八〇「デシヤチン」宛形狀は東西に弐南北に壹なる比の矩形十二個二列に區分す、（ハ）前試掘區域が調査試掘の結果、探鑛價額決定せば、八〇「デシヤチン」の正方形二個に分ち（結局九六〇「デシヤチン」の試掘區域を市模形とす）政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ、交互に割き取る權利を有す。若し利權者の出油井が政府鑛區に入らんときは、其油井を含む部分を利權者に與ふ、（ニ）試掘期限、十ヶ年間契約の効力發生日（一九二五年十一月廿日）より起算す。

三、利權期間四十五ヶ年（契約効力發生日一九二五年十一月三十日）

四、利權者の特典並に權利

（イ）產出物の無税輸出の特典、（ロ）事業用品並に從業員用食糧の無關税輸入、（ハ）事業用材伐採權、（ニ）土地、水面、水力の使用權、（ホ）事業用電話線架設の權利、（ヘ）瓦斯滿設權、（ト）工作物施設

の權利、(チ)陸帶設備を爲すの權利、(リ)送油管敷設權、(ヌ)農事施設の權利、(ル)已設無線電信所（オハ・チヤイオ）の使用權並に新設の權利、(ヲ)船舶入港の權利　前記の權利は無償にて賦與せらるべし。

五、借權者の義務

A 報償（(イ)報償率　(イ)普通井の場合三萬噸迄總生產高の五%、一萬噸を增す毎に二厘五毛を增率し、四十五萬噸のとき一五%となる。(ロ)噴油井の場合、十噸迄は普通井と見做す、十噸乃至五十噸迄一五%、それより十噸增す毎に五%增率し、百噸以上に至つては四五%となる。(ハ)「ガソリンプラント」一千立方尺に對し二「ガロン」迄一〇%、一「ガロン」增す毎に五%增率し六「ガロン」以上は三五%とす。

(二)報償支拂方法　金納單一制とす此場合算出方法は「ボーメ」二五度以下は加州原油山元値段、「ボーメ」二五度以上は「メキシコ」灣原油値段に依るものとす。但し橫濱市價及樺太選貨の公定を見たる場合は、同市價より運賃保險料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得。

B 課稅　單一稅とし生產高に對する三・八五%算出は、報償の場合と同じ。

C 社會保險　勞働者の貨銀額に對する一三・五%每年支拂ふこと。

D 火災保險　利權企業を組成する財產中彈災の憂ひ少なきものを列擧して附保の義務なき旨とし、彈災の際保險金を利權者名義にて國立銀行に預入れ、復興の爲めに使用し得。

E 露國政府財產使用料　政府財產は利權者の希望するものに限り引渡を受け、每年之が使用料として右財產の評價の四分を納入するものとす（當該財產の評價は關係協定の上之を決定す）利權地域內の現存財產中、如何なるものが政府所屬のものなるかは、將來日露兩國政府間の交涉に依り決定するものとす。

六、產油優先買上權　露國政府に買上權なし。

七、勞働者並に從業員雇傭

A 勞働法の適用を受く。

B 雇入割合　左記割合にて外國人（露國人にあらざるもの）を雇入することを得。(イ)事務員、技術員、高級勞働者五〇%、(ロ)中位以下勞働者二五%、但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受ることなし。補充勞働者が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には、利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく、補充部が供給したる外國人（露國人にあらざるもの）はABの區別に關係なきものとす。非常の場合起りし時は、任意に技術者及勞働者を雇傭することを得。C 募集は每年四月一日及七月十日迄に補充勞働者の給料貨銀の總額に對する九・五%、(ニ)火災保險　利權企業を組成する財產は、政府保險機關に附保す。保險金は利權者の名義を以て國立銀行に預金し、利權企業の爲にのみ使用さる。(ホ)露國政府財產使用料　利權者の使用する政府財產に對し、每年右財產評價額の五分を納入す。但大修繕の場合は其の費用を右評價額より控除す。(ヘ)生產物の政府優先買上權　政府は自國の消費に供する目的を以て、前年度採掘數量の五割迄優先買上する權利を有す。(ト)從勞働法遵守義務（以下二三頁最下段へつゞく）

一、〇、本契約中別段の規定なき限り、利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし。

一一、中央政府又は地方官憲の命令、其他

【既設各油田及面積】（單位デシヤチン、（括弧內は㌦ーカー）

油田名	形狀	全面積	一地區の面積	一地區數
オハビラ	長方形	二乃至三（三〇〇乃至四五〇）	三乃至五（四五〇乃至七五〇）	二〇（三年ー二〇）
ユリンタ	正方形	二乃至三（三〇〇乃至四五〇）	三乃至五（四五〇乃至七五〇）	二〇（三年ー二〇）
ヌヲトヨ	長方形	二乃至三（三〇〇乃至四五〇）	三乃至五（四五〇乃至七五〇）	二〇（三年ー二〇）
ヲヤイオ	多角形	二乃至三（三〇〇乃至四五〇）	三乃至五（四五〇乃至七五〇）	二〇（三年ー二〇）
ヌウイクレックカタンゲリ	正方形	二乃至三（三〇〇乃至四五〇）	三乃至五（四五〇乃至七五〇）	二〇（三年ー二〇）

石炭利權契約—

一、利權の目的　北樺太西海岸別項地域に於ける石炭の試掘採掘並に其附帶事業。

二、利權期間　契約効力發生後四十五ヶ年

三、地域

A、土威ドウーエ日、ウラジミロフスキーC、マーチ（地域の區劃確定は現地に於て利權者及政府共同にて之を爲す）

四、本利權附帶の權利及特典

(イ)露出物の無疵驗出、(ロ)事業用品並に從業員勞働者用物資食料の無稅輸入、(ハ)利權地域內外の地表、水及水力、水面の使用權、(ニ)事業用電話線の架設の權利、(ホ)事業用工作物施設の權利、(ヘ)事業用附帶設備、(ト)築港施設權、(チ)農事施設の權利、(リ)事業用材伐採權、(ヌ)事業地に直接船舶入港の權利、(ル)從業員及勞働者の簡易旅券手續。

五、利權者の義務

國際聯盟

原則聯盟國として同規約に列記さるゝものは對獨、對墺牙和條約の批准に依りて既に大正九年七月迄に加盟を了し、獨り米國を殘すのみにして、同規約に招請國として列記さるゝもの亦同年三月迄に盡く加盟を了したるが、十五年中新に獨逸加盟問題起りしと脫聯してブラジルの脫退を見たり。現在の加盟國左の如し。

オーストラリヤ△白耳義△ボリヴイア△伯奈陀△支那△玖馬△チエツコ・スロヴアキヤ△佛蘭西△希臘△グアテマラ△ハイチ△ホンヂユラス△印度△伊太利△日本△リベリア△新西蘭△ニカラグア△パナマ△ペルー△波蘭△葡萄牙△羅馬尼△セルブ・クロアート・スロヴエーヌ△暹羅△南阿△英吉利△ウルガイ△アルゼンチン△チリー△コロンビア△千抹△和蘭△ノルウエー△パラグアイ△波斯△サルヴアドル△西班牙△瑞典△瑞西△ヴエネズエラ△アルバニア△ブルガリア△芬蘭△墨太利△コスタ・リカ△ルクサンブルグ△エストニア△ラトヴイア△リスアニア△ホンガリア△愛蘭△エチオピア△ドミニカン△獨逸

國際聯盟事務局—ジエネヴアに聯盟本部を置き、常設聯盟事務局を設置す。事務總長は聯盟總會過半數の同意を以て、聯盟理事會之を任命す。聯盟事務局の經費は萬國郵便聯合總理局の評費分擔の割合に從ひ、聯盟國之を負擔す。

事務總長　エリック・ドラモンド

國際聯盟理事會—主たる同盟及聯合國（米、英、佛、伊、日）の代表者並に他の四聯盟國の代表者を以て組織するを原則とし、四聯盟國の代表者決定に至るまでは日耳義、西班牙及び希臘の代表者理事として認めらる。

委員會及日本代表—現時設置さるゝ委員會の主なるもの及び之に日本政府を代表せる委員左の如し。

軍事部會	陸軍問題	陸軍少將　杉山　元
	海軍問題	海軍大佐　加藤　隆義
同委員會	海軍問題	海軍少佐　臼井　國一
保健委員會		鯨見　三三
交通專門委員會		杉村陽太郎
航空委員會		杉村陽太郎
財政經濟委員會		青木　隆
阿片委員會		佐藤　尚武
軍縮委員會		志賀　潔
婦人委員會、婦人兒童問題委員會		杉村陽太郎
學藝協力國際委員會委員		田中館愛橘

尙は聯盟下に編成され、聯盟より其委員を選出せるものに左の委員會あり。日本側にて此委員に擧げられたる者丈も其下に記す如し。

軍備縮小混合委員會
委任統治委員會
財政委員會

國際聯盟協會聯合會—聯盟諸國の聯盟協會を以て組織せられ、八年以來其總會を開くこと八回に及ぶ。尙は時々理事會を開く。總會每回の開會及び場所等左の如し。

回次	開會期間	場所
第一回	八・六—二一	巴里
第二回	八・六—二一	倫敦。
第三回	九・三—一一	ブラツセルズ
第四回	九・三—一六	ミラン
第五回	一〇・六—一四	ジエネヴア
第六回	一一・六—一七	ブラーダ
第七回	一二・六—一七	維也納

國際聯盟

第八回總會—大正九年十一月十五日ジエネヴアに開會、十二月十八日閉會。我國より子爵石井菊次郎、男爵林權助、男爵日賀田種太郎の三氏之に出席す。軍備縮小問題、國際司法裁判規約等を決議し、五大國以外の理事選出國として西班牙、伯剌西爾、白耳義、支那の四國選定され、此等理事の任期を一年とせり。（本書十年版參照）

第二回總會—第一回總會の議決に依り、每年九月第一月曜日を以て召集さるゝことゝなり、十年九月五日ジエネヴアに開會す。林、石井、安達の三大使我國を代表せり。常任國際司法裁判所判事を選擧し、國際聯盟に三國の新加入を承認し、聯盟事務總局及び勞働局の組織を決定し、五大國以外の理事選出國としては、智利、伯剌西爾、白耳義、西班牙の四國選定さる。（本書十一年版參照）

第三回總會—十一年九月四日ジエネヴアに開催、林、石井、安達の三大使我國を代表す。墺國の財政救濟、匈牙利の聯盟加入を可決し、規約に修正を加へ、非常任理事四名を六名に增員す。非常任理事選出國には伯剌西爾、白耳義、西班牙、加奈陀、瑞西ウルグエー當選せり。（本書十二年版參照）

第四回總會—十二年九月三日より同二十九日までジエネヴアに開會、我國より石井、安達の兩大使及び永井公使出席し、軍備縮小に關する混成委員會の報告、奴隸問題、現約第十條改正（加奈陀の提案）、財政救濟委員會の報告、交通委員會の報告、婦人兒童賣買に關する委員會の事業につき審議す。次年度の非常任理事會員としては、ウルグエー、伯剌西爾、白耳義、瑞典、チエコ・スロヴアキア、西班牙の六國擧げらる。（本書十三年版參照）

第五回總會—十三年九月一日よりジエネヴアに開催、我國よりは石井、安達兩大使及び松田公使出席し、軍備縮小混成委員會報告以下十八項の報告を審議したるが、議項中最も力說せられたるは軍備問題にして、十月に至り終に全會一致を以て、平和議定書（別項記載）を可決せり。

第六回總會—十四年九月七日より廿六日までジエネヴアに開催、我國より石井、安達の兩大使及び松田公使出席。本總會中最も注目せられたるものは平和決定書問題なりしも、同議定書の効力發生の見込なきこと既に明かたる一方、獨逸の提議せる保障條約が關係國間に於て商議中なりし關係上、國際聯盟としては早急に何等の決定を爲し難き立場にありしを以て、面著たる結果を擧ずして終れり。本邦關係事項として注意すべきは聯盟事務局支局を日本に設置することに決定せる一事なり。

臨時總會—十五年二月八日より同十七日まで、瑞西國セネヴアに於て我駐佛大使石井子爵議長の下に開會。理事國增加並に獨逸の聯盟加入問題を議し、兩案とも、九月の聯盟總會定時會議まで持ち越すことゝなる。

第七回總會—十五年九月六日より廿五日までジエネヴアに開催、我國より石井、安達の兩大使及び永井公使出席。幾多の難問題に當面したるも、結局獨逸の聯盟加入承認、

理事會臨時選擧任理事九ヶ國の選擧、次回總會開會前に軍縮及び經濟會議を開催せんとする決議以下六項の業績を以て閉會せり

第八回總會―昭和二年九月五日よりジュネヴァに開催、我國より安達・長岡兩大使永井公使出席主要議題左の如し。

非常任理事國の選擧、奴隷條約、亞東に於ける婦人兒童保護、禁酒問題、國際經濟會議の事業報告、二重課稅、僞造通貨、手形法統一、產業問題に關する外國裁判所の判決執行、輸出入の禁止及制限撤廢問題等に關する經濟財政機關の事業報告。交通通過、保健衞生、阿片委員會、靑少年保護委員會、學藝協力國際委員會等の各事業報告。批准の促進。戰爭の危險ある場合に於ける理事會會合に對し、聯盟國政府に於て一切の便宜を供與すべき義務を定むる一般的性質の決議を採擇すべきことを聯盟總會に勸告する理事會委員會の提案。

常設國際司法裁判所

國際聯盟規約の規定に依り設置されたるもので、海牙仲裁々判所と別個に存在し國際的性質を有する一切の紛爭にして、當事者の附託にかゝるものを裁判する權能を有す。德望高く且つ各其國に於て最高の司法官に任ぜらるゝに必要なる資格を有する者、又は國際法に堪能の名ある法律家の中より、其國籍の如何を問はず選擧せられたる獨立の裁判官の一團を以て構成さる。現任裁判官左の如し。（×印は裁判所長、※は豫備裁判官たり。）

「アルタラミ（西班牙）△ダンジロチ（伊太利）△ペッソア（伯剌西爾）△ド・ブスタメンテ（玖馬）△フィンレイ（英吉利）△ムーア（米國）△ローデル（和蘭）△織田萬（日本）△ウエース（佛蘭西）△フーバー（×瑞西）△ニホールム（丁抹）△ネグレスコ（※羅馬尼）△王寵惠（※支那）△ヤノジイッチ（※塞耳比亞）△バイヒマン（※諾威）

裁判事件―十一年六月第一回開廷以來、今日までの主なる訴訟事件は、ウインブルドン號事件、マヴロマチス事件、ヌイイー條約解釋問題事件、上部シレジヤに於ける獨逸人の特定利益に關する事件等にして、聯盟理事會よりの諮問事件は農業勞働に關する國際勞働機關の權限問題、東カレリヤ問題、波蘭の獨逸移民問題、ジヤヴオルジナ事件、サンナウム寺院事件、希土住民交換事件、モスール問題、希臘教長追放問題、ダンチツヒに於ける波蘭郵便事務の問題等なり。

海牙仲裁裁判所

明治三十二年七月二十九日、海牙平和會議に參集せる二十六個國中十六個國に依つて調印せられたる仲裁々判に關する規約に基き設置せらる。其後他の諸國も亦漸次之に加盟するに至り、今や其締盟國四十一箇國に達せり。卽ち左の如し。

日本△亞爾然丁△埃地利洪牙利△白耳義△ボリヴイア△伯剌西爾△勃牙利△智利△支那△哥倫比亞△玖馬△丁抹△ドミニカ共和國△エクアドル△佛蘭西△獨逸△大不列顚△希臘△グアテマラ△ハーチ△和蘭△伊太利△墨森堡△墨西哥△ニカラグア△諾威△巴奈馬△秘露△波斯△葡萄牙△羅馬尼△露西亞△サルヴエードル△塞耳比亞△西班牙△瑞典△瑞西△土耳其△亞米剌加合衆國△ウルグエー△ヴエネズエラ

萬國議院商事會議

常設事務局をブラッセルに置く。千九百十四年第一回會議を開催し、我國は第三回より參加せり。第四回以後決議事項中主要なるもの左の如し。

第四回（大正七年七月倫敦）―（一）聯合國間の對獨商事關係、（二）智能權友工業所有權、著作權、特許權、商標權等に關する法制の統一

ズヰラ

各締約國は國際法上の問題に堪能の名あり て、德望高く、且つ仲裁々判官の任務を受諾するの意ある者四名以下を指定して本裁判所を構成す。二國若しくは數國相約して共同に一名又は數名を仲裁々判官に指定するを得。又同一人にして數國より指定せらるゝを得。其任期は六個年にして、再任せらるゝを得。右仲裁々判官相共同して更に一名の上級仲裁々判官を選定す。其投票相爭したる場合には、紛爭國双方の協議を以て指定したる第三國に、上級仲裁々判官の選定を委託す。若し右指定に關する協議成立せざるときは、紛爭國は各自異なる一國を指定し、右兩國の協議を以て上級仲裁々判官を選定す。若し二箇月を經過するも、尙は右兩國間の協議整はざるときは、兩國に於て常設仲裁々判官總名簿につき、紛爭國の指定したる裁判官にあらず、且つ其自國民にあらざる者の中より各二名の候補者を選定し、該候補者中より抽籤を以て上級仲裁々判官を定む。日本の指定せる協議仲裁々判所裁判官左の如し。

富井　政章　安達峰一郎

裁判事件―開設以來、本仲裁々判所に附託せられたる事件左の如し。

名稱	係爭國	附託年月日	決裁年月日
カリフオルニア羅馬加特力教經營基金問題	墨	一九〇〇・五・三	一九〇一・一〇・一〇
ヴエネズエラ事件	英、獨、伊對ヴエネズエラ	一九〇二・一二・七	一九〇四・二・三
日本家屋稅問題	英、佛、獨對日	一九〇二・一二・三	一九〇五・五・二三
マスカット土人船問題	佛	一九〇三・八・一〇	一九〇五・八・八
カサブランカ假定兵問題	獨對	一九〇五・八・一〇	一九〇五・一二・三
領海調定問題	瑞典對	一九〇五・一二・四	一九〇九・二・二三
大西洋漁業問題	英對	一九〇五・一二・六	一九一〇・九・七
オリノコ汽船會社事件	米對ヴエネズエラ	一九〇八・一〇・一	一九一〇・二・二
サヴアルカル事件	英對佛	一九〇八・一〇・一	一九一〇・二・二
カネヴアロ事件	伊對	一九〇九・四・五	一九一一・三・五
露土戰爭賠償金利息問題	露對	一九一〇・七・三	一九一二・一・二
佛國船カルター・ジュ、ヌ！バ及びダヴイニヤ號拿捕事件	佛對	一九一二・三・六	一九一三・一・二
チモール鳴境界問題	和蘭對葡萄牙	一九一二・四・五	一九一四・六・三五
チユニス、モロッコに於ける國籍問題	英對佛	一九一三・一〇・四	一九一五・一・七

第五回（八年五月ブラッセル）―（一）エスコー河自由處分承認案、（二）國際的見地よりせる燃料經濟案

第六回（九年五月巴里）―（一）生活費騰貴の不安救濟案、（二）船舶滿載吃水線決定規則統一

第七回（十年五月リスボン）―（一）運輸問題（國際通路、運河、河川等）

第八回（十二年五月巴里）―（一）國際的に利害關係ある可航水路問題、（二）破產に關する法制の國際化

第九回（十二年五月ブラーグ）―西比利に於ける輸送問題

第十回（十四年四月羅馬）―物價騰貴問題

第十一回（十四年四月羅馬）―國際的農業資金貸付問題、爲替相場安定問題、鐵道の國際的協定問題、資本家勞働者間の仲裁々判組織問題外五項

第十二回（十五年五月倫敦）―國際的見地よりする石炭問題、資本の國際的流通問題、海運問題外四項

第十三回（昭和二年五月リオ・デヤネロ）―亞米利加諸國に於ける歐洲人勞働者の地位及各方面に於ける勞働條件改善問題、生產、關貿及及取引、原料品、爲替並に金融の安定に關する國際的條件に付ての問題等に關する協定

國際商業會議所

大正九年六月、英、米、佛、伊、白各國代表者の巴里會合に於て國際商業會議所なる常設的機關創設さる。其目的とする所は、各國の通商關係を容易にし、商工業に及ぼす凡ての國際問題に關し各國間の調和を圖り、商業家並に商工業の發展を目的とする各種團體の協力に依り、國家及び國民相互間の親善を保持し、平和を確保し、以て一般福祉を增進せんとするに在り、佛國巴里クーザルベル街に本部を有す。昭和二年七月末現在加盟國は、四十三箇國にして、國內委員會を組織せるものは、日、英、米、佛、伊、希、羅、瑞西、白、墺、獨、丁、匈、蘭、諾、西、瑞典、波蘭、盧森堡、チエッコ・スロヴアキア、印度及び支那の二十二箇國なり。

會頭　ウオルター・リーフ（英）
副會頭　エー・シー・ペツドフオード（米）モーリス・デスプレー（白）、マルコ・カッシヤン（伊）、アルバート・ジエー・ホプソン（英）、藤山雷太（日）
事務總長　エドワール・ドレアン（佛）
日本國內委員會議長　井上準之助

公衆衛生國際事務局

佛國巴里に本部を置き、締約國代表委員より成る委員會の指揮監督の下に公衆衛生、殊に傳染病中コレラ、ペスト及び黃熱に關する一般的の準備及び支出並に右諸病を制壓せんが爲め執りたる措置を蒐集、報告す。

帝國代表委員　鶴見三三

尙は十四年四月より國際聯盟保健部東局の名の下に新嘉坡に支局を設置し、スエズ以東重要諸港に於ける細記傳染病に關する情報聯絡の完備を圖る。

東方文化事業總委員會

外務大臣の管理に屬し、（一）支那國に於て行ふべき教育、學藝、衞生、救恤、其他文化の助長に關する事業、（二）帝國に在留する支那國人民に對し行ふべき福祉事業と同種の事業、（三）帝國に於て行ふべき支那國に關する學術研究の事業等の助長を圖る。之が經費は支那國より受入るべき義和團事件賠償金及び山東還付補償金を基金とし、每年度國庫より二百五十萬圓以內（此外寄附金を受入れ使用するを得）を支出す。

東方文化事業日支協同委員會―對支文化事業に使用される年額二百五十萬圓中、山東關係の收入七十八萬圓は、日本人の經營に係る對支文化事業（例へば東亞同文會日華同仁會）に對し、從來支出し居たる補助金に振向け、殘額賠償金收入中より每年支出さるべき百七十二萬圓は、十四年成立したる日支協定に依り、全部を擧げて日支協同總委員會に委ね、日本法令の規定する範圍內に於て、計畫を立て一切の決定及び處理の權限を該委員會に附與する事となさる。日支間に成立したる協定大綱は、

一、華和團事件賠償金に屬する資金を以て支那國に於て行ふ可き文化事業に就き、同事業に關する日本法令の範圍內に於て計畫決定及處理を爲すべき日支協同の總委員會を組織すること。

右委員數は日本十名以內、支那十一名以內とし、委員長は兩國委員協議の上支那委員より選ぶこと。

一、上海及び北京に分會を設くること。分會の日支兩國委員の數並に委員長は總委員會と同一組織とすること。

一、北京委員會は支那政府より研究所圖書館の敷地の提供を俟ちてとを組織すること。

【委員】入澤達吉△服部宇之吉△子大河內正敏△堀義貴△狩野直喜△山崎直方△瀨川淺之進△大內暢三（以上日本側）、以下支那側）湯中△鄧萃英△王照△王式通△王樹枏△曹恩綬△柯鄧慈△石龍△胡敦復△鄭貞文△李鴻志

外交官、領事官在勤俸

外交官、領事官、外務書記生には、外國在勤の場合、本俸の外、任地到着の翌日より別に在勤俸を給せらる。其大公使及び勅任總領事に給せらるゝ金額左の如し。

大公使在勤俸―

大公使館	大公使	大公使館	大公使
英吉利	40,000円	チェコ・スロヴァキア	12,000円
佛蘭西	40,000	羅馬尼	12,000
獨逸	35,000	希臘	12,000
露西亞	30,000	西班牙	14,000
墺地利	25,000	支那	12,000
伊太利	30,000	暹羅	15,000
土耳古	30,000	合衆國	45,000
瑞西	12,000	墨西哥	18,000
白耳義	16,000	伯剌西爾	20,000
和蘭	12,000	亞爾然丁	15,000
瑞典	12,000	智利	18,000
波蘭	12,000	秘露	18,000

總領事在勤俸―

總領事館	總領事	總領事館	總領事
倫敦	12,000円	福州	7,000円
漢堡	12,000	廣東	8,500
莫斯科	12,000	香港	8,500
浦鹽斯德	10,000	新嘉坡	10,000
哈爾賓	10,000	馬尼拉	9,000
吉林	7,000	バタヴィア	8,500
間島	7,000	甲谷陀	10,000
奉天	11,000	シドニー	12,000
天津	9,000	ホノルル	12,000
青島	9,000	桑港	14,000
濟南	8,500	紐育	15,000
上海	11,000	オッタワ	12,000
漢口	9,000	サンパウロ	12,000
成都	7,000		

【兼任地駐在】兼任國若は兼任地駐在中は到着の翌日より出發の前日まで其日數に應じ左の割合に依り在勤俸を増給さる、妻を同伴したる者には(外交官補、領事官補を除く)更に其三分の一を増給す

	甲地方	乙地方	丙地方	丁地方
特命全權公使	九四円	八三円	―円	―円
臨時代理公使、大公使館參事官、總領事(勅任)、辨理公使	八六	七四	四九	四四
大公使館一等書記官、大公使館二等書記官、總領事、領事(奏任一、二等)	五五	四四	三六	三三
大公使館三等書記官、領事、副領事、外交官補、領事官補(奏任三等以下)	四五	三六	二九	二六
外務書記生	三六	二九	二三	二〇

甲地方とは南北亞米利加、乙地方とは歐羅巴、阿弗利加、大洋洲並に支那及び西伯利以外の亞細亞、丙地方とは支那(南滿洲を除く)及び西伯利、丁地方とは南滿洲を謂ふ。

加俸―總領事領事及副領事にして、引續五年以上同一の官を以て同一の公館に勤務し功績ある者には、在勤俸十分の六以内の交際加俸給せられ、奏任以下の在外公館職員其在勤地に必要なる語學(英佛獨以外)に通達し、尚は其語學に精通せんとする者には考査を經て在勤俸の十分二以内の語學加俸を給せらる。

増給―外交官、領事館及外務書記生其妻を任所に同伴し、又は呼寄せたる者(兼任地駐在者は別項記載)には、其妻到着の翌日より、歐米、阿非利加、大洋洲、印度、西比利亞に於いては、其現に受くる在勤俸及び交際加俸の十分の四、其の他の諸國に於いては其十分の二に相當する妻加俸給せらる。但し外務書記生に在りは外務大臣の指定する者に限る。

親勅任外交官、領事官

(昭和二年九月十五日現在)

官名	駐在地	氏名
特命全權大使	英吉利	男 松井慶四郎
〃	佛蘭西	子 石井菊次郎
〃	白耳義	安達峰一郎
〃	伯剌西爾	有吉明
〃	獨逸	長岡春一
〃	米國	松平恒雄
〃	ソヴィエト聯邦	田中都吉
〃	土耳古	小幡酉吉
〃	伊太利	男 林權助
〃	(待命)	松田道一
〃		埴原正直
特命全權公使	瑞典兼諾威、丁抹	永井松三
〃	瑞西	吉田伊三郎
〃	和蘭	廣田弘毅
〃	西班牙兼葡萄牙	太田爲吉
〃	支那	芳澤謙吉
〃	墺地利兼洪牙利	青木新
〃	暹羅	大野守衛
〃	波蘭	松島肇
〃	亞爾然丁兼ウルグァイ、パラグァイ	古谷重綱
〃	智利兼ボリヴィア	鮭延信道
〃	希臘	川島信太郎
〃	墨西哥	林久治郎
特命全權公使	チェコ・スロヴァキア	木村鋭市
〃	羅馬尼	山崎馨一
〃	セルブ・クロアート・スロヴェーヌ	子 武者小路公共
〃	國際聯盟事務局長	佐藤尚武
大使館參事官	伊太利	×森安三郎
〃	支那	堀義貴
〃	英國	佐分利貞男
〃	白耳義	杉永直吉
〃	獨逸	有田八郎
〃	伯國	山崎次郎
〃	米國	澤田節藏
〃	(待命)	子 岡部長景
總領事	奉天	×吉田茂
〃	青島	矢田部保吉
〃	シドニー	×徳川家正
〃	漢口	×高尾亨
〃	上海	×矢田七太郎
〃	濟南	藤田榮介
〃	漢堡	來栖三郎
〃	桑港	井田守三
〃	紐育	齋藤博

×印は御用掛兼勤中。

在外公館所在地

(昭和二年九月調)

大使館

在英國 Embassy of Japan, 37, Portman Square, London, W.1, England.

在佛國 Ambassade du Japon, 9, Rue La Perouse, Paris, France.

在白耳義 Ambassade du Japon, No. 1 Boulevard Militaire, Bruxelles, Belgique.

在獨逸 Ambassade du Japon, Hildebrand Strasse 25, Berlin, Allemagne. (事務所) Am Koenigsplatz 4 (官舍)

在伊太利 Ambassade du Japon, 49, Piazza del Gesu, Rome, Italie.

在ソヴィエト聯邦 Ambassade du Japon, Hotel Savoy Moscow Russia.

在米國 Embassy of Japan, 1310. N. Street, N. W., Washington, D. C., U. S. A.

在伯剌西爾 Ambassade du Japon, Rua dos Voluntarios da Patria, 166 Rio de Janeiro, Brazil.

在土耳古 No. 22 & 24 Rue Djihangbir, Pera, Constantinople, Turquie.

公使館

在瑞典(兼諾威、丁抹) Legation du Japon, No. 25 Strandvagen, Stockholm, Suede.

在波蘭 Legation du Japon, No. 10 Foksal, Varsovie, Pologne.

在チェコ・スロヴァキア Legation du Japon, Prague, Tcheco-Slovaquie.

在羅馬尼 Legation du Japon, Strada Atenei 25, Bucarest, Roumanie.

在墺地利 Legation du Japon, Reisnerstrasse III, 51 Wien, Autriche.

在希臘 Legation du Japon, No. 23, Avenue Kifissias, Athenes, Grece.

在瑞西 Legation du Japon, Bundesgasse 10, Berne, Suisse.

在和蘭 Legation du Japon, Bezuidenhoutscheweg 87, La Haye, Pays Bas.

在西班牙 Legacion del Japon, Alcala, 103 Madrid, Espana.

在支那 支那直隷省北京江米巷(一名交民巷)

在暹羅 Legation of Japan, Surawongse Road, Bangkok, Siam.

在墨西哥 Legation du Japon la Calle de Sinaloa, Mexico, D. F., Mexique. (事務所) la Calle de Merida # 21, Mexico, D. F. Mexico. (官舍)

在亞爾然丁 Legacion del Japon, Casilla No. 607, Buenos Aires, La Argentina.

在智利(兼秘露及ボリヴィア) Legacion del Japon, No. 398, Avenida de la Republica, Santiago, Chile.

在秘露 Legation du Japon, Lima, Peru.

總領事館

在倫敦總領事館 Consulate-General of Japan, No. 1, Broad Street Place, Finsbury Circus, London, E. C. 2, England.

在漢堡總領事館 Consulate General du Japon, Monckebergstrasse 71 "Levantehaus" Hamburg, Allemagne.

在浦鹽斯德總領事館 Consulate General of Japan, No. 24, Pekinskaya Ulitsa, Vladivostock, Siberia.

在亞港 Consulate General of Japan, Alexandrovsk, Sakhalin.

在哈爾賓總領事館 Consulate-General of Japan, No. 28, Novo-torgovaya Ulitsa, Novygorod, Harbin, Pinzyan-Shien, Kirin Province, China. 支那吉林省濱江縣

在吉林總領事館 (Tiehling) 支那吉林省吉林縣吉林新開門外

在間島總領事館 (Chientao) 支那吉林省延吉縣龍井村

局子街分館 (Chu-tzeo-kieh) 支那吉林省延吉縣局子街

頭道溝分館 (Teu-tao-keu) 支那吉林省延吉縣頭道溝

琿春分館 (Hun-chun) 支那吉林省琿春縣琿春

百草溝分館 (Pai-tsao-kou)

在奉天總領事館 (Mukden) 支那奉天省瀋陽縣奉天小西邊門外

通化分館 (Tung Hua) 支那奉天省通化縣通化

新民府分館 (Sin-min-fu) 支那奉天省新民縣新民江裡胡同

在天津總領事館 (Tientsin) 支那直隷省天津府日本租界宮島街

在濟南總領事館 (Tsinan) 支那山東省歷城縣濟南商埠三馬路

博山出張所 (Po-shan) 支那山東省博山日本總領事館出張所

張店出張所 (Chang-tien) 支那山東省張店日本總領事館出張所

在青島總領事館 (Ching-tao) 支那山東省青島

坊子出張所 (Fang-tzu) 支那山東省坊子日本總領事館出張所

在上海總領事館 支那江蘇省上海虹口北揚子路第一號 Consulate-General of Japan, No. 1, North Yangtsze Road Hongkew Shanghai, China.

在漢口總領事館 (Hankow) 支那湖北省夏口縣漢口日本租界河街第二號地

在成都總領事館 支那四川省成都鮑河街第六十七號 Consulate General of Japan, No. 67 Shun Ho Kai, Chengtu, Szechwan, China.

在福州總領事館 (Fuchow) 支那福建省閩侯縣福州倉前山

在廣東總領事館 (Canton) 支那廣東省番禺縣廣東沙面英吉利居留地第六十九號

在香港總領事館 Consulate-General of Japan, No. 2, Connaught Road Central, Hongkong.

在新嘉坡總領事館 Consulate-General of Japan, Union Building Colleyer Quay, Singapore, S. S.

在マニラ總領事館 Consulate General of Japan, No. 215, Roxas Building, 142—152, Escolta, Binondo, Manila, P. I.

ダヴァオ分館 Branch Office of Consulate-General of Japan, Davao, Davao, Mindanao, Philippine Islands.

在バタヴィア總領事館 Consulate-General of Japan, No. 13, Gang Holle, Weltevreden, Batavia, Java.

在カルカッタ總領事館 Consulate-General of Japan, No. 7, London Street, Calcutta, India.

在シドニー總領事館 Consulate-General of Japan, 17, Castlereagh Street, Sydney, New South Wales, Australia.

在ホノルル總領事館 Consulate-General of Japan, No. 1742, Nuuanu Avenue, Honolulu, T. H. U. S. A.

在桑港總領事館 Consulate-General of Japan, No. 22, Battery Street, San Francisco, California, U. S. A.

在墨西哥總領事館 Consulate-General of Japan, Mexico, Mexico.

在紐育總領事館 Consulate-General of Japan, G. Berenson Investing Building, 165 Broadway, New York City, N. Y., U. S. A.

在オタワ總領事館 Consulate General of

Japan, Plaza Building, 45 Rideau Street, Ottawa, Canada. No. 216 Metcalfe Street, Ottawa, Canada (官舍)

在サンパウロ總領事館 Consulado General do Japao, Largo da Se, No, 3 Caixa Postal 1167, Sao Paulo Brazil.

リベロン・プレト出張所 Succursale do Consulado General do Japao Rua Sao Jose No. 7-B and 9, Ribeirao Preto, Brasil.

在サントス出張所 Succursale do Consulado General do Japao, Rua Dom Pedro 2nd No. 13, Santos, Brazil.

領事館

在リヴァプール領事館 Consulate of Japan 3 Oriel Chambers, 14 Water Street. Liverpool, England.

在里昂領事館 Consulate du Japon, No. 18, Place Tolozan, Lyon, France.

在馬賽領事館 Consulat du Japon, No. 79 Rue Paradis, Marseille, France.

在米蘭領事館 Consulat du Japon, 46. Via Macednia Melloni, Milan, Italie.

在アンヴェルス領事館 Cosulat du Japon, No. 2 Rue Van Cuyck. Avenue de France, Anvers, Belgique. (事務所) No. 1°, Avenue, Bormans, Anvers. Belgique. (官舍)

在オデッサ領事館 Consulate of Japan, Odessa, U.R.S.S.

在ノヴォシビルスク領事館 Consulate of Japan, Novo-Sibirsk, Siberia.

在ペトロパヴロフスク領事館 Consulate of Japan, Vtoraya Ulitsa, dom Martinson, Petropovlovsk Kamtchatka.

在滿洲里領事館 (Manchulo) 支那滿洲里站二道街 Alexandrovskaya Ulitsa (No.3090 Utol, Kollegovskoimi.) アレクサンドロフスカヤ街第三〇九〇號地 アレクセエフスカヤ街角)

在齊齊哈爾領事館 (Tsitsihar) 支那黑龍江省齊齊哈爾城内

在長春領事館 (Chang-chun) 支那吉林省長春東通二丁目南側

在農安分館 (Nung-an) 支那吉林省農安縣農安鎮内

在安東領事館 (Antung) 支那奉天省安東縣三番通二丁目四番地

在鐵嶺領事館 (Tieling) 支那奉天省鐵嶺縣

在洮南分館 (Tao-lu) 支那奉天省洮南縣

在海龍分館 (Hai-lung) 支那奉天省海龍縣海龍北關

在鄭家屯領事館 (Cheng chiatan) 支那奉天省鄭家屯

在遼陽領事館 (Liaoyang) 支那奉天省遼陽縣遼陽城内

在新民屯領事館 (New-chwang) 支那奉天省

在營口分館 (Chifeng) 支那内蒙古赤峰縣赤峰街

在張家口領事館 (Chang Kiakou) 支那直隸省張家口

在厦門領事館 (Chefoo) 支那山東省福山縣芝罘

在杭州領事館 (Hangchow) 支那浙江省杭州城内鼓樓石山下

在蘇州領事館 (Soochow) 支那江蘇省吳縣蘇州府日本領事館構内

在南京分館 (Nankin) 支那江蘇省江寧府南京城内德慶街馬路

在漢口領事館 (Wuhu) 支那安徽省蕪湖

在九江領事館 (Kiukiang) 支那江西省九江英租界第十三號A

在宜昌領事館 (Ichang) 支那湖北省宜昌府宜昌

在沙市領事館 (Shashi) 支那湖北省江陵縣沙市洋碼頭第二十三號

在長沙領事館 (Changsha) 支那湖南省長沙縣長沙北門外浪船

在重慶領事館 (Chungking) 支那四川省巴縣重慶府城内通遠門城墻邊碼頭

在廈門領事館 (Amoy) 支那福建省思明縣鼓浪嶼英同租界F卷百六十七號

在汕頭領事館 (Swatow) 支那廣東省潮陽縣汕頭埠頭海關山脚十五番地

在雲南領事館 (Yunnan) 支那雲南省雲南府雲南

在河内領事館 Metropole Hotel, Hanoy Indo China.

在西貢領事館 Consulate of Japan, 21, quai de Belgique, Saigon, Cochin-China.

在緬甸領事館 Consulate of Japan, The "Darbar Building," 12-13 Phayre Street, Rangoon, Burma.

在スラバヤ領事館 Consulate of Japan, Regentesselaan No. 7 Sourabaya, Java.

在孟買領事館 Consulate of Japan, Dwarkadas Building, No. 192, Hornby Road, Fort Bombay, India.

在コロンボ領事館 Consulate of Japan, Gaffor Buildings. Main Street, Colombo, Ceylon.

在ポート・サイド領事館 Consulate of Japan, Rues Sultan et Americay Port Said, Egypt.

在ケープ・タウン領事館 Consulate of Japan, Thomson Watson Buildin't, 4 Adderley Street, Cape Town, British South Africa.

在ロス・アンヂル領事館 Consulate of Japan, 510 Union League Building 2 nd and Hill Streets Los Angeles, California, U. S. A.

在ポートランド領事館 Consulate of Japan, No. 210, Henry Building. Portland. Oregon, U. S. A.

在シアトル領事館 Consulate of Japan, The Central Building, Seattle, Washington, U. S. A.

在シカゴ領事館 Consulate of Japan, 116 West Jackson Boulevard Chicago, Illinois, U. S. A.

在施令域領事館 Consulate of Japan, 302 Yorkshire Building, 525 Seymoure Street, Vancouver, British Columbia, Canada.

在ハバナ領事館 Consulado del Japon, Edificio. "Casteleiro-Vizoso, ' Calle de Oficios No. 18, Habana, Cuba.

在ニューオルレアンス領事館 Consulate of Japan, 3102 Prytania St., New Orleans, La., U. S. A.

在パナマ領事館 Consulate of Japan, 60, Bella Vista, Panama City, Republic of Panama.

在ブエノスアイレス領事館 Consulate of Japan, 607 Casilla, Buenos Aires, Argentina.

在里馬領事館 Consulate du Japon, Giron Monzon No. 204, Lima, Peru.

在パウルー領事館 Consulado do Japao Bauru, Sao Paulo, Brazil.

商務官事務所

Japanese Commercial Attache, Gresham House, 24, Old Broad Street Place London, E. C. 2. England.

Budapester str. 35 Berlin W 62

Secretario Commercial de la Legacion del Japon, Casilla 1265, Buenos Aires, Argentina.

Japanese Commercial Attache, 165, Broadway, New York City, N. Y., U. S. A.

Japanese Commercial Attache, 35 Winchester House, Collyer Quay, Singapore, Malay Peninsula.

在ニコリスク出張員 T. Gunji, Vice Consul of Japan, Nikolisk, Boulwarnaya, ulitsa 12. (浦鹽總領事館管轄)

在瑞典出張員 H. Nihei. Ostra Brunns Parker 9. B. Helsingfors, Finland.

在リガ出張員 Delegation Japonaise en Lettonie, Kaisergarten strasse 7 Riga, Lettonie.

在里斯本出張員 S. Komine. Avenida du Liberdade, 164—4, Lisbonne, Portugal.

其他

在佛日國際聯盟事務局 Bureau du Japon, a la Societe des Nations, 9 rue la Perouse, Paris, France.

國際聯盟帝國事務所 39 Quai W. Wilson. Geneva, Suisse.

在瑞西國際勞働代表 Delegation Japonaise du travail Maison Royale Geneva, Suisse.

列國大公使館一覽（大正十三年九月現在）

國名	氏名	資格	大公使館所在地
佛蘭西	ポール・クローデル	特命全權大使	麹町區永田町二ノ一
白耳義	アルベール・ド・ベルヴァル・ソルヴィル	同 上	麹町區三年町三
伯剌西爾	アルフレド・ド・エスクラニョル・フランコ	同 上	赤坂區葵町二ノ一一
米利堅合衆國	チャールス・マクヴェー	同 上	麹町區内山下町一ノ一
英吉利	サー・ジョン・ティレー	同 上	麹町區丸内
伊太利	ブラジリオ・ボンチ・トルレ・デイ	同 上	麹町區富士見町四
和蘭	ヨンクヘール・ドクトル・ヨアヒム・ヘンリー・ファン・ヴェルスケー	同 上	麹町區富士見町一
墨西哥	ルイス・ロブレス	代理公使	麹町區永田町二ノ一
瑞典諾威	ヴィルヘルム・ヴァルデマル・ダヴィッド・アッペルグレン	特命全權公使	麹町區永田町二ノ一
西班牙	ホアキン・ロペス・ヴィラヌエヴァ・イ・ロペス	同 上	麹町區永田町二ノ一
秘露	ホセ・ガルシア・ミロ	同 上	麹町區永田町二ノ一
葡萄牙	ジョアン・ペレイラ・ダ・シルヴァ・タヴァレス	同 上	麹町區永田町二ノ一
瑞西	ポール・ラング	同 上	麹町區永田町二ノ一
土耳其	ヘイダル・ベイ	同 上	麹町區永田町二ノ一
露西亞	ヴァシリー・ニコラエヴィチ・ストラホフ	同 上	麹町區永田町二ノ一
丁抹	ヘンリク・アドルフ・クロー	同 上	麹町區永田町二ノ一
白耳義	ロベール・ド・ブロンクヴェ・ダスピルモン	同 上	麹町區永田町二ノ一
伯剌西爾	ルイス・トバル・ド・ヴァスコンセロス	同 上	麹町區永田町二ノ一
米利堅合衆國	チャールス・マクヴェー	同 上	麹町區永田町二ノ一
英吉利	サー・ジョン・ティレー	同 上	麹町區永田町二ノ一
伊太利	ブラジリオ・ボンチ・トルレ・デイ	同 上	麹町區永田町二ノ一
和蘭	ヨンクヘール・ドクトル・ヨアヒム・ヘンリー・ファン・ヴェルスケー	同 上	麹町區永田町二ノ一
墨西哥	ルイス・ロブレス	代理公使	麹町區永田町二ノ一
瑞典諾威	ヴィルヘルム・ヴァルデマル・ダヴィッド・アッペルグレン	特命全權公使	麹町區永田町二ノ一
西班牙	ホアキン・ロペス・ヴィラヌエヴァ・イ・ロペス	同 上	麹町區永田町二ノ一
秘露	ホセ・ガルシア・ミロ	同 上	麹町區永田町二ノ一
葡萄牙	ジョアン・ペレイラ・ダ・シルヴァ・タヴァレス	同 上	麹町區永田町二ノ一
瑞西	ポール・ラング	同 上	麹町區永田町二ノ一
土耳其	ヘイダル・ベイ	同 上	麹町區永田町二ノ一
露西亞	ヴァシリー・ニコラエヴィチ・ストラホフ	同 上	麹町區永田町二ノ一
丁抹	ヘンリク・アドルフ・クロー	同 上	麹町區永田町二ノ一
支那	汪榮寶	特命全權公使	麹町區永田町二ノ一一
那威	ニコライ・ヴィルヘルム・ヴェデル・ヤルスベルグ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
波斯	ハッサン・ハーン	同 上	麹町區永田町二ノ一一
秘露	ホセ・ガルシア・ミロ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
葡萄牙	ジョアン・ペレイラ・ダ・シルヴァ・タヴァレス	同 上	麹町區永田町二ノ一一
瑞西	ポール・ラング	同 上	麹町區永田町二ノ一一
土耳其	ヘイダル・ベイ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
露西亞	ヴァシリー・ニコラエヴィチ・ストラホフ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
丁抹	ヘンリク・アドルフ・クロー	同 上	麹町區永田町二ノ一一
白耳義	ロベール・ド・ブロンクヴェ・ダスピルモン	同 上	麹町區永田町二ノ一一
伯剌西爾	ルイス・トバル・ド・ヴァスコンセロス	同 上	麹町區永田町二ノ一一
米利堅合衆國	チャールス・マクヴェー	同 上	麹町區永田町二ノ一一
英吉利	サー・ジョン・ティレー	同 上	麹町區永田町二ノ一一
伊太利	ブラジリオ・ボンチ・トルレ・デイ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
和蘭	ヨンクヘール・ドクトル・ヨアヒム・ヘンリー・ファン・ヴェルスケー	同 上	麹町區永田町二ノ一一
墨西哥	ルイス・ロブレス	代理公使	麹町區永田町二ノ一一
瑞典諾威	ヴィルヘルム・ヴァルデマル・ダヴィッド・アッペルグレン	特命全權公使	麹町區永田町二ノ一一
西班牙	ホアキン・ロペス・ヴィラヌエヴァ・イ・ロペス	同 上	麹町區永田町二ノ一一
秘露	ホセ・ガルシア・ミロ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
葡萄牙	ジョアン・ペレイラ・ダ・シルヴァ・タヴァレス	同 上	麹町區永田町二ノ一一
瑞西	ポール・ラング	同 上	麹町區永田町二ノ一一
土耳其	ヘイダル・ベイ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
露西亞	ヴァシリー・ニコラエヴィチ・ストラホフ	同 上	麹町區永田町二ノ一一
丁抹	ヘンリク・アドルフ・クロー	同 上	麹町區永田町二ノ一一

列國領事館所在地

國名	在置地
常大佛米英伊和白墨秘葡瑞土露丁支那	常大佛米英伊和白墨秘葡瑞土露丁支那
大不列顛	大不列顛
獨逸	獨逸
西班牙	西班牙
瑞典諾威	瑞典諾威
葡萄牙	葡萄牙
瑞西	瑞西
土耳其	土耳其
露西亞	露西亞
丁抹	丁抹
支那	支那

國名	在置地
伯剌西爾	伯剌西爾
秘露	秘露
墨西哥	墨西哥

國名	在置地
伊太利	伊太利
和蘭	和蘭
諾威	諾威
葡萄牙	葡萄牙
瑞典	瑞典
瑞西	瑞西
西班牙	西班牙
丁抹	丁抹
土耳其	土耳其
露西亞	露西亞
米利堅合衆國	米利堅合衆國
墨西哥	墨西哥
秘露	秘露
白耳義	白耳義
英吉利	英吉利
佛蘭西	佛蘭西
獨逸	獨逸

● 印は總領事館なり。

外國旅券

外國旅券の交付を受けんとするものは、書面に左の事項を記載し、右に戸籍謄本、又は氏名、本籍地及び身分を證明する文書、並に最近の撮影に係る寫眞二葉を添附し内地に於ては本籍地又は所在地の地方上級行政廳に、外國に於ては在外公館に出願せざるべからず。

(一)氏名(片假名にて傍訓を附す)。(二)本籍地。本籍地と所在地と異るときは所在地を併記す。(三)身分(戸主、家族の別、家族なるときは戸主の氏名及び戸主との續柄)。(四)年齢。(五)職業。(六)旅行地名。(七)旅行の目的。

旅券の下附を受け六箇月以内に出發せざる時又歸國したる時は旅券を返納せざる可らず。商業、漁業、其他職業の爲め露領樺太、嗚嗚及び沿海州、香港に數次往復する者は歸着毎に旅券の返納を要せず。されど旅券領收の日より三ケ年を經過し歸國したるときは返納せざるべからず。

旅行十年に及び歸國せざるものは、旅券を領收したる時より十年以内に帝國大使、公使、領事官又は貿易事務官の査證を受けざるべからず、其後十年毎に亦然り。

移民

農業、漁業(露領樺太嗚嗚、沿海州及び勘察加州沿岸に於ける漁業を除く)鑛業、工業、土木、運搬、建築、炊事、洗濯裁縫、理髪給仕及び看病等に關する勞働に從事する目的を以て外國に渡航するもの及び之に同行する家族は移民と見て稱せられ、行政廳の許可を受くるにあらざれば出發するを得ず。六箇月以内に渡航せざるときは其許可を取消さる。此種移民の比律賓群嗚、濠洲及び太平洋諸嗚、蒙古、墨西哥國、伯剌西爾國、秘露國、亜爾然丁國、阿非利加洲に對するもの、移民取扱人に依らざるときは、二人以上の保證人を定めしめらるゝことあるべく、保證人は疾病其他困難の場合之を救助し、若しくは歸國せしむべきものとす。

海外移住組合—第五十二議會の協賛を經て新に海外移住組合法發布され、昭和二年五月一日より施行さる。組合は大體産業組合と同一の制度に依り道府縣を單位としてこれを組織し、海外移住に必要なる資金の貸付、貯蓄及土地建物其他の物件の取得、讓渡、利用等を組合員、又は組合員以外の者の爲に行ふものとし、東京に組合聯合會を置き、政府は之に百八十萬圓の補助金を交付する仕組にて、政府の見込は右補助金に依り南米ブラジル、サンパウロ州に於て、約四萬町歩の土地を得、向ふ三年間に八組合千六百家族(一組合二百人)を移住せしめんとする目論見なり。

移民收容所—政府は今回神戸市に移民收容所を設置し、昭和二年十月より一切の事務を開始す。本收容所は移民に必要なる一切の設備を爲し、尚ほ外國に於ける禮儀作法一般常識、渡航會話等を敎授す。收容力約七百名。

伯剌西移民盛行

北米合衆國に於て新移民法實施以來、加奈陀濠洲中米等擧つて之に赴ふに至りたるが獨り伯剌西爾のみは排日の氣風なく、堂々百萬町歩に及ぶ土地の日本移民に依る開墾を要望する有樣にて本邦側にては山科禮藏氏を中心とする南米企業組合にて實地調査の結果、パラナ州内に十萬アルケール(廿五萬町歩)買收の計畫を確立し、第一期として一萬アルケールの買收契約を成立せしめたるを始めとし、大阪の野村德七氏發企の下に資本金二千萬圓を以て同じくパラナ州に六百アルケールの土地購入の契約成立し、尚此外鐘紡會社にては海外企業の發展を計ると共に本邦綿花供給の一助となさん目的を以て福原支配人を派遣し、パラ州に於て二百萬町歩の無償讓渡を得たるを以て、資本金四千萬圓の開拓會社を創立して事業を開始する案を立てしも、會社經營よりも政府の手に依り組織せしむるを便なりとし一先づ關係を打切ることゝなり、外に長野、富山、熊本、鳥取各縣は移民協會を設けて、渡航樂鄕法を講じ又今西源三郎、渠津九八兩氏とアマゾナス州當局との間に同州二地帶に於て總面積二億(ヘクトエークルに日本人の資源開發及び植民(期間五十ケ年)許可されたり。

外國旅券交附人員

目的	公用	修學	農業	商業	漁業	雜業	再渡航者及家族	計
大正十二年 男	九七	一五二	三九	四五	三	三	一	四四五
女	一	六	一	一				八
計	九八	一五八	四〇	四六	三	三	一	四五三
十三年 男	一〇七	一八二	五八	六八	三	三	一	五二七
女	一	一〇	一	一				一三
計	一〇八	一九二	五九	六九	三	三	一	五四〇
十四年 男	一〇二	一九八	七五	八〇	三	三	一	六〇二
女	一	一〇	一	一				一三
計	一〇三	二〇八	七六	八一	三	三	一	六一五

渡航地別外國旅券交附人員(十五年)

渡航地	男	女	計
ソヴイエト聯邦	三	六	九
英領香港及葡領澳門	二七	九〇	一一七
佛領印度支那	一五	一四	二九
英領海峽植民地	一四	七	二一
マレイ諸邦	三	一	四
英領印度	一三五	一四	一四九
比律賓群島及グアム島	二	一	三
蘭領瓜哇スマトラ及セレベス島	二六	九	三五
ボルネオ	九	一	一〇
ニューギニア	三	一	四
亜細亜諸國	三七	一四	五一
佛領ニューカレドニア	一	一	二
臺太利及新西蘭	四	一	五
太洋洲諸嶼(英領)	三	一	四
歐洲諸國	一	一	二
英領加奈陀	四三	一三	五六
北米合衆國	六〇九	二三七	八四六
米領布哇	三九	一二	五一
墨西哥	二	一	三
巴奈馬	一		一
玖馬	一		一
北米諸露	一二	一	一三
暹羅	九二	三	一二五
秘露	一		一
亜爾然丁	一		一
伯剌西爾	五	一	六
智利	一		一
古倫比亜	一		一
埃及	一		一
阿及利亜	一		一
南阿	一		一
計	一、〇二一	三九六	一、四一七
大正十四年	八〇二	二一三	一、〇一五

昭和二年度豫算

第五十二議會の協賛を經たる昭和二年度豫算は、本豫算十七億三千五萬八千七百六十八圓、第一號追加豫算二千百七萬五千七百二十五圓、第二號追加豫算七百八十三萬五千五百六十一圓、總計十七億五千八百九十八萬九千六百六十四圓にして、之を前年度の最終累計豫算十六億六千六百七十七萬四千五百六十八圓に比すれば、九千二百十九萬五千九十六圓の增額となり、我國歲計あり て以來の膨大豫算なり。而して本豫算十七億三千五萬圓を實質的に見て其内譯を示せば左の如し。

	六億九千二百萬圓
一、義務費	三億二千九百萬圓
一、繼續費	三億四千六百萬圓
一、人件費	三億六千三百萬圓
一、行政費	

新規事業と師約繰延額—政府に依れば、豫算編制に當りては依然緊縮を旨としたりといふも、緊縮の實を示せるものは僅に剩餘金還元債制度確立の一事あるのみにて、各省を通じて百四十六項目、金額一億四千百八萬九千圓の新事業(補助艦建造、北海道第一期拓殖計畫を主なるものとし、實業其他産業の助成、移殖民の保護奬勵、不良住宅の改善、公營質屋の建設補助、人口食糧問題調査機關設置、通信吏員の俸遇改善、航路の設置、義務敎育費國庫負擔の增額等之に次ぐ)を計上したる結果、前記の如き大豫算を出現したるものにて、一方既定經費に對する消約は事業の繰延を合せて三千八百四十萬圓に過ぎず、之を各省別に示せば左の如し。(單位千圓)

	繰延額	新事業費
外務省	一、三三六	三、〇〇〇
内務省	一、九〇〇	三、〇五〇
大藏省	四、二〇〇	四、五五二
陸軍省	二、九八二	一、三三三
海軍省	一	三、〇〇〇

	節約額	繰延額	新事業費
司法省	二	一、三〇〇	七、三五九
文部省	一	三〇〇	四、一〇三
農林省	三〇	三〇〇	三、五六八
商工省	三〇	一	二、八八八
遞信省		五、〇〇〇	一四、〇九九
合計	四、二〇二	一四、〇〇〇	一四二、〇九九

補助費—次に補助費に於ても新規の分四百三十二萬一千餘圓を計上し、既定計畫分を合せて總額一億一千百六十三萬四千餘圓となり、前年度に比し千二百一萬六千圓を增せり、其各省別左の如し。(單位千圓)

	昭和二年度	前年度
外務省	六一一	四五一
内務省	七〇、〇九〇	六二、一九七
大藏省	一、一三九	二四〇
陸軍省	七九六	四八六
海軍省	三一二	二八二
司法省	五五	五五
文部省	八、九〇五	八、八〇二
農林省	一六、八二三	一四、四六一
商工省	四、九四二	四、四六九
遞信省	七、九六三	八、〇〇四
合計	一一一、六三四	九九、六一八

公債計畫—昭和二年度豫算の財源たるべき公債の發行額は、前年度同樣一億五千萬圓(一般、特別兩會計を通じにして、其内譯左の如し。

震災善後公債六千四百萬圓△帝國鐵道建設及改良費五千九百萬圓△朝鮮事業公債千九百萬圓△台灣事業公債五百萬圓△關東州事業公債百萬圓△樺太事業公債二百萬圓

臨時軍事費決算

第五十二議會に提出せられたる臨時軍事費特別會計の收支決算(大正三年度—十三年度)左の如くにして、其支出中不法又は不當と認められたるもの十件、其措置惡當なるとして注意を與へられたるもの二件に及べり。

收支區別	金額
收入	
一般會計繰入金	二〇五、六五〇、〇八五圓
公債及借入金	五五五、七九九、七五二
其他	三九、一四二、九四四
計	七九九、八九二、〇八一
支出	
陸軍	七九九、八九二、〇八一
人件費	一四、三五〇、六六三
物件費	三四、五九八、六〇〇
臨機費	三、〇〇〇、〇〇〇
其他	七四七、九四二、八一八
海軍	三四、〇〇〇、〇〇〇
機密費	一、七三二、三〇〇
其他	三二、二六七、七〇〇
計	七九九、八九二、〇八一

税法改正(第二次)

第五十二議會に於て印紙、登錄、砂糖三税法中改正法成立(關税については「貿易」の部に揭出)し、昭和二年度より實施されるが、右は前議會を通過せる一般的税制整理に對應し、税制の完璧を期せんとしたるものにて、其要領左の如し。

印紙税法中改正—(一)從來比例税を課したる重たる證書、即ち不動産移轉に關する證書、消費貸借に關する證書、請負運送に關する證書等には階級定額税を課する事とし買仕切書、物品又は有價證券の賣買に關する證書及び送狀に對する印紙税を免除したること、(二)社會政策の見地より貯金通帳、質札、勤務通帳、出資證券(住宅組合、産業組合等の發する)農業倉庫證券、乘車券、乘船券、各種入場券等の課税を免除したること、(四)通帳を預金通帳と分ちて之に五錢を課税し、小切手帳に對しては從來の倍額五十錢を課したること等なり。

登錄税法中改正—(一)不動産及び船舶所有權移轉、質權、抵當權の取得の場合及び法人合併の場合の税率を輕減したること、(二)不動産信託については信託の内容によりその税率を區分したること、(三)社會政策的施設に公共的施設遂行の場合、即ち自作農維持創設事業、農業倉庫建設、小住宅建設及び部落有財産をその市町村に移す場合、數ケ町村に亘る入會權を消滅せしむる場合學校經營を目的とする法人の不動産所得の場合等には各々免税し、また土地台帳の登錄税は官民共に煩瑣に堪へざるを以て廢したること、(四)合名會社、合資會社の設立資本增加については之を株式會社と同樣の税率に改め、社債の登錄については償還期限の長短に依り税率を區別し、且つ商業登記その他一部定額税につき相當税率の引上げを行ひたること等なり。

砂糖消費税法中改正—主として下層階級の需用品たる第一種糖、即ち黑糖の税率を半減し、第二種糖以上の砂糖に對しても適當に税率を按配し、關税の改正と相待つて甘藷の製糖業を保護し、又負擔の輕減を計れり。

税法改正と歲入

第二次税制整理及び砂糖關税改正に伴ふ歲入の增減見積額左の如し。(單位千圓)

	整理後の税額	整理に依る增減△印減
初年度	平年度	初年度 平年度
砂糖消費税	三、八〇〇	二、四〇〇 二、四〇〇
砂糖關税	二、八〇〇	二、四〇〇 二、四〇〇
小計	六、六〇〇	四、八〇〇 四、八〇〇
登錄税	九、〇三五	△二、三三五 △二、三三五
印紙税	七、四九七	△一、八四二 △一、八四二
	二〇、一〇〇	△四、〇〇〇 △四、〇〇〇
小計	三六、六三二	△八、一七七 △八、一七七
合計	四三、二三二	△三、三七七 △三、三七七

財政關係新法律

第五十二、二議會の協賛を經て公布せられたる財政關係新法律の概要左の如し。

關東財産整理特例—復興局廳舍新營費又は帝都復興事業費を以て建設又は購入したる國有財産中、不用に歸したるものゝ賣拂代金を帝都復興費に充用する爲に國有財産整理資金特別會計法に特例を設けたるもの。

國債整理基金法改正—起債額の減少を圖る目的を以て、從來の國債整理基金繰入以外、更に一般會計歳計剩餘金の四分一を下らざる金額を國債整理基金特別會計へ繰入るゝ事とす。右に依り昭和二年度の減債基金は從來の規定に基く四千四百萬圓と、改正法に依り、新に繰入れられたる五千四百萬圓（剩餘金の四分一）とを合せ九千八百萬圓となれり。

震災手形損失補償公債法—關東大震災當時政府は緊急勅令を發して、大正十二月九月一日以前に被害地方に本據を有する者の發行せる手形に對し、日本銀行をして再割引に應ぜしめ、此割引より生ずる日銀の損失に對し、一億圓を限度として國庫より補償するの契約を爲したるが、之が跡始末として日銀の損失に對し五分利付國債證券を交付することゝし、之が爲め政府に於て一億圓までの公債を發行し、時價を以て交付するものとす。

震災手形善後處理法—日銀の再割引せる震災手形總額二億七百萬圓、內日銀の損失に歸する分は、前記の法律を以て之を補償し殘餘の震災手形については、昭和二年九月三十日に於て日銀より割引を受け居る該手形所有銀行に對し、之が整理を爲さしむる爲め、期限十年、利率五分以上にて公債を以て貸付くることゝし、政府は之が爲め日銀への交付公債と合せて二億七百萬圓の公債を發行するものとす。

日銀特別融通損失補償法—財界安定の爲、日本銀行をして手形割引の方法に依り、市中銀行に特別融通を爲さしめ、政府は之に五億圓の損失補償を爲さんとするものにて其要綱左の如し。

一、日本銀行は現に預金の拂戻停止中に非ざる銀行より、其の預金（定期積立金を含む）支拂準備に充つる爲め、資金融通の請求ありたる場合に於て、財界の安定を圖る爲め必要ありと認むる時は、之に對し手形割引の方法に依り大藏大臣の定むる特別融通を爲すことを得。（預金拂戻停止中の銀行と雖も、將來營業繼續の見込あるものは、之に均霑するを得）

二、日本銀行が特別融通の爲めにする手形割引を爲すことを得る期間は、本法施行の日（昭和二年五月九日）より一年とす。

三、特別融通の爲にする手形の書換の爲めに振出す手形の期間は、本法施行の日より十年を超ゆるを得ず。

四、政府は特別融通に因りて日本銀行が損失を受けたる時は、同行に對し五億圓を限り其の損失を補償するの契約を爲すを得。右の損失を決定する基準は大藏大臣之を定む。

五、特別融通に因りて日本銀行の受けたる損害及其額は、特別融通損失審査會之を決定す。

六、政府が日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は、五分利付國債證券を以て之を交付することを得。

七、國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む。

八、昭和二年四月二十二日より本法施行の日の前日迄に、日本銀行の爲したる手形割引にして、特別融通の條件に該當するものに付いては、之を本法に依る特別融通と看做す。

台灣融資に關する法律—同じく日本銀行をして台灣に於ける金融機關に對し手形割引の方法に依り二億圓限度の融通を爲さしめ政府に於て其金損額を補償せんとするもので、其手形割引期間は一年とし、爾餘の規定は、前項日銀損失補償の規定を準用す。

土地賃貸價格調査委員會法—地租條例の改正に伴ひ、土地の賃貸價格を調査する爲め各稅務署所管內に設けらるべき同調査委員會の組織並に賃貸價格決定の手續を規定せるものにして、委員の數は市にありては十人、町村にありては一人を原則とし、市町村の情況に依り命令を以て增減し得ることとせり。

御料地拂下地免租—北海道に於ける御料地を拂下げ、民有と爲せる土地にも十年間地租を免じ、且つ其登錄稅を免除すとの法律あり。

義務教育費國庫負擔增額—市町村義務教育費國庫負擔額七千萬圓を七千五百萬圓に增加する事とす。

私設五鐵道買收公債法—水戶鐵道株式會社（買收價格三百廿二萬三千圓）、陸奧鐵道株式會社（同三百廿萬圓）、越後鐵道株式會社（同千二百四十六萬三千圓）、苦小牧輕便拓殖鐵道株式會社（同百四十萬圓）、日高拓殖鐵道株式會社（同六十九萬一千圓）所屬の鐵道線路買收のため、公債發行に關する法律なり。

植民地事業公債法改正—朝鮮、台灣、關東州に於ける起債定額を增加する爲め、各事業公債法を改定せるものにして、卽ち從前募集したるものと合せて朝鮮は六億三百七十萬圓、台灣は一億五千三十萬圓、關東州は七百八十萬圓と爲す。

新內閣財政方針

若槻內閣に依り第五十二會議を通過したる昭和二年度豫算は、政變の結果、田中內閣に依り施行さるゝ事となりたるが、現內閣の立場を以てすれば、右豫算には幾多の不滿ある次第なるを以て、政府としては之が施行に當り法規の許す範圍に於て豫算の組替改訂を行ひ、其の不用不急と認めたる費用は實際上支出を爲さず、不用額として後年度豫算の財源に充當すると共に、昭和三年度豫算に於て大に現內閣の經綸を示すとゝし、乃ち左記方針を以て、財政に臨む事となれり。

豫算方針—（一）昭和二年度歲出豫算は產業立國の實を明かにし、地方自治の發達を助くべき方針の下に編成すること。（二）新規要求は前段の方針に基くもの〻みを容認し其他は緊急已むべからざるもの〻外、一切これを認めざること。（三）既定經費に於ても、節約及び事業繼延の餘地ありと認むるものは、極力之を斷行すること。（四）經濟界の實情及國庫財源の關係に鑑み、極力歲計の膨脹を防ぎ、行政整理に就ても充分意を用ゆること。

公債政策—（一）減債基金を以て外債（國辱外債たる米貨公債及び四分利付英貨公債）の買入償却を爲すこと。（二）日銀及び預金部の有する既發公債の實却は、主として一流銀行偏在の資金を產業資金化するに努むること。（三）新規公債發行に就ては從來の政策を改め、公募方針を採ること、爲すも、其方法はシンジケート銀行團に引受け消化せしめ、市場賣出を爲さしめざる方針を採ること。（四）既發公債の借還に就ては前內閣の言明に拘泥せず、臨機買入、抽籤を併用すること。

地租委讓—地方に獨立の財源を與ふるが爲め、地租委讓を行ふこと。之が實行方法を調査する爲め、五月大藏省內に大藏大臣を會長とする稅制調査會設置さる。政府の見込は昭和四年度より其一部を實行し、向ふ三年間に全部の委讓を終らんとす。

歲入歲出

一般會計—

會計年度	歲入 經常部	歲入 臨時部	歲入 計	一人當	歲出 經常部	歲出 臨時部	歲出 計	一人當
	千圓	千圓	千圓	圓 錢 厘	千圓	千圓	千圓	圓 錢 厘
明治一〇	四五、九六七		四五、九六七	一、九	四五、八六七		四五、八六七	一、九
二〇	七一、八八〇		七一、八八〇	二、六	七一、八八〇		七一、八八〇	二、六
二七	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六
二八	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六
二九	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六
三〇	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六	八一、八八〇		八一、八八〇	二、六
三七	九九、一四三		九九、一四三	二、九	九九、一四三		九九、一四三	二、九
三八	九九、一四三		九九、一四三	二、九	九九、一四三		九九、一四三	二、九
三九	九九、一四三		九九、一四三	二、九	九九、一四三		九九、一四三	二、九
四〇	九九、一四三		九九、一四三	二、九	九九、一四三		九九、一四三	二、九
大正元	一〇一、八八〇		一〇一、八八〇	二、九	一〇一、八八〇		一〇一、八八〇	二、九
六	一〇一、八八〇		一〇一、八八〇	二、九	一〇一、八八〇		一〇一、八八〇	二、九
一一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一
一二	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一
一三	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一
一四	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一
昭和元	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一
二	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一	一一一、八八〇		一一一、八八〇	三、一

特別會計—

會計年度	歲入	歲出	歲入超過	會計年度	歲入	歲出	歲入超過
	千圓	千圓	千圓		千圓	千圓	千圓
大正元	八七、六三二	八二、九二	四、〇四	大正一五	三一、三八七	三一、三八七	
一三	九三、四四三	九三、四四三		昭和二	三一、八九五	三一、八九五	
一四	三一、九八三	三一、九八三					

歲入歲出純計

區別	一般會計 歲入	一般會計 歲出	特別會計 歲入	特別會計 歲出	控除額 歲入	控除額 歲出	純計 歲入	純計 歲出
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正一四	一、三五九、八八〇	一、三五九、八八〇	三、九五三、四四三	三、九五三、四四三	三、九五三、四四三	三、九五三、四四三	一、三五九、八八〇	一、三五九、八八〇
一五—昭和元	一、三五九、八八〇	一、三五九、八八〇	三、九八八、三三二	三、九八八、三三二	三、九八八、三三二	三、九八八、三三二	一、三五九、八八〇	一、三五九、八八〇
二	一、三五九、八八〇	一、三五九、八八〇	三、九五三、四四三	三、九五三、四四三	三、九五三、四四三	三、九五三、四四三	一、三五九、八八〇	一、三五九、八八〇

豫算費目割合

費目	金額 千圓	歩合 割	金額 千圓	歩合 割	金額 千圓	歩合 割
	大正一四		五—昭和元		二	
皇室費	四、二〇〇	〇・三	四、二〇〇	〇・三	四、二〇〇	〇・三
震災他政費	八九、六三五	六・七四	八三、一六五	六・一六	七八、三七〇	五・六
軍事費 其陸軍	四六、七五五	三・五二	四六、七五五	三・四七	四六、七五五	三・三五
軍事費 其海軍	四二、九四〇	三・二三	四二、九四〇	三・一八	四二、九四〇	三・〇七
國債費	三三五、四三三	二五・一九	三三五、四三三	二四・七四	三三五、四三三	二四・〇一
恩給及年金補助費	一五、〇〇〇	一・一三	一五、〇〇〇	一・一一	一五、〇〇〇	一・〇八
國庫豫備金	二〇、〇〇〇	一・五〇	二〇、〇〇〇	一・四八	二〇、〇〇〇	一・四三
合計	一、三五九、八八〇	一〇〇・〇〇	一、三五九、八八〇	一〇〇・〇〇	一、三九五、八八〇	一〇〇・〇〇

一般會計歲入

款項別	昭和元	二
	千圓	千圓
【經常部】		
租稅		
所得稅	八二、六〇〇	八三、二七〇
地租	五五、〇五一	五五、〇五一
營業收益稅	五五、〇五一	五五、〇五一
資本利子稅	一五、五〇五	一五、五〇五
相續稅	九一〇	九一〇
通行稅	四、二五八	四、二五八
鑛業稅	四、二五八	四、二五八
兌換銀行券發行稅	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
酒造稅	一一、二五二	一一、二五二
醬油稅	四、〇〇二	四、〇〇二
清涼飲料稅	三、七二一	三、七二一
砂糖消費稅	七一、八四七	七一、八四七
織物消費稅	三、二九四	三、二九四
取引稅	二、九三三	二、九三三

款項別	昭和元	二
	千圓	千圓
關稅	一〇五、六八一	一二七、二一二
印紙收入	一、三五、〇〇〇	一、三五、〇〇〇
官業收入	八三、八〇〇	八一、八〇〇
官有物拂下代	四、〇〇〇	四、〇〇〇
專賣局益金	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
印刷局益金	一、八七一	一、八七一
造幣局益金	三	三
製鐵所益金	一、三五〇	一、三五〇
海軍燃料廠益金	一、三五〇	一、三五〇
陸軍工廠資金益金	一、三五〇	一、三五〇
官有物拂下收入	七七	七七
森林收入	一、八三一	一、八三一
官業收入	一、三五〇	一、三五〇
郵便電信電話收入	一、三五〇	一、三五〇
官有財產收入	一、三五〇	一、三五〇
雜收入	一、三五〇	一、三五〇
免許及手數料	一、三五〇	一、三五〇
罰金及沒收金	一、三五〇	一、三五〇
雜收入	一、三五〇	一、三五〇
配當金收入	一、三五〇	一、三五〇
刑務所收入	一、三五〇	一、三五〇
雜收入	一、三五〇	一、三五〇
償及違約金	一、三五〇	一、三五〇
關稅收入	一、三五〇	一、三五〇
雜收入	一、三五〇	一、三五〇

款項別	昭和元	二
恩給法納金	千圓 二、〇〇八	千圓 二、一六一
一學校自習生納金	三	一〇一
小笠原島地方收入	一、六九九	一、八九一
大藏省預金部特別會計より繰入	一	一
雜收入	六、四一四	五、八三六
利子收入	三、七八	三、四六二
教育改良及農村振興基金特別會計より繰入	三、二〇〇	三、三三三
經常部計	七、七一八	七、七五〇
【臨時部】	一、三七、二三	一、四五八、一三〇
官有物拂下代	四、七一六	四、九四七
地所拂下代	三、九二一	三、一〇一
物品拂下代	四、三七七	四、五一四
家畜拂下代	一、七二三	一、九二九
雜收入	三、九二三	三、九五八
受託造修收入	一、〇二五	一、〇二五
受託調查收入	八五五	八五五
返納金	一、〇八六	一、一三一
鹽鵬鼠皮分配金	七八	七八
各廳付金	三	三
土地區劃整理移轉料	三、九二一	三、一〇一
公共團體工事費納付金	三、九二一	三、一〇一
公共團體工事費分擔金	二、一〇〇	二、一〇四
港灣修築費納付金	八、六一〇	九、〇五〇
港灣設備費分擔金	三、四五〇	三、四五〇
學術研究奬勵金受入	五二	五二
特別會計資金繰入	七、九一五	七、九一五
國有財產整理資金繰入	一、六六、七四	一、六六、七四
臨時部計	一、六六、七四	一、六六、七四

款項別	昭和元	二
造幣局資金繰入	千圓 一、六	千圓 一、六
學校及圖書館資金繰入	一〇	一〇
國有財產整理資金繰入	八、〇〇〇	八、〇〇〇
公債及證券償還金	五、一九九	五、一九九
保險會社納付金	一、三二五	一、三二五
前年度剩餘金繰入	一八、三〇〇	一八、三〇〇
臨時部計	一九、〇一五	一九、〇一五
合計	一、七二、一三〇	一、七二、一三〇

一般會計歲出

款項別	昭和元	二
【緊急勅令】	千圓	千圓
皇室費	四、五〇〇	四、五〇〇
外務省所管	一、八二八	一、八二八
在外公館費	二、七五四	三、八五四
國際會議諸費	五六	五六
諸支出金	四、五〇〇	四、五〇〇
內務省所管	三、〇〇四	三、〇〇四
神社費及國幣社例祭幣帛料	七四〇	七四〇
本省	七九一	七九一
國際勞働機關帝國事務所	三一	三一
國立感化院	二一	二一
參與官及職業紹介事務局	一四〇	一四〇
移民收容所	一、八二八	一、八二八
警察講習所	三一	三一
衛生試驗所	一、三二一	一、三二一
築養研究所	六四	六四
地方廳	二、八六六	二、八六六
微兵費	一、九二八	二、八二八

款項別	昭和元	二
氣象觀測所	千圓 一、六九	千圓 一、六九
緯度觀測所及藥劑師試驗費	四六	四六
普通教育費	一二八	一四八
實業教育費	八三、三九九	八三、三九九
盲啞教育費	九、〇三二	九、〇三二
公立大學令職員年俸分擔金	一二九	一二九
大學及學校臨時費	九四〇	九四〇
圖書館費	二九、二九五	二九、二九五
諸支出金	四	四
農林省所管	三六、四六五	三六、四六五
本省	一、〇四五	一、〇四五
森林費	一、〇四五	一、〇四五
試驗場調查所費	一、四四二	一、四四二
生絲檢查所	三五九	三五九
種馬所種馬牧場	一、五九二	一、五九二
水產講習所	四三	四三
補助費	九五五	九五五
諸支出金	四、〇一四	四、〇一四
商工省所管	一、〇一四	一、〇一四
本省	七四一	七四一
特許局	八七七	八七七
鑛山監督局	五〇〇	五〇〇
試驗所檢查所費	九二九	九二九
工藝指導所	一、三四四	一、三四四
補助費	五	五
諸支出金	二、九五八	二、九五八
遞信省所管	二、九五八	二、九五八
遞信費	一、五九二	一、五九二
電氣試驗所	五六七	五六七
燈臺費	九二九	九二九
年金及恩給	二、七一四	二、七一四
諸支出金	三	三
經常部計	一、一七九、四二八	一、一七九、四二八
【臨時部】		
外務省所管	三、五九五	三、五九五
營繕費	一、七二	一、七二

款項別	昭和元	二
在外公館移轉費	千圓 二五五	千圓 二五五
補助費	二五五	二五五
在外國居留民臨時救濟費	四五五	四五五
諸種約束實施費	七五五	七五五
移民保護奬勵費	四四五	四四五
在外公館設立費	二五五	二五五
記錄整理編纂費	三〇	三〇
臨時傭員雇入費	二〇	二〇
居留地經營費	八〇	八〇
海外經濟調查費	四四五	四四五
列强軍艦參列費	二四四	二四四
瑞典汽船損害賠償分擔金	二九	二九
災害費	二五五	二五五
在伯剌西爾居留民救濟費	八〇	八〇
交付金	一	一
對馬藩特許權者救恤審查會費	八五	八五
內務省所管	三〇、七九一	三〇、八九一
補助費	六、三二四	六、三二四
治水事業費	一七、五六一	一七、五六一
港灣改良費	四四、三五八	四四、三五八
道路改良費	三、五〇〇	三、五〇〇
道路港灣調查費	一六	一六
都市計畫調查費	一〇	一〇
北海道拓殖費	三、五二一	三、五二一
營繕費	一九、〇九二	一九、〇九二
造神宮使廳費	一四、一五九	一四、一五九
臨時神社費	六、九五九	六、九五九
神職養成及神社調查費	一七	一七
神社制度調查費	一〇	一〇
傳染病豫防費	一、一二	一、一二
衛生事業調查及指導費	三五五	三五五
奬勵金	四一	四一
小笠原島及伊豆七島水產奬勵費	三五五	三五五
神津島砂防工事費	一、一二〇	一、一二〇
開墾監督費	一二〇	一二〇

款項別	昭和元	二
地方制度及財政	千圓 一九	千圓 一九
地方制度調查費	一九	一九
戰用品復舊費	三〇〇	三〇〇
臨時神社震災復舊費寄付金	一〇〇	一〇〇
演習場射擊場及架橋場其他整備費	六〇〇	六〇〇
土地建造物利用	九六	九六
在外部隊整備費	一、三二	一、三二
無線電信整備費	二四〇	二四〇
帝國在鄉軍人會補助費	一、二〇九	一、二〇九
演習用防毒器材整備費	四八	四八
特殊財產管理費	四	四
議員選舉諸費	五〇	五〇
臨時徒刑費	一、四一四	一、四一四
北海道二期拓殖計畫調查會費	三五	三五
警察特別施設費	四五〇	四五〇
北海道十勝岳爆發被害復舊事業費	一四	一四
一時賜金	一、〇一四	一、〇一四
自動車奬勵費	四六	四六
退職特別賜金	一三	一三
臨時軍事費	一、一九	一、一九
醫療用機械器具調辨設備費	六八	六八
毒蛾驅除費	七	七
供奉用自動車費	三	三
災害費	六〇〇	六〇〇
海軍省所管	一二、八九一	一二、八九一
軍備補充費	八、〇一一	八、〇一一
水陸整備費	四、四〇五	四、四〇五
艦船整備費	五、〇四一	五、〇四一
艦艇製造費	九、〇〇一	九、〇〇一
軍需品整備費	一、二四一	一、二四一
營繕費	三一〇	三一〇
受託造修費	三七	三七
繃卜陶詰製造費	一〇〇	一〇〇
許可	一二	一二
一時賜金	一、一四一	一、一四一
大演習費	五、〇五〇	五、〇五〇

款項別	昭和元	二
災害費	千圓 五、二五五	千圓 五、二五五
臨時外國行諸費	一三	一三
臨時地方費補給	二〇三	二〇三
大藏省所管	五八、三五五	五八、三五五
營繕費	七、四一二	七、四一二
調查費	六、七八	六、七八
特別會計繰費補	三、九二	三、九二
內閣書保存費	一〇	一〇
大藏省臨時海外通信費	五一	五一
臨時軍事費會計檢查諸費	一〇	一〇
震災復舊諸費	六、四四四	六、四四四
震災復舊及新營	二、三五七	二、三五七
護士臨時試驗費	一七	一七
內閣勤奮者名簿整理費	一四	一四
書籍費	一六	一六
南洋廳會計實地檢查旅費	三	三
關係債務整理費	三、三三	三、三三
大藏省所管	一四、五三	一四、五三
貴族院	一、九二	一、九二
議院費	一、九二	一、九二
會計檢查院	四、九五	四、九五
行政裁判所	一、一六	一、一六
內閣	一、三四	一、三四
內閣恩賜金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
諸廳局及補填金	一、三六七	一、三六七
臨時整理基金繰入	二、八三五	二、八三五
臨時費	九五	九五
諸支出金	一、三三	一、三三
國庫豫備金	一〇	一〇
陸軍省所管	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
本省	一三、七一四	一三、七一四
軍事費	一二、七一四	一二、七一四
靖國神社寄附金	二八五	二八五
海軍省所管	二、三五八	二、三五八
本省	一二、九五八	一二、九五八
軍事費	一、三四	一、三四
諸支出金	二、九五七	二、九五七
司法省所管	三、一一〇	三、一一〇
法務費	一、六八四三	一、七八四三
刑務費	一、三〇五	一、三〇五
文部省所管	二、三七四	二、三七四
本省	一、九二三	一、九二三

款項別	昭和元	二
軍事救護費	千圓 九六、一	千圓 九六、一
警察費連帶支辨	三、七五	三、七五
補助費	三、三四	三、三四
健康保險國庫負擔金	九二	九二
諸支出金	二三、九五	二三、九五
大藏省所管	三三、三四	三三、三四
本省	八四、八五	八四、八五
內閣	九四四、七	九四四、七
帝室費	三一〇、五	三一〇、五
國會費	一、三一五	一、三一五
貴族院	一、四七九	一、四七九
衆議院	二、三〇五	二、三〇五
會計檢查院	四、〇五	四、〇五
行政裁判所	四九	四九
內閣印刷局	四、一六	四、一六
內閣恩賜收費	一九、九四四	一九、九四四
諸廳局及補填金	三、八三五	三、八三五
臨時整理基金繰入	二四、三五五	二四、三五五
臨時費	九五	九五
諸支出金	一、三三	一、三三
國庫豫備金	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
陸軍省所管	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
本省	一三、七一四	一三、七一四
軍事費	一二、七一四	一二、七一四
靖國神社寄附金	二八五	二八五
海軍省所管	二、三五八	二、三五八
本省	一二、九五八	一二、九五八
軍事費	一、三四	一、三四
諸支出金	二、九五七	二、九五七
司法省所管	三、一一〇	三、一一〇
法務費	一、六八四三	一、七八四三
刑務費	一、三〇五	一、三〇五
文部省所管	二、三七四	二、三七四
本省	一、九二三	一、九二三

款項別	昭和元	二
氣象觀測所	千圓 五二	千圓 五二
緯度觀測所及藥劑師試驗費	四六	四六
普通教育費	一二八	一四八
實業教育費	八三、三九九	八三、三九九
盲啞教育費	九、〇三二	九、〇三二
公立大學令職員年俸分擔金	一二九	一二九
大學及學校臨時費	九四〇	九四〇
圖書館費	二九、二九五	二九、二九五
諸支出金	四	四
農林省所管	三六、四六五	三六、四六五
本省	一、〇四五	一、〇四五
森林費	一、〇四五	一、〇四五
試驗場調查所費	一、四四二	一、四四二
生絲檢查所	三五九	三五九
種馬所種馬牧場	一、五九二	一、五九二
水產講習所	四三	四三
補助費	九五五	九五五
諸支出金	四、〇一四	四、〇一四
商工省所管	一、〇一四	一、〇一四
本省	七四一	七四一
特許局	八七七	八七七
鑛山監督局	五〇〇	五〇〇
試驗所檢查所費	九二九	九二九
工藝指導所	一、三四四	一、三四四
補助費	五	五
諸支出金	二、九五八	二、九五八
遞信省所管	二、九五八	二、九五八
遞信費	一、五九二	一、五九二
電氣試驗所	五六七	五六七
燈臺費	九二九	九二九
年金及恩給	二、七一四	二、七一四
諸支出金	三	三
經常部計	一、一七九、四二八	一、一七九、四二八
【臨時部】		
外務省所管	三、五九五	三、五九五
營繕費	一、七二	一、七二

款項別	昭和元年	二
小演習費	千圓 五三〇	千圓 一
平壌鐵道所移管費	八〇	八〇
國際水路局費分擔金	六	六
測量費	八五	八五
震災復舊費	八、八〇〇	八、八〇〇
鴛鴦派遣費	一二〇	一二〇
臺灣像備田調査費	一二	一二
臨時軍事殘務費	三	三
國際水路會議委員會議費	七	七
軍備制限調査費	六	六
支那事件費	四〇	四〇
災害費	一、九二五	一、九二五
司法省所管	六、四〇〇	六、四〇〇
法律調査費	三七	三七
警察諸費	四、三〇〇	四、三〇〇
陪審法施行準備費	三〇〇	三〇〇
震災復舊諸費	一、三七八	一、三七八
震災臨時事務費	一、四〇〇	一、四〇〇
臨時外國行諸費	一、三四	一、三四
災害費	一二	一二
議員總選舉檢察費	一〇八	一〇八
恩赦執行費	一八	一八
文部省所管	三、〇六六	三、〇六六
警察講習費	一、七五五	一、七五五
高等諸學校創設及擴張費	一、一三三	一、一三三
臨時調査費	一〇一	一〇一
雄新史料編纂費	六三	六三
臨時教員養成費	四五	四五
氣象技術員養成費	三四	三四
臨時外國行諸費	三	三
補助費	五五	五五
大學及學校圖書館支出金	四、八六九	四、八六九
災害費	三、八八	三、八八

款項別	昭和元年	二
震災復舊費貸付金	千圓 三、八〇〇	千圓 三、八〇〇
建物調査所設備費	六	六
農林省所管	三二、四八	三二、四八
農業奬勵費	九、八五〇	九、八五〇
農村振興費	三、七三〇	三、七三〇
調査及研究費	二、三四〇	二、三四〇
警察諸費	六〇〇	六〇〇
家畜傳染病及害蟲防遏費	七七〇	七七〇
治水事業費	八四二	八四二
公有林野官行造林費	一、七五八	一、七五八
鵬獏保護費	一二九	一二九
漁業免許處分費	五	五
臨時漁業登錄事務費	九	九
沿岸漁場整理費	四一	四一
臨時舉理費	四	四
震災復舊及新營費	一、三五	一、三五
震災地產業其他復興助成費	一、一二五	一、一二五
震災復興肉檢查費	四九	四九
青島牛及豚肉檢查費	一、九七	一、九七
道路費負擔金	四九	四九
海外漁業取締費	七	七
神職俸給費	四五	四五
補助金	三四	三四
鹽區管理費	一三	一三
水源涵養費	一二	一二
災害豫防及林地災害復舊補助費	四九	四九
臨時外國行諸費	一	一
商工省所管	九、五五五	七、五五九
產業奬勵費	四、〇六	三、三一四
貿易振興費	六〇七	一、三五六
研究所費	二三〇	二三〇
調查及試驗費	一、七一〇	一、七一〇

款項別	昭和元年	二
營繕費	千圓 一、九一五	千圓 八三〇
製造所機張費	七二	七二
臨時整理費	三五	三五
震災復舊費及新營費	四〇〇	四〇〇
震災地產業復興助成費	五七〇	五七〇
震災地復興用銅材製造設備費	一二	一二
海外商品陳列費	一二	一二
補助	九	九
獨立百五十年紀念萬國博覽會參同費	一	一
改正度量衡法施行費	一五	一五
特許局審查處分費	五五	五五
沖繩縣工業助成費	七九	七九
逓信省所管	八六、七八五	八六、七八五
補助費	七四、二五八	七四、二五八
電信電話營繕費	三四	三四
航路標識營繕費	一七九	一七九
營繕費	一、七二一	一、七二一
電話交換擴張費	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇
電信擴張及改良費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
郵便年金事業實施準備費	一五	一五
預入生命取扱費	六〇	六〇
郵便貯金局所外無線電話施設費	五〇	五〇
貯金奬勵費	八〇	八〇
船舶試驗渠設擴張費	一五	一五
造船鐵材調査費	五〇	五〇
器具機械設備費	七九	七九
民設無線電信工事監督費	一二	一二
民設無線電信連絡通信施設費	一二	一二

款項別	昭和元年	二
電氣試驗所臨時研究費	千圓 一	千圓 一
貯金費原簿其他整理費	一	一
震災復舊殘務整理費	三〇	三〇
航空路設置費	一、三七	一、三七
町村電話施設費	一、三五	一、三五
電氣事業調査費	三五	三五
動賞年金更正諸費	三	三
臨時通信費	五三	五三
航空輸送會社設立調査費	一三	一三
震災復舊及新營費	八四四	八四四
臨時外國行諸費	二、八〇〇	二、八〇〇
臨時部計	一、六五六、七三二	一、六五七、八三二
總計	一、七五七、八三二	一、七五七、八三二

特別會計歲入出

（昭和二年度）

費目	歲入	歲出
【外務省所管】	千圓	千圓
對支文化事業	四、一二八	二、九二四
【內務省所管】		
健康保險	三、三四四	三、三四四
【大藏省所管】		
造幣局	一五、六五八	五、三五八
同資金	三、九一五	一九、〇三三
印刷局	八、七四四	七、〇四四
專賣局	三三、三五五	七、一一六
大藏省預金部	八四、八四一	四四、一四九
敎育基金	三、一四五	三、一四五
國債整理基金	七九、九七九	七九、九七九
公債	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
金	四、八四八	四、八四八
賠償	三三、四三三	三三、四三三
國有財產整理資金	七、六六六	七、六六六
敎育改善及農村振興基金	七、七四五	七、七四五
朝鮮總督府	二〇九、七〇八	二〇九、七〇八

款項別	昭和元年	二
營繕費	千圓 八三〇	千圓 八三〇
製造所機張費	七二	七二
臨時整理費	三五	三五
震災復舊費及新營費	四〇〇	四〇〇
震災地產業復興助成費	五七〇	五七〇
震災地復興用銅材製造設備費	一二	一二
海外商品陳列費	一二	一二
補助	九	九
獨立百五十年紀念萬國博覽會參同費	一	一
改正度量衡法施行費	一五	一五
特許局審查處分費	五五	五五
沖繩縣工業助成費	七九	七九
逓信省所管	八六、七八五	八六、七八五
補助費	七四、二五八	七四、二五八
電信電話營繕費	三四	三四
航路標識營繕費	一七九	一七九
營繕費	一、七二一	一、七二一
電話交換擴張費	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇
電信擴張及改良費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
郵便年金事業實施準備費	一五	一五
預入生命取扱費	六〇	六〇
郵便貯金局所外無線電話施設費	五〇	五〇
貯金奬勵費	八〇	八〇
船舶試驗渠設擴張費	一五	一五
造船鐵材調査費	五〇	五〇
器具機械設備費	七九	七九
民設無線電信工事監督費	一二	一二
民設無線電信連絡通信施設費	一二	一二

費目	歲入	歲出
朝鮮鐵道用品資金	千圓 一、八〇五	千圓 一、八〇五
臺灣總督府臺灣官設鐵道用品資金	二三、八〇〇	二三、八〇〇
關東廳	四、五五〇	四、五五〇
樺太廳	一、九二五	一、九二五
南洋廳	三、一五三	三、一五三
【陸軍省所管】	四、五五六	四、五五六
陸軍造兵廠	四八、六八八	四八、六八八
千住製絨所	五、九二〇	五、九二〇
【海軍省所管】	三五、四五六	三五、四五六
海軍工廠資金	三、二九二	三、二九二
海軍火藥廠	三、一〇二	三、一〇二
海軍燃料廠	三、六八八	三、六八八
【文部省所管】	三、八〇〇	三、八〇〇
帝國大學同資金部	六五三	一、八六

費目	歲入	歲出
官立大學同資金部	千圓 七八九	千圓 七八九
學校及圖書館同資金	九六	九六
【農林省所管】	一、四一七	一、四一七
米穀需給調節特別會計ヨリ繰入	六六、二六四	六六、二六四
【商工省所管】		
製鐵所資本勘定同用品勘定	九、二九三	九、二九三
同作業勘定	一、四五二	一、四五二
【遞信省所管】	一、三二一	一、三二一
簡易生命保險特別會計ヨリ繰入	一〇〇、一九五	一〇〇、一九五
郵便年金特別會計ヨリ繰入	八三一	八三一
【鐵道省所管】	二、九八三	二、九八三
帝國鐵道資本勘定同用品勘定	三三三、〇〇四	三三三、〇〇四
同收益勘定	四四、五七二	四四、五七二

事項	歲入	歲出
一、健康保險特別會計ヘ他會計ヨリ繰入	千圓 二、八〇三	千圓 二、八〇三
一、健康保險料	二一	二一
一、特別會計保有國債償還差益	三二九	三二九
一、國債整理基金特別會計ヨリ他會計ヘ支拂利子	一五、〇〇一	一五、〇〇一
國債金	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
一、公債費	二九、二九九	二九、二九九
一、大學及學校圖書館經常支出金	五、四五四	五、四五四
一、大學及學校圖書館臨時支出金	一、三六	一、三六
一、帝國大學及官立大學資金繰入	一、三六	一、三六
一、造幣局地金代金	四、一四八	四、一四八
一、各官廳印刷物代金	六五、一五五	六五、一五五
一、專賣局ヨリ他會計ヘ煙草賣拂代金	二、六九三	二、六九三
一、陸軍造兵廠ヨリ陸海軍ヘノ供給代金	二、六五八	二、六五八
一、千住製絨所ヨリ陸軍ヘノ供給代金	五五、四四六	五五、四四六
一、海軍工廠資金ヨリ海軍ヘノ供給代金	三、六三二	三、六三二
一、海軍火藥廠ヨリ海軍ヘノ供給代金	一八、四一三	一八、四一三
一、海軍燃料廠ヨリ海軍ヘノ供給代金	二、六九三	二、六九三
一、製鐵所用品勘定及作業勘定ヨリ資本勘定ヘノ固定財產減價償却金繰入	二、六五八	二、六五八
一、千住製絨所ヨリ陸軍ヘノ供給代金	五五、四四六	五五、四四六
一、製鐵所用品勘定ヨリ資本勘定作業勘定ヘノ供給代金	三、六三二	三、六三二
一、製鐵所ヨリ各會計ヘ製品賣拂代金	一八、四一三	一八、四一三
一、郵便物遞送費	二、六九三	二、六九三
一、帝國鐵道用品勘定ヨリ資本勘定收益勘定ヘノ供給代金	二、六五八	二、六五八
一、朝鮮鐵道用品資金ヨリ朝鮮總督府特別會計ヘノ供給代金	一七、九四四	一七、九四四
一、臺灣官設鐵道用品資金ヨリ臺灣總督府特別會計ヘノ供給代金	四、二四九	四、二四九
一、其他	五、三五七	五、三五七
控除額合計	一、三三一、三三一	一、三三一、三三一
差引豫算純計額	三、七四四、七四四	三、七四四、六六八

昭和二年度豫算純計

事項	歲入	歲出
一、一般會計豫算額	千圓 一、七五二、八九九	千圓 一、七五二、八九九
一、特別會計豫算總額	三、〇五五、一九九	三、〇五五、一九九
合計各會計豫算總額	四、八〇四、一九八	四、八〇四、一九八
右の內控除額	一、三三一、三三一	一、三三一、三三一
一、特別會計益金繰入	三、七四、六三九	
一、敎育改善及農村振興基金特別會計ヨリ一般會計ヘ繰入	七、七二〇	七、七二〇
一、國有財產整理資金特別會計ヨリ一般會計ヘ繰入	三、〇三五、一九九	三、〇三五、一九九
一、治水特別會計ヨリ一般會計ヘ繰入	四、八四四	四、八四四
一、學校及圖書館資金部特別會計ヨリ一般會計ヘ繰入	一〇〇	一〇〇
一、特別會計經費補充金	三、三三、三三	
一、四分利付支那債券元利補償	一、四九九	
一、他會計ヨリ大藏省預金部ヘ預入金利子	五一、一五五	
一、大藏省預金部特別會計ヨリ他會計ヘ繰入金	三、七四八	
一、國債整理基金特別會計ヨリ他會計ヘ繰入	四二、一二〇八	

一般會計所屬繼續費

費目	總額	昭和元年度迄支出額	同二年度支出額	同三年度以降支出額	同四年度以降支出額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
外務省					
一、在長沙領事館新營費	一〇〇	一	一〇〇		

費目	總額	昭和元年度支出額	同二年度支出額	同三年度支出額	同四年度以降支出額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
內務省 治水事業費	五五、三四八	四、八六八	二、一一一	二、六六〇	一二、九八八
關門海峽改良費	一〇、七四〇	九、八〇〇	一、〇四〇		
橫濱港修築費	三四、三四〇	七、〇〇〇	一、三五〇	二、〇〇〇	二四、〇〇〇
清水港修築費	六七、七四〇	五四、〇〇〇	八三〇	二、〇〇〇	一〇、九一〇
今治港修築費	三五、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三一、二〇〇
伏木港修築費	三五、〇〇〇	九〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三一、一〇〇
北海道土地改良費	四八、八六〇	一〇、七四〇	三、一二〇	三、六〇〇	三一、四〇〇
北海道治水費	七八、〇四〇	一七、四〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇、六四〇
北海道港灣費	二〇、四〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、四〇〇
國立癩療養所新築費	二、〇一〇	一、〇一〇			
日吉神社建築修造費	一、〇四〇	一、〇四〇			
神津鳴砂防工事費	三四、八一五	三、一四五	二、九五〇	二、九五〇	二四、七七〇
帝都復興事業費	一、三四、七五五	六四、八〇〇	一〇四、八〇〇	一〇四、八〇〇	八四、三五五
計	一、一四、一六八	四四、八六九	一〇、四一八	一〇、四一八	四四、四五三
議院建築費	二、九五〇	二、九五〇			
中央諸官衙建築費	二四、二〇五	一、二〇五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
神戶稅關陸上設備費	一一、二〇〇	一、二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
門司稅關陸上設備費	二一、二〇〇	一、二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
專賣局工場擴張費	四七、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
東京地方裁判所廳舍其他新營費	一、一四四	一、一四四			
帝國圖書館增築費	三六、八	三六、八			
千住及大崎郵便局新營費	四四、八	四四、八			
震災復舊及新營費	八四、〇六六	三四、〇六六	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二、〇〇〇
海軍軍法會議及學校其他新營費	六、七	六、七			
技術研究所及水路部移轉基礎工事其他諸費	三、三一〇	三、三一〇			
陸軍省 國防充備費	一四、六四七	八七二、三五五	四三、八〇一	四三、八〇一	一三、四八九
軍備改編費	一四、六四七	三五、六〇一	一三、四八九	一三、四八九	一三、四八九
各部隊建造物其他復舊費	四四、〇五	八、三七	九、一三〇	九、一三〇	九、一三〇
防禦營造物復舊費	三八、五七	六、四五〇	八、三七	八、三七	八、三七
計	一四、六四七	八七二、三五五	四三、八〇一	四三、八〇一	一三、四八九
陸軍技術研究所及水路部移轉基礎工事其他諸費	三、三一〇	三、三一〇			
海軍軍法會議及學校其他新營費	二四、〇六六	九、〇六六	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二、〇〇〇
震災復舊及新營費	八四、〇六六	三四、〇六六	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二、〇〇〇
千住及大崎郵便局新營費	四四、八	四四、八			
帝國圖書館增築費	三六、八	三六、八			
東京地方裁判所廳舍其他新營費	一、一四四	一、一四四			
內務省 北海道港灣費	二〇、四〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、四〇〇
北海道治水費	七八、〇四〇	一七、四〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇、六四〇
北海道土地改良費	四八、八六〇	一〇、七四〇	三、一二〇	三、六〇〇	三一、四〇〇
伏木港修築費	三五、〇〇〇	九〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三一、一〇〇
今治港修築費	三五、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三一、二〇〇
清水港修築費	六七、七四〇	五四、〇〇〇	八三〇	二、〇〇〇	一〇、九一〇
橫濱港修築費	三四、三四〇	七、〇〇〇	一、三五〇	二、〇〇〇	二四、〇〇〇
關門海峽改良費	一〇、七四〇	九、八〇〇	一、〇四〇		
治水事業費	五五、三四八	四、八六八	二、一一一	二、六六〇	一二、九八八

費目	總額	昭和元年度支出額	同二年度支出額	同三年度支出額	同四年度以降支出額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
海軍省 補助艦艇製造費	六七、〇五六	二五、三四四	三、六六〇	三、六六〇	三四、七五二
水陸整備費	二五、四四四	三、三四〇	二、六〇一	二、六〇一	一六、八六〇
兵器臨時試驗費	二、〇〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	一、四〇〇
官衙學校其他建造物復舊費	二一、六四一	二、六四一	三、三三三	三、三三三	三七、〇〇〇
軍需品其他復舊費	一〇、一六四	五五、四三五	五、七三三	五、七三三	三四、八六〇
司法省 大阪刑務所和歌山支所建築費	八、八二一	四、九五二	一、〇四一	一、〇四一	一、七九五
整理刑務所移轉改增築費	二三〇	二三〇			
刑務所復舊費	四、八五五	二、六四四	一、〇二一	一、〇二一	一、一四五
巢鴨刑務所移築費	二、二五〇	一、二五〇			
計	一、一四、一六八	四四、八六九	一〇、四一八	一〇、四一八	四四、四五三
氣象台擴張費	二九〇	二九〇			
文部省 東京盲學校及聾啞學校擴張費	二七五	一一〇	二〇	二〇	一二五
東京帝國大學復舊諸費	四五、三四七	六、八〇三	三、四九九	三、四九九	三一、四四七
東京高等工業學校其他復舊諸費	三、三〇三	五六、九	三、三〇三	三、三〇三	三〇、〇〇〇
東京高等商船學校復舊諸費	一二、四一三	二、四一三	二、四一三	二、四一三	一二、四一三
計	一、一四、一六八	四四、八六九	一〇、四一八	一〇、四一八	四四、四五三
商工省 絹業試驗所器具機械其他設備費	一四〇	一四〇			
遞信省 既設郵便局舍改良費	五九〇	一	一〇〇	一、一〇〇	四八〇
電話交換擴張費	四四、八五〇	二八、一三〇	四、九〇〇	四、九〇〇	三九〇
電信擴張及改良費	四三、八一〇	四三、八一〇			
電信電話施設費	九一、一三〇	九一、一三〇			
郵便局舍其他新營費	八、三八	二、四五二	二、四五二	二、四五二	七、四五二
計	一八、一一〇	一一、一四〇	一、七四〇	一、七四〇	一、七四〇
遞信省 物品購買其他設備費	一八、一一〇	一一、一四〇	一、七四〇	一、七四〇	一、七四〇
舊費	四一、二九八、八八八	四、三五二、三九八	一、一四一、一四八	一、一四一、一四八	一、一四一、一四八
總計	四一、二九八、八八八	四、三五二、三九八	一、一四一、一四八	一、一四一、一四八	一、一四一、一四八

特別會計所屬繼續費

所管	總額	昭和元年度迄支出額	二年度支出額	三年度支出額	四年以降支出額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
朝鮮總督府	三五、六七〇	三四、六七〇			
臺灣總督府	八、四五五	八、四五五			
關東廳	八	八			
南洋廳	三、九二三	三、九二三			
帝國大學	四、〇〇〇	四、〇〇〇			
官立大學	一〇三、一四一	九九、三九一	一、七五〇	一、七五〇	
製鐵所	三二、三五一、一四九	三二、三五一、一四九			
帝國鐵道	四〇、三五八	四〇、三五八			
計	三二、五四〇、二三九	三二、四九九、二三九	一、七五〇	一、七五〇	

剩餘金

年度	歲計剩餘金	前年度經過純剩餘金	內年度財源充當額	總像算追加豫算責任支出	年度越繰額	殘額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正一〇	三三、九三八	三三、九三八	二〇、九二八	六、七五五	六、七五五	二六、九二八
一一	六五、七五五	六五、七五五	四四、八二七	一四、九二八	一四、九二八	五〇、八二七
一二	八六、一七二	八六、一七二	六一、一七二	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	六一、一七二
一三	五四、二〇五	五四、二〇五	三九、二〇五	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三九、二〇五
一四	五四、六六〇	五四、六六〇	三九、六六〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三九、六六〇

昭和二年度以降歲入歲出概計

種別	昭和二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
歲入 經常部	一、四五八、二五一	一、四七七、九六二	一、四九六、七七	一、五一四、九七七	一、五三四、九七七	一、五五四、九七七	一、五七四、九七七	一、五九四、九七七	一、六一四、九七七	一、六三四、九七七
臨時部	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三
計	一、七六九、一三四	一、七八八、八四五	一、八〇七、六六〇	一、八二五、八六〇	一、八四五、八六〇	一、八六五、八六〇	一、八八五、八六〇	一、九〇五、八六〇	一、九二五、八六〇	一、九四五、八六〇
歲出 經常部	一、四五八、二五一	一、四七七、九六二	一、四九六、七七	一、五一四、九七七	一、五三四、九七七	一、五五四、九七七	一、五七四、九七七	一、五九四、九七七	一、六一四、九七七	一、六三四、九七七
臨時部	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三	三一〇、八八三
計	一、七六九、一三四	一、七八八、八四五	一、八〇七、六六〇	一、八二五、八六〇	一、八四五、八六〇	一、八六五、八六〇	一、八八五、八六〇	一、九〇五、八六〇	一、九二五、八六〇	一、九四五、八六〇
歲入歲出差引歲入超過										

帝都復興豫算（自六年十二年度至昭和三年度）

區別	金額	區別	金額
	千圓		千圓
帝都復興事業費	三四、一八二	三、東京市	一〇三、二六八
一、東京市	三五、六七八	四、橫濱市	一六、三五八
二、橫濱市	五、一四	地方復興事業費利子補給	三、六九四
地方復興事業費貸付金	二三、四〇九	一、東京市	一、四〇〇
一、東京府	四、七四三	二、橫濱市	一、四〇〇
二、東京市	一四、七三三	防火地區建築費補助	一〇、〇〇〇
三、神奈川縣	二、三五五	一、東京市	八、〇〇〇
四、橫濱市	四、四二三	二、橫濱市	二、〇〇〇
地方復興事業費補助	一三、八〇〇	合計	五三、二八九
一、東京府	七、五二三		
二、神奈川縣	七四三		

帝都復興豫算（自六年十二年度至昭和三年度）

區別	豫算額	區別	地方分擔額
地方公共團體分擔金			
東京復興事業費	三四、三四〇、九二八		
街路費	一三、四八六、四四〇		
運河費	六、七五二、七二〇		
公園費	二、九五〇、〇〇〇		
土地整理費	八、七五〇、〇〇〇		
橫濱復興事業費	三五、五二一、四〇〇		
計	三三、二八七、四〇〇		

昭和二年度以降公債計畫

種別	昭和二	三	四
	千圓	千圓	千圓
震災善後公債	六四、〇〇〇	九三、〇〇〇	
鐵道建設改良費	五五、〇〇〇	四一、〇〇〇	
朝鮮事業公債	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	
臺灣事業公債	五、〇〇〇	五、〇〇〇	
樺太事業公債	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
關東廳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
計	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	

復興事業支出狀況（國施行の分）

種別	總豫算額	大正一二 豫算額	大正一二 決算額	一三 豫算額	一三 決算額	一四 豫算額	一四 決算額	既往總支出額	殘額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
帝都復興事業費	三三三、一九三	六、三九三	三、七三二	八七、六二七	五一、四六五	六八、八五五	六六、三〇〇	一二五、一二七	二〇八、〇六六
東京復興費	三〇六、六七八	五、七〇六	三、三三〇	七七、九五四	四七、一七	六二、四〇一	六〇、二四一	一〇八、〇一五	一九八、五四四
街路費	一五五、四五八	四、四四七	三、一四八	六三、七九〇	三八、一三三	五〇、五八二	五〇、一五二	九一、一五二	六四、三〇六
運河費	一六、五一〇	三七二	—	六、〇四〇	一、五三三	四、八六二	二、八二九	四、三五三	一二、一五七
公園費	一二、九〇〇	二六三	—	三、八五三	四、一三三	二、九六八	二、三〇五	六、一八〇	六、七二〇
土地整理費	九、七五〇	六〇〇	一二三	四、三二二	七〇六	三、一五三	五、一七三	六、〇四三	三、七〇八
横濱復興費	二五、五二四	五八六	五一二	九、六五三	九九二	七、三五三	六、一三九	七、一八一	一八、三四三
街路費	一五、一七八	三五	三九	七、三三五	七〇七	五、四四四	四、四八八	五、二三三	九、九四五
運河費	五、六二三	五八	—	九六六	一六六	七九七	八五八	一、〇三四	四、五五六
公園費	二、一〇三	九	—	一〇三	一	三四四	五四	五一五	一、六四八
土地整理費	二、五四二	一五二	三三	一、二六九	一二七	七八七	二七九	四一八	二、一四三

外國償金受領高（自明治二八年至大正一三年）

種別	金額
	千圓
日清戰役賠償金	三一一、〇七三
同　遼東還付報償金	四四、九〇七
同　威海衛守備費	二〇、三三〇
北清事變償金	三五、八〇七
日露戰役捕虜收容費	四〇、四五一

軍縮經費節約額

大藏省調査，華府會議條約による經費の節約額左の如し。

		千圓
經常費	十二年度より十五年度迄の節約額	七六、三三二
	俸給增加額	一、二六九
	差引	七五、〇六三
	未成主力艦完成すれば昭和二年度迄に要する推定維持費	三二、〇〇〇
	計	一〇七、〇六三
臨時部	軍艦製造費（減）	四六六、九九一
	水陸整備費（減）	三二、〇〇〇
	艦船改裝費（增）	五〇、〇〇〇
	主力艦解體費（增）	九、三二〇
	退職賜金及歸鄉旅費（增）	七、八七八
	補助艦製造計畫變更費（增）	二七〇、二〇一
	差引	一六一、六三三
	總計	二三六、六七五
	內　造船所補償金	一〇、〇〇〇
	差引	二二六、六七五

特別資金ノ資本

三月末	資金	資本	計
	千圓	千圓	千圓
大正元	一六〇、三五六	九八三、九九八	一、一四三、三五四
一二	四四七、七九〇	二、二七三、〇五二	二、七一九、八四二
一三	五五一、八六七	二、五〇〇、七一〇	三、〇五二、五七七
一四	六七四、五六六	二、五八三、八八八	三、二五八、四五四
一五	六三四、〇三三	二、八八四、七八八	三、五一八、八二三

種類別（十五年三月末）

種類		金額
		千圓
資金	大藏省預金部積立金	二二、六三六
	造幣局資金	六七、三二四
	教育基金	一〇、九四六
	臺灣官設鐵道用品資金	五〇〇
	朝鮮鐵道用品資金	一、七三二
	海軍工廠資金	一六、五〇〇
	大學及學校圖書館資金	一八六、〇八六
	簡易生命保險積立金	一三九、四三八
	合計	六三四、〇三三
資本	造幣局　固定	四、〇〇〇
	運轉	六、八七八
	計	一〇、八七八
	印刷局　固定	一四、九七七
	運轉	一、〇〇〇
	計	一五、九七七
	專賣局　固定	六〇、八〇六
	運轉	一〇、〇〇〇
	計	七〇、八〇六
	陸軍造兵廠　固定	二四、一〇六
	運轉	七、〇〇〇
	計	三一、一〇六
	千住製絨所　固定	三、四三六
	運轉	一、〇〇〇
	計	四、四三六
	海軍火藥廠　固定	五、三三三
	運轉	二、〇〇〇
	計	七、三三三
	海軍燃料廠　固定	一三、七三三
	運轉	一、六五〇
	計	一五、三三三
	製鐵所　固定	一三三、三三〇
	運轉	四、五〇〇
	計	一三六、七三〇
	帝國鐵道　固定	二、四五三、〇九三
	運轉	四七、〇六三
	計	二、五〇〇、一五四
	合計　固定	二、八〇六、五七六
	運轉	七八、二一三
	計	二、八八四、七八八

大藏省預金部資金及其運用（昭和二年八月末）

種類		金額
		千圓
資金	郵便及振替貯金	一、五四三、三九二
	復興貯蓄債券收入金預金	七〇、九一四
	各特別會計其他預金	三三〇、七二三
	預金部積立金	二八、六一三
	預金部收入金	二七、九六一
	計	二、一八一、五三四
運用	國債證券	四三三、〇八六
	地方債證券	二三二、五一三
	勸業債券	二六九、四二三
	興業債券	六六、八九九
	其他證券	一四〇、九四九
	支那政府債券	一〇、九九九
	四分利附支那債券元利補償證書	二六、一八七
	英國大藏省證券	四八、三〇〇
	米國大藏省證券	一〇、六八九
	米國自由公債	二、〇六五
	貸付金	四四〇、三三七
	在外預金	八一、七四二
	內地預金	三六五、四〇三
	預金部支出金	六四、四八〇
	計	二、一八一、五三四

國債現在額（昭和二年は八月末）

年末	金額
	千圓
明治一〇	[illegible]
一五	[illegible]
二〇	[illegible]
二五	[illegible]
三〇	[illegible]
三五	[illegible]
四〇	二、二四三、八九八
大正元	二、五一四、〇一五
六	二、五〇五、五六八
一二	三、八七六、五九四
一三	四、二〇八、八九四
一四	五、〇二六、一二四
一五	五、一六三、三五七
昭和二	五、一九三、七三一

目的別（十四年四月一日）

種別		金額
		圓
生產的のもの	鐵道敷設	一、二四三、三四〇、三二四
	築港水道道路開通採鑛製鋼電話擴張等	三三一、九四三、一五三
	煙草及鹽專賣	一三、八八五、六六五
	新領土經營	二四三、七二四、六二一
	國債借替	七五、六八八、六〇〇
	計	一、九九六、五八二、三六三
不生產的のもの	諸祿處分	九七、三四三、九一八
	軍備擴張	八一、〇一六、九六四
	戰爭	一、七二九、八八五、三五〇
	紙幣銷却	一〇、五九九、五三六
	行政整理及軍備制限整理	三三、九七八、六三五
	帝都復興事業	一〇七、九六八、一九三
	臨時國庫證券	五三三、二六〇、一七五
	國債借替	一〇三、三六四、七八〇
	計	二、八六六、四三六、四四〇
總計		四、八六三、〇一八、八〇三

登錄國債現在額（十五年三月末）

種別	甲種	乙種
	圓	圓
個人	九三、一〇一、九五〇	一〇、七六三、七五〇
府縣	三六、五五一、五五〇	四五〇
郡市	八、七九六、八〇〇	八、一五〇
町村	二、一一四、一一五	八二三、五五五
銀行	三三〇、一八三、三〇〇	五二、二〇〇
會社	一九、三三二、七七五	四七、〇〇〇
學校	二、三三九、四〇〇	六〇〇
社寺	五、一六四、八五〇	一、四四八、七五五
其他	四五〇、〇五〇、五五〇	四七七、六五〇
計	九三九、四五五、二七五	一四、〇三五、一三五

國債發行一覽（昭和二年三月末）

種別	發行年	發行額（千圓）	現在額（千圓）	据置期限	償還期限
內國債—五分利公債	明三九	二、一八五	一、七三二	明四三	昭三三
	四〇	三〇、五九七	二七、九八八	四四	三六
	四一	三、一八二	二、七四三	大元	三七
	四二	九、三三三	八、一七三	二	三八
	四三	二九、八九八	二四、一三三	三	三九
	四三	四、八九三	四、七五八	四	四〇
	四五	一、〇八五	八一五	五	四一
	大二	七五二	六二二	六	四二
	三	一二八	一〇二	七	四三
	四	一六、四〇〇	三、〇八二	八	四四
	五	五六〇	四〇五	九	四五
	六	四、九三二	三八、九一二	一〇	四六
	七	五、三六六	三、五五八	一一	四七
	八	六、三八一	二、九八三	一二	四八
	九	六七、〇二二	五二、九九九	一三	四九
	一〇	八、〇二〇	六、五九二	一四	五〇
	一一	一三、八〇八	九、六三九	昭元	五一
	一二	四〇、五五〇	一七、七〇〇	二	五二
	一三	三〇、九七〇	一一、九四六	三	五三
	一三	[illegible]	[illegible]	四	五四
	一四	[illegible]	[illegible]	五	五五
	一五	[illegible]	[illegible]	六	五六
特別五分利公債	明三九	三一〇、四〇七	一三〇、八四七	明四三	昭一〇
甲號五分利公債	四二	[illegible]	[illegible]	大元	二七
	四三	[illegible]	[illegible]	二	三八
第一回四分利公債	四三	一七五、九二一	一七〇、五一二	八	四四
	大元	[illegible]	[illegible]	八	四四
第二回四分利公債	明四四	九九、九九九	九六、四八一	大八	四四
	五	[illegible]	[illegible]	八	四六

種別	發行年	發行額（千圓）	現在額（千圓）	据置期限	償還期限
五分利國庫債券	大二〜昭二	[illegible]	[illegible]		昭二〜一七
鐵道債券	大五・六	[illegible]	[illegible]		
計		三、九一七、三一九	三、四七〇、三一九		
外國債—第一回四分利付英貨	明三三	九七、六三〇	九一、三五二	明四三	昭二八
第二回四分利付英貨	三八	二四四、〇七五	二四三、八二三	大九	六
五分利付英貨	四〇	二三四、五四九	二三三、八二二	一二	二三
四分利付佛貨	四三	一七四、一五〇	一七〇、三五四	九	四五

內國債券現在高（昭和二年八月末）

種別	發行年	發行額（千圓）	現在額（千圓）	据置期限	償還期限
第三回四分利付英貨	明四三	一〇七、三九三	一〇五、四八九	大九	昭四五
六分半利付米貨	大一三	三〇〇、九〇〇	二七五、一一七	昭一四	二九
六分利付英貨	一三	二四〇、〇七五	二四〇、〇七五	一四	三四
南滿洲鐵道株式會社英貨	四一〜四四	二一九、〇五三 / 一一九、五三六 / 五八、五七八	二一九、〇五二 / 一一九、五三六 / 五八、五七八	大六 / 六 / 一〇	七 / 七 / 二一
計		一、五〇九、九二八	一、四六二、一八九		
總計		五、四二七、二四七	四、九三二、四八〇		

名稱	現在高
	圓
五分利公債	七二九、八〇九、一七五
特別五分利公債	一三〇、八四四、八五〇
甲號五分利公債	四二九、五三七、四五〇
第一回四分利公債	一七〇、八〇九、〇五〇
第二回四分利公債	九六、三三三、八〇〇
五分利國庫債券	一、九五五、六六四、六七五
鐵道債券	七九、九九九、五〇〇
臨時國庫證券	一六九、九九八、五五五
合計	一、七五三、一〇七、〇七五

分布狀況（十四年末）

所在	金額	所在	金額
	千圓		千圓
普通銀行	一、〇五〇、〇〇〇	預金部	三三二、〇〇〇
貯蓄銀行	五〇〇、〇〇〇	其他	一、四二九、〇〇〇
特殊銀行	四二五、〇〇〇	計	三、五三六、〇〇〇

國債負擔財源會計別

（昭和二年三月末）

種別	債額（千圓）	利子年額（千圓）
一般會計	三、四四六、三三三	一六九、三三六
帝國鐵道會計	一、五六三、二八四	六六、八五六
朝鮮總督府特別會計	二四三、四三四	一三、一一一
臺灣總督府特別會計	九四、〇二三	四、四三一
樺太廳特別會計	三〇、九四一	一、二四七
關東廳特別會計	一、六八一	八四
南洋廳特別會計	七	三
計	五、一七二、七七六	二五四、〇五九

國債利子仕拂額

年度	内國債（千圓）	外國債（千圓）	計（千圓）
大正元	五三、五〇四	六三、三一三	一二一、八七六
五	五〇、六四〇	五六、七四七	一〇七、三八八
一〇	—	—	一八四、五一五
一一	—	—	一九一、七〇三
一二	一五二、七九六	五八、五三六	二一〇、三三三
一三	一四八、三八一	七六、〇〇七	二二四、三八八
一四	一六三、七三八	七六、三七六	二四〇、一一四

國債一人負擔額

三月末	未償還額（千圓）	一人負擔償額（圓）	利子年額（千圓）	一人負擔額（圓）
大正元	二、四九二、九三〇	三六・〇九二	一一三、七二〇	一・六五二
一一	三、五四三、八六七	六二・三五二	一八三、五八二	三・二八〇
一三	四、一九七、五九〇	七一・七七七	二〇三、四三六	三・四七五
一四	四、三二九、七二五	七〇・八六四	二一一、一四七	三・五一五
一五	四、九九九、一七六	八一・八四三	二三四、五五五	四・〇一八
昭和二	四、九三二、四七九	八一・四八三	二三四、一五四	四・三〇一

大正十五年には臨時國庫證券を含み、他は臨時國庫證券及米穀證券を含まず。

證券發行、償還額

（昭和二年三月末）

種別	利率	發行年月	發行額（千圓）	現在額（千圓）	償還支拂期限
臨時國庫證券	五分	大一三	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	昭三・八
	五	一三	四九、九九八	四九、九九八	四・二
	五	一二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四・九
	二	一二	七〇、三八八	七〇、三八八	二・六
計			二三〇、三八六	二三〇、三八六	
米穀證券	—	昭元	六、〇九三	六、〇九三	二・四

借入金

（各年末）

種別	大正一四（千圓）	昭和元（千圓）
紙幣銷却借入金	三、〇〇〇	三、〇〇〇
軍用切符銷却借入金	二、九九九	二、九九九
鐵道事業費借入金	七七、七三三	九一、七三四
舊韓國政府第二企業資金借入金	一三、九六三	一三、九六五
朝鮮事業費借入金	二四、四〇一	二四、四〇一
治水事業費借入金	三二、七五〇	三二、七五〇
臨時事件費借入金	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇
大正三年臨時軍事費借入金	一二四、〇〇〇	一二四、五〇〇
朝鮮旱害救濟費借入金	六、八七三	八、七五〇
樺太事業費借入金	三、〇六五	三、〇六五
樺太災害事業費借入金	—	七〇〇
臺灣事業費借入金	三、三〇〇	三、三〇〇
關東州事業費借入金	三、二五五	三、二六五
米穀	五〇、八〇〇	七一、五四四
計	三九五、〇九九	四三三、三四三

負擔財源會計別（昭和元年末）

種別	償額（千圓）	種別	償額（千圓）
一般會計	二三六、七九九	臺灣	三、三〇〇
鐵道會計	九一、七三四	關東州	三、二六五
朝鮮	五六、一八四	米穀	七一、五四四
樺太	九、四五〇	計	四三三、三四三

國有財産現在額

（十五年三月末現在）

財産別		數量	價格（千圓）
一般會計所屬	土地（官町步）	八、六二五	一、一〇三、四一〇
	立木竹（千萬石）	二、九六八、四一六	一、二六〇、七二〇
	建物（延千坪）	四、五五〇	三九二、九五七
	工作物及器具機械	—	四三四、〇三八
	船舶（隻）	七、八九五	七六七、六七六
	株式及持株（千株）	二、三三三	三四〇、七六三
特別會計所屬	土地（千坪）	七四七、三五七	三七三、六三六
	立木竹（千石）	一〇一、〇九八	二、三〇三、九[illegible]
	建物（延千坪）	三、〇一三	二八二、二五三
	工作物及機械器具	—	一、五八三、六七〇
	鑛業權及砂鑛權（千坪）	二四、四六五	六、一二四
	船舶（隻）	二九八	二八、六三八

所管別（×印は營林財産）

所管	公有財産（千圓）	營林及雜種財産（千圓）	計（千圓）
外務	一一、九一六	五、一二八	一七、〇四四
内務	八二、五六九	×五七七、八八七 一一、一四六	六七一、六〇三
大藏	五三二、六八一	三三、〇八五	五六五、七六六
陸軍	八一八、五〇八	一六、八五九	八六五、三四七
海軍	一、〇五一、九〇三	六、一〇一	一、〇五七、〇〇三
司法	七七、〇〇〇	一三六	七七、一三六
文部	三七、七三五	—	三七、七三五
農林	五八、三五三	×九八一、四五三 一七、五〇七	一、〇五七、三一三
商工	一三三、四一六	—	一三三、四一六
遞信	三三〇、〇八九	—	三三〇、〇八九
鐵道	一、七二四、三九三	二、〇三六	一、七二六、四二九
計	四、六四〇、五六五	×一、五五九、三三九 三七〇、九二一	六、五七〇、八一七

轉嫁税負擔額

（月額百五十圓の生活者）

種別		消費量	代金（円）	税金負擔額（円）
食料品	白米	四斗八升	三一・六〇〇	一・三三一
	野菜類	一日平均卅錢	九・〇〇〇	[illegible]
	豆腐類	三十丁	一・五〇〇	[illegible]
	魚類	隔日八十錢	一三・〇〇〇	[illegible]
	肉類	月六回六百匁	五・四〇〇	[illegible]
	漬物	一貫三百匁	一・五〇〇	[illegible]
	味噌	一日平均卅匁	〇・八一〇	[illegible]
	醤油	三升六合	三・二四〇	[illegible]
	砂糖	三斤	〇・九〇〇	[illegible]
	計		五六・〇〇〇	一・〇九六
嗜好品	酒	四升五合	七・六五〇	一・〇三三
	煙草	敷嶋三十個	五・四〇〇	四・三五〇
	茶	一斤	一・〇〇〇	〇・〇〇九
	清涼飲料	毎日一本宛	一・四〇〇	〇・一一三
	計		一五・四五〇	六・四〇七
薪炭燈火	木炭	月一俵	五・二五〇	〇・〇三五
	薪	月額	一・二〇〇	〇・〇〇七
	電燈料	月額	一・五〇〇	不明
	計		七・九五〇	〇・〇三一
衣類	衣類	毎年單衣一枚隔年袷一枚	五・〇〇〇	〇・二四八
	身廻り品	月額	二・四〇〇	不明
	計		七・四〇〇	〇・二四八
家賃		月額	四〇・〇〇〇	〇・四〇九
電車賃		月八十回	四・八〇〇	—
諸雑費		月額	一七・二七〇	不明
所得税及附加税		年額十三圓四十一錢の月割	一・一二〇	一・一二〇
合計		月額	一五〇・〇〇〇	一〇・一九〇
		年額	—	一二二・二八〇

本表は家族五人を以て月百五十圓の生活を營む者の負擔する轉嫁税が幾何に達するかを、十五年十月の現状につき武藤山治氏の調査せる所にして、謂ふ所の轉嫁税中には仲次業者、小賣業者等の支拂ふ所得税、營業税、同附加税をも合算せり。

國富

（舊國勢院調、△印は債務超過）

種別	大正二年末 官公有（萬圓）	大正二年末 私有（萬圓）	大正二年末 計（萬圓）	大正八年末 官公有（萬圓）	大正八年末 私有（萬圓）	大正八年末 計（萬圓）
土地	一四、七九九	一、三五四、七一九	一、三六九、五一八	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鑛山	—	一四六、八四九	一四六、八四九	—	[illegible]	[illegible]
海湖川及港灣	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
樹木	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
建物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
家具及家財	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
製造工業機械	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
家畜及家禽	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵道及軌道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
諸車	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
船舶	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
水道	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
橋梁	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
農産品	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
林産品	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
工産品	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
鑛産品	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
水産品	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
輸入品	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
金銀貨幣及地金	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
各省財産	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
皇室財産	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
債權超過	△[illegible]	△[illegible]	△[illegible]	△[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

八年末國富細別

種別	金額（千圓）	種別	金額（千圓）
民有租地	[illegible]	製鹽財源	[illegible]
民有年期地	[illegible]	水産財源	[illegible]
民有免租地	[illegible]	水力財源	[illegible]
公有、社寺有林野	[illegible]	海湖川計	[illegible]
國有林野	[illegible]	港灣	[illegible]
土地計	[illegible]	樹木	[illegible]
鑛山	[illegible]	一般住家	[illegible]

種別	金額（千圓）	種別	金額（千圓）
國有建物	[illegible]	農商務省所管財産	[illegible]
公有建物	[illegible]	遞信省所管財産	[illegible]
建物計	[illegible]	鐵道省所管財産	[illegible]
家具及家財	[illegible]	國有財産計	[illegible]
製造工業機械	[illegible]	皇室有土地	[illegible]
家畜及家禽	[illegible]	皇室有建物	[illegible]
地方鐵道、軌道、專用鐵道	[illegible]	皇室有家具家財	[illegible]
諸車	[illegible]	皇室有家畜	[illegible]
船舶	[illegible]	其他皇室有財産	[illegible]
上水道	[illegible]	皇室有財産計	[illegible]
下水道	[illegible]	政府保有外債	[illegible]
水道計	[illegible]	露國軍需品代金	[illegible]
橋梁	[illegible]	支那國債償金	[illegible]
農産品	[illegible]	外國債應募	[illegible]
林産品	[illegible]	外國債買入	[illegible]
工産品	[illegible]	對外投資	[illegible]
鑛産品	[illegible]	貿易出超	[illegible]
林産品	[illegible]	民間債權計	[illegible]
輸入品	[illegible]	國富の内	[illegible]
補助貨	[illegible]	外國債	[illegible]
政府所有金銀	[illegible]	在外地方債	[illegible]
民間所有金銀	[illegible]	流出内國債	[illegible]
其他金銀	[illegible]	對外國家債務	[illegible]
金銀及貨幣計	[illegible]	外社債	[illegible]
外務省所管財産	[illegible]	外人對内地放資	[illegible]
内務省所管財産	[illegible]	在外民間債務	[illegible]
大藏省所管財産	[illegible]	對外債務總計	[illegible]
陸軍省所管財産	[illegible]	差引純國富	[illegible]
海軍省所管財産	[illegible]		
司法省所管財産	[illegible]		
文部省所管財産	[illegible]		

【土地】皇室及び各省所有地を除き、(一)田畑、宅地、鹽田は各府縣中等地の賣買價格と府縣總反別との積、(二)山林二年は地價の四倍、八年は同十二倍、(三)原野、牧場、鑛泉地、池沼、雜種地二年は地價の三倍、八年は同十倍、(四)民有年期地二年は地價の三倍、八年同十倍、(五)民有免租地は中等地賣買價格と總反別との積。【鑛山】鑛產年額の十倍【海湖川及び港灣】(一)水產年額の二年は十六倍、八年は十四倍、外に八年は擬瞭償額の八倍、(二)水力電氣事業年利益の二年は六倍、八年は六倍七厘、(三)港灣費年額の三十倍【樹木】立木見積石數と見積石單價(二年は八十錢、八年は八十五錢)との積。【建物】(一)

一般住家は家屋賣買登記料より各府縣一戸平均賣買價格を算出し、その二倍と現在戸數との積、(二)公有、團體有建物は各種類別一場見積單價と場數との積。【家具及び家財】一般住家價格の二分一。【製造工業機械】年度末工業會社拂込資本金の四割九分。【家畜及び家禽】市場賣買平均單價と現在總數との積。【鐵道及び軌道】國有鐵道を除き、開業線は年純益の廿倍(純益不明のものは建設費)、未開業線は資本金又は建設費の一割【諸車】各種車輛別見積單價と年末現在數との積。【船舶】噸當見積單價(二年は二百圓、八年は二百八十圓)と船舶總噸數との積。【水道】(一)上水道は工事費、(二)下水道は完成のものは工費總額、未完成のものは工費全額を繼續年にて除したる額と經過年數との積。【橋梁】各種別平均一間工費と總間數との積。【農産品】年産額の七割、【林産品】年産額の二年は三分一、八年は四分一。【工産品】(一)製造場外殘存額、總年産額の六分一、(二)食料品、年産額の十二分一、(三)其他、年産額の二年は二分一、八年は三分一、【鑛産品】年産額と各種別殘存見積步合との積。【水産品】年産額の二年は四分一、八年は五分一。【輸入品】年總額の二年は四分一、八年は五分一。【金銀貨幣及び地金】(一)正貨は現在額、(二)補助貨は現存高實價、(三)地金は正貨準備高の二割。【各省財産】各省財産目錄に依る。【皇室財産】各種財産に付き前記の例に依る。【其他】以上各種財産見積總額の一割。【債權超過】外國に對する債權超過高。

國富推移(高橋秀臣氏調)

時代	西暦	金額(千圓)	時代	西暦	金額(千圓)
米艦來航	一八五三	五、〇〇四、七二〇	日清開戰	一八九四	一六、六六六、七〇〇
櫻田事變	一八六〇	五、七六九、三二〇	日露開戰	一九〇四	三三、七四三、〇四〇
王政復古	一八六八	六、八二八、一七〇	今上即位	一九一二	三七、五三三、四七〇
廢藩置縣	一八七三	七、三二七、〇四〇	大正十年	一九二一	九三、〇三五、七八〇
西南戰爭	一八七七	八、五七二、三六〇	仝十三年六月末	一九二四	一〇一、九七七、四八〇
憲法發布	一八八九	一三、〇四三、七〇〇	仝十四年三月末	一九二五	一〇五、七四二、三三〇

十四年國富細別—(一人當一、八八八圓)

種別	金額(千圓)	種別	金額(千圓)	種別	金額(千圓)
土地	五三、三八一、四六〇	諸貨物商品	四、一七五、七八〇	硬貨及地金	一、四三三、一六〇
建物	一九、九四四、九六〇	港灣運河	一、九三五、四〇〇	電氣瓦斯水道	一、三九三、〇四〇
家財	五、九七六、七四〇	鐵道及橋梁	一、九〇八、三三〇	電信電話設備	八八四、六八〇
領海水産	五、五〇二、〇九〇	工業機械	一、八九七、二二〇	家畜	六五八、三六〇
鑛山	五、〇〇二、四六〇	船舶車輛	一、六六〇、六八〇	合計	一〇五、七四二、三三〇

都市富力(十四年、高橋秀臣氏調)

市名	金額(千圓)	市名	金額(千圓)	市名	金額(千圓)
大阪	六、六八一、三三〇	宇都宮	一九七、七〇〇	八王子	一二七、一〇〇
東京	五、三三二、七二〇	那覇	一九六、〇〇〇	宇部	一二六、一五〇
神戸	三、五一八、九六〇	甲府	一九三、三三〇	長野	一二五、一六〇
京都	二、六八一、六九〇	高松	一八二、三三〇	釧路	一二四、二四〇
名古屋	二、二二六、四六〇	旭川	一七〇、七五〇	松江	一二三、一七〇
長崎	七八七、〇五〇	室蘭	一六八、四五〇	尼崎	一二〇、九五〇
横濱	六三二、九〇四	松山	一六三、九三〇	福島	一一八、九五〇
廣島	五二三、〇〇〇	福井	一六二、三八〇	四日市	一一八、二〇〇
呉	四五三、七六〇	久留米	一五八、七五〇	佐賀	一一七、一五〇
函館	四四九、二二五	高知	一五七、九〇〇	小倉	一一五、三三〇
熊本	四六八、〇九〇	松本	一五七、六二〇	戸畑	一一四、一五〇
金澤	四一三、七二〇	青森	一五五、二三〇	足利	一一三、六〇〇
札幌	三七三、一〇〇	若松(福岡)	一四七、一七〇	郡山	一一〇、〇九〇
岡山	三七一、三九〇	津	一四六、五〇〇	弘前	一〇八、五〇〇
佐世保	三六〇、七二〇	山形	一四五、八五〇	福山	一〇七、五〇〇
仙臺	三六五、九八〇	長岡	一四四、〇八〇	沼津	一〇六、八三〇
八幡	三五九、九〇〇	大分	一四一、二六〇	明石	一〇五、〇八〇
小樽	三五八、二〇〇	若松(福島)	一四〇、五五〇	千葉	一〇五、九五〇
福岡	三三六、八五〇	姫路	一三九、七〇〇	上田	一〇四、九〇〇
鹿兒島	三三五、五〇〇	川崎	一三七、〇一〇	別府	一〇三、一二〇
新潟	三二二、六八〇	高崎	一三六、四四〇	西宮	一〇二、一五〇
和歌山	二六五、四二〇	盛岡	一三六、一八〇	鳥取	一〇一、〇五〇
堺	二七九、八八〇	水戸	一三四、五九〇	尾道	[illegible]
下關	二五二、九八五	大津	一三三、七八〇	鶴岡	[illegible]
門司	二三〇、七〇八	桐生	一三〇、四六〇	宇和島	[illegible]
濱松	二三七、一〇〇	米澤	一二九、九三〇	一宮	九四、七二〇
靜岡	二三三、四七〇	奈良	一二九、九〇〇	都城	九四、三六〇
富山	二二七、一三〇	宮崎	一二九、七七〇	高田	九三、二二〇
大牟田	二一七、九三〇	清水	一二八、一七〇	首里	九三、二二〇
德島	二一三、八〇〇	岡崎	一二八、〇七〇	今治	九二、七六〇
横須賀	二〇六、八〇〇	秋田	一二八、〇六〇	岸和田	九〇、八六〇
岐阜	二〇四、九一〇	高岡	一二八、〇四〇	大垣	九〇、〇六〇
前橋	二〇三、七五五	宇治山田	[illegible]	丸龜	七九、五七〇
豐橋	二〇一、六〇〇			川越	七六、四九〇

世界大都市比較—

市名	富力(千圓)	一人當(圓)	市名	富力(千圓)	一人當(圓)
紐育	七九、一九〇、〇七〇	一六、三八〇	東京震災前	八、五二〇、二七〇	三、五〇〇
倫敦	七一、三二〇、〇三〇	一五、九五七	大阪	六、六八一、三三〇	?
巴里	三二、七六五、四五〇	一一、一二七	東京震災後	五、三三二、七二〇	二、七五六

租税

國税々率

地租—

宅地	地價の百分の二・五
田畑	地價の百分の四・五
其他の土地	地價の百分の五・五

地租を納むべき者(法人を除く)の住所地市町村及其隣接市町村に於ける田畑地價の合計金額、其同居家族の分と合算し、二百圓未滿なる時は免税さる。但し小作に付したる田畑に付ては此限にあらず。

營業收益税—

法人		純益に付百分の三・六
個人	物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの〻販賣を含む)。銀行業。無盡業。金錢貸付業。物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの〻貸付を含む)。製造業(瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む)。運送業(運送取扱を含む)。倉庫業。請負業。印刷業。出版業。寫眞業。席貸業。旅人宿業(下宿を含み木賃宿を含まず)。料理店業。周旋業。代理業。仲立業。問屋業。	純益に付百分の二・八
免除	政府の發行する印紙切手の賣捌。度量衡の製作、修覆又は販賣。自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣。新聞紙法に依る出版。本法施行地外の營業場に於て爲す營業。法人の漁業又は演劇興行。個人の自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造、但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く。勅令を以て(一)金、銀、鉛、亞鉛、鐵又はアルミニウムの地金、(二)鐵の條竿、テー形、アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管を除く)、(三)銅の合金の條竿、板及管、(四)汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製の機械、(五)燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸、アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン、(六)製紙用パルプ、(七)板硝子、(八)コンデンスドミルク、(九)絹、亞麻又は毛の織物(動力を以て運轉する機械を使用し、幅員一尺八寸以上及長三十尺以上の織物のみを製造する者に限る)の製造を營む者は開業の年及び其翌年より三年間。個人の純益金額四百圓に滿たざる時。	

資本利子税—

甲種	公債、社債、産業債券若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益。	百分の二
乙種	第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子。	
免税	一、甲種の中左に揭ぐるもの。 一、所得税法其他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者の支拂を受る利子 二、貯蓄債券又は復興債券の利子	

所得税—

第一種(法人の所得)

甲 法人の普通所得	本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人。	百分の五
	本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人。	百分の十
乙 法人の超過所得	普通所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額。	百分の四
	同百分の二十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額。	百分の十
	同百分の三十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額。	百分の二十
丙 法人の清算所得	積立金又は本法其他の法律に依り所得税を課せられざる所得より成る金額。	百分の五
	其他の金額。	百分の十

法人が各事業年度に於て納付したる第二種の所得に對する所得税額は、當該事業年度の第一種の所得に對する所得税額より之を控除す。

前項の場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得税は、第一種の所得計算上之を損益に算入せず。

前二項の規定は法人の清算所得に對する所得税に付之を準用す。

同族會社が各事業年度に於て留保したる金額中左の各號の一に該當する金額ある時は政府は其事業年度の普通所得を年額に換算したる金額中五萬圓以下の金額に百分の十、五萬圓を超ゆる金額に百分の十五、十萬圓を超ゆる金額に百分の二十、五十萬圓を超ゆる金額に百分の二十五、百萬圓を超ゆる金額に百分の三十を乘じたる合計金額の普通所得年額に對する割合を求め、之を税率として左の各號の一に該當する金額(各號共に該當する場合には其多額なる一方)に付適用して算出したる税額を、普通所得に對する所得税に加算することを得。

一、事業年度の普通所得中留保したる金額が、其事業年度に於ける普通所得の十分の三に相當する金額を超過するときは其超過金額。

二、事業年度末に於ける積立金及其事業年度の普通所得中留保したる金額の合計が、其事業年度末に於ける拂込株金額又は出資金額の二分の一に相當する金額を超過するときは其超過金額。但し其事業年度末に於ける拂込株式金額又は出資金額の二分の一を超過する場合に於ては其超過額は控除す。

第二種

甲 本法施行地に於て支拂を受くる	イ 公債の利子	百分の四
	ロ 社債の利子	百分の五
	ハ 銀行預金の利子 貸付信託の利益	百分の五
乙	本法施行地に住所を有せず又は一年以上居所を有せざる者の本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益、若しくは利息の配當、若しくは剩餘金の分配又は利益、若しくは剩餘金の處分たる賞與、若しくは賞與の性質を有する給與	百分の七・五

信託會社が其引受たる貸付信託の信託財産に付納付したる第二種の所得に對する所得税額は、當該貸付信託の利益に對する所得税額より之を控除す。

第三種

所得階級	所得税額(圓)	超過端數に對する税率
千二百圓以下		百分の〇・八
千二百圓	九・六〇	百分の二
千五百圓	一五・六〇	百分の三
二千圓	三〇・六〇	百分の四
三千圓	七〇・六〇	百分の五
五千圓	一七〇・六〇	百分の六・五
七千圓	三〇〇・六〇	百分の八
一萬圓	五四〇・六〇	百分の九・五

所得税

三種（第二種に属せざる個人の所得）

所得階級	所得税額	超過端數に對する税率
一萬圓以上	百分の一	百分の一
一萬圓未滿千圓以上	百分の一	百分の一
千圓未滿五百圓以上	百分の一	百分の一
五百圓未滿二百圓以上	百分の一	百分の一
二百圓未滿百圓以上	百分の一	百分の一
百圓未滿	免	免

一、例之所得額千三百圓なれは千二百圓に對する所得税額九圓に超過端數百圓に對する百分の二迄も加へ合計十一圓となる。

二、山林より外の所得と雖も此税率を適用して算出したる金額を五倍したる金額に對し此税率を適用して算出したる金額を五分したる金額を以て其税額とす。

免税

イ、第三種の所得は千二百圓に滿たざるときは免除。

ロ、第一種の所得中勤勞所得（俸給、給料、歳費、年金、恩給及此等の性質を有する給與）千二百圓以下なるときは其所得中勤勞所得に付き左の（一）（二）の金額を控除す。

（一）勤勞所得總額中勤勞所得以外の所得總額を超過する時は勤勞所得總額の十分の二に相當する金額

（二）勤勞所得總額中勤勞所得以外の所得總額を超過せざる時は勤勞所得總額の十分の一に相當する金額

ハ、勤勞所得以外の所得は千圓以下なる時は其所得總額の十分の一に相當する金額を控除す。

ニ、本人又は家族の保險料は、年額二百圓を限り本人の申請に依り其所得より控除す。

ホ、相續人、被相續人の家族又は同居者が民法第九百八十七條に依り選定せられたる者なるときは被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときに限り相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヘ、被相續人の直系卑屬又は配偶者が民法第九百八十七條に依り選定せられたる者なるときは相續人の直系卑屬又は配偶者なるときに限り相續人の申請に依り其所得より控除す。

ト、相續人が民法第九百八十七條に依り選定せられたる者なるときは相續人の直系卑屬又は配偶者なるときに限り相續人の申請に依り其所得より控除す。

チ、相續人、被相續人の家族又は同居者が生命保險契約の爲めに受取人となりたるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

リ、相續人が生命保險契約の爲めに受取人となりたるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヌ、相續人が被相續人の家族又は同居者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ル、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヲ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ワ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

カ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヨ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

タ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

レ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ソ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ツ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ネ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ナ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ラ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ム、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ウ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヰ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ノ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

オ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ク、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヤ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

マ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ケ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

フ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

コ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

エ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

テ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ア、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

サ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

キ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ユ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

メ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ミ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

シ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ヒ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

モ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

セ、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ス、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

ン、相續人が被相續人の直系卑屬又は配偶者なるときは相續人の申請に依り其所得より控除す。

相續税

家督

課税價格	相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき 所定税額	相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき 超過端數に對する税率	相續人、被相續人の直系卑屬又は配偶者なるとき 所定税額	相續人、被相續人の直系卑屬又は配偶者なるとき 超過端數に對する税率	相續人が民法第九百八十七條に依り選定せられたる者なるとき 所定税額	相續人が民法第九百八十七條に依り選定せられたる者なるとき 超過端數に對する税率
二萬五千圓以下	千分の八	百分の一	千分の十	百分の一	千分の十二	百分の一
五萬圓以下	千分の十	百分の一	千分の十二	百分の一	千分の十五	百分の一
十萬圓以下	千分の十二	百分の一	千分の十五	百分の一	千分の十八	百分の一
二十萬圓以下	千分の十五	百分の一	千分の十八	百分の一	千分の二十二	百分の一
五十萬圓以下	千分の十八	百分の一	千分の二十二	百分の一	千分の二十七	百分の一
五十萬圓以上	千分の二十	百分の一	千分の二十五	百分の一	千分の三十	百分の一

印紙税

課税物件	税額
一、不動産、鑛業權又は船舶の所有權に關する證書	記載金高五十圓未滿 二錢
二、消費貸借に關する證書	同百圓未滿 同五百圓未滿 十錢
三、請負に關する證書	同五百圓以上 千圓未滿 二十錢
四、運送に關する證書	同一萬圓以上 一圓
五、傭船契約書	同一萬圓以上 同たきもの 三錢
六、委任狀	二錢
七、約束手形	十六、株券
八、爲替手形	十七、債券
九、銀行預金證書	十八、相互保險會社の發する基金證書
十、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書	十九、株式申込證
十一、産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合の發する出荷證券	二十、社債申込證
十二、艙荷證券	二十一、地上權、永小作權又は地役權に關する證書
十三、運送保險證	二十二、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書
十四、倉庫證券	二十三、信託行爲に關する證書
十五、保險證券	二十四、無盡に關する證書
	二十五、定款又は組合契約書
	二十六、權利の讓渡に關する證書
	二十七、追認又は承認に關する證書
	二十八、物品切手
	二十九、受取書
	三十、質權、抵當權に關する證書
	三十一、前各號以外の證書
	三十二、預金通帳
	三十三、前號以外の通帳
	三十四、判取帳
	手形 三錢
	一、記載金高十圓未滿の株金證書及銀行預金證書 五錢
	一、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未滿のもの 五錢
	一、記載金高一圓未滿の物品切手 五錢
	一、記載金高十圓未滿若は金高記載なき又は非營業者に發する賣買仕切書 五錢
	一、物品又は有價證券の賣買に關する證書にして其の記載金高十圓未滿のもの又は金高記載なきもの 五錢
	一、記載金高十圓未滿若は記載金高記載なき又に運送契約に依らざる送狀 五錢
	一、記載金高十圓未滿若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書 五錢
	一、主たる債務の證書に併記したる擔保契約書 五錢
	一、手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書 五錢
	一、株券又は債券に關する證書 五錢
	一、明書 五錢
	一、手形の引受及保證 五錢
	一、手形又は證券の拒絶證書 五錢
	一、手形又は證券の複本及謄本 五錢

左に掲ぐる證書、帳簿に關しては印紙税を納むることを要せず。

一、官廳又は公署より發する證書、帳簿

二、官廳又は公署に據を差出す者の聯券

上發する證書、帳簿

一、國庫金の取扱に關し發する證書

一、義務又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳又は公署に提出する證書

小切手

一、産業組合、産業組合聯合會又は住宅組合の發する出資證券にして其記載金高十圓未滿の物又は金高記載無き物

一、記載金高十圓未滿の約束手形及爲替

登錄税

【不動産】

種類	課税標準	税率
所有權の取得	不動産價格	千分の五
地上權、永小作權及賃借權の取得	同	千分の四十
地役權の取得	同	千分の廿五
華族世襲財産の創設	同	千分の廿五
先取特權の保存又は取得	不動産價格又は不動産工事費用養金額	千分の五
質權、抵當權の取得	同	千分の五
信託の登記	イ 所有權に付きては不動産價格	千分の五
	ロ 所有權以外の權利に付きては債權金額	千分の二
讀覽、强制管理の申立假差押、假處分	同	千分の五・五

種類	課税標準	税率
抵當ある債權の差押	債權金額	千分の四
相續財產の分離 イ 所有權以外の權利に付ては	不動產價格	千分の五
ロ 所有權以外の權利に付ては滯納處分以外の原因に依る權利の處分の制限にして特に揭げざるもの	同	千分の一
抹消したる登記の回復	債權金額	千分の四
假登記	同	金四十錢
附記登記（但し一件に付稅額金二圓を超ゆるときは二圓）	同	金四十錢
登記の更正、變更又は抹消（但し一件に付稅額金二圓を超ゆるときは二圓）	同	金二十錢

【商事會社】其他營利を目的とする法人の登錄稅

種類	課稅標準	稅率
×合名會社、合資會社設立	財產を目的とする出資の價格	千分の五
×株式會社設立	財產を目的とする增出資の價格	千分の五
株式會社資本增加	拂込株金額	千分の五
株式會社第二回以後の株金拂込	每回拂込株金額	千分の五
×株式合資會社設立	拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格	千分の五
株式合資會社資本增加	增資拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格	千分の五
×合併又は組織變更に因る會社の設立	拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格	千分の一
合併に因る會社資本增加	增資拂込株金額及財產を目的とする株金以外の出資の價格	千分の一
社債償還期限一年以下のもの	每回拂込金額	每一箇所
同 一年以下のもの三年を超ゆるもの	同	每一件
支店設置	同	同
本店又は支店の移轉	同	同
支配人の選任又は代理權の消滅	同	同
登記事項の變更、消滅又は廢止	同	同
登記の更正又は抹消	同	同
合名會社、合資會社設立の取消	同	同
解散	同	同
清算人の選任、解任又は變更	同	同
清算の結了	同	同

鑛業稅—

鑛產稅	鑛產物價格百分一	
鑛區稅	【試掘】鑛區一百坪毎に	三十錢
	【採掘】	六十錢
砂鑛區稅	【河床】砂鑛區域一町毎に	三十錢
	【河床に非さるもの】砂鑛區域一千坪毎に	三十錢

取引稅—

第一種地方債證券、社債券	甲（七日以內の期限を以て復行期と爲すもの）	一萬分の〇・六
	乙（其他のもの）	一萬分の一
第二種有價證券	甲（同上）	一萬分の一・五
	乙（同上）	一萬分の二・五
第三種商品		一萬分の二・五

酒造稅—

第一種 酒精分廿三度以下の濁酒	一石に付	三十六圓
第二種 【酒精分廿三度以下の淸酒、白酒及び酒精分卅度以下の味淋、燒酎	〃	四十圓
第三種 酒精分三十度以上四十五度以下の燒酎	〃	四十圓

四十圓に酒精分三十度を超ゆる一度毎に金一圓五十錢を加へたる金額

第四種 【酒精分廿三度を超ゆる淸酒、濁酒、白酒、酒精分三度を超ゆる味淋及び酒精分四十五度を超ゆる燒酎 一石に付一圓八十錢

【十度を超ゆる味淋及び酒精分四十五度を超ゆる燒酎 一石に付原容量百分中、純酒精の容量一箇毎に一圓八十錢

酒精及び酒精含有飲料 一石に付 金二十五圓

麥酒 一石に付 金二十圓

淸涼飲料稅—

第一種 玉ラムネ壜詰のもの 一石に付 七圓

第二種 其他の壜詰のもの 〃 十圓

第三種 壜詰以外のもの 瓦斯使用量一瓩に付 三圓

本法に於て淸涼飲料と稱するは瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此限に在らず。又製造者が外國に輸出する目的を以て移出する場合は免除さる

自己又は其家族の用に供するものゝみを製造する者には本法を適用せず。

注意 （一）×印の場合に於て稅金額金十五圓未滿なるときは金十五圓とす

（二）支店所在地に於て前項各號の登記を受くるときは每一件金一圓五十錢とす

砂糖消費稅—

砂糖	第一種	甲	砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖 二圓
		乙	甲に揭げざる砂糖に付、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全容又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く 百斤に付 二圓
		丙	其他のもの 百斤に付 二圓五十錢
糖蜜	第一種		氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜
	第二種	甲	糖分を蔗糖として計算したる全重量の百分七十を超えざるもの 百斤に付 三圓
		乙	糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付金八圓三十五錢の割合を以て算出したる金額

織物消費稅—

價格の百分の十（但し絹織物を除く）

絹織物と稱するは全重量百分中九十五以上の綿を以て組成し絹、人造絹、金屬絲、金屬線、金屬箔、漆絲又は漆箔を交へざる織物を謂ふ。絹紡紬絲、芭蕉絲其他命令を以て定むる原料を以て組成する織物にして命令の定むるものは絹織物と看做さる

骨牌稅—

麻雀	一組每に三圓
其他	一組每に五十錢

國稅納期一覽

月	稅目	摘要	納期 始期	納期 終期
一月	田	租第一期（稅額四分の一）前年十二月十六日より	一月十五日迄	
	宅地	租第二期（稅額二分の一）	一月一日より	一月三十一日迄
	第三種所得稅	第三期（稅額四分の一）	一月一日より	一月三十一日迄
	酒造	稅第三期	一月一日より	一月三十一日迄
二月	田	租第二期（稅額四分の一）	二月一日より	二月末日迄
	酒造	稅第四期	二月一日より	二月末日迄
			二月十六日より	二月末日迄
三月	第三種所得稅	第四期（稅額四分の一）	三月一日より	三月三十一日迄
	酒造	稅第四期	三月十六日より	三月三十一日迄
五月	田	租第四期（稅額四分の一）	五月一日より	五月三十一日迄
	宅地	租第一期（稅額二分の一）	七月一日より	七月三十一日迄
七月	第三種所得稅	第一期（稅額四分の一）	七月一日より	七月三十一日迄
	酒造	稅第一期	七月十六日より	七月三十一日迄
八月	營業收益稅（個人）	第一期（稅額二分の一）	八月一日より	八月三十一日迄
	資本利子稅（乙）	第一期（稅額二分の一）	八月一日より	八月三十一日迄
九月	畑租及雜地租	第一期（稅額二分の一）	九月一日より	九月三十日迄
十月	酒造稅第二期		十月十六日より	十月三十一日迄
	第三種所得稅	第二期（稅額四分の一）	十月一日より	十月三十一日迄
	畑租及雜地租	第二期（稅額二分の一）	十一月一日より	十一月三十日迄
十一月	營業收益稅（個人）	第二期（稅額二分の一）	十一月一日より	十一月三十日迄
	資本利子稅（乙）	第二期（稅額二分の一）	十一月一日より	十一月三十日迄
十二月	田	租第一期（稅額四分の一）	十二月十六日より	翌年一月十五日迄
	營業收益稅（法人）	事業年度每に納稅す、但し淸算所得に付ては淸算又は合併の際納稅す。		
	第一種所得稅	金額支拂の際支拂者其の所得稅を徵收し翌月十日迄に政府に納付す。		
	第二種所得稅	其金額支拂の際支拂者其資本利子稅を徵收し翌月十日迄に政府に納入す。		
	資本利子稅甲	每月分を翌月末日まで。但し製造場內に現存するもの公爵せられたる時、又は製造免許取消の場合に於て製造場內に現存する時は直に納付するものとす。		
	淸涼飲料稅	取引員又は會員は每月分を其翌月迄に納付す。		
	取引所稅			

有租地面積地價（各年末）

年次	田 反別	田 地價	畑 反別	畑 地價	宅地 地積	宅地 地價	山林 反別	山林 地價	その他 地積	その他 地價	計 地積	計 地價
	千町	百萬圓	千町	百萬圓	千町	百萬圓	千町	百萬圓	千町	百萬圓	千町	百萬圓
大正元	三、八五七	三、四〇二	一、〇二七	一、〇二七	三〇二	四、三三	一、一七三	一、一七三	八四八	八四八	六、二六二	六、二六二
一四	三、八五七	三、四〇二	一、〇二七	一、〇二七	三〇二	四、三三	一、一七三	一、一七三	八四八	八四八	六、二六二	六、二六二
一五	三、八五七	三、四〇二	一、〇二七	一、〇二七	三〇二	四、三三	一、一七三	一、一七三	八四八	八四八	六、二六二	六、二六二

免租地（各年末）

年次	墓地	鄉村社地	堤塘	用悪水路溜池堤塘及溝渠用地	保安林	道路及水道用地	その他	計
	町	町	町	町	町	町	町	町
大正元	六、一三〇	二、一七二	三、八九九	三、四一四	三、四一四	八、三四一	七、七三三	三、四一四
一四	六、一三〇	二、一七二	三、八九九	三、四一四	三、四一四	八、三四一	七、七三三	三、四一四
一五	六、一三〇	二、一七二	三、八九九	三、四一四	三、四一四	八、三四一	七、七三三	三、四一四

年期地租

年度	免租 荒地	新開地	荒地	開墾地	開拓地	地目變換地	耕地整理地	地價據置地	計	特別免租 北海道特別年期地	東京市風致地區下附地	計
	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
大正元	八、八九八	二、九八	一〇、八三	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六
一四	八、八九八	二、九八	一〇、八三	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六
一五	八、八九八	二、九八	一〇、八三	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六

地價及仕貸價格（田畑宅地一段歩當）

道府縣	田 地價	畑 地價	宅地 地價	田 賃貸料	畑 賃貸料
	圓	圓	圓	圓	圓
北海道	三、九五	三、五二	九一、九五	三、五二	三、〇四
青森	三、五八	三、〇四	七〇、〇八	三、〇四	二、九〇
岩手	二、一四	一、九九	四〇、〇〇	一、九九	一、七〇
宮城	八四、〇〇	六四、〇〇	一、〇〇、〇〇	六四、〇〇	五四、〇〇
秋田	三、〇一	二、六四	六〇、一九	二、六四	二、二八
山形	三、〇一	二、六四	六〇、一九	二、六四	二、二八
福島	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
茨城	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
栃木	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
群馬	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
埼玉	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
千葉	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
東京	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
神奈川	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
新潟	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
富山	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
石川	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
福井	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
山梨	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
長野	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
岐阜	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
静岡	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
愛知	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
三重	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
滋賀	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
京都	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
大阪	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
兵庫	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
奈良	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
和歌山	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
鳥取	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
島根	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
岡山	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
廣島	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
山口	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
德島	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
香川	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
愛媛	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
高知	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
福岡	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
佐賀	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
長崎	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
熊本	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
大分	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
宮崎	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
鹿兒島	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
沖繩	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八
合計	二、九一	二、五五	五九、〇八	二、五五	二、二八

地租賦課額（十五年一月一日現在）

種別	段別	地價	地租
	町	千圓	千圓
田	二、九六、〇九	四二、九六	一、二八
畑	一〇、一二	一三、一二	四〇
宅地	一、一二	一、一二	三
鹽田	一〇三	一〇三	三
鑛泉地	四	四	一
池沼	一二	一二	四
山林	七、一四	一〇、一二	三〇
牧場	一、一二	一、一二	三
原野	一、九五	一、九五	六
雜種地	七	一〇	三
計	三、一六、一四	四六、一四	一、三八
大正一四元	三、一六、一四	四六、一四	一、三八

地租納額別人員（各年一月一日）

納額	大正元	一四	一五
	人	人	人
一萬圓以上	九	九	九
五千圓以上	一	一	一
二千圓以上	六	六	六
千圓以上	二	二	二
五百圓以上	一、一二	一、一二	一、一二
二百圓以上	二、九五	二、九五	二、九五
百圓以上	七、五五	七、五五	七、五五
五十圓以上	一六、二	一六、二	一六、二
三十圓以上	二三、八五	二三、八五	二三、八五
二十圓以上	三〇、七四	三〇、七四	三〇、七四
十五圓以上	三三、九八	三三、九八	三三、九八
十圓以上	五四、七七	五四、七七	五四、七七
七圓以上	五五、九八	五五、九八	五五、九八
五圓以上	七一、八二	七一、八二	七一、八二
三圓以上	八一、九九	八一、九九	八一、九九
二圓以上	八七、八一	八七、八一	八七、八一
一圓以上	九一、九九	九一、九九	九一、九九
五十錢以上	九二、八一	九二、八一	九二、八一
二十錢以上	九三、八二	九三、八二	九三、八二
二十錢未滿	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二
計	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二

所得稅賦課額（十四年度）

種類	人員	所得金額	稅額
	人	千圓	千圓
第一種 甲 百分十以上	二、七一四	八、七四一	一、三一
第一種 甲 百分二十以上	二、三四七	一四、八五九	二、二三
第一種 甲 小計	五、〇六一	二三、六〇〇	三、五四
第一種 乙 二分以上一以下	二、三四七	一四、八五九	二、二三
第一種 乙 全額一以上	一、二四六	一四、八五九	二、二三
第一種 乙 小計	三、五九三	二九、七一八	四、四五
第一種 丙	一、三五	一、三五	一、三五
第一種 丁	一、三五	一、三五	一、三五
第一種 戊	一、三五	一、三五	一、三五
第一種 合計	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 甲 公債利子	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 甲 社債利子	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 甲 預金利子	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 甲 信託利子	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 甲 小計	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 乙 賃貸	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 乙 配當	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 乙 賞與	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 乙 小計	一、三五	一、三五	一、三五
第二種 合計	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 一萬圓以下	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 八百圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 千圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 千五百圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 二千圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 三千圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 五千圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 七千圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 一萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 一萬五千圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 二萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 三萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 五萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 七萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 十萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 二十萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 五十萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 百萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 二百萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 四百萬圓	一、三五	一、三五	一、三五
第三種 合計	一、三五	一、三五	一、三五
總計	一、三五	一、三五	一、三五
大正元	一、三五	一、三五	一、三五

第一種及び第三種は決定額、第二種は調定濟額に依る。

第三種所得類別

種別	大正元	一三	一四	種別	大正元	一三	一四
	千圓	千圓	千圓		千圓	千圓	千圓
田 自作	一三、〇五七	一三、〇五七	一三、〇五七	牧養及採取業	一三、一六	一三、一六	一三、一六
田 小作	一三、二五五	一三、二五五	一三、二五五	商工業	一四、一三	一四、一三	一四、一三
田 計	二六、三一二	二六、三一二	二六、三一二	利子	六、七四	六、七四	六、七四
畑 自作	一四、七七	一四、七七	一四、七七	配當	一、一四	一、一四	一、一四
畑 小作	一、〇四四	一、〇四四	一、〇四四	賞與	一、一四	一、一四	一、一四
畑 計	一五、八二一	一五、八二一	一五、八二一	俸給	一、一四	一、一四	一、一四
貸宅地貸家	六、八三六	六、八三六	六、八三六	給與	一、一四	一、一四	一、一四
山林	一七、八三	一七、八三	一七、八三	諸給	一、一四	一、一四	一、一四
原野其他の土地	三、〇四	三、〇四	三、〇四	雜業	一、一四	一、一四	一、一四
鑛業	一、一四	一、一四	一、一四	勞力	一、一四	一、一四	一、一四
計	一、一四	一、一四	一、一四	其他	一、一四	一、一四	一、一四

本表は其年の決定額に依る。（一）山林たる土地賃付及び山林より生ずる賣類、筍木實下草等の所得は原野其他の土地に（二）牧畜、搾乳、養蠶、養蜂、養魚、漁業採藻、狩獵等は牧業採取に（三）俸給、給料、手當、歩合は給料に、（四）恩給、年金、退職料等は諸給與に、（五）給料に勵せず、筋肉勞働に依らざる總ての職業に依る所得は雜業に、（六）貸座敷、藝妓屋、湯屋、理髮、興行、通信廣告取扱等に依る所得は、其他の內に各合算せり。

營業稅賦課額（十四年度）

種類	營業個數	資本金額	建物賃貸價格	從業者 職工	從業者 勞役者	稅額
	個	千圓	千圓	人	人	千圓
物品販賣業	七八、八五〇	一、一五	一、六四、九五	一、六四、九五	一、六四、九五	一、六四、九五
銀行業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
保險業	九六	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
無盡業	三七	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
金錢貸付業	六、一三	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
物品貸付業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
製造業	四、一四	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
印刷業	三、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
出版業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
寫眞業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
運送業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
運河業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
機業	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五

営業税納額別人員

（十四年度）

資本金額の關内、金錢貸付業及び物品貸付業は運轉資本金を、鐵道業は收入金を、請負業は請負金を、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業は報償金額を擧ぐ。

種類	營業人員	資上金額	資本金	建物賃借價格	從業者	職工	役者	稅額
船舶繫留場業	一	千圓			七三			九三
貨物陸揚場業	五				四三五			一、三三
倉庫業	一四	一、八三			一五			四三
鐵道業	三七				二、八三七			九、三三
請負業	七、七四三				二、八三〇			一、四三
周旋業	八三三				四三			一三
料理店業	二、八三四				三、四三			一、三三
旅人宿業	四、九三六				三、五三七			一、三三
周旋業	三、七二				四三			一三
代理業	四、〇六三				七、八三九			一、九三
仲立業	九三				一三			三
問屋業	八、九三				一、三三			三三
信託業	一三				一、九三			五三
計 大正元	二三、五三、九三九	二、八三	二、八三、七三六	八三、五三七	三三、八三、九三	一、三三	一、九三、一三五	四、三三、九三七

営業税納額別人員

（十四年度）

納額	個人	法人
四十萬圓以上		一
三十萬圓以上		一
二十萬圓以上		一
十萬圓以上		四
五萬圓以上		一四
二萬圓以上		三三
一萬圓以上		六
五千圓以上		一三
二千圓以上		一三
千圓以上	三三	
五百圓以上	一、八四	
二百圓以上	六、二四	
百圓以下	五、八五六	

相續税賦課額

（十四年度）

納額	個人	法人
三十圓以上二十圓以上	一〇四、八三	三、八三
二十圓以上十五圓以上	一三、八九	二、四三
十五圓以上十圓以上	二三、一三九	三、二三
十圓以上五圓以上	三一、二三九	七三
五圓以上三圓以上	三一、二三九	七三
三圓以上未滿	一、四三、九三六	三、五三、九三六
計	一、四三、九三六	三、五三、九三六

鑛業税賦課額

（十四年度）

課稅價額別	課稅價額	稅額
千圓以下	千圓	千圓
家督遺產	三、七三	三五
五千圓以下	九三	四三五
家督遺產	三、七三	三五

相續税納額別人員

（十四年度）

納額	家督遺產	計
三百三十萬圓以上		
百萬圓以上	一	一
七十萬圓以上	一	一
五十萬圓以上	一	一
四十萬圓以上	一	一
三十萬圓以上	一	一
二十萬圓以上	一	一
十五萬圓以上	一	一
十萬圓以上	二	二
七萬圓以上	一	一
五萬圓以上	三	三
四萬圓以上	一	一
三萬圓以上	一	一
二萬圓以上	一	一
一萬圓以上	七	七
九千圓以上	一	一
八千圓以上	一	一
七千圓以上	一	一
六千圓以上	一	一
五千圓以上	一	一
四千圓以上	一	一
三千圓以上	一	一
二千圓以上	一	一
千圓以上	一	一
五百圓以上	一	一
三百圓以上	一	一
二百圓以上	一	一
百五十圓以上	一	一
百圓以上	一	一
七十圓以上	一	一
五十圓以上	一	一
四十圓以上	一	一
三十圓以上	一	一
二十圓以上	一	一
十圓以上	一	一
十圓未滿	一	一
計	一〇三	一〇三

課稅價額別稅額

課稅價額別	稅額
一萬圓以下遺產	一、〇三五
二萬圓以下遺產	一、七三〇
三萬圓以下遺產	一、九三九
四萬圓以下遺產	二、一三
五萬圓以下遺產	二、六三五
七萬圓以下遺產	三、四三
十萬圓以下遺產	四、三三
十五萬圓以下遺產	五、三三
二十萬圓以下遺產	六、三三
三十萬圓以下遺產	七、三三
四十萬圓以下遺產	八、三三
五十萬圓以下遺產	九、三三
六十萬圓以下遺產	一〇、三三
七十萬圓以下遺產	一一、三三
八十萬圓以下遺產	一二、三三
九十萬圓以下遺產	一三、三三
百萬圓以下遺產	一四、三三
百萬圓以上遺產	一四、三三
計 大正一三	一四、三三
元	一四、三三

通行税賦課額

（十四年度）

種別	資車數	電車	汽船	計
一等 人員	七二八			
税額	一、七二〇			
二等 人員	三、六三一			
税額	一、七九			
三等 人員	三、三四二	七、四三四	一、九三	一二、三三九
税額	一、七九	四、八三五	一、三三	七、三三九
遺族及國有線道 人員	一、九七九	五、三三	一、三三	七、三三九
税額	四、八三五	一三、三三	三、三三	一八、三三九
計 大正三 人員	六、三三一	一二、三三	二、三三	二〇、三三九
税額	一、九三、三三五	五、三三、三三	一、三三、三三	七、三三、三三九

兌換券發行税

年度	保證制限外	計
大正元	千圓	千圓
	一、三三	一、三三

取引所税賦課額

年度	營業税	取引税	計
大正元	千圓	千圓	千圓
一三	一、八三	一、七七	三、五七
一四	二、九九一	一、八四	四、八三五

狩獵免許税額

種別	大正元	一三	一四
甲種 一等	圓	圓	圓
	三、三三	三、三三	三、三三
二等	九三	八三	五三
	二、六三〇	二、七三〇	二、八三〇
三等	五三	四三	三三
	一、三三〇	一、一三〇	九三〇
乙種 一等	三三	二三	一三
	一、三三〇	八三〇	五三〇
二等	二三	一三	一三
	四三〇	二三〇	二三〇
三等	一三	一三	一三
	二三〇	二三〇	二三〇

酒造税、醬油税賦課額

（十四年度）

種別	查定高	税額
清酒 濁酒	石	千圓
	五、一九、八三	四、七三
精	一三、九三一	三九、八三六
酒精含有飲料	一、三三	六三二
麥酒	四、一〇	一九、九三三
雜酒	四、九三、八三五	一九、九三、三三五
白濁酒	三、三三	一、三三
味淋	三、三三	一、三三
燒酎	四、九三、八三五	一九、九三、三三五
醬油	三、三三	一、三三
雜味醬油	三、三三	一、三三
計 大正一三	五、三三、三三	二、一三、三三
元	五、三三、三三	二、一三、三三

酒造年度は前年十月より其年九月に至る期間を以て之に充當通算せり。

砂糖消費税賦課（十四年度）

種類	數量	税額
砂糖 第一種 甲	千斤	千圓
	一、六三	一、六三
乙	三三、三九	三三
丙	九三、三九	四三
計	一三、三三、三三	一三、三三
第二種	一七、八三、九三	一七、八三
第三種	六、三三、三三	六、三三
第四種	一九、七三、三三	一九、七三
第五種	五、四三、三三	五、四三
第六種 氷砂糖	二、三三、三三	二、三三
其他	四、六三、三三	四、六三
計	一、六三、三三	一、六三
合計	九、五三、三三	九、五三
糖蜜 第一種 甲	三三、三三	三三
乙	九三、三三	九三
計	一三、三三	一三
第二種 甲	三三、三三	三三
乙	三三、三三	三三
計	六三、三三	六三
合計	七三、三三	七三
水計	九三、三三	九三
糖 計 大正一三	一三、三三、三三	一三、三三
元	一三、三三、三三	一三、三三

本表は內地消費の目的を以て引取りたるものゝみにて、其他は含まず。

織物消費税賦課額（十四年度）

種類	課稅價額	印紙貼用	税額	內貼用
絹織物	千圓	千圓	千圓	千圓
絹綿交織物	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
毛織物	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三	三、三三、三三
綿織物	一、九三、七三四	四、五三、七	一、九三、三三	四、五三、七
麻織物	一、八三、三三	四、三三	一、八三、三三	四、三三
毛綿交織物	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
其他	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
計 大正一三	三、八三、九三四	四、五三、七	三、八三、三三	四、五三、七
元	三、三三、三三	三、三三	三、三三、三三	三、三三

登錄税賦課額

（十四年度）

種別	件數	税額
不動產登記	四、七三、三三三	千圓
船舶登記	五、六三三	三七、八三三
船舶登記又は航道抵當權登記	一三七	三、九三七
鑛業權登記	三、九三、八三六	三九、八三六
工場財團登記	一、三三	三、三三
鐵業財團登記	一、三三	三、三三
漁業財團登記	一、三三	三、三三
船籍登錄	四、七三	一、三三
土地臺帳登錄	六三、八三三	一四、三三
商事會社其他の登記	三、三三	三、三三
辯護士登錄	三三	三三
醫師、藥劑師、產婆登錄	八、三三	一、六三
鑛業代人登錄	六、六三四	一、三三
海員登錄	九、三三七	一、九三
著作權登錄	一、〇三四	二、一三
特許登錄	八、七三	一、七三
意匠登錄	七	一
實用新案登錄	一、一三	二三
商標登錄	二、三三	四三
鑛業權登錄	三三	七三
砂鑛業登錄	三三	七三
漁業權、入漁權登錄	一、〇三四	二、一三
計 大正一三	五、四三、一三五	一、〇八三、三三
元	五、六三、三三五	一、一三、三三

租稅一人當負擔額

年度	內國稅	府縣稅	市町村稅	計
大正元	圓	圓	圓	圓
	一三・三三	三・三三	三・三三	一三・三三
一三	一三・三三	三・三三	三・三三	一三・三三
一四	一三・三三	三・三三	三・三三	一三・三三

專賣

煙草耕作高

年度	耕作町村數	耕作人員	耕作反別
大正元	一、二四四	三六、七四四人	三、六五四町
一四	一、二四四	三八、九二六	三、八二九
昭和元	一、二四四	二九、一四八	二、九一四

葉煙草收納高

年度	新葉 數量	新葉 賠償金額	古葉 數量	古葉 賠償金額
大正元	二、三六五千斤	一、九二二千圓	一、二四四千斤	一、〇一二千圓
一四	二、〇三五	一、八二二	一、二三	一、〇一二
昭和元	二、四四四	二、〇一二	二〇	一六

外國葉煙草購買高

國名	大正元	一四	大正一五昭和元
米國	六、三四一、四五二斤	六、〇〇四、九五二斤	七、四五一、三五〇斤
土耳其	一、四五、五三三	一、〇七、七四四	一、四五、五三三
マニラ	二、一〇三、七四四	二、三二、三七	二、一〇三、七四四
支那	八九七、三九〇	一、〇四一、八八	一、〇四一、八八
ビルマ	一、五五、四〇〇	一、三三、三五	一、五五、四〇〇
印度	三、三五〇	三、三五	三、三五〇
其他	六、七一、三五〇	五、三二、三七	七、八二、三五〇
計	六、七一、三五〇	七、三二、三七	七、八二、三五〇

內國製造煙草賣拂高

年度	口付紙葉卷煙草 千圓	刻煙草 千圓	紙葉卷煙草 千圓	刻及板 千圓	計 千圓
大正元	一九、三五八	四、三五	一、〇三五	一、三五	二七、三五
一四	二六、四三	四、四二	一、〇三五	一、三五	三三、三五
昭和元	二五、六二三	一、三五	一、〇三五	一、三五	二九、三五

外國製造煙草賣渡高

年度	紙葉卷 千圓	葉卷刻及板 千圓	計 千圓
大正元	二、三五	二五	二、三五
一四	三、〇三五	二五	三、〇三五
昭和元	三、〇三五	二五	三、〇三五

外國製造煙草購買高

年度	紙葉卷 千圓	葉卷刻及板 千圓	計 千圓
大正元	一、〇三五	一、三五	一、三五
一四	一、〇三五	一、三五	一、三五
昭和元	一、〇三五	一、三五	一、三五

鹽收納高

年度	收納 數量 千斤	收納 賠償金額 千圓	指定引渡數 數量 千斤	指定引渡數 賠償金額 千圓
大正元	一、〇一五、六五〇	三〇、三〇	七、四二九	三四
一四	一、〇一五、六五〇	三〇、三〇	七、四二九	三四
昭和元	一、〇一五、六五〇	三〇、三〇	七、四二九	三四

鹽消費高

用途別	大正一二一一四 千斤	昭和元 千斤
漬物	三、一四、一五五	四、二五、二五〇
醬油	三、一四、一四八	四、二五、〇六九
味噌	三、一四、一四八	四、二五、〇六九
魚類鹽藏	二、八、二七九	二、六、六六六
選種	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇
肥料	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇
畜產	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇
家畜	一、〇五、二一	一、〇五、二一
毀皮保存	二、七、二一	二、七、二一
鑛業	三、五、二一	三、五、二一
其他	九、一、九五九	九、一、九五九
計	二、三、二、三四七	二、三、二、三四七

外國葉煙草賣渡高

年次	外國鹽 數量 千斤	外國鹽 價格 千圓	臺灣鹽 數量 千斤	臺灣鹽 價格 千圓
大正元	一、三五、七四四	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇
一四	一、三五、七四四	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇
昭和元	一、三五、七四四	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇	一、三五、三四〇

輸移入鹽購買高

年次	數量 千斤	價格 千圓
大正元	三、一四、一五五	三、一四、一五五
一四	三、一四、一四八	三、一四、一四八
昭和元	三、一四、一四八	三、一四、一四八

鹽製造許可現在高

（大正十五、昭和元年度）

製造方法別	製造場數	製造人員	製造地設備	製造許可高 千斤
煮濱田式製鹽	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
揚濱式製鹽	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
計	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
海水製鹽	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
鹵水製鹽	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
岩鹽製鹽	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
計	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
再製鹽	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
總計	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
大正一四	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二
元	一、九四	一、〇四、九二	一、〇四、九二	一、〇四、九二

樟腦、樟腦油收納高及補償金

年次	粗製樟腦 收納高 千圓	粗製樟腦 補償金 千圓	樟腦油 收納高 千圓	樟腦油 補償金 千圓	再製樟腦 收納高 千圓	再製樟腦 補償金 千圓
大正元	一、九六二	一、三五二	一、九六二	一、三五二	一、九六二	一、三五二
一四	二、三五	一、九六二	三、四〇四	二、三五	一、九六二	一、三五二
昭和元	二、三五	一、九六二	三、四〇四	二、三五	一、九六二	一、三五二

粗製樟腦、樟腦油製造高

年次	大正元	一四	昭和元	一五
樹付反別	一〇五三	一〇五三	一〇五三	一〇五三
國有公共事業	一〇〇一	一〇〇一	一〇〇一	一〇〇一
個人事業	五二	五二	五二	五二
製造場	九二	九二	九二	九二
粗製樟腦 千斤	二、一八三	二、一八三	二、一八三	二、一八三
樟腦油 千斤	一、九六七	一、九六七	一、九六七	一、九六七

樟腦及樟腦油賣渡高

年次	大正元	一四	一五昭和元
樟腦 數量（千斤）	一、九六八	一、九六八	一、九六八
樟腦 價格（千圓）	二、九五二	二、九五二	二、九五二
樟腦油 數量（千斤）	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
樟腦油 價格（千圓）	二、〇二五	二、〇二五	二、〇二五
價格合計（千圓）	四、九七七	四、九七七	四、九七七

商事金融

最近財界の大勢

金融界

大正十五年下半期より昭和二年上半期の初めにかけての金融市場は、時に一張一弛はあるも、大體に於て財界深刻の度いよいよ深刻化すると共に事業界は萎縮して資金の差繰起らず、銀行手許資金は益々潤澤を加へて、金融緩慢、金利低下の一途を辿れり。

財界の不振——は大正九年三月の反動及び大正十二年大震災に依る打撃尚未だ恢復するに至らず、所謂財界アク抜け期間に於ける當然の過程として敢て異とするに足らざるも、特に此期間に於ける不景氣を一層增長せしめたるは、大正十三年末を一轉機として、上向歩調に轉じたる我國爲替の騰貴に依る處なるべし。卽ち一時は三十八弗台まで低落したる對米爲替は、大正十五年上半期末には四十七弗台まで恢復したるが、此急激なる國爲替の騰貴は、下半期に入りて夫れ丈け輸出貿易の振興を不利ならしめ、延いては內地事業界をして一層の不況に陷らしめたり。之れ爲替の恢復に依つて英國產業界を不安に導き、法爲替や馬克の安定に依つて佛獨財界が一層の困難に陷りたると同樣、爲替相場恢復に伴ふ副作用として我財界としては已むを得ざる犧牲たりしたり。斯の如くして事業不振に依る金融緩慢裡に十五年下半期は始り、七月に入るも僅かに入超過は憶せず、八月に入りて漸く出超の趨勢に轉じたる程なるが、此形勢を見て時の藏相片岡直溫氏は日銀を慫慂して、大正十四年四月以來據置かれたる

日銀利子の引下——を斷行したり。元來日銀の割引歩合は日銀總裁の申請に依り大藏大臣之を許可する規定なるが、世人は當時の利下を目して、憲政會內閣が打ち續く不景氣を政府の緊縮政策なるかの如く反對驚より宣傳せらるゝに對抗する爲の人氣策に過ぎずとなせり。然しながら動機の如何は兎も角として、此の利下は事業不振に依り低下の傾向にありたる金利の趨勢を益々助長するに力ありし事は否定し得ざる所にして一般に憂慮されたる日銀利下に伴ふ副作用たる投機熱の勃興の如きも、既に萎縮したる財界には其餘力さへなかりしものか、單なる杞憂に終りたり。斯くて期初以來一般物價はいよいよ低落の歩調を續け、生絲、綿花、綿絲の如きも何れも暴落したるまゝ、財界一般は陰鬱なる空氣の內に年末に近づきいよいよ押し迫つては大正天皇の崩御ありて財界は所謂諒闇氣分の內に、前途に何等の光明をも卻ぎ得ずして昭和二年の新春を迎へたり。

市中銀行利下——昭和二年初頭の財界も、無論前期より打ち續ける陰鬱なる雰圍氣を脫する能はず、財界の不況は寧ろ其度を加へたるかに見え、金融も益々緩漫に向ひ、前年十月の日銀利下以來の懸案とされる市中銀行の預金利下の機運は愈々濃厚となり、全國各銀行一齊に各種預金利子を通し約五厘方の引下を斷行するに至れり。卽ち大正十一年四月以來、銀行預金は定期甲種據置六分、乙種銀行六分五厘なりしものが、甲種銀行五分五厘、乙種銀行六分と改定され、當座預金、小口當座等の利子も、略々之に準じて引下げられたり。日銀割引歩合は金利の標準をなすものなれど、今日の如く市中銀行の勢力伸暢せる際は其支配的勢力は昔日の如くならず、從て日銀利下が直接に市中銀行に及ぼす影響も左程にはあらざるが、市中銀行が其協定預金利子を引下げたる事は、一般の貸出利子低下の趨勢を助長するに大に力ありたり。

日銀第二次利下——斯く市中銀行預金利下に續いて市中金利低下の傾向愈々顯著となると共に、日本銀行が此の市中銀行金利に追隨して、其割引歩合を引下ぐる事は必至の成行として豫想さるゝに至りたるが、果然預金利下後約一ヶ月餘を經過したる三月九日には所謂第二次（前年十月四日につゞく）利下を發表せり。右に依れば前年十月四日より更に二厘方を引下げ、商業手形割引歩合を一錢六厘と改定したり。此結果として憲政會內閣となりて以來、大正十四年四月十五日の利下より三回に亘り、四厘方の引下となり、大正八年十一月十九日改定の最高割引歩合二錢二厘より六厘方の低下を見たる次第なり。大正九年三月の反動以來、我國の財界が容易に立直るべくして立直らざりし所以のものは、金利の割高なること其根本原因とされしが、今や斯く金利低下したる以上は、いよいよ財界整理の本筋に入るものとして、一般に前途に對し望を屬したるが、世事意の如くならざる世の譬そのまゝ、三月十五日渡邊銀行破綻を機として、金融界は劃時代的の一大混亂に陷り、

折角多年官民一致の努力に依り、恢復の曙光を認めたるも水泡に終り、財界は根底より破壞されたかの如き大事變に遭遇するに至れり。

——空前の金融動亂——

十五年下半期より金融緩漫の大勢を持續し、一面事業界の窮狀と共に、此等の事業會社に融通資金を供給せる一部銀行が非常の壓迫狀態にある事は、財界の一瞬流として警戒せられたる處なるも財界に一陽來復せば何とか局面を打開し得べしとの姑息の考へにて、別に徹底的整理を圖らず昭和二年に入れり。然るに二月十四日東京聚部銀行に取付起り、不動產に資金を固定し居る同銀行は遂に休業整理の已むなきに至れり。之れ昭和二年大取付騷ぎの先驅をなせるものなるが、世間は尙之に多くの注意を拂はず、輕々に看過せる內に、一方議會にはこの叡年來財界の癰疾視せられたる

震災手形法案——の審議開始され、震手所持銀行名の如きが、斷片的に新聞紙上に報道さるゝ等の事ありて、財界の神經は稍々過敏となり、震手問題の論爭白熱化すると共に一種の不安を財界に瀰漫したり。偶々三月十四日の藏相片岡氏が不用意にも議會にて「東京渡邊銀行は破綻したり」と放言するや、さらでだに氣息奄々の狀態にありし同銀行は、責任ある大藏大臣より破產を宣告されたる形となり、翌十五日正式に休業を餘儀なくするに至れり。渡邊銀行は有名なる東京の大地主渡邊治右衞門氏の經營にかゝり、世間には尙相當の信用を擁はれたるものなれば、同行の休業は各方面に非常の動搖を與へ、內容不良を傳へられる二流銀行

に紹漫なる取付を見るに至れり。

銀行取付擴大—斯くて十六、七、八、九日は各銀行非常の不安の裡に遂り、緩漫なる取付に早くも前途の耐久力に見切をつけ、東京中井銀行は二十日より帳簿整理の爲め二週間休業を發表するや、從來東京市内及び埼玉方面を營業範圍とし、二流銀行の中堅を以て目せられる丈けに、金融界の不安は愈々深刻となり、預金者は公然銀行窓口に殺到するの狀態となり、翌二十一日には橫濱の左右田銀行、東京の八十四、中澤銀行の三行は枕を並べて休業札を貼り、事態は愈々重大化す。

日銀の警戒—日銀及大藏省は市中銀行を招集し相互的に相助け合ふ申合をなし、藏相及び日銀總裁は財界安定に關する聲明書を發し、極力人氣の沈靜に努めたり。其結果銀行の取付騷は一時沈靜したるかに見えたるも、引續き地方小銀行に取付起り休業を發表するものあり、財界の底を流るゝ不安は尙除去さるゝに至らず、此間に於て財界を不安に陷れたる根原をなす震手問題は議會を通過し、震手補償法及び善後處理法に依り二億七百萬圓の資金が金融市場に撒布され、同時に不安の銀行中にて震手に依つて救濟さるゝものもある見込にて、大體に於て業績材料と見做されたれど、他方に三月末より四月始めにかけ、台灣銀行と鈴木商店との絕緣事件世間に公にされ、四月二日には鈴木商店破綻の聲に株式市場に慘落起り、續いて折角四十九弗台にまで恢復したる我國の對米爲替相場も、鈴木問題の不安より四十八弗台に低落し、更に鈴木系統の神戶六十五銀行休業等の事あり、財界不安は再び蒸し返さるゝに至れり。

台濱銀行不安—續ち鈴木との絕緣を宣告したる台灣銀行は、絕緣を宣告したる趣旨を裏切りて、震手問題以來同行の內情を不安視したる市中銀行をして、益々不信用ならしめ、台灣銀行へ融通したるコール資金を回收の態度に出たる爲め、同行は極度の資金難に陷り、到底自力にては難局を打開する能はずと覺悟して政府及び日銀に救濟を仰ぎたる結果、日銀に非常貸出を行はしめ二億圓を限度として政府に於て損失を補償する計畫を立て、之が爲の緊急勅令案を並案して樞密院に諮詢せり。然るに樞密院は右勅令案は憲法第八條及び第七十條の要件を具備せずとの見地より、十七日之を否決し去りたるを以て、若槻內閣は責任を負ふて總辭職を決行するに至れり。台銀救濟の勅令案否決。

內閣總辭職—の報一度び傳はるや、財界不安は愈々增大し、各銀行家は日銀に集合して對策を練り、同日深更日銀總裁は財界安定の聲明書を發表したるが、失元の台銀は難局打開の萬策つきて遂に十八日より閉業に決し、大阪の一流銀行として信用ありし近江銀行も同日より休業を發表するに至れり。翌十九日內閣組織の大命は田中義一男に降下し、政局は安定の見據つきたれど財界は依然として安定せず、廿一日東京五大銀行の一として、膽た又宮內省の金庫として信用厚かりし

十五銀行の休業—發表となるや、取付騷ぎは東京、大阪、神戶、京都等全國隨所に勃發し、全國を擧げて前古未曾有の大混亂に陷れり。

——**遂に支拂延期令**——

若し二十一日の狀態がこのまゝ推移せんか、全國的に如何なる大事變の勃發を見るやも臆られずと恐懼せる政府日銀及び市中銀行家は緊急對策を協議したる結果、取敢ず昂奮せる人心を鎭靜せしむる爲め、全國銀行を廿二、廿三兩日一齊に休業せしむるの議を決し、その言直ちに全國銀行本支店及び各地方長官に打電し、一方政府部內にては四月廿五日より三週間の期間を以て、全國にモラトリアムを實行するの內議を決し、廿二日支拂猶豫令勅令案を樞密院に諮詢し、樞府は之を卽決、卽日公布したり。

支拂延期令—全文左の如し。

勅令第九十六號

第一條　昭和二年四月二十二日以前に發生し同日より同年五月十二日迄の間に於て支拂を爲すべき私人上の金錢債務にして勅令を以て指定する地區（初め內地のみ指定されたるも、後台灣を除ける植民地に及ぶ）に住所又は營業所を有する債務者の負擔するものに付ては二十一日間其の支拂を延期す但し債務者が其の地區外に他の營業所を有する場合に於て該營業所の取引に關する債務に付ては此の限りにあらず

第二條　左に揭ぐる支拂に付ては前條の規定を適用せず

一　國府縣其の他の公共團體の債務の支拂

二　給料及勞銀の支拂

三　給料及勞銀の支拂の爲にする銀行預金の支拂

四　前號以外の銀行預金の支拂にして一日五百圓以下のもの

第三條　手形其の他之に準ずべき有價證券に關し昭和二年四月二十二日より同年五月十二日迄の間第一條に規定する地區內に於て權利保存の爲に爲すべき行爲は其行爲を爲すに因りて其の効力を有す

附　則

本令は公布の日より之を施行す

大風一過—右支拂延期令と銀行二日間休業は、一時的應急手段をなすものなるが、政府はモラトリアム明後の日銀非常貸出を期待し、之に對し損失補償の方法を講ぜざる可らずとなし、先づ同二十二日勝資召集を突詰し、直に裁可を得て卽日官報號外を以て之を發表したり。斯くて廿二、三日の休業に續いて廿四日は日曜、廿五日に各銀行其不安の內に開業したるも、既に一口五百圓以上の支拂延期令あり、人心も二日間の休みに沈靜したる事とて大風一過の觀を呈したり。然して廿五日に繰り越されたる爲換券發行高は二十六億五千九百萬圓、貸出二十億九千五百萬圓と空前の數字を示し、如何に銀行取付騷ぎが優勢を極めたるかを語れり。

休業銀行三十—更に三月十五日東京渡邊銀行休業以來、四月廿一日に金融動亂がクライマックスに達するまでに休業したる銀行數は全國を通じ約三十、此の預金總額約九億圓と算せられたり。今參考の爲め一月以降五月十六日迄の全國休業銀行數を示せば左の如くにして、この內三月十五日以來の分を金融混亂の犧牲となりし銀行と解して差支なきが如し。

休業銀行一覽

銀行名	所在地	休業月日	拂込資本金	昭和元年末保有預金高
			千圓	千圓
今治商業銀行	愛媛縣	一・四	三、五〇〇	一三、八〇五
深谷商業銀行	埼玉縣	三・二	三〇〇	三、三三五
廣部銀行	東京市	三・四	一〇〇	四、五七五
德嶋銀行	德嶋市	三・三	七五	七七五

銀行名	所在地	休業月日	拂込資本金	昭和元年末保有預金高
			千圓	千圓
德嶋貯蓄銀行	德嶋市	三・三	一二五	二、七〇七
東京渡邊銀行	東京市	三・五	三、〇〇〇	三、〇〇五
おかね貯蓄銀行	同	〃	二〇〇	五、三四九
中井銀行	同	三・九	五、〇〇〇	四五、五二一
八十四銀行	同	三・三	二、〇〇〇	一七、七〇六
中澤銀行	同	〃	二、五〇〇	二、七三三
左右田銀行	同	〃	一、〇〇〇	六、三五九
村井銀行	同	〃	一、〇〇〇	五、一〇五
久喜銀行	埼玉縣	〃	一二五	二、三五〇
山城銀行	京都市	〃	二〇〇	五、三五〇
桑船銀行	京都府	〃	二〇〇	五、三五〇
淺沼銀行	大坂市	〃	二〇〇	四、六五〇
東萬銀行	千葉縣	三・三	一、〇〇〇	四、〇七〇
六十五銀行	神戶市	三・八	一、〇〇〇	六、三五九
鞍手銀行	福岡縣	三・三	一二五	六、三五〇
梨太銀行	滋賀縣	三・五	五〇	五、五〇〇
近江銀行	大坂市	三・八	二、五〇〇	九、二五〇
臺灣北市	臺北市	三・九	三、〇〇〇	三、三五〇
蒲生銀行	滋賀縣	三・九	二五〇	三、一二五
泉陽銀行	大坂府	三・九	三〇〇	三、一二五
盧品銀行	廣島縣	三・一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
西江原銀行	岡山縣	三・一〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
廣嶋產業銀行	廣嶋市	三・一一	一、〇〇〇	四、〇〇〇
門司銀行	門司市	三・一二	四、〇〇〇	一三、三五〇
十五銀行	東京市	三・一四	二、〇〇〇	四九、七二一
武田割引銀行	同	〃	二、〇〇〇	六、三五〇
泰昌銀行	同	〃	二、〇〇〇	七、六三二
男石商工銀行	男石市	三・一四	一、〇〇〇	二、三五〇
鹿兒嶋商業銀行	鹿兒嶋縣	三・一五	一、〇〇〇	一、三五〇
河泉銀行	大阪府	三・二五	五〇〇	二、三五〇
魚住銀行	兵庫縣	三・二五	不詳	二、八五〇
若狹銀行	福井縣	〃	不詳	二、〇〇〇
相知銀行	佐賀縣	三・二六	二〇〇	三、三五〇

——臨時議會閉會——

此金融動亂の大團圓たる臨時議會は五月四日閉會され、政府は(一)日銀特別融通損失補償法案、(二)台濱金融に關する融通法案(三)支拂延期令の事後承諾の三案を提出し五日打續き審議の後、左三案を原案通り可決承認したり。(一)に依る分は二億圓、(二)に依る損失補償は五億圓、(三)に依る分は二億圓、合計七億圓を國庫にて損失を補償する覺悟にて、金融動亂を防止する國家的對策は成れる次第なり。而して五月十日には金融混亂の中心人物たりし日銀總裁市來乙彥氏辭し、井上準之助氏其後を襲ふに決定、五月十二日を以てモラトリアム期間滿了し、五月十三日より常態に復し、こゝにさしも空前の金融混亂も完全に一段落を告げ、東西株式市場を始め全國期米市場の如きも平穩裡に一齊開業せり。

動亂の總動定—要するに三月十五日より四月廿一日まで約一ケ月に亘る金融混亂は、我財界にとりては正に劃時代的の大事變たりしも、之を結果より見れば多數の預金者が非常なる冷靜に陷り、中流銀行の休業に依る中小商工業者の打擊甚大等、相當の影響は勿論之を舉げ得るも財界全般の影響としては大正九年三月、大正十二年九月の關東大震災程の事はなく、寧ろ從來不良視せられたる銀行が自責の下に曝されたるものとして、金融界その者としては徹底的整理の爲の一大外科手術を受けたるものとも斷ずるを得べし。銀行混亂に續いて產業會社の資金難は併發され、財界全體のパニックが續發さるゝに非ずやとは一時不安視せられたる所なるも、台銀の破綻に依る鈴木系事業の沒落、十五銀行休業に依る川崎造船の提唱さるゝに至れる事は、金融動亂の敎所の閉鎖等にて、兎に角上期末までには財界全體に大波動を及ぼすことなくして經過せり。次に金融恐慌後の**

激字上の變化—を擧ぐれば、大勢としては預金の有力銀行への集中なり。固も二、三流銀行を不安視する人心は勢ひ有力銀行の窓口に走ることゝなり、所謂預金偏在の傾向を益々甚しからしめたり、其額は各銀行共五億圓に達したる事も注目に値す。次に四月末の全國銀行預金總額は百二億九千七百萬圓にして、前月末に比し十一億五百萬圓の減少（大藏省發表）となり居るも、右は休業銀行の預金を控除したるものと察せらるゝを以て、正確に銀行預金が夫れ丈け減少したるものとは思はれず。

海外への影響—更に金融混亂が外國に與へたる衝動は可成り大にして、之が爲に折角多年官民一致の努力にて四十九弗台までに恢復したる爲替相場は急轉直下四十六弗台まで低落せり。卽ち三月初旬までは四十九弗にありし正金銷値は、四月中旬に入り鈴木問題の惡化、金融混亂と共に四十八弗台へ、同廿六日には四十六弗台まで低落したり。此の爲替の低落は金融動亂に依る國家的損失の最も大なるものと云ふを得べし。次に金融動亂を一轉機として、銀行業務改善問題の提唱さるゝに至れる事は、金融動亂の敎訓として寧ろ之を善用し禍福轉換せしむるものと謂ふべく、卽ち從來の信用貨たる無擔保融通手形の廢止、コールを擔保附とし期間を制限すること、預金勸誘員を廢止すること等にて、從來金融市場の缺陷視せられしものを刷新せんとするにあり。以上劃時代的の大事變たりし金融動亂の成行を一通り記述したるが、次に參考の爲め混亂中に於ける日銀兌換券及び

貸出高の趨勢—を示せば左の如し。(單位百萬圓)

月日	兌換券發行高	正貨準備	保證發行限度	日銀發行外	貸出高
三・四	一、二五八・〇	△ 九一・〇	一、三五八・〇	△ 九一・〇	一、三八〇・〇
三・五	一、二五五・六	△ 八三・五	一、三五八・〇	△ 八三・五	一、三五五・九
三・六	一、二五七・七	△ 八〇・九	一、三五八・〇	△ 八〇・九	一、三五七・七
三・七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・一九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・二九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・三〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
三・三一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・一九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・二九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
四・三〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・七	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・八	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・九	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一〇	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一一	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一二	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一三	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一四	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一五	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇
五・一六	一、二五四・〇	△ 八三・二	一、三五八・〇	△ 八三・二	一、三五四・〇

月日	兌換券發行高	正貨準備	餘力限外發行（△印發行）	貸出高
四・二〇	一、六七九・五	一、〇五八・一	五〇一・四	一、〇六二・二
二一	二、三二八・五	一、〇五八・一	一二〇・四	一、六六四・五
二二	―	―	―	―
二三	―	―	―	―
二五	二、六五九・五	一、〇六二・七	一、二四九・六	二、〇九六・〇
二六	二、四四八・二	一、〇六二・七	一、二六五・五	一、九二三・四
二七	二、三二六・三	一、〇六二・七	一、一四三・六	一、六九三・六
二八	二、〇八一・四	一、〇六二・七	八九八・七	一、五五九・二
二九	―	―	―	―
三〇	二、〇三七・〇	一、〇六二・七	八五四・三	一、四八四・四
五・二	一、九〇六・六	一、〇六二・七	七二三・九	一、四〇五・五
三	一、八〇六・二	一、〇六二・七	六二三・五	一、三五九・三
四	一、七二七・二	一、〇六二・七	五四四・五	一、二六〇・〇
五	一、六八四・六	一、〇六二・七	五〇一・九	一、二一七・二
六	一、六〇六・八	一、〇六二・七	四二四・一	一、三一七・〇
七	一、六三一・五	一、〇六二・七	四四八・八	一、三〇七・〇
九	一、六一〇・三	一、〇六二・七	四二七・六	一、二九一・一
一〇	一、五九九・七	一、〇六二・七	四一六・九	一、三三三・四
一一	一、六二九・七	一、〇六二・七	四四七・〇	一、三四三・二
一二	一、七六四・五	一、〇六二・七	五八一・七	一、三四七・七
一三	一、七二三・九	一、〇六二・七	五四一・二	一、三三六・五
一四	一、六二九・〇	一、〇六二・七	四四六・三	一、二〇五・三

──動亂沈靜後の處置──

金融界動亂の顚末は以上の如くなるが、更に動亂沈靜後に於ける施設及び成行の大要を記せば左の如し。

震災手形處理委員會―政府は震災手形善後處理及び震災手形損失補償に關する事項を調査審議する爲め、昭和二年六月大藏大臣を會長とする震災手形處理委員會を設置し大藏部內高等官、貴衆兩院議員、日本銀行總裁、副總裁及び理事より成る委員十二名を任命したるが、震手處理の方針として委員會の決定したる要綱左の如し。

【震災手形處理方針】

第一、日本銀行が震災手形により特別融通をなしたる金額中、補償を爲す金額は左記(イ)の基準によりこれを決定すると共に、震災手形善後處理法に依る貸付に關しては左記(ロ)の方針を取ること。

一、銀行が破産又は清算中の場合に於ては(イ)日本銀行の割引せる震災手形中、其擔保たる震災手形の取立により、回收不能と認めらるゝ金額につき、銀行の全資産に對し、他の無擔保債權者と同樣の地位に於て債權を行使回收すること能はずと認めらるる金額を補償すること、(ロ)善後處理法による貸付を爲さゞること。

二、銀行が休業中の場合又は之に準ずべき場合に於て、其の整理存續(合同を含む)の見込なきものに就ては、(イ)補償を爲す金額を決定する基準は一の(イ)に依るものとし、(ロ)善後處理法による貸付を爲さゞること。

三、銀行が休業中の場合又は之に準ずべき場合に於て、其の整理存續(合同を含む)の見込あるものに就ては、(イ)日本銀行の割引せる震災手形中、其擔保たる震災手形の取立により回收不能と認めらるゝ金額を尠く共左記條件により補償すること、右補償金額は該銀行の整理存續上必要なる限度內たるべきこと。

(1)積立金の金額を取崩すこと。

(2)銀行の整理存續を害せざる程度に於て充分なる減資減配を爲すこと。

(3)銀行の重役は相當私財の提供を爲すこと。

(ロ)善後處理法による貸付を爲すこと。

四、銀行が營業繼續中なるも尠く共前號(イ)の(1)及び(2)の整理條件を實行したる場合に於ては、(イ)日本銀行の割引せる震災手形中、其擔保たる震災手形の取立により回收不能と認めらるゝ金額を補償すること、右補償金額は該銀行の整理存續上必要なる限度內たるべきこと、(ロ)善後處理法による貸付を爲すこと。

五、銀行が營業繼續中にして別段整理を爲すの要なしと認めらるゝ場合に於ては、(イ)日本銀行の割引せる震災手形の擔保たる震災手形中、回收不能なるものあるも補償を爲さゞること、(ロ)善後處理法による貸付を爲さゞること。

第二、政府が日本銀行に對し補償を爲したる時は、日本銀行はこれに相當する震災手形及び之が擔保たる震災手形を保有し、入金ありたる時は政府に納付すること。

日銀特別融通規定―日本銀行特別融通及損失補償法第一條に依る特別融通(財政の部參照)に關する規定は、昭和二年五月九日大藏省令を以て左の通り公布さる。

第一條　日本銀行が特別融通を爲す場合に於ては本令の定むる所に依り特別融通審査會の議を經るものとす

第二條　日本銀行が特別融通の爲手形割引を爲す場合に於ては有價證券不動産及ひ法律の規定に依り設定したる財團を擔保とする債權を見返りと爲すことを得

特別の必要ある場合に於ては日本銀行は大藏大臣の承認を受け前項に定むる以外のものを見返りと爲し手形割引を爲すことを得

第三條　日本銀行が特別融通を爲す場合に於ける割引歩合は國債擔保の貸付利率に依るものとす

日本銀行は特別融通を爲したる銀行の狀況に依り特別融通資金の回收を促進する爲め必要ありと認むるときは特別融通手形書替の場合に於て其の割引歩合を高むることを得

第四條　日本銀行は特別融通の爲め割引を爲したる手形に關し必要なる事項を大藏大臣に報告すべし

第五條　日本銀行は特別融通を爲したる銀行に對し必要ありと認むるときは何時にても其の資産負債及營業の狀態を調査することを得べき旨契約を締結すべし

日本銀行が前項の契約に因り調査を爲したるときは其の結果を大藏大臣に報告すべし

第六條　日本銀行は特別融通を爲したる銀行と契約を締結し少くとも毎月一回日計表其他必要と認むる書類各二通を提出せしむべし

日本銀行は前項の契約に依り徵したる書類各一通を大藏大臣に提出すべし

第七條　不動産又は法律の規定に依り設定したる財團を擔保とする債權を見返りとする特別融通に付ては日本銀行は株式會社日本勸業銀行農工銀行株式會社北海道拓殖銀行又は株式會社日本興業銀行をして日本銀行の爲め其の事務を取扱はしむることを得

朝鮮關東州及南滿州鐵道附屬地に於ける朝鮮銀行以外の銀行に對する特別融通に付ては日本銀行は朝鮮銀行をして日本銀行の爲其業務を代理せしむることを得

臺灣に於ける株式會社臺灣銀行以外の銀行に對する特別融通に付ては日本銀行は株式會社臺灣銀行をして日本銀行の爲其業務を代理せしむることを得

樺太に於ける株式會社北海道拓殖銀行以外の銀行に對する特別融通に付ては日本銀行は株式會社北海道拓殖銀行をして日本銀行の爲其の業務を代理せしむることを得

第八條　特別融通に關しては本令に依るものゝ外大藏大臣之を定む

附則

本令は公布の日より之を施行す

特別融通審査會―日銀特別融通法に基く特別融通委員會は、昭和二年五月、勅令を以て之が規程公布、同時に日銀總裁(會長)以下大藏、日銀兩當局者より九名の委員選任され、大藏大臣監督の下に、市來總裁會長として審査に從事する事となる。

臺灣銀行調査會―臺灣銀行に就ては、曩に第五十二議會に於て貴衆兩院協贊に當り、調査會を設けて基礎の確立を圖るべしとの付帶決議あり、依て政府は昭和二年四月臺灣銀行調査會官制を公布し、關係官廳官吏、貴衆兩院議員、日銀總裁、日副總裁及び理事十四人より成る委員を任命し、大藏大臣之が會長となりて調査に着手したる結果、同七月に至り左記整理案決定す。

【台灣銀行整理案】台灣銀行調査會の決定したる同行整理案左の如し。

第一　臺灣銀行が多額の缺陷を擁し、其の基礎の安定を缺くに至りたるは、畢竟其の本來の使命を逸脫し、放漫偏倚の貸出を敢てしたるが爲に外ならず、故に今後に於ける同行の營業方針は、本來の使命たる臺灣に於ける產業資金の供給を以て中心とし、其の餘力を以て南支南洋に於ける外國爲替業務に當らしむるを至當なりと認む。

第二　臺灣銀行の資產に包藏する二億四千萬圓の缺陷に對しては、左の方法に依り之が補塡の資源を求むるを適當なりと認む。

(一)資本金を三分の一に減少し、千三百十二萬五千圓とす。

(二)諸積立金百七十六萬圓を取崩すこと。

(三)震災手形九千七百萬圓は、震災手形處理委員會の議を經て、四千五百萬圓の債務額免除を受くること。

(四)臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律に依り、融通を受けたる金額二億圓の中、特別融通損失審査會の決定を經て、一億八千五百萬圓の債務額免除を受くること。

第三　臺灣銀行の將來に於ける經營に關しては、前記第一の方針に則り左の改善を加ふるの要ありと認む。

(一)內地に於ける貸出は之を爲さゞること。

(二)內地市場に於けるコールの吸收は之を爲さゞること。

(三)店舖の縮小廢止を行ふこと。殊に倫敦支店及紐育出張所に對しては其の規模を縮小すること。

(四)店舖の縮小廢止、役員行員の減員等に依り、極力經費の節約を圖ること。

第四、臺灣銀行の整理は鈴木商店關係貸出に對する回收の程度如何に依る處甚大なるを以て、特に同行內に整理部を設け、其の組織を充實し、嚴重なる監督を加ふるの要ありと認む。尙は今後同店に對し一切の貸出を爲さゞるは勿論なりとす。

第五　臺灣銀行の主要債務たるコール一億二千五百萬圓の處置に付ては、臺灣銀行調査會に於て具體的成案を得る迄、暫定的に之が返濟の猶豫を得つゝあるの狀態なるが、此際本問題の解決を遂ぐるは同行の基礎を鞏固ならしむる所以なるを以て、速に臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律に依り資金を融通して、之が返濟を爲さしむるは最も必要なる措置なりと認む。

第六　臺灣銀行券の保證發行に付ては、從來其の準備は各種證券を以て充當せるも今後はこれを全部國債に振替へしめ、以て一層堅實ならしむ。

第七　臺灣銀行に關する金融制度上の改正に付ては、金融制度調査會の調査に俟つを以て適當なりと認む。

【台灣銀行整理着手】臺灣銀行は前記同行調査會の決定したる整理案につき、先づ大株主の諒解を求め、其承認を得たるより、七月末、日銀より資金の融通を得てコール返濟に着手し、次いで九月一日株主總會の承認を得、正式整理に着手したり。

休業銀行整理要綱―休業銀行整理に關しては、大藏、日銀兩當局協議の結果、新銀行を設立して之に休銀の債權債務を取繼ぐ事となし、左記整理要綱を決定す。

一、新銀行を設立し、以て休銀整理後の債權債務を之に繼承せしむ。

二、新銀行は資本金を壹千萬圓(拂込四分の一卽二百五十萬圓)とす。

三、株式は東西有力財閥に引受けしめ、以て信用の確實を保持す。

四、頭取は財界有力者を選任す。

五、休業銀行整理方針に關し、大藏省は原則として小額預金を全部拂戾さしむること。

六、拂戾最高限度は銀行の資產狀態に依りて異なるも、三百圓乃至五百圓以下の預金は全額支拂ひとなすこと。

七、其他の預金は預金者に諒解を求め適當に切捨て無條件にて拂戾すこと。

八、資本金は全額切捨てをなす。

九、積立金は全額取崩す。

十、重役の私財を提供せしむ。

十一、是等整理により生じたる資金を以て損失を補塡し、確實なる債權債務を擁して新銀行に合併せしむるものとす。

偏在資金地方還元―金融動搖以來中央市場に偏倚したる資金總額は約八億と註せられ其の內郵便貯金に約二億四千萬圓、一流銀行には約五億、殘餘は信託會社其他に夫々集中し、地方金融界に資金の涸渴を來したるより、政府はこれが匡救策として一般公募及び郵便局賣出しに決定し居たる六千五百萬圓の公債を全部預金部引受と爲したる外、更に八分以上の高利地方債總額三億圓の內、大阪其他有力地方債一億圓を除きたる二億圓の舊債借替を行はしめ、又產業振興のため中小商工業資金、農產資金等、各種組合又は個人への貸出を緩和し、以て資金の地方還元を計る事とし、昭和二年八月右實行方法として左記各項を決定せり。

一、勸銀、農銀、興銀、拓銀、殖銀をして債券を發行せしめ、預金部及び一流銀行をして之を引受けしむること。

二、預金部より一億二千萬圓を地方に還元する事とし、內八千萬圓は地方團體並に產業組合、耕地整理組合、森林組合、漁業組合、畜產組合及び金融組合の高利債借替に充當し、殘額四千萬圓は普通地方低利資金の追加及び殖民地關係地方低利資金に融通すること。

三、各銀行が隨時必要額の債券を發行する時は一般公募とせず、一流銀行の特別引受けと爲すこと。

四、府縣債にして大銀行より借入れたるものは其借替を爲さしめず、主として地方小銀行の高利債にのみ預金部より直接資金の融通を爲し、以て借替を行はしむ。

五、各銀行共に法規の許す範圍內に於て擔

保物件の評價額を擴張せしむること。
六、勸銀農銀にありては農產其他生產物を擔保とする短期の手形貸付を行はしむること。
七、十八連帶の貸付を徹底せしむること。
八、興銀にありては特に中小工業資金の貸出を緩和し、其貸出手續の簡易を計らしむること。
九、營業所(支所出張所)增設を行はしむること。
一〇、預金部融資金を各銀行が運用貸付くる利率は、內地にありては年六分五厘以內、朝鮮に於ては七分五厘以內、期間は何れも五ヶ年以內となすこと。

工業資金貸出緩和—政府の偏在資金地方還元方針に依る興業銀行の工業資金(特に中小工業)融通條件は左の通り決定、興銀より全國工業者に對し資金借入の勸誘を爲したり。

一、中小工業の分—金額千圓以上十萬圓以下△期限五年以內△利率八分五厘△擔保工場敷地、建物機械、有價證券等△資格個人組合會社等△用途(一)工場新設の爲の資金、(二)現在の工場の修繕擴張等、(三)原料の仕入其の他運轉資金、(四)高利債の借換

二、大工業の分—金額四百萬圓以內△期限一年据置五年以內の年賦償還△利率七分七厘乃至九分△擔保中小工業の擔保及び工場財團

不動產貸付緩和—政府は財界動搖後に於ける資金偏在匡救の一策として、特殊銀行と計りて左記要項に依り不動產貸付の緩和を圖る事となり、全國地方長官に對しても主旨貫徹に盡力方通牒を發せり。

(第一)共通事項
一、この際特に產業資金貸付の普及を計るため、債券を發行して資金を吸收すること。
一、舊債を整理して負擔を輕減せむとする者に對しては、出來得る限り便宜を圖ること。
一、普通銀行に於ける不動產擔保の貸付に對し、借換を奬勵すること。
一、銀行整理の爲め重役が私財を提供して資金を調達せんとする場合に於ては、出來得る限り便益を圖ること。
一、貸出範圍を緩和すると共に、努めて手續を簡易迅速ならしむること。

(第二)勸銀農銀及北海道拓殖銀行に關する事項
一、必要なる地方に營業所を增設し、益々資金需要者の便宜を計ること。
一、農產物、水產物工業製造品を擔保とする手形の割引、又は短期貸付を活用すること。

(第三)日本勸業銀行のみに關する事項
一、農工銀行に對する代理貸付資金は從來(八分五厘)より低利且つ十分に供給すること。

(第四)農工銀行のみに關する事項
一、現在市制施行地貸付金額殆んどその制限の限度に達し、新規貸付の餘裕なきに至れる地方の農工銀行に對し、適當に制限を緩和し資金需要の實情に應ぜしむること。

(第五)日本興業銀行のみに關する事項
一、震災以來賞與し來れる大工業並に小工業に對する資金融通を益々擴張するの方針を採らしめ、以て長期工業金融に資すること。

信用組合特別融資—政府は金融界動亂に際し全國信用組合中、預金の引出その他取引先銀行の休業等のため打擊を受けたる向に對しては、別に一千萬圓の預金部資金を以て特別貸出を行ふことに決定し、右資金取扱の依託を受けたる中央金庫にては、全國產業組合聯合會及び中央會支會に對し、左記特別貸出の要項を指示し、資金借入を勸誘するところありたり。

一、本資金は信用組合及び聯合會に貸出すものとす。
二、資金の用途は左記のものに限る。(甲)貯金拂戻に關する資金、(乙)休業銀行預金に關する資金
三、貸付を爲し得る期間は昭和三年五月八日まで、貸付金の償還期限は一ヶ年以內とす。但し必要ある時は五ヶ年以內に更新する事あるべし。
四、貸出利率は現行普通利率によるものとす。
五、貸出方法は六ヶ月以內の手形、又は必要と認むる時は一ヶ年以內の證書貸付けによる。

——モラトリアム對策——

尙ほモラトリアム實施に際し、金融界を始めとして各方面の之に對應せる施設概要左の如し。

銀行業—モラトリアム實施當日(卽ち四月二十二日)より、全國金融機關一齊に二日間休業を實行し、東京手形交換所社員銀行に於ては左の決議及申合せを實行す。各地に於ても大體之に準じたり。

決議事項
第一、二十一日受入れたる手形の交換は之を行はず。但し同日不渡代り金として受入れたる銀行振出し小切手は、二十五日の交換に持出すことを得。
第二、二十五日以後に交換すべき手形は當分の內左の如く定む。
一、二十五日以後において社員銀行又は代理交換銀行の支拂保證をなしたる小切手
二、二十五日以後に於て社員銀行又は代理交換銀行の振出したる自行宛小切手又は手形(通稱現金手形)
三、國、府、縣其他公共團體の支拂命令、日本銀行小切手又は郵便爲替券

申合事項
一、預金五百圓以上は現金又は預金の振替何れの方法に依るも支拂を爲さざること但し五百圓は各種預金の合計たること。
二、必要上已むを得ざる商取引に關する當座及通知預金の支拂に付ては手心を加ふることを得。
三、期日前の定期預金は之れを支拂はざること。
四、預金證書擔保にては貸出をなさざること。
五、當座貸越及爲替取引に付ては一般預金の取引に準ずること。
六、同業者との取引及外國爲替關係の取引は各行の任意なること。
七、支拂延期中の預金及貸金は利息を計算すること。

株式取引所—全國概ね當日より五月十二日まで臨時休業を爲し、建玉の處理については左記東京株式取引所の決定を原則として之が處分を爲したり。

一、株式の長期取引に五月十三日前場より當期(四月廿五日限の分)、先限(六月五日限の分)及び新甫(六月廿五日限の分)の立會を行ふ。同日は後場の立會を休止し、當限の受渡を爲し、中限(五月十五日限の分)は新甫に乘換を爲す。
二、短期取引は五月十三日前場より立會を行ふ。現在取組中の建玉は同日まで繰延を爲し、四月二十二日より五月十三日までに決濟日到來するものは五月十三日帳入までに決濟(乘換又は受渡)を行ふ。
三、株式の實物取引は五月十三日前場より立會を行ふ。四月二十二日以前に約定を爲したる證券の受渡は五月十三日に於て之を行ふ。
四、國債の長期取引は五月十三日前場より當限(五月十一日限の分)中限(六月一日限)、先限(六月二十二日限)及新甫(七月十一日限)の立會を行ふ。五月十三日は當限の受渡を行ふ。
五、國債の實物取引は四月二十五日前場より立會を行ふ。四月二十二日以前に約定を爲したる證券の受渡は五月十三日に於て之を行ふ。但し其以前に於ても合意の上受渡を行ふことを得。
六、株式の長期取引中限の新甫乘換値段は四月二十一日の最終約定値段を標準として輔、拂込金及び配當關係等を考慮し、取引員組合委員會に於て之を定め、此分の乘換玉に限り無手數料とす。
七、短期取引に就ては休業中は諸株とも一切無日歩とす。
八、株式の實物取引受渡に就ては、休業中名義書換の停止ありたる證券には、配當金受渡の委任狀を添付せしむること。

商品取引所—全國商品取引所代表者の聯合協議會に於て左記原則を決定し、米穀、生絲、砂糖、綿絲布、其他凡て同一歩調を以て行動せり。
一、支拂猶豫期間中立會を行はざること。
二、當月限に限り規定の納會日に立會を行ひ、金品の授受は支拂猶豫期間滿了まで延期すること。
三、當月限以外の限に就ては總解合の方針を採用すること。

其他の實物市場—其他一般實物市場の主なるものを擧ぐれば、

【綿絲布】東京綿絲商組合は紡績聯合會と交涉して、四月物の引取期を五月二十日、五月物は六月十日(綿布)十五日(綿絲)まで繰延べ、大阪綿絲布商同業會亦聯合會の承認を得て荷受の延期を決議し、且つ支拂猶豫令實施中の受渡は凡て現金又は保證小切手に依れり。

【砂糖】(一)四月中の受渡は各商の任意たる事、(二)任意解合をなしたるものゝ帳尻は五月十三、四兩日に決濟すること、(三)前二項に據らざるものは五月十三、四兩日に決了すること、但し其內金利は賣方の負擔とし貸敷料は買方の負擔とす、(四)モラトリアム中期限到來せる荷爲替の延滯に付ては日歩三錢の延滯料を申受くること、(五)四月廿七、廿一、廿二日振出の小切手は現金に換ふること(以上東京砂糖賣買商組合申合)。(一)四月物の取引所場外受渡は五月十一日以前支拂期日の約束手形、又は之に代るべきものを以て其支拂を完了すること」の申合せを爲す。

鐵道及運送—更に運送方面にありては、鐵道省は銀行休業日たる廿二、三、四の三日間における鐵道貨物運賃の支拂を廿五日迄延期し、次に廿五日以後五月十二日に至る總種糖に對しては受方負擔のこと、精糖に對しては今回限り渡方に於て請求せざること(以上大阪糖業組合協定)。

【肥料】東京大豆粕聯合會、肥料商驛聯合會、肥料問屋組合の三團體協議の上、左記申合せを實行す。
一、各自信用を重んじ誠意を以て成るべく圓滿なる受渡をなすこと。
二、合意を以て爲せる受渡延期の爲に生ずる費用及金利は賣買双方折半負擔のこと。
三、鐵道運賃納金に競き便宜の方法を講ぜらるゝ樣鐵道、農林兩省に陳情のこと。
四、地方人の荷爲替取組を成るべく至急開始せられたき旨を銀行團に要求すること。

【金物】東京地鎭問屋聯合の申合左の如し。
一、當分の間總て現金引換取引のこと。
二、契約品中受渡未濟のものにして現金を以て受渡し難きものに就ては、賣主は買主と協議の上モラトリアム期間中適宜の場所に保管すること、但しこれが爲に要する費用の一切は賣買主間に於て折半負擔のこと。
三、買主はモラトリアム期後は卽時これが引取をなすべきこと。

【木材】東京木材商同業組合は「組合員相互の當月末の支拂勘定は例月の通り可成其支拂を完了すること、但し前項により難き場合は便宜上月末に精算の上、五月二十一日以前支拂期日の約束手形、又は之に代るべきものを以て其支拂を完了すること」の申合せを爲す。

鐵道及運送—更に運送方面にありては、鐵道省は銀行休業日たる廿二、三、四の三日間における鐵道貨物運賃の支拂を廿五日迄延期し、次に廿五日以後五月十二日に至るモラトリアム施行期間中に於ける運賃に就ては(一)公認合同運送店には無擔保にてモラトリアム期間中運賃支拂を猶豫し、(二)大荷主の豫納方法に依る運賃支拂に對しては、小荷物及貨物に就き相當の擔保を提供する時は五月十二日以後拂を承認す、(三)石炭セメント等の鐵道省納入貨物の荷主に對しては、五月十二日までに納入の見込ある代金を擔保として五月十二日以後拂を承認する旨の通牒を發し、これに對して各驛運送店組合は(一)運賃を前拂とすること、(二)貨物引換證を發行せざる事の二ヶ條を決定したるも、折柄肥料需要期に際會し、第一項には肥料商團體側より猛烈なる反對運動起りたり。

保險會社—一切の經濟團體中にありて生命保險會社のみは異例に出で、モラトリアム期間中と雖も保險金支拂並に貸出に應ずる事とし、これを實行せり。卽ち生命保險協會の申合せ左の如し。
一、保險金支拂に就てはモラトリアム期間中にても、最も便宜なる方法にて支拂をなすこと。
二、保險證券擔保の貸出亦同じ。
三、モラトリアム期間中に支拂期日到來せる保險料を猶豫するも保險の効力を失はしめざること。

爲替

大正十五年下半期より昭和二年上期末に至る爲替は、引續き恢復の道程を辿り、今一歩の所にて平價に到達せんとして、不幸にも三月より四月に亘る內地金融混亂の爲めに一頓挫を來したり。卽ち大正十四年一月の對米爲替三十八弗半を底として、同年中

は四十弗台を維持し年末には四十二、三弗台に恢復したるまゝ大正十五年上半期に入りたるが、同期中は恢復丈も迅速なりし時代にて、期末には早くも四十七弗八分の潮場を出現したり。

金解禁機想―斯くて十五年下半期に入るや欧米財界の日本財界に對する信用頓に恢復し、氣早の筋にては日本の金解禁も遠き將來に非ずとさへ囁騒するものあり、金解禁卽ち圓相場の平價恢復なる前提の下に、圓に對する思惑漸く起り、前記日本財界に對する信用增加と共に、圓價上進の歩調はいよいよ確實となれり。卽ち期初の七月四日には正金銀行は市場レートの上進に追隨して、對米爲替建値を四十七弗二分の一に引上げ、續いて十四日には矢繼早に四十七弗四分の三と四分の一上げに改定し、市場レートは更に先走つて四十八弗を呼ぶに至れり。九月に入りても市場レートは依然強調を持續したるため、九月八日には正金建値四十八弗丁度となり、十五日には四十八弗四分の一に引上げられ、市場レートは四十八弗半を呼び、廿一日には建値も八弗半に追隨するに至れり。斯く急速に爲替の上進し始めたるは前記事情の外に、東京市債六百萬磅が倫敦に於ていよいよ成立の可能性を強めたること、上海に於ける銀相場の低落に伴ふ圓に對する投機熱の旺盛なりし事等も其一因をなせり。一方圓爲替が平價に接近せん形勢を示すと共に、思惑的に海外筋より買占められたる圓の利喰ひはるべしとは我國朝野の懸念せる所にして、思惑筋が一齊に利喰の態度に出でんか、この結果は折角平價近くまで恢復したる圓相場も、一朝にして慘落すべきは或る程度迄想像し得る所なれば、之に對し充分編ふる處なかる可らずとの議論行はれ、而して之が實際的方法としては我國内地にある正貨を海外に現送し、所謂在外資金の充實を圖り置くの要あり、卽ち實際を以て應戰準備を整ふるの必要論者間に提唱されたるが、偶々政府は十五年二月以來中止し居たる

正貨現送再開―の旨を十月十五日左の如く大藏省より發表せり。

> 内地正貨の現送は本年二月頃一時中止したるが、右は當時正貨の現送を以て金解禁の前提、又は準備なりと誤解し、爲に不自然なる相場の變動を醸成し投機を助長せしむるの慨れ有りたるに由るものなるが、今や爲替相場も著しく高位にあり、相場も先般來安定し居り、正貨現送を再開するも、大體に於て上述の如き慨れなかるべしと認めたるに依り、茲に現送を再開することゝし、先づ十六日四百萬圓を米國に向け現送する事となせり。

右の如く政府の正貨現送は金解禁準備の爲にあらずと言明し、更に在外資金手當てとりたるが爲め、卽ち在外拂の節約を圖る必要上現送を開始せる旨を力説したるも、四圍の形勢は前述の如く圓爲替は平價に近かんとし、同時に思惑筋の利喰期にも接近せる事とて、海外筋は勿論、内地市場にありても、

金解禁の前提―にあらざるまで、兎くも政府は現在の爲替相場を支持して金解禁期の到來に備へんとする底意に基くものと解釋し、從つて右聲明書發表され、續いて第一回四百萬圓の現送實行さるゝや、紐育市場にては四十八弗四分の三、上海市場にては四十八弗八分の七と、早くも四十九弗出現の發端となり、十月十九日には紐育市場は事實四十九弗の相場を現したり。海外筋の强調と共に内地にても月末には四十九弗のレートを出し、十一月四日には正金銀行之に追隨して建値を四分一引上げ、四十八弗四分の三と改定したり。かくて年末迄は時に市場レートは四十九弗台を割りしも正金建値の四十八弗四分の三は維持されて動かず、大正十五年圓も昭和元年も暮れ、昭和二年上半期に入れり。正月には輸入品盛期の接近と共に氣配は時に軟調を呈したるも、正貨現送は引續き行はれ、且つ二、三月の交に至るや、時の藏相片岡氏は遲くも下半期にも入らば金解禁を斷行するの意志あり、既に着々準備に着手しつゝありと云ふが如き說傳へらるゝに至りたる爲め、茲に愈々

平價恢復近し―の人氣を刺激し、市場益々硬化して三月初旬には市場レートは四十九弗十六分一の相場を出し、正金銀行も前年末來據置きたる建値を引上げ、四十九弗丁度に改定し、今八分の三にて平價に到達せん氣勢となり、市場には四十九弗四分の一買の呼値まで出で、圓爲替の前途洋々たるの感を懷かしむるに至れり。然るに三月中旬頃より起りたる内地の銀行取付騒ぎは、下旬頃より圓爲替の前途に一抹の暗影を投じ、折柄支那時局の不安より來たる對支貿易の不振、鈴木商店の破綻等、折角日本財界恢復を確信したる海外筋に漸く危惧の念を懷かしむるに至り、加ふるに銀行取付騒ぎは四月に入りて愈々猛烈を極め、日本財界を擧げて一大混亂狀態に陷れるかの如き報道外國に傳へられ、最後にモラトリアム施行の飛電となりし爲め、從來斷片的に傳へられたる日本財界不安を實證することゝなり、爲替相場は茲に急轉直下の暴落歩調に轉ずるに至れり。

四十七弗臺割―爲替市場が内地金融混亂に依る不安を如實に反映し始めたるは、四月に入りての事なり。然も荷建値は四十九弗に維持されたるが、四月十九日取付騒ぎが愈々惡化するに及び、正金銀行は市場レートに追隨して四十八弗四分の三に引下げ、モラトリアム施行の報に依り紐育市場には四十六弗台出現したりと云ふが如き說さへ傳へられ、市場レートは著しく軟調を呈したるを以て、正金建値は續いて四十八弗半に低下し、更に四十八弗丁度と下り、五月に入りては八弗台を割りて四十七弗四分の三となり、時に多少の反發はありたれど、大勢は四十七弗半、四十七弗八分の三、續いて台割れの四十六弗半、四十六弗四分の一と云ふが如きつるべ落しの慘落を演ずるに至れり。今大正十五年七月以降對米爲替正金建値毎月の最高最底を示せば左の如し。

	最高	最底
大正十五年七月	四十九弗	四十九弗四分の三
〃 八月	四十九弗四分の三	四十九弗
〃 九月	四十九弗八分の七	四十九弗四分の三
〃 十月	四十九弗四分の三	四十八弗四分の三
〃 十一月	四十八弗四分の三	四十八弗四分の三
〃 十二月	四十八弗四分の三	四十八弗四分の三
昭和二年一月	四十八弗四分の三	四十八弗四分の三
〃 二月	四十八弗四分の三	四十八弗四分の三
〃 三月	四十八弗	四十七弗四分の三
〃 四月	四十七弗四分の三	四十七弗半
〃 五月	四十七弗	四十六弗四分の三
〃 六月	四十六弗四分の三	四十六弗四分の一
〃 七月	四十六弗半	四十六弗四分の一

貿易

大正十五年中の外國貿易は、輸出二十億四千四百萬圓、輸入二十三億七千七百萬圓、計四十四億二千二百萬圓にして、先づ輸出入總額に於て大正十四年に比し四億五千六百萬圓の激減を示せり。右は輸出に於て二億六千百萬圓、輸入に於て一億九千五百萬圓を夫々減少したるに因るものにして、金額の點のみより見れば、十五年中の貿易は前年同期間に比し、著しく不況を告げたりと解するを得可し。然して輸入超過はこの數年來の繼續的趨勢なるが、大正十四年の入超が前年同期たる大正十三年の入超六億四千六百萬圓に比し二億六千七百萬圓と、殆んど三分の一に近き激減を來したるに拘らず、大正十五年の入超は三億三千二百萬圓となり、前年同期に比し六千五百萬圓の增加を來せり。卽ち大正十五年中の貿易は、その總額に於て前年同期に比し激減したるのみならず、反對に入超は增加すると云ふ面白からざる形勢を示せり。

入超の主因―十五年の貿易が斯の如く金額上に不振を示したる根本原因は、内地財界不振の反映と見る事を得るが、輸出入品の内容に就て之を見れば、輸出にありては主製品の殆んど全部に亘りて減少を告げ、その内にても生絲の輸出が前年より二億六千萬圓を減じ、更に綿絲が同じく五千二百萬圓の減退を告げたる事を主因として擧げ得べし。生絲の斯の如き激減は、同期間中に於ける圓價の恢復に伴ひ絲價が急激に低落したるに基因するものにして、全く金額上の減退に依るものなり。何となれば生絲太絲の輸出數量は四十三萬九千梱にして、前年同期の四十三萬五千梱に比すれば、寧ろ四千梱の增加を示し、前々年に比すれば七萬梱の增加となり居れり。卽ち生絲の輸出不振と云ふは金額上に現はれたる數字を指すものにして、輸出の數量に於ては十五年の貿易は決して不振と云ふを得ず、寧ろ增加を來せるなり。

輸入品の内容―更に輸入品に就て觀測するに、輸出の首位を占むるものは棉花なるが、十五年の輸入は前年同期に比し實に一億九千七百萬圓の激減を示し居れり。然して右は同期間中の米棉が空前の豐作を告げたる結果として米棉市價の暴落、延いては印度棉の市價も亦低落し、是れ亦輸出に於ける生絲市價の低落が輸出の金額的減退の主因をなしたるが如く、棉花の金額上の低下が輸入全體の金額上の減退の主因をなせるものなり。卽ち同年中の棉花輸入は金額上には二億圓に近き減退を來たせるも、輸入數量は千百六十萬四千俵にして、之を前年同期に比すれば却つて七十一萬五千俵の增加を示し居れるなり。斯く貿易減退の内容に就て檢討する時は、爲替恢復に依る生絲市價の低落、米棉豐作に因る市價の低落に基因するものにして、數量的には別に悲觀すべき材料を發見し得ざるなり。只右外國貿易の不振にあるは愈〻以て重大なりとし、之が局面展開策は全般的に輸出の振興を圖る必要あるは勿論なれど、特に我國と地續的に近接し、産業的には未だ處女地たるの感を脫せざる對南洋貿易の振興を圖るを以て、國家永遠の政策上、尤も機宜に適せるものたりとの識言に基けるものにして、之が爲めに外務省は頗る大乘氣となり、南洋貿易網係の巨細關體、同地方の領事等を一堂に集め數日に亘り協議を凝らしたるも、結局に於ては何等具體的に纏る所なく、單に營業者をして勝手なる注文をなさしめたるに過ぎず、誠に呆氣なき結果に終りたり。

爲替の影響―斯くて昭和二年上半期に入れるが、年初匆々より早くも悲觀す可き傾向を呈したり。卽ち本期に入り爲替は急速度に恢復の歩調を早めて全體的に輸出の障碍を大ならしめ、一方南支方面の政情は愈々不安にして、或地方に於ては全然杜絶同樣の姿となり、加ふるに銀塊相場の低落ありて益々支那方面への輸出を阻碍するの勢を現出したり。斯くて六月末に締切りたる貿易は輸出九億四千九百萬圓、輸入は十二億四千三百萬圓、計二十一億九千二百萬圓にして、前年同期に比すれば輸出に於て四千四百萬圓、輸入一億五千三百八十五萬圓、兩者合計一億九千八百萬圓の減退を告げたり。然して入超額は前年同期に四億三百萬圓を算したるに比すれば、上半期は二億九千四百萬圓にして、一億九百萬圓の減退を告げたり。但し本期中にありては、前期に引續き爲替騰貴による生絲その他主要輸出品の採算不利一層甚しかりしに拘らず、金額に於ては輸出四千四百萬圓の減に止りしは、數量的には必ずしも悲觀す可きにあらざるを示せるものと云ふべし。輸入の減退にも亦上半期中の棉花輸入が一億圓に減ぜるに基因せるものなり。

對支貿易減退―轉じて上半期中の對支貿易を見るに、輸出二億千四百萬圓、輸入一億二千九百萬圓にして、前年同期に比すれば輸出は六千三百萬圓、輸入は二千二百萬圓を共に減退せり。這は前記の如く南支方面の動亂擴大や、銀塊相場の低落に基因するものにして、對支貿易の前途は支那の政情が安定せざる限り、必ずしも樂觀を許さざるが如し。

貿易振興施設―尙ほ昭和二年度に於て實施せられ、若しくは三年度事業として計畫せられ居る貿易振興に關する政府の新施設左の如し。

【輸出雜貨見本品展示會】商工省に於ては世界各國三十四ヶ市場より、我對外輸出雜貨品の見本約八千五百種を蒐集、六月十一日より五日間商工奬勵館に展示し、次いで地方大都市に巡回展示せり。

【貿易通信員新設】昭和二年度に於てモンバザ（東アフリカ）、シカゴ（北米）、ニューオルレアンス（北米）、トロント（カナダ）、メキシコ（メキシコ）、リマ（ペルー）、リオデジヤネイロ（ブラジル）の七ヶ所に貿易通信員を新設す。

【昭和二年度旅費】左の如く派遣さる。

第一班　支那及び南洋（佛領インド支那、シヤム、海峽殖民地を含む）（1）絹織物及び同製品、（2）綿織物及び同製品、（3）陶磁器、（4）食料品（鑵詰、瓶詰、茶等）、（5）雜貨△第二班　英領インド、東部及び南部アフリカ、（1）綿織物及び同製品、（2）メリヤス製品（3）琺瑯鐵器その他の金物類、（4）硝子製品、（5）雜貨△第

プト、バルカン地方、(1)絹織物及び同三班　エヂ製品、(2)絹織物及び同製品、(3)メリヤス製品、(4)陶磁器、(5)雑貨△第四班　中部亞米利加(1)絹織物及び同製品、(2)絹織物及び同製品、(3)陶磁器、(4)セルロイド製品(5)雑貨△第五班　南アメリカ、(1)絹織物及び同製品、(2)絹織物及び同製品、(3)莫大小製品、(4)玩具、(5)雑貨

【海外見本市參加】二年度參加の見本市は維也納(九月)ライプチヒ(九月)、河内又は西貢(十二月)馬尼拉(三年二月)里昂(同三月)の五ヶ所と決定、參加費用として商工省より八萬圓を補助し、商業會議所聯合會をして參加せしむる手筈なり。

【大阪貿易事務局設置】阪神地方に於ける貿易通報事務に從事せしむる爲め、六月大阪商業會議所內に商工省出張員貿易通報事務所設置さる。

【日本商品館】昭和二年度に於て印度甲谷陀及び埃及カイロ市に日本商品館新設さる。

【貿易局設置】貿易行政機關統一の爲め昭和三年度に於て商工省に貿易局を設置し、外務省通商局の貿易通報事務(商務書記官をも含む)一切を商工省に移管する計畫なり。

物價と勞銀

大正十五年下半期より昭和二年上半期にかけての物價は、月により消長はありたれど、大體に於て前期に引き續き低落の一途を辿れり。即ち日本銀行調査に依れば、卸賣物價平均指數は十五年下半期初の七月に二三六なりしものが、以後漸次低下して十一月には二二七となり、昭和二年一月には二二四まで下り、下半期には稍反騰して二二七となりたれど、之を前年下半期初に比すれば九ポイント方の低位にあるを知るべし。次に同じく日本銀行調査に依る小賣物價は十五年七月の一九七より、之れ亦漸次低下して二年六月には一八九となり、滿一ヶ年間に八ポイントの低下を示し、大體に於て卸賣物價指數と其歩調を一にせるを推知するに足る。

物價低落傾向—右物價の低下傾向は、對外爲替の騰貴即ち圓價騰貴に伴ひ、必然的に比率的に內地物價の低落を餘儀なくしたると、一面內地財界の不振と購買力の減退に基因したるものと見るを得可く、卸賣物價が本年四月頃より稍々反騰の傾向を現したるは、四月の金融恐慌に依り、兌換券が廿六億圓台と云ふが如き空前の大膨脹を來したると、折角四十九弗台に恢復したる對米爲替が、急轉直下四十六弗台までも暴落したると、モラトリアム施行による一般商取引の澁滯が主因をなせるものと察せらる。『事業界』の部に紹介せる如く紡績、製粉、砂糖等の生活必需品や、製紙、肥料等が生產制限を實施せる事は、物價のより大なる低落を阻止せる者にして、之等の人爲的制限なくば、物價は不景氣の深刻化と共に更に低落す可き運命にありと斷ぜざるを得ず。

騰貴の內容—次に日銀調査卸賣指數を品目別に見るに、重要品目十種の內、十五年七月より昭和二年六月の間に騰貴せるものは、木材、洋鐵、石炭の三種にして、下落せるものは米、小麥、生絲、綿絲、銅、洋紙の六種、保合へるものは砂糖一種を示せり。小賣物價にありては同期間に於て食料品は七月の二一四より二年六月の二一二に、服飾用品の一七七より一五二に夫々低下せるに反し、燃料燈火のみは二四五より二六五に騰貴せり。但し總平均指數が一ヶ年間に八ポイントを低下せることは前述の如し。

要するに從來は卸賣物價指數が低下するも小賣物價が之に伴ふことの極めて遲々たる感ありしが、本期間に於ては、兩者が相平行して低下しつゝあるは、一面不景氣の深刻化を語ると共に、財界全體の傾向としては悅ぶべき現象と稱するを得べし。尙ほ同期間に於ける日本物價の低落を倫敦、紐育の指數と比較する時は、東京指數の十五年七月の一八八より二年六月には一八〇・六と七・四の低落なるに比し、倫敦物價は七月の一五七・七より五月の一五五・七と二・三、同じく紐育は一四七・一より一四三・五と三・六の低落にして、我國低落率の方遙に大なるを示せるは、過去に於て倫敦及び紐育の低落率大なりしに反し、日本の低落が遲々たりし反動と解す可く、國際的に見るも日本の物價低落は愈々着實となれりと解するを得可く、此間日本圓爲替の騰貴が全般的に日本內地物價の低落となりて反映せるものと稱せざるを得ず。

勞銀は下らず—斯く物價が大體に於て低下の歩調を呈せる以上は、勞働賃銀亦之に順應して低下する事自然の歸趨たるべきに、最近一ヶ年の趨勢は之を事實に證明せず、日本銀行調査の勞銀指數に依れば、定額賃銀指數は、十五年七月一〇〇・二より昭和二年五月の九九・七と〇・五の低落を示し居れど、勞働者の實收賃銀指數は十五年七月の九九・二より二年五月には一〇〇・八と一・六の騰貴を示し居れり。即ち物價指數が卸賣、小賣共に九ポイント乃至八ポイントを低落せるに拘らず、賃銀指數は必しも之に比例せざるの事實を語れるなり。左に最近一ヶ年間に於ける卸賣、小賣物價指數及び勞働賃銀指數を示す。(日本銀行調査別項「物價」及び「勞働」の項參照)

年月	卸賣	小賣	實收賃銀指數
大正十五年七月	二三六	一九七	九九・二
〃八月	二三一	一九三	九九・三
〃九月	二三一	一九三	九八・九
〃十月	二三三	一九五	一〇〇・二
〃十一月	二三七	一九〇	一〇〇・五
〃十二月	二三四	一八九	一〇〇・五
昭和二年一月	二三四	一八六	九九・八
〃二月	二三七	一九〇	一〇二・八
〃三月	二三七	一九三	一〇三・三
〃四月	二三五	一九二	一〇一・八
〃五月	二三六	一九一	一〇二・九
〃六月	二二七	一八九	一

事業界

大正十五年下半期より昭和二年上半期にかけての事業界は、前上半期より引續ける不振の後を受け、依然たる萎微沈滯裡に推移したり。殊に昭和二年三月中旬より四月にかけての金融動亂は、各銀行をして一齊に警戒の態度に出でしめ、貸出に極度の緊縮方針を採りたるが爲め、事業界は一層の難局に立ち、『金融恐慌の次には事業界の恐慌來らん』とまで恐怖せられ、殊に台灣銀行の窮狀暴露より鈴木商店への絕緣宣告となるや、我國貿易界の大手筋として、其名海外に轟ける

鈴木商店の破綻—を結果し、五十に近きその關係會社は一大ショックを受け、其飛沫は單に商取引の關係のみに止る事業會社までに及べり。次に十五銀行の休業は、同行と資本系統を同じうせる川崎造船所に甚大の打擊を與へ、同行救濟問題は財界のみならず政界の一大問題と化し、政府は預金部資金三千萬圓の融通を企てゝ輿論の反對に遭ひ、遂に之を放棄するや、

川崎造船所破綻—川崎造船所は事實上操業繼續不能となり、同所が引受け居る軍艦製造は海軍自ら之に當る如き事態を惹起し、更に同造船所と密接の關係にある川崎汽船國際汽船等も非常の窮境に立ち、債權銀行は其擔保船を海運市場に賣り出すとの說を生むに至れり。斯の如く鈴木關係事業の沒落、川崎造船所を中心とする松方系事業の破綻等は、さらでだに不振の裡に推移しつゝありし事業界を一層萎縮せしめ極度の不安を抱きつゝ昭和二年上半期を送れり。

事業界の消長—を端的に象徵するものは、その事業の代表さるゝ株價の高低なるが、右に關し日本勸業銀行調査重要株式利廻調を表示すれば左の如し。

年月	株式相場(圓)	利廻(分)	指數
大正十五年七月	一〇五・五八	六・三三	九六
〃八月	一〇六・六一	六・八六	九五
〃九月	一〇五・三三	六・五五	九七
〃十月	一〇二・七九	七・四〇	九九
〃十一月	一〇三・三四	七・二五	一〇一
〃十二月	一〇〇・六八	七・四〇	一〇一
昭和二年一月	一〇二・三三	七・〇三	九八
〃二月	一〇三・五六	六・八九	九六
〃三月	一〇四・四〇	七・七〇	九四
〃四月	一〇〇・二三	七・〇九	九八
〃五月	九四・七九	七・五四	一〇五
〃六月	九〇・四〇	八・一〇	一一三

重要株式市價—即ち事業界を代表する重要株式市價は、十五年七月の百〇五圓五八、八月の一〇六圓六一を最高として、以後漸次低下し、昭和二年五月には百圓台を割りて九十四圓七十九錢となり、六月には九十圓六十四錢に低落し、事業不振と共に其配當率の如きも十五年七月の一割二分一五より二年六月には一割一分六九に低下せりとは云へ、株式市場は此配當率の現實の低下以上に、事業界の現狀及將來を悲觀せる結果として、株式市價は夫れ以上に低落し、從つて其利廻りの如きは十五年上半期初の六分九三より、二年上半期末には八分一〇に上進するに至れり。尤も株式

市場の消長—は夫れ自身の資金關係その他に依つて支配さるゝ所あるは免れざるも、十五年下半期より二年上半期にかけて二回に亘り日銀利下の如き、株式市場振興に有効なる材料ありたるに拘らず、尙斯の如き不振を告げたるは、如何に事業界全般が萎微せるかを證明せるものなり。

物價安の影響—次に我國の主要產業たる米生絲、綿絲の物價指數を見るに、米價は我國特殊の事情に依り騰落し、景氣のバロメーターと視し能はざるも、其指數は十五年七月の三四〇より二年一月には二八三に低下し、上半期末たる六月の指數は三一五となり、一年前より二五の低下に當れり。米價の低落は我國過半數を占むる農民の購買力に影響し、事業界の消長に影響するは云ふ迄もなし。次に我國輸出品中の首位を占むる生絲は十五年七月の二〇五より漸次低下して二年六月には一八二に暴落せり。右は主として爲替關係による市價低落にして、十五年下半期初め四十六弗台にありし對米爲替が、二年上半期に四十九弗台に恢復したる以上は、米國消費者の立場上夫れ丈け圓價に依る日本生絲が同一比例に依る低落を期待するは免れ得ざる勢ひと云ふべし。

製絲界半恐慌—但し此結果は製絲界に大脅威を與へ、銀行家の對製絲家貸出回收の如きは近年になき不成績を示し、特に有力製絲家にして窮狀を暴露するものさへ出づるに及んで、二年上半期の製絲界は半恐慌來の觀を呈し、長野地方製絲界には工場閉鎖相踵ぐの悲報を聞くに至れり。

紡績操業短縮—紡績は我國の代表的工業をなすものなるが、その製品たる綿絲の指數は十五年七月の二七二より十一月及十二月には一八八まで暴落し、二年上半期の六月に二二三まで恢復せり。綿絲の低落は米棉が空前の低落を告げたる事その主因をなせるも、我國の主要輸出先たる支那の內亂は依然として熄まず、日貨排斥甚しき爲め、輸出の不振なる上に、內地機業界よりの需要亦不振なるとも一因をなせる者にして、此結果紡績業者は此需要不振と滯貨消化を圖る爲に、二年五月一日より向ふ六ヶ月間一割五分操業短縮を實行する事となれり。

操短相踵ぐ—以上三物價の低落は直ちに我が主要產業の不振を反映せるものと見るを得るが、更に此の外に本期中に於て事業の不振より、操業短縮を實施若くは繼續せるものとしては製粉業の四割五分減產、製紙業の印刷紙一割七分の減產、セメント業の平均二割減產、過燐酸肥料の一ヶ年の內不需要期三ヶ月一割六分減產、製糖業の生產制限等あり。之等は何れも事業界各方面に亘りて如何に其不景氣が深刻を極め居るかを如實に立證せるものと解す可きなり。

計畫資本と拂込—此結果として銀行會社の新設擴張等の計畫資本も、日本銀行調査に依れば、昭和二年一月より六月に至る上半期間中に於て八億千四百萬となり、前年同期に比すれば六千萬圓を減じ、更に同行調査に基く同期間に於る國債、地方債、銀行債券、會社々債、株式等の拂込資本金も六億五百萬圓となり、前年同期に比すれば、之れ亦二千三百萬圓の減少となりて現れたり。更に同期間に於る諸會社解散數は株式、合資、合名を通じ三千四百卅九社、此の公稱資本金三億二千九百萬圓、拂込資本金一億八千四百萬圓の巨額に達するに至れり。

諸會社減配—更に金融恐慌後、全國の各銀行は一齊に減配を申合せたるが、事業會社にありても前期若くは前々期以來、減配續出の傾向を辿りたる矢先、昭和二年上半期にありては銀行減配に刺戟され、事業會社の減配整理の機運は愈々濃厚となれり。

財界時事

金融制度改善調査—若槻前內閣は金融制度改善に資する爲め、十五年九月大藏大臣を會長とする金融制度調査會を設置し、官民四十九名の委員を任命して左記事項の審議を求めたるが、第五十二議會の協贊を經て公布せられたる銀行法及び公益質屋法は、即ち左記第二項及び第十一項に對する本會の答申に基き制定せられたるものなり。

第一、日本銀行の中央銀行としての機能を完全に發揮せしむるの方策如何
第二、普通銀行改善の方策如何
第三、手形割引市場及證券市場整備改善の方策如何
第四、工業金融整備改善の方策如何
第五、農業金融整備改善の方策如何
第六、不動產金融整備改善の方策如何
第七、貿易金融整備改善の方策如何
第八、拓殖金融整備改善の方策如何
第九、特殊產業に對する金融を圓滑ならしむるの方策如何
第十、貯蓄銀行並信託會社改善の方策如何
第十一、庶民金融機關充實の方策如何
第十二、金融制度の改善に依る金利低下の方策如何

新銀行法と既設銀行—新銀行法に依れば、

資本金百萬圓以上（指定大都市にありては二百萬圓）の株式會社に非ざれば銀行業を營むを得ず、又擔保附社債信託法に依り擔保附社債に關する信託業を營み、又は保護預り其他の銀行業に附隨する業務を營む外他の營業を營むを得ざる規定に依り（一）資本金百萬圓以下の銀行又は株式會社以外の銀行は、本法施行後五年内に增資、合併又は組織の變更を爲さざるべからず、（二）禁止業務を兼營する銀行は、本法施行後五年内に其兼營を解くに非されば營業を繼續するを得ざる次第なるが、今本法發布前後の實況に於て、右制限に該當する銀行數を見るに、前記（一）に當るものは八百九行、（二）に當るものは二十七行にして、其内容左の如し。

【增資を要する銀行】（イ）二百萬圓と爲すべきもの八十行、所要新資金四千三百七十五萬六千圓、（ロ）百萬圓と爲すべきもの二百四十九行、所要新資金六千七百四十八萬七千圓、（ハ）五十萬圓と爲すべきもの四百八十行、所要新資金五千九百七十八萬二千圓

【禁止業兼營銀行】（北海道）諏都銀行、（東京）早川ビルブローカー銀行、柳田ビルブローカー銀行、（大阪）藤本ビルブローカー銀行、（兵庫）廣銀行、姫路倉庫銀行、北越倉庫銀行、北越商業銀行、新井銀行、（新潟）千葉東葛銀行、（栃木）栃木倉庫銀行、（愛知）日光川倉庫銀行、（靜岡）靜岡米穀肥料委託株式會社、駿豆肥料株式會社、三十五銀行、（滋賀）蒲生銀行、（岐阜）吉田倉庫銀行、（長野）廣子銀行、東北銀行、（宮城）青葉銀行、（鳴根）松江銀行、（岡山）山陽商業銀行、（和歌山）和歌山倉庫銀行、（德島）二木銀行、（佐賀）地方株式會社、八坂銀行、以上總資本金二千八百六十五萬七千圓、內銀行業資本金二千四百四十四萬七千圓、他業資本四百二十一萬圓

金融機關檢查擴行—大藏省にては銀行監督の充實を圖る爲め、最近銀行局に銀行檢査課を設置し、銀行檢査官の大增員（五名より一擧十八名に）を行ひ、左記方針の下に全國銀行其他金融機關を取締る事となれり。

一、全國を東北、東京、近畿、山陽、西部の五地方に分ち、各檢査官の擔當區域を設け、責任を以て檢査せしむ。

二、日銀、正金、鮮銀、臺銀、興銀、勸銀（本店）の各特殊銀行は、政府と特殊關係あるを以て、前記の地方的區分より除外し、又信託會社に對しては、助長的行政を行ふ必要あるを以て、其檢査は前記地方的區分より除外し、總務部に於て檢査を行ふ。

三、無盡業者、有價證券割賦販賣業者、市街地信用組合の檢査監督は、原則として地方官廳を通じて檢査監督を行はしめ、時々直接に模範檢査を行ふ。

四、新銀行法に依り、資本金五十萬圓又は二百萬圓に滿たざるがため、新銀行法施行後五ヶ年後に消滅するが如き普通銀行については、合併の勸告等中央に於て相當對策を講ずる必要あるを以て、前記地方的區分による檢査より除外し、別途の方法に依る。

五、銀行檢査については、一般的檢査の外業務不良の疑ある銀行に對しては、隨時特殊檢査を行ふ。

六、現在大藏省に備付の銀行乙種要錄を一層完全ならしむるため、銀行台帳を作製し、常時全國銀行に對して各種の推問を發し、各銀行の業態は勿論、重役の人格に至るまで詳細に記載し、一日銀行の狀態を知るに便ならしむ。

日銀總裁更迭—日本銀行總裁市來乙彥氏は昭和二年五月任期中途にして辭表を提出し井上準之助氏其後任仰付けられたり。

臺銀頭取更迭—臺灣銀行頭取森廣藏氏は、昭和二年八月同行整理一段落を俟として辭職し、理事嶋田義氏其後任仰付けらる。

震手補償決定額—震災手形處理委員會において損失補償に決定したる震災手形は（一）村井銀行千四百四十一萬八千圓、（二）小由原實業銀行九萬一千圓、（三）台灣銀行四千五百萬圓、（四）中村銀行二千三百萬圓、（五）加藤屋銀行四十三萬圓、（六）田中商業銀行四萬圓、合計六千二百萬圓餘にして、更に今後調査決定すべき補償額を加ふれば、約一億五百萬圓餘となる見込なり。然るに震手補償法により日銀が補償を受くべき限度は一億圓なるを以て、殘額五百萬圓餘は當然日銀の損失に歸する譯なるも、補償決定分と雖も、將來回收し得るものは日銀の利得となるを以て、殘分は緩和さるゝことゝなるべし。

大阪市債一手引受—三井銀行は昭和二年八月、大阪市債七千三百八十餘萬圓を一手に引受け、財界各方面に多大の衝動を與へたり。

休銀整理と和議—休業銀行の整理促進に關し、大藏、日銀兩當局協議の上、和議法を適用する事となり、對策考究の結果、百圓以下の小口預金は和議開始前之を支拂ひ、以て銀行との債權關係を斷絕するの至當なるに鑑み、休業銀行にして和議法に依り整理せんとする場合は、前以て小口預金者に對し全額拂を開始する如きことあるも、大藏省としては何等容喙せず、之を黙視する方針を採ることに決定せり。

二三流銀行救援—日本銀行は三十餘相の勸告に際從し、昭和二年八月、二三流銀行への貸出緩和を實行したるが、其理由は二三流銀行は現在高率の金利に苦しみ、之が爲め財界の整理を妨ぐる嫌ひあるより、此等銀行の負擔を輕減し、整理を促進する意味に於て、特に（イ）國債を保證とする手形割引の日歩を日銀の最低日歩一錢六厘まで引下げ、（ロ）國債以外のものを保證とする貸付、並に國債以外のものを保證とする手形割引の日歩を一錢八厘まで引下げ、以て高利資金の借替に便ならしめたるものにて、此結果は自然一般商工業者の金融難を緩和する作用ともなり、從つて不景氣挽回に資するの効も少なからざるべしと期待さる。

生保資金運用取締—最近中央生命保險會社共同生命保險會社等に於て、忌はしき橫領、背任沙汰を暴露し、世人をして保險會社の內情に危惧の念を抱かしむるに至りたるより、商工省にては被保險者擁護並に不良會社取締勵行の爲め、左記方針を決定し、改正保險法の實施と相俟つて嚴重監督を加ふる事となれり。

一、改正保險業法の實施に伴つて生ずる會社の離合なる合併、買收、資本系統の變更に關しては、積極的にこれを勸誘すること。

一、從來の會社資本讓渡に對する無干涉主義を捨て、嚴格なる審査をなし、重役の改選認可に際しては愼重なる態度をとること。

一、不良生命保險會社に對しては、同法第十二條を適用して財産の供託命令を發すること。

續會維持資金融通—政府は諭價低落に依る農村資金の窮乏を救はん爲め、昭和二年九月預金部資金の窮乏を救はん爲め、昭和二年九月預金部資金より五千萬圓を融通するに決し、運用委員會の承認を得たるが、內一千二百萬圓は乾燥繭倉庫又は保管所等を有するもの及び依託製絲を爲すもの等に貸付け、殘額三千八百萬圓は上記の設備を有せざる一般農民に對し桑の肥料、桑苗、蠶種、蠶具等の買入資金として融通するものにて、貸付利率年六分以內、償還期間一ヶ年、大部分産業組合中央金庫取扱とす。

物價指數統一—內閣統計局に於ては新に全國八千の小賣商人を指定し、此等商人より一々其地方に於ける物價を報告せしめ、全國の物價指數を統一する計畫を樹立し、昭和三年度以降繼續調査として八萬圓を要求する事に決定せり。

商工審議會設置—政府は產業立國の精神に基き、商工業の根本的發展策を講ずべく、二年五月商工大臣を會長とする商工審議會を設置し、關係官廳、其他貴衆兩院、實業家及び新聞記者等の代表者約三十名を委員に任命し、左記事項の審議を求めたり。

一、我指導的產業の何たるやを明かにし、產業政策の國是を決定するの基言を以てする產業統計の調査

二、產業の基本調査を爲すに付ては、官民相互の連絡に遺憾なきやう適當なる組織を整へ、重複を避け、且つ調査の結果の利用の普及に便ならしむる方策

三、生產費の低下を圖る目的を以てする貿銀支拂の方法、能率無駄等に關する調査

四、職長（フォーアマン）の養成に關する制度の調査

財界時事

一五、基本工業の決定（資料、鐵鋼、豊達炭、空中窒素、工作機械及精密機械）

六、輸出增進を圖る爲め絲價安定の方策

七、小運送費低下の根本策

八、生產費の低價を圖る爲め產業行政組織及運用の改善

米、繭輸入稅復活—政府は米價調節の目的を以て、昭和二年二月十二日、米及繭の輸入關稅免除に關する勅令を公布し、同年十月三十一日迄を免稅期間と定めたるところ、同八月に至り、事情一變、米價前途の氣運に轉じたるより、同十三日右勅令を廢止し、當時輸入の目的を以て買付契約を了し、又は輸送途中にあるものゝみ十月三十一日までの之を免稅する事となれり。

正貨現送斷續—政府は十五年十月正貨の對米現送を再開し、爾來每月約八百萬圓づゝ現送を繼續し來りたるが、昭和二年四月財界動搖を期として、再び現送を中止せり。

對獨賠償國民間讓渡—政府の獨逸より受くる賠償額は、年額六百萬乃至千萬馬に上り、右は現物手形を以て授受さるゝ定めにて、政府は之を以て官廳用品其他の購入代金に充用し來りたるが、十五年以來內五百萬馬を限度として民間に讓渡（一年六ヶ月以內代金延納を認む）する事となり、其第一回は、同年十月三菱、三井、大倉、鈴木、安宅電機の五會社に、第二回は昭和二年五月三井、三菱、大倉、富士電機、安宅電機五社に例當讓渡されたり。

漢冶萍貸付中止—漢冶萍煤鐵公司は資金難の爲め經營困難に陷り、昭和元年末盛總經理等來朝して我政府筋へ救濟方を懇願したる結果、八幡製鐵所への原料納入價格を引上げて、二百萬圓の新貸付金を預金部より正金銀行を通じて融通したるが、其後の經營援り依然面白からず、八幡製鐵所への豫定供給總量五十萬噸の產出所詮覺束なき有樣なるを以て、我政府當局は今後縮對に新貸付けを行はざる事と爲したるが、既に我國より同公司へ融通せる金額は、前後累計四千三百萬圓に達し居り、之が回收は今後共我國に取り容易ならざる問題なるべしと取沙汰さる。

西原借款肩代り公債交付—昭和二年八月十五日償還期限到來の第五回政府保證米貨興業債券二千二百萬弗は、前年四月一日法律第四十一號に依り西原借款の政府肩代り實施の結果、日本興業銀行、朝鮮銀行、第一銀行に對し公債を交付し、以て償還資金に充當することゝなり、即ち同九日發行價格八十六圓九十一錢、五年据置、五十年間償還の條件を以て、總額五千二百三萬六千二百二十五圓を發行交付せり。

地方起債續出—田中政府は地方事業費の緩和方針を聲明したるため、地方の起債熱俄に昂り、昭和二年度に入りてより六月末までの起債申請額は九十六件、一億二千三百九十四萬五千七百六十圓に上り、その內許可總額六十件、千八百十七萬四千七百圓に達し、これを前年同期に比較すれば實に八百九十三萬六千三百圓、前々年度同期に比し六百八十一萬五千九百圓を激增せり。

社債七分パー實現—財界動亂以來資金は一流銀行に集中し、其結果一流銀行の公社債投資激增すると共に、利廻り次第に低下し來りたるより、モラトリアム直後嘗て中絕の委にありし社債計畫竝に再燃し、下半期に入りて大阪電帆の一千萬圓、九州電帆の一千萬圓、九州水電の五百萬圓、宇治水電の五百萬圓、東邦電力の一千萬圓、倉敷紡績の五百萬圓、阪神急行の一千五百萬圓等相次いで市場に募集されたるが、何れも七朱パーの六乃至七ヶ年期限にて、前年までの間道視せられ居たる七朱パーも、最近にては寧ろ普通の現象を以て目せらるゝに至れり。

產業組合賃庫奬勵—最近長野縣上田市に產業組合に依る日本最初の賃庫開設され、好成績を示し居るより、政府其他關係方面にありては相當期待を以て注目し、就中產業組合中央會に於ては創立の趣旨を各方面に宣傳し、之が設立を奬勵しつゝあるが、今上田市共同賃庫信用組合の組織內容を見るに、一口の出資一圓、第一回拂込十錢を以て組合員たるを得しめ、貸付一人當り五十圓以內、利子一圓に付一ヶ月二錢宛ヶ月一錢、據置期限六ヶ月以內、期限後四ヶ月を經過したる時初めて流質處分に附するものとせり。

郵貯利子片落制實施—從來の郵便貯金利子は、預入月と拂戻月との兩月の利子を加算せざる、所謂兩落制度となり居たるが、昭和二年七月一日より、月の十五日以前に預入れたる場合は、一ヶ月の利子を支拂ふ事に改められ、其結果從來四分二厘の利廻は、約四分四厘に引上げらるゝ事となれり。

金銀製品位證明—從來金、銀製品の「刻印（廿二金、十八金又は純金等）」は貴金屬業者自らこれを記入する例にて、自然好商の乘ずるところとなるより、信用を維持せしむる爲め、かねてより右刻印の押捺を政府事業とすべく政府に陳情するところありたるが、最近大藏省議決定し、昭和三年度より大阪、東京二ヶ所に鑑定所を設け、手數料を徵して之が證明の刻印を押捺する事となり、實施の曉は從來東京商工奬勵館に於て爲したる刻印事務の取扱は、東京鑑定所に

之を引繼ぐ事となるべしといふ。

露國白金直轄開始—我國に於ける白金の消費高は一ヶ年約百五十貫に上り、その八割約百二十貫はロシヤより輸入せられ居るも從來之をロシヤより直輸入せず、英、米商人を介して取引し居たるが、最近露國政府との間に直輸入取引の契約成立したる結果、時價一匁に付二十八圓乃至三十五圓見當の白金は、一擧にして十八圓五十錢見當に下落せり。

興望ジヨツパー創設—日本興業銀行にては國債取引の圓滑、振興を圖る爲め、英國流のジヨツパー制度を試みる事となり、日銀後援の下に興銀別働隊たる日興證券會社をジヨツパーとして、二年七月より其營業を開始せり。

第一回旅商成績—商工省派遣の第一回旅商團は各班とも買上高に於て相當の成績を收め、特に埃及、巴爾幹方面に於ける第三班、南米方面に於ける第四班は、從來邦品の紹介行渡らざりし地方丈けに、本邦品の宣傳に於て成功したるもの、如く、而して全班の全買上高約五百萬圓と概算さる。

生保死亡表作成—從來各生命保險會社が利率算定の基準として使用しつゝある死亡表は、其內容區々にして種類も亦多數に上り、其の不便少からざるを以て、政府は是等を統一して內地に適合する死亡表作成の必要を認め、昭和二年度施行豫算に十二萬圓の經費を計上し、之が立案を嘱したるが、結局標準死亡表作製委員會を組織して之に一任する事となる。

家畜保險と森林保險—農林省は來議會に提出する目的を以て家畜保險及び森林保險法を立案し、商工省の損害保險創度調査會に附議するに至りたるが、其要綱左の如し。

【家畜保險】(一)元受保險は畜產組合又は家畜保險を目的とする特別組合をして行はしめ、再保險は國營として農林省畜產局之を管掌す。(二)再保險の會計は特別會計とし當分の內支出する國家の助成金と保險料收入金を以て經理す。(三)保險の目的は牛及び馬とし、六ヶ月以下の犢、十一歲以上の牛、明一歲の駒及び十八歲以上の馬を除く。(四)保險料率は百分の一・一七乃至四・六八とし、地方別及び種類別(乳牛、役牛、使役馬、競馬等)に依りて差等を設く(輓馬、乳牛は最高率)。(五)元受保險の保險契約金額は保險物件評價額の七割以內とす。

【森林火災保險】(一)森林火災保險は國營とし、林齡二十歲以下の人工植林につき之を行ふ。(二)保險料は針葉樹林齡十年以下千分の五・九、十一年以上三・八、濶葉樹十年以下千分の二・九、十一年以上二・五とし、針濶混淆林の料率は右兩者を參酌して之を定む。(三)保險期間は最短期一ヶ年とし、端數を附せず、但し出來得る限り長期の契約を奬勵す。(四)保險金額の一町步當り最高限度は當分の內左の標準(地方の狀況によりこの標準に依り難きものに付ては別に例外を設く)に依り之を定め、この制限を超えたる保險金額を以て保險契約をなしたるときは、その超過したる部分に付ては保險契約は無效とす。

	保險金額
林齡 五年以下	五〇圓
同 六年以上十年以下	八〇圓
同 十一年以上十五年以下	一〇〇圓

【新設會社】

【銀行合同】

名稱	資本金	所在	被合併銀行	年月
藤田	一〇、〇〇〇千圓	大阪	古市	〃
第四	一二、五〇〇	新潟	三條、信用	昭二・一
藤田	二〇、五〇〇	大阪	澤原(廣島)	〃
中信	一〇、三五〇	長野	中鹽田	〃
高岡	一一、二五〇	富山	鱒波	〃
五十	一〇、〇一〇	茨城	多賀	〃
第一合同	一四、七〇〇	岡山	福山(廣島)	〃
三十四	五二、二〇〇	大阪	西六	〃
第一(三菱帝置)	二〇、〇二〇	東京	第三金融商事	〃
六十九	一〇、五一〇	新潟	脇野町	〃
第一	一五、五〇〇	東京	東海	〃
藝備	一六、〇〇〇	廣嶋	廣嶋第一	〃
十八	二五、〇〇〇	長崎	長崎	〃

名稱	資本金	所在	年月
朝鮮無煙	一〇、〇〇〇千圓	朝鮮大正	二・三
富士紡電氣	三五、〇〇〇	一	二・三
須川電力	一〇、〇〇〇	群馬	〃
昭和電力	四〇、〇〇〇	大阪	二・三
日本電氣證券	一〇、〇〇〇	東京	〃
安田大阪ビル	一〇、〇〇〇	大阪昭	二・一
日高洋灰	一〇、〇〇〇	北海道	〃
富士電力	三五、〇〇〇	靜岡	〃
鐵道興業信託	一〇、〇〇〇	福岡	〃
富士水力電氣	三五、〇〇〇	靜岡	〃
參宮急行電鐵	三〇、〇〇〇	三重	〃
共同信託	一〇、〇〇〇	大阪	〃
久原電力	一〇、〇〇〇	一	〃
新明治製糖	三五、〇〇〇	一	〃

【合同會社】

名稱	資本金	被合同會社	年月
合同運送	一五、四〇〇	通運、國際、明治其他運送會社	大二・一〇・二

【銀行會社新設合同】—最近一年間に於ける主要のもの(資本金一千萬圓以上)左の如し。

【銀行合同】

名稱	資本金	所在	被合併銀行	年月
第三	三〇、〇〇〇千圓	兵庫	淡路、淡路實業、淡志染、東淡	大一五・一〇
第一合同	一四、七〇〇	大阪	古市	〃
三十四	五二、二〇〇	新潟	三條、信用	昭二・一
第一(三菱帝置)	二〇、〇二〇	大阪	澤原(廣島)	〃
六十九	一〇、五一〇	新潟	脇野町	〃
第一	一五、五〇〇	東京	東海	〃
藝備	一六、〇〇〇	廣嶋	廣嶋第一	〃
十八	二五、〇〇〇	長崎	長崎	〃

名稱	資本金	所在	年月
朝鮮無煙	一〇、〇〇〇千圓	朝鮮大正	二・三
富士紡電氣	三五、〇〇〇	一	二・三
須川電力	一〇、〇〇〇	群馬	〃
昭和電力	四〇、〇〇〇	大阪	二・三
日本電氣證券	一〇、〇〇〇	東京	〃
安田大阪ビル	一〇、〇〇〇	大阪昭	二・一
日高洋灰	一〇、〇〇〇	北海道	〃
富士電力	三五、〇〇〇	靜岡	〃
鐵道興業信託	一〇、〇〇〇	福岡	〃
富士水力電氣	三五、〇〇〇	靜岡	〃
參宮急行電鐵	三〇、〇〇〇	三重	〃
共同信託	一〇、〇〇〇	大阪	〃
久原電力	一〇、〇〇〇	一	〃
新明治製糖	三五、〇〇〇	一	〃

【合同會社】

名稱	資本金	被合同會社	年月
合同運送	一五、四〇〇	通運、國際、明治其他運送會社	大二・一〇・二

【銀行會社新設合同】—最近一年間に於ける主要のもの(資本金一千萬圓以上)左の如し。

【銀行合同】

名稱	資本金	所在	被合併銀行	年月
第三	三〇、〇〇〇千圓	兵庫	淡路、淡路實業、淡志染、東淡	大一五・一〇
第一合同	一四、七〇〇	大阪	古市	〃
三十四	五二、二〇〇	新潟	三條、信用	昭二・一
第一(三菱帝置)	二〇、〇二〇	大阪	澤原(廣島)	〃
六十九	一〇、五一〇	新潟	脇野町	〃
第一	一五、五〇〇	東京	東海	〃
藝備	一六、〇〇〇	廣嶋	廣嶋第一	〃
十八	二五、〇〇〇	長崎	長崎	〃

簡易小兒保險計畫—簡易生命保險は加入者年齡を十二歲以上に制限し居れるが、政府は昭和三年度新規事業として、一歲以上十二歲迄の簡易小兒保險を開始する目論見にて、保險金額は一歲より三歲迄最高百圓、三歲より五歲迄百五十圓、五歲より七歲迄二百圓、七歲以上十二歲迄三百五十圓程度の豫定なり。

林齡	樹種	保險金額
同 十六年以上二十年以下	杉扁柏其他	二〇〇圓
同	松落葉松	二〇〇圓
同	杉扁柏其他	三〇〇圓

	樹種	保險金額
林齡 五年以下	松落葉松	五〇圓
同 六年以上十年以下	杉扁柏其他	八〇圓
同	松落葉松	一〇〇圓
同	杉扁柏其他	一五〇圓
同 十一年以上十五年以下	松落葉松	一五〇圓

重要新法律

第五十二、三議會の協讃を經て公布せられたる新法律の內、商事金融に關する重なるもの左の如し。

銀行法—普通銀行の改善を期する爲め、從來の銀行條例を改制せるものにて、舊制に比し幾多の新味を加へたり。卽ち(一)銀行業の經營主體を株式會社に限り、(二)その資本金を法定し、(三)他業の兼營を禁止し、(四)法定積立金の割合を增加し、(五)銀行の監督を嚴重にし、(六)預金者保護の爲めの諸規定を設けたる等、其重なるものにして、尙ほ銀行法に於ては營業として預金の受入を爲すものを銀行と見做す事をせり。全文左の如し。

第一條　左に揭ぐる業務を營む者は之を銀行とす

一、預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと

二、爲替取引を爲すこと

營業として預金の受入を爲す者は之を銀行と看做す

第二條　銀行業は主務大臣の免許を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

第三條　銀行業は資本金百萬圓以上の株式會社に非ざれば之を營むことを得ず但し勅令を以て指定する地域に本店又は支店を有する銀行の資本金は二百萬圓を下ることを得ず

前項但書の規定に依り地域の指定ありたる場合に於て其の地域に本店又は支店を有する銀行にして資本金二百萬圓未滿のものは指定の日より五年を限り前項但書の資本金に依らざることを得

第四條　銀行は其の商號中に銀行なる文字を用ふべし

銀行に非ざるものは其の商號中に銀行たることを示すべき文字を用ふることを得ず

第五條　銀行は擔保附社債信託法に依り擔保附社債に關する信託業を營み又は保護預り其の他の銀行業に附隨する業務を營むの外他の業務を營むことを得ず

第六條　銀行は左の場合に於ては主務大臣の認可を受くべし

一　商號を變更せんとするとき

二　資本金を變更せんとするとき

三　支店其の他の營業所又は代理店を設置せんとするとき

四　本店其の他の營業所の位置を變更せんとするとき

五　支店以外の營業所を支店に變更せんとするとき

第七條　銀行は代理店主をして其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設けしむることを得ず

銀行の代理店主は其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設くることを得ず

第八條　銀行は資本の總額に達する迄は利益を配當する每に準備金として其の利益の十分の一以上を積立つべし

第九條　銀行の營業年度は一月より六月迄及七月より十二月迄とす

第十條　銀行は營業年度每に營業報告書を作成して之を主務大臣に提出すべし

第十一條　銀行は營業年度每に主務大臣の定むる樣式に依り貸借對照表を作成して之を公告すべし

第十二條　銀行の監査役は銀行の業務及財產の狀況に關する監査書を每營業年度二回作成して之を本店に備へ置くべし

第十三條　銀行の常務に從事する取締役又は支配人が他の會社の常務に從事せんとするときは主務大臣の認可を受くべし

第十四條　銀行の合併は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第十五條　銀行が合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項の規定に依りて爲すべき催告は預金者に對しては之を爲すことを要せず

第十六條　銀行が合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項但書の期間は一月迄之を下すことを得合併に因る株式併合の場合に於て商法第二百二十條の二但書の期間に付亦同じ

第十七條　銀行が合併に因りて貯蓄銀行法第一條第一項の業務に關する契約に基く擔利義務を承繼したる場合に於ては其の契約の完了する迄仍其の契約に關する業務に限り之を繼續することを妨げず

貯蓄銀行法第九條、第十條及第十五條の規定は前項の場合に之を準用す

第十八條　銀行の休日は祭日、祝日、日曜日其の他銀行の營業所所在地に行はるる一般の休日に限る

銀行が天災其の他避くべからざる事變に因り臨時に休業するときは直に其の旨を公告し地方長官に届出づべし

第十九條　銀行が預金の拂戻を停止するときは直に其の旨を公告し事由を具して主務大臣に届出づべし

第二十條　主務大臣は何時にても部下の官吏に命じて銀行の業務及財產の狀況を檢査せしむることを得

第二十一條　主務大臣は何時にても部下の官吏に命じて銀行の業務及財產の狀況を檢査せしむることを得

第二十二條　主務大臣は銀行の業務又は財產の狀況に依り必要と認むるときは業務の停止又は財產の供託を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得

第二十三條　銀行が法令、定款若は主務大臣の命令に違反し又は公益を害すべき行爲を爲したるときは主務大臣は業務の停止若は取締役、監査役の改任を命じ又は營業の免許を取消すことを得

第二十四條　主務大臣は業務の停止を命ぜられたる銀行に對し其の整理の狀況に依り必要と認むるときは營業の免許を取消すことを得

第二十五條　銀行業の廢止又は銀行の解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第二十六條　銀行が其の目的を變更し他の業務を營む會社として存續する場合に於ては銀行に關する事務を管理する主務大臣は其の會社が預金債務を完濟するに至る迄財產の供託を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得合併に因り銀行に非ざる會社が銀行の預金債務を承繼したる場合亦同じ

第二十條及第二十一條の規定は前項の場合に之を準用す

第二十七條　銀行が營業の免許を取消されたるときは之に因りて解散す

前項の場合に於て清算人は利害關係人の請求に因り又は職權を以て裁判所之を選任す其の清算人の解任亦同じ

第二十八條　前條の場合を除くの外裁判所

は利害關係人の請求に因り又は職權を以て清算人を解任することを得

前項の規定に依り清算人を解任したるときは裁判所は清算人を選任することを得

第二十九條　裁判所は銀行の清算事務及財產の狀況を檢査し、財產の保全を命じ其の他清算の監督に必要なる命令を爲すことを得

第三十條　銀行の清算、破產又は强制和議の場合に於て裁判所は銀行の檢査監督に從事する官吏に對し意見を求め又は檢査若は調査を囑託することを得

第三十一條　銀行の清算、破產又は强制和議の場合に於て銀行の檢査監督に從事する官吏は裁判所に對し意見を述ぶることを得

第三十二條　本法施行地外に本店を有する銀行が本法施行地内に支店、出張所又は代理店を設け銀行業を營まんとするときは各營業所每に代表者を定め第二條の規定に依る免許を受くべし

前項の規定に依り免許を受けたるときは該營業所は本法の適用に付之を銀行と看做す此の場合に於ては第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及第二十七條乃至前條の規定に拘らず命令を以て別段の規定を設くることを得

第三十三條　本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地内に於ける代表者を一年以下の徒刑若は禁錮又は千圓以下の罰金に處す

一　業務報告書又は監査書の不實の記載、虛僞の公告其の他の方法に依り官廳又は公衆を欺罔したるとき

二　本法に依る檢査に際し帳簿書類の隱蔽、不實の申立其の他の方法に依り檢査を妨げたるとき

第三十五條　左の場合に於ては取締役、監査役、支配人、代理店主(代理店主法人なるときは其の業務を執行する社員、取締役其の他法人の代表者又は外國會社の代表者)、清算人又は本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地に於ける代表者を十圓以上千圓以下の過料に處す但し其の行爲に付刑を科すべきときはこの限に在らず

一　第五條乃至第八條又は第十三條の規定に違反したるとき

二　第十七條に於て準用する貯蓄銀行法第九條の規定に違反したるとき

三　本法に依り銀行に備へ置くべき書類の備付若は主務大臣に提出すべき書類の提出を怠り、之に記載すべき事項を記載せず又は之に不實の記載を爲したるとき

四　本法に定めたる届出若は公告を爲すことを怠り又は不實の届出若は公告を爲したるとき

五　第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九の規定に依り主務大臣又は裁判所の爲したる命令に違反したるとき

六　本法に基きて發する命令に違反したるとき

第三十六條　第四條第二項の規定に違反したる者は十圓以上百圓以下の過料に處す

第三十七條　銀行が本法に依り爲すべき公告は新聞紙に依るべし

附　則

第三十八條　本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第三十九條　銀行條例は之を廢止す

舊法に依りて營業の認可を受けたる銀行にして本法施行の際現に存するものは第四十條及第四十一條の定むる制限に從ひ本法に依りて免許を受けたる銀行と看做す

舊法に依りて爲したる認可、處分其の他の行爲は本法中之に相當する規定ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做す

第四十條　前條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものは本法施行後五年を限り仍其の營業を繼續することを得

商法施行前に設立したる合資會社にして舊法に依り營業の認可を受けたる銀行が本法施行後五年内に其の組織を變更し又は合併に因り株式會社と爲りたるときは前項の規定に拘らず其の營業を繼續することを得

前項の組織變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第四十一條　第三十九條第二項の銀行の資本金に付ては本法施行後五年を限り第三條第一項本文の規定を適用せず第三十九條第二項の銀行の資本金に付亦同じ

命令を以て定むる人口一萬未滿の地に本法施行の際現に本店を有する銀行に付ては第三條第一項本文の規定を適用せず但し其の資本金は本法施行後五年内に五十萬圓以上と爲すことを要す

第四十二條　本法施行の際現に銀行にして其の商號中に銀行なる文字を用ひざるもの及銀行に非ずして其の商號中に銀行たることを示すべき文字を用ふるものに付ては本法施行後六月を限り第四條の規定を適用せず

第四十三條　本法施行の際現に第五條の業務以外の業務を營む銀行は本法施行後五年を限り仍其の業務を繼續することを得

第四十四條　第三十九條第二項の銀行の本法施行の際現に有する本店及支店以外の營業所又は代理店は本法施行後一年内に主務大臣の認可を受くるに非ざれば之を存續することを得ず

前項の認可申請書は本法施行後三月内に主務大臣に提出すべし

第四十五條　本法施行の際現に銀行の常務に從事する取締役又は支配人にして他の會社の常務に從事する者は本法施行後一年を限り主務大臣の認可を受けずして引續き他の會社の常務に從事することを得

第四十六條　第三十九條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものの業務廢止に付ては主務大臣の認可を受くべし

第四十七條　本法中取締役に關する規定は第三十九條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものに付ては其の營業主(營業主法人なるときは其の業務を執行する社員)に之を準用す

三銀行法中改正―銀行法制定の結果、貯蓄銀行法、農工銀行法、北海道拓殖銀行法中、從來銀行條例の規定を引用せる條項を改め又營業改善法の制定に伴ひ、貯蓄銀行法

申多々の改正を加へたり。

罹災手形損失補償公債法―詳細財政の部。

罹災手形善後處理法―同上

日濠特別海運損失補償法―同上

台灣製糖資に關する法律―同上

兌換券整理法―本法は明治十八年以來發行し來れる日銀兌換券(五圓、十圓、二十圓、百圓)を整理し、昭和十四年三月三十一日に於ける紙幣流通高を實際發行額と一致せしめ以て金利、物價等各種の施設に資せんと期せるものにて、即ち昭和二年四月一日より向ふ二年間に新紙幣を發行して舊券と引換へしめ、右期間後は、舊券の通用効力を失ふものとす。因に右整理に依り國庫の利益に歸する額は三千萬圓乃至四千萬圓に上るべき見込にて、政府はこれを震災手形整理公債の償還に充つる目論見なり。

公益質屋法―市町村又は公益法人の經營する公益質屋の普及を圖る目的を以て新に公益質屋法を制定し、公益質屋の設備費の半額を國庫より補助する事とす(八・二日施行)

商工會議所法―商業會議所法を根本的に改正し、新に商工會議所法を制定したるものにて、改定の要點左の如し。

一、組織内容を明確に表現する爲めに、名稱を商工會議所と改むること

二、普選の趣旨に鑑み、單一選擧制を原則とし、階級選擧制を緩和せること

三、各地方商工業の實情を確實に會議所の組織中に反映せしむる爲め、地區内重要業種を代表すべき議員を從來の議員と相並んで一定數選定するの制度を新設せること

四、一定額以上の資本を有する會社は、納稅の有無に拘らず有權者とせること

五、女子有權者が自ら投票することを認めたること

六、會社自體の外會社の取締役等に別に選擧權を認むる制度(所謂入頭割)に依る選擧權)を廢止せること

七、特別議員を廢し、代りに議決權を有せざる顧問を置くことを得せしめたること

八、書記長を理事と改稱せること

九、會社が役員たる場合に、其の會社の代表者が變更したるときは、其の會社は役員たることに失職することに改めたること

十、從來の聯合會を法認して日本商業會議所と呼ぶの新制度を設けたること

十二、自治精神の發揚を期して左記各種の認可制度を廢止せること

(イ)會議所設立發起の認可、(ロ)役員選任の認可、(ハ)議員解任の認可、(ニ)過怠金賦課の認可、(ホ)選擧權及被選擧權の停止の認可、(ヘ)營造物の設立、管理其の他商工業の發達を圖るに必要なる施設を爲す事の認可

保險業法中改正―時勢の進運に鑑み、(一)生命保險會社の合併並に保險契約の包括移轉手續の簡易化、(二)保險會社職員手續の簡易化を圖れるもの。

輸出絹織物取締法―輸出絹織物の取締に付ては、從來輸出羽二重精練業法を以て精練上の取締を爲し、或は輸出羽二重取締規則に依りて不正の增量を取締り、或は主要產地及輸出港所在の府縣をして輸出絹物の檢査を勵行せしめ來りたるも、輸出絹織物に對する海外の非難止まざるを以て、新に本法を制定して其取締を嚴重にし、以て海外に於ける信賴を高めんと期せるものにて、本法に依り從來府縣に在りし檢査所を其儘置期間二年を三年に延長し、一方違反者に對する取締を嚴重にせり(九・一日施行)

保稅工場法―假置場法を改正せるものにて從來の假置場を保稅工場と改め、同工場に於ける外國貨物の加工、改裝、仕分並に外國貨物を原料とする製造、內國貨物の加工、製造等について同工場利用者に便宜を與へ、一、砂糖消費稅の改正に伴ひ、和蘭標本色相第十一號未滿のものを据置きとし、色相第十一號以上二十二號未滿のものは一律に三圓九十五錢を課し、其他のものは五圓三十錢に引上ぐ

一、酸化コバルトは無稅

一、タピオカ、マニオカ及びセイゴ每百斤一圓を一圓八十錢に引上ぐ

一、コーンスターチ四圓五十五錢を二圓卅錢に引上ぐ

一、バター每百斤廿九圓六十錢を卅六圓九十錢に引上ぐ

一、オレイン每百斤五圓を七圓六十錢に引上ぐ

一、カッサバルートに對し新に每百斤六十錢の關稅を附課す

關東州特惠關稅改正―關東州産の輸入稅免除品中コールタール分餾物を削除し、黃麻繊絲、別號に揭げざる繊物と繊物製品、特殊鋼(一の內全重量百分中クローム、タングステン又はモリブデンの重量〇・五以上を含有するものニッケル及びクロームを含む電氣抵抗材料を兒童品として新に追加し、大豆硬化油從價二割を每百斤一圓廿錢に、別號に揭げざる布帛製品從價三割五分を每百斤二圓八十五錢に改む。

保稅倉庫法中改正―從來保稅倉庫に藏置したる貨物の輸入稅は、「輸入の時」の性質及び數量に依り徵收する規定なりしを「輸入の時に改め、藏置し得る貨物の指定を大藏大臣より稅關長の手に移し、同時に入庫、手入、課稅等に對する手續を簡易にし、藏置期間二年を三年に延長し、一方違反者に對する取締を嚴重にせり(九・一日施行)

保稅工場法―假置場法を保稅工場と改め、同工場に於ける外國貨物の加工、改裝、仕分並に外國貨物を原料とする製造、內國貨物の加工、

銀行及金融

紙幣銀行券流通高

年次	小額紙幣	日本銀行券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
一二	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
一三	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
一四	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
昭和元	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
二 一月	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
二 四月	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
二 五月	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六
六月	三五、八三一	一四八、八九二	三五、八三一	一四、八九二	二五四、八四六

兌換券發行高（各年末、昭和二年は六月末）

種別	大正元	一二	一三	一四	昭和元	二
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
發行高	一、一〇三、五九二	一、一〇三、五九二	一、六三二、三五二	一、五三九、七〇八	一、五四四、七六五	一、五二一、八四二
內譯 準備	一、〇三二、八九八	一、〇三二、八九八	一、六三二、三五二	一、五三九、七〇八	一、五四四、七六五	一、五二一、八四二
內譯 保證	七〇、六九四	七〇、六九四	一、〇七九、〇四〇	一、〇七九、〇四〇	一、〇七九、〇四〇	一、〇七九、〇四〇
制限外	八一、八九八	八一、八九八	五六、二二〇	一、八九二	一、八九二	一、八九二

銀行券發行高（各年末、昭和二年は六月末）

種別	正金銀行	臺灣銀行	朝鮮銀行	計
	大正元、昭和元 二	大正元、昭和元 二	大正元、昭和元 二	
	千圓 千圓	千圓 千圓	千圓 千圓	千圓
發行高	五七四、七一四 三四〇、五五	四五、七一四 四八、八四五	三五、三五五 二一、九三六	六五三、八九七 四二四、八六三
正貨準備	三、八五二、二八八 千弗 四、八四五 千弗	九四五〇	三、三五〇、八	三、八九七、一三五 四、八四五
保證高	三、五二三、四四七	四、一八	二、九五二、一三	六、四七五、一三

小額紙幣發行及銷却高（各年末、昭和二年は六月末）

種別	大正一	一三	一四	昭和元	二
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
發行額	四四四、五二〇	四四四、五二〇	四四四、五二〇	四四四、五二〇	四四四、五二〇
銷却額	三九、三二〇	三九、三二〇	三九、三二〇	三九、三二〇	三九、三二〇
現在額	三五、八七、二〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇

銀貨幣製造高

年度	五拾錢	貳拾錢	拾錢	計
	千圓	千圓	千圓	千圓
創業—明治三〇	九、三〇二、六〇〇	七、六〇二、〇〇〇	▲四五、四四九、三六〇	▲六二、三五四、九六〇
明治三一—四四	八〇、〇六一、七〇〇	三五、九七三、〇〇〇	一九、八三三、六〇〇	一三五、八六八、三〇〇
大正元—五	三二、三五八、二〇〇	一四、四〇〇、〇〇〇	七、九二〇、〇〇〇	五四、六七八、二〇〇
六	三〇、〇五五、八〇〇	一三、四〇〇、〇〇〇	七、四二五、〇〇〇	五〇、八八〇、八〇〇
七	三〇、〇五五、八〇〇	一三、四〇〇、〇〇〇	七、四二五、〇〇〇	五〇、八八〇、八〇〇
八	三〇、〇五五、八〇〇	一三、四〇〇、〇〇〇	七、四二五、〇〇〇	五〇、八八〇、八〇〇
昭和元	三三、三六六、八〇〇	一四、八〇〇、〇〇〇	八、二五〇、〇〇〇	五五、四一六、八〇〇
二	一六、六六六、六〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	四、一二五、〇〇〇	二七、七〇八、六〇〇
計	▲三三、三六六、八〇〇	▲一四、八〇〇、〇〇〇	▲八、二五〇、〇〇〇	▲五五、四一六、八〇〇

▲印に於て計及び合計額當落せざるは、明治二十九年度迄鑄造したる五錢銀貨二百五十二萬七千九百六十八圓九十錢を省略したるに由る。前記五錢銀貨の外、尙明治二十九年度迄に鑄造したる一圓銀貨一億六千二百十五萬圓、貿易銀三百五萬七千二百五十三圓あり。

白銅、青銅貨幣製造高

年度	白銅貨 拾錢	五錢	青銅貨 壹錢	五厘
	圓	圓	圓	圓
創業—明治四〇				
明治四一—四四				
大正元—五				
六				
七				
八				
昭和元				
二				
計				

金融及銀行

正貨現在高

年次	現在總額	政府	日本銀行	內地	所在地別	海外
	千圓	千圓	千圓	千圓		千圓
大正元	三五、一〇〇	八、一〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇		二、〇〇〇
一二	一、三四〇、一九二	六六、八九八	五五、一四二	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
一三	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
一四	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
昭和元	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
二 一月	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
二 四月	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
二 五月	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇
六月	一、三四〇、八一〇	五五、一四二	四四、八九八	一、二四四、一四二		一二四、〇〇〇

金貨幣製造高

年度	貳拾圓	五圓	計
	千圓	千圓	千圓
創業—明三〇 舊貨幣	九五、四〇〇		九五、四〇〇
明三〇—四四 ×	一八、七一〇、八〇〇	▲四〇、六六八、九三〇	▲五九、四一九、七三〇
大正元—五	一、三五〇、〇〇〇	四一、四六六、六六〇	四二、八一六、六六〇
六	一、三五〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三五〇、〇〇〇
七	三、五〇〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇
八	三、五〇〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇
二三	三、五〇〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇
計 ×	三三、六五〇、八〇〇	▲九四、一三三、六六〇	▲一二七、七八四、四六〇

大正九年度以降十二年迄及十四年度以降其製造なし。明治三十年度を二欄に重複掲載せるは、前欄は舊貨幣にして、後欄は新貨幣を計上せるが爲なり。×印は舊貨幣を貨幣法の規定に依り二倍に換算せるものなり。▲印に於て計の算當せざるは舊二圓金貨表記金額百七十六萬七千四百九十八圓、換算金額三百五十三萬四千九百九十六圓、舊一圓金貨裏記金額二百三萬七千五十五圓、換算金額四百七萬四千百十圓を裏中より省略せるに由る。

銀行數、資本額、入出金

年次	行數	資本金	拂込資本金	積立金	入金	出金	純益金
		千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	二、一五一	二、八五五、九二一	一、八六八、七〇五	一七九、五八〇	九八、〇七四、四〇七	九八、七四五、三五五	一、六五五、七七
二	二、一九〇	二、八八八、八〇〇	一、八九二、七〇五	一七九、五八〇	七七、五〇二、九九五	七七、九二一、三五五	一、六五五、七七
三	二、一七二	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七
四	二、一七八	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七
五	二、一七八	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七
六	二、一七八	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七
七	二、一七八	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七
八	二、一七八	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七
昭和元	二、一七八	二、八八八、八〇〇	一、九二三、三〇五	一八七、五八〇	八五、三四三、六四五	八五、七三五、三五五	一、六五五、七七

銀行總勘定（十四年末）

年次	預金		貸付	割引手形	爲替手形	有價證券	金銀有高
	貸	出					
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
日本銀行	六六七、〇一三	三五五、一四一	四四四、六七七	一六、三五五	一二、四〇八	三五九、一四一	三五九、一四一
橫濱正金	三五五、一四一	七四四、九五五	七四四、九五五			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
日本勸業	五五、八三二、九九	四四、三二九	四四、三二九			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
農工銀行	四四、三二九	三五、九八一	三五、九八一			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
北海道拓殖	三五、九八一	三三、三八一	三三、三八一			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
臺灣銀行	三三、三八一	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
興業銀行	一〇、一〇〇	七、一五四	七、一五四			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
朝鮮銀行	七、一五四	八、七四二	八、七四二			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
內地支店	八、七四二	七、一五四	七、一五四			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
普通銀行	七、一五四	一、九二〇、八一〇	一、九二〇、八一〇			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
貯蓄銀行	一、九二〇、八一〇	三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇			三、七三五、八一〇	三、七三五、八一〇
計	三、七三五、八一〇						
大正一三	三、七三五、八一〇						
昭和元	三、七三五、八一〇						

銀行合併數

種別	行數	資本金
	昭和二	千圓
大正元	三六	三五、九二一
五	四一	四〇、〇〇〇
一一	五五	三五、九二一
一二	五五	三五、八三一
一三	五五	三五、八三一
一四	五五	三五、八三一
一五	五五	三五、八三一

合併に依る新設又は存續（普通貯蓄計）

合併に依る解散又は廢業（普通貯蓄計）

昭和二年度は六月末迄の計なり。尙ほ此外に明治二十九年度迄に鑄造したる舊二錢銅貨五百五十一萬四千五十四圓二十四錢、同一錢銅貨四百八十八萬七百四十四圓九十九錢、半錢銅貨百九十七萬七千七百六十五圓七十六錢、一厘銅貨四萬四千四百九十一圓七十五錢、計千二百四十一萬八千五十六圓七十四錢あり。

十二年の解散又は廢業には、他業會社五、資本金二百四十萬圓を含む。昭和二年は六月末迄の累計なり。

日銀貸出最高最低

年次	最高	最低	年末
大正一一	千圓 五八〇、三五一	千圓 三二、六三一	千圓 三二、六三一
一二	八五、一六一	三五、〇三一	三五、〇三一
一三	一四五、三三一	六九、八〇八	一〇五、三三九
一四	一五九、三三九	七六、八〇八	一〇五、三三九
昭和一・六	二〇五、九二一	八〇、三五九	二〇五、九二一

銀行預金内容（各年末）

	大正元	一三	一四
	千圓	千圓	千圓
貯金積金	一、三三八、八七七	一、六三一、三五六	一、九三七、三五六
公金預金	二六三、五五五	二〇〇、三一七	二〇七、三五五
當座預金	四一〇、三三九	一、三五五、七一一	一、四五五、七一一
特別當座	一、八九五、〇二九	二、四五五、〇二九	二、四五五、〇二九
定期預金	七六、七〇一	一、九五五、〇二九	二、四五五、〇二九
通知預金	三五、〇三一	三五、〇三一	三五、〇三一
其他	四八、二七九	五九、一三五	三五、〇三一
計	四、八三九、一三五	六、四五五、〇二九	七、四五五、〇二九

銀行地方別（十四年末）

道府縣	普通銀行 本店數	普通銀行 拂込資本金	貯蓄銀行 本店數	貯蓄銀行 拂込資本金
		千圓		千圓
北海道	一	一、〇〇〇		
青森	一	一、〇〇〇		
岩手	一	一、〇〇〇		
宮城	二	二、〇〇〇		
秋田	一	一、〇〇〇		
山形	一	一、〇〇〇		
福島	一	一、〇〇〇		
茨城	一	一、〇〇〇		
栃木	一	一、〇〇〇		
群馬	一	一、〇〇〇		
埼玉	一	一、〇〇〇		
千葉	一	一、〇〇〇		
東京	二一	三〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇
神奈川	一九	三、五五五	一	一、〇〇〇
新潟	一九	三、六五五	一	一、〇〇〇
富山	一九	二、五五五	一	一、〇〇〇
石川	一二	二、〇五五	一	一、〇〇〇
福井	一二	二、〇五五	一	一、〇〇〇
長野	一七	二、五五五	一	一、〇〇〇
山梨	一〇	一、七五五	一	一、〇〇〇
岐阜	一七	二、五五五	一	一、〇〇〇
静岡	二三	三、五五五	一	一、〇〇〇
愛知	二九	五、五五五	一	一、〇〇〇
三重	一七	二、五五五	一	一、〇〇〇
滋賀	一〇	一、七五五	一	一、〇〇〇
京都	一九	三、五五五	一	一、〇〇〇
大阪	四二	八、〇五五	一	一、〇〇〇
兵庫	二九	四、五五五	一	一、〇〇〇
奈良	一六	二、五五五	一	一、〇〇〇
和歌山	一三	二、〇五五	一	一、〇〇〇
鳥取	一一	一、七五五	一	一、〇〇〇
島根	一一	一、七五五	一	一、〇〇〇
岡山	一九	三、五五五	一	一、〇〇〇
廣島	二〇	三、五五五	一	一、〇〇〇
山口	一三	二、〇五五	一	一、〇〇〇
德島	一一	一、七五五	一	一、〇〇〇
香川	一一	一、七五五	一	一、〇〇〇
愛媛	一三	二、〇五五	一	一、〇〇〇
高知	一〇	一、五五五	一	一、〇〇〇
福岡	二四	四、〇五五	一	一、〇〇〇
佐賀	一一	一、七五五	一	一、〇〇〇
長崎	一三	二、〇五五	一	一、〇〇〇
熊本	一四	二、五五五	一	一、〇〇〇
大分	一三	二、〇五五	一	一、〇〇〇
宮崎	一一	一、七五五	一	一、〇〇〇
鹿兒嶋	一九	三、〇五五	一	一、〇〇〇
沖繩	一	一、〇〇〇		
臺灣	一	一、〇〇〇		
樺太	一	一、〇〇〇		
計	四二五	三、五五五、〇二九	一二五	一二五、〇〇〇

全國主要銀行（資本金五百萬圓以上、昭和二年上半期現在、東京市を除く）

銀行名	資本金 拂込	積立金	期末預金	期末貸出	醵當設立年月	所在地	代表者
	千圓	千圓	千圓	千圓	年月		
愛知農工	一、二五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三一・七	名古屋	渡邊義筆
愛知貯蓄	六〇、〇〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、〇〇〇	元・四	名古屋	織員浩
秋田	三、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	明四五・七	秋田	奈良磐松
利足	三、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大六・八	荻野萬太郎	
愛媛	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三九・七	松山	村上半太郎
愛媛農工	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・三	松山	高林泰虎
大阪農工	七、〇〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	大六・一	大阪	弘世正二郎
大洲	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	昭二・八	大洲	村元五郎
大和	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三九・七	大阪	保井猶造
近江	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三九・七	大阪	上莊三
大分	六、三五〇、〇〇〇	四、二一〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明二九・三	大分	和田莊七
加州	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大六・一	金澤	加藤騎比古
加能合同	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	明三九・七	大阪	廣岡惠三
鹿兒嶋	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三九・七	鹿兒嶋	鎭原隼人
鹽尻	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大六・一	金澤	村尾震三郎
五十二	七、〇〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明二九・三	鹽嶋	川三四郎
神戸岡崎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	松山	定次郎
鴻池	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	石原	操吉
三十五	四、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	明二九・三	神戸	藤吉
三十四	六、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三九・七	岡崎	
三十八	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	大九・九	大阪	
山陽	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	男鴻池善右衛門
四十三	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	中村圓一郎
四十七	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	靜岡	中村圓一郎
四十二	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	大阪	菊地恭三
山國	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	大阪	伊藤長次郎
陰陽	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	大阪	脇繁次郎
米子	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
安田善兵衛	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
宮本吉右衛門	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
安田善兵衛	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
中村新太郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
富山銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
仙臺大塚民三郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
水戸江幡	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
名古屋恒川小三郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
長岡山口誠太郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
長野西澤喜太郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
西宮八馬金介	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
大分長野善五郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
大阪門脇正	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
岐阜野呂駿三	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
川喜田久太夫	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
津山齋藤謙	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
神戸大谷吟右衛門	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
浦和大川平三郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
市嶋保治郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
男藏田平太郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
大阪加藤敬三郎	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
札幌	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
松江三嶋佐次右衛門	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
津	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
小林嘉平治	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
名古屋	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
生駒重彥	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
金田一國士	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
岡山吉郎兵衛	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
大阪澤一徹	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
四日市濱兒玉讓次	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大九・九	岡山	土居通博
橫濱正金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	明三一・一	橫濱	正金
吉野	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	大六・一	吉野	

東京主要銀行（資本金三百萬圓以上、昭和二年上半期成績）

總て株式會社、▲印は昭和元年下期末現在。

銀行名	資本金 拂込	積立金	期末預金	期末貸出	醵當設立年月	所在地	代表者
	千圓	千圓	千圓	千圓	年月		
兩羽	五、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	三、〇五〇、〇〇〇	明三一・一	山形	長谷川平內
六十九	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	大六・一	岡崎	三宇都宮見目清
六十三	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	大六・一	長野	小林嶋
六十八	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	大六・一	若尾	謹之助
屋	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	明三一・一	若尾	謹之助

銀行名	資本金 拂込	積立金	期末預金	期末貸出	醵當設立年月	所在地	代表者
	千圓	千圓	千圓	千圓	年月		
川崎	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、〇三五、三〇〇	一四、三一〇、三五〇	明二・三	川崎	八右衛門	
川崎貯蓄	▲三、〇〇〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	大七・一	神田	鐵藏	
神田	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	一二、一二五、〇〇〇	明二・一	川崎	秀雄	
麹町	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八、三五〇、〇〇〇	明二・一	小池	厚之助	
小池	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	大二・一	小池	厚之助	
十五	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
第一	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
百	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
第三	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
帝國	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
朝日	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
東京府農工	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
東京渡邊	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
國	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
豐	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
明	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
東	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
井	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
中	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
中澤	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
脇	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本勤業	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本興業	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本畫夜	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
十四	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
八十	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日比谷	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
不動貯金	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
三井	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	

銀行名	資本金 拂込	積立金	期末預金	期末貸出	醵當設立年月	所在地	代表者
	千圓	千圓	千圓	千圓	年月		
川崎	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、〇三五、三〇〇	一四、三一〇、三五〇	明二・三	川崎	八右衛門	
川崎貯蓄	▲三、〇〇〇、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	大七・一	神田	鐵藏	
神田	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	一二、一二五、〇〇〇	明二・一	川崎	秀雄	
麹町	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八、三五〇、〇〇〇	明二・一	小池	厚之助	
小池	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	大二・一	小池	厚之助	
十五	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
第一	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
百	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
第三	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
帝國	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
朝日	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
東京府農工	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
東京渡邊	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
國	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
豐	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
明	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
東	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
井	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
中	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
中澤	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
脇	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本勤業	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本興業	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日本畫夜	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
十四	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
八十	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
日比谷	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
不動貯金	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	
三井	▲一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一四三、三三三	一四、三一〇、三五〇	明二・三	西野	元	

銀行名	資本金（千圓）	拂込資本金（千圓）	積立金（千圓）	期末預金（千圓）	期末貸出金（千圓）	配當年率	設立年月	代表者
三菱	▲五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三七、一八〇	三〇三、五三一	二四三、三四一	一・〇〇	大八・八	串田萬藏
村井	▲二〇、三五〇	五、一二五	三、五二五	六〇、一五八	四〇、五八六	〇・五〇	明三七・一二	村井貞之助
森村	▲五、〇八〇	二、〇八〇	一、三二〇	一九、八三五	一六、一六三	一・〇〇	大一二・六	森村開作
安田	▲一五〇、〇〇〇	九二、七五〇	五六、六九四	五二〇、八四四	四三三、九〇八	一・二〇	一三・五	安田善次郎
安田貯蓄	▲五、〇三五	二、〇二三	一、六三八	一〇九、二〇三	一五、〇〇〇	〇・六〇	明元・九	安田善次郎

凡て株式會社、▲印は昭和元年下期末現在。

外國銀行（本邦に支店を有する者）（昭和元年末現在）

本店所在	名稱	所在地	所在支店資本金（千圓）	支店營業認可年月
英國	ゼ・ホンコン・エンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション	横濱	一、三五〇	明三三・七
〃	〃	神戸	一、七五〇	〃三三・七
〃	〃	東京	—	大一三・一二
〃	〃	長崎	三五〇	明三三・七
〃	ゼ・チャーター・ド・バンク・オブ・インディヤ・オーストラリヤ・エンド・チャイナ	東京	—	大一三・八
〃	〃	横濱	一、五〇〇	明三三・七
〃	〃	神戸	—	〃三三・七
佛國	日佛銀行	東京	九五〇	大元・一二
〃	バンク・アンダストリエル・ド・シーン	横濱	—	〃元・二
〃	露西亞銀行	横濱	三五	明三三・七
米國	ゼ・ナショナル・シチー・バンク・オブ・ニューヨーク	神戸	—	昭元・一二
〃	〃	横濱	—	〃元・一二
〃	〃	東京	—	〃元・一二
〃	〃	大阪	—	〃元・一二
〃	アメリカン・エキスプレス	横濱	—	〃八・六
獨國	獨亞銀行	横濱	一、〇〇〇	明二六・一〇
〃	〃	神戸	—	〃三九・五
和蘭	ネザーランデッシユ・ハンデル・マーツチヤッピー	神戸	—	大九・六
〃	ネーデルランデ・イツシエ・インデイツシエ・ハンデルスバンク	神戸	—	〃九・三
〃	〃	横濱	—	〃一五・一二
〃	〃	東京	—	〃一五・一二

本店所在	名稱	所在地	所在支店資本金	支店營業認可年月
勞農露國	バンク・ダルネ・アクシオニヤー	神戸	四〇〇	大一四・九

外國銀行營業概況（各年末）

年次	支店出張所	資本金	預金（圓）
大正元	一〇	五、三三五、〇〇〇（圓）	三八七、四三〇、六六八
一一	一九	五、二七五、〇〇〇（圓）	三六八、四四七、六九
一二	二〇	七、四九五、〇〇〇（弗）	—
一三	三〇	二〇、三三五、〇〇〇（圓）	四五、八二三、九三一
一四	三〇	二一、三三五、〇〇〇（圓）	四三、八二三、九二一

在支邦人銀行（十四年末）

所在地	本店數	資本金（千圓）	所在地	本店數	資本金（千圓）
關東州	四	五六、〇〇八	吉林省	四	四、三〇〇
奉天省	一一	八、五〇〇	山東省	二	一、五二〇
直隷省	一	五、〇〇〇	其他	三	三、三二〇
			計	二四	七七、五二八

普通銀行貸出擔保（十四年末現在）

種別	貸付金（千圓）	種別	貸付金（千圓）
國債及地方債	一四、二一七	船舶各種財團	九二、七〇三
社債券	一七、六〇九	雜	一九五、五〇三
諸證券及株券	一、九八九、一五九	信用及保證	二、五三二、七五三
地所建物	一、四九三、六七三	合計	七、二六九、七四八
商品	三八七、三八七		

手形交換所社員銀行成績（昭和二年は六月末）

年次	銀行數	拂込資本（千圓）	積立金（千圓）	預金（千圓）	貸出金（千圓）	有價證券（千圓）	コールローン（千圓）	金銀在高（千圓）
大正元	一一五	一〇三、九一八	三九、三五八	四二三、九六九	三八七、七五六	一三八、一三〇	—	四五、四二八
一三	三七六	九六八、四二九	五〇〇、一四三	五、一二四、〇九一	五、三〇三、三九一	一、七九八、三三三	三七六、四〇三	五六一、八二四
一四	三一四	九八八、一五三	五四九、二四八	五、四〇一、八六三	五、六六三、八五四	一、九四七、〇九五	四四四、八三四	五三五、五四四
昭和元	四一七	一、〇三九、二三二	六〇五、六八八	五、一七八、七七六	五、一八五、〇九三	三、〇五〇、三三四	四七七、三九	五五六、九三
二	四〇六	九五八、七一六	五一三、三二七	五、三三五、〇四六	五、三二一、四三〇	三、一一〇、三三〇	三五七、七三	五三一、一五六

本表は東京、大阪、神戸、京都、横濱、名古屋、廣島、關門、金澤、函館、小樽、札幌、福岡、長崎、新潟、熊本、岡山、仙臺、松江、秋田、青森、濱松、福島、小倉の二十四交換所（此の外現在交換所旭川、富山、高岡の三あり）の社員及び代理交換銀行の勘定にして、長崎は十年四月より、新潟及び熊本は十一年四月より、岡山及び仙臺は十二年四月より、旭川以下八交換所分は十五年より加算す。

手形交換高（昭和二年は六月迄の計）

交換所	設立年月	大正元 枚數（千枚）	大正元 金額（百萬圓）	一三 枚數	一三 金額	一四 枚數	一四 金額	昭和元 枚數	昭和元 金額	二 枚數	二 金額
東京	明二〇・一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神戸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
横濱	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關門	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
金澤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
函館	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小樽	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
札幌	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	明六・四	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
仙臺	大八・二	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松江	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
濱松	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秋田	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小倉	—	—	—	—	—	—	—	七	三〇	三三	一三
計		九、九九三	九、七三三	三三、一八六	七三、七九九	三三、八四六	八三、一三三	三七、八三一	八六、九三六	一六、三七〇	三五、九三三

不渡手形（各年末、昭和二年は六月末）

交換所	大正元 枚數	大正元 金額（千圓）	一三 枚數	一三 金額	一四 枚數	一四 金額	昭和元 枚數	昭和元 金額	二 枚數	二 金額
東京	一、一五三	四〇九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神戸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
横濱	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	一八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關門	一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
金澤	二〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
函館	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小樽	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
札幌	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
仙臺	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松江	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
濱松	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秋田	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小倉	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	二、一三〇	七五二	四、三九五	三、二七五	六、一七七	四、三九六	七、二六六	四、三二七	三、五二〇	一、九六二

日本銀行金利

改定年月日	貸付 國債抵當（錢厘）	貸付 國債以外抵當（錢厘）	商業手形割引（錢厘）	當座貸越（錢厘）	定期預金（分厘）
大正元・一〇・二	一七	一八	一七	二〇	三〇
〃・一〇・一四	一八	一九	一八	二二	三〇
三・七・六	二〇	二一	二〇	二三	三〇
五・四・一七	一八	一九	一八	二一	三〇
五・七・五	一六	一七	一六	一九	三〇
六・三・六	一四	一五	一四	一七	三〇
大正七・九・一六	一六	一七	一六	一九	三〇
〃・一一・二五	一八	一九	一八	二一	三〇
八・一〇・六	二〇	二一	二〇	二三	三〇
〃・一一・一九	二二	二三	二二	二五	三〇
一四・四・一五	二〇	二一	二〇	二二	—
一五・一〇・四	一八	二〇	一八	二一	—
昭和二・三・九	一七	一八	一六	二〇	—

定期預金（年利）の外は凡て日步。

主要銀行協定利率（定期は年利、其他は凡て日歩）

實施年月日	定期預金 甲（分厘）	定期預金 乙（分厘）	當座預金 甲（錢厘）	當座預金 乙（錢厘）	小口當座預金 甲（錢厘）	小口當座預金 乙（錢厘）	通知預金 甲（錢厘）	通知預金 乙（錢厘）	貯蓄預金 甲（錢厘）	貯蓄預金 乙（錢厘）
東京 大正七・一二・三	六〇	六三	一〇	一二	一四	一六	一五	一五・六	一四	一五
東京 九・三・一	六五	六八	一〇	一二	一四	一五	一五	一六	一四	一五
東京 一〇・三・一	五七	六三	七	八	一二	一三	一三	一三	一二	一三
東京 〃・八・五	五三	五七	六	七	一〇	一三	一二	一三	一二	一三
東京 一二・四・一	六〇	六五	六	七	一二	一三	一三	一三	一二	一三
東京 昭和二・二・九	五五	六〇	五	六	一〇	一三	一二	一三	一二	一三
大阪 大正七・一二・五	六〇	六三	八	八	一三	一三	一三	一三	一三	一三
大阪 九・三・一	六五	六八	九	九	一三	一四	一五	一六	一三	一四
大阪 一〇・三・一	五七	六三	七	八	一二	一三	一三	一三	一二	一三
大阪 〃・八・五	五三	五七	六	七	一〇	一三	一二	一三	一二	一三
大阪 一二・四・一	六〇	六五	六	七	一二	一三	一三	一三	一二	一三
大阪 昭和二・二・九	五五	六〇	五	六	一〇	一三	一二	一三	一二	一三

東京、大阪金利（日銀調査）

年次	東京 割引 最高（毛）	東京 割引 最低	東京 コール 最高	東京 コール 最低	大阪 割引 最高	大阪 割引 最低	大阪 コール 最高	大阪 コール 最低
大正五	一九〇	一〇〇	二〇〇	一〇	一九〇	八〇	一八〇	五〇
一〇	二九〇	一七〇	三二〇	五〇	二六〇	一七〇	三二〇	五〇
一一	二六〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇	二六〇	二一〇	三五〇	一〇〇
一二	二七〇	二三〇	三一〇	一三〇	二五〇	二三〇	二八〇	一二〇
一三	二八五	二二〇	二七〇	一一〇	二五〇	一八〇	二五〇	一二〇
一四	二一〇	一七〇	二二五	一一五	二五〇	一七〇	二五〇	一二〇
昭和元	二五〇	一七〇	二一〇	一二九	二五〇	一七〇	二三〇	一一〇

不動産抵當貸付金利（勸銀調査）

種別	大正元（分）	一三	一四	一五	昭和二
勸銀（耕地）	七・五〇	七・八〇	七・八〇	七・七〇	七・六〇
勸銀（其他）	七・五〇	八・八〇	八・八〇	八・七〇	八・五〇
農工銀行	八・四〇	九・五〇	九・五〇	九・六〇	九・〇〇
普通銀行	九・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一〇・八〇	—
個人	一二・四〇	一一・九三	一一・八三	一一・七四	一一・六四

大正元年は下期、他は上期なり。

産業組合利率

地方	信用組合 貸付	信用組合 貯金	信用組合聯合會 貸付	信用組合聯合會 貯金
	割	割	割	割
北海道	1.136	0.764	0.900	0.738
宮城	1.120	0.630	0.900	0.666
栃木	1.117	0.666	0.895	0.733
新潟	1.125	0.589	0.891	0.732
長野	1.113	0.666	0.891	0.777
愛知	0.992	0.657	0.888	0.776
大阪	1.102	0.658	0.880	0.755
島根	1.104	0.764	0.895	0.778
徳島	1.108	△0.855	0.864	0.745
香川	△0.889	0.662	0.871	0.618
熊本	1.120	0.667	0.851	0.669
沖縄	×1.153	×0.932	0.862	0.690

×印は全國中最高、△印は同最低。

産業組合中央金庫貸出利率

種別	大正十五年一月二十五日改訂	昭和二年四月一日改訂
	錢	錢
手形割引(日歩)	2.2	2.1
定期貸付(年)	7.6	7.6
當座貸越(日歩)	—	2.2

銀行債券現在高
(各年末現在)

種別	大正元	一四	昭和元
	千圓	千圓	千圓
興業債券	252,913	286,269	317,207
勸業債券	129,605	695,353	601,287
貯蓄債券	18,233	5,802	1,035
拓殖債券	13,972	82,648	98,649
殖産債券	—	135,976	14,847
農工債券	60,639	333,320	337,975
復興債券	—	40,701	60,352
農工債券	—	×16,773	×313,247
計	368,552	1,554,365	1,633,030

×印は勸銀合併分を示す。

農工債券現在額
(昭和元年末)

銀行	現在額	銀行	現在額
	千圓		千圓
東京府	52,658	長野縣	10,552
大阪府	43,868	濃飛	7,609
神奈川縣	26,417	宮城縣	9,076
兵庫縣	66,415	福島縣	8,142
長崎縣	3,093	岩手縣	7,235
埼玉縣	4,169	岡山縣	15,404
群馬縣	5,525	廣島縣	13,265
千葉縣	4,490	阿波	5,695
茨城縣	8,495	愛媛縣	10,280
栃木縣	5,776	大分縣	4,221
奈良縣	6,225	肥後	3,370
三重縣	24,532	宮崎	3,981
愛知縣	15,320	鹿兒島	2,020
滋賀縣	17,676	計	371,975

會社々債現在高
(各年末現在)

種別	大正元	一四	昭和元
	千圓	千圓	千圓
鐵道及軌道	16,859	275,008	395,337
海運及造船	19,859	120,300	135,352
鑛業及冶金	10,322	40,453	46,999
電燈電力	8,337	296,980	277,363
紡績	17,443	86,619	91,780
製造工業	29,083	41,972	254,201
其他	3,025	233,537	233,625
計	86,962	1,062,403	1,848,665

社債平均償還期限

年次	期間	年次	期間	年次	期間
	年月		年月		年月
大正元	7.8	大正一一	4.6	大正一四	5.6
六	8.3	一二	4.5	昭和元	6.1
一〇	4.9	一三	3.5	二	6.6

各種財團抵當起債額
(勸銀調査)

業別	大正一四上期 口數	大正一四上期 金額	一四下期 口數	一四下期 金額	一五上期 口數	一五上期 金額	昭和元下期 口數	昭和元下期 金額
		千圓		千圓		千圓		千圓
製造工業	56	39,672	60	41,317	52	49,297	52	52,776
電氣瓦斯業	36	22,665	41	57,797	27	60,405	24	13,531
鐵道軌道	32	12,630	29	17,232	36	33,350	13	23,337
鑛業	2	1,150	1	1,166	7	3,809	—	—
雜業	8	5,120	16	4,151	23	5,250	7	1,267
計	134	160,779	155	121,993	146	152,733	116	85,113

不動産抵當債務推定高
(勸銀調査)

年末	土地 件數	土地 金額	建物 件數	建物 金額	計 件數	計 金額
		千圓		千圓		千圓
大正一一	3,223,567	3,849,408	3,216,833	602,874	3,259,900	4,452,362
一二	3,225,102	3,846,386	3,250,780	605,852	3,260,398	4,452,238
一三	3,234,163	3,838,283	3,257,486	658,435	3,268,293	4,496,718
一四	3,233,633	3,890,329	3,279,663	684,423	3,294,842	4,574,752

外國發行債券及社債
(昭和元年末)

種別		發行高	換算高	現在高	發行價格	利率	發行年月	償還滿期
		千磅・千弗	千圓	千圓		分	年月	年月日
興業債券 一三回	英	1,000千磅	9,763	10,325	97磅	5.0	明四一・三	昭八・三・一
	佛	1,000千佛						
〃 五回	米	3,000千弗	4,133	4,133	99 1/4弗	6.0	大一三・八	二・八・一五
拓殖債券(八回)	英	5,000千磅	5,000	2,491	92 1/2磅	5.0	明四〇・六	八・六・三〇
東拓社債(二五回)	米	19,900千弗	39,919	35,981	92弗	6.0	大一三・三	二八・三・一五
南滿洲鐵道社債(十九回)	英	4,000千磅	39,052	39,052	86磅	5.0	一二・九	三三・七・一五
東京電燈社債	英	3,600	35,289	35,289	87	6.0	一三・七	三三・六・一五
	英	600	5,857	5,857	83	6.0	一四・三	三三・六・一五
大同電力社債	米	24,000千弗	48,144	48,124	96 1/8弗	6.0	一四・八	一六・八・一
	米	15,000	30,090	28,032	96 1/2	7.0	一三・八	一九・八・一
	米	13,500	27,081	26,015	86 1/2	6.5	一四・七	二五・七・一
東邦電力社債	米	15,000	30,090	29,337	90 1/2	7.0	一四・三	三〇・三・一五
	英	3,000千磅	2,926	2,926	97磅	5.0	一四・六	二九・七・一五
	米	10,000千弗	20,020	20,020	96弗	6.0	一五・七	四・七・一五
宇治川電氣社債	米	14,000	28,084	27,229	92弗	7.0	一四・三	二〇・三・一五

内地發行外國公債
(昭和元年末)

種別		發行額	發行價格	利率	發行年月	償還滿期	現在額
		千圓	圓	分	年月	年月	千圓
露國	大藏省證券	50,000	—	6.0	大正六・一	大正七・一	50,000
	〃	3,152	—	5.0	六・一	七・一	3,152
	〃				六・八	七・八	
	〃	531	—	〃	六・五	七・五	531
	〃				六・七	七・七	
	〃	5,683	—	〃	六・六	七・一	5,683
	〃				七・七	七・一〇	
	〃	105,000	—	6.0	六・九	七・九	105,000
	〃	66,667			六・一〇	七・一〇	66,667
	計	240,033	—	—	—	—	240,033
支那	交通部五分利鐵道公債	10,000	97 1/2	5.0	明治四四・三	昭和二・三	10,000
	五分利附興業鐵道公債	5,000	86 1/2	〃	大正四・二	三〇・二	5,000
	國庫證券	10,000	—	7.5	七・六	大正一四・二	10,000
	〃	20,000	—	7.0	一四・九	昭和二・九	20,000
	〃	20,000	—	8.0	〃	大正一四・一〇	20,000
	〃	20,000	—	〃	〃	〃	20,000
	計	85,000	—	—	—	—	85,000

外資現在高

年次	國債	海外流出内國債	地方債	社債	外人會社放資	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	1,447,669	72,132	177,252	147,539	39,521	1,854,118
五	1,264,852	56,173	175,206	166,188	36,697	1,809,019
一二	1,320,614	7,026	130,324	133,941	31,993	1,683,007
一三	1,502,359	25,954	137,405	193,460	31,993	—
一四	1,510,325	8,713	134,637	332,557	31,993	1,987,205

海外流出内國債及び外人會社放資は見込高なり。

政府海外拂金
(十五年は見込額)

年度	外債償還	外債利子	各省普通經費	作業及鐵道關係	計	豫定額に比し△減
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正一三	136,368	79,569	84,740	60,103	252,778	?
一四	19,982	68,723	76,349	55,824	230,888	5,494
一五	20,034	67,427	86,060	33,908	207,427	—

國際貸借勘定

受取勘定 種別	大正一四	一五
	百万圓	百万圓
政府收入	31	10
運賃、傭船料等	196	100
外人内地消費	47	20
稼人仕送、海外事業收入等	160	160
保險收入	17	5
其他	7	—
計	565	325

支拂勘定 種別	大正一四	一五
	百万圓	百万圓
外債利子	106	130
政府支出	80	60
本邦人海外事業消費	27	40
外人内地事業收	7	25
入貿易輸入超過	267	333
其他	196	—
計	437	597
差引受取超過	128	—
差引支拂超過	—	272

拂込資本現在額

年次	銀行 現在數	銀行 拂込資本金	會社 現在數	會社 拂込資本金	計 現在數	計 拂込資本金
		千圓		千圓		千圓
大正元	2,152	571,449	13,879	1,758,620	16,031	2,337,099
五	2,161	699,032	17,347	1,752,276	9,518	2,451,610
一二	2,182	2,034,210	17,643	8,237,533	20,365	10,271,843
一三	1,807	2,020,043	19,663	8,739,779	21,240	10,759,822
一四	1,776	2,031,087	20,533	8,772,609	22,309	10,803,696

各種拂込金額
(勸銀調、昭和二年は六月迄)

年次	國債	地方債	社債	株式	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正一二	675,252	36,679	340,014	335,993	1,387,938
一三	456,024	85,227	535,135	309,367	1,385,754
一四	481,841	153,995	586,268	325,650	1,342,174
昭和元	340,201	77,865	620,167	416,136	1,479,557
二	180,875	48,420	320,424	143,126	692,635

社債株式拂込事業別
(十五年)

業別	社債	株式	計	業別	社債	株式	計
	千圓	千圓	千圓		千圓	千圓	千圓
銀行業	17,977	15,328	195,335	鐵道軌道業	67,805	69,725	137,530
保險業	—	725	725	航運業	13,513	4,043	17,556
製造業	108,997	104,720	213,718	其他	17,175	52,600	69,775
鑛業	8,905	9,325	18,235	計	620,167	441,361	1,061,540
電氣瓦斯業	336,205	184,098	520,303				

銀行會社計畫資本（日銀調、昭和二年は六月迄）

業別	大正元	一一	一二	一三	一四	昭和元	二
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
銀行業	七三、四三七	一五八、八八九	一五七、四一九	四三、七四〇	二〇、九四七	四〇、九六九	三、八四〇
信託及金融業	—	一〇一、〇〇〇	六〇、三〇〇	三四、九〇〇	八九、三八五	七一、六六〇	六二、二四五
倉庫業	—	一五、五五〇	三〇、四〇〇	一、三三〇	七、八二七	一一、五〇〇	一、三〇〇
保險業	二、〇〇〇	二八、〇〇〇	九、七〇〇	五〇〇	九、六〇〇	—	—
運輸業 鐵道及軌道業	五八、五四五	三二七、六六五	一九四、三八三	一六三、〇〇〇	三四六、四三五	二〇三、〇六〇	二九、〇五〇
運輸業 海運業	四、五五〇	一一、九〇〇	三三、一六〇	九、三一〇	五〇、六三五	一六、四〇〇	三、八〇〇
運輸業 其他	—	一四、三五〇	一三、四七五	二一、五七五	二一、〇〇七	三四、六九〇	二七、七七五
運輸業 計	六三、〇九五	二四四、九四五	二三八、九一七	一九三、七八六	二九八、〇五七	二五三、一五〇	五九、五八五
鑛業	二七、〇三〇	二八、八四三	一一、〇五〇	一三、六〇〇	二〇、八六七	四〇、〇四〇	三、九五〇
電氣業	四四、五三五	二九三、一九九	三三〇、三一四	三九、八八一	三〇〇、四一二	三一、八七九	一一、三三七
製造工業 瓦斯業	三、七二五	二、四〇〇	七六、三七七	一三、四〇五	三〇、六〇〇	五九、一三五	一七、八〇〇
製造工業 紡織業	—	一三、八〇〇	六〇〇	一五、八五一	一〇、一五〇	六、四〇〇	三一、一〇〇
製造工業 製織業	—	一三、一六七	四四、四六五	一七、二四〇	六〇、五五〇	三五、四〇〇	三、一〇五
製造工業 化學工業	—			二〇、〇二一	四三、六五〇	九二、〇八五	三九、四〇〇
製造工業 染色整理業	—	五五、九八三	三六、一三〇	一、二三〇	二、一〇〇	五、五五〇	四〇〇
製造工業 製紙業	—			四八、八七三	三八、一〇〇	三六、四三三	二、六〇〇
製造工業 機械及器具工業	—	三一、二七五	一四、九五〇	一三、〇五〇	一一、一五〇	三三、八五五	一〇、七四五
製造工業 造船及船渠業	—	一四、三七五	三三、八〇〇	一八、一〇〇	一六、〇〇〇	—	—
製造工業 窯業	—	二一、一一三	五一、三五〇	二、一二〇	一三、八〇〇	六六、六八〇	三三、五〇〇
製造工業 金屬工業	—	一三、六八五	六、一三〇	四、一七七	五、六六八	一六、九五〇	六、〇四五
製造工業 醸造業	—			九、〇二〇	一〇、五六六	二二、一九三	三七、四七五
製造工業 食料品工業	—	二四、五九五	四一、二六五	四九、三一六	四一、七七〇	三三、一九四	二、七七五
製造工業 製絲業	—			二九、九四〇	三八、一四〇	一三、一七〇	五、五〇〇
製造工業 製材業	—	五一、四九一	七〇、四五五	七、四四五	三三、三一〇	一一、八七〇	七、四三七
製造工業 雜工業	一四五、九八一			三一、二〇四	三三、五二〇	一七、四四〇	
製造工業 計	一六九、六九六	二四九、九三一	三六四、五一三	三七二、九一五	三七九、四〇八	四三五、五四〇	一八二、八〇三
水產業	八、七〇〇	三三、一五〇	一、三五〇	一、〇〇〇	七、一〇〇	一三、一九三	四、八一三
農林業	—	一六、五九五	五、九六〇	四、五六〇	六、三一〇	一五、一一五	四、一〇〇
商業其他	一三三、六三五	三三九、五九三	二五二、四二一	二三〇、四四七	一九〇、四五三	一二四、八六一	二三四、八九四
合計	五三、一〇八	一、四九二、七〇〇	一、四八二、二四四	一、〇〇三、七八九	一、二三〇、三五八	一、二七五、九四三	五六七、八三七

銀行會社新設增資額

年次	公稱 新設	公稱 增資	公稱 計	拂込 新設	拂込 增資	拂込 計	其他	合計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正四	八七、九四三	七六、一五七	一六四、〇九九	—	—	一三三、八五六	—	—
一一	九七四、五六三	五九三、〇九四	一、五六七、六五六	—	—	九七三、八二七	—	—
一二	六七一、八五五	五五一、二七六	一、二二三、一三一	一二五、〇六〇	二五五、五〇五	三八〇、五六五	三五二、九八一	七三三、五四六
一三	五五一、〇三一	四五九、九六〇	一、〇一〇、九九一	二二二、六八〇	一五八、七〇八	三八一、三八八	二五五、三六五	六三六、七五三
一四	七四九、五二二	四二七、二二六	一、一七六、七四八	三五五、八五〇	一五三、三一九	五〇九、一六九	二二八、六二五	七三七、七九四

銀行會社解散減資額

年次	公稱 解散	公稱 減資	公稱 計	拂込 解散	拂込 減資	拂込 計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正四	五四、〇六三	三〇、九九三	八五、〇五五	二七、五一四	一四、八二三	四二、三三七
一一	六二九、〇七六	一九八、九九六	八二八、〇七二	三〇四、四三五	六六、六三〇	三七一、〇六五
一二	五九九、八四七	一五一、〇〇〇	七五〇、八四七	二四六、九七二	七四、五五一	三二一、五二三
一三	五〇一、六二八	二〇五、九七九	八〇七、六〇七	二三九、四四四	一四九、三三〇	三八八、七七四
一四	四七五、四五八	二〇〇、四八一	六七五、九三九	二六四、三七三	一〇〇、七六五	三六五、一三八

重要銀行會社營業成績（大正十五、昭和元年、三井合名調査）

業別	調査社數	上半期 純益	上半期 利率	下半期 純益	下半期 利率
		千圓	割	千圓	割
銀行	三〇〇	一三三、五〇八	一・五七	一二一、五四九	一・五四
信託	三三	三、六二九	一・〇七	三、〇〇〇	一・二九
電燈電力	九五	七一、一七九	一・一九	七九、七一八	一・二八
瓦斯	一九	七、六三九	一・四〇	七、七四五	一・三三
紡織	七	二八、九二一	一・五五	二九、六八六	一・六〇
毛織	一四	×五、一三六	—	四、七一〇	一・〇一
製麻	七	×二九一	—	×三、四三九	—
人絹	二	一、五二九	三・二九	一、三三九	一・六六
麥酒	五	八、五六九	三・二五	八、〇五三	一・二三
製糖	三	一、八〇二	一・四一	二、三三四	一・八三
製粉	六	一、七五三	一・五六	×一、一九四	—
皮革	六	六、〇〇〇	一・一七	×六三三	—
製紙	一九	八、八六一	一・二四	一〇、三六〇	一・四五
洋灰	一八	四、八四九	一・〇九	六、一四〇	一・三二
化學	二六	一三、六九三	一・二二	一、四九七	〇・九六
製鋼	一三	一、五七〇	〇・一七	二、二一七	〇・三三
銅工	一〇	三、五五三	一・三七	二、八九七	一・五五
機械器具	七六	八、九九七	一・〇八	八、九三〇	一・〇三
造船造車	一六	六、七三〇	〇・八三	七、一九〇	〇・八三
鑛業	五一	一四、〇五〇	〇・六六	一六、〇一八	〇・七五
商業	八四	三一、四七六	一・五一	一七、七七六	一・三三
百貨店	四	二、〇三七	一・八九	三、〇九三	一・九五
取引所	三三	八、〇〇一	一・六五	七、三三四	一・四九
土地建物	五三	五、〇三三	〇・五五	五、四六五	〇・五九
鐵道軌道	一三二	三三、八九九	〇・九六	二八、七八九	一・一三
倉庫	三一	一、九九一	一・一三	一、六五一	〇・四九
運輸	三一	一、三七三	一・〇八	一、五四九	〇・九九
海運	三〇	七、三六一	〇・七三	六、六九〇	〇・三三
護謨栽植	一三	三、三六四	三・一四	一、三五五	一・三〇
雜	九一	一〇、八〇一	〇・九	一三、六八一	一・一三
計	一、四〇〇	[illegible]	一・一七	三九四、三五三	一・一七
其他	一〇〇	—	—	三、七七〇	〇・五一
大正一四	一、五二四	四〇四、四三六	一・二八	三七四、四五〇	一・一六
一三	一、四四六	三六六、八七九	一・三三	三八四、三八三	一・三五

【年一回決算分】

事業別	會社數	大正一四 純益	大正一四 利率	昭和元 純益	昭和元 利率
		千圓	割	千圓	割
生命保險業	二九	七、八二七	五・六五	一三、六六二	八・二五
損害保險業	三	四、八九三	一・五七	六、七七三	一・一七
其他	六七	三、六四四	〇・八五	九、四〇三	〇・八七
計	一二六	二六、三五三	〇・六三	二九、七九三	一・一三
其他	一四	—	—	一、三七〇	〇・三三

×印は缺損を示す。

主要信託會社（昭和元年末、拂込金百萬圓以上）

社名	所在地	免許年月	拂込資本	代表者
		年月	千圓	
國際	東京	大一三・二	三、五〇〇	前田青莎
三井	〃	一三・四	七、五〇〇	團琢磨
千代田	〃	一五・一〇	二、五〇〇	金光庸夫
朝日	〃	一三・三	二、〇〇〇	神田鐳藏
日本不動産	〃	明元・四	三、二五〇	前山久吉
織田	大阪	大七・五	二、七〇〇	織田昇次郎
住友	〃	一四・八	五、〇〇〇	湯川寛吉
關西	〃	一三・三	四、〇〇〇	山口謙四郎
鴻池	〃	一三・三	五、七五〇	鴻池善右衛門
加嶋	〃	一五・二	五、〇〇〇	廣岡恵三
安田	〃	一四・五	七、五〇〇	安田善次郎
神戸	神戸	一三・三	一、八〇〇	藤尾幸一
濟生	〃	一三・三	一、一〇〇	澤野定七

信託會社信託勘定

種別	昭和元下期末	昭和二上期末
	千圓	千圓
運用 有價證券	一〇一、三六七	一三六、七七七
運用 貸付金	四七三、九八六	五五三、四八四
運用 貸付有價證券	三三、八九三	三六、四九五
運用 動產不動產	三一、三五〇	三一、一三〇
運用 預金及現金	七、八九五	一九、四三三
運用 其他	一〇、二四七	八、〇五一
負債 金錢信託	四三五、五七六	五六五、七一三
負債 有價證券信託	一二八、一〇四	一三五、〇九五
負債 金錢債權の信託	四三、八四六	四七、〇五一
負債 不動產信託	一九、七三六	二一、四四九
負債 其他信託	一三五	一三五
計	六三六、三九八	七六九、四三三

擔保附社債受託數

年次	新契約高 口數	新契約高 金額	現在高 口數	現在高 金額
		千圓		千圓
大正元	—	—	三三	三七、一二五
一一	六	一〇、四〇〇	四八	一四九、八八〇
一二	一〇	三三、〇五〇	五一	一五一、八三一
一三	二九	二八、八五〇	七一	二六九、〇〇四
一四	三	一五一、九六五	九六	三九七、六九三

擔保附社債信託會社（昭和元年末）

名稱	所在地	免許年月	拂込資本	代表者
		年月	千圓	
安田銀行	東京	明四〇・九	九二、七五〇	安田善次郎
三井銀行	〃	明四〇・八	六〇、〇〇〇	三井源右衛門
日本興業	〃	三五・二	五〇、〇〇〇	小野英二郎
第一銀行	〃	大七・四	五七、五〇〇	佐々木勇之助
第百銀行	〃	明四一・一	二七、五〇〇	原邦造
國際信託	〃	大一三・四	三、五〇〇	前田青莎
川崎銀行	〃	一三・二	一〇、〇〇〇	川崎八右衛門
三井信託	東京	一三・四	七、五〇〇	米山梅吉
織田信託	〃	一三・七	二、七〇〇	織田昇次郎
三十四	大阪	明四五・三	三九、七〇〇	菊地恭三
山口銀行	〃	大七・八	二七、五〇〇	山口吉郎兵衛
加島銀行	〃	一三・一	一八、八七五	廣岡恵三
日本信託	〃	九・三	一七、五〇〇	門脇正
野村銀行	〃	七・六	一〇、〇〇〇	野村元五郎
近江銀行	〃	六・九	九、三七五	保井猶造
藤田銀行	〃	六・一〇	五、一二五	藤田平太郎
住友銀行	〃	一四・八	五〇、〇〇〇	八代則彦
關西信託	〃	一三・四	四、〇〇〇	山口謙四郎
濟生信託	神戸	一三・六	一、一〇〇	澤野定七
藝備銀行	廣島	一三・三	四、〇〇〇	松本清助
北海道拓殖銀行	札幌	三五・五	一三、五〇〇	加藤敬三郎
朝鮮銀行	京城	七・三	二五、〇〇〇	鈴木嶋吉
臺灣銀行	臺北	三・三	三九、三七五	森廣藏

擔保附社債及受託會社（昭和元年末）

擔保附社債名稱	回次	發行高	現在高	發行價格	利率	發行年月	擔保	受託會社
		千圓	千圓	百圓付	分	年月		
伊那電氣鐵道	二	一〇、一〇〇	一〇、〇〇〇	九六	七・〇	大正一五・二	鐵道軌道工場	日本興業銀行
大阪電氣軌道	三	三、〇〇〇	七三	一〇〇	六・五	四・三	軌道	三十四銀行
大阪鐵道	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九六・五	八・〇	一三・六	鐵道	三井銀行
王子電氣軌道	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九七	〃	一三・三	軌道	日本興業銀行
長崎電氣軌道	二	一、三〇〇	一、三〇〇	一〇〇	七・五	一五・二	〃	野村銀行
京成電氣軌道	三	二、五〇〇	二、三四〇	九八・五	七・五	一〇・二	鐵道軌道工場	日本興業銀行
朝鮮鐵道	三	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〃	八・〇	一四・六	鐵道	朝鮮銀行
城東電氣軌道	一	一、一〇〇	一、一〇〇	九八	八・五	一三・二	軌道	安田銀行
北海道鐵道	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〃	〃	一三・三	鐵道	〃
神戸姫路電鐵	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	九八・五	〃	〃	〃	三十四銀行
草津電氣鐵道	一	九〇〇	九〇〇	一〇〇	九・〇	一四・九	鐵道	織田信託株式會社
西武鐵道	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〃	七・五	〃	鐵道軌道	三井信託株式會社
琴平參宮電鐵	二	一、五〇〇	一、五〇〇	九九	八・〇	〃	鐵道	三十四銀行
三河鐵道	一	一、五〇〇	一、五〇〇	〃	八・五	〃	〃	神田銀行
金剛山電氣鐵道	一	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇〇	八・〇	一五・四	〃	朝鮮殖産銀行
朝鮮京南鐵道	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〃	〃	一五・六	〃	〃
小田原電氣鐵道	一	一、六〇〇	一、六〇〇	〃	〃	〃	軌道鐵道	安田信託株式會社
秩父鐵道	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〃	七・五	〃	鐵道	日本興業銀行
廣嶋瓦斯電軌	一	四、〇〇〇	三、五〇〇	九六	八・〇	一三・九	軌道工場	三十四銀行
〃	二	二、五〇〇	二、五〇〇	九六・五	〃	一三・一〇	〃	神田銀行
國際汽船	一	三六、五〇〇	一一、五〇〇	一〇〇	七・〇	八・九	船舶	日本興業銀行
東京石川嶋造船	二	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九九	七・五	一五・四	工場	〃
朝鮮郵船	一	二、五〇〇	二、五〇〇	〃	〃	一五・五	船舶	朝鮮銀行
日本製鋼	一	一〇、〇〇〇	四、九〇〇	九五	五・〇	明治四三・二	工場及不動産	日本興業銀行
日本鋼管	三	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇〇	八・〇	大正一五・六	工場	〃
白山水力	四	六、〇〇〇	二、〇〇〇	九七	八・〇	一三・五	〃	〃
北海道電燈	二	五、〇〇〇	三、五〇〇	一〇〇	〃	一三・五	〃	安田銀行
東京電燈	二	五、〇〇〇	五、〇〇〇	九七・五	八・五	一四・四	〃	〃
東邦電力 外債		一五、〇〇〇千弗 / 三〇、〇九〇千圓	一四、六六五千弗 / 二九、三三七千圓	九〇・五（百弗付）	七・〇	一四・三	〃	三井銀行
宇治川電氣 外債		一四、〇〇〇千弗 / 二八、〇八四千圓	一四、四七九千弗 / 二七、〇三九千圓	九一	〃	〃	〃	日本興業銀行
濃飛電氣	三	一、五〇〇	一、五〇〇	八五	八・五	一四・四	〃	神田銀行
矢作水力	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九七	八・〇	一三・八	〃	日本興業銀行

擔保附社債銘柄	同次	發行高	現在高	發行價格	利率	發行年月	擔保	受託會社
福島電燈	い	千圓 1,250	千圓 1,250	百圓付 100	分 8.0	大正二四・五		神田銀行
〃	3	1,000	1,000	〃 100	8.0	〃		
東部電力	一	1,000	1,000	〃 100	7.5	〃		日本興業銀行
〃	二	3,000	3,000	〃 100	7.5	〃		三十四銀行
〃	三	1,000	1,000	〃 100	7.5	〃		野村銀行
鬼怒川水力電氣	一	3,500	3,500	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
廣島電氣	一	1,500	1,500	〃 100	8.0	〃		三十四銀行
揖斐川電氣	一	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		野村銀行
〃	二	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
〃	三	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		三井信託會社
〃	四	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
〃	五	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		三井信託會社
大同電力	一外	千圓 (3,000) 3,000	千弗 (1,500) 1,500	百圓付 (90.5) 90.5	分 (7.0) 7.0	大正一四・五	不動産	日本興業銀行
〃	二外	(3,000) 3,000	千弗 (1,500) 1,500	〃 (90.5) 90.5	(7.0) 7.0	〃	〃	三井信託株式會社
東京電燈	一	(1,250) 1,250	(2,625) 2,625	〃 (100) 100	(6.5) 6.5	〃		三井信託株式會社
〃	二	(3,000) 3,000	(2,625) 2,625	〃 (100) 100	(6.5) 6.5	〃		〃
鹿兒嶋電氣	一	1,000	1,000	〃 100	8.0	〃		野村信託株式會社
東京電力	一	10,000	10,000	〃 100	7.5	〃		三井信託株式會社
山陽中央水電	一	1,000	1,000	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
小松電氣	一	1,000	1,000	〃 100	8.0	〃		三十四銀行
日本製鐵	一	4,000	4,000	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
東京モスリン紡織	一	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		三井銀行
〃	二	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		三十四銀行
東洋モスリン	一	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		野村銀行
東京毛織	一	7,000	7,000	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
後藤毛織	一	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		三井銀行
帝國人造絹糸	一	4,000	4,000	〃 100	8.0	〃		神田銀行
上毛モスリン	一	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		帝國銀行
旭紡績	一	3,000	3,000	〃 100	8.0	〃		安田銀行
內海紡績	一	1,000	1,000	〃 100	8.0	〃		神田銀行
中央毛絲紡績	一	1,000	1,000	〃 100	8.0	〃		帝國銀行
日本絹絹紡織	一	2,000	2,000	〃 100	8.0	〃		日本興業銀行
帝國製糖	一	1,250	1,250	〃 100	8.0	〃		三井信託株式會社
大正製糖	一	1,250	1,250	〃 100	8.0	〃		三井信託株式會社

無盡業者資本金

（各年末現在）

種別	大正一四	昭和一元
無盡業者	千圓	千圓
資本金	19,213,750	19,213,750
無盡業者	千圓	千圓
資本金	19,213,750	19,213,750
株式會社	19,213,750	19,213,750
合資會社	9,870	9,870
合名會社	2,000	2,000
個人	3,000	3,000
計	19,228,620	19,228,620

無盡營業成績

年次	會數	口數	給付契約高	掛金契約高
大正			千圓	千圓
一二	30,003	6,671,298	23,210,770	23,210,770
一三	30,028	6,671,298	23,210,770	23,210,770
一四	30,028	6,671,298	23,210,770	23,210,770

有價證券割賦販賣業者資本金

（各年末）

種別	大正一四	昭和一元
販賣業者	千圓	千圓
資本金	2,000	2,000
販賣業者	千圓	千圓
資本金	2,000	2,000
株式會社	2	2
合資會社	1	1
個人	1	1
計	4	4

有價證券割賦販賣契約高

（十四年末）

種別	口數	給付券面額	賦拂契約高
		千圓	千圓
諸公債	2,940	3,871,400	3,871,400
社債券	1,211	1,593,300	1,593,300
株券	7,223	3,871,400	3,871,400
計	11,374	9,336,100	9,336,100
大正一三	12,112	9,336,100	9,336,100

産業組合中央金庫勘定

（昭和元年末）

種別	實數	種別	實數
所屬組合數	二,六二六	拂込金（千圓）	六,五四三
出資口數（千口）	二,七〇〇	預り金	四,三三五
出資金（千圓）	二,七〇〇	貸付金	三,三五〇

市街地信用組合勘定

（各年末）

種別	大正一二	一三	一四
組合數	一七	一七	一七
拂込出資額	千圓 三,一〇〇	千圓 三,一〇〇	千圓 三,一〇〇
組合員外貸付	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇
手形割引	三,九〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇

市街地信用組合聯合會勘定

（各年末）

種別	大正一二	一三	一四
組合數（聯合會加入組合）	六	六	六
拂込出資額（組合員外貸付）	千圓 八,七〇〇	千圓 八,七〇〇	千圓 八,七〇〇
貯金現在高	三,九〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇

質屋及質入額

（各年末）

種別	大正一〇	一一	一二
質屋數	三,二五〇	一七,九五六	一七,八三五
件數（質入）	三,八二七	三,九七四	三,八三五
件數（受質）	三,三五三	三,四〇二	三,三〇三
件數（流質）	一,八二一	一,八三〇	一,八三二
金額（質入）	千圓 二,九五八	千圓 三,〇一〇	千圓 二,九三五
金額（受質）	二,六〇九	二,六五〇	二,六〇三
金額（流質）	一,四〇九	一,四一〇	一,四一二

件數は千件、金額は千圓單位なり。

一人當資力及貸擔

（國勢調査人口對比）

種別	總金額	一人當り金額		一人當り指數
	大正九	大正九	一四	大正九
	千圓	圓	圓	%
歲出	1,355,978	20.0	100.0	100
歲入	1,355,978	20.0	100.0	100
租稅	1,355,978	20.0	100.0	100
專賣益金	1,355,978	20.0	100.0	100
國債	1,355,978	20.0	100.0	100
內債	1,355,978	20.0	100.0	100
外債	1,355,978	20.0	100.0	100
正貨	1,355,978	20.0	100.0	100
紙幣流通高	1,355,978	20.0	100.0	100
兌換券	1,355,978	20.0	100.0	100
小額紙幣	1,355,978	20.0	100.0	100
銀行預金	1,355,978	20.0	100.0	100
普通預金	1,355,978	20.0	100.0	100
貯蓄預金	1,355,978	20.0	100.0	100
郵便貯金	1,355,978	20.0	100.0	100
生命保險契約高	1,355,978	20.0	100.0	100
簡保契約高	1,355,978	20.0	100.0	100
手形交換高	1,355,978	20.0	100.0	100
輸出額	1,355,978	20.0	100.0	100
輸入額	1,355,978	20.0	100.0	100
會社拂込資本株式實質高	1,355,978	20.0	100.0	100

（一）歲出入は一般會計の歲出入にして、租稅及專賣益金と共に九年分は同年度決算、十四年分は同年度豫算、但し九年度歲入は決算總額より剩餘金繰入高を控除す。（二）國債に關する數字は何れも九月末現在高、（三）正貨は九年分は九月末、十四年分は十月末現在高、（四）紙幣流通高は何れも九月末現在高、（五）銀行預金は全國各種銀行預金にして何れも年末現在高、貯蓄銀行預金の減少は貯蓄銀行中普通銀行に組織を變更せるもの多きに因る、（六）郵便貯金、生命保險契約高及簡易生命保險契約高は何れも九月末現在高、但し簡易生命の九年分は年度末現在高、（七）會社拂込資本は九年分は九年末十四年分は十三年末現在高、（八）手形交換高、輸出入額及株式賣買高は何れも各年の年中の全國分金額、但し株式賣買高は東京大阪兩取引所の長期淸算賣買高とす。

全國交換所社員銀行月別勘定

（昭和二年）

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月
社數	四四	四四	四四	四四	四四	四四
定期預金	千圓 三,五六三,三九八	千圓 三,五六三,三九八	千圓 三,五六三,三九八	千圓 三,五六三,三九八	千圓 三,五六三,三九八	千圓 三,五六三,三九八
其他預金	五,八四七,三九八	五,八四七,三九八	五,八四七,三九八	五,八四七,三九八	五,八四七,三九八	五,八四七,三九八
計	九,四一〇,七六一	九,四一〇,七六一	九,四一〇,七六一	九,四一〇,七六一	九,四一〇,七六一	九,四一〇,七六一
手形貸付	五,一七一,九五八	五,一七一,九五八	五,一七一,九五八	五,一七一,九五八	五,一七一,九五八	五,一七一,九五八
割引手形	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇
其他貸付	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇
計	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇	一,一七〇,一〇〇
有價證券	千圓 四三,二五二	千圓 四三,二五二	千圓 四三,二五二	千圓 四三,二五二	千圓 四三,二五二	千圓 四三,二五二
金銀在高	千圓 二,五五八,九二七	千圓 二,五五八,九二七	千圓 二,五五八,九二七	千圓 二,五五八,九二七	千圓 二,五五八,九二七	千圓 二,五五八,九二七

利子早見

年次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一割	一割一分	一割二分
單利	五分	六分	七分	八分	九分	一割	一割一分	一割二分				
複利	三分	四分	五分	六分	七分	八分	一割					

本表は元金一圓に對する、毎分利子各年の累積額者なり複利毎半年利子元金繰入。

年利日歩換算表

本表は一年を三百六十五日として換算せるものなり。

年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩
割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢

日歩年利換算表

本表は一年を三百六十五日として換算したるものなり

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割	錢	割

複利現價表

本表は今後第千期末に於いて、元利合計一圓となるべき複利附債務の現價を示せるものなり。

期數	二分	三分	四分	五分	六分	七分	八分	九分	一割
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

複利年賦金表

本表は複利法に依り元金一圓に對し生ずべき若干期間各期末の年金なり。

期數	二分	三分	四分	五分	六分	七分	八分	九分	一割
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

複利年金現價表

期數	二分	三分	四分	五分	六分	七分	八分	九分	一割
一	○・九八〇四	○・九七〇九	○・九六一五	○・九五二三	○・九四三四	○・九三四五	○・九二五九	○・九一七四	○・九〇九一
二	○・九六一二	○・九四二六	○・九二四五	○・九〇七〇	○・八九〇一	○・八七三八	○・八五八〇	○・八四二六	○・八二七五
三	○・九四二三	○・九一五一	○・八八九九	○・八六三八	○・八三九三	○・八一六二	○・七九四四	○・七七二九	○・七五一三
四	○・九二三〇	○・八八七四	○・八五五四	○・八二三八	○・七九二一	○・七六二四	○・七三四四	○・七〇六五	○・六八三〇
五	○・九〇四〇	○・八六二六	○・八二二七	○・七八三五	○・七四五八	○・七一〇四	○・六七七二	○・六四六二	○・六一七四
六	○・八八五一	○・八三七八	○・七九〇一	○・七四六七	○・七〇七五	○・六七〇一	○・六三四三	○・六〇〇四	○・五六八三
七	○・八六六二	○・八一三一	○・七六〇一	○・七一〇七	○・六六四三	○・六二一七	○・五八二九	○・五四六八	○・五一三二
八	○・八四七三	○・七八九二	○・七三一一	○・六七八一	○・六二七四	○・五八一二	○・五三九二	○・五〇〇八	○・四六六一
九	○・八二八四	○・七六七〇	○・七〇三一	○・六四七一	○・五九一〇	○・五四三二	○・五〇〇二	○・四六〇九	○・四二五六
十	○・八一〇四	○・七四五〇	○・六七五一	○・六一三九	○・五五八三	○・五〇八三	○・四六三二	○・四二二五	○・三八五五
十一	○・七九二五	○・七二三二	○・六四八一	○・五八〇四	○・五二六五	○・四七八三	○・四三四二	○・三九四一	○・三五八一
十二	○・七七四六	○・七〇一五	○・六二二〇	○・五五〇〇	○・四九七四	○・四五〇四	○・四〇七二	○・三六八〇	○・三三二九
十三	○・七五六八	○・六八〇〇	○・五九六〇	○・五二一五	○・四六九〇	○・四二三五	○・三八一二	○・三四四〇	○・三一〇三
十四	○・七三九一	○・六五八七	○・五七一〇	○・四九五〇	○・四四二四	○・三九八五	○・三五九二	○・三二四〇	○・二九二七
十五	○・七二一四	○・六三七五	○・五四七〇	○・四七一四	○・四一七四	○・三七三五	○・三三七二	○・三〇四〇	○・二七四五
十六	○・七〇三八	○・六一六四	○・五二四〇	○・四四八二	○・三九三〇	○・三四九〇	○・三一一二	○・二七九〇	○・二五一〇
十七	○・六八六三	○・五九五四	○・五〇一〇	○・四二六二	○・三七〇九	○・三二六〇	○・二八七二	○・二五四〇	○・二二五九
十八	○・六六八九	○・五七四五	○・四七八〇	○・四〇五九	○・三四九二	○・三〇四〇	○・二六五二	○・二三一九	○・二〇三二
十九	○・六五一五	○・五五三七	○・四五六〇	○・三八五九	○・三二九〇	○・二八四〇	○・二四五二	○・二一一九	○・一八二九
二十	○・六三四二	○・五三三〇	○・四三四〇	○・三六六二	○・三一〇九	○・二六四〇	○・二二五二	○・一九二九	○・一六四六
二十一	○・六一七〇	○・五一二四	○・四一二〇	○・三四八一	○・二九三二	○・二四七〇	○・二〇八二	○・一七五九	○・一四八一
二十二	○・五九九八	○・四九二〇	○・三九一〇	○・三三一〇	○・二七六〇	○・二三〇〇	○・一九一二	○・一五九〇	○・一三二九
二十三	○・五八二七	○・四七一八	○・三七一〇	○・三一五〇	○・二六一〇	○・二一六〇	○・一七九二	○・一四九〇	○・一二四〇
二十四	○・五六五六	○・四五一七	○・三五一〇	○・三〇〇〇	○・二四七〇	○・二〇四〇	○・一六八二	○・一三九〇	○・一一五〇
二十五	○・五四八六	○・四三一七	○・三三一〇	○・二八五〇	○・二三四〇	○・一九二〇	○・一五七二	○・一二九〇	○・一〇六〇
二十六	○・五三一六	○・四一一八	○・三一一〇	○・二七一〇	○・二二一〇	○・一八一〇	○・一四八二	○・一二一〇	○・〇九九〇
二十七	○・五一四七	○・三九二〇	○・二九一〇	○・二五八〇	○・二〇九〇	○・一七〇〇	○・一三九二	○・一一四〇	○・〇九二〇
二十八	○・四九七八	○・三七二二	○・二七一〇	○・二四六〇	○・一九八〇	○・一六〇〇	○・一三〇二	○・一〇六〇	○・〇八五〇
二十九	○・四八一〇	○・三五二五	○・二五一〇	○・二三四〇	○・一八八〇	○・一五〇〇	○・一二一二	○・〇九八〇	○・〇七八〇
三十	○・四六四二	○・三三二八	○・二四一〇	○・二二三〇	○・一七九〇	○・一四一〇	○・一一二二	○・〇九〇〇	○・〇七二〇
三十一	○・四四七五	○・三一三二	○・二三一〇	○・二一三〇	○・一七〇〇	○・一三三〇	○・一〇三二	○・〇八二〇	○・〇六六〇
三十二	○・四三〇八	○・二九三六	○・二二一〇	○・二〇三〇	○・一六一〇	○・一二六〇	○・〇九四二	○・〇七四〇	○・〇六一〇
三十三	○・四一四二	○・二七四一	○・二一一〇	○・一九三〇	○・一五二〇	○・一一九〇	○・〇八五二	○・〇六七〇	○・〇五五〇
三十四	○・三九七七	○・二五四六	○・二〇一〇	○・一八三〇	○・一四三〇	○・一一二〇	○・〇七六二	○・〇六〇〇	○・〇五〇〇
三十五	○・三八一二	○・二三五一	○・一九一〇	○・一七三〇	○・一三四〇	○・一〇五〇	○・〇六七二	○・〇五四〇	○・〇四六〇

本表は複率法に依り、若干期間、各期末金一圓の年金を生ずべき金額、即ち年金の現在價値なり。

複利年金終價表

期數	二分	三分	四分	五分	六分	七分	八分	九分	一割
一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
二	二・〇二〇〇	二・〇三〇〇	二・〇四〇〇	二・〇五〇〇	二・〇六〇〇	二・〇七〇〇	二・〇八〇〇	二・〇九〇〇	二・一〇〇〇
三	三・〇六〇四	三・〇九〇九	三・一二一六	三・一五二五	三・一八三六	三・二一四九	三・二四六四	三・二七八一	三・三一〇〇
四	四・一二〇八	四・一八三六	四・二四六五	四・三一〇一	四・三七四六	四・四三九八	四・五〇六一	四・五七三一	四・六四一〇
五	五・二〇二〇	五・三〇九一	五・四一六三	五・五二五六	五・六三七五	五・七五二三	五・八六六六	五・九八四七	六・一〇五一
六	六・三〇四〇	六・四六八四	六・六三二九	六・八〇一九	六・九七五三	七・一五三〇	七・三三五九	七・五二三三	七・七一五六
七	七・四一四一	七・六六二四	七・八九八二	八・一四二〇	八・三九三八	八・六五四〇	八・九二三一	九・二〇〇四	九・四八七二
八	八・五二八四	八・八九二三	九・二一四一	九・五四九一	九・八九七四	一〇・二五九八	一〇・六三六六	一〇・〇二八四	一一・四三五九
九	九・六七六八	一〇・一五九一	一〇・五八二七	一〇・九七六五	一一・四九一四	一一・九七八五	一二・四八七六	一二・〇二一四	一二・五七九五
十	一〇・八六九四	一一・四六三八	一一・〇〇八〇	一二・五七七八	一三・一八〇五	一三・八一六四	一四・四八七六	一五・一九二九	一五・九三七四
十一	一二・〇八六八	一二・八〇七八	一三・五八三二	一四・二〇六七	一四・九七一三	一五・七八四三	一六・六四五八	一七・五六〇二	一八・五三一一
十二	一三・三四八五	一四・一九二〇	一五・一二六五	一五・九一七〇	一六・八六九四	一七・八八八二	一八・九七七四	二〇・一四〇六	二一・三八四二
十三	一四・六一五五	一五・六一七八	一六・六二七六	一七・七一三五	一八・八八二〇	二〇・一四〇六	二一・四九五六	二二・九五三八	二四・五二三六
十四	一五・九七三八	一七・〇八六三	一八・二九八七	一九・五九八一	二〇・九七一三	二二・五五一四	二四・二一五二	二五・九五〇一	二七・七五七〇
十五	一七・三九一三	一八・六一五九	二〇・〇二三七	二一・五七八〇	二三・二七五四	二五・一二九〇	二六・一五二四	二八・〇二一一	二九・九七二七
十六	一八・八三九一	二〇・一五六四	二一・八二四七	二三・六五七〇	二五・六七二〇	二七・八八八一	二九・三二四六	三〇・八四一九	三二・七五〇〇
十七	二〇・四一七九	二一・七六一一	二三・六九七七	二五・八四五〇	二八・二一二三	三〇・八四〇一	三一・七五〇四	三三・七五〇八	三五・九五〇〇
十八	二二・〇四一三	二三・四一四五	二五・六四五六	二八・一三二三	三〇・九〇五四	三三・九九九五	三四・九九二五	三六・一八五八	三八・五〇〇〇
十九	二三・七一九一	二五・一一六九	二七・六七一四	三〇・五三八九	三三・七五九七	三七・三七九五	三八・三三九九	三九・七四〇六	四一・三〇〇〇
二十	二五・四三七五	二六・九七〇四	二九・七七八二	三三・〇六五九	三六・七八五三	四〇・九九五二	四二・七五二九	四四・六〇〇六	四六・〇〇〇〇
二十一	二七・一八四二	二八・八二一五	三一・九六九四	三五・七一九二	三九・九九二四	四四・八六五〇	四六・八四五二	四八・八六〇六	五〇・八〇〇〇
二十二	二九・〇四六〇	三〇・七一二〇	三四・二四六八	三八・五〇一六	四三・三九九九	四九・〇〇五四	五一・一五八八	五三・三八六六	五五・八〇〇〇
二十三	三〇・九二八九	三二・六二〇五	三六・六一〇七	四一・四三一七	四七・〇三九九	五三・四三〇八	五五・七七五九	五八・二〇五三	六〇・八〇〇〇
二十四	三二・八一二二	三四・五六〇一	三九・〇八五一	四四・五〇八二	五〇・八一四三	五八・一七六五	六〇・六五八〇	六三・二七九八	六六・八〇〇〇
二十五	三四・七一五六	三六・五五〇九	四一・六四五一	四七・七二八六	五四・八六四三	六三・二四九〇	六五・八六五〇	六八・六二八二	七一・八〇〇〇
二十六	三六・六一九一	三八・五五一四	四四・三一一〇	五一・一一五〇	五九・一五六三	六八・六七六三	七一・四三五四	七四・四八二四	七七・八〇〇〇
二十七	三八・五二三五	四〇・五七〇七	四七・一五五四	五四・六二〇八	六三・七〇五七	七四・四八二三	七七・四二三八	八〇・六〇九八	八四・〇〇〇〇
二十八	四〇・四五〇〇	四二・六一二〇	五〇・一一七六	五八・四〇一八	六八・五二六〇	八〇・六〇九二	八三・八一三七	八七・二〇〇六	九〇・八〇〇〇
二十九	四二・四〇〇〇	四四・七一二五	五三・二一六三	六二・四二一九	七三・六三八一	八七・三四五七	九〇・六一八八	九四・〇〇六五	九七・八〇〇〇
三十	四四・四〇〇〇	四六・八四一八	五六・四八三〇	六六・七三二九	七九・〇六〇四	九四・四六〇四	九八・〇一八七	一〇一・四〇七〇	一〇五・八〇〇〇
三十一	四六・四二〇〇	四九・〇一七二	五九・九〇一七	七一・二八九五	八四・八〇四〇	一〇二・一五六五	一〇五・九六八六	一〇九・九七五七	一一四・二〇〇〇
三十二	四八・四四〇〇	五一・二二二七	六三・四九一八	七六・一三四〇	九一・〇〇八二	一一〇・二六一〇	一一四・四〇一一	一一九・〇七一二	一二三・〇〇〇〇
三十三	五〇・四七〇〇	五三・四七一二	六七・三〇九一	八一・二〇〇七	九七・〇八六七	一一九・〇八一一	一二三・二三九二	一二八・七〇一三	一三二・八〇〇〇
三十四	五二・五一四〇	五五・七六一三	七一・三〇一五	八六・五〇〇七	一〇三・九一七九	一二八・六〇一一	一三三・一二八三	一三八・九〇一四	一四三・二〇〇〇
三十五	五四・五六〇〇	五八・〇九一六	七五・四〇一六	九二・一三〇七	一一一・四三〇八	一三八・八〇一一	一四三・六二八三	一四九・七〇一五	一五四・〇〇〇〇

本表は毎期末金一圓の年金を複利を附して据置くときの最終期末金額なり。

郵便貯金

郵便貯金現在高

（昭和二年は六月末）

年次	預入人員	預金額	一人當預金額
	千圓	圓	
大正元	二、一三三、五四五	二、六二一、七三二	一二三
一一	二、六八一、一九〇	三、三九九、七三二	一二六
一二	三、二七八、八五五	四、一九九、〇二二	一二八
一三	三、九〇七、六八三	五、〇一七、九四四	一二九
一四	四、三五六、八一三	五、六〇〇、二五四	一二九
昭和元	四、七四〇、五五〇	六、一七二、四四〇	一三〇
二	五、一〇四、三四五	六、六四七、三四〇	一三〇

郵便貯金職業別

（昭和二年三月末）

種別	人員	百分比	金額	百分比	一人當預金額
	萬人		萬圓		圓
農業	一、一四六	三五・九	二、六八〇	三五・九	二三五
學校生徒	三九六	一二・四	八二一	一一・〇	二〇七
商業	三九〇	一二・二	一、〇九九	一四・七	二七九
被傭職工及一般使用人	二四五	七・七	五九六	八・〇	二四三
官吏軍人	一四	〇・四	四二	〇・六	三〇〇
職業未詳	二二	〇・七	四五	〇・六	二〇四
工業	一七七	五・五	四五九	六・一	二五九
無職業	一七四	五・五	四〇九	五・四	二三五
雜業	一〇七	三・三	三六三	四・九	三三九
漁獵業及船夫	五四	一・七	一四四	一・九	二六六
社寺其他	三	〇・一	八	〇・一	二六六
計	三、一四五	一〇〇	七、四八八	一〇〇	二三七

本計數は大正七年度末現在高の約十分一に就き調査（ベルヌイの定理に據る）せる者に基き、更に按分算出せる概算なり。

郵便貯金地方別

（昭和二年六月末）

府縣別	預入人員	預金額	一人當預金額
	千人	千圓	圓
東京	二、四四二、五六一	九、九八〇、一〇〇	四〇七
神奈川	六六五、〇四八	二、九四四、九〇〇	四四二
埼玉	一、九四五、八七〇	七、二一〇、一〇〇	三七一
千葉	一、七三五、九四一	六、四二〇、一〇〇	三七〇
大阪	一、六八一、九三五	六、九八〇、一〇〇	四一五
京都	六六九、三五二	二、七七〇、一〇〇	四一四
滋賀	一、一三一、一二五	四、三九〇、一〇〇	三八八
兵庫	一、三一一、一二五	五、一〇〇、一〇〇	三八八
奈良	五三八、九三五	二、〇九〇、一〇〇	三八九
和歌山	七三五、一二五	二、八六〇、一〇〇	三八九
德島	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
岡山	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
鳥取	四四四、一二五	一、七三〇、一〇〇	三九〇
島根	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
廣島	一、一三一、一二五	四、四一〇、一〇〇	三九〇
山口	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
愛媛	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
鹿兒島	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
長崎	一、一三一、一二五	四、四一〇、一〇〇	三九〇
福岡	一、八三五、九三五	七、一五〇、一〇〇	三九〇
大分	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
佐賀	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
宮崎	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
熊本	一、一三一、一二五	四、四一〇、一〇〇	三九〇
高知	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
香川	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
愛媛	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
山口	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
島根	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
鳥取	四四四、一二五	一、七三〇、一〇〇	三九〇
岡山	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
兵庫	一、三一一、一二五	五、一〇〇、一〇〇	三八八
滋賀	一、一三一、一二五	四、三九〇、一〇〇	三八八
京都	六六九、三五二	二、七七〇、一〇〇	四一四
大阪	一、六八一、九三五	六、九八〇、一〇〇	四一五
千葉	一、七三五、九四一	六、四二〇、一〇〇	三七〇
埼玉	一、九四五、八七〇	七、二一〇、一〇〇	三七一
神奈川	六六五、〇四八	二、九四四、九〇〇	四四二
東京	二、四四二、五六一	九、九八〇、一〇〇	四〇七

府縣別	預入人員	預金額	一人當預金額
	千人	千圓	圓
長野	八〇三、三五一	三、三五六、九〇〇	四一五
新潟	一、〇四一、九三五	四、三四〇、一〇〇	四一五
群馬	八四五、九三五	三、五一〇、一〇〇	四一五
山梨	三六八、八三五	一、五三〇、一〇〇	四一五
南洋	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
臺灣	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
朝鮮	一、八三五、九三五	七、一五〇、一〇〇	三九〇
滿洲	一、三一一、一二五	五、一〇〇、一〇〇	三八八
其他	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
計	二、三一三、五六一	九、九八〇、一〇〇	四〇七

府縣別	預入人員	預金額	一人當預金額
	千人	千圓	圓
宮城	三五五、九三五	一、四一〇、一〇〇	三九七
石川	三五五、九三五	一、四一〇、一〇〇	三九七
富山	三五五、九三五	一、四一〇、一〇〇	三九七
福井	三五五、九三五	一、四一〇、一〇〇	三九七
樺太	八五、一二五	三四〇、一〇〇	三九九
北海道	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
沖繩	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
鹿兒島	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
宮崎	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
佐賀	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
大分	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
福岡	一、七三五、九四一	六、四二〇、一〇〇	三七〇
長崎	一、一三一、一二五	四、四一〇、一〇〇	三九〇
熊本	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
愛媛	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
山口	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
島根	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
鳥取	四四四、一二五	一、七三〇、一〇〇	三九〇
島根	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
廣島	一、一三一、一二五	四、四一〇、一〇〇	三九〇
山口	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
愛媛	一、〇七一、九三五	四、一八〇、一〇〇	三九〇
香川	六四四、七五〇	二、五一〇、一〇〇	三九〇
高知	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
德島	五三六、八三五	二、〇九〇、一〇〇	三九〇
和歌山	七三五、一二五	二、八六〇、一〇〇	三八九
奈良	五三八、九三五	二、〇九〇、一〇〇	三八九
兵庫	一、三一一、一二五	五、一〇〇、一〇〇	三八八
滋賀	一、一三一、一二五	四、三九〇、一〇〇	三八八
京都	六六九、三五二	二、七七〇、一〇〇	四一四
大阪	一、六八一、九三五	六、九八〇、一〇〇	四一五
千葉	一、七三五、九四一	六、四二〇、一〇〇	三七〇
埼玉	一、九四五、八七〇	七、二一〇、一〇〇	三七一
神奈川	六六五、〇四八	二、九四四、九〇〇	四四二
東京	二、四四二、五六一	九、九八〇、一〇〇	四〇七

府縣別	預入人員	預金額	一人當預金額
	千人	千圓	圓
島嶼	二五八、七二四	一、九二〇、三〇〇	七四四
岩手	三五二、一九〇	二、六二一、七三二	七四四
青森	三五二、八四七	二、六二一、七三二	七四四
山形	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
秋田	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
茨城	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
栃木	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
愛知	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
三重	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
岐阜	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四
靜岡	三五二、七四五	二、六二一、七三二	七四四

郵便貯金預拂高

年次	人員	金額
	新規預入	全額拂戻	年末現在	預入	拂戻	年末現在
	萬人	萬人	萬人	千圓	千圓	千圓
大正元	三四七、九二一	一八〇、九五一	二、一三三、五四五	二一、六二一	一一、二四八	二、一三三、五四五
五	三六七、三五一	二九、一三二	二、六八一、一九〇	二六、九九二	一九、七三二	二、六八一、一九〇
一一	四一七、八四七	三一、一九〇	三、二七八、八五五	三四、一九九	二五、〇二二	三、二七八、八五五
一二	四六七、七四五	三八、八五五	三、九〇七、六八三	四一、九四四	三一、四四〇	三、九〇七、六八三
一三	五一七、九四五	四八、六八三	四、三五六、八一三	五〇、一七四	三七、六四四	四、三五六、八一三
一四	五六七、九四五	五七、八一三	四、七四〇、五五〇	五六、〇〇四	四四、二六七	四、七四〇、五五〇
昭和元	六一七、九四五	六七、五五〇	五、一〇四、三四五	六四、七九五	五一、〇〇〇	五、一〇四、三四五
二	六六七、九四五	七七、三四五	五、四九四、九四五	七四、〇〇〇	五八、〇〇〇	五、四九四、九四五

昭和二年は六月末現在。

郵便貯金元利積算表

（通常一年利四分八厘）

年數	每月預入れ 五十錢	一圓	三圓	一度の預金據置 百圓	三百圓	五百圓
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
五	三三・五	六七・〇	二〇一・〇	六七・九四	二〇三・八二	三三九・七〇
一〇	七九・〇	一五八・〇	四七四・〇	一六〇・二二	四八〇・六六	八〇一・一〇
一五	一三〇・〇	二六〇・〇	七八〇・〇	二六三・四二	七九〇・二六	一三一七・一〇
二〇	一九二・〇	三八四・〇	一一五二・〇	三八八・九二	一一六六・七六	一九四四・六〇
二五	二六〇・〇	五二〇・〇	一五六〇・〇	五二七・〇二	一五八一・〇六	二六三五・一〇
三〇	三四〇・〇	六八〇・〇	二〇四〇・〇	六八九・一二	二〇六七・三六	三四四五・六〇
三五	四三〇・〇	八六〇・〇	二五八〇・〇	八七一・二二	二六一三・六六	四三五六・一〇
四〇	五三〇・〇	一〇六〇・〇	三一八〇・〇	一〇七三・三二	三二一九・九六	五三六六・六〇
四五	六四〇・〇	一二八〇・〇	三八四〇・〇	一二九五・四二	三八八六・二六	六四七七・一〇
五〇	七六〇・〇	一五二〇・〇	四五六〇・〇	一五三七・五二	四六一二・五六	七六八七・六〇

郵便貯金増加の大勢

郵便貯金は歐洲戰爭勃發以來加速度を以て增加し、十二年十一月遂に預入員二千七百萬人、預金額十一億圓を突破するに至れり。戰前の大正三年末に比すれば、正に四十五割の激增なり。近時財界動亂の餘波を受けて更にまた驚くべき記錄を示せり。今創案（明治八年）以來、各億圓位に達せる時日を示せば左の如し。（所要年月の欄×印は日數なり）

貯金額	到達年月	所要年月	當時預入一人當	貯金額	到達年月	所要年月	當時預入一人當
一億圓	明治四四・六	年	圓	八億圓	大正九・七	年	圓
二億圓	大正三・七	二・六	二〇・一〇	九億圓	一〇・一	一・六	二〇・一〇
三億圓	大正七・一	三・六	二〇・一〇	一〇億圓	一一・一	一・一	二〇・一〇
四億圓	大正一〇・一	三・一〇	二〇・一〇	一一億圓	昭和二・一	一・一	二〇・一〇
五億圓	昭和二・一	一・一	二〇・一〇	一二億圓	二・一	一・一	二〇・一〇
六億圓	八・六	六・五	二〇・一〇	一三億圓	二・一	一・一	二〇・一〇
七億圓	一〇・一	三・五	二〇・一〇	一四億圓	二・一	一・一	二〇・一〇

振替貯金受拂高

年度	加入人員	受拂金額		現在人員	現在金額
	人	千圓		人	千圓
大正元	二三、〇五二	二三、八一八		一七二、三四四	四二、〇二〇
二	八八、〇五六	八六、〇二一		二五九、二四四	六五、〇二〇
三	一四二、九七二	一四二、九七二		三五二、二四四	八五、〇二〇
四	二一八、三二二	二一八、三二二		四五二、二四四	一〇五、〇二〇
五	二七九、二一二	二七九、二一二		五五二、二四四	一二五、〇二〇
昭和二	三五二、二四四	三五二、二四四		六五二、二四四	一四五、〇二〇

（昭和二年度は六月末現在。）

郵便爲替受拂高

年度	振出		拂渡	
	日數	金額	日數	金額
		千圓		千圓
大正元	二六、七五三	三八、二一四	二六、八〇二	三八、二四〇
二	三二、八五五	五〇、九二三	三二、八七〇	五〇、九四三
三	三五、二五六	五九、〇九二	三五、二五九	五九、〇九五
四	三五、二五六	五四、三五九	三五、二五九	五四、三五九
五	三五、二五六	五五、九二五	三五、二五九	五五、九二五
昭和二	三五、二五六	八五、五二〇	三五、二五九	八五、五二〇

昭和二年度は六月末現在。朝鮮臺灣等各殖民地郵便局扱に係るものを包含す。

外國郵便爲替對手國別（大正十五、昭和元年中）

國別	振出		拂渡	
	口數	金額	口數	金額
		千圓		千圓
米國	三、七二八	三、三五二、一九二	三、七二八	三、三五二、一九二
布哇	一九、三五七	一九、三五七	一九、三五七	一九、三五七
加奈陀	九、三五七	九、三五七	九、三五七	九、三五七
吉利	一六、三五七	一六、三五七	一六、三五七	一六、三五七
西關	一、八一二	一、八一二	一、八一二	一、八一二
佛領印度支那	六三五	六三五	六三五	六三五

郵便爲替送金額

（大正十五、昭和元年中）

種別	小爲替	通常爲替	電信爲替	合計
	千	千	千	千
一圓迄	三、二三二	一、三一三	二、〇八一	六、六二六
五圓迄	七、二一二	一、三四一	八、六四四	一七、一九七
一〇圓迄	五、四二二	一、九四〇	一、五二二	八、八八四
二〇圓迄	二、四一一	一、九二一	一、一五二	五、四八四
三〇圓迄	一、一二二	一、一五四	九六一	三、二四七
五〇圓迄	一、一二二	一、一七四	一、〇三二	三、三二八
一〇〇圓迄	一、一二二	一、一七四	一、〇三二	三、三二八
二〇〇圓迄	一、一二二	一、一七四	一、〇三二	三、三二八
五〇〇圓迄	一、一二二	一、一七四	一、〇三二	三、三二八
一、〇〇〇圓迄	一、一二二	一、一七四	一、〇三二	三、三二八
一、〇〇〇圓以上	一、一二二	一、一七四	一、〇三二	三、三二八
計	三、二五八	一、三一三	二、〇八一	六、六二六
	七、〇一九	一、七二五	三、五二一	一二、二六五

外國郵便爲替受拂高

（昭和二年は六月末現在）

計には殖民地の分を含ます。

年度	振出		拂渡	
	口數	金額	口數	金額
		千圓		千圓
大正元	三、七八	七九	二、四四	三、三二
二	三、九六	三、九六	二、一四	三、三二
三	四、八六	四、八六	二、三二	三、三二
四	四、八六	四、八六	二、三二	三、三二
五	四、八六	四、八六	二、三二	三、三二
昭和二	四、八六	四、八六	二、三二	三、三二

列國郵便貯金

國及年次	年末現在高		預入一人當金額
	預入人員	預金額	
	千人	千圓	圓
英國（一九二三）	一八、四〇一	三六、九二一	二、〇七
米國（一九二三）	三五、八一七	六四、一四四	一、八四
佛國（一九二三）	七、四一七	一五、〇一三	二、〇二
伊太利國（一九二三）	一四、一一〇	二八、二二〇	二、〇〇
白耳義國（一九二三）	四、一一九	八、二三八	二、〇〇
和蘭（〃）	二、四一七	四、八三四	二、〇〇
埃及（一九二三）	三、三二七	六、六五四	二、〇〇
埃地利（一九二三）	二、四一七	四、八三四	二、〇〇
葡萄牙（一九二三）	三一二	六二四	二、〇〇
瑞典（一九二三）	七五一	一、五〇二	二、〇〇
瑞西（一九二三）	一、三二二	二、六四四	二、〇〇
ルクセンブルグ（〃）	一三二	二六四	二、〇〇
ルーマニア（〃）	二、三五五	四、七一〇	二、〇〇
南阿聯邦（一九二四―五）	三、九一九	七、八三八	一、九五
カナダ（一九二四―五）	八一二	一、六二四	二、〇〇
亞爾然丁（一九二五）	一、六二三	三、二四六	二、〇〇
豪洲聯邦（一九二四―五）	四、二八一	八、五六二	二、〇〇
新西蘭（一九二五）	六五七	一、三一四	二、〇〇
比律賓（一九二五）	一、七一五	三、四三〇	二、〇〇
海峽植民地（一九二四―五）	一、八一八	三、六三六	一、九八
馬來聯邦（一九二四―五）	三、六一七	七、二三四	二、〇〇
蒲領東印度（一九二四―五）	一、二一四	二、四二八	二、〇〇
印度（一九二四―五）	三、二一四	六、四二八	二、〇〇
支那（一九二四―五）	一、二一四	二、四二八	二、〇〇
關東州（一九二四―五）	九、一九八	一八、三九六	二、〇〇
瑞西（一九二四―五）	六、三五二	一二、七〇四	二、〇〇
香港（一九二四―五）	一、三五六	二、七一二	二、〇〇
遞羅（一九二四―五）	七四〇	一、四八〇	二、〇〇
獨逸（一九二四―五）	一、三二二	二、六四四	二、〇〇
和蘭（一九二四―五）	四、一〇六	八、二一二	二、〇〇
伊太利（一九二四―五）	三九	七八	二、〇〇
關東州（一九二四―五）	六、三五二	一二、七〇四	二、〇〇
比律賓（一九二四―五）	一、三五六	二、七一二	二、〇〇
西伯利亞（一九二四―五）	一、三五六	二、七一二	二、〇〇
其他	三、二四一	六、四八二	二、〇〇
計	一、二五七、八三三	二、五一五、一六八	一、九九
	一、二六八、九四四	二、五三七、八八八	一、九九

外國貿易

關稅定率

現行關稅定率法中より、主要なる輸入商品の稅率を摘記すれば左の如し。（稅率單位は割又は圓、ム印は奢侈品として當分の內從價十割の稅率を課せらるるもの、若しくはこれを含むものを示す。）

品目	單位	稅率
第一類—植物及動物（生活力を有するもの）		
麵麭	從價	二〇〇
馬	〃	二〇〇
牛	〃	二〇〇
豚	〃	一二〇
第二類—穀物、穀粉、澱粉類及種子		
米及籾	每百斤	一二五
大麥	〃	二〇〇
小麥	〃	一五〇
麥芽	〃	一七五
大豆	〃	二〇〇
小豆	〃	一五〇
小麥粉	〃	二九五
オートミール	〃	二九五
胡麻子	〃	二〇〇
第三類—飲食物及煙草		
蔬菜、果實及根子ム	每百斤	二一九五
椰子	〃	三一五〇
紅茶	〃	三一五〇
珈琲	〃	一一五〇
コーコー（砂糖を加へざるもの）ム	〃	三一五〇
胡椒	〃	三一五〇
砂糖	〃	三一五〇
氷砂糖、角砂糖、棒砂糖、其他類似品	〃	四一七五

品目	單位	稅率
菓子ム	每百斤	三〇〇
ソース	〃	三〇〇
鳥獸肉及魚介肉（罐詰を含む）ム	〃	三〇〇
バター	〃	三〇〇
コンデンスドミルク	〃	三〇〇
鳥卵（生鮮なるもの）	每百リットル	六〇〇
清酒	〃	六〇〇
支那酒（醸造したるものム）	〃	六〇〇
麥酒	〃	六〇〇
葡萄酒	〃	六〇〇
三鞭酒、其他の沸騰酒	〃	六〇〇
葉烟草、紙卷烟草及刻烟草	從價	三五〇
第四類—皮毛骨角鼈甲鬚須及其製品		
毛皮（鞣したるもの）	每百斤	九四
鰐魚革ム	〃	一二〇
革製品（ベルト帽子裏革等）	從價	二五
象牙製品、鼈甲製品、珊瑚製品ム	〃	二五
眞珠ム	〃	二五
第五類—油、蠟、纖及其製品		
亞麻子油（鐵、檜、硫ム）	每百斤	二三〇
肝油	從價	二五
礦油	每百ガロン	一二五
石鹼ム	每百斤	二三〇

品目	單位	稅率
齊ム	每百斤	一〇〇
ゼラチン	從價	二五
硫黃	每百斤	一五〇
石炭	〃	一〇〇
苛性曹達及苛性加里	〃	一五〇
重炭酸曹達	從價	二五
硝酸曹達（智利硝石）	每百斤	一〇〇
硝酸加里（硝石）	從價	二五
沃度加里	〃	三〇
過酸化水素	每百斤	三〇〇
礬	從價	二五
明礬	每百斤	一〇〇
フオルマリン	〃	一〇〇
酒精、變性酒精	每リットル	一八〇
グリセリン	每百斤	二〇〇
サツカリン其他類似の甘味物	每斤	二五
鹽酸モルヒネ及硫酸モルヒネ	從價	二五
コカイン	每百斤	二五
人造麝香	從價	二五
齒磨粉、齒藥、化粧粉、香料類ム	從價	三五
藥	每百斤	二五
ダイナマイト	從價	二五
銃砲彈	〃	二五
第七類—染料、顏料、塗料及填充料		
天然藍（乾燥物）	每百斤	三七五
人造藍	〃	五〇〇
合成染料	從價	二五
朱及辰砂	每百斤	三〇〇
ヴアニッシュ	每ガロン	一四五
鞣料	每百斤	三〇〇
鉛筆	〃	三五五
寫宇用インキ	〃	八五五

品目	單位	稅率
墨及朱墨	從價	二五
印刷用インキ	每百斤	二二〇
ペイント	〃	一一三
水彩繪具、油繪具	從價	二五
第八類—絲綫、繩索及同材料		
綿絲	每百斤	四二五
大麻絲	從價	二五
毛絲	每百斤	三五〇
毛絲絲	〃	三五〇
絹絲	從價	二五
人造絲	每百斤	二五〇
第九類—布帛及布帛製品		
綿織物	從價	二五
各種麻織物、其交織物及綿との交織物ム	每百斤	八〇
毛織物、毛絹交織物及毛又は毛絹と絹との交織ム	〃	一二〇
絹織物及絹入の織物ム	從價	二五
メリヤス地、其他類似の編みたる布帛ム	每百斤	三五〇
フエルト地	從價	二五
製本用クロース	每百斤	九二五
油繪用カングアス	從價	三五
防水布ム	每百斤	五八〇
護謨入布及護謨紐類ム	從價	四五

品目	単位	税率
手巾△	従價	二五%
ブランケット（單製）	毎百斤	四五%
旅行用	〃	四五%
地敷△	従價	二五%
卓子クロース△	毎百斤	一九%
窓掛△	従價	二五%
敷物	〃	二五%
漁網及曳網	〃	二五%

品目	単位	税率
雨衣△（綿製又は絹入）	毎百斤	三五%
シャーツ、フロント、カラー及カフス△	従價	二五%
肌衣△	毎百斤	二四%
手袋△	従價	二五%
扇揚及燕巻△	〃	二五%
ボンネット	毎百斤	三五%
シルクハット及オペラハット△	従價	二五%
フエルト帽	毎打	六三五
パナマ帽、其他類似のものヘ麦稈帽、椰木製又は其混製	〃	二五%

第十一類—製紙用パルプ紙、紙製品、書籍及繪畫

品目	単位	税率
（ルメット帽	毎打	三五%
靴、其他の被物△	毎百斤	四五%
カフス釦及シャツ釦（貴金屬寶石等を用ひたるものを除く）	従價	二五%
〃	〃	二五%

品目	単位	税率
製紙用パルプ	毎百斤	無稅
印刷料紙	〃	二五%
筆記用紙	従價	二五%
謄寫用紙	〃	二五%
ブロッチングペーパー	〃	二五%
唐紙	毎百斤	二五%
グラスペーパー	従價	二五%
書狀用紙（封入）	毎百斤	二五%
封筒（ふくろ）	従價	二五%
アルバム△	毎百斤	二五%
寫眞用バライタペーパー	従價	二五%
感光紙及感光紙	毎百斤	二五%
カーボンペーパー	従價	二五%
骨牌△	毎百斤	二五%
繪葉書△	従價	二五%
寫眞帖	毎百斤	二五%
書△	〃	二五%

第十二類—礦物及礦物製品

品目	単位	税率
石板	毎百斤	二五%
貴石及半貴石△	従價	二五%
半貴石及半貴石製品△	〃	二五%
石及石製品	毎百斤	二五%
琥珀及琥珀製品△	〃	無稅

品目	単位	税率
セメント	毎百斤	無稅
石膏	毎百斤	二五%
毎萬斤	〃	二五%
コークス	従價	二五%

第十三類—陶磁器、硝子及硝子製品

品目	単位	税率
硝子板、硝子管	従價	二五%
〃	毎百斤	二五%
硝子板	毎百斤半方米	二五%
〃	従價	二五%
眼鏡用硝子（縁又は切りたるもの）光學用レンズ及プリズム寫眞用乾版（現像せざるもの）	従價	二五%
眼鏡、硝子鏡	毎百斤	二五%
	従價	二五%

第十四類—鐵及金屬

品目	単位	税率
金管及線、銀管及線、金箔、銀箔	従價	二五%
鐵鉱及半鐵鉱及半	毎百斤	二五%
鐵板	従價	二五%
薬鐵及薬鋼（鍍錫の物）	毎百斤	二五%
鐵線	従價	二五%
鐵筒及管	毎百斤	二五%
特殊鋼	従價	二五%
アルミニユウム	毎百斤	二五%
銅（塊及鋳、鉱及半）	従價	二五%
（板）	毎百斤	二五%
（線）	従價	二五%
（撚合線）	〃	二五%
（筒及管）	毎百斤	二五%
（屑及故）	〃	無稅
錫塊及鋳	従價	二五%
鉛塊及鋳	〃	二五%

第十五類—金屬製品

品目	単位	税率
亜鉛塊及鋳	毎百斤	二五%
貨幣、金銀及青銅（塊及鋳）	〃	二五%
貨幣及青銅（條及竿）	〃	二五%
（板）	従價	二五%
（線）	毎百斤	二五%
（筒及管）	従價	二五%
（箔）	毎百斤	二五%
（屑及故）	〃	二五%

品目	単位	税率
鐵釘	毎百斤	二五%
鐵螺旋釘	従價	二五%
貨幣、金銀及青銅螺旋釘	〃	二五%
金屬綱	毎百斤	二五%
〃	従價	二五%
鐵道建設用材料	毎百斤	二五%
〃	従價	二五%
電線支柱及電線支架用材料	毎百斤	二五%
家屋、橋梁、船舶、船渠等建設材料（鉄骨、鉄筋コンクリート用鉄鋼、鉄道用鉄鋼及施設用鋼材を含む）	従價	二五%
〃	毎百斤	二五%
〃	従價	二五%
眼鏡用及時計用鋼及白金鋼坩堝及皿	毎百斤	二五%
工匠具、農具及同部分品	従價	二五%
〃	毎百個	二五%
〃	従價	二五%
刃物△	毎百個	二五%
食卓用スプーン、フオークΔ	従價	二五%
金庫及貨幣匣	毎百個	二五%
タイプライター及同部分品	従價	二五%
〃	毎百斤	二五%

品目	単位	税率
鋲、眞鍮、青銅製品	従價	二五%
	毎百斤	二五%
鐵製品	従價	二五%

第十六類—時計、望遠鏡、銃砲、車輛、船舶及機械

品目	単位	税率
懐中時計△	毎個	一五%
置時計及掛時計△	従價	二五%
鏡眼鏡及雙眼鏡△	毎百斤	二五%
望遠鏡	従價	二五%
顯微鏡及同部分品	毎百斤	二五%
衡器	従價	二五%
寒暖計	毎斤	二五%
晴雨計	従價	二五%
幻燈器、活動寫眞器及同部分品	毎百斤	二五%
寫眞器	従價	二五%
蓄音器△	〃	二五%
樂器	毎百斤	二五%
鉄砲及同部分品△	〃	二五%
自動車	従價	二五%
自轉車	毎個	二五%
船舶（船齢十年を超えざるもの）	總噸數	二五%
〃	従價	二五%
汽罐	毎百斤	二五%
鐵道機關車	従價	二五%
スチームタービン	〃	二五%
蒸汽機關	毎百斤	二五%
瓦斯機關、石油機關及熱氣機關	〃	二五%
	従價	二五%

第十七類—雜品

品目	単位	税率
發電機、電動機、變轉變流機、周波數變換機	毎百斤	二五%
〃	従價	二五%
〃	〃	二五%
〃	〃	二五%
縮轉變相機及發電子	〃	二五%
變壓機	〃	二五%
縫衣機	〃	二五%
紡績、紡績準備、紡績終理、織布準備及撚絲造機械	〃	二五%
〃	〃	二五%
〃	〃	二五%
〃	〃	二五%
メリヤス機械	〃	二五%
印刷機械	従價	二五%

品目	単位	税率
花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黑檀△	毎百斤	二五%
マホガニー	従價	二五%
オーク	〃	二五%
木炭	毎百斤	二五%
製幣寫眞	従價	二五%
傘、傘柄、杖、鞭及其手△	〃	二五%
セルロイド及同製品	従價	二五%
寫眞用フイルム（感光性のものゝ）	毎百斤	二五%
〃（現像したるもの）	従價	二五%
ビリヤート、テニス、クリケット、將棋其他の遊戲具及同附屬品△	〃	二五%

從價稅率の單位は圓にして、例すれば馬の〇・五とあるは五分なるが如し。其他の稅率は個を單位とす。米及び粟の毎百斤一・〇〇とあるは一圓なり。尙は珈琲の稅率の如く一五・一〇二五・一〇とあるは品種により等差あり、其最低額と最高額を示したるものにして、同一品目の下に從量稅と從價稅とを併記せるは品種により課稅法に二類あるに依るなり。米及粟は凶作の場合、勅令を以て期間を指定し、毎百斤四十錢を限度とし、其關稅を低減さる。

無稅品

植物、枝、葦、莖及根（栽植用又は接木用のもの）△麵以外の穀類△繭△羊△山羊△家禽類△種魚介及魚卵△蜜蜂△蠶種△亞麻子△大麻子△苘麻子△楊子△採油用種子（別に稅率を定めたるものを除く）△アイヴオリーナット、ドウームナット其他類似の雕刻用種子△インデイアラバー樹、ガタパーチヤ樹、木蠟及甜菜の種子△クローヴー其他牧草の種子△蠶△蜂△蜂さざる綿羊毛及山羊毛及皮類（別に稅率を定めたるものを除く）△皮△羽毛（同上）△羽毛皮△クイルブリッスル及ホーンブリッスル△獸骨（醫藥用を除く）△獸牙△獸牙製品（別に稅率を定めたるものを除く）△獸角（醫藥用を除く）△貝殼△龜甲△植物性揮發油（芳香性）△阿列布油（纖又は濕入のもの）△魚油及鯨油△パラフインワックス（融解點攝氏四十五度を超えざるもの）△硝油△カークーパワックス△ホップ△セメンシナ△丁香△杏仁及苦扁桃仁△檜木篦△大風子、小豆蔻、肉豆蔻、肉豆蔻花、藺澄茄△コロシント實、コルヒカム子、トンカ豆、ヴアニラ豆、アニース子、大茴香、小茴香、ストロフアンツス子及アジョーワン子△甘草△吐根△龍膽及ゲンチアナ根△大黃△センガ根△遠志△イリス根コロムボ根、海蔥、ヤラツパ根及ヴエチヴアー△コカ葉、ヤボランヂ葉及バツチユリー葉△柿皮△キナ皮△コンジユランゴ皮、カスカラサクラダ、リナロー、ローズウツドサツサフラス木、白檀（サンタラムアルブム）△麥角△安息香、阿魏、蘆薈及沒藥△美人膠△沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子△オーク棚皮、ミモサ棚皮、栲皮、クエブラチヨー木片其他類似のタンニン材料△阿仙藥其他のタンニン越幾斯△生インデイアラツパー、生ガタパーチヤ及其代用物△アラビアゴム、セルラック、松脂其他稅率特定なき護謨及樹脂（醫藥用を除く）△黃蠟、赤蠟及硫化蠟△蓖麻△無水アムモニア△未精製の硝酸曹達（智利硝石）△未精製硫酸曹達△硼酸曹達（硼砂）△青化曹達及青化加里△未精製の鹽化加里及硫酸加里△クロール酸加里△未精製の硫酸アムモニウム△硝酸トリウム△硝酸セリウム△ラヂウム及ラヂウム鹽類△ロヂウム鹽類△木精△サフタリン△ベンゾール、トリユーオル、ザイロール、ソルベントナフサ、アンスラセン、カーバゾール、クレオソート油其他コールタール分餾物の一部△カゼイン△ログウード△銀滓及白金液△雌黃及ドラゴンスブラッド△木タール△コールタール△ピッチ及アスフアルト△コールタール、ピッチ又はアスフアルトの製品にして道路修築用のもの△實綿及繰綿（カード又はコームしたるものを含む）△亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其他別に稅率なき植物纖維△羊毛、山羊毛及駱駝毛（カード又はコームせざるもの）△繭△屑繭及ペニー生糸（野蠶糸）△紡績絹絲糸（野蠶製のもの）△テグス△屑又は故の纖維、

麻絲糸及屑糸△漂白したる亜麻布及亜麻綿交織布（百平方メートルに付十七キログラムを超えざるものにして、五ミリメートル平方内に於ける絣縞の糸數二十五を超え四十を超えざる物）△故ガンニー嚢△襤褸△書籍（印刷せざるもの）△書繪、習字本、雛本、樂譜、新聞、雜誌其他別に稅率定めたき印刷物△證券△地圖、海圖及學術圖△紙幣、銀行券、利札、株券其他の有價證券△帳紙△シリカサンド、クオルツサンド其他別に稅率なき著色せざる砂、礫△フリント△パミストーン（粉狀のものを含む）△金剛砂、コランダムサンド、トリポリ其他類似の研磨用礦物材料△砥石（天然のものにして枠、柄等を有せざるもの）△スレート及別に稅率なきスレート製品（工を加へざるもの）△リソグラフイックストーン（工を加へざるもの）△ボルト、カーボナード其他の墨色ダイヤモンド△別に稅率なき石及石製品（工を加へざるもの又は單に割りたるもの）△帶磁鐵鑛△石綿及別に稅率なき石綿製品（塊、粉及纖維狀のもの）△雲母及別に稅率なき雲母製品（塊及粉、著色せざるもの又は雜飾せざる板）△滑石及ソープストーン（粉狀のものを含む）△燐礦石△カイナイト、キーゼライト、カーナライト其他類似の鑛類△石膏（燒かざるもの）△クリオライト△結土△石墨△石炭（ドロマイト及マグネサイト（燒きたると否とを別たず）△別に稅率なき礦物及礦物製品（工を加へざる物、粉碎したるもの又は燒きたるもの）△陶磁器の破片△屑硝子△鑛（燒きたるものを含む）、マット、ポットム及鑄塊へ白金、イリヂウム、オスミウム、パラヂウム、ロヂウム、インヂウム及ルセニウム△金（塊、錠、粒、板及帶、改造用のみに適する屑及故）△銀（塊、錠、板及帶、改造用のみに適する屑及故）△特殊鋼以外の鐵の屑及故（改造用のみに適するもの）△鉛（柔鉛、改造用のみに適する屑及故）△ニツケルを鍍せざる亜鉛板（厚〇・一七ミリメートルを超えざるもの）△ニツケル（塊及粒、改造用のみに適するもの）△水銀及青酸△安知良尼及硫化安知良尼（塊及錠、改造用のみに適する屑及故）△絨毯帶線（海底電信線及海底電話線）△貨幣品。輸出貨物一定の容器。公共團體の輸入する種者、加工、修繕又は學術研究註文取集の爲め、又は試驗品として輸入し、一年内に再び輸出さるゝ物品。内國に於て製造する纖鋼船に備付又は取付輸入の日より二年以内に輸出する纖鋼材、艤裝品、機械用部分品、新規發明品、本邦に於て製作困難なる特殊の物品等。

戻稅―輸入原料を以て左記の物品を製造しこれを外國に輸出したるときは、之に使用せる原料品（括弧内に記せる物に限り）輸入稅の一部又は全部を拂戻さる。

硝子鏡厚さ四粍以内の無色平面硝子板、掛時計又は置時計（金屬を鍍せざる纖線鋼リボン、時計用機器）、飲食物罐詰（罐纖維の罐、箱又は玩具、鉦鈎、巻煙草入、若は石輸入、又は葉纖を用ひたる籠（葉纖）、罐入鏡油又は罐入酒精（葉纖）、平紐、丸紐又は總類（金屬入纖維絲又は鍍金銀したる金屬線）入造絹絲製品（入造絹）、衣服（パイル纖物以外の毛纖物又は毛絹交纖物）、洋傘（特定の染色又は捺染したる絹纖物、金屬を鍍せざる鋼線、硝子製（曹達灰）、硝子板（曹達灰）、琺瑯鐵器（全重量百分中硅素の重量一以上の硅素鋼板以外の金屬を鍍せざる纖板、無化コバルト（曹達灰）、塩入麥酒（曹達灰）、オルガン（オルガンリード）、鑄鐵管（銑鐵）、アルミニウム（塊、錠、粒、條、筆若は板又は線）、自動車又は自動自轉車用インナーチーブ（金屬製ヴアルヴ）、花梨木、縞楊木、紅木、紫檀又は縞黒檀以外の黒檀の製品（同上原料品）、精製糖、角砂糖、棒砂糖其他類似の物、氷砂糖、胡麻子油（胡麻子）、荏胡麻子油（荏胡麻子）、菜子油又は芥子油（菜子又は芥子）、小麥粉（小麥）、麥酒（麥芽）、錯鐵（醋酸石炭、硫化染料（石炭醋等）、銅の塊、錠、條、竿、板、線、筒管（銅）、貨鑄又は青銅の塊、錠、條、竿、板、線、筒、管（銅）、貨鑄又は青銅の塊、錠、屑（故）鉛の板又は管（鉛の塊又は錠）、絕緣電線（鋼）、鉛の塊又は錠）、鉛白、鉛丹又はリサーヂ（鉛の塊又は錠）、亜鉛白（亜鉛の塊、錠又は粒）、白色ペイント（鉛の塊又は錠、亜鉛の塊、錠又は粒）、亜鉛鍍鐵板（全重量百分中硅素の重量一以上の硅素鋼板以外の金屬を鍍せざる鐵板）、亜鉛鍍纖線（鐵線、亜鉛の塊、錠又は粒）、錫箔、錫、鉛の塊又は錠）、茶鉛（鉛の塊又は錠）、亞鉛薄板（厚〇・一七粍を超えざるもの）、油（落花生）、油樽（大豆、胡麻子、荏胡麻子、菜子、芥子）

酒精を左の物品製造に使用したる時は工業用に供したるものとして、造石稅又は出港稅に相當する金額を下附さる。

食酢、タンニン酸、苛性加里、クロ、ホルム、ヨードホルム、エーテル、醋酸エーテル、脂肪酸エーテル、クロールエチール、ブロームエチール、ヨードエチール、エチール硫酸鹽類、ベンザヤン、トリゲン、エチールアニリン、パラフエニレンダイアミン（パラミン）、アリザリンブリユー、サルフアブリユー、アスピリン、ザロール、フエナセチン、モノフエニール尿素、硫酸キニーネ、エチール炭酸キニーネ、炭酸グアヤコール、硫酸アトロピン、ブローム樟腦、抱水クロラール、プロテイン銀、ウロトロピン、サルヴアルサン類、ヴイタミン類、ヂアスターゼ類、樟腦、シトロネロール、ゼラニオール、燃料用變性酒精、ヴアニシユ、コロヂオン、セリユロイド、火藥、石鹼、外國に輸出する香水其他の化粧水、煙草香料、擬眞珠

輸出入貿易額

昭和二年は六月迄の累計なり。朝鮮臺灣の輸移出入に就ては屬領の部參照。

年次	輸出	輸入	計	超過	輸出	輸入	人口一人に付
	千圓	千圓	千圓	千圓	圓	圓	
每五年間一年平均 明治一一―一六	一六、八六六	三、一四四	一九、一四四	一三、七二二	〇・九五	〇・一七	
同一七―二一	三一、九五五	五、三五五	三七、三一〇	二六、六〇〇	一・五五	〇・二六	
同二二―二六	三七、三三三	七、八三三	四五、一六六	二九、五〇〇	一・七八	〇・三〇	
同二七―三一	四七、八〇二	一一、八〇二	五九、六〇四	三六、〇〇〇	二・一九	〇・四三	
同三二―三六	五九、一四四	一四、九〇二	七四、〇四六	四四、二四二	二・六一	〇・五二	
同三七―四一	七五、二四四	一九、一四四	九四、三八八	五六、一〇〇	三・一二	〇・六五	
同四二―大正二	九〇、九二九	二四、三四四	一一五、二七三	六六、五八五	三・六一	〇・七八	
大正三―七	一一三、三五八	三一、六六六	一四五、〇二四	八一、六九二	四・三一	〇・九二	
同八―一三	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
大正三	一三五、八〇二	三八、〇二四	一七三、八二六	九七、七七八	五・〇一	一・〇〇	
四	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
五	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
六	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
七	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
八	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
九	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
一〇	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
一一	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
一二	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
一三	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
一四	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
一五	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
昭和元	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	
二	一四一、三四二	四一、三四二	一八二、六八四	一〇〇、〇〇〇	五・二四	一・〇五	

産地別輸出入品

年次	輸出				輸入			
	内國産	外國産	計	特別輸出	外國産	内國産	計	特別輸入
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	五〇、五二二	二、三一七	五二、八三九	六、八二一	六八、八一一	八、九五一	七七、七六二	一、九七六
二	五三、三五五	二、三五五	五五、七一〇	七、四一四	九一、九七八	一一、三三三	一〇三、三一一	二、三五五
三	五九、三三三	二、八三三	六二、一六六	八、一二三	一一八、〇七七	一三、三三三	一三一、四一〇	二、八三三
四	六四、二三五	三、二三五	六七、四七〇	九、三三三	一二三、三三三	一四、二三五	一三七、五六八	三、二三五
五	七〇、〇〇〇	三、五〇〇	七三、五〇〇	一〇、二〇〇	一三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	三、五〇〇
六	七五、七六二	三、七九一	七九、五五三	一〇、九二一	一三七、〇七七	一五、七九一	一五二、八六八	三、七九一
七	八一、五二四	四、〇五二	八五、五七六	一一、六四二	一四五、〇八四	一六、八四二	一六一、九二六	四、〇五二
八	八七、二八五	四、三八五	九一、六七〇	一二、四〇〇	一五三、〇九一	一七、八八五	一七一、〇七六	四、三八五
九	九三、〇四六	四、六九六	九七、七四二	一三、一五八	一六一、〇九六	一八、九六九	一八〇、〇六五	四、六九六
一〇	九八、八〇七	五、〇〇七	一〇三、八一四	一三、九一六	一七〇、一二六	二〇、〇五四	一九〇、一八〇	五、〇〇七
一一	一〇四、五六八	五、三一八	一〇九、八八六	一四、七〇〇	一八〇、一五四	二一、一八二	二〇一、三三六	五、三一八
一二	一一〇、三二九	五、六三二	一一五、九六一	一五、四八四	一九〇、一八二	二二、三一五	二一二、四九七	五、六三二
一三	一一六、〇九一	五、九四六	一二二、〇三七	一六、二六八	二〇〇、二〇八	二三、四四六	二二三、六五四	五、九四六
一四	一二一、八五四	六、二六〇	一二八、一一四	一七、〇五二	二一〇、二三五	二四、五二〇	二三四、七五五	六、二六〇
一五	一二七、六一七	六、五七四	一三四、一九一	一七、八三五	二二〇、二六四	二五、六〇八	二四五、八七二	六、五七四
昭和元	一三三、四〇〇	六、八八八	一四〇、二八八	一八、六一八	二三〇、二九五	二六、七〇〇	二五七、〇一五	六、八八八
二	一三九、一八二	七、二〇〇	一四六、三八二	一九、四〇〇	二四〇、三二〇	二七、八〇〇	二六八、一二〇	七、二〇〇

輸出入品種類別

年次	輸出					輸入				
	粗生產品	製造品	原料品	製品	計	粗生產品	製造品	原料品	製品	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	三一、八〇二	四四、二一一	二五、五三一	三、三三三	一〇四、八六七	二五、五三一	三、三三三	一二三、八二五	三、三三三	一七三、八二六
二	三一、九五五	四七、八〇二	二六、六〇〇	三、五三五	一一〇、〇〇〇	二六、六〇〇	三、五三五	一二七、九七八	三、五三五	一八二、六八四
三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
六	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
七	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
八	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
九	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
一〇	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
一一	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
一二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
一三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
一四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
一五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
昭和元	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二
二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二	一八九、一四二

比例―輸出總額百中

年次	粗生產品	製造品	原料品	製品	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	三一、八〇二	四四、二一一	二五、五三一	三、三三三	一〇四、八六七
二	三一、九五五	四七、八〇二	二六、六〇〇	三、五三五	一一〇、〇〇〇
三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
六	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
七	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
八	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
九	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一〇	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一一	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
昭和元	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二

輸出總額百中

年次	粗生產品	製造品	原料品	製品	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	三一、八〇二	四四、二一一	二五、五三一	三、三三三	一〇四、八六七
二	三一、九五五	四七、八〇二	二六、六〇〇	三、五三五	一一〇、〇〇〇
三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
六	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
七	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
八	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
九	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一〇	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一一	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
一五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
昭和元	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二
二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	一一五、一四二

輸出入總額百中

年次	輸出				輸入			
	粗生產品	製造品	原料品	製品	粗生產品	製造品	原料品	製品
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	三一、八〇二	四四、二一一	二五、五三一	三、三三三	二五、五三一	三、三三三	一二三、八二五	三、三三三
二	三一、九五五	四七、八〇二	二六、六〇〇	三、五三五	二六、六〇〇	三、五三五	一二七、九七八	三、五三五
三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
六	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
七	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
八	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
九	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
一〇	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
一一	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
一二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
一三	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
一四	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
一五	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
昭和元	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二
二	三二、〇〇八	五一、六六六	二七、六六六	三、八〇二	二七、六六六	三、八〇二	一三二、一三五	三、八〇二

輸出入貿易月別

昭和二年は六月までの累計なり。

月別	輸出				輸入			
	大正元	一五	昭和二	月別	大正元	一五	昭和二	月別
	千圓	千圓	千圓		千圓	千圓	千圓	
一	三一、八〇二	一二七、六一七	一四一、三四二	七	四三、四二一	一七七、九五九	一七一、九二六	七
二	三一、九五五	一三九、一八二	一四一、三四二	八	四五、九九九	一八七、〇〇〇	一七一、九二六	八
三	三二、〇〇八	一四一、三四二	一四一、三四二	九	四八、五七六	一九七、〇四一	一七一、九二六	九
四	三二、〇〇八	一四一、三四二	一四一、三四二	一〇	四九、九九九	二〇七、〇〇〇	一七一、九二六	一〇
五	三二、〇〇八	一四一、三四二	一四一、三四二	一一	五二、四二一	二一七、〇四一	一七一、九二六	一一
六	三二、〇〇八	一四一、三四二	一四一、三四二	一二	五四、八四四	二二七、〇八四	一七一、九二六	一二

輸入貿易月別

月別	大正元	一五	昭和二	月別	大正元	一五	昭和二
	千圓	千圓	千圓		千圓	千圓	千圓
一	三五、八一三	一四五、一三五	一六五、八五二	七	四四、九五一	二三五、四二四	
二	三五、四五二	一二四、〇八一	一五五、一二二	八	四四、八四六	二三五、〇二〇	
三	六二、九三一	二三一、九六八	一九一、一二二	九	四四、八四六	二三五、〇二〇	
四	六八、五二七	二三一、七四九		一〇	四四、八四六	二三五、〇二〇	
五	五三、一九七	二三八、三七二		一一	四四、八四六	二三五、〇二〇	
六	五三、三五五	一九五、一二八		一二	四四、八四六	二三五、〇二〇	

輸出入國別

國別	大正元 輸出	輸入	一四 輸出	輸入	一五 輸出	輸入
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
亞細亞洲						
支那	二四、八三	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
關東州	三五、五五五	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
香港	三五、四五二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
英領印度	八、九一	四、一二	一〇、一二	一二、一二	一四、一二	一六、一二
海峽殖民地	三二、六四八	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二
關領印度支那	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二
佛領印度支那	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二
露領亞細亞	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二
比律賓諸島	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二
遙羅	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二
其他諸國	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二
輸入（出）超過	二九、七九一	二八、三七五	四三、九二	四三、九二	二三、九二	二三、九二
歐羅巴						
英吉利	二四、八三	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
佛蘭西	三五、五五五	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
獨逸	四五、八二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
白耳義	三五、四五二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
伊太利	八、九一	四、一二	一〇、一二	一二、一二	一四、一二	一六、一二
瑞西	三二、六四八	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二
地	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二
埃及	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二
利	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二
超過	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二
輸入（出）超過	二九、七九一	二八、三七五	四三、九二	四三、九二	二三、九二	二三、九二
亞米利加洲						
合衆國	二四、八三	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
加奈陀	三五、五五五	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
墨西哥	四五、八二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
其他諸國	三五、四五二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
輸出（入）超過	八、九一	四、一二	一〇、一二	一二、一二	一四、一二	一六、一二
南亞米利加洲						
智利	三二、六四八	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二
亞然丁	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二
伯剌西爾	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二
其他諸國	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二
輸出（入）超過	二九、七九一	二八、三七五	四三、九二	四三、九二	二三、九二	二三、九二
亞弗利加洲						
埃及	三五、五五五	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
喜望峰殖民地及ナタル	四五、八二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
其他諸國	三五、四五二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
輸入（出）超過	八、九一	四、一二	一〇、一二	一二、一二	一四、一二	一六、一二
濠太剌利	三二、六四八	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二	一三、一二
新西蘭	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二	一〇、一二
布哇	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二	三、一二
其他諸國	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二
輸入（出）超過	二九、七九一	二八、三七五	四三、九二	四三、九二	二三、九二	二三、九二
假置場	三五、五五五	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
不詳	四五、八二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二
總輸入（出）超過	三五、四五二	五四、七二	四八、九二	八四、八四	二三五、八二	一四五、二二

重要貿易品目

種別	大正元	一四	一五
輸出	千圓	千圓	千圓
米及籾	四、三五七	一、三五	一、三八
豆類	三、二八	七、七二	一、六八
水產物	二、六九	三、三五	三、四五
製茶	三、四五	三、三五	三、四五
精銅	八、四七	一〇、一二	一〇、一二
清酒	三、三五	三、三五	三、三五
麥酒	二、七九	二、七九	二、七九
羅紗綿織物	三、一二	三、一二	三、一二
樟腦	一、一二	一、一二	一、一二
植物性脂肪油	二、一二	二、一二	二、一二
薄荷腦	一、一二	一、一二	一、一二
樟腦	二、八六	二、八六	二、八六
生絲	一、一二	一、一二	一、一二
綿織物	三、一二	三、一二	三、一二
屑絲屑絲織物	三、一二	三、一二	三、一二
絹織物	一、一二	一、一二	一、一二
絹製手巾	四、七二	四、七二	四、七二
野草蓆	七、三五	七、三五	七、三五
大小肌衣	三、一二	三、一二	三、一二
帽子	四、四二	四、四二	四、四二
紙類	三、一二	三、一二	三、一二
石炭	三、一二	四、四二	七、三五
セメント	三、一二	四、四二	七、三五
陶磁器	三、一二	三、一二	三、一二
硝子類	三、一二	三、一二	三、一二
琺瑯鐵器	一、一二	一、一二	一、一二
機械類	二、六八	二、六八	二、六八
箱板及樽板	二、六八	二、六八	二、六八

種別	大正元	一四	一五
輸入	千圓	千圓	千圓
米及籾	三〇、一九三	一〇、四九	一〇、四九
小麥	一〇、一二	一、九六	一、九六
豆類	一〇、一二	三、九三	三、九三
菓子及茶子	一、一二	一、一二	一、一二
鳥卵	一、一二	一、一二	一、一二
砂糖	一、一二	一、一二	一、一二
生牛肉類	八、六二	一、一二	一、一二
皮類	一、一二	一、一二	一、一二
鱶油	一、一二	一、一二	一、一二
生ゴム	三、一二	三、一二	三、一二
硫酸アンモニア	三、一二	三、一二	三、一二
粗酒性曹達	一、一二	一、一二	一、一二
粗硝酸曹達	一、一二	一、一二	一、一二
アニリン染料	三、一二	三、一二	三、一二
實綿及繰綿	三〇、一二	三、一二	三、一二
羊毛	一、一二	一、一二	一、一二
毛絲	一、一二	一、一二	一、一二
綿織絲	一、一二	一、一二	一、一二
毛織物	一、一二	一、一二	一、一二
パルプ	一、一二	一、一二	一、一二
鑛石	一、一二	一、一二	一、一二
石炭	一、一二	一、一二	一、一二

種別	大正元	一四	一五
輸入	千圓	千圓	千圓
眞田	七、三五	二、一二	一、一二
洋傘	一、一二	一、一二	一、一二
漆器	一、一二	一、一二	一、一二
ブラッシュ類	一、一二	一、一二	一、一二
ラムプ類	一、一二	一、一二	一、一二
雜貨	一、一二	一、一二	一、一二
精鹽	一、一二	一、一二	一、一二
麥酒	一、一二	一、一二	一、一二
鐵壜詰食物	一、一二	一、一二	一、一二
屑絲及眞綿	一、一二	一、一二	一、一二
石炭	一、一二	一、一二	一、一二
木材	一、一二	一、一二	一、一二
植物性脂肪油	一、一二	一、一二	一、一二
樟腦	一、一二	一、一二	一、一二
薄荷腦	一、一二	一、一二	一、一二
生絲	一、一二	一、一二	一、一二
綿織絲	一、一二	一、一二	一、一二
鐵	一、一二	一、一二	一、一二
製鞘用眞田	一、一二	一、一二	一、一二
石鹼	一、一二	一、一二	一、一二

重要貿易品主要對手國（十五年）

品目	國名	價額
輸出		千圓
米及籾	布哇	一、一二
	加奈陀	一、一二
	英國	一、一二
	米國	一、一二
豆類	米國	一、一二
	加奈陀	一、一二
	英國	一、一二
水產物	香港	一、一二
	海峽殖民地	一、一二
	支那	一、一二
製茶	米國	一、一二
	英國	一、一二
	加奈陀	一、一二
粉	支那	一、一二
	米國	一、一二
瀨	米國	一、一二
	加奈陀	一、一二
製	關東州	一、一二
茶	加奈陀	一、一二

品目	國名	價額（千圓）
燐寸	香港	[illegible]
	海峽殖民地	[illegible]
	支那	[illegible]
絹織物	濠洲	[illegible]
	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
綿織物	支那	[illegible]
	英領印度	[illegible]
	蘭領印度	[illegible]
毛織物	英領印度	[illegible]
	支那	[illegible]
	關東州	[illegible]
綿ブランケット	支那	[illegible]
	香港	[illegible]
	海峽殖民地	[illegible]
絹製手巾	米國	[illegible]
	加奈陀	[illegible]
	亞爾然丁	[illegible]
野草莚	米國	[illegible]
	濠洲	[illegible]
メリヤス製品	英領印度	[illegible]
	比律賓	[illegible]
	英吉利	[illegible]
帽子	支那	[illegible]
	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
鈕釦	英吉利	[illegible]
	支那	[illegible]
	英領印度	[illegible]
紙類	支那	[illegible]
	關東州	[illegible]
	米國	[illegible]
セメント	蘭領印度	[illegible]
	支那	[illegible]
	比律賓	[illegible]
陶磁器	米國	[illegible]
	蘭領印度	[illegible]
	英領印度	[illegible]
硝子及製品	英領印度	[illegible]
	支那	[illegible]
	蘭領印度	[illegible]
絕緣電線	關東州	[illegible]
	支那	[illegible]
	蘭領印度	[illegible]
鐵製品	關東州	[illegible]
	支那	[illegible]
	英領印度	[illegible]
ゴムタイヤー	蘭領印度	[illegible]
	支那	[illegible]
	海峽殖民地	[illegible]
機械及同部分品	支那	[illegible]
	關東州	[illegible]
	英領印度	[illegible]
洋傘	支那	[illegible]
	蘭領印度	[illegible]
	英領印度	[illegible]
ブラッシュ	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
	濠洲	[illegible]
ラムプ及同部分品	支那	[illegible]
	米國	[illegible]
	關東州	[illegible]
[illegible]貝	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
	英領印度	[illegible]

輸入

品目	國名	價額（千圓）
米及糯	佛領印度	[illegible]
	英領印度	[illegible]
	暹羅	[illegible]
小麥	濠洲	[illegible]
	加奈陀	[illegible]
	米國	[illegible]
豆類	關東州	[illegible]
	支那	[illegible]
	露領亞細亞	[illegible]
砂糖	蘭領印度	[illegible]
	玖瑪	[illegible]
	比律賓	[illegible]
鳥卵	支那	[illegible]
食鹽	關東州	[illegible]
	支那	[illegible]
	西班牙	[illegible]
採油用原料	支那	[illegible]
	英領印度	[illegible]
	關東州	[illegible]
生ゴム	海峽殖民地	[illegible]
	英領印度	[illegible]
	英吉利	[illegible]
粗製硝酸曹達	智利	[illegible]
粗製硫酸アンモニウム	獨逸	[illegible]
	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
燐礦石	米國	[illegible]
	亞弗利加	[illegible]
	支那	[illegible]
油糟	關東州	[illegible]
	支那	[illegible]
	英領印度	[illegible]
實綿及繰綿	英領印度	[illegible]
	米國	[illegible]
	支那	[illegible]
苧麻類	比律賓	[illegible]
	支那	[illegible]
	英領印度	[illegible]
羊毛	濠洲	[illegible]
	英吉利	[illegible]
	支那	[illegible]
石炭	關東州	[illegible]
	支那	[illegible]
	佛領印度	[illegible]
纖維及其他の鑛	支那	[illegible]
	海峽殖民地	[illegible]
	佛領印度	[illegible]
木材	米國	[illegible]
	露領亞細亞	[illegible]
	加奈陀	[illegible]
麩	支那	[illegible]
	關東州	[illegible]
革類	米國	[illegible]
	英領印度	[illegible]
	英吉利	[illegible]
苛性曹達及曹達灰	英吉利	[illegible]
	米國	[illegible]
	亞弗利加	[illegible]
コールタール染料	獨逸	[illegible]
	瑞西	[illegible]
	米國	[illegible]
毛織絲	獨逸	[illegible]
	佛蘭西	[illegible]
	英吉利	[illegible]
紙製用パルプ	加奈陀	[illegible]
	瑞典	[illegible]
	諾威	[illegible]
鐵（塊、錠）	英領印度	[illegible]
	關東州	[illegible]
	英吉利	[illegible]
鐵（條、竿、板、線、管）	米國	[illegible]
	獨逸	[illegible]
	英吉利	[illegible]
鉛（塊、錠）	加奈陀	[illegible]
	米國	[illegible]
	英領印度	[illegible]
亞鉛（塊、粒、錠）	加奈陀	[illegible]
	濠洲	[illegible]
	米國	[illegible]
建設材料	米國	[illegible]
	獨逸	[illegible]
	白耳義	[illegible]
揮發油	蘭領印度	[illegible]
	米國	[illegible]
石油	米國	[illegible]
	蘭領印度	[illegible]
	英吉利	[illegible]
綿織物	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
毛織物	英吉利	[illegible]
	獨逸	[illegible]
	米國	[illegible]
紙類	瑞典	[illegible]
	英吉利	[illegible]
	獨逸	[illegible]
鐵釘	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
	獨逸	[illegible]
懷中時計及同部分品	瑞西	[illegible]
	米國	[illegible]
自動車及同部分品	米國	[illegible]
	佛蘭西	[illegible]
	獨逸	[illegible]
機械及同部分品	米國	[illegible]
	英吉利	[illegible]
	獨逸	[illegible]

米輸出入高

年次		數量（千石）	價額（千圓）	一石に付價額（圓）
明治元—五平均	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六—一〇	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一一—一五	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一六—二〇	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二一—二五	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二六—三〇	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三一—三五	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三六—四〇	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四一—大元	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正二—六	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七—一一	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一二	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一四	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一五	輸出	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	輸入	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二	輸出	—	[illegible]	—
	輸入	—	[illegible]	—

輸入米の大部分は精米なるを以て、裏中容量は一擔（百斤）を四斗として換算す。又輸出米の大部分は玄米なるを以て裏中容量は一擔（百斤）を四斗二升とす。昭和二年は五月迄の累計なり。

米輸出入國別（單位千擔、千圓）

	國		大正元	一四	一五
輸入	支那	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	英領印度	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	佛領印度	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	暹羅	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	其他	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
輸出	露領亞細亞	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	米國	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	加奈陀	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	布哇	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	其他	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]

生絲、屑物輸出額

年次		生糸	屑糸	眞綿	繭	紡績絹絲	計
大正元	數量（千斤）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額（千圓）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一一	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一二	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一四	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一五	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

生絲輸出國別

國名	大正元（千圓）	一四（千圓）	一五（千圓）
米國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佛蘭西	[illegible]	[illegible]	[illegible]
英吉利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
濠洲	[illegible]	[illegible]	[illegible]
加奈陀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
伊太利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

綿織糸輸出國別

國名	大正元（千圓）	一四（千圓）	一五（千圓）
支那	[illegible]	[illegible]	[illegible]
英領印度	[illegible]	[illegible]	[illegible]
香港	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關東州	[illegible]	[illegible]	[illegible]
比律賓	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蘭領印度	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

綿織物輸出國別

國名	大正元（千圓）	一四（千圓）	一五（千圓）
支那	三、七七七	一九四、〇一三	一六〇、〇七六
英領印度	七三三	七〇、三九〇	七〇、三四六
蘭領印度	—	四九、三七三	四四、五〇〇
阿弗利加	—	三、九四〇	二〇、九二五
香港	八七三	二〇、五七六	二四、七三三
關東州	九、一六九	一九、五〇一	一六、〇四三
海峽殖民地	二四九	一四、五五九	二二、三五一
比律賓	五五八	一〇、八八八	九、五八〇
濠洲	三二〇	八、二九六	六、九四七
暹羅	—	三、九二一	三、三二一
其他	一、〇八三	三〇、四〇〇	一八、〇四四
計	一六、七六二	四三三、八五〇	四二六、三三五

絹織物輸出國別

國名	大正一三（千圓）	一四（千圓）	一五（千圓）
米國	三三、六二四	三一、〇三七	二六、三六三
英吉利	三五、八七三	一六、四七九	一六、九五二
濠洲	三三、三八二	二四、六五八	二三、七三六
英領印度	一三、五五六	一三、六五五	一一、九八五
佛蘭西	一〇、〇七六	六、九四九	六、三五六
加奈陀	七、五四一	一〇、〇五八	一四、〇四八
亞爾然丁	三、一五九	三、五六一	一、五二三
阿弗利加	四、九六二	六、〇四〇	七、〇三六
支那	二、七九三	一、九八〇	二、一七三
新西蘭	一、五四四	一、三〇六	一、三四三
蘭領印度	一、五六〇	二、〇三三	二、三三五
伊太利	一、一二八	九〇一	八〇六
海峽殖民地	一、一三五	一、七六八	二、三三四
比律賓	五七三	一、三三三	一、四四七
關東州	三四三	四〇三	四三七
香港	四五八	四二一	六〇二
其他	五、三三五	六、四七五	九、一七六
計	一三五、八四〇	一二六、九八四	一三三、〇九〇

鐵類輸出入額

種別	輸入 大正元	輸入 一四	輸入 一五	輸出 大正元	輸出 一四	輸出 一五
鐵塊、鑛	數量(千噸)					
	價額(千圓)	二、一七九	四、四一四	二、三五九	一、七九一	二、三五五
鐵鑛	數量(千噸)	九、一三五	一〇、五三五	一、二元	七、三二五	一、三四一
	價額(千圓)	五、八三二	七、九二八	三、八二八	一、三五九	三、八二九
鐵屑	數量(千噸)	四、二三八	四、八三四	三、八九一	四、一四五	三、九三四
	價額(千圓)	一、七六二	一、九二四	一、三四五	一、四二四	一、三四五
鐵板、條、竿	數量(千噸)	七、六三四	九、一三三	一、三四五	一、四二四	一、三四五
	價額(千圓)	四、一〇三	四、八三四	一、三四五	一、四二四	一、三四五
鐵線、棒	數量(千噸)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
	價額(千圓)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
鐵索、撚合線、帶、極	數量(千噸)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
	價額(千圓)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
筒、管	數量(千噸)	四、八三	五、四二四	一、三四五	一、四二四	一、三四五
	價額(千圓)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
屑、故	數量(千噸)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
	價額(千圓)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
其他	數量(千噸)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
	價額(千圓)	一、三五	一、三四五	一、三四五	一、四二四	一、三四五
計		二、六、三四五	二、三、七四五	二、三四五	二、四二四	二、三四五

鐵類輸入國別

國名	大正元	一四	一五	國名	大正元	一四	一五
合衆國	千圓	千圓	千圓	瑞典	千圓	千圓	千圓
	八、〇一〇	三、〇二三	三、五三五		四、〇三三	五、六四	七、九一
英吉利	五、九四〇	七、六四	一一、七三五	關東州	一、八三五		
	一七、七四三	一五、五三三	二八、三七				
獨逸	一三、二	一六、八三三	六四三	英領印度			
	八、一三三	三、三五六	一、七三				
支那	四、三四	五、八三五	三、一七	其他	一、八三五	九、二四	一、八三五
白耳義	三、〇二八	四、三四	五、八三五	計	九、九四四	一一、四二四	一一、四二四

×印は纔、竿、板、線管にして、他は塊及び鋌なり。

石炭輸出國別

國名	大正元	一四	一五
支那	千圓	千圓	千圓
	三、三五	三、〇三五	三、三五
香港	三、三五	三、三五	三、三五
海峽植民地	三、三五	三、三五	三、三五
英領印度	三、三五	三、三五	三、三五
佛領印度支那	三、三五	三、三五	三、三五
露領東亞	三、三五	三、三五	三、三五
關東州	三、三五	三、三五	三、三五
英領印度	三、三五	三、三五	三、三五
其他	三、三五	三、三五	三、三五
計	三、三四五	三、四二四	三、三四五

毛織糸輸入額國別

國名	大正一三	一四	一五
獨逸	千圓	千圓	千圓
	三、五三	三、四三	四、一四
英國	一、三五	一、三四	一、三四
佛蘭西	一、三五	一、三四	一、三四
白耳義	一、三五	一、三四	一、三四
伊太利	一、三五	一、三四	一、三四
其他	一、三五	一、三四	一、三四
計	一、三四五	一、四二四	一、三四五

實綿及繰綿輸入國別

國名	大正元	一四	一五
米國	千圓	千圓	千圓
	六四、六二	二六、一三	三七、三四
英領印度	二〇八、六三	三四、九五三	三七、三四
支那	六八、八七	三五、七三	三七、三四
阿弗利加	—	三五、七三	三七、三四
海峽殖民地	三七、一	三五、七三	三七、三四
佛領印度	一九、一三	三五、七三	三七、三四
其他	一、三五	三五、七三	三七、三四
計	三四、三四五	四二、四二四	四二、四二四

毛織物及其原料輸出入額

種別	大正元	一四	一五
羊毛	千圓	千圓	千圓
毛糸輸入額	二、六、三四五	二、三、七四五	二、三四五
糸輸出額	二、三四五	二、四二四	二、三四五
莫耳蘇糸輸出額	二、三四五	二、四二四	二、三四五
莫耳蘇糸輸入額	二、三四五	二、四二四	二、三四五
ジモスリン輸出額	二、三四五	二、四二四	二、三四五

輸出入金銀貨地金

年次	輸出	輸入	輸出超過
明治	千圓	千圓	千圓
三七	四、二一	一、一五	三、〇五
大正			
一五	一、八六	一、四	一、四五

本表は明治五年以降大正五年に至る期間合計額の最高（三十七年）、最低（五年）を示せる年、輸出超過の最大（三十七年）、輸入超過の最大（四十二年）なりし年及び最近五年の額を示せるものなり。×印は輸入超過額。

税關收入額

年次	輸入稅	順稅	諫收入	計
大正元	千圓	千圓	千圓	千圓
	六、四六六	六、四六六	六、四六六	六、四六六
一	九、三九	九、三九	九、三九	九、三九
二	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
三	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
四	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五

十二年は横濱港の八月分を含まず。

輸出入物品港別

港	輸出 大正元	輸入 一	輸出 一四	輸入 一	輸出 一五	輸入 一
横濱	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
	三五、八三〇	二、三五、九三	三五、九三	二、三五、九三	三五、九三	二、三五、九三
神戸	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
大阪	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
長崎	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
門司	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
函館	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
新潟	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
夷港	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
清水	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
武豐	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
名古屋	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
四日市	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
岩崎	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
山口	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
下關	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
今津	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
若松	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
博多	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
唐津	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
佳ノ浦	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
三池	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
口之津	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
鹿兒島	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
長崎	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
佐須奈	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
鹿兒島	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
那覇	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
宮古	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
八重山	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
大島	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
福江	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
平戸	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
伏木	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
青森	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
室蘭	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
七飯	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
根室	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
小樽	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三
計	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三	三五、九三	三、三五、九三

貿易品積船船國籍別（十三年）

船籍	輸出	輸入
日本	千圓	千圓
	一、六、一七	一、三五、九三
西班牙	一、三五、九三	一、三五、九三
丁抹	六、〇〇一	一、三五、九三
波蘭	四、三四	一、三五、九三
北米合衆國	五三、一九五	一、三五、九三
加奈陀	一九、一三五	一、三五、九三
馬（巴）ダンチッヒ	五八、三一八	一、三五、九三
晉不詳	七、六四	一、三五、九三
計	一、九二三、三五	一、三五、九三

貿易入港船船（十五年）

入港船籍	隻數	噸數
汽船—		
日本	一四	三、三五
西班牙	一	三、三五
丁抹	一	三、三五
波蘭	一	三、三五
北米合衆國	一	三、三五
加奈陀	一	三、三五
馬（巴）ダンチッヒ	一	三、三五
晉不詳	一	三、三五
計	一四	三、三五
帆船—		
日本	一	三、三五
西班牙	一	三、三五
丁抹	一	三、三五
波蘭	一	三、三五
北米合衆國	一	三、三五
加奈陀	一	三、三五
馬（巴）ダンチッヒ	一	三、三五
晉不詳	一	三、三五
計	一四	三、三五
合計	一四	三、三五

本表價格の總計と他表の合計と符合せざるは、輸出に於ては賣却船價、輸入に於ては買入船を算入せざるに依る。

貿易出港船船（十五年）

出港船籍	隻數	噸數
汽船—		
日本	一七	三、三五
西班牙	一	三、三五
丁抹	一	三、三五
波蘭	一	三、三五
北米合衆國	一	三、三五
加奈陀	一	三、三五
馬（巴）ダンチッヒ	一	三、三五
晉不詳	一	三、三五
計	一四	三、三五
帆船—		
日本	一	三、三五
西班牙	一	三、三五
丁抹	一	三、三五
波蘭	一	三、三五
北米合衆國	一	三、三五
加奈陀	一	三、三五
馬（巴）ダンチッヒ	一	三、三五
晉不詳	一	三、三五
計	一四	三、三五
合計	一四	三、三五

輸出入貿易對手國歩合（千分比）

國名		大正元	一二	一三	一四	一五	昭和二
支那	輸出	三一七	三一八	三一八	三一八	三一五	三一五
	輸入	二四九	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八
關東州	輸出	三一六	三一六	三一六	三一六	三一六	三一六
	輸入	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
英領香港	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
海峽植民地	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
印度	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
蘭領印度及那	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
佛領印度支那	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
露領亞細亞	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
比律賓	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
暹羅	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
英吉利	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
佛蘭西	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
獨逸	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
白耳義	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
伊太利	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
ロヴェノヤ	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
チアッコス	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
瑞西	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
埃及	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
瑞和	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
地	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
諾威	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
波蘭	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
露西亞	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
丁抹	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
西班牙	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
葡萄牙	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
土耳其	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
米利加	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
合衆國	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
加奈陀	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
墨西哥	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
玖馬	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
秘露	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
智爾	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
亞然丁	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
伯剌西爾	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
埃及	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
希臘及土耳其	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
濠太剌利	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
新西蘭	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
布哇	輸出	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	輸入	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇

外國爲替相場（電信爲）

地別	種別	明治三〇	四〇	大正元	五	一二	一三	一四	一五	昭和二
倫敦（片）	最高	二五六・八五	二四九・六二五	二四九・六二五	二七四・〇六二五	二五五・一二五	二五五・一二五	二四四・一二五	二四四・一二五	二四四・一二五
	最低	二三九・一二五	二四四・八七五	二四四・八七五	二四四・八七五	二四四・八七五	二四四・八七五	二四四・八七五	二四四・八七五	二四四・八七五
	平均	二四九・〇〇	二四六・二五	二四六・二五	二五九・九三七五	二四九・五〇	二四九・五〇	二四四・一二五	二四四・一二五	二四四・一二五
巴里（法）	最高	二五・一二五	二四・八七五	二四・八七五	二七・〇六二五	二五・一二五	二五・一二五	二四・一二五	二四・一二五	二四・一二五
	最低	二四・八七五	二四・六二五	二四・六二五	二四・八七五	二四・八七五	二四・八七五	二四・八七五	二四・八七五	二四・八七五
	平均	二五・〇〇	二四・七五	二四・七五	二五・九三七五	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・一二五	二四・一二五	二四・一二五
漢堡（馬）	最高	二〇・三〇	二〇・一二五	二〇・一二五	二一・六二五	二〇・三五	二〇・三五	二〇・二五	二〇・二五	二〇・二五
	最低	二〇・一二五	二〇・〇五	二〇・〇五	二〇・一二五	二〇・一二五	二〇・一二五	二〇・〇五	二〇・〇五	二〇・〇五
	平均	二〇・二〇	二〇・〇八七五	二〇・〇八七五	二〇・二五	二〇・二〇	二〇・二〇	二〇・〇八七五	二〇・〇八七五	二〇・〇八七五
紐育（弗）	最高	五〇・七五	五〇・三五	五〇・三五	五〇・七五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五
	最低	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五	四九・八五
	平均	五〇・二五	五〇・〇五	五〇・〇五	五〇・二五	四九・九五	四九・九五	四九・九五	四九・九五	四九・九五
孟買（盧）	最高	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇
	最低	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇
	平均	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇	一・三五・〇〇〇
香港（圓）	最高	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇
	最低	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇
	平均	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇	八九・五〇
上海（兩）	最高	七一・二五	七一・二五	七一・二五	七一・二五	七一・二五	七一・二五	七一・二五	七一・二五	七一・二五
	最低	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇	七〇・五〇
	平均	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五	七〇・八七五

倫敦、巴里、漢堡は一圓に、紐育、上海、孟買は百圓に、香港は百弗に對する相場、漢堡は大正五年迄は伯林宛のもの、昭和二年は六月迄のものなり。

倫敦銀塊相場（一オンス品位九二五）

昭和二年は六月迄のものなり。

取引所

種別	大正元	一三	一四
取引所數	一、九八	一、三四	一、〇八
取引員數	三、〇二六 千圓	三、〇二七 千圓	三、〇二七 千圓
入會資本金	三、八〇二、一六	三、五三二、九四	三、五三二、九四
拂込資本金	二、八〇二、一六	二、九〇二、一四	二、九〇二、一四
賣買手數料	一〇、一五五	九〇、一四四	八九、八九五
其他收入金	六、七〇三	六、三四四	六、四七二
取引所稅	一、一七二、八四九	一、一七二、八四九	一、一七二、八四九
其他支出金	五、四九五、五七三	六、四七二、七四二	六、四七二、七四二
純益金	二、四五六、三三	二、四五六、三三	二、四五六、三三
配當金	二、四五六、三三	二、四五六、三三	二、四五六、三三

取引所資本金

取引員

（昭和二年六月末現在）

取引所名	資本金 總額	拂込	純益金	取引員
東京米穀商品	千圓 六、三〇〇	千圓 四、七五〇	千圓 七三	人 六九
東京株式	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇	一五五
京都	四、〇〇〇	三、〇〇〇	九二	一五五
大阪堂島米穀	六、〇〇〇	四、五〇〇	二、四〇	一五五
大阪株式	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、二四	一五五
大阪三品	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、一四	一五五
横濱生絲	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、一四	一五五
神戸大豆粕	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
神戸生絲	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三	一五五
名古屋米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四	一五五
名古屋株式	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
岐阜米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
豐橋米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
靜岡米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
岡崎米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
桑名米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
四日市米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
伊勢米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
博多米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
佐賀米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
小倉米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
下關米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
岡山米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
高岡米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
富山米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
金澤米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
鶴岡米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
酒田米穀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
近江米	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
福島株式	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五
鰹節	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	一五五

純益金は大正十五、昭和元年分にて×印は損失金なり。尙ほ△印は會員組織取引所なり。

取引所重要物件賣買高

年次	株式	米穀	綿絲	生絲
大正元	千株 一、二〇〇	千石 三、七一〇	千梱 三、〇〇〇	千斤 三、〇〇〇
一二	一、四〇〇	三、六六〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一三	一、四〇〇	三、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一四	一、四〇〇	三、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一五	一、四〇〇	三、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

株式取引所短期取引高

年次	東京 公債	東京 株式	大阪 社債	大阪 公債	大阪 株式
大正元	千圓 三、七五五、〇〇〇	千株 一、二五〇、〇〇〇	千圓 一、四〇〇	千圓 一、四〇〇	千株 一、四〇〇
一二	三、六六〇、八九〇	一、二五〇、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
一三	三、八〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
一四	三、八〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
一五	三、八〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇

大正元年は直取引。

株式取引所長期取引高

▲印は短期取引に屬するものなり。

年次	株券 株數	株券 價額	綿絲 株數	綿絲 價額	生絲 受渡高
大正元	千株 七三、九四四、〇〇〇	千圓 三二、八四二、〇〇〇	千梱 二、九二〇	千圓 二、八四二、〇〇〇	千斤 三、〇〇〇
一二	▲二八、九五三、〇〇〇	▲一二、八四二、〇〇〇	二、九二〇	二、八四二、〇〇〇	三、〇〇〇
一三	▲二八、九五三、〇〇〇	▲一二、八四二、〇〇〇	二、九二〇	二、八四二、〇〇〇	三、〇〇〇
一四	▲二八、九五三、〇〇〇	▲一二、八四二、〇〇〇	二、九二〇	二、八四二、〇〇〇	三、〇〇〇
一五	▲二八、九五三、〇〇〇	▲一二、八四二、〇〇〇	二、九二〇	二、八四二、〇〇〇	三、〇〇〇

期米取引高

年次	東京 數量	東京 價額	大阪 數量	大阪 價額	受渡高
大正元	千石 三、一八〇	千圓 一、二五九、〇〇〇	千石 一、二五〇	千圓 四九九、〇〇〇	千石 三、〇〇〇
一二	二、八一九、六〇九	一、一二七、六〇九	一、二五〇	四九九、〇〇〇	三、〇〇〇
一三	三、五一九、九二	一、四〇七、六〇九	一、二五〇	四九九、〇〇〇	三、〇〇〇
一四	四、一七五、〇〇一	一、六八八、三五六	一、二五〇	四九九、〇〇〇	三、〇〇〇
一五	四、一七五、〇〇一	一、六八八、三五六	一、二五〇	四九九、〇〇〇	三、〇〇〇

綿絲定期取引高

（大阪三品取引所）

年次	賣買高 數量	賣買高 價額	受渡高
大正元	梱 五五、八三三	千圓 二、七九一、六五〇	梱 九、九五五
一二	五五、八三三	二、七九一、六五〇	九、九五五
一三	五五、八三三	二、七九一、六五〇	九、九五五
一四	五五、八三三	二、七九一、六五〇	九、九五五
一五	五五、八三三	二、七九一、六五〇	九、九五五

生絲定期取引高

（橫濱生絲取引所）

年次	賣買高 數量	賣買高 價額	受渡高
大正元	千斤 三、六七八、一〇	千圓 六、六八七、四〇〇	千斤 一八三、〇〇
一二	三、六七八、一〇	六、六八七、四〇〇	三四四、一〇〇
一三	三、〇二五、五〇〇	五、五〇五、八〇〇	三五、〇〇〇
一四	三、一〇二、一〇〇	五、六五五、〇〇〇	六六五、〇〇〇
一五	一、〇四四、三〇〇	一、九〇八、〇〇〇	九六八、〇〇〇

會社數（各年末）

種別	大正元年 社數	大正元年 資本	一三 社數	一三 資本	一四 社數	一四 資本
農業	四	千圓 三五	七	千圓 九一	七	千圓 一二五
水產業	—	—	三	三五	三	三五
鑛業	四	四三	六	七二	六	九三
工業	六	七二	一〇	一〇四	一〇	一〇五
商業	一八	八三	二六	二六	二六	二六
運輸業	一〇	一〇二	一七	一七	一七	一七
計	三三	一七	六〇	二四	六〇	二四

組織別（十四年末）

種別	合名 社數	合名 資本	合資 社數	合資 資本	株式 社數	株式 資本
農業	一	千圓 七	一	千圓 一	五	千圓 一一八
水產業	—	—	—	—	三	三五
鑛業	一	七	一	一	四	九二
工業	一	七	一	一	八	一〇四
商業	一	七	一	一	二五	二六
運輸業	一	七	一	一	一五	一七
計	四	二八	四	三	五六	二四

資本金別（十四年末）

種別	合名 社數	合名 資本	合資 社數	合資 資本	株式 社數	株式 資本
五萬圓未滿	三	千圓 五四	一	千圓 一	五	千圓 一一八
十萬圓未滿	一	七八	一	一	三	三五
五十萬圓未滿	一	七二	一	一	四	九二
百萬圓未滿	一	七二	一	一	八	一〇四
五百萬圓未滿	一	七二	一	一	二五	二六
一千萬圓未滿	一	七二	一	一	一五	一七
一千萬圓以上	一	六	—	—	—	—
計	四	二八	四	三	五六	二四

地方別會社數（十四年末、商工省調）

道府縣	農業	水產業	鑛業	工業	商業	運輸業	計	資本、出資	積立金
								千圓	千圓
北海道	七	三	一	一四	一五	一四	七四	三九、七二三	七五、二五
青森	三	一	一	一	一	一	八	一、九二四	一、二五
岩手	三	一	一	一	一	一	八	二、一五五	一、二五
宮城	三	一	一	一	一	一	八	二、六五六	一、七五
秋田	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
山形	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
福島	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
茨城	五	一	一	一	一	一	一〇	二、六五六	一、七五
栃木	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
群馬	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
埼玉	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
千葉	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
東京	一四	一	一	一	一	一	一九	一四、一五六	九、五〇
神奈川	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
新潟	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
富山	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
石川	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
福井	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
山梨	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
長野	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
岐阜	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
靜岡	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
愛知	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
三重	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
滋賀	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
京都	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
大阪	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
兵庫	五	一	一	一	一	一	一〇	二、六五六	一、七五
和歌山	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
鳥取	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
島根	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
岡山	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
廣島	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
山口	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
德島	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
鳴門	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
香川	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
愛媛	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
高知	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
福岡	五	一	一	一	一	一	一〇	二、六五六	一、七五
佐賀	二	一	一	一	一	一	七	一、九五六	一、二五
長崎	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
熊本	四	一	一	一	一	一	九	二、六五六	一、七五
大分	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
宮崎	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
鹿兒島	三	一	一	一	一	一	八	二、一五六	一、二五
沖繩	一	一	一	一	一	一	六	一、一五五	七二五
合計	一〇一	四五	二三	二三	二三	二三	一九六	三五、二五三	一九、八五

拂込資本金一千萬圓以上の會社

（生命保險會社及銀行を除く、昭和二年六月末現在）

會社名	資本金 拂込	資本金 積立金	利益配當率 昭和二年上半期	設立年月	所在地	代表者
【運輸】	千圓	千圓	千圓	年 月		
伊那電氣鐵道	二、五六四	一、〇五五	一〇	明治四五・四	東京	渡邊嘉一
伊豫鐵道電氣	三、六二五	一、三五四	一〇	明治四五・四	松山	要井上
大阪電氣軌道	一〇、〇〇〇	一、三五四	一〇	大正元・九	大阪	金森又一郎
九州電氣軌道	五、〇〇〇	一、三五四	一〇	明治四五・四	小倉	松方幸次郎
京阪電氣鐵道	九、四五四	三、三五四	一〇	明治四五・四	大阪	太田光熙
東武鐵道	五、〇〇〇	三、三五四	一〇	明治四五・四	東京	根津嘉一郎
南海鐵道	四、〇〇〇	一、三五四	一〇	明治四五・四	大阪	渡邊千代三郎
阪神電氣鐵道	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	明治四五・四	尼ヶ崎	三崎省三郎
阪神急行電鐵	五、〇〇〇	一、三五四	一〇	大正元・一二	大阪	小林一三
三重合同電氣	三、五五九	一、三五四	一〇	大正二・五	津	太田光熙
淺野造船所	五〇、〇〇〇	一七、六五六	一〇	明治四四・六	神奈川	淺野總一郎
大阪商船	二〇、〇〇〇	六、三五四	一〇	明治一七・四	大阪	堀啓次郎
川崎汽船	二〇、〇〇〇	九、五四四	一〇	大正八・一	神戸	幸次郎
川崎造船所	二〇、〇〇〇	九、五四四	一〇	明治二九・一	神戸	幸次郎
近海郵船	一〇、〇〇〇	六、三五四	一〇	大正二・一	東京	鳴村淺夫
國際汽船	一〇、〇〇〇	七、〇五五	一〇	大正二・一	神戸	幸次郎
辰馬汽船	一〇、〇〇〇	六、三五四	一〇	明治四四・六	兵庫	勇次郎
日清汽船	一〇、〇〇〇	六、三五四	一〇	明治四四・六	神戸	勇次郎
日本汽船	一〇、〇〇〇	六、三五四	一〇	明治四四・六	東京	辨治郎
日本郵船	二〇、〇〇〇	一二、六五四	一〇	明治一七・四	東京	森村市左衛門
三菱倉庫	二〇、〇〇〇	一二、六五四	一〇	明治二九・一	東京	岩崎小彌太
三菱造船	二五、〇〇〇	一五、八五四	一〇	明治二九・一	長崎	岩崎小彌太
【鑛業及冶金】	千圓	千圓	千圓	年 月		
大阪鐵工所	三、〇〇〇	一、〇五五	一〇	大正元・一二	大阪	津村秀松
久原鑛業	四、三〇〇	一、三五四	一〇	大正元・九	東京	久原房之助
藏內鑛業	一、二〇〇	三七五	一〇	明治三七・一	福岡	藏內次郎兵衛
神戶製鋼所	三、〇〇〇	一、〇五五	一〇	大正六・一	神戶	伊藤乙次郎
釜石鑛山	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	大正六・一	東京	牧田環
（舊日中）						
大日本炭礦	一〇、〇〇〇	一、七五六	一〇	大正二・一	東京	古賀春一
東洋製鐵	一四、〇〇〇	一、三五四	一〇	明治四五・六	東京	男爵 誠之助
日本製鋼所	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	大正二・一	東京	大川平三郎
日本鋼管	二、〇〇〇	一、三五四	一〇	大正二・一	神奈川	伯樺山愛輔
日本石油	八〇、〇〇〇	三五、三五四	一〇	大正二・一	東京	橋本圭三郎
藤田鑛業	三〇、〇〇〇	一三、五五四	一〇	大正二・一	大阪	藤田德次郎
古河鑛業	一〇、〇〇〇	四、五五四	一〇	大正二・一	東京	男古河虎之助
中鳥鑛業	二、八〇〇	一、三五四	一〇	大正七・一	東京	村上伸雄
北海道炭礦汽船	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	明治三二・一	東京	團琢磨
三井鑛山	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	大正七・一	三井一族	三井元之助
三菱鑛業	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	大正七・一	三谷一二	
三菱製鐵	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	大正七・一	三好重道	
明治鑛業	三、〇〇〇	一、三五四	一〇	明治四一・一	松本健次郎	
日鐵鑛業	一〇、〇〇〇	三、三五四	一〇	大正八・一	戶畑	下村宏
【電氣、瓦斯】	千圓	千圓	千圓	年 月		
揖斐川電氣	一、八〇〇	一、二五五	一〇	大正元・一二	東京	田中德次郎
宇治川電氣	九、七五〇	五、四四四	一〇	明治三七・一	大阪	林安繁
大阪瓦斯	一七、一〇〇	八、五五四	一〇	大正元・一二	大阪	片岡直方
鬼怒川水力電	四五、〇〇〇	一二、五五四	一〇	大正元・一二	東京	利光鶴松
九州水力電氣	四八、一〇〇	一四、六三四	一〇	大正元・一二	東京	森村開作
京都電燈	五五、〇〇〇	一四、六三四	一〇	大正元・一二	京都	大澤善助
熊本電氣	一八、〇〇〇	四、五五四	一〇	大正元・一二	熊本	紫藤章
東部電力	三一、一四〇	九、八二四	一〇	大正元・一二	東京	橋本萬右衛門
信越電力	三一、〇〇〇	一一、〇五五	一〇	大正八・一	若尾璋八	
大同電力	二二、五〇〇	六、三五四	一〇	大正八・一	福澤桃介	
山陽中央水電	一八、三二〇	四、三五四	一〇	大正八・一	大阪	速水太郎
東京瓦斯	一〇〇、〇〇〇	一六、一九二	一〇	大正八・一	東京	岩崎清七

會社名	資本金 拂込資本	積立金	昭和二年上半期 利益	配當率	設立年月	所在地	代表者
	千圓 千圓	千圓	千圓	割			
東京電燈	四五、七四〇 四五、七四〇	二七、八四〇	△四、三二〇	□一〇	明治一九・七	東京	若尾璋八
東京電力	六八、三五〇 四四、三二五	三、八三五	二、三三	□一〇	大正一四・三	〃	田嶋達策
東邦電力	三三、三五〇 三三、三五〇	八、九二五	三、〇〇	□一〇	〃	〃	伊丹彌太郎
日本電力	三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	三、三五〇	一、七五〇	□一〇	大正一五・九	大阪	山岡順太郎
廣島電氣	三、三五〇 三、三五〇	一、七五〇	一、〇八〇	□一〇	〃	廣島	海塚新八
北海道電燈	三五〇 三五〇	一、〇〇〇	△三〇	□一〇	昭和二・一	〃	大水要七
京城電氣	二、五〇〇 二、五〇〇	一、〇〇〇	二五〇	△一〇	明治四四・九	東京	穴水要七
白山水力	一、〇二五 一、〇二五	七九二	八五	□一〇	大正八・八	〃	成瀨正忠
東邦瓦斯	三、三五〇 三、三五〇	七二	〇・五	□一〇	〃	名古屋	岡本櫻
中國合同電氣	三、六五〇 三、六五〇	一、三〇〇	一、〇二三	□一〇	〃	岡山	坂野鐵次郎
東信電氣	三、三五〇 三、三五〇	一、三〇〇	九二	□一〇	〃	東京	鈴木三郎助
東邦電力	元、一〇〇 三、三五〇	一、三〇〇	△四〇	□一〇	昭和二・一	〃	橋本高右衛門
【紡績及織物】							
大阪合同紡績	八、七五〇 二、七五〇	二、三五〇	二、三五〇	□一〇	明治三一・一	大阪	谷口房藏
片倉製絲紡績	二、七五〇 二、七五〇	一、九五〇	一、九五〇	□一〇	大正九・三	東京	片倉豫太郎
鐘淵紡績	四、七五〇 四、七五〇	二、三五〇	二、三五〇	□一〇	明治三一・五	〃	武藤山治
江商	二五〇 二五〇	一二五	一二五	□一〇	大正六・一	大阪	阿部市太郎
大日本紡績	三五〇 三五〇	一七五	一七五	□一〇	明治三三・六	〃	菊池恭三
帝國製麻	八、七五〇 八、七五〇	四、三七五	二、三五〇	□一〇	大正六・一	東京	安田善助
東京毛繊	一、六五〇 一、六五〇	八二五	六八	□一〇	明治三三・一	〃	藤原謙一
東京モスリン	二、三五〇 二、三五〇	一、一七五	一、一七五	□一〇	大正九・三	大阪	兒玉一造
東洋棉花	二、五〇〇 二、五〇〇	一、二五〇	八二五	□一〇	明治四一・一	東京	若尾鴻太郎
東洋モスリン	一、一〇〇 一、一〇〇	七七〇	七七〇	□一〇	〃	大阪	川西清兵衛
日本棉花	二、三五〇 二、三五〇	一、一七五	△四〇	□一〇	〃	神戸	鈴木よね
富士瓦斯紡績	五、三五〇 四、三五〇	二、一五〇	一、三五〇	□一〇	〃	大阪	鈴木三郎助
毛斯綸紡績	三、〇〇〇 三、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	□一〇	〃	東京	男森村開作
倉敷紡績	一、七五〇 一、七五〇	八七五	六二五	□一〇	〃	岡山	大原孫三郎
日清紡績	二、七五〇 二、七五〇	一、三七五	一、三七五	□一〇	〃	東京	宮嶋清次郎
【製糖及醸造】							
大日本製糖	三、七五〇 三、七五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	明治三一・一	東京	藤山雷太
大日本麥酒 【製紙】	三、七五〇 三、七五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	馬越恭平
王子製紙	三五、九六〇 三五、九六〇	八、九九〇	四、九五〇	□一〇	明治三一・一	東京	藤原銀次郎
樺太工業	八、七五〇 八、七五〇	二、三五〇	一、三五〇	□一〇	大正二・一	樺太	大川平三郎
富士製紙	四九、五五〇 四九、五五〇	一二、三七五	四、九五〇	□一〇	明治二二・一	東京	大川平三郎

會社名	資本金 拂込資本	積立金	昭和二年上半期 利益	配當率	設立年月	所在地	代表者
	千圓 千圓	千圓	千圓	割			
【化學工業】							
淺野セメント	三、三五〇 三、三五〇	二、八三五	一、三五〇	□一〇	大正元・一〇	東京	淺野總一郎
クロード式窒素工業	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〃	□一〇	〃	神戸	伊藤乙次郎
大日本人造肥料	三五、〇〇〇 三五、〇〇〇	一、三五〇	一、〇〇〇	□一〇	明治三一・三	東京	田中榮八郎
大日本セルロイド	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	八〇	一、三五〇	□一〇	大正八・九	堺	森田茂吉
日本窒素肥料	三一、〇〇〇 三一、〇〇〇	四、三五〇	六八八	□一〇	〃	〃	野口遵
星製藥	三、〇〇〇 三、〇〇〇	一、三五〇	一、九五〇	△一〇	昭和二・一	大阪	星一
東京電氣化學工業	三、〇〇〇 三、〇〇〇	一、九五〇	二、三五〇	□一〇	〃	東京	藤山常一
小野田セメント製造	一四、八五〇 一四、八五〇	二、三五〇	一、三五〇	□一〇	大正八・一	山口	笠井眞三
日本製粉	二、七五〇 二、七五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	東京	窪田駒吉
東洋冷藏	三、〇〇〇 三、〇〇〇	四二〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	葛原猪平
【製造工業】							
日本電氣	三、三五〇 三、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	△一〇	大正一四・三	東京	大畑源一郎
日立製作所	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	三、三五〇	一、三五〇	△一〇	昭和二・一	〃	小平浪平
古河電氣工業	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	三、三五〇	一、三五〇	△一〇	〃	〃	中川末吉
東京電氣	三、三五〇 三、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	△一〇	〃	〃	山口喜三郎
芝浦製作所	三、三五〇 三、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	△一〇	〃	〃	岩原謙三
三菱電機	一五、〇〇〇 一五、〇〇〇	三、三五〇	一、三五〇	△一〇	〃	〃	川井源八
【保險】							
東京海上火災保險	三、〇〇〇 三、〇〇〇	七、三五〇	七、三五〇	□三〇	大正一〇・一	東京	各務鎌吉
【土地信託】							
安治川土地	▲五、〇〇〇 五、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□三〇	大正六・三	大阪	藤田德次郎
大阪北港	▲五、〇〇〇 五、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	湯川寬吉
大阪灣土地	▲五、〇〇〇 五、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	平林甚輔
國際信託	▲五、〇〇〇 五、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	東京	前田靑莎
【其他】							
東亞興業	▲三、〇〇〇 三、八八〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	白岩龍平
東洋拓殖	▲五、〇〇〇 二、五〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	渡邊勝三郎
中華企業	二、五〇〇 二、五〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	三上豐夷
東京灣埋立	一三、七五〇 一三、七五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	淺野總一郎
伊藤忠合名	四五、〇〇〇 四五、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	伊藤忠兵衛
大林式取引所	二、五〇〇 二、五〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	德藏
阪合名	七、三五〇 七、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	貝嶋太市

會社名	資本金 拂込資本	積立金	昭和二年上半期 利益	配當率	設立年月	所在地	代表者
	千圓 千圓	千圓	千圓	割			
久原商事	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	大正七・八	東京	久原房之助
久原本店合名	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	〃	〃	久原房之助
久原用地部	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	〃	〃	久原房之助
鈴木合名	五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	明治三三・一	神戸	鈴木よね
鈴木商店	二、〇〇〇 二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	〃	東京	鈴木三郎助
友合資	一、〇〇〇 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	〃	大阪	湯川寬吉
東京㈱株式取引所	四、〇〇〇 三、五五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	大正一一・一	東京	岡崎國臣
山口合資	一、〇〇〇 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	大正一三・五	東京	山口三郎
西脇合名	一、〇〇〇 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	〃	〃	西脇濟三郎
日魯漁業	七、五〇〇 七、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	□一〇	〃	堤清六	
野村合名	一、三五〇 一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	大正一一・一	大阪	野村德七
服部時計店	一、三五〇 一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	東京	服部金太郎
廣岡合名	一、三五〇 一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	大阪	廣岡惠三
古河合名	三、三五〇 三、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	東京	男古河虎之助
安田保善社	三、三五〇 一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	明治四五・一	〃	安田善次郎
三井合名	三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	大正一四・一	〃	三井八郎衛門
三井物産	三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	三井守之助
三菱合資	三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	男岩崎小彌太
三菱商事	三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	三宅川百太郎
山口合資	一、〇〇〇 一、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	山口吉郎兵衛
山下合名	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一、三五〇	一、三五〇	□一〇	〃	〃	龜三郎

▲印は昭和二年三月末現在、從つて營業成績は十五年下期にて、△印はその欄のみ十五年下期を意味す。○印は缺損。

商業會議所一覽

會議所	議員選擧權者 昭和二年度後算	會頭
	千圓	
東京	一二、八七〇	藤田謙一
八王子	六、〇〇〇	城所國三郎
京都	八、五〇〇	濱岡光哲
大阪	一二、一三五	稻畑勝太郎
堺	二、一三五	辻本滿三郎
橫濱	一二、二五九	井坂孝
神戸	一二、一三五	鹽島房次郎
姬路	二、一三五	佐伯勇
長崎	二、一三五	松田精一郎
新潟	二、一三五	川瀨善太郎
伏見	二、一三五	稻葉久藏
岡山	二、一三五	犬飼新之助
廣島	二、一三五	高橋定
下關	二、一三五	綾部利右衛門
函館	二、一三五	小熊捨男
小樽	二、一三五	久保田權四郎
札幌	二、一三五	荒井初一
旭川	二、一三五	橋崎平太郎
釧路	二、一三五	坂井德治
室蘭	二、一三五	江原昌吉
高崎	二、一三五	前田穗平
水戶	二、一三五	前島平
宇都宮	二、一三五	田中騏次郎
栃木	二、一三五	毛塚源藏
四日市	二、一三五	田中林平
名古屋	四五、三五〇	九鬼紋七
岡崎	二、一三五	上遠野富之助
知多	二、一三五	深田三太夫
豐橋	二、一三五	鏑谷元次
宮	二、一三五	中埜良吉
津	二、一三五	小島太左衛門
松阪	二、一三五	尾崎伊兵衛
岡	二、一三五	宮本甚七
津	二、一三五	杉山周藏
府	二、一三五	矢島燊助
大津	二、一三五	養松寅太郎
岐阜	二、一三五	野々村佐一郎
大垣	二、一三五	戶田鋭之助
長野	二、一三五	小林久七
上田	二、一三五	成澤伍一郎
松本	二、一三五	今井五介
仙臺	二、一三五	伊澤平左衛門
福島	二、一三五	小林富吉
山形	二、一三五	櫻本萬右衛門
前橋	二、一三五	關口喜助
盛岡	二、一三五	金田一國士
弘前	二、一三五	宮川久一郎
酒田	二、一三五	三浦權四郎
秋田	二、一三五	荒木幸吉
福井	二、一三五	辻兵吉
敦賀	二、一三五	松井文太郎
金澤	二、一三五	那須靑兵衛
富山	二、一三五	辰村米吉
高岡	二、一三五	出水寬義
鳥取	二、一三五	荒井建三
松江	二、一三五	兒島幸吉
山口	二、一三五	山上岩二
岡山	二、一三五	源部平
廣島	二、一三五	丸穗清平
小倉	二、一三五	中澤所雄
若松	二、一三五	

全國倉庫在庫高

議員數は昭和二年九月現在、選擧權者數は十四年末、殘算は當初豫算、會頭は昭和二年九月現在とす。

會議所	議員數	選擧權者 昭和二年度後算	會頭
		千圓	
吳	二、一〇〇	二、一〇〇	澤原精一
尾道	二、一三五	二、一三五	島居幸雄
下關	二、一三五	二、一三五	桝谷晉三
和歌山	二、一三五	二、一三五	乘井清右衛門
德島	二、一三五	二、一三五	三河貞次郎
高松	二、一三五	二、一三五	下津換一
松山	二、一三五	二、一三五	仲田傳之丞
高知	二、一三五	二、一三五	宇田友四郎
博多	二、一三五	二、一三五	太田清緖
久留米	二、一三五	二、一三五	中川喜次郎
門司	二、一三五	二、一三五	隈田伊賀壹
佐賀	二、一三五	二、一三五	福田靈四郎
能本	二、一三五	二、一三五	山田珠一
鹿兒島	二、一三五	二、一三五	沖雄無
函館	二、一三五	二、一三五	平田喜三郎
小樽	二、一三五	二、一三五	磯野進
札幌	二、一三五	二、一三五	久保兵太郎
旭川	二、一三五	二、一三五	荒井初一
釧路	二、一三五	二、一三五	橋崎平太郎
室蘭	二、一三五	二、一三五	坂井德治
計	二、一三五		

年次	上期末 庫數	下期末 價格
		千圓
大正元	二三、六〇	一九、一六七
四	一六、三五五	一七、〇七七
九	一、三六、三五〇	八五、三五〇
一三	一、三五八、〇五八	五五、七〇五
一四	一、二〇一、九五四	五五、九四八
昭和一元	一、一〇一、五五四	五四、八六〇
二	一、一〇一、五五四	五四、八六〇

物價

全國卸賣物價指數（商工省調）

種別	大正一四	昭和元	昭和二年					
			一月	二月	三月	四月	五月	六月
穀物	一三〇・五	一二六・〇	一二四・五	一二四・五	一二四・五	一二四・五	一二四・五	一二四・六
調味嗜好品類	一〇一・八	九八・八	九七・八	九七・八	九七・一	九七・〇	九七・〇	九七・〇
肉類	一〇一・八	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三
衣料品	一〇一・八	九七・八	七七・八	七七・八	七七・八	七七・八	七七・八	七七・八
建築材料	八五・二	七五・八	七五・三	七五・三	七五・三	七五・三	七五・三	七五・三
肥料	九二・〇	八四・八	八四・八	八四・八	八四・八	八四・八	八四・八	八四・八
燃料	九二・〇	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二
雜	九二・〇	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二	八三・二
總平均	一〇三・〇	九二・七	九二・一	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・〇	九二・一

調査地別—（昭和二年六月、商工省調）

種別	東京	大阪	神戸	京都	名古屋	横濱	唐島	金澤	仙臺	小樽	鑑岡	新潟	高知	平均	前年同月平均
穀物	一二〇	一二五	一二七	一二六	一二五	一二八	一二五	一一〇	一一五	一二五	一二五	一二五	一二六	一二五・六	一二六・〇
調味嗜好品類	九五	九六	九四	九四	九三	九四	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二・八	九七・八
肉類	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二・〇	九六・三
衣料品	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七・〇	七七・八
建築材料	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六・〇	七五・三
肥料	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二・〇	八四・八
燃料	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四・〇	八三・二
雜	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二・〇	八三・二
總平均	九八	九九	九八	九八	九七	九八	九六	九五	九六	九七	九七	九七	九八	九七・五	九二・一

本表は大正十年—十二年全三箇年平均を百となせる指數なり。

東京市卸賣物價

（商工省調、昭和二年は六月分）

品名	大正一二	一三	一四	昭和元 價格	昭和元 指數	二 價格	二 指數
玄米 上（一石）	三一・五	三二・九	三二・九	三二・九	一二五	三二・九	一二五
玄米 中（〃）	三〇・五	三一・九	三一・九	三一・九	一二五	三一・九	一二五
玄米 下（〃）	二九・三	三〇・九	三〇・九	三〇・九	一二五	三〇・九	一二五

品名	大正一二	一三	一四	昭和元 價格	昭和元 指數	二 價格	二 指數
大麥（一石）	一〇・六	一一・三	一一・三	一一・三	一〇七	一一・三	一〇七
小麥（〃）	一四・三	一五・三	一五・三	一五・三	一〇七	一五・三	一〇七
裸麥（〃）	一〇・九	一一・三	一一・三	一一・三	一〇七	一一・三	一〇七
小麥粉（百斤）	一一・〇	一一・九	一一・九	一一・九	一〇七	一一・九	一〇七
大豆（〃）	一六・〇	一七・一	一七・一	一七・一	一〇七	一七・一	一〇七
小豆（〃）	一四・九	一五・九	一五・九	一五・九	一〇七	一五・九	一〇七
澱粉（百斤）	一一・一	一一・九	一一・九	一一・九	一〇七	一一・九	一〇七
甘藷（十貫）	三・一	三・三	三・三	三・三	一〇七	三・三	一〇七
馬鈴薯（〃）	三・一	三・三	三・三	三・三	一〇七	三・三	一〇七
清酒（一石）	三〇・〇	三二・一	三二・一	三二・一	一〇七	三二・一	一〇七
醬油（一樽）	三・三	三・五	三・五	三・五	一〇七	三・五	一〇七
味噌（一樽）	三・〇	三・二	三・二	三・二	一〇七	三・二	一〇七
食鹽（百斤）	一・四	一・五	一・五	一・五	一〇七	一・五	一〇七
白砂糖（〃）	一九・一	二〇・四	二〇・四	二〇・四	一〇七	二〇・四	一〇七
分蜜糖（〃）	一七・一	一八・二	一八・二	一八・二	一〇七	一八・二	一〇七
煎茶（一貫）	一四〇・七	一四九・八	一四九・八	一四九・八	一〇七	一四九・八	一〇七
牛肉（十貫）	四四・八	四七・五	四七・五	四七・五	一〇七	四七・五	一〇七
豚肉（〃）	三〇・六	三二・七	三二・七	三二・七	一〇七	三二・七	一〇七
鷄肉（〃）	四〇・九	四三・七	四三・七	四三・七	一〇七	四三・七	一〇七
鷄卵（百箇）	一九・一	二〇・四	二〇・四	二〇・四	一〇七	二〇・四	一〇七
牛乳（一升）	一四・〇	一四・九	一四・九	一四・九	一〇七	一四・九	一〇七
鰯（十貫）	六・〇	六・四	六・四	六・四	一〇七	六・四	一〇七
鰤（〃）	一〇・〇	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇七	一〇・七	一〇七
鮭（〃）	一〇・〇	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇七	一〇・七	一〇七
鹽鰤（〃）	一〇・〇	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇七	一〇・七	一〇七
生鰯（〃）	一〇・〇	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇七	一〇・七	一〇七
生鮭（〃）	一〇・〇	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇七	一〇・七	一〇七
鹽鮭（〃）	一〇・〇	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇七	一〇・七	一〇七
繰綿（百斤）	一〇〇・〇	一〇七・一	一〇七・一	一〇七・一	一〇七	一〇七・一	一〇七
綿絲（一梱）（一反）	三・〇	三・二	三・二	三・二	一〇七	三・二	一〇七
大綿（一反）	二・八	二・九	二・九	二・九	一〇七	二・九	一〇七
銘仙（一疋）	六・〇	六・四	六・四	六・四	一〇七	六・四	一〇七
羽二重（〃）	三・〇	三・二	三・二	三・二	一〇七	三・二	一〇七
縮緬木綿（一反）	二・〇	二・一	二・一	二・一	一〇七	二・一	一〇七
晒木綿（〃）	一・四	一・五	一・五	一・五	一〇七	一・五	一〇七
白モス（一疋）	三・〇	三・二	三・二	三・二	一〇七	三・二	一〇七
石鹼（十貫）	八・三	八・九	八・九	八・九	一〇七	八・九	一〇七
セメント（一樽）	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	一〇七	〇・六	一〇七
煉瓦（千箇）	二五・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	一〇七	二六・〇	一〇七

東京卸賣物價月別指數（日銀調）

月次	大正九	一三	一四 昭和元	二
一月	一五八	一四四	一三五	一二四
二月	一五六	一四二	一三四	一二三
三月	一五四	一四〇	一三三	一二二
四月	一五二	一三九	一三二	一二一
五月	一五一	一三八	一三一	一二〇
六月	一五〇	一三七	一三〇	一一九
七月	一四八	一三六	一二九	一一八
八月	一四六	一三五	一二八	一一七
九月	一四四	一三四	一二七	一一六
十月	一四二	一三三	一二六	一一五
十一月	一四〇	一三二	一二五	一一四
十二月	一三八	一三一	一二四	一一三
平均	一五五	一三七	一二九	一一九

指數とは大正十年乃至十二年の全三箇年平均價格を百として算出せるものなり。

東京市小賣物價（内閣統計局調査）

種別	大正一三	一四	一五
内地白米 一等（一斗）	一・四二	一・四二	一・四二
内地白米 二等（〃）	一・三二	一・三二	一・三二
外國米 一等（〃）	一・一二	一・一二	一・一二
外國米 二等（〃）	一・〇二	一・〇二	一・〇二
朝鮮米（〃）	一・二二	一・二二	一・二二
臺灣米（〃）	一・一二	一・一二	一・一二
丸麥（〃）	一・〇九	一・〇九	一・〇九
改良麥（〃）	一・〇三	一・〇三	一・〇三
大豆 鶴の子（〃）	一・二五	一・二五	一・二五
大豆 黑三等（〃）	一・一三	一・一三	一・一三
小豆 大納言（〃）	一・〇八	一・〇八	一・〇八
小豆 三等（〃）	一・〇五	一・〇五	一・〇五
落花生 金時鷄（〃）	一・二五	一・二五	一・二五
落花生 三等（〃）	一・一三	一・一三	一・一三
白玉（〃）	一・〇五	一・〇五	一・〇五
小麥粉（〃）	一・〇五	一・〇五	一・〇五
乾海苔（一帖）	〇・九五	〇・九五	〇・九五
板昆布（〃）	〇・九五	〇・九五	〇・九五
干瓢（〃）	〇・九五	〇・九五	〇・九五
素麵（一斤）	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
食パン（一斤）	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
茶	一・四〇	一・四〇	一・四〇
干鹽鮭（一尾）	一・四〇	一・四〇	一・四〇
煮干鰮（〃）	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
鰹節（一貫）	一・四〇	一・四〇	一・四〇
鰹節（一斤）	一・四〇	一・四〇	一・四〇
淨庵（百匁）	一・〇	一・〇	一・〇
奈良漬（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
梅干（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
内地牛肉	一・〇	一・〇	一・〇
青鳴牛肉	一・〇	一・〇	一・〇
豚肉	一・〇	一・〇	一・〇
鷄肉	一・〇	一・〇	一・〇
鷄卵（一個）	一・〇	一・〇	一・〇
支那（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
三盆白（百六十匁）	一・〇	一・〇	一・〇
黃雙（一升）	一・〇	一・〇	一・〇
精酒（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
アサヒ麥酒（一本）	一・〇	一・〇	一・〇
豆腐（一丁）	一・〇	一・〇	一・〇
堅炭（一貫）	一・〇	一・〇	一・〇
白炭（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
木炭 土釜黑（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
薪（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
大根（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
胡蘿蔔（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
牛旁（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
馬鈴薯（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
玉蜀黍（〃）	一・〇	一・〇	一・〇
鮭（一貫）	一・〇	一・〇	一・〇
鰤（〃）	一・〇	一・〇	一・〇

總じて上等品を採用せり。

内外物價指數（日本銀行調）

年次	大正三	七	一二	一三	一四	昭和一一	一二	一三	一四	一五
東京	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
倫敦	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
紐育	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
巴里	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	大正三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
東京	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
倫敦	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
紐育	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
巴里	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

株式公定相場（東京、昭和二年は上半期）

銘柄	拂込額	大正九 最高	大正九 最低	一四 最高	一四 最低	昭和元 最高	昭和元 最低	二 最高	二 最低
南滿鐵道	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日本郵船	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
內國通運	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東京瓦斯	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東京電燈	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
北海電灯	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東邦電力	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
鬼怒水電	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
鐘淵紡績	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
同 新株	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
富士紡績	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日清紡績	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東洋紡績	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
片倉製糸	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東洋モス	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
帝國製麻	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日本石油	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
北海炭鑛	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
久原鑛業	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日本製糖	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
臺灣製糖	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
新高製糖	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治製糖	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
富士製紙	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
王子製紙	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
樺太工業	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日本製粉	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日清製粉	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日東製氷	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日本麥酒	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
同 新株	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
麥酒鑛泉	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
遠洋漁業	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
大洋漁場	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東京株式取引所	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
同 新株	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
東京米商	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
電化工業	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
秋田木材	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日本活動	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
日魯漁業	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

主要株式並主要公債價格指數（各六月）

種別	社數	總價格指數 大正十五和二	總價格指數 社數	時價指數 大正十五和二	時價指數 社數
銀行	一五	一〇七	一五	一〇八	一五
鐵道軌道	九	一〇九	九	一〇三	九
船舶運送	八	一一八	八	一一三	八
船舶造船	八	一一八	八	一一三	八
保險	九	九五	九	九九	九
鑛業	五	九八	五	九九	五
製煉	三	九〇	三	九二	三
電氣瓦斯	六	一二四	六	一一六	六
製紙	二	一二〇	二	一一三	二
紡績	九	一一四	九	一一三	九
織物	三	一一九	三	一一三	三
毛糸	二	一一〇	二	一一三	二
砂糖	六	一一五	六	一一三	六
石油	一	一一四	一	一一〇	一
化學工業	四	一一五	四	一一〇	四
窯業	四	一一五	四	一一〇	四
取引所	九	一一四	九	一一〇	九
其他	三	一一〇	三	一一〇	三
株式	九	九八	九	九九	九
國債	五	九五	五	九九	五
社債	三	九九	三	九九	三
市債	九	九五	九	九九	九
銀行	九	九五	九	九九	九
會社	九	九五	九	九九	九

會社數は昭和二年六月現在、總價格指數は株式にありては總拂込金額を、國債其他にありては其現在高を百とす。時價指數は大正十三年一月の價格を百として算出す。

重要株式平均利廻（勸銀調査）

年次及月	拂込額	相場	配當	利廻	指數
大正五▲	圓	圓	圓	圓	圓
九▲	圓	圓	圓	圓	圓
一二	圓	圓	圓	圓	圓
一三	圓	圓	圓	圓	圓
一四	圓	圓	圓	圓	圓
一五	圓	圓	圓	圓	圓
昭和二 一	圓	圓	圓	圓	圓
二	圓	圓	圓	圓	圓
三	圓	圓	圓	圓	圓
四	圓	圓	圓	圓	圓
五	圓	圓	圓	圓	圓
六	圓	圓	圓	圓	圓
七	圓	圓	圓	圓	圓

本表は東京株式取引所に於ける主要建株六十二種につき、其平均利廻を算出せるものにして、▲印は大正元年以來の最高（九年十月）、最低（五年一月）を示し、最近三年は各七月一日現在、十五年以降は各月一日の事實を示せるものなり。尙は指數は六正三年七月を基準とせるものなり。

各種債券利廻（勸銀調査）

種別	大正二	一三	一四	一五 昭和二
國債	分	分	分	分
地方債	分	分	分	分
勸業債券	分	分	分	分
農工債券	分	分	分	分
銀行債券	分	分	分	分
社債	分	分	分	分
平均	分	分	分	分

十四年迄は各七月一日現在、十五年以降は各三月一日現在相場に依る。

公債相場（東京株式取引所實物平均）

種別	大正一三	一四 最高	一四 最低
第一五分利	圓	圓	圓
第二五分利	圓	圓	圓
特別五分利	圓	圓	圓
甲號五分利	圓	圓	圓
第一回五分利	圓	圓	圓
第二回五分利	圓	圓	圓
五分利國庫い號	圓	圓	圓

期米平均相場（一石建）

年次	最高	最低	平均
大正元 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
二 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
三 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
四 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
五 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
六 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
七 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
八 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
九 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
十 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
十一 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓
十二 東	圓	圓	圓
京	圓	圓	圓
大阪	圓	圓	圓

綿絲公定相場（大阪三品取引所左撚糸手）

年次	最高	最低	平均
大正元	圓	圓	圓
二	圓	圓	圓
三	圓	圓	圓
四	圓	圓	圓
五	圓	圓	圓

生絲平均相場（橫濱生絲取引所）

年次	最高	最低	平均
大正元	圓	圓	圓
二	圓	圓	圓
三	圓	圓	圓
四	圓	圓	圓
五	圓	圓	圓

機械太一番十斤建相場なり。

生絲現物相場（橫濱）

年次	最高	最低	平均
大正元	圓	圓	圓
二	圓	圓	圓
三	圓	圓	圓
四	圓	圓	圓
五	圓	圓	圓

機械太絲上一番百斤建相場なり。

繭相場（松崎春圃初取引）

年次、種別	高値	安値	買馴掛目	當日繰價
大正一四 白	圓	圓	圓	圓
黃	圓	圓	圓	圓
一五 白	圓	圓	圓	圓
黃	圓	圓	圓	圓
昭和二 白	圓	圓	圓	圓
黃	圓	圓	圓	圓

東京正米卸賣標準相場

年次	相場	指數
明治元—五平均	圓	圓
六—一〇平均	圓	圓
一一—一五平均	圓	圓
一六—二〇平均	圓	圓
二一—二五平均	圓	圓
二六	圓	圓
二七	圓	圓
二八	圓	圓
二九	圓	圓
三〇	圓	圓
五年平均 三一	圓	圓
三二	圓	圓
三三	圓	圓
三四	圓	圓
明治三五	圓	圓
五年平均 三六	圓	圓
三七	圓	圓
三八	圓	圓
三九	圓	圓
四〇	圓	圓
五年平均 四一	圓	圓
明治四一	圓	圓
四二	圓	圓
四三	圓	圓
四四	圓	圓
大正元	圓	圓
五年平均 二	圓	圓
三	圓	圓
四	圓	圓
五	圓	圓
六	圓	圓
七	圓	圓
八	圓	圓
九	圓	圓
一〇	圓	圓
五年平均 一一	圓	圓
一二	圓	圓
一三	圓	圓
一四	圓	圓
一五	圓	圓
昭和二	圓	圓

昭和二年は六月迄の平均なり。

東京白米小賣相場

年次	相場	指數
大正元	圓	圓
二	圓	圓
三	圓	圓
四	圓	圓
五	圓	圓
六	圓	圓
七	圓	圓
八	圓	圓
九	圓	圓
一〇	圓	圓
一一	圓	圓
一二	圓	圓
一三	圓	圓
一四	圓	圓
一五	圓	圓

混砂搗三等米一石直段。

正米價格（深川市場）

種別	明治四一—大正二	大正二—六	一〇	一一	一二	一三	一四
內地玄	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
朝鮮玄	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
臺灣玄	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
西貢精	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

內地米は中米、朝鮮米は釜山三等上米、臺灣米は臺南米、西貢米は一等米の各年平均價格、×印は深川市場統計變失に付き、假に神戸市場價格を以て之に充つ。

東京、橫濱米は武藏中米、大阪同攝津中米。

保　險

保險會社資金、契約高

種別	年次	社數	拂込資金又は基金（千圓）	年度内契約高（千圓）	年末現在契約高（千圓）	收入保險料（千圓）	支拂保險料（千圓）	年末責任準備金及支拂備金（千圓）
生命	大正元	三六	四、三六七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徴兵	大正元	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
傷害	大正元	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
火災	大正元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
海上	大正元	一五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
運送	大正元	七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
信用	大正元	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
汽罐	大正元	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
	一三	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
	一四	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
自動車	大正五	一	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
盜難	大正三	一	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

二種以上の保險事業を兼營する會社は、各其項目に重出す。年度は其年四月一日より［翌年三月末日に至るものとす。自動車は大正五年、盜難は同三年創始さる。］

最近保險成績

種別	昭和元年末 件數（千件）	昭和元年末 金額（千圓）	二年四月末 件數（千件）	二年四月末 金額（千圓）
生命	四、八四〇	五、三四〇	四、九三三	五、四一七、五三三
徴兵	八五六	四一八	八二一	四三九、一七四
傷害	三三	一〇六	五六	一四八
火災	一〇、一六六	[illegible]	一〇、三〇〇	[illegible]
海上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
運送	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

外國保險契約高

種別	年度	社數	收入保險料（千圓）	支拂保險金（千圓）	年度末現在契約高（千圓）
生命	大正元	五	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一四	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]
火災	大正元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
海上	大正元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

生保資金運用

種別	大正元（千圓）	一四 生命（千圓）	一四 其他（千圓）	一四 計（千圓）
銀行預金	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
貸付金	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
不動産	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
擔保 工場財團	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
擔保 船舶	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
擔保 有價證券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
擔保 保險證券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
擔保 公共團體	[illegible]	—	—	[illegible]
別 其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
有價證券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

生保投資額（昭和元年末）

地方	投資額（千圓）	歩合
北海道	[illegible]	[illegible]
東京	[illegible]	[illegible]
神奈川	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]
愛知	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]
兵庫	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	—
朝鮮	[illegible]	—
支那	[illegible]	—
計	[illegible]	一〇〇
内國債	[illegible]	—
外國債	[illegible]	—
合計	八二、九四七	—

投資額一千萬圓以上に上れる地方を摘出計には全國を合算す。

郵便年金契約高

種別	大正一五年一〇月末 件數	大正一五年一〇月末 金額（千圓）	昭和元六月末 件數	昭和元六月末 金額（千圓）
即時拂 放棄	[illegible]	[illegible]	—	—
即時拂 留保	[illegible]	[illegible]	—	—
据置一時拂 放棄	[illegible]	[illegible]	—	—
据置一時拂 留保	[illegible]	[illegible]	—	—
据置分割拂 放棄	[illegible]	[illegible]	—	—
据置分割拂 留保	[illegible]	[illegible]	—	—
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

十五年十月は年金開始の月なり、放棄、留保とは元金を意味す。

簡易保險發達過程

階梯及金額	到達年月	經過年月
百萬件	大正[illegible]	[illegible]
二百萬〃	[illegible]	[illegible]
三百萬〃	[illegible]	[illegible]
四百萬〃	[illegible]	[illegible]
五百萬〃	[illegible]	[illegible]
六百萬〃	[illegible]	[illegible]
七百萬〃	[illegible]	[illegible]
八百萬〃	[illegible]	[illegible]
一億圓	[illegible]	[illegible]
二億〃	[illegible]	[illegible]

階梯及金額	到達年月	經過年月
三億圓	大正[illegible]	[illegible]
四億〃	[illegible]	[illegible]
五億〃	[illegible]	[illegible]
六億〃	[illegible]	[illegible]
七億〃	[illegible]	[illegible]
八億〃	[illegible]	[illegible]
九億〃	[illegible]	[illegible]
十億〃	[illegible]	[illegible]
十一億〃	[illegible]	[illegible]
十二億〃	[illegible]	[illegible]
十三億〃	昭和[illegible]	[illegible]

生命保險會社（昭和二年六月現在）

大正一五、昭和元年

會社名	資本金又基金（千圓）	年度始契約高（千圓）	年度末契約高（千圓）	收入保險料（千圓）	支拂保險金（千圓）	事業免許年月	所在地	代表者
日本	三、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	大阪	山口吉郎兵衛
明治	二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	東京	武市利美
帝國	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	朝吹常吉
千代田	×[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	門野幾之進
第一	×[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	矢野恒太
仁壽	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	下郷寅太郎
共濟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	安田善五郎
大同	△[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	大阪	廣岡惠三
八千代	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	東京	小原達明
共保	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	久原房之助
日本徴兵	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	室田義文
有隣	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	飯田延太郎
日清	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	池田龍一
東洋	●二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	木村雄次
國光	×[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	伯 島津忠麿
愛國	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	原邦造
大正	五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	伯 柳原義光
太平	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	岡本次三郎
日華	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	川崎肇
東海	×[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	松方五郎
福德	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	大阪	松方正雄
太陽	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	東京	西脇濟三郎
片倉	五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	今井五介
常盤	●二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	關本英作
日本醫師共濟	×五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	子 實吉安純
萬歲	一、五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	川崎肇
横濱	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	横濱	板谷宮吉
富士	五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	大阪	男 藤田平太郎
旭日	五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	東京	小口今朝治
日本共立	●△[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	京都	藤井善助
中央	×[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	東京	尾崎庄兵衛
蓬萊	×五〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	男 前田利功
三井	●二、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	團琢磨
職友共濟	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	星一
大安	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	橋本萬右衛門
國華徴兵	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	大[illegible]	〃	川崎甲子男

會社名	資本金又基金（千圓）	年度始契約高（千圓）	年度末契約高（千圓）	收入保險料（千圓）	支拂保險金（千圓）	事業免許年月	所在地	代表者
共同	五〇〇	[illegible]	[illegible]	一、〇三三	[illegible]	明[illegible]	東京	嶋田純一郎
日本教育	三〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	伯 柳原義光
東華	一、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	子 酒井忠亮
壽	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	大[illegible]	大阪	岸本兼太郎
住友	●[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	岡府精一
第一徴兵	●[illegible]	[illegible]	[illegible]	九、三三七	[illegible]	明[illegible]	東京	太田清藏

×印は相互會社、△印は會計年度十四年九月に初まり十五年八月末に終るもの、印は十五年六月現在。

簡易生命保險契約高（各年度末現在）

種別		大正一三	一四	一五
終身	件數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	金額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
養老	件數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	金額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	件數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	金額	[illegible]	[illegible]	[illegible]

件數は千件、金額は千圓單位。

簡易生命保險積立金運用貸付高

積立金―

年度	編入額（千圓）	積立金（千圓）
大正一三	[illegible]	[illegible]
一四	[illegible]	[illegible]
昭和元	[illegible]	[illegible]

運用貸付―昭和元年度末現在運用貸付高左の如し。

種別	金額（千圓）	種別	金額（千圓）
預金部預金	[illegible]	契約者貸付	[illegible]
公債購入	[illegible]	公共貸付	[illegible]

貸付資金

【貸付內容】―昭和元年度末現在貸付內容左の如し。

貸付資金	金額（千圓）	貸付資金	金額（千圓）
共同宿泊所	[illegible]	住宅	[illegible]
簡易食堂	[illegible]	傳染病院	[illegible]
公益市場	[illegible]	農業倉庫	[illegible]
日用品供給所	[illegible]	下水道	[illegible]
實費診療所	[illegible]	汚物掃除	[illegible]
産院	[illegible]	共同農具、牛馬購入	[illegible]
結核療養所	[illegible]	小學校	[illegible]
職業紹介所	[illegible]	實業補習學校	[illegible]
公設質屋	[illegible]	公立病院	[illegible]
公設託兒所	[illegible]	上水道	[illegible]
公益浴場	[illegible]	漁業共同施設	[illegible]
自作農創設維持	[illegible]	市町村廳舍	[illegible]
地方改善	[illegible]	三等郵便局舍	[illegible]
耕地整理費	[illegible]	計	[illegible]

簡易生命保險職業別契約件數（十二年度末、爾後調査なし）

職業別	件數	職業別	件數
農業	[illegible]	其他有業者	[illegible]
水産業	[illegible]	家事	[illegible]
鑛業	[illegible]	使用人	[illegible]
工業	[illegible]	無職	[illegible]
商業	[illegible]	不明	[illegible]
交通業	[illegible]	計	[illegible]
公務	[illegible]		
自由業	[illegible]		

生命保險料金

生命保險料は會社に依りて規定を異にし、茲に一定料率を示し難きも、左に一例として明治生命保險會社の養老保險金千圓に對する利付年掛保險料を示すべし。

年齡	十年	十五年	二十年	廿五年	三十年	卅五年	四十年
十五	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
十六	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
十七	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
十八	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
十九	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十一	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十二	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十三	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十四	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十五	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十六	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十七	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十八	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
二十九	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十一	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十二	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十三	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十四	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十五	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十六	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十七	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十八	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
三十九	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十一	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十二	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十三	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十四	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十五	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十六	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十七	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十八	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
四十九	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十一	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十二	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十三	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十四	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十五	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十六	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十七	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十八	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
五十九	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇
六十	九六・〇	六六・〇	四九・〇	三九・〇	三二・〇	二六・〇	二一・〇

簡易生命保險料金

月掛十錢に對する保險金額を一例として示す。月掛十錢以上は其倍數（端數は附せず）に依り保險金額はまた從つて倍加す。

年齡	十年滿期養老保險	廿年滿期養老保險	廿五年滿期養老保險	四十年滿期養老保險
	終身保險			
	十年拂込	十年拂込	十年拂込	十年拂込
	十五年拂込	十五年拂込	十五年拂込	十五年拂込
	二十年拂込	二十年拂込	二十年拂込	二十年拂込
契約申込當時年齡				
一	二六・〇			
二	二六・〇			
三	二六・〇			
四	二六・〇			
五	二六・〇			
六	二六・〇			
七	二六・〇			
八	二六・〇			
九	二六・〇			
十	二六・〇			
十一	二六・〇			
十二	二六・〇			
十三	二六・〇			
十四	二六・〇			
十五	二六・〇			
十六	二六・〇			
十七	二六・〇			
十八	二六・〇			
十九	二六・〇			
二十	二六・〇			
二十一	二六・〇			
二十二	二六・〇			
二十三	二六・〇			
二十四	二六・〇			
二十五	二六・〇			
二十六	二六・〇			
二十七	二六・〇			
二十八	二六・〇			
二十九	二六・〇			
三十	二六・〇			
三十一	二六・〇			
三十二	二六・〇			
三十三	二六・〇			
三十四	二六・〇			
三十五	二六・〇			
三十六	二六・〇			
三十七	二六・〇			
三十八	二六・〇			
三十九	二六・〇			
四十	二六・〇			
四十一	二六・〇			
四十二	二六・〇			
四十三	二六・〇			
四十四	二六・〇			
四十五	二六・〇			
四十六	二六・〇			
四十七	二六・〇			
四十八	二六・〇			
四十九	二六・〇			
五十	二六・〇			
五十一	二六・〇			
五十二	二六・〇			
五十三	二六・〇			
五十四	二六・〇			
五十五	二六・〇			
五十六	二六・〇			
五十七	二六・〇			
五十八	二六・〇			
五十九	二六・〇			
六十	二六・〇			

郵便年金掛金表

一、年金年額百圓に對する年掛掛金額及一時拂掛金額を示めせば左の如し。年金年額二百圓に對するものはその二倍、三百圓に對するものはその三倍、百二十圓に對するものはその一・二倍、その他これに準じ計算するものとす。

二、半年掛金額は年掛掛金額に其の百分の二を加へたるものを二分したる額とし、三月掛掛金額は年掛掛金額に其の百分の三を加へたるものを四分したる額とす。

三、年金契約變更の場合に於て掛金額に一錢未滿の端數を生じたるときはこを切捨つるものとす。

元金據置年金年掛掛金額（一）

年齡	五〇歲支拂開始 男	五〇歲支拂開始 女	五五歲支拂開始 男	五五歲支拂開始 女	六〇歲支拂開始 男	六〇歲支拂開始 女	六五歲支拂開始 男	六五歲支拂開始 女
二〇								
二一								
二二								
二三								
二四								
二五								
二六								
二七								
二八								
二九								
三〇								
三一								
三二								
三三								
三四								
三五								
三六								
三七								
三八								
三九								
四〇								
四一								
四二								
四三								
四四								
四五								
四六								
四七								
四八								
四九								
五〇								
五一								
五二								
五三								
五四								
五五								
五六								
五七								
五八								
五九								
六〇								
六一								
六二								
六三								
六四								
六五								
六六								
六七								
六八								
六九								
七〇								

元金據置年金年掛掛金額（二）

年齡	五〇歲支拂開始 男	五〇歲支拂開始 女	五五歲支拂開始 男	五五歲支拂開始 女	六〇歲支拂開始 男	六〇歲支拂開始 女	六五歲支拂開始 男	六五歲支拂開始 女
二〇								
二一								
二二								
二三								
二四								
二五								
二六								
二七								
二八								
二九								
三〇								
三一								
三二								
三三								
三四								
三五								
三六								
三七								
三八								
三九								
四〇								
四一								
四二								
四三								
四四								
四五								
四六								
四七								
四八								
四九								
五〇								
五一								
五二								
五三								
五四								
五五								
五六								
五七								
五八								
五九								
六〇								
六一								
六二								
六三								
六四								
六五								
六六								
六七								
六八								
六九								
七〇								

即時年金一時拂掛金額

年齢	元金拋棄 男子	元金拋棄 女子	元金留保 男子	元金留保 女子
四〇	一三・三	一一・九	一四・八	一二・六
四一	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四二	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四三	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四四	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四五	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四六	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四七	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四八	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
四九	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五〇	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五一	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五二	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五三	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五四	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五五	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五六	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五七	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五八	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
五九	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六〇	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六一	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六二	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六三	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六四	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六五	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六六	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六七	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六八	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
六九	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七〇	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七一	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七二	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七三	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七四	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七五	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七六	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七七	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七八	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
七九	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六
八〇	一三・四	一一・九	一四・九	一二・六

一、年金額は年金受取人一人に付年額二千四百圓以内とす。

二、郵便年金は圓時終身年金及び据置終身年金とし、圓時終身年金にありては、年金契約の効力發生したる日より年金受取人の死亡に至るまで、据置終身年金にありては、年金受取人が一定の年齢に達したる日より其死亡に至るまで、各年金の支拂を受くるものとす。

一、据置終身年金の支拂開始期は五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳の四種とし、新に年金受取人たることを得る者の年齢は、圓時終身年金にありては四十歳以上八十歳以下、据置終身年金にありては、十二歳以上六十歳以下とす。

一、年金額は掛金分割拂にありては年額百二十圓以上、掛金一時拂の年金契約及び掛金拂濟契約にありては年額十二圓以上とし、掛金分割拂の掛金は年掛とす、但し半年掛又は三月掛と爲すことを得。

一、掛金の拂込猶豫期間は掛金拂込期日後二箇月とす。

火災、海上保險料

年次	火災保險料率 一等地同上内貯藏品及商品	同上二等地木造建物	同上三等地金屬工場及商品	同上四等地消火設備煉瓦造紡績工場	海上保險料 最高	海上保險料 最低
大正二	千圓 三・三	千圓 三・三	千圓 一・八	千圓 一・〇	千圓 六・〇	千圓 FPA 三・五
一四	三・三	三・三	一・八	一・〇	六・〇	FPA 三・五
一五	三・三	三・三	一・八	一・〇	六・〇	FPA 三・五

火保は一流會社資際率千圓に付、海上はロイド新造船大型世界航路の資格を有せる船舶のものにて、FPAとは特拂分損擔の事なり。

再保險國際收支

年次	火災 流出	火災 流入	海上 流出	海上 流入	總計 流出	總計 流入	差引支拂
大正一〇	千圓 三、九七一	千圓 六、二一五	千圓 七、九九	千圓 一、九九〇	千圓 一、九七〇	千圓 八、二〇五	千圓 六、二三五
一一	三、一二四	五、〇七五	四、三六八	二、七四四	七、四九二	七、八一九	三二七
一二	六、一二五	八、一四四	七、一〇三	三、六三九	一三、二二八	一一、七八三	▲一、四四五
一三	三、一七二	九、一三九	三、八九三	三、八三七	七、〇六五	一二、九七六	五、九一一
一四	四、三五四	△九、九三八	一、九二三	一、九二三	六、二七七	△一一、八六一	▲五、五八四
平均	四、三二二	△一、一五八	一、五二三	二、三八	三、〇七五	△一、三九六	▲一、六三七

×印は買保險に依る流出、△印は買保險に依る流入、▲印は取受關係より流出入逆となれる場合、總計中には保險營業總て を含む。

政府の施設

政府の施設にかゝる産業政策の主要なるもの左の如し。

農業—(イ)耕地整理、土地改良奨勵、(ロ)開墾助成、(ハ)開墾地移住奨勵、(ニ)優良農具普及奨勵、(ホ)主要食用農産物奨勵、(ヘ)米穀檢査奨勵、(ト)病虫害豫防奨勵、(チ)肥料改良奨勵、(リ)肥料取締、(ヌ)蠶種製造取締、(ル)蠶糸業取締、(ヲ)共同蠶倉庫及共同乾繭製繭助成、(ワ)茶業取締、(カ)農業倉庫奨勵、(ヨ)農會奨勵、(タ)農家副業奨勵、(レ)自作農創設維持補助、(ソ)果樹苗木配布、(ツ)深耕團設置補助、(ネ)共同出荷事業助成、(ナ)地方農林統計費補助、(ラ)石油試掘奨勵

牧畜—(イ)種牡牛馬設置奨勵、(ロ)補牡牛檢査、(ハ)牛結核檢査、(ニ)保護牛設定、(ホ)種牡馬檢査、(ヘ)國有種牡馬種付、(ト)馬匹去勢、(チ)種畜種付、(リ)種畜貸付、(ヌ)畜産奨勵、(ル)緬羊飼育奨勵、(ヲ)種鶏、種卵拂下、(ワ)乳肉豚共同處理奨勵、(カ)畜産物販賣競旋及受託販賣奨勵、(ヨ)鶏卵增産奨勵

林業—(イ)保安林設定、(ロ)國有林拂下、貸付、(ハ)公有林野造林奨勵、(ニ)林業奨勵補助、(ホ)森林組合奨勵、(ヘ)林業共同施設奨勵、(ト)樹苗養成奨勵、(チ)竹林造成奨勵、(リ)水源林補助

漁業—(イ)遠洋漁業奨勵、(ロ)水産冷藏奨勵、(ハ)水産動植物種苗拂下、(ニ)水産會補助、(ホ)水産增殖奨勵、(ヘ)漁業共同施設奨勵。

工業—(イ)染料醫藥品製造奨勵、(ロ)製鐵業奨勵、(ハ)發明奨勵、(ニ)理化學研究補助費關係—左の如し。

特許局、專賣局、鑛山監督局
工業試驗所
醫療品試驗所
電氣試驗所
計量檢定所
燃料研究所
窯業試驗所
繊維工業試驗所
染料試驗所
紙業試驗所
製鐵所
農事試驗場
園藝試驗場
蠶業試驗場
蠶業取締所
生糸檢查所
茶業試驗所
米穀檢查員會
蠶絲檢查員會
肥料調查會
入口食糧調查會
種馬所
種馬牧場
種馬育成所
種羊場
畜產試驗所
獸疫調查所
營林局
林業試驗所
水產講習所
花蔴檢查所
絹業試驗所
燃料研究所
醸造試驗所
電氣試驗所
製鐵所
東京府下龍野川西ヶ原
岡崎試驗場
靜岡縣庵原郡興津町
蠶業試驗場
東京府下杉並村高圓寺
蠶業取締所
道府縣關係の地に配置す
生糸檢查所
橫濱市本町一の一
茶業試驗所
靜岡縣榛原郡金太町
農林省內
國產振興委員會
商工審議會
商工省
工業品規格統一調查會
商工省
國產振興委員會
商工省
新規施設要項
第五十二議會の協賛を經て新に實施せらるる諸施設要項左の如し。
自作農計畫改定—農林省が十五年度より創設維持施設は、昭和二年度に於て更に融通資金を千三百五十萬圓に增額し、從つて創設維持面積年千七百五十町歩より三千三百七十五町歩に增加すると共に、向ふ二十五年ヶ間に亘る全計畫を改定し、融通資金總額三億五千三百五十萬圓、創設維持面積八千八百三十七萬五千町歩を算するに至りたるが、內閣更迭の結果、由本農相は現政府の重要政策として右施設の大擴張を行ふ意圖を以て種々調査中なり。(別項「計畫中の重要政策」參照)
國營開墾實施—前內閣は人口食糧問題の對策として大集團地國營開墾を計畫し、第五十二議會に於て之が調査費九萬九千圓の協賛を得、其後農林省に於て實地調査の結果青森縣上北郡三本木町外四ヶ村三千七十五町歩(十和田湖を水源地とす)、福嶋縣西白河岩瀨二郡(矢吹原)八千六百六町歩、千葉縣印旛沼五千三百九十七町歩、京都紀伊久世兩郡巨椋池九百二十七町歩、以上四ヶ所を第一回候補地に選定し、昭和二年度に於て施工設計を爲したる上、三年度より順次工事に着手することに決定、現內閣に於ても其意を諒とし、同年度に於て所要經費二百萬圓を要求することに閣議決定したるが、實施方法は用排水の大幹線工事を國營とし、其他の事業を地方公共團體又は民營に委する方針にて、右經費二百萬圓は卽ち國營一千町歩の開墾費(反當り平均百五十圓乃至二百圓)を見込めるものなるも、他の民公營事業と併せて約二千町歩の開墾を期せるものなりと云ふ。
鷄卵增產奬勵—最近調査に依る我國の鷄卵產額は大約十六億個、價額七千萬圓に上るも、尙ほ天津、上海方面より約六億個の輸入あり、仍つて農林省は鷄卵自給確立の爲め、昭和二年度に於て豫算七十二萬圓を得、內三十四萬四千圓を以て種鷄場所を全國五ヶ所(靑森、埼玉、愛知、熊本、兵庫)に設置し、殘餘の三十七萬七千餘圓は之を鷄卵增產奬勵金に充當する事とし、同年三月之が奬勵規則を公布し、新年度より實施する事と爲せるが、奬勵金は道府縣、產業組合、產業組合聯合會、又は農林大臣の適當と認むる法人若しくは組合の左に揭ぐる費用に對し其二分の一以內を交付する定めなり。

(一)養鷄に關する專任技術員の設置に要する費用(二)養鷄に關する共進會、競技會、講習會、講話會其他養鷄知識の普及向上に關する施設に要する費用(三)鷄の飼養、孵卵、育雛、產卵能力の檢定又は飼料の貯藏若は調製に要する建物、工作物又は器具機械の設備に要する費用

人工交配種子育成—農林省は、食糧農產物增殖の一策として、昭和二年度より人工交配に依る種子の改良を實施する事と爲せるが、其方法は內外の優良種を廣く蒐集し、最初交配により未固定の雜種三代目迄を本省農事試驗所にて育成し、後之を全國九箇の農事試驗場に分ちて各其適種を調査試驗せしめ、之により固定したる優良品種の栽培を普及奬勵する目論見なり。

奬勵染料品目追加—商工省は舊に染料工業奬勵の爲め、奬勵染料品種二十種目(本書前年版參照)を選定し、奬勵金を交附し來れるが、昭和二年八月に至り更に左の七品種を追加せり。

(一)ローダミン6G(二)クリスタルヴアオレット、(三)ダイレクトクラーレット(四)ダイレクトブラウM、(五)スチルベンエロー、(六)カルボルニルオレンヂ、(七)ポンソー3X。

工業試驗所開放—政府は工業上の發明及び研究心啓發に資せんが爲め、大阪工業試驗所に開放研究室を設け、僅少の手數料を徵する外、一切無料にて一般公衆の利用に任ずる事とし、昭和二年五月其使用規則を公布實施せり。

家畜傳染病豫防法中改正—昭和二年三月公布、改正の要旨は、家畜傳染病中『牛の傳染性肋膜肺炎』を『牛肺疫』に、『流行性感冒』を『豚丹毒』に改め、且つ牛肺疫を牛疫、狂犬病と同一に取扱ひ、之に罹りたるときは直に之を屠殺すべきものとし、牛肺疫又は口蹄疫に感染したる虞ありと認めたる場合に於ても、豫防上必要あるときは之を屠殺し得る事と爲し、從つて飼育者が不測の損害を蒙りたる場合、相當手當金を交附して其損失を緩和する事と爲せるものなり。

農林統計改善—政府は農林統計の改善を圖る爲め、昭和二年六月農林省令を以て地方農林統計費補助規則を公布し、每年度豫算の範圍內に於て補助金を交付する事と爲せるが、補助金は(一)各府縣に於て市町村の農林統計に關する指導、監督の爲め設置する專任職員の俸給及び旅費、(二)市町村に於て農林統計調査に要する經費に對し之を交付する定めなり。

石油試掘奬勵—若槻內閣は燃料問題解決の一策として、石油試掘奬勵の爲め、其の事業及び機械購入費に對し奬勵金を與ふる事とし、第五十二議會に於て昭和二年度以降六ヶ年に亘る總額二百四十六萬圓の豫算外國債負擔契約案成立し、其結果昭和二年八月商工省令を以て右補助規定公布されたるが、二年度に於て奬勵金を交付さるゝ地域は左の如く指定さる。

(一)北海道宗谷郡稚內町(二)北海道天鹽郡幌延村(三)北海道天鹽郡天鹽町同寺別村(四)北海道勇拂郡早來村(五)北海道勇拂郡鶴川村(六)青森縣東津輕郡新城村(七)秋田縣山本郡常盤村(八)秋田縣南秋田郡五里合村同男鹿中村(九)秋田縣河邊郡上北手村同上北手村(十)山形縣最上郡戸澤村八向村古口村同大蔵村(十一)新潟縣三島郡與坂村大津村(十二)新潟縣南蒲原郡大面村本成寺村(十三)新潟縣刈羽郡武石村北條村(十四)長野縣上水內郡淺川村同若槻村

國立米穀倉庫—昭和二年度設置の國立米穀倉庫は名古屋及び門司の二箇所に決定、名古屋は五萬石倉庫の新設、門司は新築工事進捗中の五萬石倉庫に更に五萬石を增築するものなり。

國立絹物檢查所—輸出絹織物檢查法施行(多分二年十月一日)に伴ひ、既存の府縣立檢查所は國立に屬格さるゝ事となれるが、京都府六ヶ所中の小規模なる二檢查所は檢查法施行と同時に廢止の豫定なるを以て、結局國立に昇格すべきは京都、福嶋、富山各三ヶ所、神奈川、岐阜二ヶ所、福井六ヶ所、愛知、兵庫、群馬、栃木、山形各一ヶ所、石川四ヶ所、合計二十七ヶ所となる豫定なり。

工藝研究所設置—工費二十萬圓を以て東北に設置す。該計畫は當初我國の工藝全般を指導するに充分なる內容と、設備とを完備せしむる目論見なりしも、豫算關係に鑑はされ第一期に於ては差當り木工、金工の兩工藝を主として指導することゝし、指導の方法は左記に依ることに決定し居れり。

(一)每年數回講習會を開き研究の結果を傳授すること(二)設備を一般營業者に開放し專屬の技術者に就かしめ、實地敎授すること(三)案傳式の工藝品を科學的に研究して廣く普及せしむること(四)從來の工程の缺陷を研究矯正すること(五)內外の優良工藝品を蒐集展覽して一般の參考に供すること。

水源涵養造林補助—政府は水源涵養上重要の關係ある私有重社寺有林野の造林に對し昭和二年度乃至二十二年度二十一ヶ年間計畫をもつて總額六百八十九萬九千八百七十五圓(內補助六百六十七萬六千二百圓)を支出し總面積二十萬町歩の造林を完成する計畫の下に府縣に補助金の交附をなすことなり、二年八月農林省令を以て之が補助規則を發布す、卽ち左の如し。

一、補助金は左に揭ぐる府縣の補助金及び費用に對し府縣に之を交附す。(イ)無立木地の新植又は散生地の第一回補植に要する費用に對する府縣の補助金、(ロ)前號の事業の爲めに要する府縣職員の奉給及旅費

二、補助金は左の標準に依り之を交附す。但しイの場合に在りては、補助金の三分の一以上を府縣に於て負擔する場合に限る。(イ)前項イの場合に在りては其費用の四分の一以內、(ロ)前項ロの場合に在りては其費用の二分一以內。

各種調查會設置—十五年十月以降若槻內閣及び現內閣に依り設置せられたる產業關係調查會左の如し。

【燃料調查會】燃料國策樹立の爲め、十五年十月商工省に設置さる。

【蠶絲國策樹立の目的を以て、】昭和二年六月農林省に設置さる。

【商工審議會】重要工業助成方策決定の爲め昭和二年六月商工省に設置さる。

【肥料調查會】農村振興の一策として、昭和二年六月農林省に設置さる。

【人口食糧調查會】人口食糧問題解決の爲め昭和二年七月內閣に設置さる。

計畫中の重要政策

現內閣は在野時代產業立國を標榜せる手前農林、商工兩省に於て幾多の新事業を目論見居れり。財源に照し幾何の實行を見るべきや疑問なるも、その重要政策として呼號し居るものを列擧すれば左の如し。

自作農創設擴張—(一)現在全國に於ける小作地總面積二百八十萬町歩の內八十萬町歩を向ふ三十五ヶ年間に自作農地となさん。(二)右の目的を達する爲め、現行施設の外新設制度に依り、年々二萬町歩の自作農地を創設するも。(一)右の二萬町歩自作農地創設の爲め要する資金は、年額八千萬圓、向ふ三十五ヶ年間に二十八億圓にして、そ

の財源は價格發行に依る事。(一)右機關として農林省内に農地金庫を設置すること。**木材自給策**—木材自給策確立の爲め、總經費二億萬圓を支出し、四十ヶ年計畫を以て國公私有林に對し大規模なる施設をなし、四十ヶ年後には立木材積二十七億石、其の金額見積最低約四十億萬圓となすべき大方策の下に、昭和三年度に於て國有林天然更新施行費、公有林造林促進に關する經費增民有林造林促進に關する經費として、其の年度割約五百萬圓を要求す。尙ほ民有林造林助成に就いては、其造林費三分一を補助する目論見にて、之が爲め民有林造林助成法を制定す。

海洋調査と近海漁業振興—(一)現在の水產調習所海洋調査部を獨立せしめて、海洋調査所を設置すると共に、新に三十噸乃至三百噸の調査船三艘を建造し、太平洋を伊豆半島を中心に西南東北兩海區に分離し、更に日本海を能登半島を中心に同樣兩區に分ち、各區に調査船一艘宛配置して暖流寒流兩方面より徹底的調査を爲すと。(二)沿海漁業の發達を期する爲め、先ず近海漁業の振興を圖る事とし、從來の制限漁區五浬を十浬に擴張すると共に、十五ヶ年計畫を以て四、五噸の漁船四千五百隻を建造しこれによつて小漁業を助成すること。右實現を計る爲め差當り昭和二年度豫算に近海漁業振興に關する經費として約七十五萬圓を要求すること。

鹽業關沿岸漁業助成—鹽業關沿岸漁業助成のため、從來各漁區に散在して小規模に漁業を行ひ、漁獲物も粗製乱造にて販賣し居る漁業家に共同施設をなさしめ主として、鮭鱒の粗製品工場を經營せしめんとする計畫にて昭和四五年の間に於て加盟國一齊に農業センサスを行ふ事となり居れるが、產業立國一割五分を補助せんとする方針なり。

食糧問題解決策—食糧問題については人口會糧調査會の答申を待ち、昭和三年度豫算に具體案を計上すべしとの事なるが、其調査事項中急迫を要するものとして、農林省の提示せる事項左の如し。

【一般事項】(一)內地及植民地に於ける食糧政策の統一、統一に必要なる機關の新設。(二)食糧政策統一のため必要なる現在制度の整備改善。(三)農業水產及び畜產に關する研究機關の充實擴張

【生產に關する事項】(一)農產食糧品に關する事項。(イ)國營開墾の實行計畫及一般開墾事業の促進、(ロ)耕地の整理改良の促進及び災害耕地の復舊方法、(ハ)用排水幹線工事の促進、(ニ)優良品種及び改良農法の普及、(ホ)重要食糧作物及び穀物の減損防除。(二)水產食糧品に關する事項、(イ)遠洋及び沖合漁業作振、(ロ)增殖事業の開發、(ハ)水產食糧品の利用增進。(三)畜產食糧品に關する事項、(イ)牛豚の改良增殖、(ロ)牛豚の經濟飼料、(ハ)家畜衛生の向上、(ニ)畜產食糧品の利用增進。

【配給に關する事項】(一)穀物に關する事項。(イ)農合農業倉庫の普及發達、(ロ)穀物檢查事業の改善、(ハ)朝鮮に於ける國立倉庫の設置。(二)水產食糧品畜產食糧品の貯藏運送及び取引の改善に關する事項。

【金融に關する事項】(一)農業金融に關する事項。(二)水產金融に關する事項。」

重要工業助成—重要工業助成に就ては、曩に若槻內閣に於て國產振興委員會の審議を經て、具體方策決定し、第五十二議會に於て案の成立を期する手筈なりしも、再三の開議の末、遂に答申要綱中の重要審議會の設置に關する經費のみを要求して沙汰止みとなり、田中後繼內閣は卽ち右經費を以て商工審議會を設置したる次第にて、現政府は之に依り更めて斯業振興に關する具體方策を求むることゝし、審議會は(一)產業振興の基礎的施設、(二)重要工業に關する施設、(三)諸改善方策に關する件、(四)產業行政の改善に關する件の四特別委員を特設審議中なるが、今參考として先の國產振興委員會に於て前政府に答申したる要項を示せば左の如し。

一、國家重要の產業と認むべきものゝ種類範圍及びこれが發達を圖る方策は、國防上に一般經濟上の事情を考慮して決定せらるべきものにして、今後尙愼重に調査攻究するの必要ありといへども、差し當り左の施設を講ずるを適當なりと認む。

(イ)設備費、生產費、特許權買收費、鑛工業成費等に對する補助金の交付(例へばソーダ灰工業、窒素固定工業、合成化學工業、精密機械工業、紡織機械工業、工作機械工業、自動車工業、船舶工業、電氣機械工業等に付その必要ありと認む)

(ロ)公課の減免(例へば助成工業に對する鑛業收益稅、所得稅の免除等)

(ハ)官民研究機關の充實(例へば絹工業、絹紡績工業、羊毛工業、合成化學工業、機械工業、船舶工業等に付その必要ありと認む)

(ニ)企業の合同、合併又はその統一聯絡を圖ること(例へば製鐵工業、船舶工業、機械工業、生絲工業等に付その必要ありと認む)

二、右の外國家重要產業に對する金融問題は、金融制度の整備改善問題中最重要の事項なりと認むるを以て、政府は金融制度調査會をして本件に付最も愼重に攻究せしめ、その他國家重要產業金融の圓滑を計るため適當なる方法を講じ、又關稅問題は金融問題と共に重要產業助成上極めて重大なる關係を有するものにして、現行關稅定率中には我國工業界の進歩に伴

ざるを得ず、公正を缺くの嫌あるものなきにあらざるを以て、政府は關稅調査委員會をして特にこの點に留意し調査攻究せしめこれが適切なる改正を行ふことを必要なりと認む。

工業振興施設—內容左の如し。

【總業試驗所新設】新纖業の振興に資せんが爲め、二百萬圓三ヶ年繼續事業として名古屋方面に總業試驗所を設置し政府の手を以て原總製品に至る一切の工程を研究し、其產品を民間に配布して研究の結果を廣く公表せんとす。但し之れに對しては現に研究機關を有する會社の猛烈なる反對あり。

【機械研究所新設】機械工業の振興に資せんがため百八十萬圓、二ヶ年繼續事業として大阪方面に機械研究所を設置し、各種の機械に就き原料材料の研究より工作技術に於ては機械要部の鎔造、研磨、燒入れ等に關して科學的研究を遂げ、一方從來實地經驗にのみ依れる工作方法を分析して科學的基礎を築かんとす。

【高壓化學の研究】窒素研究所に於ける合成硫安製造方法の研究と併行してメタノール硝酸、醋酸等の高壓合成化學を研究する爲め、三十萬圓を以て窒素研究所の設備を充實し、場合に依ては同所の名所を高壓化學研究所と改稱せんとす。

【工業の缺陷調査】廣く各工業に就き(一)經營組織及び監理の缺陷、(二)金融上の缺陷、(三)技術上の缺陷、(四)勞働能率上の缺陷を調査せんとす。

絲價安定常設機關—農林省は絲價の動搖が輸出貿易に及ぼす惡影響を慮り、絲價安定に關する常設機關を立案し、蠶絲委員會に提出したるが、委員會の決定を得ば直に三年度追加豫算に經費を計上し、之が實施に着手する目論見なり。蠶林省案左の如し。(一)本機關は絲價安定の爲めに生絲の買入、貯藏、保管及其金融並に其他之に附隨する業務を營むことを目的とす、(二)本機關は之を法人とす、(三)本機關は其資本金を金一千二百萬圓とし、政府並に民間蠶絲關係者の共同出資とす、(四)政府は本機關設立の擔保として倉庫を百八十萬圓の評價を以て提供す、(五)政府は右の外輸出生絲正量檢查手數料收入年額三十萬圓づつを十箇年間、總額三百萬圓を支出すること、(六)政府は必要ありと認めたる場合には本機關の損害補償に當ることを得、(七)本機關の資金處分に就きては政府の認可を必要とすると共に其配當を制限すること。

右會社は現存の帝國蠶業倉庫株式會社の增資及び定款の改正に依り其目的を達せんとするものなり。

商工統計改善—產業立國政策實現に資せんが爲め、總經費二百五十萬圓、五ヶ年繼續を以て商工統計の改善を圖らんとす。其方法は市町村に調査囑託員各二名を置く事とし、囑託員一名の手當を國庫より支給するものとす。

貨物檢査統一—農產物取引の改善並に生產物の品位改善に資せんが爲め、從來府縣の事業に一任しある製物檢查規定を統一し、檢查員も之を農林技師として府縣に駐在せしむる事に改めんとす。

海外工務官設置—商工省は內地製品をして海外市場の狀況に適應せしむる爲め、海外に於ける工業狀態調査の目的を以て、海外工務官を設置する事とし、これに要する經費二十四萬圓を昭和三年度豫算に計上する事に決定す。駐在漢定地はバタビヤ、上海、ベルリン、ニューヨークの四ヶ所にして、尙ほ倉庫は工務官、副工務官、工務官補を以て組織する目論見なり。

電氣事業調査局—遞信省は電氣事業の根本的調査を爲すべく、經費二十萬圓(三年度要求額は十萬圓)を二箇年繼續事業として要求す。右は從來の電氣事業根本方針調査準備委員會に比し、更に範圍の廣汎なる電氣事業調査局を設置し、長官、次長の外、關係各省の官吏及び學識經驗深き學者を之に網羅する方針にて、單に電氣事業の統制のみならず、產業動力としての電氣、一般國民家庭用としての電氣等に就き、廣く根本策を確立する意嚮なり。

小作法要項

前內閣は小作調査會の審議を經て、昭和元年申全文七十六條より成る小作法案を得たるも、議會提出の運びに至らずして止み、現內閣また事の重大性に恐れて、之に手を觸るゝを避ぐるの感なるが、小作調査會に於て決定したる法案の要綱左の如し。

一、小作契約は登記なきも、小作地の所有者に變更ありたる場合に於ては、其のまま新所有者之を承繼するものとし、小作權の讓渡に付ては從來の慣行及民法に依ることとせり。

二、小作地の轉貸借は弊害を生じ易きを以て、兵役、疾病等已むを得ざる場合、又は產業組合等の團體が一括して小作地を借入れ、組合員に轉貸する場合を除くの外、一般に之を禁ずる方針を執ることゝせり。

三、小作地の所有者が、其の小作地を他に賣却する場合に於ては、先づ其の小作人に小作地買取の機會を得しむべきことゝせり。

四、小作契約の消滅に付ては、地主、小作人双方の利害關係を考慮し、地主に於て自作其の他正當の事由あるときに限り、一定の豫告期間を以て之を消滅せしめ得ることとし、尙小作料滯納の場合に於ては、現行民法上直に解約し得るを改めて、一年分の小作料を一年間滯納し、又は小作料の滯納が二年度以上に亘り、其の總額が一年分に達する迄は解約し得ざることとせり。

五、小作權の消滅の場合に於ける賠償に就いては、小作地の毛上は地主をして買取らしめ、小作人の爲したる土地改良等に付ては、特別の慣行あるものゝ外、地主の承諾を得て爲したるものに對してのみ賠償することゝし、其の他地主が自己の都合に依り小作契約を消滅せしめたる場合に於ても、賠償するの途を開くことゝせり。

六、小作料の決定に關し地主、小作人兩側より選出せる委員に於て解決を爲しつゝある地方現行の事例を參照し、之に類似する小作委員會なるものを町村部落等に設け、地主、小作人双方合意を以て自治的に小作料を決定し得るの制度を樹て、尙右の小作委員會に代へて當事者双方の合意を以て定むる仲裁人にも同樣の働きを爲さしむることゝせり。

七、調停困難なる爭議に關し、公益上必要ある場合には、現在の調停制度に一層の效力を附與する爲、裁判所は新設の鑑定委員會(特別の知識經驗を有する者を以

て組織す）の意見を聽きて臨時相當の條件にて小作せしめ、其の他必要なる處分を爲し得るの途を開くこゝせり。

八、小作料、其の他小作條件に關する調停委員會小作委員會にかける決定は、地主又は小作人に變更あるも其の效力を失ふものとし、尙調停條項に反する小作契約は、一定の期間は之を締結し得ざるものとせり。

九、不可抗力に因る減收に基く小作料の減額、免除の實行ある地方に於ては、原則として救濟の日より十日前遡に之を申込むものとし、又小作料減額免除に關する檢見に付ては、一方の申込に對し相手方は之を拒み得ざるものとし、其の檢見の方法に付ては相當規定を設くることせり。右の檢見の結果及別に定むる作況の結果は、裁判所及小作調停委員會にかける小作料の減額免除の決定に際し斟酌せらるべきものとせり。

十、地主は小作料の部分的支拂を受領するの義務あるものとせり。小作調停法に依る手續中の事件については、原則として小作料の一部の供託に依り立毛假差押、土地立入禁止の假處分等の停止取消を爲し得ることゝし、尙差押へたる立毛は歲實に代へ、當該小作人をして誓約の上耳取供託保管等の處置を爲さしめ得るの途を開くことゝせり。

十一、小作に關する特別機關としては、小作委員會及び鑑定委員會を設けたるも、小作審判所の如きものは法制上困難なる事情あるを以て、之を設置せざることゝし、尙小作に關する訴訟及調停を促進するは目下の急務とする所なるを以て、裁判所內に小作部を設け、且小作官を設置することを必要と認めたり。

産業時事

組合製糸の發展―養蠶家の共同組織に依る產業組合製糸は、營業製絲の資本的壓迫と、行政當局の無理解とに抗しつゝ、漸次堅實なる發展を遂げ、現在に於ては其產額五萬五千梱乃至六萬梱に上る盛況を呈したるより、かねての理想たる直輸出に一步を進むべく、橫濱に共同販賣機關を設置する事となり、昭和二年一月大日本生絲販賣組合聯合會の成立を見るに至りたるが、當局に於ても此傾向に鑑み、今後は從來の態度を一變して、積極的に組合製絲奬勵の方針を採るべしとの事なり。而して組合製絲は農民の工業經營たる點に於て、生產費の低減乃至生產生絲の販賣方法につき、果して近代的の大資本經營に追隨し得るや否や、この點疑問を以て見られ、從つて大日本販賣組合聯合會の實績は世人の最も注目する處なるが、一方生絲費の低減に就ては一般の豫想を裏切り、却つて營業製絲に優るの事實を示し、益々以て前途の好望を想はしむるに至れり。卽ち長野縣に於て大正十四年六月より、十五年五月に至る一ヶ年間の縣下製絲業の實際につき調査せる平均數字に依れば、營業製絲は最優格百斤當り生產費四百五十三圓九十七錢なるに對し、組合製絲は最優八十圓高にして、其の生產費は四百十四圓七十八錢、卽ち約四十圓方低位にあり、其繭絲能率も平均一日營業製絲百十匁八分に對し、組合製絲は百二十七匁の成績を示せり。

人絹增產傾向―現在の我が人絹產額は漸く五百ポンド內外に止まり、內地需要に對する不足分は輸入品を以て之に充てつゝあるの實況なるが、兩三年前より企畫せられたる三井物產、其他一流紡績會社の人絹事業は、昭和二年に入りて續々操業の運びとなり、一方既設工場の擴張と相俟つて、同年の製產能力は一躍千梱の上り、略ぼ內地の需要を充たし得る事となるべしと觀測さる。

地主土地會社激增―小作爭議への對策として、地主が土地會社を組織して之に當るの風潮次增加し來り、十五年末に於て此種抗爭機關たる作賃を有する地主の土地賃社數十九を算するに至れり。

鉄鋼一貫作業實績―前內閣の鐵鋼國策は、製鐵業に對する奬勵金下附制度により具體化されたるが、本制度の目的は當時政府の聲明したる如く、所謂銑鋼一貫作業の發達助長にあり、その結果に就ては關係業者深く之に注意を拂ひたるが、確實なる統計によれば、奬勵法實施前の大正十三年度及十四年度と、實施後の大正十五年度との實績比較は左の如くにして、卽ち銑鐵の生產率は奬勵法實施の爲めに著しく增加したるも、しかも直接鋼化せられたるものは依然一少部分に止まり、其大部分(八割六分)は依然鑄物用、或は他の製鋼業者に轉賣されしものにして、この意味より銑鋼一貫作業の發展は裏切られたるものと看取せられつゝあり。(單位千噸)

	銑鐵製產高	鋼化銑鐵	鋼生產高
大正十三年度	三〇一	三五	二五
同　十四年度	三〇	三七	二五
同　十五年度	二四	三五	二七

製鋼作業分野協定―製鋼事業の單一化に依り、生產額の低下及び輸入品の防遏を圖る爲め、八幡製鐵所と民間製鋼會社との間に於て左の協定成立、昭和二年五月一日より實施さる。

一、2以上の丸鋼、二・八分五以上の平鋼及角鋼各寸法は、八幡製鐵所の分野に屬するものとし、民間製鋼會社に於ては之を製造せざること。

二、二・二分一以下の丸鋼及び二・二分一以下の平鋼は、八幡製鐵所及民間製鋼會社に於て自由に製造する事を得。

三、八分五より一・八分七に至る丸鋼は、民間製鋼會社の分野に屬するものとし、八幡製鐵所に於ては之を製造せざること。

砂鐵精錬開始―松方公一門が五百萬圓の巨費を投じたる岩手縣久慈製鐵所の砂鐵製錬事業は、愈々昭和二年六月火入を開始し、事業の成否は業界一般より異常の興味を以て注視せられ、商工省に於ても特に技師を派遣して實績を調査せしめたるが、同技師の報告に依れば、今回の試みに依つて造られたるスポンヂ鐵は約八十パーセントにして、元來砂鐵製錬法に於ては九十乃至九十五パーセントならざれば採算不能とせられ居るを以て、此標準に照し甚しき不成績を以て見られしも、其後苦心研究の結果、セントリフユガリセパリーター(離心撰鑛器)なる精巧なる撰鑛器械を發明し、之が實驗の結果、九一・三二の好成績を得、前途頗る好望を以て見らるゝに至れり。

恩賜發明記念獎賞―帝國發明協會は國內に於ける電氣化學、機械製作、纖維、農林に屬する發明中より、實績及び實施効果の卓越せる優秀發明家並功勞者百六名を選び十五年九月十七日丸の內生命保險協會樓上に於て之が表彰式を擧行したるが、左記十名は特に恩賜記念賞を授與されたり。

池田菊苗(理博)、豐田佐吉(豐田紡績會社長)、川原田政太郎(享)、大助敬表(、纖維

千晴(獸醫學博士)、高橋順吉(盲聾學博士)、山本忠興(工學博士)、眞崎照郷(製麵機發明)、密田良太郎(工學博士)、御木本幸吉(眞珠養殖)、杉本京太(邦文タイプライター發明家)

萬國工業會議―我が工學會の主催にて昭和四年秋季經費三十萬圓を以て東京市に萬國工業會議を開催する事となり、同會古市、圓、斯波三博士之が實行委員として準備に任ずる事となれるが、政府に於ても補助金を支出し援助する筈にて、昭和二年十月土木建築、機械、日本工業、化學、火兵、造船、衛生、工業、電信電話、照明、電氣、鐵鋼等十二學會の聯合總會を東京に開會の筈なり。

不正競爭防止―政府は萬國工業權保護同盟條約改定に基き、昭和三年十月までに不正競爭防止に關する國內法制定の義務を負へるを以て、曩に商工省に於て之が法案を起草し、關係官廳たる司法省に同付其審議を求め、第五十二議會に於て案の成立を期する意向なりしも、兩省間に意志の疎通を缺き、何等議事の進行を見ずして同議會を終れり。

最近の博覽會―十五年秋季以降昭和二年中に開會の博覽會、共進會の主要なるもの左の如し。

名稱	主催者	期間
國產汽車博覽會	六大都市會議所	二一―二
大阪出品協會		三一―四
國產動機博覽會	大阪國產振興會	三一―四
染織發明品共進會	名古屋市	三一―四
東亞勸業博覽會	岡山市	三―五
全國產業博覽會	山形市	四―五
松本市制記念博覽會	松本市	四―五
國產東京博覽會	東京市	九―二
全國產業博覽會	山形市	九―二

渾外市場獻奇品見本展―商工省は輸出貿易の發展に資せん爲め、海外十七市場より約八千五百點の舊爭品を蒐集、昭和二年六月一日より六日間東京商工奬勵館內に於て之が見本市を催し一般觀覽に供せり、展示品目左の如し。

繪織物及同製品、絹織物及同製品、毛織物、編組物及刺繡類、陶磁器、珠簾纖器類、硝子及同製品、石鹼、化粧品、煙葉、ガーゼ其他醫療及繃帶材料、玩具、セルロイド製品、製帽用眞田、紐、組紐、擬編、詰食物、刷子、文房具類、洋傘及同部分品、鐙子、加工紙及紙製品、身邊裝飾細貨、マツチ、花莚及ラグラグ金屬製品、木竹杷柳製品、ゴム製品、醫療及同部分品、製革品、除蟲菊製品、扇子、造花

發明發見

大豆油から石油―滿鐵中央試驗所佐藤博典氏は、大正十年以來研究の結果、大豆油より石油を製造する方法を完成し、昭和二年一月之を發表せり。其の製法は大豆油に石灰乳を混じ、これに溫度を加へて乾溜するものにして、約四十パーセントの天然石油に劣らざる良質の石油と、グセリン、燃料ガス等を採取するを得、但し生產費は幾分高價なり。

眞岩製油新法―滿鐵に於ける油拔頁岩よりの製油新方法は、此程に至り完全に工業試驗に成功し、第一期計畫として原油三萬五千噸の年生產計畫を樹立せり、之に依れば副生產物として硫安及び粗パラフイン各六千噸を得べしとの事なり。

理研合成酒完成―食糧問題研究家たる理化學研究所の鈴木梅太郎博士は、飯茶簡約の趣旨を以て馬鈴薯、アルコール、糊精等の精製に依る合成酒を完成し、昭和二年夏季より市場に賣出せり。右は成分も味も普通の清酒と變りなく、然も絕對に腐敗せず、保健衞生上にも安全にして、二日酔、頭痛の憂ひなく、且つ米を用ひず、短期間(約一ヶ月)に釀造し得る等の特點あり、只芳醇性に於て自然酒に及ばざるのみなりと。

メタノール合成法完成―窒素研究所に於て北脇、柴田、横山三技師擔任の下に、かねてメタノールの化學的合成法を中間工業的に研究中の處、此程漸く完成し、同所に於て右合成法及び必要原料生成方法に關する特許權を確得せり。實際生產については民間會社に實施權を與へて之に當らしむる筈なるが、右合成法は、從來の木材乾溜方法と全然その趣きを異にし、一酸化炭素及び水素を高壓(百氣壓程度)高溫(三百度程度)の下に或媒觸材を用ひて化學的に合成せしむるものにして、其の特長は殆ど百パーセントの純良品を、しかも一封度十五六錢(從來の三分一)にて造り得る點にあり。將來研究を積み更に廉價に造るを得ば、正に燃料界の一革命を出現すべく、其の可能性充分に存すといへり。

新人絹發明―最近駒場農大研究所農學士山賀益三氏は、五年の研究を經て動物質人絹の製法に成功し、產業界に一大驚異を與へたり。其の製法は上蔟前の熟蠶を藥品に溶かし液體となしたる上、之に或る種の壓力を加へて纖なく絹絲となすの方法にして之に依れば桑葉不足或は霜害に依る捨蠶を救ひ、且つ上蔟の手數を省くの利あり、工業用と爲すまでには尙は一段の研究を要するも、光澤及び絹擦れ等に於ては既に天絹に匹敵し、强度(目下研究中)に於て及ばざるのみなりといふ。因に近着の米紙に依ればネブラスカ州のオマハ市に於ては、玉蜀黍の莖より人造絹絲を製出する工場設立の計畫ある由なるが、果して經濟的に成功するや否やは疑問なり。

醱汗から肥料製法―最近岡山縣倉敷町大原奬農園の坂野博士は、麥汗を原料となせる人造肥料の完全なる製法に成功せり。其製法は麥汗を竈に入れ一種の醱酵菌に依り醱酵せしめ、約三週間にして窒素を多量に含有せしむる方法にして、醱酵菌は板野菌と命名せり。

糖蜜屑から石油―桐生高等工業學校應用化學科鳴田敎授は、廢物護謨屑より石油を製出する方法を發見し特許を得、更に英、米、佛三ヶ國に特許申請中なるが、此の人造石油は未だ諸外國に研究なき新發明にて、昭和二年一月廿六日神田錦町學士會館に於て同敎授は護謨の加熱、分解及護謨に對する酸性白土の作用に就て詳細を發表せり。

新蠶糞法發見―岡山縣立蠶業試驗所の一技手は、二ヶ年實驗の結果、酒及び小麥粉を與へて蠶兒を飼育する方法に成功せり。卽ち其第一回試驗は葡萄酒三十瓦を十九至二十五に稀薄せるもの及び小麥粉を桑一貫目に撒布して試驗の結果頗る好成績を示し、更に第二回は日本酒一合五勺二分、水二升八合に單舍利別小量を混じて蠶兒千五百匹を試驗せるが、普通收繭千二百二十五個、收繭重五百九匁に對し、收繭千二百四十三個收繭量四百七十六匁の成績を得たり。桑葉の霜、蠶害等に於ける應急手當として至極有利なるべしと稱せらる。

農業

土地利用面積

因に十四年十二月末現在利用計畫完成土地二十三萬九千九百五十九町歩、內耕地擴張見込面積十二萬六千五百四十六町歩を算す。

耕地面積

（大正十二年以前は沖繩縣の調査を缺く）

年次	總面積	耕地	總面積に對する耕地	牧場原野	總面積に對する牧場原野	山林	總面積に對する山林	雜地	總面積に對する雜地
	千町	町	割	町	割	町	割	町	割
明治四三	六、八四二、三五	一、三〇七、九二	一、九二	一、一八一、八一	一、七四	二、四一五、三一	三、五四	一、九三七、八一	二、八四
大正元	六、八四二、三五	一、三〇七、九二	一、九二	一、一八一、八一	一、七四	二、四一五、三一	三、五四	一、九三七、八一	二、八四
一一	六、八四二、三五	一、三一一、〇二	一、九二	一、一八一、八一	一、七四	二、四一五、三一	三、五四	一、九三七、八一	二、八四
一二	六、八四二、三五	一、三一一、〇二	一、九二	一、一八一、八一	一、七四	二、四一五、三一	三、五四	一、九三七、八一	二、八四
一三	六、八四二、三五	一、三一一、〇二	一、九二	一、一八一、八一	一、七四	二、四一五、三一	三、五四	一、九三七、八一	二、八四
一四	六、八四二、三五	一、三一一、〇二	一、九二	一、一八一、八一	一、七四	二、四一五、三一	三、五四	一、九三七、八一	二、八四

年次	田地			畑地		
	自作	小作	計	自作	小作	計
	町	町	町	町	町	町
大正元	一、〇四三、〇三五	二六〇、八五五	一、三〇三、八九〇	一、一二三、九八	七三、〇七	一、一九六、一八
一一	一、〇四三、〇三五	二六〇、八五五	一、三〇三、八九〇	一、一二三、九八	七三、〇七	一、一九六、一八
一二	一、〇四三、〇三五	二六〇、八五五	一、三〇三、八九〇	一、一二三、九八	七三、〇七	一、一九六、一八
一三	一、〇四三、〇三五	二六〇、八五五	一、三〇三、八九〇	一、一二三、九八	七三、〇七	一、一九六、一八
一四	一、〇四三、〇三五	二六〇、八五五	一、三〇三、八九〇	一、一二三、九八	七三、〇七	一、一九六、一八

府縣別—（十四年末）

道府縣	田地			畑地		
	自作	小作	計	自作	小作	計
	町	町	町	町	町	町
北海道	八二、六四九	七、六四九	九〇、二九八	一一、六一八	一、一六一	一二、七七九
青森	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
岩手	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
宮城	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
秋田	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
山形	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
福島	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
茨城	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
栃木	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
群馬	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
埼玉	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
千葉	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
東京	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
神奈川	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
新潟	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
富山	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
石川	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
福井	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
山梨	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
長野	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
岐阜	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
愛知	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
三重	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
滋賀	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
京都	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
大阪	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
兵庫	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
奈良	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
和歌山	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
鳥取	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
島根	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
岡山	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
廣島	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
山口	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
德島	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
香川	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
愛媛	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
高知	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
福岡	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
佐賀	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
長崎	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
熊本	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
大分	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
宮崎	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
鹿兒島	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
沖繩	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇
計	一一、六一〇	三、六一〇	一五、二二〇	一、九一〇	三一〇	二、二二〇

耕地整理

耕地整理施行前後比較

種別	大正元	一三	一四
施行認可地區數	千町	千町	千町
施行認可地區面積（整理後）（千圓）	八、七二三	一一、九七七	一二、八五八
工事完了地區面積（町）	一九、三八九	二六、六二一	二八、三九二
換地處分面積（町）	一四、三二一	二〇、七七七	二二、三九二
事業終了面積（町）	一、六二四	三、五八八	四、九八八

種別	大正元	一三	一四
地區數	二三、六	四四、一七	五一、〇〇
田 整理前	一四、三五五	二六、八四〇	三〇、八五八
田 整理後	一四、三五五	二六、八四〇	三〇、八五八
畑	四、一八	七、七四	八、九八
山林、原野、雜地	一、三五五	二、五八八	二、九八八
溜池、沼	一、三五五	二、五八八	二、九八八
宅地、畦畔等	一、三五五	二、五八八	二、九八八
道路、溝渠、堤塘等	一、三五五	二、五八八	二、九八八
計	一、三五五	二、五八八	二、九八八
整理費（千圓）	一、三五五	二、五八八	二、九八八
田畑反歩に付整理費	一、三五五	二、五八八	二、九八八

耕地擴張及潰廢

種別	大正二	一三	一四
擴張 田	一二、九三六	一二、九三六	一二、九三六
擴張 畑	一二、九三六	一二、九三六	一二、九三六
擴張 計	一二、九三六	一二、九三六	一二、九三六

原因別—（十四年）

種別	大正二	一三	一四
潰廢 田	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
潰廢 畑	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
潰廢 計	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
差引增減 田	△一、八九五	△一、八九五	△一、八九五
差引增減 畑	△一、八九五	△一、八九五	△一、八九五
差引增減 計	△一、八九五	△一、八九五	△一、八九五

種別	大正二	一三	一四
擴張 開墾	一、三五五	一、三五五	一、三五五
擴張 干拓	一、三五五	一、三五五	一、三五五
擴張 埋立	一、三五五	一、三五五	一、三五五
擴張 荒地復舊	一、三五五	一、三五五	一、三五五
擴張 其他	一、三五五	一、三五五	一、三五五
擴張 計	一、三五五	一、三五五	一、三五五
增	一、三五五	一、三五五	一、三五五
減	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 道路水路敷地	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 河川敷地	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 鐵道軌道敷地	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 宅地工場敷地	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 荒地	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 其他	一、三五五	一、三五五	一、三五五
廢 計	一、三五五	一、三五五	一、三五五
減 歩	一、三五五	一、三五五	一、三五五

△印は減を示す。

開墾助成數

年度	地區數	施行面積 開田	開畑	計
大正三	一、三五五	一、三五五町	一、三五五町	一、三五五町
一四	×	×	×	×
昭和元	×	×	×	×
開始以來累計	×	×	×	×

助成開始は大正八年、×印は內訳にして震災復舊者を示す。

開墾移住建築補助

種別	大正元	一三	一四	昭和元	開始以來累計
建築戶數	六二八	四六、二〇〇	一、一〇六	三、九四四	
補助額（圓）	九、七〇〇	四六、二〇〇	一一〇、六〇〇	三九、〇三五	

田畑賣買價格

（勸銀調査）

年次	大正二	昭和元	一	一	一
田（一反當）	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
畑（一反當）	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓

種別	大正元	一三	一四
一毛作 桑樹果樹	千町	千町	千町
一毛作 稻外樹木	一、一四一	一、一四一	一、一四一
一毛作 計	一、一四一	一、一四一	一、一四一
二毛作以上作 普通裏作	八九四	八九四	八九四
二毛作以上作 綠肥裏作	三五五	三五五	三五五
二毛作以上作 計	一、二五五	一、二五五	一、二五五

一毛作及二毛以上作田地

府縣別—（十四年）	田（一反當）			畑（一反當）		
道府縣	上	普通	下	上	普通	下
北海道	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
青森	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
岩手	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
宮城	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
秋田	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
山形	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
福島	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
茨城	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
栃木	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
群馬	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
埼玉	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
千葉	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
東京	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
神奈川	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
新潟	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
富山	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
石川	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
福井	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
山梨	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
長野	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
岐阜	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
愛知	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
三重	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
滋賀	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
京都	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
大阪	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
兵庫	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
奈良	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
和歌山	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
鳥取	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
島根	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
岡山	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
廣島	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
山口	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
德島	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
香川	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
愛媛	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
高知	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
福岡	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
佐賀	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
長崎	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
熊本	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
大分	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
宮崎	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
鹿兒島	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七
沖繩	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七	一三、七七七	一二、七七七	一一、七七七

田畑小作料（前銀調査）

平均價格の累年表と相違せるは累年表に於ては北海道を除外算出せるに因る。

地方別	大正元年 田	大正元年 畑	大正一〇年 田	大正一〇年 畑	昭和元年 田	昭和元年 畑	昭和二年 田	昭和二年 畑
北海道	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
東北	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
關東	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
北陸	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
東山	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
東海	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
近畿	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
中國	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
四國	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
九州	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
沖繩	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一
平均	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一	一、四〇	一、〇一

府縣別（昭和二年）	田（一反當）	畑（一反當）
道府縣	上	普通	下	上	普通	下
北海道	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
青森	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
岩手	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
宮城	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
秋田	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
山形	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
福島	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
茨城	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
栃木	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
群馬	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
埼玉	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
千葉	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
東京	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
神奈川	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
新潟	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
富山	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
石川	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
福井	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
山梨	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
長野	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
岐阜	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
静岡	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
愛知	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
三重	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
滋賀	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
京都	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
大阪	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
兵庫	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
奈良	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
和歌山	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
鳥取	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
島根	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
岡山	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
廣島	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
山口	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
德島	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
香川	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
愛媛	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
高知	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
福岡	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
佐賀	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
長崎	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
熊本	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
大分	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
宮崎	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
鹿兒島	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
沖繩	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
平均	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一

平均價格の累年表と相違せるは累年表に於ては北海道を除外算出せるに因る。

田畑收益利廻（日本勸業銀行調査）

地方別	田地 純收益 上	田地 純收益 普通	田地 純收益 下	田地 利廻 上	田地 利廻 普通	田地 利廻 下	畑地 純收益 上	畑地 純收益 普通	畑地 純收益 下	畑地 利廻 上	畑地 利廻 普通	畑地 利廻 下
北海道	一四・七一	一一・二一	七・七一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
東北區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
關東區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
北陸區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
東山區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
東海區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
近畿區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
中國區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
四國區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
九州區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
沖繩區	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛
平均	一三・九一	一一・二一	八・五一	毛	毛	毛	一一・一一	七・七一	四・四一	毛	毛	毛

本表は十四年の實買價格に對し小作料、公課、管理費等を引去れるものを純益と見做し、之が利廻を算出せるものなり。

農家戶數

種別	大正元年	一三年	一四年	昭和元年
自作	一、七二三、八四〇	一、七二五、八〇一	一、七二五、一二四	一、七二五、一二四
小作	一、九七七、八三〇	一、九五一、一七二	一、九五一、五六六	一、九五一、五六六
自作兼小作	三、七一八、六二〇	三、七二三、四三二	三、七二七、九一九	三、七二七、九一九
計	五、四二二、三九〇	五、四二〇、三〇五	五、四二四、六四九	五、四二四、六四九

府縣別（十四年末）	自作	小作	自作兼小作	計
道府縣				
北海道	六一、五四九	二五、四一九	一、〇一五	八七、九八三
青森	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
岩手	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
宮城	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
秋田	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
山形	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
福島	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
茨城	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
栃木	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
群馬	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
埼玉	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
千葉	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
東京	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
神奈川	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
新潟	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
富山	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
石川	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
福井	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
山梨	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
長野	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
岐阜	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
静岡	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
愛知	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
三重	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
滋賀	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
京都	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
大阪	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
兵庫	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
奈良	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
和歌山	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
鳥取	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
島根	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
岡山	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
廣島	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
山口	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
德島	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
香川	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
愛媛	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
高知	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
福岡	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
佐賀	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
長崎	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
熊本	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
大分	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
宮崎	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
鹿兒島	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
沖繩	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九
計	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九	一、〇一、八一九

米收穫高

道府縣	大正元年	一三年	一四年	昭和元年	比較增（△減） 最近五年平均に比し	比較增（△減） 十四年に比し
北海道	一、〇八、六一三石	一、二七、一五七石	一、二七、一五七石	一、一〇、一七一石	△一四、七四六石	△一六、九八六石
青森	一、九八、六一三	一、二五、〇三三	一、二五、〇三三	一、一〇、一七一	△一四、八六二	△一四、八六二
岩手	一、六七、八四〇	一、九七、八四〇	一、九七、八四〇	一、九七、八四〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇
宮城	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
秋田	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
山形	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
福島	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
茨城	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
栃木	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
群馬	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
埼玉	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
千葉	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
東京	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
神奈川	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
新潟	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
富山	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
石川	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
福井	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
山梨	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
長野	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
岐阜	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
静岡	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
愛知	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
三重	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
滋賀	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
京都	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
大阪	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
兵庫	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
奈良	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
和歌山	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
鳥取	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
島根	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
岡山	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
廣島	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
山口	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
德島	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
香川	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
愛媛	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
高知	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
福岡	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
佐賀	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
長崎	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
熊本	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
大分	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
宮崎	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
鹿兒島	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
沖繩	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五
計	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	一、一四、一七一	△一、一一五	△一、一一五

地主戶數

年次	大正元年	一三年	一四年	昭和元年
五段未滿	二、三三三千戶	二、四二八千戶	二、四二八千戶	二、四二八千戶
五段以上一町以上	一、一三三	一、一二八	一、一二八	一、一二八
一町以上二町以上	一一七	一一七	一一七	一一七
二町以上五町以上	一一五	一一五	一一五	一一五
五町以上十町以上	四二	四二	四二	四二
十町以上	四二	四二	四二	四二
計	四、九〇	四、九〇	四、九〇	四、九〇

耕作用牛馬

年次	大正元年	一三年	一四年	昭和元年
牛	二、〇九、九一三頭	二、一一、七一五頭	二、一一、七一五頭	二、一一、七一五頭
馬	三、六九、六八七	三、六八、九二九	三、六八、九二九	三、六八、九二九
計	五、七九、六〇〇	五、八〇、六四四	五、八〇、六四四	五、八〇、六四四
百分比 牛	三六・八	三六・四	三六・四	三六・四
百分比 馬	六三・二	六三・六	六三・六	六三・六

麥收穫高

道、府縣	大正一四	昭和元	大正一四	昭和元	大正一四	昭和元
	大麥一期麥一小麥		大麥一裸麥一小麥		大麥一裸麥一小麥	
	一		二			
北海道	三五、〇九七	三五、〇八二	三五、〇九七	三五、〇八二	石	石
青森	六七、一一二	六七、一一二	六七、一一二	六七、一一二	石	石
岩手	六二、八六八	六二、八六八	六二、八六八	六二、八六八	石	石
宮城	四三、一〇〇	四三、一〇〇	四三、一〇〇	四三、一〇〇	石	石
秋田	六、一四一	六、一四一	六、一四一	六、一四一	石	石
山形	三九、八一四	三九、八一四	三九、八一四	三九、八一四	石	石
福島	一、〇〇五、八八一	一、〇〇五、八八一	一、〇〇五、八八一	一、〇〇五、八八一	石	石
茨城	八四四、八九八	八四四、八九八	八四四、八九八	八四四、八九八	石	石
栃木	九九五、八〇一	九九五、八〇一	九九五、八〇一	九九五、八〇一	石	石
群馬	九九、八一〇	九九、八一〇	九九、八一〇	九九、八一〇	石	石
埼玉	一、一〇〇、一三五	一、一〇〇、一三五	一、一〇〇、一三五	一、一〇〇、一三五	石	石
千葉	九九二、一二五	九九二、一二五	九九二、一二五	九九二、一二五	石	石
東京	四四、九四〇	四四、九四〇	四四、九四〇	四四、九四〇	石	石
神奈川	二九、一二五	二九、一二五	二九、一二五	二九、一二五	石	石
新潟	八六、九九四	八六、九九四	八六、九九四	八六、九九四	石	石
富山	一三、九六〇	一三、九六〇	一三、九六〇	一三、九六〇	石	石
石川	六、〇三三	六、〇三三	六、〇三三	六、〇三三	石	石
福井	一三、九六〇	一三、九六〇	一三、九六〇	一三、九六〇	石	石
山梨	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
長野	五、一九〇	五、一九〇	五、一九〇	五、一九〇	石	石
岐阜	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
静岡	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
愛知	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
三重	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
滋賀	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
京都	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
大阪	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
兵庫	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
奈良	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
和歌山	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
鳥取	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
島根	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
岡山	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
廣島	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
山口	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
德島	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
香川	七、六九二	七、九〇〇	七、六九二	七、九〇〇	石	石
愛媛	三、一三一	三、一三一	三、一三一	三、一三一	石	石
高知	一、一八一	一、一八一	一、一八一	一、一八一	石	石
福岡	四一、一四四	四一、一四四	四一、一四四	四一、一四四	石	石
佐賀	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
長崎	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
熊本	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
大分	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
宮崎	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
鹿兒島	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
沖繩	一、一四四	一、一四四	一、一四四	一、一四四	石	石
計	三、三二一、九二一	三、三二一、九二一	三、三二一、九二一	三、三二一、九二一	石	石

×印は豫想にて計にはそれを含む。

米需給額

五ヶ年平均	生產額	輸入額	移入額	輸出額	移出額	消費總額	調一人消費額
明治一元—五	千石 六〇一〇	千石	千石	千石	千石	千石	石
六—一〇	一一一五	二		三		一一一七	一·八四
一一—一五	一二一五	二		三		一二一七	一·九二
一六—二〇	一三一五	五		三		一三一七	二·〇四
二一—二五	一四一五	一		三		一四一三	二·一八
二六—三〇	一五一〇	一		三		一五一〇	二·二五
三一—三五	一五一五	一		三		一五一三	二·二五
三六—四〇	一六一〇	一		三		一六一〇	二·三二
四一—四五	一六一五	一		三		一六一三	二·三二
大正元—五	一七一〇	一		三		一七一〇	二·四〇
六—一〇	一七一五	一		三		一七一三	二·四〇
一一—一五	一八一〇	一		三		一八一〇	二·四七
一六—二〇	一八一五	一		三		一八一三	二·四七
二一—二五	一九一〇	一		三		一九一〇	二·五四
二六—三〇	一九一五	一		三		一九一三	二·五四
三一—三五	二〇一〇	一		三		二〇一〇	二·六一
三六—四〇	二〇一五	一		三		二〇一三	二·六一
四一—四五	二一一〇	一		三		二一一〇	二·六八
大正元—五	二一一五	一		三		二一一三	二·六八
六—一〇	二二一〇	一		三		二二一〇	二·七五
一一—一五	二二一五	一		三		二二一三	二·七五
一六—二〇	二三一〇	一		三		二三一〇	二·八二
二一—二五	二三一五	一		三		二三一三	二·八二
二六—三〇	二四一〇	一		三		二四一〇	二·八九
三一—三五	二四一五	一		三		二四一三	二·八九
三六—四〇	二五一〇	一		三		二五一〇	二·九六
四一—四五	二五一五	一		三		二五一三	二·九六
昭和元	二六一〇	一		三		二六一〇	三·〇三

生產米の大部分は翌年に消費さるゝを以て、產額の關には各前年の產額を揭記し、消費產額は產額より輸移出超過額を減じ、又は輸移入超過額を加へたるものにして、持越額は之を加減せず。又輸移出入額中には再輸移出入額を記せざるを以て、表中の數字のみを用ひては寡當せず。

主要農產物收穫高

主要農產物作付段別（單位千町）

年次	米	麥	大豆	小豆	粟	稗	黍	蕎麥	玉蜀黍	甘藷	馬鈴薯	蘿蔔	菜種	煙草	桑	茶
明治一—六	二六八	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
七—一一	二七二	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一二—一六	二七六	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一七—二一	二七九	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二二—二六	二八二	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二七—三一	二八五	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三二—三六	二八八	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三七—四一	二九一	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四二—四六	二九四	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
大正元—五	二九七	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六—一〇	三〇〇	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一—一五	三〇三	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一六—二〇	三〇六	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二一—二五	三〇九	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二六—三〇	三一二	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三一—三五	三一五	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三六—四〇	三一八	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四一—四五	三二一	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
昭和元	三二四	四四	四三	一九	一〇	三五	一三	一四	一〇	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

主要農產物收穫高

年次	米	麥	大豆	小豆	粟	稗	蕎麥	玉蜀黍	甘藷	馬鈴薯	蘿蔔	菜種	煙草
明治一—六	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
七—一一	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
一二—一六	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
一七—二一	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
二二—二六	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
二七—三一	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
三二—三六	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
三七—四一	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
四二—四六	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
大正元—五	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
六—一〇	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
一一—一五	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
一六—二〇	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
二一—二五	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
二六—三〇	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
三一—三五	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
三六—四〇	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
四一—四五	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫
昭和元	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千貫	千貫	千石	千貫

主要農作物一段歩當收穫高（單位石）

種別	明治三七—四一	明治四二—大正二	大正三—七	大正八—一三	大正一四	昭和元
米 粳米	一・六七	一・七三	一・八八	一・九四	一・八〇	一・九三
米 糯米	一・五〇	一・五三	一・七四	一・八一	一・六八	一・八一
米 陸米	〇・八九	〇・九七	〇・九九	一・〇一	〇・九一	一・一七
米 平均	一・六三	一・六九	一・八三	一・八九	一・七六	一・八九
麥 大麥	一・四一	一・五八	一・六五	一・六八	一・九一	一・九三
麥 裸麥	一・〇三	一・一四	一・一六	一・一四	一・三六	一・四一
麥 小麥	〇・九〇	一・〇三	一・〇七	一・二一	一・二六	一・二三
大豆	〇・七七	〇・七三	〇・八六	〇・八七	—	〇・九〇
小豆	〇・六四	〇・六五	〇・七〇	〇・七三	—	〇・八一
粟	一・〇四	一・一一	一・二〇	一・三一	—	一・三一
稗	一・一六	〇・八九	一・五五	一・七一	—	一・六三
黍	一・二三	一・二〇	一・二三	一・一三	—	一・一四
蕎麥	〇・七三	〇・七七	〇・七五	〇・八六	—	〇・九〇
玉蜀黍	一・三三	一・三三	一・三三	一・二四	—	一・二四
甘藷（貫）	二八三	三三〇	三六八	三七五	—	三四八
馬鈴薯（貫）	二三三	二六〇	二七一	二六五	—	二六七
菜種	〇・七三	〇・七四	〇・七四	〇・七七	—	〇・七七
葉煙草（貫）	三七	三八	四二	四四	—	四六

麥需給額（小麥粉を含む）

年次	產額 千石	輸入額 千石	移入額 千石	輸出額 千石	移出額 千石	消費額 千石
明治四一—大正元	二一、六六七	六三五	一四	六	九四	二二、二〇六
大正二—六	二三、五一三	四五三	八七	四四九	一六二	二三、四四四
七—一一	二三、四三三	二、六四一	一〇九	二六	一五七	二五、〇〇三
一二	一八、六四三	五、五七四	五	七三	三五五	二三、七九四
一三	一九、八三〇	三、〇六三	九八	四三九	四九五	二一、三二九
一四	二三、七二八	五、五五九	七八	九五一	五七六	二六、八三八

產額は其年の數量にして、消費額は產額より輸移出超過額を減じ、之に輸移入超過額を加へ（持越額を考慮せず）たるものなり。但し再輸移出入を記入せざるを以て、表中の數字のみを用ひては算當せず。

酒造米

年次	清酒 釀造額 千石	清酒 米使用額 千石	濁酒、白酒、味醂 釀造額 石	濁酒、白酒、味醂 米使用額 石	計 釀造額 千石	計 米使用額 千石
明治二一—二五	三、五〇三	二、八七五	三六、四三一	六六、七七七	三、五四一	二、九四二
二六—三〇	四、〇三二	三、三〇九	七七、六八三	一〇五、四三一	四、一〇九	三、四一五
三一—三五	四、三三四	三、五五〇	一〇八、〇七三	一三一、五六九	四、四四三	三、六八一
三六—四〇	三、六八一	二、九三六	八〇、八〇三	一一〇、六二三	三、七六二	三、〇四六
四一—大正元	四、一八〇	三、二四六	八二、九四六	一三三、六〇三	四、二六三	三、三七九
大正二—六	四、一八七	三、一三八	九〇、八八九	一五三、九一六	四、二七八	三、二七一
七—一一	五、三七四	四、一一五	一三四、〇六〇	一三三、一三一	五、三六〇	四、二三五
一二	五、九七三	四、五四六	一五二、〇〇五	一六六、四一六	六、一二四	四、六二三
一三	六、六七二	四、四二八	一七〇、三二〇	二三三、三三七	六、八四四	四、六七〇
一四	五、六五六	四、二二三	一五二、三四七	二三三、〇〇〇	五、六九一	四、四三五
昭和元	五、一四八	三、八九五	一三四、七〇四	二二三、一五三	五、二七三	四、一九一

白米の搗減を一割三分とし、白米一石より得べき六斗を清酒一石四斗、濁酒一石三斗五升、白酒及味醂酒量六斗三升とし、米（玄米）使用額を算出せり。

果實收穫高

種別	大正元	一三	一四 樹數	一四 收穫高	一四 價額
	石 貫	石 貫	本	石 貫	圓
梅	三一九、一五九	三〇八、三三八	四、八〇六、〇四四	三二一、〇六〇	六、八八九、九八六
桃	一〇、六六三、四二五	一〇、一七一、六八〇	七、〇六三、三三三	一一、九四三、〇六三	五、四四七、〇三一
櫻桃	二六四、二〇八	五四四、八五七	三四三、五八三	八一三、二六九	七四五、四一六
梨 日本種	一九、九五五、四九一	二七、五三七、一五五	九、〇四七、〇七一	三三、一八九、六八三	三、九四二、四八五
梨 西洋種	五九六、二六四	六三〇、七五八	五〇〇、五〇四	六八五、三四三	四四二、一四〇
柿 生柿	四〇、〇四三、五二三	六二、六三七、七八五	一二、〇一三、三三五	四三、八九九、四五六	一三、〇七三、三八七
柿 乾柿	三、八三六、七三三	三、九二五、一〇六	—	三、四八三、二六九	二、六一三、六九八
苹果	八、三八一、九〇九	一〇、六二七、八六六	二、七八九、七四五	一五、三八六、九三七	七、四八二、三三〇
枇杷	二、六〇九、七七六	二、九四八、〇二九	一、五四七、九〇三	三、一八一、一三三	一、八三四、九三四
葡萄	三、六七九、四四四	七、九八〇、八二三	四、六〇八、三五九	九、四六五、九〇一	三、五四四、七一九
蜜柑	四六、四〇九、八九五	五三、五九九、一九一	一九、九七六、八二九	五三、四一四、二七四	一九、六三七、五四八
ネーブルオレンヂ	一、九四五、〇四三	三、一七五、三五〇	一、三六四、五〇二	三、三六八、四一一	一、七七一、二五五
夏橙	一三、三三九、四五九	一三、六八一、一〇一	三、三一八、六〇四	一五、〇三三、五九四	三、二〇八、四六四
其他柑橘類	一〇、三九九、九〇九	五、四六六、五〇六	二、一二三、七五三	五、三四七、六四五	一、四六五、四三四
計	—	—	—	—	八三、一〇〇、八九七

柑橘類は前年八月一日より其年七月末日迄の數字なり。

各種農產物主產地（十四、五年）

種別	主產地 產地	產額 千圓	產地	產額 千圓	產地	產額 千圓
米	新潟	一〇八、五四九	兵庫	八七、三三三	千葉	八三、四九〇
大麥	埼玉	九、三三六	茨城	八、五七三	千葉	五、七六八
裸麥	香川	八、三三〇	熊本	八、一九九	兵庫	六、九三三
小麥	茨城	九、六〇三	福岡	七、〇九〇	群馬	六、七二三
大豆	北海道	一〇、四四九	岩手	五、六六五	茨城	三、五九九
小豆	北海道	一〇、六八一	熊本	一、〇八〇	新潟	七六六
落花生	千葉	九八五	神奈川	三五四	鹿兒嶋	三〇三
粟	熊本	四、九五七	鹿兒嶋	三、四四四	青森	一、一五七
稗	岩手	二、三三八	青森	七七四	北海道	四四〇
黍	北海道	一、七八五	愛知	三三五	廣嶋	一四九
玉蜀黍	北海道	三、一六八	愛媛	八二三	高知	六〇三
蕎麥	北海道	三、五九三	鹿兒嶋	一、〇九三	茨城	六九七
甘藷	鹿兒嶋	四、八八一	沖繩	二、五九九	長崎	八、四〇七
馬鈴薯	北海道	二、六六四	福嶋	三、三七六	新潟	一、三〇八
蒟蒻芋	群馬	一、五六六	茨城	一、三三三	廣嶋	一、〇五三
梅	茨城	三四七	埼玉	三三九	愛知	三九五
桃	神奈川	一、〇〇六	岡山	四〇九	大阪	四四四
日本梨	靜岡	二、一〇〇	愛媛	六九二	新潟	三〇四
苹果	青森	四、五八五	北海道	一、四三七	秋田	三九七
柿 生	長野	八六八	新潟	七六九	福嶋	六六二
柿 乾	長野	三三三	廣嶋	三〇三	福嶋	一六〇
葡萄	山梨	一、〇六六	大阪	[illegible]	廣嶋	三七四
蜜柑	靜岡	四、三四一	和歌山	一、〇一三	神奈川	一、四七五
夏橙	愛媛	六五〇	山口	三、八七六	和歌山	四三三
豌豆	北海道	五、〇三四	大阪	四五三	愛知	三〇八
蠶豆	兵庫	六六五	福岡	三九三	大阪	五五七
筍	京都	一、五〇〇	大阪	六六六	福岡	四一二
菜豆	北海道	二、〇〇七	青森	三三四	岩手	七三
胡瓜	東京	八七三	北海道	九三	茨城	五八三
越瓜	東京	七二〇	北海道	七八三	千葉	三五一
南瓜	北海道	三、〇八三	千葉	三九一	東京	七三四
西瓜	奈良	一、七三六	大阪	七三六	熊本	一、一五三
甜瓜	愛知	四八六	北海道	一、六八八	大阪	三〇八
茄	東京	一、七三三	新潟	四七三	茨城	九五一
蘿蔔	東京	五、三四〇	新潟	一、〇七〇	北海道	二、三六七
蕪菁	東京	二六三	北海道	三、三六九	新潟	三三〇
胡蘿蔔	北海道	[illegible]	東京	[illegible]	城	[illegible]
牛蒡	北海道	[illegible]	茨城	[illegible]	茨城	[illegible]
青芋	埼玉	[illegible]	千葉	[illegible]	玉	[illegible]
薑	愛知	[illegible]	埼玉	[illegible]	栃木	[illegible]
葱頭	大阪	[illegible]	北海道	[illegible]	靜岡	[illegible]
慈	東京	[illegible]	北海道	[illegible]	愛媛	[illegible]
蓮根	愛知	[illegible]	福岡	[illegible]	茨城	[illegible]
漬菜	東京	[illegible]	茨城	[illegible]	東京	[illegible]
甘藍	北海道	[illegible]	秋田	[illegible]	埼玉	[illegible]
菜種 畑	鹿兒嶋	[illegible]	北海道	[illegible]	長野	[illegible]
菜種 田	福岡	[illegible]	滋賀	[illegible]	千葉	[illegible]
大麻 皮	栃木	[illegible]	廣嶋	[illegible]	三重	[illegible]
大麻 製	栃木	[illegible]	長野	[illegible]	長野	[illegible]
亞麻	北海道	[illegible]	長野	[illegible]	嶋	[illegible]
藺	岡山	[illegible]	廣嶋	[illegible]	廣田	[illegible]
七嶋藺	大分	[illegible]	熊本	[illegible]	秋田	[illegible]
除蟲菊	北海道	[illegible]	長嶋	[illegible]	石川	[illegible]
薄荷	北海道	[illegible]	廣山	[illegible]	靜岡	[illegible]
甘蔗	沖繩	[illegible]	岡嶋	[illegible]	岡山	[illegible]
葉煙草	鹿兒嶋	[illegible]	鹿兒嶋	[illegible]	廣嶋	[illegible]
楮	高知	[illegible]	栃木	[illegible]	東京	[illegible]
三椏	高知	[illegible]	鳥取	[illegible]	茨城	[illegible]

米、麥は十五年、蜜柑類は十三年八月一日より十四年七月迄、甘蔗は十三年十月一日より十四年九月末迄、葉煙草は十四年四月一日より翌年三月末迄、楮、三椏は十四年三月一日より翌年二月末迄、其他は十四年なり。

各府縣農產物價額（大正十四、十五年）

道府縣	米 千圓	麥 千圓	食用農產物 千圓	蔬菜及花卉 千圓	果實 千圓	工藝農產物 千圓	綠肥用作物 千圓
北海道	三二、四六二	四、八二五	四〇、五五三	三二、五六二	一、八七九	一一、七四五	一
青森	三〇、六六五	八七五	六、九三〇	四、二三三	五、一一五	三五三	四
岩手	二九、七七四	六、八六六	二、六四三	三、六〇六	六六〇	一、一六五	二七
宮城	五三、三九〇	五、四三六	五、二二四	三、九六三	九三五	三二一	六四
秋田	六三、三五九	一〇三	三、一五二	五、五六四	一、五三四	三三八	—
山形	六五、〇二三	三八〇	二、七五三	四、三三一	一、四六八	六七三	八〇
福島	四九、四三七	三、九四三	七、四九九	六、〇八九	三、一九四	四、六三四	三九七
茨城	五七、八六五	一九、一二〇	二、六四五	九、四九〇	一、五三四	七、八五三	六六〇
栃木	四四、六三七	三、〇〇三	四、五三四	五、七八四	八三三	一〇、三五九	一、七八八

道府縣	米	麥	食用農産物	蔬菜及花卉	果實	工藝農產物	繭	纖維用農產物
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
群馬	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
埼玉	三、一八六、六七七	三、五八八、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
千葉	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
東京	一、八五六、六七七	一、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
神奈川	一、八五六、六七七	一、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
新潟	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
富山	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
石川	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
福井	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
山梨	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
長野	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
岐阜	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
靜岡	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
愛知	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
三重	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
滋賀	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
京都	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
大阪	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
兵庫	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
奈良	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
和歌山	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
鳥取	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
島根	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
岡山	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
廣島	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
山口	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
德島	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
香川	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
愛媛	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
高知	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
福岡	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
佐賀	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
長崎	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
熊本	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
大分	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
宮崎	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
鹿兒島	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
沖繩	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇
計	二、一八六、六七七	二、三五九、四三五	六、六七七	一、一三二	一、八九	一、一三五	七、八五	三、一八〇

※、※は大正十五年、其他は十四年の數なり。

肥料製造額（十四年）

種別	價額	種別	價額
	千圓		千圓
動物質肥料	三、五二〇、九七七	調合肥料	四五、一四七
植物質肥料	四、八五〇、三五五	雜肥料	一、七八、六三五
鑛物質肥料	四四、二五五	計	一七、八三七

肥料輸出入高（昭和元年）

種別	數量	價額
	萬斤	千圓
【輸入】		
粕	九七	三、七八
大豆粕	三、七六七	一〇、三八
菜種粕	一、三五八	四、九三
骨粉	三、八五九	一七、三五
【輸出】		
硫酸アンモニア	一、三五八	四、九三
硫酸加里	七、八四四	四、九三
硫安	一、三五八	四、九三
燐礦石	一、三五八	四、九三
燐酸肥料	一、三五八	四、九三
其他	一、三五八	四、九三
計	一、三五八	四、九三

鑛業戶數、產額

種別	大正元	一四	昭和元
戶數（千戶）	一、三五〇	一、七六八	一、八四四
鑛業收繳（千貫）	七、六六〇	四、九二〇	五、一三〇
收繳價額（千圓）	四、一四五	二、三五九	二、四五九
夏秋蠶			
戶數（千戶）	一、三五〇	一、七六八	一、八四四
掃立（千枚）	二、一四五	二、三五九	二、四五九
收繳（千貫）	九、四一四	四、九二〇	五、一三〇
收繳價額（千圓）	四、一四五	二、三五九	二、四五九
計			
戶數（千戶）	一、三五〇	一、七六八	一、八四四
掃立（千枚）	二、一四五	二、三五九	二、四五九
收繳（千貫）	九、四一四	四、九二〇	五、一三〇
收繳價額（千圓）	四、一四五	二、三五九	二、四五九

主要鑛業地

道府縣	鑛戶數	鑛產額 數量	鑛產額 價額
	戶	千圓	千圓
長野	二、四一、六二三	七、七、六七	一、八三、六六四
群馬	七、七、六七	四、八、三五	一、一、三五
愛知	八、九、三五	四、一、三五	一、一、三五
岐阜	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
埼玉	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
福島	六、六、三五	四、一、三五	一、一、三五
三重	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
山形	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
茨城	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
愛媛	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
靜岡	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
熊本	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
京都	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
千葉	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
鳥取	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
宮城	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
岡山	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
島根	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
德島	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
東京	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
神奈川	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
高知	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
新潟	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五
兵庫	一、一、三五	四、一、三五	一、一、三五

本表は昭和元年の鑛產額一千萬圓以上にして、一千萬圓以上に上りたる府縣を其金額順に配列せるものなり。但し鑛統產額は大正十四年分とす。

種牡牛種別

種別	大正元	一四	昭和元
內			
ホルスタイン	三、四二九	三、四二九	三、四二九
エアシャー	二五	二五	二五
ジャージー	一、七九二	一、七九二	一、七九二
短角	八	八	八
計	五、二四四	五、二四四	五、二四四
雜			
デヴォン	一、七九二	一、七九二	一、七九二
シメンター	一四	一四	一四
ブルラウンスキ	一、七九二	一、七九二	一、七九二
ヘレフォード	一、七九二	一、七九二	一、七九二
ガーンジー	一、七九二	一、七九二	一、七九二
フレンチカナディアン	一、七九二	一、七九二	一、七九二
アバーデンアンガス	一、七九二	一、七九二	一、七九二
其他	一、七九二	一、七九二	一、七九二
計	一、七九二	一、七九二	一、七九二

畜牛結核病

種別	大正元	一三	一四
檢査數	四、〇〇三、九四四	一三、六一七、九三七	一三、六一七、九三七
健康	×四、三九八、二四四	×一三、三六八、三四五	×一三、三六八、三四五
疑症	一、六一五、三四五	一、六一五、三四五	一、六一五、三四五
輕症	一、六一五、三四五	一、六一五、三四五	一、六一五、三四五
重症	一、六一五、三四五	一、六一五、三四五	一、六一五、三四五

×印はツベルクリンを注射したるもの。

牛生產及斃死數

種別	大正元	一三	一四
飼育戶數	千戶	千戶	千戶
牝牛計	?	一、一三五	一、一三五
生產	頭	頭	頭
斃死	二、一九一、九三五	二、一九一、九三五	二、一九一、九三五

家畜傳染病數（十五年）

種別	發生	斃死	撲殺	恢復
牛	二、九三	一、六三	一、二	一、二
馬	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
炭疽				
馬	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
豚	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
山羊	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
氣腫疽	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
牛	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
豚	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
牛傳染性肋膜肺炎	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
犬	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
狂犬病	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
牛	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
馬	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
豚	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
豚コレラ	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
豚疫	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
豚丹毒	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
牛の傳染性流產	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
家禽コレラ	一、八〇	一、六三	一、二	一、二
鷄痘	一、八〇	一、六三	一、二	一、二

家畜市場賣買高

種別	大正元	一三	一四
市場數			
常設	一、三五	一、三五	一、三五
臨時	五、三五	五、三五	五、三五
計	六、三五	六、三五	六、三五
賣買頭數（千頭）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買價額（千圓）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買頭數（千頭）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買價額（千圓）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買頭數（千頭）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買價額（千圓）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買頭數（千頭）	一、九四	一、九四	一、九四
賣買價額（千圓）	一、九四	一、九四	一、九四

家畜數

種別	大正元	一三	一四
牛	一、三九、九、三五	一、四四、五、三五	一、四四、五、三五
馬	一、三八、三、三五	一、四三、八、三五	一、四三、八、三五
豚	一、三七、三、三五	一、四二、八、三五	一、四二、八、三五
緬羊	一、三六、三、三五	一、四一、八、三五	一、四一、八、三五
山羊	一、三五、三、三五	一、四〇、八、三五	一、四〇、八、三五

本表は農商務統計表及農林省統計表に據る。比外に少額の雜人あるも、明治年間內地消費量の極めて少額なるは調査の不備に出づるが如し。

家畜屠殺頭數（價格單位千圓）

種別	大正元	一三	一四
屠場數	五四	五四	五四
牛 頭數	三七、〇三五	三七、〇三五	三七、〇三五
牛 價格	一、三九、九、三五	一、四四、五、三五	一、四四、五、三五
馬 頭數	三、九三五	三、九三五	三、九三五
馬 價格	一、三八、三、三五	一、四三、八、三五	一、四三、八、三五
豚 頭數	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
豚 價格	一、三七、三、三五	一、四二、八、三五	一、四二、八、三五
緬羊 頭數	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
緬羊 價格	一、三六、三、三五	一、四一、八、三五	一、四一、八、三五
山羊 頭數	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
山羊 價格	一、三五、三、三五	一、四〇、八、三五	一、四〇、八、三五

畜肉消費高

年次	內地肉 一龜移入	計	百人當消費高
	千斤	千斤	斤
大正元	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇
二	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇
三	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇
四	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇	一、〇一、二〇〇

製茶輸出額

年次	產額 數量	產額 價額	輸出 數量	輸出 價額
	千斤	千圓	千斤	千圓
明治一六—一〇	二、八五二、九一	六、八二		
二一—二五	四、三七、三五二	一、五九、〇九九		
二六—三〇	五、二五、三五二	七、四八、八三		
三一—三五	七、六三、三五二	一、〇九、〇七八		
三六—四〇	九、〇七、三五二	一、三五、〇七八		
四一—四五	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
大正元	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
二	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
三	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
四	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
五	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
六	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
七	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
八	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
九	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十一	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十二	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十三	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十四	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
昭和元	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		

製茶產額

種別	大正元	一三	一四
製造戶數	一、〇三三、二五二	一、〇九六、九九	一、一〇六、六七
產額 數量	千圓	千圓	千圓
玉露	四四	四四	四四
煎茶	二三、二六一	二五、九七一	二六、七四
紅茶	一圓	一圓	一圓
番茶	三、八五六	三、八五六	三、八五六
其他	三三	三三	三三
計	二六、六五五	二九、八四五	三〇、六四八
產額 價額	千圓	千圓	千圓
玉露	一、一四四	一、一四四	一、一四四
煎茶	一、一四四	一、一四四	一、一四四
紅茶	一圓	一圓	一圓
番茶	三、八五六	三、八五六	三、八五六
其他	三三	三三	三三
計	二六、六五五	二九、八四五	三〇、六四八

主要茶產地

府縣	製造戶數	產額 數量	產額 價額
	戶	千斤	千圓
靜岡	三四、三〇二	四、八四、〇三〇	二、三四、三四四
京都	二二、三六一	一、九二、三五二	一、一四、三五二
鹿兒島	一二、九三五	一、六、三五二	一、一四、三五二
三重	九、六三五	一、六、三五二	一、一四、三五二
埼玉	三、九三五	一、六、三五二	一、一四、三五二
茨城	三、九三五	一、六、三五二	一、一四、三五二
滋賀	二、七三五	一、六、三五二	一、一四、三五二

十四年の產額百萬圓以上に上れるものを其金額順に配列したるものなり。

製茶輸出額

年次	產額 數量	產額 價額	輸出 數量	輸出 價額
	千斤	千圓	千斤	千圓
明治一六—一〇	二、八五二、九一	六、八二		
二一—二五	四、三七、三五二	一、五九、〇九九		
二六—三〇	五、二五、三五二	七、四八、八三		
三一—三五	七、六三、三五二	一、〇九、〇七八		
三六—四〇	九、〇七、三五二	一、三五、〇七八		
四一—四五	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
大正元	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
二	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
三	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
四	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
五	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
六	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
七	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
八	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
九	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十一	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十二	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十三	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
十四	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		
昭和元	一、一三、三五二	一、六三、〇七八		

乳牛

本表は其年檢査に合格せる頭數なり。

種別	大正元	一三	一四
搾乳戸數	一六、〇〇〇	一七、三一一	一七、三一一
搾乳頭數	二四、〇八五	二六、四四八	二六、四四八
搾乳高（石）	三四、四〇〇	三七、三三三	三七、三三三
價額（千圓）	二六、九〇〇	二八、九二一	二八、九二一

乳肉製品製造高

種別	大正二	一四
製造戸數	三六	三三
煉乳 數量（千斤）	一、二八三	一、一四七
煉乳 價額（千圓）	一、二五二	一、一四七
乳製品 バター 數量（千斤）	一、一四七	一、一四七
乳製品 バター 價額（千圓）	一、一四七	一、一四七
乳製品 人造バター 數量（千斤）	一五〇	一五〇
乳製品 人造バター 價額（千圓）	一五〇	一五〇
乳製品 其他 價額（千圓）	一、一六二	一、一六二
乳製品 計 價額（千圓）	一、一六二	一、一六二

牛主産地（計數十四年）

種別	大正二	一四
製造戸數	四五	四五
ハム 價額（千圓）	一、〇二〇	一、〇二〇
ベーコン 數量（千斤）	三五八	三五八
ベーコン 價額（千圓）	三五八	三五八
其他 價額（千圓）	三六〇	三六〇
計 價額（千圓）	一、三八〇	一、三八〇

馬生産及斃死數

種別	大正元	一三	一四
飼育戸數	？千戸	一、一〇五千戸	一、一〇五千戸
生産 總頭數	一、一〇五頭	一、一〇五頭	一、一〇五頭
生産 內種雜種	五〇〇頭	五〇〇頭	五〇〇頭
生産 洋種	一、〇〇五頭	一、〇〇五頭	一、〇〇五頭
斃死	一〇四頭	一〇四頭	一〇四頭

馬生産地（計數十四年）

道府縣	飼育戸數	總頭數	成牛	繁殖頭數	生産頭數	斃死
兵庫	九、一四二	一四〇、九	四、一四二	九、七四九	一四〇、九	四二
廣島	八、五五〇	一二、〇四二	四、一四二	八、〇九〇	一二、〇四二	四二
岡山	七、七一〇	一三、一四二	四、一四二	七、九二三	一三、一四二	四二
鹿兒島	六、八六八	一一、八四八	四、一四二	七、七〇五	一一、八四八	四二
長崎	六、一四五	九、八〇一	四、一四二	五、六五九	九、八〇一	四二
大分	五、六一一	九、〇三一	四、一四二	六、三三三	九、〇三一	四二
山口	五、五一一	八、三三三	四、一四二	六、三三三	八、三三三	四二
熊本	四、三五九	八、三三三	四、一四二	六、三三三	八、三三三	四二
島根	四、八〇七	五、三三三	四、一四二	六、三三三	五、三三三	四二
福岡	四、九八一	六、九〇一	四、一四二	六、三三三	六、九〇一	四二
愛媛	四、九〇一	六、三三三	四、一四二	六、三三三	六、三三三	四二
三重	三、八四九	六、三三三	四、一四二	六、三三三	六、三三三	四二
香川	三、六三八	六、三三三	四、一四二	六、三三三	六、三三三	四二
鳥取	三、五三三	四、九〇一	四、一四二	六、三三三	四、九〇一	四二
大阪	三、四三三	四、八〇一	四、一四二	六、三三三	四、八〇一	四二
京都	三、三四四	四、七〇一	四、一四二	六、三三三	四、七〇一	四二

種牡馬

種別	大正一三	一四	昭和元
雜種	三、三五五	三、三五五	三、三五五
洋種 サラブレッド	一四	一四	一四
洋種 アングロアラブ	一四	一四	一四
洋種 ギドラン	一六	一九	一九
洋種 オーロー	一	一	一
洋種 アングロノルマン	一三	一三	一三
洋種 ノーマンニュスター	一四	一四	一四
洋種 ノーススター	一四	一四	一四
洋種 フリオゾー	一四	一四	一四
洋種 ハクニークリーブランド	一四	一四	一四
洋種 ドベートロッター	一	一	一
洋種 濠洲産	一	一	一
洋種 ベルシュロン	一	一	一
洋種 ブラバンソン	一	一	一
洋種 內國產洋種	一五	一五	一五
洋種 其他	一	一	一
合計	二、三五五	二、三五五	二、三五五

馬匹去勢頭數

年次	去勢頭數 頭數	鬻 百分比
大正一三	五、九五九	一、八
一四	五、三三三	一、六
昭和元	五、九五九	一、八

馬主産地（計數十四年）

道府縣	飼育戸數	總頭數	生産頭數
北海道	二、一四四	三、三三三	三、三三三
鹿兒島	五、〇六七	九五、三三三	九五、三三三
岩手	三、三三三	九五、三三三	八、八九五

豚生産及斃死數

道府縣	飼育戸數	總頭數	生産頭數
熊本	六七、九八	八八、三五五	一一、四四四
福島	六六、三九八	八八、三五五	一一、三五〇
宮崎	四九、六九	六六、八一一	八、六五〇
秋田	四四、三七一	八〇、三三三	一〇、六二〇
宮城	三五、八五五	四九、八五五	六、一四八
茨城	三一、一一〇	四一、九八八	六、一四八
青森	三〇、一七一	四一、九八八	六、一四八
栃木	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
長野	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
福岡	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
大分	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
千葉	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
群馬	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
新潟	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八
山形	二九、一一二	四一、九八八	六、一四八

羊生産及斃死數

種別	大正元	一三	一四
緬羊 飼育者	？戸	二、一四二戸	二、一四二戸
緬羊 生産頭數	？頭	五、一五五頭	五、一五五頭
緬羊 斃死	？頭	一、九四四頭	一、九四四頭
山羊 飼育者	？戸	六三三戸	六三三戸
山羊 生産頭數	？頭	一、三五五頭	一、三五五頭
山羊 斃死	？頭	一九二頭	一九二頭

家禽數（各六月末）

種別	大正元	一四
鷄 成鷄 飼養戸數 十羽未滿	二、四二〇	二、七〇〇
鷄 成鷄 飼養戸數 十羽以上五十羽以上	七三六	七三六
鷄 成鷄 飼養戸數 五十羽以上	三、三三三	三、三三三
鷄 成鷄 飼養戸數 計	三、〇六〇	三、四三六
鷄 成鷄 數（千羽）	一七、九五九	一七、九五九
鷄 成鷄 價額（千圓）	一五、九五九	一五、九五九
鷄 鷄卵 產卵數（千箇）	三八、七七七	三八、七七七
鷄 鷄卵 價額（千圓）	三、〇六二	三、〇六二
鷄 雛 數（千羽）	一、三三三	一、三三三
鷄 雛 價額（千圓）	一、一四七	一、一四七
鷄 計 價額（千圓）	二〇、一七六	二〇、一七六
鴨 成鴨 飼養戸數 十羽未滿	一、三三三	一、三三三
鴨 成鴨 飼養戸數 十羽以上	一、一四七	一、一四七
鴨 成鴨 飼養戸數 計	二、四八〇	二、四八〇
鴨 成鴨 數（千羽）	六、六六六	六、六六六
鴨 成鴨 價額（千圓）	六、〇〇〇	六、〇〇〇
鴨 鴨卵 產卵數（千箇）	一四、二八五	一四、二八五
鴨 鴨卵 價額（千圓）	一、二八五	一、二八五
鴨 雛 數（千羽）	六六六	六六六
鴨 雛 價額（千圓）	六〇〇	六〇〇
鴨 計 價額（千圓）	七、八八五	七、八八五
雞 成雞 飼養戸數 十羽未滿	一、三三三	一、三三三
雞 成雞 飼養戸數 十羽以上	一、一四七	一、一四七
雞 成雞 飼養戸數 計	二、四八〇	二、四八〇
雞 成雞 數（千羽）	六、六六六	六、六六六
雞 成雞 價額（千圓）	六、〇〇〇	六、〇〇〇
雞 雞卵 產卵數（千箇）	一四、二八五	一四、二八五
雞 雞卵 價額（千圓）	一、二八五	一、二八五
雞 雛 數（千羽）	六六六	六六六
雞 雛 價額（千圓）	六〇〇	六〇〇
雞 計 價額（千圓）	七、八八五	七、八八五

蜂蜜及蜜蠟

年次	蜂蜜	蜜蠟	計
大正一二	九八、一七三	八一、一七一	一七九、三四四
一三	八九、九七七	八四、一五七	一七四、一三四
一四	七九、八七六	八五、八五五	一六五、四三一

獸醫及蹄鐵工（大正十四年）

種別	獸醫	蹄鐵工
試驗及第	一、四八七	二、〇二一
官立學校卒業	一五〇	一五〇
道府縣立學校卒業	四、八四九	一、八二九
私立獸醫學校卒業	三、四四四	二、一二四
獸醫	一	
計	一、三五四	一、三五四

林野面積（各年末）

種別	大正元	一四	昭和元
御料	千町 一、〇〇二	千町 一、〇〇二	千町 一、〇〇二
國有	七、八四八	七、八四八	七、八四八
公有	二、七八四	二、八四四	二、八四四
社寺有	一〇〇	一一〇	一一〇
私有	一一七	一一七	一一七
森林 計	一一、七九一	一二、八二三	一二、八二三
原野	二、九二三	二、八四四	二、八四四
合計	一四、七一四	一五、六六七	一五、六六七

狩獵免狀交付數

種別	獸醫	蹄鐵工
陸軍蹄鐵衞卒業	一	九、七一〇
假免狀	一四	一、六六九
合計	一四	一一、六六九

林野面積（各年末）

種別	大正元	一四	昭和元
甲種 一等	二	二	二
甲種 二等	三〇	三〇	三〇
甲種 三等	七、三五八	八、三三三	一〇、六六九
乙種 一等	一、四四四	一、四四四	一、四四四
乙種 二等	五、一一〇	六、三三三	八、三三三
乙種 三等	八〇、三三三	九五、八〇三	九五、八〇三

林野面積（各年末）

種別	大正元	一四	昭和元
御料	千町 一〇	千町 一三	千町 一四
國有	千町 一、〇〇二	千町 一、〇〇二	千町 一、〇〇二
公有	七、八四八	七、八四八	七、八四八
社寺有	二、七八四	二、八四四	二、八四四
私有	一〇〇	一一〇	一一〇
森林 計	一一七	一一七	一一七
原野	一一、七九一	一二、八二三	一二、八二三
合計	二、九二三	二、八四四	二、八四四
	一四、七一四	一五、六六七	一五、六六七

保安林

種別	大正元	一三	一四
土砂扞止林	四、九三四町	八二、六六八町	八二、六六八町
水源涵養林	八二、六六八町	八二、六六八町	八九、八四三町

森林栽植（十四年）

樹種	御料	國有	公有林野官行造林	公有	社寺有	私有	計
針葉樹 杉	千本 一、二五五	千本 一、二五五	千本 一、二五五	千本 一、二五五	千本 一、二五五	千本 一、二五五	千本 一、二五五
針葉樹 扁柏	九、一六六	九、一六六	九、一六六	九、一六六	九、一六六	九、一六六	九、一六六
針葉樹 落葉松	二、四一〇	二、四一〇	二、四一〇	二、四一〇	二、四一〇	二、四一〇	二、四一〇
針葉樹 花柏	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
針葉樹 羅漢松	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
針葉樹 其他	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二
針葉樹 計	一、二八二	一、二八二	一、二八二	一、二八二	一、二八二	一、二八二	一、二八二

立木地、無立木地（十三年末）

種別	御料林	國有林	公有林	社寺有林	私有林	計
立木地 針葉樹林	千町 一、〇三〇	千町 一、〇三〇	千町 一、〇三〇	千町 一、〇三〇	千町 一、〇三〇	千町 一、〇三〇
立木地 針濶、混淆樹林	九四	九四	九四	九四	九四	九四
立木地 竹林	三、一一〇	三、一一〇	三、一一〇	三、一一〇	三、一一〇	三、一一〇
立木地 計	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四
無立木地	一、二五五	一、二五五	一、二五五	一、二五五	一、二五五	一、二五五
合計	五、四九	五、四九	五、四九	五、四九	五、四九	五、四九

部分林（各年末）

區別	大正元	一三	一四
五官五民	一、一〇五町	一、一〇五町	一、一〇五町
四官六民	四、八五〇	四、八五〇	四、八五〇
三官七民	一、四三六	一、四三六	一、四三六
二官八民	三、八四九	三、八四九	三、八四九
其他	五、七二二	五、七二二	五、七二二
計	一二、三五二	一二、三五二	一二、三五二

天然造林

種別	大正一一	一三	一四
針濶 葉	四、六五五町	四、七三三町	四、七三三町
針濶 清	一〇、九八七	一〇、九八七	一〇、九八七
針濶 混	一二、九八七	一二、九八七	一二、九八七
葉	一〇、八四一	一〇、八四一	一〇、八四一
清	一、一四四	一、一四四	一、一四四
混	一二、九八五	一二、九八五	一二、九八五
計	三三、三三九	三三、四四二	三三、四四二

樹種	御料	國有	公有林野官行造林	公有	社寺有	私有	計
	千木	千木	千木	千木	千木	千木	千木
闊葉樹 樟	—	一〇	—	一九	一	一三	一四四
櫧	七	一八	—	六	—	九〇	一二三
欅	三	三三	—	三	一	一三	四九五
栗	—	一七	—	三	一	四九	四八
櫟	一三六	四一	三六	二,六四八	七	一一,三五五	一四,二八七
其他	一〇〇	一,〇一二	四九	二,一五五	九五	三,五六三	六,九六五
計	三三七	一,四二二	八〇	四,六九三	一七八	一五,六八五	三三,五〇五
合計	一八,四七〇	五五,七九五	三五,一六五	七五,八六五	一,六六二	三七,三三三	三九七,三三六
大正一三	一六,〇三三	三五三,八二九	三六,三〇〇	七四,八三五	三,〇三〇	三四四,三三五	四三九,三七六
元	一五,五三五	一三二,五九六	—	一二九,八五九	一六,三三〇	三五一,〇三三	五四四,一三三

國有林及公有林野官行造林は其年四月一日より翌年三月末迄の數なり。

公有林野官行造林 (十四年度)

林區	播種 面積	播種 數量	床替 面積	床替 數量	經費
	町	石	町	千本	千圓
青森	二・〇八	三・六五	二九・二〇	九・一九三	六七・〇
秋田	一・五五	一・一四	一九・八〇	五・八五〇	一九・六
東京	三・三四	二一・二八	四三・六〇	二〇・七三七	七六・八
大阪	四・八四	一六・六〇	七三・五三	三三・一一三	六二・二
高知	一・七五	二・二四	一七・五七	八・三五三	一四・七
熊本	四・三五	九・六五	六三・九〇	三六・二〇五	三八・八
計	一七・八二	五四・七六	二四四・五九	一〇三・二四三	二四八・五

木竹伐採高

種別		大正元	一三	一四
用材	材積(千石)	三三,三七八	四三,七八三	四三,八六九
	價格(千圓)	四四,四三二	二四六,九〇三	二三五,九七四
薪炭材	材積(千棚)	一六,四二〇	一九,三六九	一九,一八二
	價格(千圓)	三〇,四六二	八七,三二六	七九,三五八
竹	數量(千束)	五,九三〇	五,三三八	五,五三三
	(千本)	—	三五五	一二
	價格(千圓)	二,四八〇	七,五一三	七,三三〇

用材伐採高 (十四年)

樹種	材積	價格
	石	圓
針葉樹 杉	二,四七三,四四五	五〇,〇五一,六五三
扁柏	一,九〇五,三一一 (木)三一三	一三,八九一,四五三
松	一〇,五一五,四六九	三〇,四三三,九九五
落葉松	三,五五五,三六	八,〇一一,四〇九
花柏	七二,一三六	二七〇,九七五
羅漢柏	七八四,九九五	一,五五一,四四四
姬小松、五鬚松	一三二,二三五	二三七,六四二
樅、白檜、唐檜	一,三四〇,九六六	三,一〇八,七一七
栂、椹	一,三〇八,五〇四	三,七三八,八九三
蝦夷松、椴松	七,〇九八,四三三	七,七〇六,一三五
金松、羅漢松	三五,四一〇	一六五,九二八
檜柏、水松	三,九四九	六,七五七
其他	一八二,五五五	四五八,七七八
計	四三,八六九,二六九 (木)四三	二三五,九七四,八八七
樟	七二,六六〇	二四七,四六四
欅	一四六,〇六一	八九五,五五八
櫧	二六八,一四一	七三五,三〇二
黃楊	二,三〇一	七一,九六七
鹽地、刺桐、楡	九九九,七八五	一,一九三,四九五
七葉樹、械樹	八三,五六〇	一二四,一二五

樹種	材積	價格
	石	圓
闊葉樹 厚朴	二一三,九六五	二三三,七九九
桂	三五,七四九	四二九,一八二
胡桃、澤胡桃	四一,一七八	
櫻、ミネバリ		三三五,七九五
水芽、白樺	三四四,八六三	
栗	八五四,九四三	三,七二〇,八四五
楡	一,八四七,四八七	三,三一六,八二一
槲、櫟	一二三,五九〇	三三四,五六〇
厚皮、毛欅	四八〇,三〇一	三三四,七九〇
山桐、白楊		四二三,三三三
胡桐	一九,一二二	
芋木		二四,二〇五
桐	三〇五,七七三	
其他	五九,二九七	二,〇三三,八一四
計	一七〇,三三六	七九〇,二四四
合計 林野	七,六七一,四〇八	三,四八三,一六三
合計 林野外	四三,八六九,三二三 (木)	一五,四九八,一三〇

林野產物

種別	大正一二	一三	一四
	千圓	千圓	千圓
造林種子	二三四	二九二	三八〇
樹實	三,三一一	三,八五四	三,四三五
樹皮	五,二〇三	四,三五一	三,九七〇
竹皮	六六八	六四〇	六三三
樟葉	五七	二五	三三
柴草	一六,九九五	一七,一六四	一六,五〇九
蔓及莖	二七三	二六五	二六八
五倍子	一三九	一〇六	八七
松茸	三,三五六	三,一四四	三,六四四
椎茸	三,三三七	四,〇三九	三,四一二
松脂	六・一	一・六	一・八
松煙	三三三	一一三	二二四
木タール	四二	二五	三〇
醋酸石灰	四八	一六三	一三五
木炭	一三四,二三一	一三七,〇一七	一二七,四七八
計	一五八,〇一九	一六一,一〇三	一五〇,三六四

御料林野開墾

年次	田	畑	宅地	其他	計
	町	町	町	町	町
大正一二	一,一二八	九,二三九	一八〇	二六,七二〇	三七,二六八
一三	一,二三五	三,七三三	七	三七	四,〇三三
一四	七三〇	五,〇七四	一二五	一九二	六,一三三

國有林野開墾 (年度末)

年次	田	畑	宅地	其他	計
	町	町	町	町	町
大正一二	七七・一	一,六五三・三	三・四	四一・九	八五六・五
一三	五八・六	六七四・一	一五・四	一四・五	八二〇・〇
一四	三八・〇	五二一・九	一三・三	二六三・八	八四六・〇

民有林野開墾

年次	田	畑	宅地	其他	計
	町	町	町	町	町
大正元	三,七二〇	一,五八四	三〇八	七三〇	一六,三三三
一三	三,四〇七	一,八二五	四一四	四,二三三	二〇,九〇五
一四 公有	一〇三	八三〇	八	四七五	一,四一四
社寺有	三三	六五	五	一	七六
私有	二,五〇八	一,五三五	四二三	三,一九三	一一,六三八
計	二,六三三	二,四三〇	四三五	三,六六六	一三,一三八

木炭需給高

年次	產額	輸出 數量	輸出 價格	輸入
	千貫	斤	圓	圓
大正元	三一,一〇三	二五,九三七,六〇〇	三〇〇,〇一〇	二九五
一二	四六,九三〇	一一四,七三〇	三五,六九五	二,一八九,〇九四
一三	四七,七六三	四〇三,一〇〇	一九,七七五	三,二九五,三七三
一四	四六,九三五	三三九,三〇〇	二〇,六六七	一,五五六,八六一
昭和元	—	四三〇,四〇〇	二〇,五二七	一,五〇〇,五〇三

林野被害 (十四年)

種別	風害 面積	風害 價格	病虫害 面積	病虫害 價格	火災 面積	火災 價格	其他 面積	其他 價格	計 面積	計 價格
	町	千圓	町	千圓	町	千圓	町	千圓	町	千圓
御料	二	—	—	—	四四七	一九	一,〇五四	五六	一,五五五	七六
國有	一八三	五	一三	—	二,三三三	一五二	七九一	二八	三,三〇一	一九六
北海道國有	四,六七六	七四	三六四	一九	二九,四九五	一四	三,四七七	一九三	三七,九六四	四八一
官行造林	—	—	—	—	二〇四	—	一七〇	六	六七六	二〇
公有	一,八六六	九	三六五	一九	三,三一七	二,〇〇〇	三,四九九	三〇一	一九,〇一九	二,三六〇
社寺有	〇・六	〇・四	七	二	一三六	一三	一三三	三六	三一八	六四
私有	五七二	一四三	四一九	七八	三〇,〇三〇	四,二九六	三六,三六六	五,九三三	三七,五五四	五一,七八三
計	七,三三二	二三三	一,一六九	一三〇	三五,九四四	六,七七三	四三,〇四三	四,六二三	三三,八三九	一一,六八三
大正一三	一七,三〇二	一八四	二,八七五	一二〇	二三,五五四	一,四八三	三,四三三	四,五六五	一八九,九一七	五,三三三
昭和元	一八,七六九	五五三	—	—	七,六六二	八七	八,〇二二	一,三三六	四〇,一四五	八五三

外國木材輸入高

種別	大正一四 數量	大正一四 價額	昭和元
	千石	千圓	千圓
パイン・ファー及シダー	七,五四四	六九,九四〇	九五,八二七
其他	?	六,八四〇	八,三〇八
計	?	七六,七八一	一〇四,一三六

漁業

種別		大正一二	一三	一四
漁業者	本業	七一八,四八五	七三三,九二四	七三三,九五六
	副業	六九八,三五八	六九八,五八〇	七〇一,七六四
	計	一,四一六,八四二	一,四三二,五〇四	一,四三四,七〇〇
漁船	小型船	三五五,六七四	三五〇,三四八	三五四,一〇七
	動力船	九,〇六八	一〇,八九一	一三,八一三

水產物價額

種別		大正元	一三	一四
		千圓	千圓	千圓
漁獲物	魚類	六九,七三二	一五三,四〇六	一九〇,一七八
	貝類	三,三三三	九,四〇八	三,六五三
	其他水動物	一二,四五七	四四,〇二九	三九,六三七
	藻類	四,三三〇	一五,三三四	一五,九七七
	計	八八,七二一	二五一,〇八八	二五八,四四八
製造物	食料	三六,六九九	一五〇,四三七	一六三,六七〇
	肥料	二一,六七九	三六,〇五五	三三,五二九
	魚油	九三三	三,五八六	三,九九一
	漉海蘿	一,三五一	一,五〇八	八四四
	計	四九,三五三	一八九,六八七	二〇三,〇三六
養殖		四,二〇六	一七,六五三	一八,一八三

府縣別 (十四年)

道府縣	漁獲物	製造物	養殖
	圓	圓	圓
北海道	五五,〇六七,〇四〇	六八,三三三,二九三	一〇六,八七一
青森	六,九九六,三〇四	四,五五五,六六二	一,六九〇
岩手	五,五九五,八四二	八,三五八,六六八	三〇,三六四
宮城	三,六〇三,一七四	六,四二一,六六八	一七九,七四一
秋田	一,九二七,五三〇	四九五,六七四	一六八,三七九
山形	六一八,八一七	八〇,八三〇	三三七,三〇三
福島	一,一〇三,三六〇	一,一一三,四四八	一〇八,九三〇
茨城	二,〇〇五,七六五	二,〇三〇,六七六	三七,八八〇
栃木	三九三,六三七	四六,四八一	一一〇,八一九
群馬	一三三,八一五	一五,三三二	二四二,一六五
埼玉	二七三,三六四	—	八三,三三六
千葉	八,八〇五,四七四	五,三三八,一〇〇	一,三三五,五三〇
東京	八,九四五,三八七	八,三五四,一三三	五,〇四五,七〇〇
神奈川	八,〇二〇,四六一	二,一四五,五〇九	一,〇五七,七九八
新潟	五,〇八六,九六五	一,三五四,二九四	一五九,八五一
富山	四,四五二,二一八	二,七九〇,三〇三	二三,一七四
石川	四,三〇〇,二八一	二,三三〇,四五七	二九,一三八
福井	三,三三三,五九五	一,八二〇,八四四	八,七四三
山梨	一三三,八七八	—	五四,五七八
長野	三五六,五〇八	三,八八〇	九八五,三三〇
岐阜	九七九,〇〇三	二九,五六三	一九九,二七六
靜岡	三,〇七五,〇八一	三,七二三,〇三〇	一,三九七,七二〇
愛知	八,九六一,八五四	五,三三四,三三三	二,三三五,六九七
三重	七,四四六,二四四	五,四七〇,六三二	一,一三六,七五〇
滋賀	一,一三三,五九九	三三三,三三一	一八五,〇五五
京都	一,八五三,三二三	三,三九九,八三〇	一三一,八三九
大阪	二,〇五四,九〇四	二,〇六五,四八四	二四〇,一七一
兵庫	七,六六二,八九九	四,九四〇,四一七	一一九,三三三
奈良	[illegible]	五四,四四〇	一五四,七七七
和歌山	一,八三三,六六一	三,五四七,一〇八	三九四,三四三
鳥取	七,〇五〇,七二三	五九一,八八七	四一,一四八
島根	一,六六三,九三一	一,八一六,〇四一	八五,三五五
岡山	四,六八〇,八七八	七五四,九八四	一九二,一〇九
廣島	三,八九五,四二三	三,六四一,四一九	七七一,三五八
山口	四,七三二,六四三	五,四六一,二二四	二八,三二六
德島	一〇,七四六,三六三	一,四〇二,〇三三	一〇,三六三
香川	三,三四九,六四一	九七〇,八五四	五三,三六四
愛媛	三,〇三九,〇七三	四,五四三,二五四	五〇,二〇〇
高知	四,八一二,七六五	三,〇四五,五〇七	八六,七八七
福岡	一〇,五五三,七四〇	一,九八四,六八一	二六七,三四四
佐賀	六,七七四,〇四八	一,四六六,六八〇	一五四,三三五
長崎	三,六三八,七三六	七,三八三,三〇三	四三三,〇三九
熊本	二三,四三八,六四九	九四九,五四八	一一三,九三九
大分	二,一九〇,四六七	二,五二七,一二三	七五,〇三九
宮崎	三,二〇六,四二九	一,三〇八,二四〇	三五,三三一
鹿兒島	九,四六三,七八二	八,三三九,九七六	一七,四二〇
沖繩	七五四,三三九	二,七二三,九〇七	一六,九一六

主要漁獲物

種別	大正元	一三	一四
	千圓	千圓	千圓
眞鰮	五,五七〇	三〇,五八九	一九,九九六
鯛	五,〇五八	一九,四五六	一九,八一三
柔魚	三,九六三	一三,四七二	一七,七九〇
鰊	七,〇九二	一六,八四九	一四,三二一
鰤	四,三七三	一一,三八三	一二,六六八
鯖	二,四九九	一〇,五二四	一一,〇〇五
鮪	二,三八六	九,〇九四	八,五九九
鰹	?	七,九五三	八,五三五
背黑鰮	四,三三一	八,三四九	七,九七四
鰕	一,六八三	七,三三〇	七,四〇九
鰈	二,一七三	五,一六三	五,五三二
鮏	一,五九四	三,七〇一	五,四九八
鰺	一,二五四	六,三六五	五,二七二
紫菜	—	四,四六一	四,九六三
昆布	一,三四〇	四,九五三	四,四三九
鮹	一,〇三〇	四,三二八	四,〇三〇
鰻	一,三三一	三,七七九	三,八九〇
鰆	一,四八〇	三,六三三	三,八三五
鰡	一,〇八一	三,六九〇	三,七七一
鮎	一,〇五五	三,三二三	三,三三一
鮑	—	三,二二九	二,九六七
潤目鰮	九四三	二,五六五	二,八四八
鱒	九二八	二,六四三	二,七〇四
黑鯛	八〇一	二,四八四	二,三七四
烏賊	六五五	二,〇六三	二,三〇九
石花菜	七三九	二,〇二五	二,〇九三

本表は十四年度の產額二百萬圓以上（遠洋漁獲物を除く）に上れるものを其金額順に配列せるものなり。

各種漁獲物主産地（十四年）

漁獲物	主産地 産地	産額（千圓）	主産地 産地	産額（千圓）	主産地 産地	産額（千圓）
眞鰮	北海道	[illegible]	長崎	[illegible]	山口	[illegible]
鯛	山口	[illegible]	福岡	[illegible]	長崎	[illegible]
柔魚	北海道	[illegible]	青森	[illegible]	青森	[illegible]
鰊	北海道	[illegible]	石川	[illegible]	岩手	[illegible]
鰤	高知	[illegible]	長崎	[illegible]	靜岡	[illegible]
鯖	靜岡	[illegible]	鹿兒島	[illegible]	神奈川	[illegible]
鮪	高知	[illegible]	和歌山	[illegible]	千葉	[illegible]
鰹	靜岡	[illegible]	和歌山	[illegible]	宮崎	[illegible]
背黒鰮	大分	[illegible]	千葉	[illegible]	廣島	[illegible]
鰕	愛知	[illegible]	靜岡	[illegible]	德島	[illegible]
鰈	北海道	[illegible]	愛知	[illegible]	青森	[illegible]
鮭	北海道	[illegible]	新潟	[illegible]	岩手	[illegible]
鱈	神奈川	[illegible]	靜岡	[illegible]	千葉	[illegible]
[illegible]藻	東京	[illegible]	鳥取	[illegible]	新潟	[illegible]
昆布	北海道	[illegible]	青森	[illegible]	岩手	[illegible]
鮹	北海道	[illegible]	兵庫	[illegible]	岡山	[illegible]
鰻	愛知	[illegible]	靜岡	[illegible]	熊本	[illegible]
鰆	岡山	[illegible]	香川	[illegible]	神奈川	[illegible]
鰺	北海道	[illegible]	青森	[illegible]	東京	[illegible]
鯔	愛知	[illegible]	廣島	[illegible]	三重	[illegible]
鮎	岐阜	[illegible]	和歌山	[illegible]	滋賀	[illegible]
鮑	岩手	[illegible]	北海道	[illegible]	千葉	[illegible]
潤目鰮	長崎	[illegible]	和歌山	[illegible]	鹿兒島	[illegible]
鱒	北海道	[illegible]	新潟	[illegible]	富山	[illegible]
黒鯛	廣島	[illegible]	愛知	[illegible]	山口	[illegible]
烏賊	岩手	[illegible]	愛知	[illegible]	福岡	[illegible]
石花菜	靜岡	[illegible]	東京	[illegible]	三重	[illegible]

右は十四年の産額二百萬圓以上に上れる漁獲物につき、其主産地及び産額を示せるものなり。

主要水産製造物

種別	大正元（千圓）	一三（千圓）	一四（千圓）
蒲鉾及竹輪	—	[illegible]	[illegible]
鰹節	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二番鰯（素乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鰊（肥料）	[illegible]	[illegible]	[illegible]

種別	大正元（千圓）	一三（千圓）	一四（千圓）
鰮（肥料）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
淺海苔（食料）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
背黒鰮（煮乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
眞鰮（煮乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
身缺鰊（素乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
貝柱（素乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
胴鰊（肥料）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鰕（素乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鮭（鹽製）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
眞鰮（鹽乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鰊鯑（素乾）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
生節（食料）	—	[illegible]	[illegible]

主要養殖物

種別	大正元（圓）	一三（圓）	一四（圓）
紫菜	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鯉	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鰻	[illegible]	[illegible]	[illegible]
牡蠣	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鯏	[illegible]	[illegible]	[illegible]

特殊水産製造物

種別	大正元（千圓）	一三（千圓）	一四（千圓）
寒天	[illegible]	[illegible]	[illegible]
罐詰	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沃度	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沃度加里	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹽化加里	[illegible]	[illegible]	[illegible]
貝釦	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

寒天は四月一日より翌年三月末まで。

遠洋漁業（十四年）

内地沖合漁業

漁業種類	漁船 動力無 船數	噸數	動力有 船數	噸數	漁獲高（千圓）
旋網	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

漁業種類	漁船 動力無 船數	噸數	動力有 船數	噸數	漁獲高（千圓）
沖曳網	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
流網	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
延繩	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一本釣	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鰹竿釣	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
投網	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
見張	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

【漁獲物】の主なるもの左の如し。

魚名	數量（千貫）	價額（千圓）	魚名	數量（千貫）	價額（千圓）
鰹	[illegible]	[illegible]	鰊	[illegible]	[illegible]
鯛	[illegible]	[illegible]	鰮	[illegible]	[illegible]
鮪	[illegible]	[illegible]	鯖	[illegible]	[illegible]
秋刀魚	[illegible]	[illegible]	鰆	[illegible]	[illegible]

トロール漁業—漁獲物の重なるものは眞鯛、鯱、石首魚等にして何れも百萬圓内外に上る。

年次	數量（貫）	價額（圓）
大正一二	[illegible]	[illegible]
一三	[illegible]	[illegible]
一四	[illegible]	[illegible]

露領漁業—露領沿海州、勘察加州、薩哈嗹州の漁業は、鮭、鱒、紅鮭、鱈の助、鰊等その主なるものなり。出漁船及び漁獲高趨勢左の如し。（朝鮮及び關東洲の漁業は屬領の部に掲載す）△印は蟹の尾數を示す。

年次	經營漁區	汽船	帆船	總噸數	漁獲高（石）
大正元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

汽船捕鯨業（十四年）

海區	長須鯨	白長須鯨	抹香鯨	座頭鯨	鰮鯨	其他	頭數計	價額
内地 北海道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東北海	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
西南海	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
日本海	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
植民地 青鳴	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
大黒山	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
楡津	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
長箭	[illegible]	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
樺太	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
關東州	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
臺灣	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]

農家副業生産額（大正十三年）

種別	産額（千圓）	種別	産額（千圓）
藁工品	[illegible]	竹及竹製品	[illegible]
繭	[illegible]	林産品	[illegible]
生絲	[illegible]	水産加工品	[illegible]
農産製造品	[illegible]	原始生産品	[illegible]
蔬菜花卉等	[illegible]	畜産關係品	[illegible]
果實	[illegible]	苗木類	[illegible]
木工品及其他加工品	[illegible]	雜	[illegible]

農倉利用状況（十三年度）

品目	前年度末現在	入庫數量	出庫數量	年度末
米（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玄米（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
精米（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
籾（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
麥類（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雜穀（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豆類（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
藷（千貫）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
繭（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
粉類（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
果實（千箱）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

品目	前年度末現在	入庫數量	出庫數量	年度末
茶（千貫）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
藥品其他（千箇）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
農産物（千箇）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
木炭（千俵）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
肥料（千箇）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
外米（千袋）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雜品（千箇）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

鑛業出願件數

種別	大正元	一三	一四
試掘願	[illegible]	[illegible]	[illegible]
採掘願	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砂鑛採掘願	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

試掘鑛區數

種別	大正元	一三	一四
鑛區數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
坪數（千坪）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一鑛區平均坪數	[illegible]	[illegible]	[illegible]

採掘鑛區數

種別		大正元	一三	一四
總鑛區	鑛區數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一鑛區平均坪	[illegible]	[illegible]	[illegible]
稼業鑛區	鑛區數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一鑛區平均坪	[illegible]	[illegible]	[illegible]
休業鑛區	鑛區數	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	一鑛區平均坪	[illegible]	[illegible]	[illegible]

坪數單位は百萬坪、一鑛區平均に限り千坪單位なり。

砂鑛區數

種別	大正元	一三	一四
砂金及白金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砂鐵	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砂錫其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

鑛産額

鑛種	明治四三—大正二年平均	大正三—七年平均	大正一四 數量	大正一四 價額（千圓）	昭和元 數量	昭和元 價額（千圓）
金（貫）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
銀（千斤）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
銅（〃）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鉛（〃）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蒼鉛（〃）	—	—	—	—	—	—
錫（〃）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鑛石（〃）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
錫（〃）	—	—	—	—	—	—
安質母尼（〃）	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
化安母尼（〃）	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
硫化鐵鑛（〃）	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
水銀（〃）	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
亞鉛（〃）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵（佛噸）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
砒（佛千噸）	—	—	—	—	—	—
亞砒酸（千斤）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

石油製出額

種別		大正元	一三	一四
揮發油	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
燈油	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
輕油	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
機械油	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
重油	數量	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アスファルタム	數量	—	△[illegible]	△[illegible]
	價額	—	[illegible]	[illegible]
流動パラフイン	數量	—	—	—
	價額	—	—	—
蠟	數量	—	[illegible]	[illegible]
	價額	—	[illegible]	[illegible]
ピッチ	數量	×[illegible]	×[illegible]	×[illegible]
	價額	[illegible]	[illegible]	[illegible]
價額計		[illegible]	[illegible]	[illegible]

數量は石（△印貫×印千貫）價額は千圓單位なり。

鑛種	明治四四年—大正二年平均	大正二年—七年平均	大正一四 數量	大正一四 價格	昭和元 數量	昭和元 價額
硫化鐵鑛（千貫）	一九、四八七	三六、七四四	八三、三六七	四、三三三	一三、三三六	五、九三七
格魯謨鐵鑛（〃）	四五八	一、五七六	一、五五二	一八三	一、八八〇	二三一
満俺鑛（〃）	三、三三三	一、三六九	三、三二〇	二〇四	四、〇五五	三三
重石鑛（貫）	三五、三八六	一二八、九五二	—	—	—	九
水鉛鑛（貫）	一〇、七二七	七、六九九	五、八〇八	五七	—	—
砒石（千斤）	一五	九一	—	—	—	—
砒鑛（千貫）	—	四四、三四三	八〇七	一、五五九	一〇八	一、九五二
燐鑛（佛千噸）	六、八三〇	一〇四、九三六	一、六八三	九〇	八〇三	七
黒鉛（千斤）	三九九	一、八六六	（千屯）三一、四五九	三六、八二八	（千屯）三一、四三六	三一、〇三二
石炭（佛千噸）	一七、八七五	三四、〇二五	（〃）一六九	一、〇五五	（〃）一六二	一、〇〇一
亞炭（〃）	一〇〇、七九八	三八、〇〇八	—	—	—	—
土瀝青（千貫）	七、七三四	六〇二	一、六三七	一六、八三五	一、四九六	一四、九七一
石油原油（千石）	一、五八九	二、四四四	八五六	六八三	八〇三	六八五
石油瓦斯（百萬立方尺）	—	四八七	四〇七	二、〇七四	四〇七	二、五八五
硫黄（佛千噸）	四九、〇〇五	八〇、一〇二	（千延）四三三	三六三	（千延）—	三二八
硫黄鑛（〃）	—	一六、四四四	—	—	—	—
計（千圓）	一二七、三三〇	二六七、五九七	—	三五五、九七三	—	三一七、八三一

主要金屬鑛山（十四年産額百萬圓以上）

名稱	所在	鑛業權者	金	銀	銅	其他	鑛石	計
足尾	栃木	古河	千圓 二九	千圓 八二	千圓 一〇、二五三	千圓 二八	千圓 三三	千圓 一一、四二三
佐賀關	大分	久原	三、三五二	一、三一二	六、五二四	—	—	一〇、八七六
日立	茨城	久原	二、二五二	一、二七九	六、八五九	—	一六八二	一〇、七八三
別子	愛媛	住友	六、六八二	七七五	七、一八四	—	一、三八七	九、七五三
小坂	秋田	藤田	六、七一四	七五五	六、三二〇	—	—	七、六四一
釜石	岩手	釜石	—	—	—	三、三三三	—	五、二二一
生野鑛山附屬製錬所	香川	三菱	五三三	五七六	三、三三七	七	—	四、二五三
尾去澤	秋田	三菱	五六	八〇	二、四七二	—	七六	三、六二五
神岡	岐阜	三井	五八	三一〇	—	一、二一〇	—	三、三八六
串木野	鹿兒島	三井	一、三五一	一、四四七	—	—	—	二、八四二
鯛生	大分	鯛生	一、六三一	二六八	—	—	—	一、七六五
荒川	秋田	三菱	二	一、二六八	一、二五四	—	—	一、三五五
尾小屋	石川	横山	—	—	一、二七二	—	—	一、三二五
高田	宮城	[illegible]	—	五六	—	一、〇四三	—	一、二〇二

主要石油鑛山（十四年産額百萬圓以上）

名稱	所在	鑛業權者	産額 數量	産額 價額
豐川	秋田縣南秋田郡	日本石油	石 一三九、七九一	圓 一、八〇三、三八五
黒川	秋田縣南秋田郡	日本石油	一八五、三三九	一、六三一、七五二
道川	秋田縣南秋田郡	日本石油	一六九、〇八四	一、四一八、一三三
東山	新潟縣古志郡	日本石油	九二、七五五	一、二二四、四四七
由利	秋田縣由利郡	日本石油	一〇八、三二五	一、〇五九、一四七
西山	新潟縣刈羽郡	日本石油	三二九、六八二	三、七二〇、四三三
新津	新潟縣中蒲原郡	日本石油	三三三、六四三	三、一九三、三七二

價格には瓦斯産額を含む。

主要炭山（十四年産額三百萬圓以上）

名稱	所在	鑛業權者	塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	煽石	計
三池	福岡	三井鑛山	千圓 九、三七七	千圓 二、六〇八	千圓 —	千圓 —	千圓 —	千圓 一一、九八六
大の浦	福岡	貝島合名	三、五六八	四、七三九	一、五五九	四七九	—	一〇、三六七
三井田川	福岡	三井鑛山	五、二二五	三、六二五	四三三	二七四	六六	九、六二三
二瀬	福岡	商工省	六七〇	四、三四六	三、一六五	—	—	八、一八二
夕張	石狩	北海道炭礦汽船	二、八六三	三、八〇三	一九八	一五二	—	七、〇一六
三菱美唄	石狩	三菱鑛業	二、一〇六	三、〇〇六	一、一五五	二三四	—	六、五〇三
内鄕	福島	磐城炭礦	三、五二六	二、七九九	—	—	—	六、三二五
新夕張	石狩	北海道炭礦汽船	一、三二六	一、四四四	一、九七三	六六五	—	四、七九八
鯰田	福岡	三菱鑛業	一、〇二七	一、九三三	一、一六八	四五六	—	四、七六五
豐國	福岡	明治鑛業	二、四〇四	二、一四九	—	八〇	—	四、六三三
相知芳谷	佐賀	三菱鑛業	二、九五八	一、四三七	—	一七四	—	四、五七〇
新入	福岡	三菱鑛業	一、二九七	一、七二〇	一、三六七	一一七	—	四、五〇三
三井山野	福岡	三井鑛業	一、七八九	一、二〇三	八四一	五三五	—	四、三六八
沖の山	山口	渡邊祐策	八三四	四一四	二、六五九	一〇二	—	四、〇〇九
飯塚	福岡	中島鑛業	五六八	九七〇	二、二二一	七九	—	三、八三六
松島	長崎	松島炭礦	二、〇六七	一、四六〇	—	一八七	—	三、七一四
入山	福岡	入山採炭	一、八三七	一、三〇三	四〇三	五三	—	三、五九六
崎戸	長崎	九州炭礦汽船	一、二四四	一、九七一	三七	二五七	—	三、五〇九
芳雄	福岡	麻生商店	一三九	三九七	二、九〇一	三〇	九	三、四七六
高島	長崎	三菱鑛業	六五七	二、五九九	—	一一六	—	三、三七二
忠隈	福岡	住友合資	一、五二五	一、六二三	二九	六三	—	三、二四〇
杵島	佐賀	高取鑛業	一、七七四	一、三二四	—	一二五	—	三、二二三
三井砂川	石狩	三井鑛山	一、〇八七	一、五五二	五四三	一五	—	三、一九七
中鶴外二坑	福岡	大正鑛業	一、七七六	七一四	四六二	一二四	—	三、〇七六

營業品目

鐵道、造船、鑛山、築港用機械類、
一般工業用諸機械、電氣機械、
鐵、鋼其他各種金屬材料
洋織物、塗料、ゴム、各物雜貨

本店 東京市銀座二丁目
電話（代表番號）一一七一
京橋 一一七二
一一七四長一一七五

直輸出入商
株式會社 米井商店

支店
大阪、神戸、橫濱、橫須賀、臭、
門司、佐世保、宍城、大連、倫敦
グラスゴー、紐育、メルボルン、
アントレープ、

代理業
內外著名なる
各種工業會社
火災保險會社
の代理並に船
舶賣買の媒介

ゴム板、ゴム管、バルブ、パツキング、調帶、マット、タイル、ロール
エボナイト製板及捧、二次電池用
外器、其他工業用ゴム製品一般

海軍省指定工場
東京府下品川町大字北品川
合資會社 明治護謨製造所

自働車用及人力車用タイヤー
自轉車用及飛行機用タイヤー
及同上用各種中袋

總代理店 株式會社 米井商店

工場數（使用職工五人以上）

年次	職工十人以上	同五十人以上	同百人以上	同五百人以上	計	場業者	內原動機使用工場	職工	其他	計
大正二	三、四八五	一、八五二	一、一二五	二九三	七、一七五		一四、五九八	一〇、四四二	八、四八六	二九、四二六
三	三、三四五	一、九二九	一、一九五	三〇五	七、三七四		一五、二〇八	一〇、九三七	八、九二七	三〇、〇七二
四	三、四一五	一、九九五	一、二四五	三一五	七、六七〇		一五、八一四	一一、四三五	九、二〇三	三一、四五二
五	三、四九八	二、〇四八	一、二九五	三二九	七、九七〇		一六、四一八	一一、九三五	九、六〇三	三二、九五六
六	三、五九八	二、一〇八	一、三二五	三四九	八、二八〇		一六、九一八	一二、二三五	九、八〇三	三三、九五六
七	三、六九八	二、一五八	一、三五五	三五九	八、四九〇		一七、四一八	一二、五三五	一〇、〇〇三	三四、九五六
八	三、七九八	二、二〇八	一、三八五	三六九	八、六九〇		一七、九一八	一二、八三五	一〇、二〇三	三五、九五六
九	三、八九八	二、二五八	一、四一五	三七九	八、八九〇		一八、四一八	一三、一三五	一〇、四〇三	三六、九五六
十	三、九九八	二、三〇八	一、四四五	三八九	九、〇九〇		一八、九一八	一三、四三五	一〇、六〇三	三七、九五六
十一	四、〇九八	二、三五八	一、四七五	三九九	九、二九〇		一九、四一八	一三、七三五	一〇、八〇三	三八、九五六
十二	四、一九八	二、四〇八	一、五〇五	四〇九	九、四九〇		一九、九一八	一四、〇三五	一一、〇〇三	三九、九五六
十三	四、二九八	二、四五八	一、五三五	四一九	九、六九〇		二〇、四一八	一四、三三五	一一、二〇三	四〇、九五六
十四	四、三九八	二、五〇八	一、五六五	四二九	九、八九〇		二〇、九一八	一四、六三五	一一、四〇三	四一、九五六

大正三年分には官營工場を含まず。

種類別工場（大正十四年末）

種別	總數	內原動機使用工場	從業員
紡績業	一四、三七五	一、〇六八	一〇、八〇三
金屬工業	三、九八六	一、七二七	三、九二七
機械器具工業	四、〇九三	一、九二〇	九、二五七
窯業	一、四五七	七二〇	一、九二七
化學工業	一、九五八	七九七	一、四二七
製材及木製品	三、四四三	一、〇七七	二、六七〇
印刷製本	二、一〇六	一、一五五	二、一〇七
食料品工業	二、〇一二	一、一五五	二、一〇七
瓦斯電氣業	三一	二三	一、一九七
其他工業	三、八三五	一、一七〇	三、〇四五
計	三八、一六二	一四、三三五	三八、三二五

工場生產額

年次	大正一二	一三	一四
紡績業	三、九六、七三、千圓	三、九五、二四、千圓	三、三五、九五、千圓
金屬	三、七四、九〇	四、二五、三〇	三、八五、二〇
機械器具	四七、四九〇	四八、四五〇	五六、三五〇
窯業	四七、四九〇	四八、四五〇	五六、三五〇
化學工業	八一、〇三一	八一、〇三一	八一、〇三一
製材及木製品	二、五三、七九	二、五三、七九	二、五三、七九
	二、八〇、八九	二、八〇、八九	二、八〇、八九

種類別工場生產額

種別	大正一二	一三	一四
紡織工業			
製絲 絹絲	七五、五四、千圓	八〇、二二、千圓	九五、〇五、千圓
紡績 綿燃絲	六九、四八、九〇	七八、四四〇	九五、五六、〇
絹織物	五二、一九、〇	六三、六九、〇	九六、六三、〇
綿織物	三一六、三三	三五四、七二	四二七、〇四
絹綿交織物	三五、九〇二	三四、三五二	三五、七二一
麻織及交織物	一一、四四一	三六、二五六	三八、三五六
毛織及交織物	一六六、九〇三	一九二、九五二	一八四、九〇四

種別	大正一二	一三	一四
印刷製本	二〇九、千圓	二四六、千圓	二五二、千圓
食料品	九九八、二四五	一、〇八二、二七五	一、〇九七、一四五
瓦斯電氣	九七、七六	一〇八、二二四	一〇八、二二四
其他加工修繕	三三、九〇	三二、九〇	三三、四〇
合計	五、九八、四四五	六、三四、五六〇	七、〇九、六八〇

本表には官營工場を含まず、次表亦然り。

種類別工場生產額

種別	大正一二	一三	一四
紡績工業			
製絲 絹絲	七五、五四、千圓	八〇、二二、千圓	九五、〇五、千圓
紡績 綿燃絲	六九、四八、九〇	七八、四四〇	九五、五六、〇
絹織物	五二、一九、〇	六三、六九、〇	九六、六三、〇
綿織物	三一六、三三	三五四、七二	四二七、〇四
絹綿交織物	三五、九〇二	三四、三五二	三五、七二一
麻織及交織物	一一、四四一	三六、二五六	三八、三五六
毛織及交織物	一六六、九〇三	一九二、九五二	一八四、九〇四

種別	大正一二	一三	一四
莫大小	四、九千圓	四、〇八、千圓	四、三七、千圓
麻真田	三、〇三二	三、一九一	三、一九一
其他編物組物	六、八三	四、八三二	五、一九二
製綿	三、六六五	三、四四五	三、四四五
ペニプトス刺繍	一、五八一	一、九二一	一、九二一
眞綿	一、三二〇	一、三二〇	一、三二〇
フエルト	一、四八六	一、四八六	一、四八六
其他	五、三三一	六、四一六	七、六九六
蒸汽罐	一、四三六	一、四三六	一、四三六
瓦斯發生器	一、三八	一、四一	一、四一
原動機	一、四一八	一、四一八	一、四一八
發電機電動機	一、四三〇	一、四三〇	一、四三〇
變成器	一、三三五	一、三三五	一、三三五
電氣器具	四、三三五	四、三三五	四、三三五
電池及信號機	六、八七八	六、八七八	六、八七八
電球	一、三三五	一、三三五	一、三三五
絕緣電線	四、四四五	四、四四五	四、四四五
農業土木建築用機具	一、九九九	一、九九九	一、九九九
土工具	一、七七九	一、七七九	一、七七九
繊維用機械	一、六三八	一、六三八	一、六三八
紡織機械	一、九三三	一、九三三	一、九三三
金屬工用機械	七、四四〇	七、四四〇	七、四四〇
製材木工機械	三、八〇一	三、八〇一	三、八〇一
工匠具及物類	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
窯業用機械	一、九三五	一、九三五	一、九三五
製紙用機械	一、三三一	一、三三一	一、三三一
化學工業機械	九三二	九三二	九三二
食料製造機械	二、六七七	二、六七七	二、六七七
精煉及材料品	一六七、八三	二〇八、〇三五	二三三、八四一
鑄物	四八、三四	五一、三五五	五一、三五五
其他	一〇二、三四四	一三六、一三五	一二六、一三五

種別	大正一二	一三	一四
印刷製本機械	三、千圓	三、千圓	三、千圓
活字	一、三五	一、三五	一、三五
其他製加工機	三、六七	二、〇四〇	二、〇四〇
起重機運搬機	一、三五	一、八三	一、九三
鞴筒	六、一七	七、四六	七、四六
送風機壓縮機	三、三五	三、一五〇	三、一五〇
度量器	四、三〇	六、四九	六、四九
計器	三、四三	四、四八	四、四八
時計	五、四三	六、三三	七、三九
試驗檢定器械	三三	三九	三九
理化學器械	八三	八四	八四
醫療器械	八三	一、九七	一、〇五
製圖計算器類	一三	一四	一四
寫眞活動器類	一五	一四	一四
眼鏡	一、九一	二、四四	二、四四
樂器類	二、三九	二、三五	二、三五
蓄音器	一、三七	一、三三	一、三三
銃砲彈丸兵器	三、九三	四、九七	四、九七
鞭	三四、〇九	三五、〇九	三五、〇九
車	三四、〇九	三五、〇九	三五、〇九
船舶	七、一九	七、三三	七、三三
具	三、八一	四、〇四	四、〇四
航空機	三、〇〇	三、四八	三、四八
金庫	一、八三	二、三〇	二、三〇
瓦斯器具	三五	九二	九二
水道器具	一、七一	一、七一	一、七一
ランプ	七一	七八	七八
滑車調車轉車臺	一、〇三	一、四三	一、四三
其他	一、七四	一、七四	一、七四
陶磁器	三、九五	三、一〇	三、一〇
硝子製品	一、〇四	一、〇四	一、〇四
煉瓦	一、一六	一、一六	一、一六
セメント	二、二六	二、二五	二、二五
石灰	二、二六	二、二六	二、二六
土坩堝及レトルト	一、八三	一、八三	一、八三

府縣別工場生産額（十四年、單位千圓）

道府縣	紡績	金屬	機械器具	窯業	化學	製材木製品	印刷製本	食料品	瓦斯電氣	其他	工賃加工修繕料	合計
北海道	一〇、二五九	八、七九七	九、七四六	四、五八六	一七、七一五	一二、一三五	一、一〇五	一二、一三五	三、七二一	一、一三五	一二、六九〇	一二五、七一六
青森	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
岩手	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
宮城	四、五六八	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	三一、四七九
秋田	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
山形	四、五六八	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	三一、四七九
福島	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
茨城	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
栃木	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
群馬	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
埼玉	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
千葉	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
東京	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
神奈川	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
新潟	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
富山	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三
石川	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	四、五六八	四、五六八	一、一三五	四、五六八	一、一三五	一、一三五	四、五六八	二七、九一三

食料品工業

種別	大正一二	一三	一四
印刷製本	一〇、四四二千圓	一一、六五八千圓	一二、三一七千圓
酒類	三、六八二	四、三五一	四、五八三
醬油及醬	七、三〇八	七、九四四	八、三五九
味噌	二、一二五	二、一七九	二、二九五
小麥粉	一四、七〇五	一五、三四八	一六、一四二
麥粉	一、一三五	一、一三五	一、一三五
酵母	一、一三五	一、一三五	一、一三五
澱粉	一、一三五	一、一三五	一、一三五
砂糖	一、一三五	一、一三五	一、一三五
菓子	一、一三五	一、一三五	一、一三五
パン	一、一三五	一、一三五	一、一三五
鹽	一、一三五	一、一三五	一、一三五
香辛料調製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
罐詰	一、一三五	一、一三五	一、一三五
其他	一、一三五	一、一三五	一、一三五

瓦斯及電氣業

種別	大正一二	一三	一四
水產製品	一、一三五千圓	一、一三五千圓	一、一三五千圓
茶	一、一三五	一、一三五	一、一三五
清涼飲料	一、一三五	一、一三五	一、一三五
氷	一、一三五	一、一三五	一、一三五
麵類	一、一三五	一、一三五	一、一三五
其他の穀粉製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
精糖	一、一三五	一、一三五	一、一三五
瓦斯	一、一三五	一、一三五	一、一三五
電氣	一、一三五	一、一三五	一、一三五

其他の工業

種別	大正一二	一三	一四
紙製品	一、一三五千圓	一、一三五千圓	一、一三五千圓
竹蓑蓆製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
蓆	一、一三五	一、一三五	一、一三五
蓆	一、一三五	一、一三五	一、一三五
野草蓆	一、一三五	一、一三五	一、一三五
蓆製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
棕櫚製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
麥稈真田製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
麥稈真田製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
皮革製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
骨角鼈甲製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
鉛筆	一、一三五	一、一三五	一、一三五
硯	一、一三五	一、一三五	一、一三五
刷毛及刷子	一、一三五	一、一三五	一、一三五
漆	一、一三五	一、一三五	一、一三五
燈蠟	一、一三五	一、一三五	一、一三五
麻製網類	一、一三五	一、一三五	一、一三五
裁縫	一、一三五	一、一三五	一、一三五

製材及木製品工業

種別	大正一二	一三	一四
製材木製品	二八、三五七千圓	三四、一九二千圓	三四、一九二千圓
木箱	一、一三五	一、一三五	一、一三五
木樽	一、一三五	一、一三五	一、一三五
其他	一、一三五	一、一三五	一、一三五

化學工業

種別	大正一二	一三	一四
醫藥品	一〇、三五七千圓	一一、三五七千圓	一一、三五七千圓
賣藥	二、一四、九二一	二、一四、九二一	二、一四、九二一
工業藥品	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇
染料	一、一三五	一、一三五	一、一三五
顏料	一、一三五	一、一三五	一、一三五
石鹼	一、一三五	一、一三五	一、一三五
雜製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
化學肥料	一、一三五	一、一三五	一、一三五
植物油	一、一三五	一、一三五	一、一三五
樟腦	一、一三五	一、一三五	一、一三五
薄荷	一、一三五	一、一三五	一、一三五
植物油絞粕	一、一三五	一、一三五	一、一三五
動物質油絞粕	一、一三五	一、一三五	一、一三五
動物質油脂	一、一三五	一、一三五	一、一三五
木蠟	一、一三五	一、一三五	一、一三五
蠟燭	一、一三五	一、一三五	一、一三五
護謨製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
セルロイド類	一、一三五	一、一三五	一、一三五
紙	一、一三五	一、一三五	一、一三五
パルプ	一、一三五	一、一三五	一、一三五
人造肥料	一、一三五	一、一三五	一、一三五
繃帶	一、一三五	一、一三五	一、一三五
カーバイト	一、一三五	一、一三五	一、一三五
カーボランダム製品	一、一三五	一、一三五	一、一三五
鹼	一、一三五	一、一三五	一、一三五
其他	一、一三五	一、一三五	一、一三五

紡績業

種別	大正元	一三	一四
紡績工業	工場數 九三	一九七	二〇九
	紡錘數（千箇） 一、九三九	一、九三九	二、〇九二
絲	工場數 九三	一九七	二〇九
	紡錘數（千箇） 一、九三九	一、九三九	二、〇九二
價額（千圓）	一四四、九三二	二〇四、九二三	二七五、四二二

工賃、加工、修繕料

種別	大正一二	一三	一四
帽子	八、八二九千圓	一〇、三五九千圓	二、七二九千圓
防水布及油布	一、九八九	二、三二一	二、七二九
護謨引布	四、八七	四、八七	四、八七
皮革	四、八七	四、八七	四、八七
皮革製品	六、一四三	七、一九八	七、一九八
履物材料品	一、一四三	一、一四三	一、一四三
セメント製品	一、一三八	一、一三八	一、一三八
煉瓦	一、一三八	一、一三八	一、一三八
石工品	一、一三八	一、一三八	一、一三八
煉瓦及瓦	一、一三八	一、一三八	一、一三八
造花類	一、一三八	一、一三八	一、一三八
傘	一、一三八	一、一三八	一、一三八
洋傘骨及傘手	一、一三八	一、一三八	一、一三八
筆	一、一三八	一、一三八	一、一三八
墨	一、一三八	一、一三八	一、一三八
硯	一、一三八	一、一三八	一、一三八
萬年筆	一、一三八	一、一三八	一、一三八
鞄	一、一三八	一、一三八	一、一三八
靴	一、一三八	一、一三八	一、一三八
草履	一、一三八	一、一三八	一、一三八
運動具	一、一三八	一、一三八	一、一三八
石工品	一、一三八	一、一三八	一、一三八
煉瓦及瓦	一、一三八	一、一三八	一、一三八
造花類	一、一三八	一、一三八	一、一三八
傘	一、一三八	一、一三八	一、一三八
洋傘骨及傘手	一、一三八	一、一三八	一、一三八
筆	一、一三八	一、一三八	一、一三八
墨	一、一三八	一、一三八	一、一三八
硯	一、一三八	一、一三八	一、一三八
萬年筆	一、一三八	一、一三八	一、一三八
鞄	一、一三八	一、一三八	一、一三八
靴	一、一三八	一、一三八	一、一三八
草履	一、一三八	一、一三八	一、一三八
運動具	一、一三八	一、一三八	一、一三八
其他	一、一三八	一、一三八	一、一三八

道府縣	紡織	金屬	機械器具	窯業	化學	製材木製品	印刷	食料品	瓦斯電氣	其他	工賃加工修繕料	合計
福井	七、六九九	一九	一九	三、一二〇	六四	一四	一一	三、三〇〇	一、一三五	一、一三五	一、一三五	二三、一九六
山梨	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
長野	六四八	三三	三三	三、二〇八	一、九二	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一四、一三五
岐阜	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五
靜岡	一〇、一六八	八、八四	六、八四	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
愛知	五四、八三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五	三、一三五
三重	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
滋賀	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
京都	一〇、六八三	九、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
大阪	一〇、七一四	八、九一三	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
兵庫	一〇、七一四	八、九一三	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
奈良	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
和歌山	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
鳥取	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
島根	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
岡山	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
廣島	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
山口	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
德島	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
香川	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
愛媛	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
高知	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
福岡	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
佐賀	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
長崎	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
熊本	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
大分	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
宮崎	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
鹿兒島	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
沖繩	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
合計	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五

撚絲業

種別	絹絲				麻絲			計			絹麻混用絲			計			絹綿混用絲			計			其他			計		
	工場數	職工數	價額（千圓）	數量（千貫）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）	工場數	職工數	價額（千圓）
大正元	三三	一、一八〇	六、三三	九	一	一	一	三四	一、一八一	六、三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	三〇	一、一〇六	六、一七	一四	一	一	一	三一	一、一〇七	六、一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	三一	一、一〇五	六、三五	一三	一	一	一	三二	一、一〇六	六、三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

製絲業

種別	製絲戶數					生絲繭價額（千圓）					繭消費量（千貫）					繭價額（千圓）				
	十釜以上	五十釜以上百釜未滿	計	職工數	一日平均絲價（一貫ニ付）	其他	縮緬	其他絹織用	絹糸用	計	其他	縮緬	其他絹織用	絹糸用	計	其他	縮緬	其他絹織用	絹糸用	計
大正一二	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一三	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一四	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

人造絹絲

種別	總價額（千圓）	數量（千貫）	價額（千圓）	區別	產額 數量（千封度）	產額 金額（千圓）	輸入數量（千封度）	輸入金額（千圓）
大正元	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	大正七	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一三	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一四	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一四	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	昭和元	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

織物（十四年）

種別	數量	價額	種別	數量	價額
絹織物	一、一八〇	一、一八〇	毛織物	一、一八〇	一、一八〇
綿織物	一、一八〇	一、一八〇	麻織物	一、一八〇	一、一八〇
交織物	一、一八〇	一、一八〇	其他	一、一八〇	一、一八〇

機業

種別	戶數	織機			產額（千圓）															
		臺數	力織機	手織機	絹織物					毛織物				麻織物				交織物		
					特殊	羽二重	絽縮緬	其他	計	特殊	毛絽	毛繻子	其他	計	麻布	其他	計	絹綿交織	其他	計
大正元	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇
一三	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇
一四	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇

指定織物（十四年）

種別	機業戶數	臺數	力織機	手織機	產額	織出羽二重	縐出羽二重	廣幅綿布	縐出白木綿	及琥珀類	傘地	縐出帶及富士絹	縐	織物	絹織物	其他	天鵞絨	絹	綿	其他	ボリンコール	製	他	數物	毛織物	飾用	帽子	他	由多加織通	他	其他	紙	馬毛	繃帶	他	ホース
	戶	千臺	千臺	千臺	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇
一三	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇
一四	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇

莫大小

種別	機業戶數	臺數	力織機	手織機	產額	脚絆及ゲートル	靴下	其他	計
	戶	千臺	千臺	千臺	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正元	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇
一三	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇
一四	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇

右側は編立業、左側は裁縫業にして、裁縫業の金額は工賃を示す。元年は編立業なり

織物主産地（十四年）

種別	主産地	產額	主産地	產額	主産地	產額	主産地	產額	主産地	產額
絹織物	大阪	三、三〇〇	愛知	三、三〇〇	愛知	三、三〇〇	愛媛	八、〇〇〇	福井	一、五七〇
綾地生綿布	大阪	三、三〇〇	大阪	三、三〇〇	愛知	三、三〇〇	東京	一、九〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	愛知	二、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	兵庫	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
其他生綿布	栃木	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	京都	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
廣幅綿布	滋賀	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
フランネル	和歌山	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	栃木	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
帆布	岡山	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縞及色無地	岡山	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
其他肩掛	大阪	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
生綿布	大阪	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
廣幅綿布	大阪	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
其他	大阪	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	大阪	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
男帶	大阪	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女片側帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
地帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女廣幅帶地	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
男帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女片側帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
地帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女廣幅帶地	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
男帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女片側帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
地帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女廣幅帶地	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
男帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女片側帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
地帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女廣幅帶地	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
男帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女片側帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
地帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女廣幅帶地	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
縮緬	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
男帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女片側帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
地帶	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
女廣幅帶地	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇
計	京都	一、〇〇〇	大阪	一、〇〇〇	愛知	一、〇〇〇	愛媛	一、〇〇〇	福井	一、〇〇〇

砂糖

精糖業—（×印には繰水を含む）

年次	工場数	原料糖使用高 内地産	原料糖使用高 其他	原料糖使用高 計	製糖高 砂糖	製糖高 糖蜜	製糖高 計
大正 元	三五	四九、三九五	四、八三四	五四、二二九	三一、一四四	一〇、七八〇	四二、九二四
一三	三〇	三〇、四五〇	一、九一五	三二、三六五	三六、九三三	一三、三五九	五〇、二九二
一四	二九	一、六八二	六、三二一	七、九〇三	七、三三一	二、六五五	九、九八六

砂糖産額—（合計には少量の副蜜分を含む）

年次	黒糖	白下糖	赤糖	白糖	糖蜜	計
大正 元	千斤 八、八九九	千斤 三、八九九	千斤	千斤	千斤	千斤
一三	八、八一四	一六、三四四	五、六三三	三、六三三	一、九一四	三四、四二四
一四	九、四五二	三三、三三	五、九七	三、三五七	二、六五五	五四、二二九

産地別砂糖産額—（合計には少量の副蜜分を含む）

年次	沖縄	大島	内地 北海道	内地 其他	内地 計	臺灣	合計
大正 元— 五平均	萬斤 七、七五四	萬斤 二、三五五	萬斤	萬斤	萬斤	萬斤	萬斤
六	一〇、〇六	二、九九	二、八三	二、七二	二、九五五	三〇、九一四	四三、九〇七
一〇	七、三六	一、三六	三、三六	二、七三	三、〇七三	六八、三五五	七八、二九四
一二	一、三九二	一、〇六	四、二五	二、九八	三、九三七	七五、九四四	八一、二八一
一三	一、六六	一、〇六	四、六五	二、九八	三、九三七	七五、九四四	八一、二八一
一四	八、六四二	一、〇六	四、六五	二、九八	三、九三七	七五、九四四	八一、二八一

砂糖消費額—

年次	内地 臺灣	朝鮮	計	一人當 内地 臺灣 朝鮮	内地需要額	輸出額	輸入額	生産額
大正元— 五	萬斤 二、〇五	萬斤 一、九一	萬斤 三、九六	斤 一、〇〇	千噸 五、九二	千噸 一四	千噸 五、九二	千噸 二、九〇
六— 一〇	二、七二	一、九一	四、六三	一、〇〇	七、三六	一四	七、三六	四、四三
一二	二、九五	二、三五	五、三〇	一、一〇	八、二五	一四	八、二五	五、〇三
一三	二、九八	二、三五	五、三三	一、一〇	八、二八	一四	八、二八	五、〇六
一四	三、〇七三	二、三五	五、四二八	一、一〇	八、四二八	一四	八、四二八	五、二七

本表内地消費額には精製糖原料供用額を含み、精製糖の消費額を含まず。又外國及關東州より輸出したる精製糖數量は消費額内より控除せり。

酒、醤油

年次		大正 一一	一二	一三	一四
酒類	製造場數	一、一四三	一、一四三	一、一四三	一、一四三
	生産高（石）	六、〇六四、八三〇	六、〇六四、八三〇	五、九五四、四一〇	五、九五四、四一〇
酒精及酒精含有飲料	製造場數	三四	三四	三四	三四
	生産高（石）	三四、七四一	三五、八二一	三五、八二一	三五、八二一
麥酒	製造場數	七	七	七	七
	生産高（石）	七四、三三五	七三、三三〇	七三、三三〇	七三、三三〇
葡萄酒及果實酒	製造場數	一	一	一	一
	生産高（石）	七、〇八	七、〇八	七、〇八	七、〇八
醤油	製造場數	三、四四〇	三、四四〇	三、四四〇	三、四四〇
	生産高（石）	三、四五三、三三	三、四五三、三三	三、四五三、三三	三、四五三、三三

酒類とは清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎を稱す。酒類の製造高は其年十月一日より翌年九月三十日に至り、酒精、酒精含有飲料、麥酒及び葡萄酒、果實酒は其年三月一日より翌年二月末に至り、醤油は其年一月一日より十二月三十一日に至る間に於るものなり。

鐵鋼

種別		大正 元	一四	昭和 元
鐵鋼	内地	一五、九三	七五、五五五	一二〇、四二四
	朝鮮	一三、三三	三五、三〇	三七、七二
	計	二九、四六	一一一、四五九	一五八、一三四
鐵鋼 砂鐵		三、七五五	九二、一三五	一四一、三三八
銑鐵		一、一四三	九、三三六	一三、〇八八
合金鐵		一、六一	一、〇六八	一、三三八
計		二、七五	一〇、三三五	一四、三二六
鐵鋼 銑鐵		三、九、七五	一二〇、八四五	一五五、四六四
鋼材		三、九、七五	一二〇、八四五	一五五、四六四
計		三、九、七五	一二〇、八四五	一五五、四六四

鐵鋼材消費額—

種別及年次	内地	檢移	檢移	需要	需要	需要
	産出額	入額	出額	計	對前年增減	對前年增減
	價格	價格	價格	價格	價格	%
大正 元	千噸	千噸	千噸	千噸	千噸	
三	一二、三九	四、九一	一、八一	一五、一二	五、二一	五四
五	一四、五八	四、一〇	一、八一	一六、一一	一、〇九	七
六	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七
七	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七
八	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七
九	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七
十	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七
昭和 元	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七
二	一五、三五	四、一〇	一、八一	一七、三〇	一、一九	七

年度	鐵鋼 生産額	鐵鋼 收益
大正 一四	千噸 五五、七一七	千圓 一、二三五、三五〇
昭和 元	六五、四一七	一、四五、九五〇
二	七三、二七九	一、六二、三五〇
三	九二、四〇〇	二、〇五、三〇〇
四	一〇二、〇〇〇	二、二七、〇〇〇
五	一一二、〇〇〇	二、四九、〇〇〇
六	一二二、〇〇〇	二、七一、〇〇〇
七	一三二、〇〇〇	二、九三、〇〇〇
八	一四二、〇〇〇	三、一五、〇〇〇
九	一五二、〇〇〇	三、三七、〇〇〇
十	一六二、〇〇〇	三、五九、〇〇〇
十一	一七二、〇〇〇	三、八一、〇〇〇
十二	一八二、〇〇〇	四、〇三、〇〇〇

八幡製鐵所作業成績—

年度	鐵鋼 生産額	鐵鋼 收益
大正 一三	千噸 四八、三七九	千圓 一、〇七、九五九
一四	四八、六四五	一、〇八、六四五
昭和 元	五六、八六五	一、二六、八六五

鐵鋼、鋼及鋼材には滿鮮産を合算せり。

紙

（大正十四年）

紙—製造戸數三萬百九十戸、職工數九萬九千二百十八人、其産額左の如し。

品名	數量	價額
美濃紙	千帖 三、三五九、八三二	千圓 三、三五九
半紙	千帖 二、三四、三五八	千圓 二、三四
鳥の子	千帖 三、〇二三、三五二	千圓 三、〇二三
雁皮及雁皮交漉	千帖 二、六六、八三六	千圓 二、六六
吉野紙、典具帖	千帖 一、一七、一七〇	千圓 一、一七
洋紙	千帖 三、八三、三五七	千圓 三、八三
唐紙	千帖 二、一二、六八	千圓 二、一二
仙花紙	千帖 四五、七二〇	千圓 四五
奉書、杉原	千帖 五、〇三、三五二	千圓 五、〇三
懷紙	千帖 三、三三、三五二	千圓 三、三三
其他	千帖 五、〇三、三五九	千圓 五、〇三
計	千帖 二九、五三、八五七	千圓 二九、五三

洋紙—工場百八、職工數一萬七千八十七人、其製造高左の如し。

品名	數量	價額
印刷用紙	千封度 九七、九二、四三一	千圓 九七、九二
板紙	千封度 二三、八六、八六六	千圓 二三、八六
連束紙	千封度 四、三五、八三八	千圓 四、三五
包裝用紙	千封度 三、八三、九七三	千圓 三、八三
其他	千封度 三、七二、三五二	千圓 三、七二
計	千封度 二九、五三、四五九	千圓 二九、五三

木材パルプ

産額—（昭和二年は豫想）

産地	大正 一四	昭和 元	二	將來見込
樺太	噸 三三、〇四一、四三五	噸 三三、一四三、九五八	噸 三五、一〇五、三五八	噸 三五、一〇五、三五八
北海道	噸 二七、八三一、九四二	噸 二七、八三一、九四二	噸 二七、八三一、九四二	噸 二七、八三一、九四二
内地	噸 二二、四四〇、三三八	噸 二二、四四〇、三三八	噸 二二、四四〇、三三八	噸 二二、四四〇、三三八
朝鮮	噸 八、三四〇	噸	噸	噸
滿州	噸 二、三四〇	噸 六、〇〇〇	噸 一、三四、〇〇〇	噸 一、三四、〇〇〇
計	噸 四四、七六、三五〇	噸 四四、八六、七〇	噸 七一、八六、七〇	噸 七一、八六、七〇

内地需要額—

年次	生産額	輸入額	輸出額	内地需要額
大正 一三	千噸 二五七、〇四四	千噸 五九、三五二	千噸 一四	千噸 二九二、三八二
一四	二四四、七六	七四、四四四	一四	三〇二、三二二
昭和 元	二五三、三五二	五五、九三五	一四	二九三、三五三

製紙原料木材使用額—（昭和二年は豫想）

種別	大正 元	一 三	一 四
工場	一六、三九	一六、三五	一六、三五
職工	二、三六	二、三六	二、三六
製造高	九九	九九	九九
輸出高	三、〇四三、七六四	九、九七五、九四二	八、三四四、七九

種別	昭和 元	二	將來見込
内地材	一、九一、三五二	三、三五、三五二	三、三五、三五二
北海道材	三、九一、九八三	三、九一、九八三	三、九一、九八三
樺太材	一、三五、三五四	一、三五、三五四	一、三五、三五四
朝鮮材	一、三五、三五四	一、三五、三五四	一、三五、三五四
西比利亞材	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇
其他木材	七、〇一〇、四三八	七、〇一〇、四三八	七、〇一〇、四三八
計	一三六、〇〇〇	一三六、〇〇〇	一三六、〇〇〇

燐寸

種別	大正 元	一 三	一 四
工場	一八九	一九二	一九二
職工	一六、三九	一六、三五	一六、三五
製造高	九三五	九三五	九三五
輸出高	二、一六六	二、一六六	二、一六六

工業藥品及染料

工業用藥品—

種別	大正 元	九	一三	一四
硫酸	千斤 一、五三、三〇〇	千圓 二、〇四、二〇八	千圓 二、二八	千圓 二、二八
硝酸	二、九	三、四八	一、三五	一、三五
鹽酸	二、六一	一、五三	一、三三	七、九
硫酸曹達	九、九	一、三四	一、三四	九、九
硫化曹達	一、三五	三、三五	八、九七	一、三四
結晶炭酸曹達	二、四	二、三五	六、六	一、三五
曹達灰	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五

種別	大正 元	一 三	一 四
印度棉	千貫 四、六六	六、六七	九、七七
米國棉	三、五、六七	三、八五、三五	三、三五、三五
支那棉	三、五、六八	七、〇六、八	五、六六、三
埃及棉	一、三八	一、三八	一、三八
朝鮮棉	四、三	四、三	四、三
其他	四、三	四、三	四、三
計	三、五、六八	三、八五、三五	三、三五、三五

染料—（單位千瓩、千圓）

種別	大正 一一	一二	一三	一四
苛性曹達	千瓩 一、〇七九	千瓩 一、〇七九	千瓩 一、〇七九	千瓩 一、〇七九
沃度加里	五、三	五、三	五、三	五、三
硝酸加里	七、七	八、四	九	七、七
鹽酸加里	二、三	二、三	二、三	二、三
鹽化加里	一、三	一、三	一、三	一、三
重クロム酸加里	四、八	四、八	四、八	四、八
過滿俺酸加里				
炭酸加里	四、八	四、八	四、八	四、八
硫酸加里	四、八	四、八	四、八	四、八
苛性加里	四、八	四、八	四、八	四、八
黄血鹽	一、三	一、三	一、三	一、三
明礬	二、四	二、四	二、四	二、四
硫酸鐵	一、三	一、三	一、三	一、三
醋酸石灰	一、三	一、三	一、三	一、三
ナフタリン	一、三	一、三	一、三	一、三
アセトン	一、三	一、三	一、三	一、三
粉末	一、三	一、三	一、三	一、三
晒精	一、三	一、三	一、三	一、三
木酒精	一、三	一、三	一、三	一、三
グリセリン	一、三	一、三	一、三	一、三
壓搾瓦斯	一、三	一、三	一、三	一、三
其他	一、三	一、三	一、三	一、三
計	五、三、六八	五、三、六八	五、三、六八	五、三、六八

燃料消費高

年次	石炭	骸炭	石油	瓦斯	木炭	電氣
	千斤	千斤	石	千立方呎	千斤	千キロワット
大正 一二	三、一、三五、三五二	一、八六、六、三三五	八、三五六、三五二	三、六六、三五六	三、三六、三五六	三、三六、三五六
一三	三、三五、三〇五	一、九三、九二、三二	九、三〇〇、三五二	三、三三、三五六	三、三三、三五六	三、三三、三五六
一四	三、四八、九二二	一、九〇〇、六三	一、三三、三五二	三、三三、三五六	三、三三、三五六	三、三三、三五六

棉花消費高

種別	大正 元	一 三	一四	昭和 元
印度棉	千貫 六、六七	七、八七七	七、七七七	千貫 七、七七七
米國棉	三、五、六七	三、八五、三五	三、三五、三五	三、三五、三五
支那棉	三、五、六八	七、〇六、八	五、六六、三	三、三六、三五六
埃及棉	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八
朝鮮棉	四、三	四、三	四、三	四、三
其他	四、三	四、三	四、三	四、三
計	三、五、六八	三、八五、三五	三、三五、三五	三、三五、三五

（内地需要品）（輸入高は上半期分）

種別	製造高 數量	製造高 金額	輸入高 數量	輸入高 金額
	千瓲	千圓	千瓲	千圓
鹽基性染料	九五五	三、三五	六二七	二、三五
直接木綿染料	九九六	三、三〇	一、一七	三、三五
酸性染料	一、三七	四、三五	一、三五	四、三五
酸性媒染々料	一、三五	四、三五	一、三五	四、三五
媒染々料	八六	二、三八	一、三五	四、三五
硫化染料	六、一七	三、三三	二、一一	五、三五
藍	三、四四	三、三五	一、三五	四、三五
人造藍	一、三五	三、三五	一、三五	四、三五
建染々料	一、三五	三、三五	一、三五	四、三五
油解染料其他	一、三六	四、三五	一、三五	四、三五
計	一、一三、三五	三、三五、三五	一、三五	四、三五

種別	大正 元	一 三	一四	昭和 元
鹽基性染料	千瓲 一、三五	一、三五	一、三五	千瓲 一、三五
直接木綿染料	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
酸性染料	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
酸性媒染々料	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
媒染々料	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
硫化染料	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
藍	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
人造藍	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
建染々料	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
油解染料其他	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
計	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五

各種工産物

種別	大正元	一三	一四
	千圓	千圓	千圓
帽子	—	一八、一五九	三〇、一七四
陶磁器	一六、五四五	六八、五三五	七六、一七七
煉瓦	六、二五二	一四、六〇四	一五、〇三九
瓦	二、七五二	五三、二〇四	四八、一九三
土管	—	四、九三五	三、七三八
硝子製品	五、四七五	五三、五三八	五〇、三四一
漆液	五二四	二、三五九	二、四二七
漆器	九、〇四三	三〇、〇九六	三〇、九三九
製革	五、六八三	一六、九九七	二〇、九七七
皮革製品	—	三五、八〇七	二六、五六八
樟腦及樟腦油	一、〇三二	三、三八八	六、八四九
精製樟腦	二、〇四二	四、六九一	五、二九五
取卸薄荷	三、一二九	八、四二〇	一三、八〇八
薄荷油	五九五	一、九七七	三、一〇三
薄荷腦	二、〇〇六	七、四四〇	六、四九四
植物油（脂肪）	一五、三三四	四〇、四五四	四五、二六八
植物油（揮發）	—	一三七	一三九
生蠟	二、〇〇九	三、六二五	二、五〇三
晒蠟	一、七二〇	三、六七五	二、五五二
蠟燭	—	九、四八四	九、六〇七
製藍（葉藍）	六六七	一、一七七	八一七
製藍（藍玉）	四四三	五〇六	三五二
肥料	五二、四四四	一四九、七五八	一七八、六六六
味噌	—	三〇、四七九	三二、八六七
澱粉	一、九五三	八、八九六	一三、三六三
麵類	—	三三、六九六	三三、六八四
木製品	—	一七一、一六〇	一八一、〇六一
竹製品	四、七五九	一四、六二〇	一四、五五七
籐製品	—	三、六七七	三、三三二
杞柳製品	七五九	四、五〇七	四、四九六
刷子及刷毛	二、一五七	八、一六〇	五、三三七
疊表及莫蓙類	九、九六七	三、六一九	二九、〇〇四
蠶網	—	一、二〇七	一、一七四
藁製品	—	四四、六五七	四七、六七六
麥稈經木、麻眞田	八、〇二一	八、六七五	一三、四〇四
七寶	二四七	四六六	四六一
銅器及眞鍮器	—	三、三五〇	一三、五四八
鐵瓶及鍋釜類	—	八、四四六	八、九三六
双物類	—	一九、八六四	二〇、五五四
安質母尼製品	—	一、六八一	一、九九五
アルミニューム製品	—	八、八八一	一〇、四三九
扇子及團扇	二、三〇八	一、九六六	五、一七六
ドロンウオーク及バテンレース	—	一七三	一七四
セルロイド製品	—	一三、九二八	一五、六六七
玩具（除陶製）	一、五一三	七、〇八八	七、三六〇
木通蔓製品	—	二七八	二五二
棕櫚製品	—	一、一三三	一、二八七
紙器	一、二三九	二、二七六	一四、九七八
傘	—	二、五九〇	三、〇八五
洋傘	—	三、五五一	四、八七三
手巾	五、四四六	一、八七九	七七二
足袋	—	九一、九八〇	八八、一四二

工産物主産地（十四年）

種別	産地	産額	産地	産額	産地	産額
綿紡糸（千貫）	大阪	二五、七三二	愛知	一六、一七二	兵庫	一二、八四八
絹紡糸（千貫）	京都	一、三五五	岐阜	一四二	神奈川	一一三
麻紡糸（千貫）	奈良	一、二〇七	栃木	四六七	富山	一八五
綿撚糸（千貫）	大阪	二、一三三	愛知	一、〇一三	岡山	五一七
絹撚糸（千貫）	群馬	二九三	石川	一〇〇	愛知	九八
綿織物（千圓）	大阪	一七〇、八〇五	愛知	一三七、七五九	和歌山	六二、四九三
絹織物（千圓）	京都	七七、四四六	福井	六六、一六〇	石川	五〇、八二八
絹綿交織物（千圓）	京都	三三、二三七	愛知	二一、一四九	栃木	二一、二五六
麻及交織物（千圓）	滋賀	四、一一九	東京	四、〇七六	福井	三、八七六
毛及交織物（千圓）	愛知	五三、二〇三	兵庫	四〇、四九〇	東京	三五、四七一
特殊織物（千圓）	靜岡	四、四五三	大阪	四、三五五	滋賀	四、〇八七
晒（千圓）	大阪	二、六二〇	兵庫	九九三	愛知	八七〇
染物（千圓）	京都	二八、五七九	大阪	一七、四三五	東京	三、六〇三
莫大小編立（千圓）	大阪	二六、六五八	愛知	一〇、三一四	東京	九、三三七
帽子（千圓）	東京	五、七二一	大阪	五、五四八	愛知	二、〇九六
陶磁器（千圓）	愛知	三六、一七八	岐阜	一三、一一九	兵庫	二、九二六
煉瓦（千圓）	大阪	三、四六四	岡山	一、七八〇	福岡	一、四八六
瓦（千圓）	兵庫	五、一八四	福岡	二、六九四	埼玉	二、一六三
土管（千圓）	愛知	一、四五九	神奈川	四三四	山口	一六三
硝子器（千圓）	大阪	一六、一四八	福岡	一四、三八〇	神奈川	七、三三六
和紙（千圓）	高知	九、一一〇	愛媛	五、一九四	靜岡	三、三六五
西洋紙（千圓）	北海道	二七、九四五	東京	二六、三三二	靜岡	一三、三三三
漆液（千圓）	東京	七三三	大阪	四九六	石川	三五五
漆器（千圓）	石川	三、八四三	福島	三、三二九	愛知	三、一六三
製革（千圓）	東京	八、三三三	兵庫	四、四四五	和歌山	三、六六八
革製品（千圓）	大阪	七、九六三	東京	五、八九七	愛知	三、三〇九
樟腦及樟腦油（千圓）	兵庫	二、三三七	鹿兒島	一、六〇四	熊本	六六五
取卸薄荷（千圓）	北海道	六、八五三	岡山	五、三三三	廣島	五一七
植物油（千圓）	大阪	一〇、九六三	靜岡	七、八三三	福岡	四、二四七
生蠟（千圓）	福岡	八六五	愛媛	三五五	熊本	三三八
晒蠟（千圓）	兵庫	一、一〇三	福岡	七六九	愛媛	二九三
蠟燭（千圓）	大阪	三、二〇三	兵庫	一、一〇九	愛知	七九
葉藍（千圓）	德島	五二〇	廣島	四七	靜岡	四四
藍玉（千圓）	德島	九〇	愛知	五一	三重	三三
肥料（千圓）	東京	三、九六六	大阪	一七、七五一	兵庫	一六、六九〇
酒類（千石）	兵庫	七六五	福岡	三〇四	京都	三九八
味噌（千圓）	東京	四、七六八	愛知	三、五七九	新潟	一、六五六
麵類（千圓）	兵庫	四、八七二	岡山	一、八九四	埼玉	一、六三七
砂糖（千斤）	沖繩	九一、四六四	鹿兒島	三三、一七一	北海道	一六、七七七
寒天（千圓）	長野	一、七六七	大阪	一、五七三	京都	七五〇
巻煙草（千本）	東京	八、五八四、〇二六	大阪	五、四九七、〇二六	愛知	三、七五二、五七九
澱粉（千圓）	北海道	七、一一三	千葉	一、七一三	神奈川	一、七二二
乳製品（千圓）	北海道	三、七〇二	靜岡	一、九三四	千葉	一、四八四
肉製品（千圓）	神奈川	一、七二九	兵庫	一九〇	鹿兒島	一二四
鑵詰（千圓）	廣島	四、一七七	北海道	三、〇三三	東京	二、三三三
木製品（千圓）	愛知	一六、六二六	兵庫	一三、三二五	大阪	八〇四
竹製品（千圓）	大阪	九三八	靜岡	九三五	大分	四五四
籐製品（千圓）	富山	五八三	愛知	四五八	千葉	二四七
杞柳製品（千圓）	兵庫	二、九〇四	福井	三七四	岐阜	二〇五
刷子及刷毛（千圓）	大阪	四、一〇七	東京	[illegible]	兵庫	三、三三五
疊表（千圓）	廣島	四、五八一	大分	[illegible]	岡山	八一七
莫蓙花莚（千圓）	岡山	七、一九三	福岡	[illegible]	廣島	五八
蠶網（千圓）	長野	二三三	愛知	[illegible]	愛媛	二、九三三
藁製品（千圓）	兵庫	六、〇三六	香川	[illegible]	富山	二、〇三三
麥稈眞田類（千圓）	愛知	二、五〇三	岡山	[illegible]	新潟	三三三
七寶（千圓）	愛知	三五三	東京	[illegible]	石川	二、三三八
銅器、眞鍮類（千圓）	京都	三、五二六	大阪	[illegible]	富山	七五三
鐵製鍋釜鐵瓶類（千圓）	大阪	二、〇四五	愛知	[illegible]	岩手	一、八四六
双物類（千圓）	兵庫	四、三三五	新潟	[illegible]	大阪	九〇
アンチモニー製品（千圓）	東京	一、七六九	愛知	[illegible]	大阪	一六四
アルミニューム製品（千圓）	大阪	八、四四三	東京	[illegible]	廣島	四五〇
扇子及團扇（千圓）	京都	一、五七二	愛知	[illegible]	香川	三九
ドロンウオーク及バテンレース（千圓）	靜岡	四五	神奈川	[illegible]	新潟	[illegible]
セルロイド製品（千圓）	大阪	一〇、七七一	兵庫	[illegible]	東京	一、三三一
玩具（千圓）	愛知	二、四〇八	東京	[illegible]	京都	一、五六六
木通蔓製品（千圓）	長野	八三	青森	[illegible]	廣島	三二
棕櫚製品（千圓）	和歌山	四九三	福岡	[illegible]	埼玉	八九
紙器（千圓）	大阪	四、九七八	東京	[illegible]	京都	二、五七五
傘（千圓）	岐阜	五、一五三	福岡	[illegible]	和歌山	一、四一六
洋傘（千圓）	大阪	二、一六八	愛知	[illegible]	京都	五七九
手巾（千圓）	大阪	二二七	京都	[illegible]	神奈川	一三七
足袋（千圓）	大阪	二四、九六〇	福岡	[illegible]	埼玉	一七、九七八
時計（千圓）	愛知	三、一〇三	東京	[illegible]	大阪	六四
絶縁電線（千圓）	東京	三〇、七七七	大阪	[illegible]	兵庫	四、九三九
琺瑯製品（千圓）	大阪	七、七二五	神奈川	[illegible]	兵庫	七六九
セメント（千圓）	福岡	一四、二六八	北海道	[illegible]	山口	八、一八八
骸炭（千圓）	東京	四、六三七	大阪	[illegible]	福岡	二、八三七
燐寸（千圓）	兵庫	一四、五三八	大阪	[illegible]	愛知	三三六
工業藥品（千圓）	東京	一七、〇五八	大阪	[illegible]	山口	四、六九八
護謨製品（千圓）	兵庫	二三、〇三三	東京	一六、四五五	大阪	一〇、〇三四
化粧料品（千圓）	大阪	一六、〇九七	東京	二五、一七五	京都	三〇三
石鹸（千圓）	東京	一五、〇九九	大阪	一〇、三五六	長崎	一、一一三
小麥粉（千圓）	神奈川	二二、五三六	兵庫	八、八六五	福岡	五、三七八
鐵釘（千圓）	大阪	一、五三七	兵庫	二〇、八二〇	和歌山	五八

電氣

事業數

種別	大正元	一三	一四
電氣供給	四四五	六八〇	六六三
電氣鐵道	三三	一〇三	一一三
電氣供給兼營	四四	五七	五九
計	五二二	八四〇	八四五
自家用及官廳施設	一、一一九	四、四七二	四、九二九
合計	一、六四〇	五、三一二	五、七七四

資本金

種別		大正元	一三	一四
		千圓	千圓	千圓
拂込資金	供給	一二八、五三九	七七三、三四六	七六五、〇一七
	鐵道	一八、一五八	一三〇、三二三	一五四、一九三
	兼營	一四九、九四六	一、一二九、七三七	一、二九九、四三九
	計	二九六、六四四	二、〇三三、二〇五	二、二二八、六四九
社債及借入金	供給	二四、三三四	四一六、三三三	五〇四、三六七
	鐵道	六、七三三	九九、八一七	七三、七九一
	兼營	二〇、九二五	二五四、一六八	四九三、七三〇
	計	五一、九九五	七六〇、三一七	一、〇七〇、八七九

資本階別（各年末）

種別	大正元	一二	一三	一四
五萬圓未滿	一〇二	一一六	一三三	一五八
五萬圓以上	一三〇	一三三	一三三	一二七
十萬圓以上	一三八	二二四	二四〇	二三五
五十萬圓以上	三三	七六	七七	八八
百萬圓以上	二五	一一四	一三三	一三三
五百萬圓以上	二	四六	五二	四九
千萬圓以上	一	四九	五九	六五
計	四八一	七六八	八二三	八四五

十三年以前の分は支店營業所等を含まず。

電燈

種別	大正元	一三	一四
取付燈數（千）	四、〇九四	二四、四四七	二七、五三〇
燭光數（千）	三八、六一〇	四四〇、三三〇	四六一、〇七三
電力（基）	二八、二〇六	五五六、三三一	五七四、三六八
一戸（箇數）	一・六	二・八	二・八
平均（燭光）	二四・六	五四・八	四七・八

都市電燈（十四年末）

地名	需要家數（千）	燈數（千）	燭光數（千燭）	現在世帶一戸平均燈數	現在人口百人平均燭光數
大阪	四三九	一、九六八	四七、四九一	四・〇六	二、二四〇
東京	三九五	二、〇二〇	三九、九四一	四・六九	一、五〇〇
名古屋	一六〇	五七五	一三、二八三	三・五一	一、七二〇
京都	一五五	七八三	一六、四三三	五・二九	二、四三〇
神戸	一三三	五六八	二一、三三九	三・七六	一、七四〇
横濱	九〇	三〇四	六、二八七	三・二〇	一、五五〇
廣島	四四	一八〇	三、五七三	四・三一	一、八三〇
長崎	三九	一三三	二、七四二	二・〇二	一、四五〇
函館	三〇	一〇二	二、七八一	三・〇三	一、七一〇
金澤	三三	一二八	三、〇七三	三・二六	一、四一〇
熊本	三八	一三九	二、六六九	四・四六	一、八一〇
福岡	三六	一四六	三、二六八	五・二一	三、三三〇
札幌	三七	一一三	二、五五六	三・九四	一、六二〇
仙台	三七	一二六	二、四七一	四・三三	一、七四〇
呉	三五	八〇	一、七五七	二・六八	一、三六〇
小樽	三九	一一三	二、二九四	四・二三	一、七六〇
鹿兒島	三六	八八	一、三一七	三・六〇	一、三六〇
岡山	三七	一二八	一、九三九	四・九三	一、五六〇
八幡	三〇	七七	一、九八六	二・九五	一、三四〇
新潟	三三	七八	一、四五一	三・五八	一、六八〇
堺	三三	八六	一、七一七	三・七五	一、六三〇
横須賀	三一	六二	一、二一九	三・三四	一、〇九〇
佐世保	二七	五三	一、〇〇九	二・九四	一、〇五〇
門司	二一	八〇	二、〇二一	三・七〇	三、一二〇
和歌山	三三	八二	一、六二八	三・七七	一、七三〇
下關	一九	八〇	一、九一三	三・八五	三、〇七〇
濱松	一九	七六	一、五六七	四・〇四	一、六九〇
靜岡	一六	七六	一、二五六	四・七五	一、三六〇

電動機

種別	大正元	一三	一四
取付箇數	一八、〇九三	二〇、三八七	二三、八三一
馬力	六六、五六九	八三、九六五	九二、三五二
換算電力總數	六六、五六九	八三、九六五	九二、三五二
一需要家平均馬力	四・〇	四・一	四・〇

電燈時、電線

種別	大正元	一三	一四
亘長	二、七五二哩	二、九六〇哩	三、一三五哩
軌道延長 低壓	一、六三三哩	一、八八一哩	二、〇八三哩
軌道延長 高壓	二四八哩	二四八哩	二四八哩
軌道延長 特別高壓	八、七五九哩	一〇、七九九哩	一二、八三五哩
計	一〇、六五二哩	一二、九二八哩	一五、一七六哩

電氣機器製作高

種別	大正元	一三	一四
機器及器具	一、〇九二千圓	一、八六五千圓	二、一四六千圓
電球	二、九二六千圓	三、一五〇千圓	三、五五二千圓
電線及電纜	三、五三三千圓	四、〇三四千圓	四、六六八千圓
計	七、五五一千圓	九、〇五四千圓	一〇、三六六千圓

軌道

種別	大正元	一三	一四
軌道亘長	六三、九哩	六三、九哩	六三、九哩
軌道延長	一、四二八、九哩	一、四二八、九哩	一、四二八、九哩
車輛數	四、四〇八輛	四、四〇八輛	四、四〇八輛

電氣化學工業額（十四年中）

種別	金額	種別	金額
炭化石灰、窒素及硫酸安母尼亞	元、八五五千圓	鐵鋼及合金鐵	四、〇〇二千圓
電氣亞鉛	四、二一七噸	電氣銅、金、銀及丹礬	六六、六六六元
晒粉	五五四噸	其他	二、八四四千圓
セメント	九三、二〇〇噸	計	一〇、三六六千圓
加里鹽酸	三、九三〇噸		
性曹達	四、八五八噸		

電氣機器製作高

種別	大正元	一三	一四
機器及器具	一、〇九二千圓	一、八六五千圓	二、一四六千圓
電球	二、九二六千圓	三、一五〇千圓	三、五五二千圓
電線及電纜	三、五三三千圓	四、〇三四千圓	四、六六八千圓
計	七、五五一千圓	九、〇五四千圓	一〇、三六六千圓

發電力

種別	大正元	一三	一四
電氣供給事業	三五、七一八キロワット	二六、八五四キロワット	二八、七四七キロワット
電氣鐵道同上兼營	二、三五五キロワット	四、三五三キロワット	四、三五三キロワット
計	三八、〇七三キロワット	三一、二〇七キロワット	三三、一〇〇キロワット
自家用及官廳施設	六九、七二二キロワット	七六、三五二キロワット	八一、二五二キロワット
合計	一〇七、七九五キロワット	一〇七、五五九キロワット	一一四、三五二キロワット
電氣供給事業	二、一四七、八六〇キロワット	二、三五〇、八六〇キロワット	二、四五〇、八六〇キロワット
電氣鐵道同上兼營	一一、七二〇キロワット	六、〇二〇キロワット	六、〇二〇キロワット
計	二、一五九、五八〇キロワット	二、三五六、八八〇キロワット	二、四五六、八八〇キロワット
自家用及官廳施設	三五六、八六〇キロワット	三九六、八六〇キロワット	四一六、八六〇キロワット
合計	二、五一六、四四〇キロワット	二、七五三、七四〇キロワット	二、八七三、七四〇キロワット

發電水力

管轄區	札幌	仙臺	東京	名古屋	大阪	本廳	計
五千馬力未滿 地點	一五	九	三五	一五	一五	一	一〇六
五千馬力以上 馬力數	三〇、一五〇	三一、三五〇	三七、一四〇	三〇、〇六〇	三〇、〇六〇	一、七五〇	一六〇、六一〇
地點	六	三	五	四	四	一	二三
馬力數	六一、七五〇	三五、二四〇	五五、一四〇	四五、一四〇	四五、一四〇	一六、七五〇	二二九、四二〇
計 地點	二一	一二	四〇	一九	一九	二	一二九
馬力數	九一、八五〇	六六、五四〇	九二、五四〇	七五、二〇〇	七五、二〇〇	一八、四二五	三九〇、〇二〇

水系——右の内三萬馬力以上ある水系を示せば左の如し。

水系	地點	馬力	水系	地點	馬力
信濃	四	三五、七八九	利根	三	六、七九
阿賀野	三	三八、三五七	阿武隈	二	八、〇〇
木曾	六	二八、〇〇五	姫	三	二三、七〇
神通	五	三三、三二一	勝	三	二六、三五
天龍	三	二九、九二五	北上	三	三五、六四
庄	三	二六、二三五	九頭龍	二	一二、三五
黒部	三	二二、八六〇	手取	一	一〇、三五
石狩	三	八、八六〇	常願寺	一	九、三五
最上	三	八、八六〇	富士	一	七、三五
大井	三	六、三五〇			

發電水力利用額（十四年末現在）

道府縣	地點	馬力	未開始 地點	馬力
北海道	一	二四、八九〇	一	九、三四〇
青森	一	二、八〇〇	一	二、八〇〇
岩手	二	三、一〇〇	一	一、八〇〇
宮城	二	一四、八九〇	一	一、三〇〇
秋田	四	一三、二八〇	一	一、三〇〇
山形	四	八、三五〇	一	一、三〇〇
福島	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
茨城	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
栃木	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
群馬	五	二四、八九〇	一	一、三〇〇
埼玉	一	二、八〇〇	一	一、三〇〇
千葉	三	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
東京	一	二、八〇〇	一	一、三〇〇
神奈川	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
新潟	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
富山	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
石川	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
福井	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
岐阜	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
長野	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
愛知	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
三重	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
滋賀	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
京都	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
大阪	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
兵庫	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
奈良	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
和歌山	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
鳥取	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
島根	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
岡山	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
廣島	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
山口	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
德島	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
香川	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
愛媛	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
高知	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
福岡	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
佐賀	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
長崎	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
熊本	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
大分	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
宮崎	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
鹿兒島	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
沖繩	二	一二、七〇〇	一	一、三〇〇
合計	一三一	四一、三五〇	一三一	四一、三五〇

瓦斯

（各三月末）

道府縣	地點	馬力	未開始 地點	馬力
香川	一	三五〇		
愛媛	二	一、八九〇		
高知	二	一、八九〇		
福岡	四	三、六八〇		
佐賀	二	一、八九〇		
長崎	二	一、八九〇		
熊本	二	一、八九〇		
大分	二	一、八九〇		
宮崎	二	一、八九〇		
鹿兒島	二	一、八九〇		
沖繩	一	三五〇		
合計	二四	二〇、三五〇	一	三五〇

道府縣	地點	馬力	未開始 地點	馬力
京都	七	一、一四〇	六	一、三五〇
大阪	七	一、一四〇	三	一、三五〇
兵庫	八	一、一四〇	三	一、三五〇
奈良	二	一、一四〇	三	一、三五〇
和歌山	二	一、一四〇	三	一、三五〇
鳥取	二	一、一四〇	三	一、三五〇
島根	二	一、一四〇	三	一、三五〇
岡山	二	一、一四〇	三	一、三五〇
廣島	二	一、一四〇	三	一、三五〇
山口	二	一、一四〇	三	一、三五〇
德島	二	一、一四〇	三	一、三五〇
合計	四一	一二、五四〇	三九	一三、一五〇

本表は一箇年三千五百萬立方呎以上の瓦斯を消費する都市（接續町村を含む）の瓦斯事業の狀況を示したるものとす。

使用料——今日の實況に於てはメートル當付料と、瓦斯使用料との二種に分たれ、メートル當付料は北海道瓦斯會社の一箇月八錢を最低とし、普通十錢乃至十二錢にして、二十錢以上もまた少からず。次に瓦斯料金は東京瓦斯會社の千立方呎（二圓二十五錢（市内）を最低とし、最高は桑名瓦斯會社の五圓なり。

都市	需用戸數	燈火口數	熱用口數	一箇年供給量	都市	需用戸數	燈火口數	熱用口數	一箇年供給量
姫路	二、一八二	三、一四九	一、〇三二	千立方呎 三、三二一、三五〇	本	一、八九九	三、九二八	一、〇四三	千立方呎 三、三二一、三五〇
下關	一、六〇三	二、八六五	三、九七八	三、九七八、〇〇〇	桝	二、三二四	六、三五七	六、九三四	六、九三四、〇〇〇

主要瓦斯需要地

（十四年十二月末）

都市	需用戸數	燈火口數	熱用口數	一箇年供給量	都市	需用戸數	燈火口數	熱用口數	一箇年供給量
東京	五六、九五二	八二、八二〇	四四、〇三三	千立方呎 五三、九九二、〇〇〇	奈良	二、三五四	三、九二五	一、〇三五	千立方呎 三、三二一、三五〇
大阪	三五、九五二	五一、九二〇	二四、〇三三	二四、〇三三、〇〇〇	門司	一、八二〇	二、三五〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
名古屋	一〇、六五二	一四、九二〇	六、〇三三	六、〇三三、〇〇〇	若松	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
神戸	一〇、六五二	一四、九二〇	六、〇三三	六、〇三三、〇〇〇	八幡	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
廣島	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	小倉	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
橫濱	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	佐世保	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
京都	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	德島	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
岡山	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	高松	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
廣島	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	尼崎	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
小樽	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	須磨	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
函館	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	室蘭	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
濱松	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	熊谷	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
長崎	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	水戸	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇
濱	三、六五二	五、九二〇	二、〇三三	二、〇三三、〇〇〇	良	一、三五二	一、八二〇	一、〇三五	一、〇三五、〇〇〇

官營工場（十四年末）

種別	總數	内原動機使用工場	從業員
紡織工業	一	一	一、二五
金屬工業	三	一	一、二五
機械器具	三	一	一、二五
化學工業	一	一	一、二五
製材及木製品	八	七	一、四一
印刷製本	二	二	一、四一
食料品工業	三	二	一、四一
瓦斯電氣業	五	五	一、四一
其他工業	二	二	一、四一
計 大正一三	二四	二一	一、四一
元	二四	二一	一、四一

特許新案意匠及商標

種別	大正元	一三	一四
特許 出願	九、八四四	一〇、三五〇	一一、三五〇
特許 登錄	一、七二〇	二、〇五〇	二、三五〇
實用新案 出願	三、四一〇	三、三五〇	三、三五〇
實用新案 登錄	一、四八〇	一、七五〇	一、七五〇
意匠 出願	二、九七〇	三、〇五〇	三、三五〇
意匠 登錄	二、四八〇	二、七五〇	二、七五〇
商標 出願	三、三五〇	三、三五〇	三、三五〇
商標 登錄	二、三五〇	二、三五〇	二、三五〇
計 出願	一三、三五〇	一四、三五〇	一五、三五〇
計 登錄	四、二〇〇	四、八〇〇	五、三五〇

發明奬勵費交付額

（大正一五—昭和元年）

種別	金額	種別	金額
見本製作及試驗	九、七〇〇圓	發明表彰	一、二五〇圓
共進會	二、三五〇圓	研究設置	二、三〇〇圓
講演會	二、三五〇圓	計	四、〇五〇圓
懸賞募集	二、三五〇圓	大正一四	四、〇五〇圓

博覽會共進會及品評會

年次	道府縣	市町村	其他	計	主催者
大正元	一	一	一	三	開會數
	七	七	七	二一	同日數（經費千圓）
一三	一	一	一	三	開會數
	七	七	七	二一	同日數（經費千圓）
一四	一	一	一	三	開會數
	七	七	七	二一	同日數（經費千圓）

國際博覽會

我が國政府又は人民の外國博覽會に參同むるは、隣廻三年巴里萬國博覽會を始めとし明治四年には合衆國桑港工業博覽會への出品あり、同六年以後最近に至る迄の參加博覽會左の如し。(參加費は政府の參同費又は補助金額を示す)

年次	主催地及博覽會名	參加費
明治六	維也納萬國博覽會	千圓 三五、〇〇〇
七	倫敦萬國博覽會	八、八〇〇
八	メルボルン萬國博覽會	三〇、〇〇〇
九	フヰラデルフヰア萬國大博覽會	三〇、〇〇〇
一一	巴里萬國博覽會	三五、〇〇〇
一二	シドニー博覽會	三〇、〇〇〇
一三	メルボルン博覽會	三〇、〇〇〇
一四	伯林漁業博覽會	一、五〇〇
一五	同繭絲業博覽會	四
一六	アトランタ萬國工業博覽會	
一七	トリエスト萬國工業博覽會	
一六	アンゼルス博覽會	三〇、〇〇〇
一六	ボストン技術工業博覽會	三〇、〇〇〇
一六	倫敦萬國漁業博覽會	三〇、〇〇〇
一七	倫敦衛生博覽會	三〇、〇〇〇
一七	彼得堡園藝博覽會	二〇、〇〇〇
一七	ニユールレアンス萬國工業兼綿百年期大博覽會	三五、〇〇〇
一八	倫敦萬國燒物品博覽會	三〇、〇〇〇
一八	バヴアリヤ、ニユルンベルヒ金工博覽會	三〇、〇〇〇
二一	西班牙バルセロナ萬國博覽會	三〇、〇〇〇
二二	巴里萬國博覽會	三〇、〇〇〇
二二	彼得堡勸業博覽會附屬萬國衛生博覽會	三〇、〇〇〇
二二	彼得堡萬國監獄博覽會	三〇、〇〇〇
二三	市俄古萬國博覽會	三五、〇〇〇
二三	巴里萬國博覽會	三〇、〇〇〇
二四	グラスゴー博覽會	三〇、〇〇〇
二四	佛蘭西領河內東洋農工技藝博覽會	二〇、〇〇〇
二七	聖路易萬國博覽會	二〇、〇〇〇
二八	ポートランド萬國博覽會	二〇、〇〇〇

費府博覽會受賞者

大正十五年六月より同十一月末、迄米國費府に於て開催されたる米國獨立百五十年記念萬國博覽會に於ける本邦の受賞者左の如し。

【金牌】(銅甲)江崎榮造、(漆器)有限會社)森順次郎、(漆器)大垣昌訓、(七寶)太田藤四郎、安藤重兵衛、(象牙五重塔)駒井音次郎、(刺繍屏風)飯田新七、西村總左エ門、田中利七、(緞通)川嶋甚兵衛、(バスケット、落花生油、植物油、推茸、寒天、薄荷等)横濱雜貨商組合、(牙彫珊瑚鯨牙工)大日本水産工藝協會、(蒔繪)鈴木政吉(時計硝子)小西光澤堂、(セルロイド製品)日本輸出セルロイド製品同業組合聯合會、(絲瓜)靜岡縣生姜絲蒂椒落花生同業組合、(落花生)日本落花生協會、(豆粕)北海道製糖會社、(模造眞珠光珠)大阪工藝協會、(紙製品)美濃紙同業組合、鈴木虎松

【特別金牌】(製絲業實演)蠶絲業同業組合中央會、

【銀牌】(木版畫)長谷川武次郎、(漆器)二木成抱、(金工)岩井正敏、

【銅版】(木彫)吉田芳明、(木版畫)戸張孤雁

【大賞】(生絲)蠶紙業同業組合中央會、(眞綿)御木本幸吉、(七寶)七寶業出品組合、(雜貨)江崎榮造、(絹製品)日本輸出絹同業組合聯合會、(繻珍)西村總左エ門、田中利七、高島屋吳服店、(漆器)日本漆工會、(金工)日本金工聯合會、(玩具)東京玩具卸商同業組合、(羅紗毛氈)羅紗同業組合、(陶器及磁器)大日本窯業協會、(牙彫)東京牙彫商同業組合、(硝子)日本輸出硝子同業組合聯合會、(綠茶)茶業組合中央會議所、(眞田)日本輸出眞田同業組合聯合會、(組紐及同製品)日本輸出組紐物同業組合聯合會、(紙)土佐紙業組合、(紙製品)勅使河原眞次郎、

【名譽賞】(生絲)蠶絲業同業組合中央會、(御法川式生絲繰機械)同上、(風俗)日本百貨店協會、(家具)橫濱雜貨商組合、(魚油硬化油)同上、(水晶)甲府水晶同業組合、(紙製品)京都扇子團扇同業組合、(生姜醬椒)靜岡縣生姜瓜醬椒落花生同業組合、(ドロンワークレース)模造輸出織物加工同業組合

【名譽賞狀】(運輸)豐博覽會輸交通業者出品協會

同業組合

種別 大正二二 一三 一四

種別	大正二二	一三	一四
農業【組合聯合會】	一	一	一
商業【組合聯合會】	三五	三五	三五
工業【組合聯合會】	六九	六九	六九
山林【組合聯合會】	三五	三五	三五
水產【組合聯合會】	一三	一三	一三
計	一三五	一三五	一三五

重要物産同業組合

年次	組合數	內譯 工業關係	內譯 商業關係	內譯 聯合會
大正元	九六	六七	二九	一
一四	八五	五五	二九	一
昭和元	八五	五五	二九	一

種別(昭和元年末)

種別	組合數	種別	組合數
染色	一三	陶磁器	一二
織物	一三	木材	七
大少タオル	一	紙、紙製品	七
足袋	一	金屬製加工	七
莫大小	一	荒物	三
油濁味噌	一	藥工	一
醬油	一	漆器	一
米	一	及漆	一
雜穀	一	器	一
製粉	一	蔺草及同製品	一
製糖	一	麻	一
砂糖	一	石炭	一
酒類	一	木炭	一
清涼飲料	一	眞田	一
水產品	一	燐寸	一
菓子	一	硝子	一
藥	一	肥料	一
煉瓦	一	其他	一
計	一三	計	一三

重要輸出工業組合及輸出組合

年次	工業組合	同聯合會	輸出組合
昭和元	一三	一	一

産業組合數

種別	大正元	一四	昭和元
信用【販賣購買利用組合】	二、六三三	二、六三三	二、六三三
販賣【購買利用組合】	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇
購買【販賣利用組合】	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
利用【販賣購買組合】	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
信用購買利用組合	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇
信用販賣利用組合	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
信用販賣購買組合	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
信用購買組合	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇
信用販賣組合	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
信用利用組合	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
信用組合	二、六三三	二、六三三	二、六三三
計	一四、七四一	一四、七四一	一四、七四一

運輸交通

道路橋梁

道路種別

道路は國道、府縣道、市道、町村道の四等に區別さる。上級の道路と下級の道路とを綜合して復する場合、其部分は上級の道路に編入さる。

國道—(一)東京市より神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎭守府所在地、又は樞要の開港に達する路線、(二)主として軍事の目的を有する路線につき、主務大臣の認定したるもの。府縣知事之を管理す。其有効幅員四間(山地、其他特殊の箇所は三間)以上、勾配三十分一(特殊の箇所は十五分一、已むを得ざる箇所は四十間以内は十分一)以下、幅員中心線の半徑三十間(特殊の箇所は六間)以上、車輪の輪帶幅一寸につき百貫の荷重に耐ふる構造あるもの。

府縣道—(一)府縣廳所在地より隣接府縣廳所在地に達する路線、(二)府縣廳所在地より府縣內樞要の地、港津、又は鐵道停車場に達する路線、(四)府縣內樞要の地より之と密接の關係を有する樞要の地、港津、又は鐵道停車場に達する路線、(五)府縣內樞要の港津より、之と密接の關係を有する樞要の地、又は鐵道停車場に達する路線、(六)府縣內樞要の停車場より之と密接の關係を有する樞要の地、又は港津に達する路線、(七)數市町村を連結する重要なる幹線にして、其沿線地方と密接の關係を有する樞要の地、港津、又は鐵道停車場に達する路線、(八)樞要の港津又は鐵道停車場より之と密接の關係を有する橋梁又は渡船場を設け、一定の期間、橋錢又は渡錢を徵收するを得。管理者の許可又は承認を得て、橋梁又は渡船場を設け、一定の期間、橋錢又は渡錢を徵收するを得。管理者は特別の事由ある場合に限り、橋錢又は渡錢を徵收するを得。

準國道—國道、府縣道の隧道有効幅員は三間半以上とし、接續道路の幅員に二尺を加へたる幅員を縮小するを得しむ。高さは十五尺(特殊箇所は十三尺)以上とす。

道路政策更新

從來の道路改良計畫は、大正九年原內閣の當時道路會議の決定に基き、(一)全國々道二千里、(二)全國府縣道二萬一千里中四百里、(三)六大都市の街路改良を總額二億八千二百八十萬圓の補助を以て三十ヶ年間に完成することゝし、每年一千萬圓づゝ(初年度は四五百萬圓)支出することに決定しあるたが、大正十二年の大震災の影響をうけ、その後補助額は三百五十萬圓に削減され、その結果計畫ほとんど進行せず、八年間において僅に國道三十餘里餘、府縣道四里、六大都市街路の一部補裝を完成したるに過ぎず、然るに現內閣は產業立國の見地よりして此際道路政策の根本的更新を斷行する決心にて、(一)國道中約六百里、(二)都市計畫法適用都市全部の重要道路、(三)府縣道中約千五百里を昭和三年度以降十ヶ年內に完成(每年支出額一千萬圓)する新計畫を樹立せり。

乘合自動車全盛

乘合自動車の全國的發展に伴ひ、地方鐵道及び軌道會社は之が競爭に堪へず、憚恒たる苦境に立つことゝなりたるが、比較的其影響輕かるべしと見られたる國有鐵道に於ても、從來の運賃收入減少を防ぐ爲め、自動車運轉を開始するの已むなきに至り、大正十五年十月より東京、橫濱兩市の共同經營にて、京濱間國道乘合自動車を運轉すべく、昭和二年五月兩市より鐵道大臣に許可申請を爲したるが、使用車は三十人乘高級車五十台にして、今線を十三區に分ち、料金は區間選減法に依り全線六十錢、定期回數券四十八錢と爲す目論見なり。多分昭和三年より開始の運びとなるべしと。

京濱乘合自動車

東京、橫濱兩市の共同經營にて、京濱間國道乘合自動車を運轉すべく、昭和二年五月兩市より鐵道大臣に許可申請を爲したるが、使用車は三十人乘高級車五十台にして、今線を十三區に分ち、料金は區間選減法に依り全線六十錢、定期回數券四十八錢と爲す目論見なり。多分昭和三年より開始の運びとなるべしと。

國道路線

東京市を起點とするもの十終點及び經過地左の如し。

番號	終點	經過地又は分岐地	番號	終點	經過地又は分岐地
一	神宮	濱須、箱根、二島、沼津、富士川、清水、興津、靜岡、藤枝、金谷、島田、掛川、袋井、濱松、豊橋、二川、名古屋、四日市、津、三重縣三重郡水沢、四日市、宇治山田市、宮川町	二(甲)	金澤	長野縣上水内郡若槻村（までは十號路線）、高田、直江津、入善、魚津、高岡
			二(乙)	金澤	名古屋（までは一號路線）、加納、岐阜縣安八郡西大垣、隣ヶ原村、敦賀、疋田
三(乙)	鹿兒島	三重縣三重郡日永村（までは一號路線）、龜山、關、草津、大津、京都、大阪、大阪府西成郡鶴島村、小田村、尼崎、兵庫縣川邊郡伊丹町、瓦木村、西宮、本山村、魚崎、住吉村、御影、神戸、明石、姫路、兵庫縣飾磨郡飾磨村、岡山、笠岡、小田、下關、門司、小倉、福岡、佐賀縣三養基郡田代村、久留米、福岡縣三井郡國分村、水俣	三(甲)	鹿兒島	小倉（までは二號路線）中津、鹽越、別府、大分、宮崎、宮崎田野村、都城
			四	札幌	千住、宇都宮、福島、岩沼、仙臺、盛岡、青森縣三戸郡野澤村、青森、函館、小樽
五	青森	福島（までは四號路線）、米澤、山形、秋田、弘前	六	仙臺	千住（までは四號路線）、水戸（までは四號路線に接續）
七	千葉	浅草橋南詰（までは四號路線）、市川	八	甲府	日本橋通一丁目（までは一號路線）、八王子、小原、上野原
九	前橋	日本橋本石町（までは一號路線）、板橋、浦和、高崎	一〇	秋田	高崎（までは九號路線）、長野、北佐久郡西長倉村、長野、上水内郡若槻村、飯山、小千谷、長岡、新發田、鶴岡、酒田、本莊

番號	終點	經過地又は分岐地	番號	終點	經過地又は分岐地
一一	旭川	札幌（までは四號路線）、岩見澤	一二(甲)	旭川	青森（までは四號路線）、室蘭、岩見澤
一二(乙)	旭川	栃木縣宇都宮（までは四號路線）	一三	愛知縣高師村	愛知縣豐橋（までは一號路線）
一四	横須賀	横濱（までは一號路線）、神奈川縣久良岐郡金澤村	一五	吳	横濱市本町（までは三十一號路線）、大阪市東區本町二丁目（までは十六號路線）、神戸市元町二丁目（までは二號路線）
一六	大阪港				
一七	神戸港				
一八	佐世保	武雄（までは二十五號路線）、京都府天田郡下豐富村（までは十八號路線）、舞鶴、敦賀（までは十二號路線）	一九	舞鶴	

其他一起點及び終點左の如し。

番號	起點	終點
特一	千葉縣千葉郡津田沼町	同縣印旛郡千代田村
二	神奈川縣足柄下郡湯泉村	靜岡縣富士郡加島村
三	靜岡縣濱東郡十岡村	同縣同郡玉穗村
四	愛知縣豐橋市	同縣渥美郡二川村
五	愛知縣渥美郡高師村	同縣同郡高豐村
六	愛知縣渥美郡福江町	愛知縣渥美郡伊良湖岬村
七	同縣同郡福江町	同縣同郡同町大字中山

番號	起點	終點
特八	長崎縣北松浦郡佐世保町大字佐世保	長崎縣北松浦郡江迎村大字江迎
二一	神奈川縣三浦郡浦賀町大字浦賀	同縣同郡同町大字安保
二二	神奈川縣三浦郡田浦町大字田浦	同縣同郡同町大字北里
二三	廣島縣賀茂郡阿賀町	同縣下閉郡鶴知村大字鶴知字濱際
二四	香川縣仲多度郡龍川村（までは二十二號路線）、善通寺、琴平、池田	同縣同郡同村大字同字口神
二五	長崎縣東彼杵郡日字村編石免	同縣同郡同村大字同字竹數
二六	千葉縣東葛飾郡	同縣同郡豆酘村
二七	靜岡縣駿東郡原町	同縣同郡鰐原町
二八	栃木縣鹽原町	同縣同郡同村
二九	愛知縣名古屋市	同縣同郡同町
三〇	愛知縣高師村	同縣同郡同村
三一	横須賀	同縣同郡同村
三二	吳	同縣同郡同町
三三	佐世保	同縣同郡同村
三四	舞鶴	同縣同郡同村
三五(甲)	舞鶴	同縣同郡東方村
三六(乙)	舞鶴	同縣同郡東方村
三七	大阪港	同縣同郡鎭西村
三八	神戸港	長崎縣東彼杵郡千綿村
		同縣同郡宇品町
		同府同島扇村
		同府同郡東大浦村
		同縣同郡同村大字金田
		同縣同郡同町大字宇瀨水
		同縣同郡同村
		同縣同郡同村
		同縣同郡同村
		同縣同郡同町大字三七九番地先
		同縣同郡同村
		同縣同郡同村
		同縣同郡同村
		同縣同郡塚田村
		同縣同郡須山村

道路延長

（十四年五月末現在）

府縣	國道	府縣道	市道	町村道
東京	三	一三	一、八二〇	一、七九五
京都	三	一三	一、一七九	一、一五五
大阪	三	一三	一、一七九	一、一五五
神奈川	三	一三	一、一七九	一、一五五
兵庫	三	一三	一、一七九	一、一五五
長崎	三	一三	一、一七九	一、一五五
新潟	三	一三	一、一七九	一、一五五
埼玉	三	一三	一、一七九	一、一五五
群馬	三	一三	一、一七九	一、一五五
千葉	三	一三	一、一七九	一、一五五
茨城	三	一三	一、一七九	一、一五五
栃木	三	一三	一、一七九	一、一五五
福島	三	一三	一、一七九	一、一五五
宮城	三	一三	一、一七九	一、一五五
岩手	三	一三	一、一七九	一、一五五
青森	三	一三	一、一七九	一、一五五
秋田	三	一三	一、一七九	一、一五五
山形	三	一三	一、一七九	一、一五五
北海道	三	一三	一、一七九	一、一五五
富山	三	一三	一、一七九	一、一五五
石川	三	一三	一、一七九	一、一五五
福井	三	一三	一、一七九	一、一五五
岐阜	三	一三	一、一七九	一、一五五
愛知	三	一三	一、一七九	一、一五五
三重	三	一三	一、一七九	一、一五五
滋賀	三	一三	一、一七九	一、一五五
京都	三	一三	一、一七九	一、一五五
大阪	三	一三	一、一七九	一、一五五
兵庫	三	一三	一、一七九	一、一五五
奈良	三	一三	一、一七九	一、一五五
和歌山	三	一三	一、一七九	一、一五五
鳥取	三	一三	一、一七九	一、一五五
島根	三	一三	一、一七九	一、一五五
岡山	三	一三	一、一七九	一、一五五
廣島	三	一三	一、一七九	一、一五五
山口	三	一三	一、一七九	一、一五五
徳島	三	一三	一、一七九	一、一五五
香川	三	一三	一、一七九	一、一五五
愛媛	三	一三	一、一七九	一、一五五
高知	三	一三	一、一七九	一、一五五
福岡	三	一三	一、一七九	一、一五五
佐賀	三	一三	一、一七九	一、一五五
長崎	三	一三	一、一七九	一、一五五
熊本	三	一三	一、一七九	一、一五五
大分	三	一三	一、一七九	一、一五五
宮崎	三	一三	一、一七九	一、一五五
鹿兒島	三	一三	一、一七九	一、一五五
沖縄	三	一三	一、一七九	一、一五五
計	三	一三	一、一七九	一、一五五
大正一三元	三	一三	一、一七九	一、一五五

道路費

種別	大正一一	一二	一三
國道 新設改正	千圓 三、三八一	千圓 三、八四一	千圓 三、九六三
國道 維持修繕	三、八四一	三、九六三	四、一三五
府縣道 新設改築	三、九〇一	三、九〇一	三、九〇一
府縣道 維持修繕	三、九〇一	三、九〇一	三、九〇一
市道 新設改築	六、八〇一	六、八〇一	六、八〇一
市道 維持修繕	六、八〇一	六、八〇一	六、八〇一
町村道 新設改築	八、〇一	八、〇一	八、〇一
町村道 維持修繕	八、〇一	八、〇一	八、〇一
計	八、〇一	八、〇一	八、〇一

×印は道路法に依る市内道路、○印は郡市計畫法に依る市内道路の費用なり。

東京より道府縣に至る里程

道府縣廳所在	里程	道府縣廳所在	里程
京都京都市	三三	山形山形市	九七
大阪大阪市	四四	秋田秋田市	一五六
神奈川横濱市	八	編非編非市	四四
兵庫神戸市	二五	石川金澤市	二八
長崎長崎市	二八	富山富山市	二七
新潟新潟市	八七	鳥取鳥取市	九八
埼玉浦和町	六	島根松江市	二三
群馬前橋市	二六	岡山岡山市	一八六
千葉千葉市	一〇	廣島廣島市	二一
茨城水戸市	二九	山口山口町	二五五
栃木宇都宮市	二七	和歌山和歌山市	二五三
奈良奈良市	二四	德島德島市	一七九
三重津市	二四	香川高松市	二七
愛知名古屋市	二九	愛媛松山市	二六
靜岡靜岡市	一四	高知高知市	二四四
山梨甲府市	三三	編岡編岡市	二三
滋賀大津市	二四	大分大分市	二六
岐阜岐阜市	二四	佐賀佐賀市	二八
長野長野市	三	熊本熊本市	二三
宮城仙臺市	三	宮崎宮崎市	三七
福島福島市	三	鹿兒島鹿兒島市	三七
岩手盛岡市	四一	沖縄那覇市	四四
青森青森市	一四四	北海道札幌市	三六

諸車（各三月末）

種別	大正元	一四	一五
自動車 乘用	一、七二	一、九六	二、三六
自動車 貨物	一、四七	一、八三	二、三六
自轉車 自動道	四、七七	八、九五	一〇、八四
自轉車 道路	四、七七	八、九五	一〇、八四
自動自轉車	一、一三	一、一三	一、一三
牛馬車 乘用	一、一三	一、一三	一、一三
牛馬車 荷積	一、一三	一、一三	一、一三
荷車	一、一三	一、一三	一、一三
人力車	一、一三	一、一三	一、一三

交通事故（十四年）

種別	衝突	死者	傷者
自動車	二、三五二	六八	二、八四三
電車	二、三五二	六八	二、八四三
自轉車	二、三五二	六八	二、八四三
自動自轉車	二、三五二	六八	二、八四三
牛馬車	二、三五二	六八	二、八四三
人力車	二、三五二	六八	二、八四三
其他諸車	二、三五二	六八	二、八四三

鐵道事故（別項記載）を除く。

橋梁

種別	大正元	一〇	一三
國道	八、八三八	八、八三八	八、八三八
府縣道	五、二一〇	五、二一〇	五、二一〇
市町村道	七、〇三三	七、〇三三	七、〇三三
計	二〇、九八一	二〇、九八一	二〇、九八一
鐵橋	三、三五	三、三五	三、三五
木橋	八、四六六	八、四六六	八、四六六
石橋	二、一五一	二、一五一	二、一五一
其他	一、一三一	一、一三一	一、一三一
計	一四、九八一	一四、九八一	一四、九八一

橋梁は橋の長さ六尺以上のもののみを採り、七厘三尺以上の仕繰は之を除けり。

延長一十三里八町末現在橋梁延長は（イ）國道三百十九里十九町、（ロ）府縣道二百十六里二十二町、（ハ）市道十六里十八町、（ニ）町村道六百三十七里二十七町なり。

鐵道

國有鐵道賃金及料金

旅客事車賃金—三等普通旅客賃金率左の如し。二等は三等の二倍、一等は三等の三倍、四年以上十二年未滿の小兒は半額。

種別	上段	下段	汽船
一等	大型	青森函館間	壹圓
	小型	下關釜山間	七拾五錢
二等		稚内大泊間	五拾錢
		青森函館間	三拾五錢

乘車券通用期間—

種別	
片道乘車券	百哩迄二日、以上百哩を增す每に一日を加ふ。
往復乘車券	片道通用期間の二倍
回遊乘車券	百哩迄三日、以上百哩を增す每に一日を加ふ。通行期間內に乘車したるときは乘車中に通行期間を經過する二日
普通急行券	有效
特別急行券	當日限
列車	

【途中下車】左の回數を限り、途中任意の驛(下車し、他の列車又は汽船に乘續くを得(哩程は各片道にして航路を算入せず)

五十哩未滿	一回
三百哩未滿	二回
七百哩未滿	千二百哩以上 四回

定期券料金—等級、哩數、期間に依り差等あり。普通は三等、二等、他は三等に限らる。其各三等賃金左の如し。

區間	學生	職工
一箇月三箇月六箇月十二箇月	一箇月三箇月六箇月十二箇月	一箇月三箇月

哩分	普通 一箇月	普通 三箇月	普通 六箇月	普通 十二箇月	學生 一箇月	學生 三箇月	學生 六箇月	學生 十二箇月	職工 一箇月	職工 三箇月
五〇	四錢	一一錢	二一錢	四二錢	二錢	五錢	一〇錢	二〇錢	五錢	一四錢
五一—六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六一—七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七一—八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八一—九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九一—一〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一〇一—一一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一一一—一二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一二一—一三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一三一—一四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一四一—一五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一五一—一六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一六一—一七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一七一—一八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一八一—一九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一九一—二〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二〇一—二一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二一一—二二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二二一—二三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二三一—二四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二四一—二五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二五一—二六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二六一—二七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二七一—二八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二八一—二九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
二九一—三〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三〇一—三一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三一一—三二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三二一—三三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三三一—三四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三四一—三五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三五一—三六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三六一—三七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三七一—三八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三八一—三九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
三九一—四〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四〇一—四一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四一一—四二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四二一—四三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四三一—四四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四四一—四五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四五一—四六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四六一—四七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四七一—四八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四八一—四九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
四九一—五〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五〇一—五一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五一一—五二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五二一—五三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五三一—五四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五四一—五五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五五一—五六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五六一—五七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五七一—五八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五八一—五九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
五九一—六〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六〇一—六一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六一一—六二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六二一—六三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六三一—六四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六四一—六五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六五一—六六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六六一—六七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六七一—六八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六八一—六九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
六九一—七〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七〇一—七一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七一一—七二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七二一—七三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七三一—七四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七四一—七五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七五一—七六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七六一—七七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七七一—七八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七八一—七九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
七九一—八〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八〇一—八一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八一一—八二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八二一—八三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八三一—八四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八四一—八五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八五一—八六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八六一—八七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八七一—八八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八八一—八九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
八九一—九〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九〇一—九一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九一一—九二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九二一—九三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九三一—九四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九四一—九五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九五一—九六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九六一—九七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九七一—九八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九八一—九九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
九九一—一〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四

以上零哩五分を增す每に下の金額を加ふ

一〇一—一〇五	四錢	一一錢	二一錢	四二錢	二錢	五錢	一〇錢	二〇錢	五錢	一四錢
一〇六—一一〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一一一—一一五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一一六—一二〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一二一—一二五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一二六—一三〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一三一—一三五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一三六—一四〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一四一—一四五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一四六—一五〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一五一—一五五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一五六—一六〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一六一—一六五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一六六—一七〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一七一—一七五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一七六—一八〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一八一—一八五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一八六—一九〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一九一—一九五	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四
一九六—二〇〇	四	一一	二一	四二	二	五	一〇	二〇	五	一四

定期乘車券を購求するには、驛長の請求に依り、(一)學生、生徒にありては、住所氏名及生年月日を記載したる學校長發行の在學證明書、(二)職工、徒弟、人夫にありては住所、氏名及び生年月日を記載したる、工場長又は支配人發行の通勤證明書、(三)前各號以外の小兒にありては戶籍抄本を提出せざるべからず。定期乘車券を使用する者は任意の途中驛に乘降するを得るも、行商人及び呼賣部人の携帶する商品の外、手荷物及び旅客附隨小荷物を託送するを得ず。

回數券料金—二十五回分一册(通用期間三箇月)にて、三等二等の二種あり、料金は等級、哩數に從ひ差等あり、一册分の三等料金左の如し。回數券は記名人及び其同行者四名以內に限り之を使用するを得。大人用券は其一片を以て小兒二名、小兒用券は其二片を以て大人一名之を使用するを得。

區間	料金	區間	料金	區間	料金	區間	料金
哩	圓錢	哩	圓錢	哩	圓錢	哩	圓錢
一—二五	一•〇五	五一—五五	二•一〇	一〇一—一〇五	四•二〇	一五一—一六〇	六•三〇
二六—三〇	一•一〇	五六—六〇	二•三〇	一〇六—一一〇	四•四〇	一六一—一七〇	六•六〇
三一—三五	一•三〇	六一—六五	二•五〇	一一一—一一五	四•六〇	一七一—一八〇	六•九〇
三六—四〇	一•五〇	六六—七〇	二•七〇	一一六—一二〇	四•八〇	一八一—一九〇	七•二〇
四一—四五	一•七〇	七一—七五	二•九〇	一二一—一二五	五•〇五	一九一—二〇〇	七•五〇
四六—五〇	一•九〇	七六—八〇	三•一〇	一二六—一三〇	五•三〇	二〇一—二一〇	七•八〇
		八一—八五	三•三〇	一三一—一三五	五•五五	二一一—二二〇	八•一〇
		八六—九〇	三•五〇	一三六—一四〇	五•八〇	二二一—二三〇	八•四〇
		九一—九五	三•七〇	一四一—一四五	六•〇五	二三一—二四〇	八•七〇
		九六—一〇〇	三•九〇	一四六—一五〇	六•三〇	二四一—二五〇	九•〇五

五〇哩以上一哩を增す每に金三十五錢を加ふ。

特種割引—左に揭くる場合には、其旅客に對し、各所定の賃金割引行はる。

(一)官公立及び認可學校の教員、生徒監、舍監、學生、生徒旅行の場合、學生、生徒に對しては三等、其他に對しては二三等の賃金二割低減さる。但し小兒は此限にあらず。

(二)軍人、軍屬の遺族にして、靖國神社大祭、又は陸海軍、道府縣郡市の擧行する招魂祭に參拜の爲め往復旅行を爲す時は、二三等の賃金五割低減さる。

(三)官公衙、官公立學校、公法人、公益法人又は官公衙より相當の補助を受け、上記以外の者が開催せる博覽會、共進會、品評會、學生展覽會の出品人及び關係役員が往復旅行を爲す場合、大人に限り、二三等賃金の二割低減さる。

(四)公法人又は公益法人の總會、大會等に參列する者百名以上往復旅行を爲すときは大人に限り、二三等の賃金二割低減さる。

(五)官公衙、官公立學校、認可學校、教育會又は公益法人が開催する、教育に關する斯道關係者の大會若しくは講習會、官公衙又は公益法人が開催する感化、救濟、地方改良に關する斯道關係者の大會又は講習會、又は大會に參列する者、往復旅行を爲すとき、百名以上のときは二三等賃金三割、三百名以上のときは同五割低減さる。

(六)鐵道省の指定せる孤兒院、養育院、感化院、懲正院、免囚保護會等に於て救護又は保護を受くる者旅行の場合には、三等賃金五割低減さる。被救護者老幼、不具又は逃走の虞ある爲め鐵道省に於て特に附添人を要すと認めたるときは、被救護者一人につき附添人一人を限り、被救護者と同一の割引與へらる。右の割引を受けたる者は、急行料金を要する列車又は汽船を用ふるを得ず。

(七)鐵道省指定の地に移住する移民の旅行には、移住地に至る片道一回を限り、三等賃金五割低減さる。

(八)鑛業紹介所の紹介に依り就職する者旅行の場合には、其紹介月額百圓を超ゆる者に對しては、鐵道省必要に應じ代表者より其運賃豫定額一割以內を豫納せしむ。

列車貸切賃金—使用客車の定員に對する大人三等二百人以上五百人以下の賃金額(最低二十五哩に對する大人三等二百人分賃金)を以て、編成用車輛を客車にて廻送する要あるときは廻送料金を要し、列車又は車輛を同一驛に六時間以上滯留せしむるときは留置料金を要す。

客車貸切賃金—客車の貸切には使用車の全車又は車室の定員に對する大人賃金を徵され、寢台車の全車又は車室の貸切には、寢臺定員に對する大人賃金及び寢臺料金を要し、貸切車を急行列車に連結するときは、急行料金を徵さる。客車廻送料、留置料金等は列車貸切の場合に同じ。左の車輛の貸切には、左の人員を定員として賃金を徵さる。何れも二十五哩分を最低賃金とす。

種別	等級	人員	種別	等級	人員
特別車	一等	一〇	病客車	大	三〇
展望車	一等	一〇		小	二〇
板車	甲號	一三	手荷物緩急車	大	三三
	乙號	一五		小	二〇

板車、病客車、其他の車輛を借切り、死體を運送する場合には右賃金の外に、死體運賃を要す。手荷物緩急車は橫臥患者輸送の場合の例に依る。

手、小荷物運賃—手、小荷物は旅客列車、混合列車に依り運送さる。

【手荷物】旅客の旅行に必要なる物品に限られ、左の品類は除外さる。旅客一人に付一等百斤、二等七十斤、三等五十斤迄無賃(小兒は半量)。超過斤量に對しては普通小荷物の運賃(乘車賃金の割引を受くる移民の手荷物につきては其五割を低減したるもの)を徵さる。

(一)長五尺、幅及厚三尺、容積三十立方尺又は重量二百五十斤以上のもの、(二)他の物品を損ずる虞あるもの、(三)臭氣を發し又は不潔なるもの、(四)商品、(五)車輛類、(六)荷造不完全なるもの。

【小荷物】通常、特種の二種に別たる。茲には通常小荷物のみの運賃を示す。(一)長さ七尺(幅及厚さ五寸以内のものは長さ十尺)幅及厚さ三尺五寸、容積二十立方尺又は重量五十斤を超ゆるもの(絹綿、絹織物、鮮魚にありては八十斤)但し小動物及死體は此限にあらず、(二)火藥類、危險品、(三)他の物品を損ずる虞あるもの、(四)臭氣を發し又は不潔なるもの、(五)荷造不完全のものは小荷物として託送するを得ず。

哩程	二斤迄	四斤迄	七斤迄	十斤迄	十五斤迄	二十斤迄	以上毎斤迄
五〇哩迄	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢
一五〇 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃
三〇〇 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃
三〇〇哩以上毎三百哩	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃	五 〃

【旅客附隨小荷物】(一)人力車、自動自轉車につき一輛、(二)積載量五十斤以内の小動物及び犬にして旅客の攜帶する商品(貨幣品を除く)、(四)行商人の攜帶する商品、(五)旅客自用の商品運搬車一人につき一輛、(五)旅客自用の藥器、寫眞機械、測量用器具、(六)度量衡檢查用具、(七)逓信官吏の攜帶する度量衡檢查用具、(七)逓信見本(通常小荷物制限内のもの)は旅客附隨小荷物として託送するを得。但し第三號又は第四號の物品運送距離五十哩を超ゆる場合は此限りにあらず。旅客附隨小荷物の運賃は、左に揭ぐるものを除く外、小荷物の運賃に從ふ。

旅客自用自轉車
五十哩迄　毎一輛　四〇錢
五十哩以上　毎一輛毎一哩　三錢

行商人、呼賣商人の攜帶する商品

哩程	二十五斤迄	五十斤迄	百斤迄
二十五哩迄	二〇錢	三五錢	五五錢
五十哩迄	三〇錢	五〇錢	八〇錢

【手、小荷物運送料金】

普通運達(手荷物小荷物)	毎一個	一〇錢
特別運達(手荷物)東京、大阪市内	〃	無料
〃(小荷物)其他	〃	三〇錢
急速運達(小荷物)東京、大阪市内	〃	二〇錢
〃 其他	〃	一五錢
	〃	一〇錢

普通運達(手荷物小荷物)毎一個一〇錢、特別運達(手荷物)東京、大阪市内三〇錢、其他二〇錢、急速運達(小荷物)東京、大阪市内二〇錢、其他一〇錢

其他荷造不完全にして、保管に適せざるものは、一時預りの取扱を爲さず。

自轉車、乳母車　毎一輛　三〇錢
易損品、貴高品、貴重品　毎一個　二〇錢
其他　〃　一〇錢

貨物賃金及料金　特定の場合の外等級、扱種別、哩程及び數量に依り運賃を異にす。等級は一級、二級、三級、四級、九級(五級品は徵して粗大なる物、原料品等にして、四級より二級に上るに從ひ漸次品質、價格の高きものを含み、一級品は精巧なる加工品なり)及び級外(第一種火藥類、第二種危險品、第三種家畜、第四種自己の車輪にて運轉する車輛類、第五種死體、第六種特種貴重品、第七種臨時の約束に依り運送するも貨物)の六に區別せられ、扱種別は小口扱、特別小口扱、貸切扱及び特種扱の四に分たる。特種扱は級外品中第一、第三、第四及び第五種貨物に限られ、特別小口扱は級外品及び一個の長さ十四尺、重量二百斤、容積四十立方尺を超ゆる貨物を取扱はず、其他は凡て無等級を以て取扱ひ、且つ特定貨物を除く外一定區域(約一里半以内)まで無料集配さる。運賃大略別表の如し。但し一口の運賃小口扱にありては最低二十錢、貸切扱及び級外品第三、第五種にありては最低四圓とす。

【保管料、留置料】(一)貨主が貨物託送前、自己の責任を以て貨物を驛構内に留置し、託送又は搬出の請求に應ぜざる時は、其後の時間に對し二十四時間迄毎に一囘又は其未滿に付三十五錢の割合に依り貨物留置料を徵せらる。(二)二時間毎に一囘に付五十錢の割合を以て貨車滯留料を徵せらる。(三)荷受人が貨物引取時間(火藥類は二時間、級外品第五種は六時間、動物、級外品第三種及び同第二種は十二時間、其の他は到着の通知を發したる日共二日間)内に貨物の引渡を請求せざる場合は、引取時間經過後左の割合に依り保管料を徵收さる。

一、小口扱(級外品及び貴重品を除く)　特別小口扱　百斤迄毎に　四錢
二、小口扱中級外品、貴重品及特別小口扱中運賃增加のもの　同　入錢
三、貸切扱(級外品を除く)及級外品第四種　一圍迄毎に　七十錢
四、貸切扱中級外品　同　一圍四十錢
五、級外品第一種　百斤迄毎に　十二錢
六、級外品第三種　一頭毎に　四十錢
七、級外品第五種　一箇毎に　五圓

(四)荷受人が貨物の引渡を受けたる後其の續出を爲さざる場合は、引取時間内に貨物の引渡を受けたる場合に於ては引取時間經過後、又引取時間經過後に貨物引渡を受けたる場合に於ては、貨物保管料計算時間經過後二十四時間迄毎に前項の貨物保管料の二分の一を徵さる。尚ほ以上の保管料及び留置料金は、貨物輸送の爲め運送上濕損を來す虞ある場合に於ては驛に依り二倍乃至三倍を徵せらるゝことあるべし。

【貨物運賃】

哩程	小口扱(百斤につき) 一級	二級	三級	四級	五級	貨切扱(一噸につき) 一級	二級	三級	四級	五級
一五哩	(一)五錢	(一)四錢	(一)三錢	(一)二錢	(一)一錢	(一)五錢	(一)四錢	(一)三錢	(一)二錢	(一)一錢
一七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)四 〃	(一)三 〃	(一)二 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)四 〃	(一)三 〃	(一)二 〃
一九 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)四 〃	(一)三 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)四 〃	(一)三 〃
二一 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)四 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)四 〃
二三 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(一)五 〃
二五 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(一)六 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(一)六 〃
二七 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(一)七 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(一)七 〃
二九 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(一)八 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(一)八 〃
三一 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(一)九 〃
三三 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)〇 〃
三五 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)一 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)一 〃
三七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)二 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)二 〃
三九 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)三 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)三 〃
四一 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)四 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)四 〃
四三 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(二)五 〃
四五 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(二)六 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(二)六 〃
四七 〃	(三)一 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(二)七 〃	(三)一 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(二)七 〃
四九 〃	(三)二 〃	(三)一 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(二)八 〃	(三)二 〃	(三)一 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(二)八 〃
五〇 〃	(三)三 〃	(三)二 〃	(三)一 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃	(三)三 〃	(三)二 〃	(三)一 〃	(三)〇 〃	(二)九 〃
以上五〇哩毎	一〇〇斤迄の運賃率の五分の一					一〇〇斤迄の運賃率の五分の一				

主要區間連轉時間

區間	特急	急行	直行
高松 今治間	—	—	五・〇
名古屋 由田間	—	—	三・五
上野 新潟間 (本線)	一一・五	一二・五	一四・〇
上野 新潟間 (磐越)	—	—	一三・〇
飯田町 裏野間	—	—	二・二〇
飯田町 名古屋間	—	—	一五・〇
函館 札幌間	八・三五	八・五〇	一〇・四〇
函館 札幌間 (名寄より)	九・一一	一三・四五	—
函館 内地間 (名寄より)	—	三・四五	—
門司 長崎間	六・三三	八・〇〇	—
門司 宮崎間	一〇・四〇	一三・一〇	—
神戸 青森間	—	三・四〇	—
京都 大社間	—	二・三〇	—

區間	特急	急行	直行
東京 下關間 (上)	一三・三五	一五・三〇	一八・〇〇
東京 下關間 (下)	一三・〇〇	一五・〇〇	一七・三〇
東京 神戸間 (上)	一二・一〇	一三・四〇	一六・〇〇
東京 神戸間 (下)	一二・二〇	一四・〇〇	一六・三〇
名古屋 (本線) 常磐	—	一七・〇〇	二〇・三〇
名古屋 (常磐) 奥羽	—	二五・三五	二八・〇〇

鐵道局

六箇所を設け、鐵道省の事務を分掌す。其名稱、管轄區域左の如し。

名稱	管轄區域
東京	(東海道線(沼津以東)、中央線(八王子以東)、東北線、磐越線(小川町以南)、常磐線(平以南)、武蔵線、信越線(輕井澤以南))
名古屋	(東海道線(沼津以西及び武豊線)、中央線(八王子以西)、北陸線、信越線中直江津輕井澤間)
神戸	(東海道線(米原以西)、山陽線(姫路以西を除く)、山陰線(園部以西を除く)、舞鶴線、宇野連絡船、各航路)
門司	(鹿兒島線、長崎線、佐世保線、肥薩線、日豐線、日田彦山線、筑豐線、唐津線、鹿兒島線、門司、宮崎間電信線路)
函館	(北海道全線、青森連絡船、青函間、青森、大湊間各航路)
札幌	(函館本線(森以西)、室蘭線、千歲線、根室線(釧路以東)、石北線、宗谷線、函館、札幌間電信線路)

鐵道會議

鐵道大臣の監督に屬し、豫定鐵道線路の變更、又は豫定線中新に工事に着手するもの等につき審議し、其他鐵道に關する事項につき、鐵道大臣の諮詢に應へ、又は關係各大臣に建議す。議長一人、議員四十人以内を以て組織せられ、議長は鐵道大臣之に當り、議員は關係各廳高等官及び學識經驗ある者の中より命ぜらる。臨時必要ある場合には臨時議員置かる。

本表は同補別列車中最も速き列車を選び上下別なきものは下り列車を選定せり。

國鐵豫定線追加

第五十二議會の協贊を經て、昭和二年三月三十日、(一)岩手縣花巻、釜石間、(二)千葉縣我孫子、埼玉縣大宮間、(三)埼玉縣與野、東京府立川間、(四)新潟縣白山、新發田間、(五)愛知縣岡崎、岐阜縣多治見間、(六)長崎縣喜々津、浦上間の六線增補さる。

私設五鐵道買收

第五十二議會の協贊を經て、政府は昭和二年度に於て左記五鐵道を買收する事となる

會社	哩程（哩分）	概算價格（千圓）
水戸鐵道	二〇・四四	三、三八三
陸奥鐵道	一三・四四	二、三〇〇
越後鐵道	六〇・九	三、四四三
苫小牧鐵道	三五・五五	一、四〇〇
日高拓殖鐵道	一三・三五	六九二
計	一四三・五五	一一、〇四一

國鐵改良施設

國鐵電化計畫改訂―政府は昭和二年度以降の國鐵電化計畫豫算を別項の如く改訂し、同時に信濃川水力及び鶴見火力發電所の工事に着手する豫定なりしも、內閣更迭の結果、信濃川發電所施工に就ては今一應調査を加ふる事とし、電氣運轉に就ても更に經濟的調査を爲す事となりたるを以て、自然全體の電化計畫にも多少の動搖を免れまじき形勢となりたるが、現狀を以てすれば、東京小田原間、大船橫須賀間は旣に電氣列車運轉開始され、小田原熱海間は昭和二年末までに工事完成し、電車區間にありて田端より赤羽まで、國分寺より立川までの延長は、昭和三年三月中に完成の豫定にて、此他昭和二年度着手のものに(一)國分寺八王子間、(二)八王子甲府間、(三)東京大宮間、(四)國府津沼津間あり、四年度よりは更に大津明石間の電化に着手する豫定なり。

貨物特別小口扱開始―小荷物を簡便迅速に輸送する爲め、昭和二年二月一日より特別小口扱なる制(委細國鐵運賃の項參照)新設され、此の爲め同月十六日より、急速度の指定貨物列車を東京大阪間に三本、下關大阪間に二本、秋葉原上野靑森間二本を配置し、之を幹線として各支線に連絡す。

運送合同と取締―運送合同は其後着々進行し、全國二千四百驛の中二千七十七驛の合同實現し、尙合同計畫中のものあるを以て、結局二百位の合同不可能のものを殘して全部合同するものと見られつゝあるが、右合同による獨占の弊害を救はん爲、鐵道省は(一)全國三十五の運輸委員會に於て決定せる賃率を勵行せしむる事、(二)東京附近の如き運輸委員會の設けなき所にありては所管局自身官吏を派し監督する方針なりと。

東洋一の大操車場―鐵道省は鶴見驛北側に大正十五年一月より、經費千五百萬圓を以て大操車場造築の計畫を立て工事に着手したるが右は敷地卅五萬坪、延長三哩幅員十八鎖(二百間)、線路數五十五本、線路延哩數七十五哩に及び、その操車能力は一日五千車、實に品川驛の五倍に當り、東洋一を誇る大操車場にして完成(昭和四年三月)の曉は從來の東海道線は專ら乘客專用に供し、市內、山の手、常磐、東北線行きの貨物は皆この操車場より玉川丸子を經て大井に至り、一は品川より海陸聯絡驛たる汐留へ、他は大崎、目黑を經て目下計畫中の戶山ヶ原貨物驛に通ずる事となり、東北、常磐、房總諸線と東海道線の貨物輸送上の連絡は玆に完全なる解決を見る事となる譯なり。

世界第四の新隧道―大正十年四月以來工事中なる上越本線淸水隧道(群馬、新潟縣境)は、昭和二年度中に完成の豫定なるが、全長六哩二鎖(二里四分)、伊太利セニス山に亞ぐ世界第四の長隧道にして、隧道內には本邦最初の換氣裝置を施し、電氣機關車を使用する計畫なり。完成の曉は長岡、新潟より東京まで九時間の節約を爲し得べし。

三等寢台車―鐵道省は十五年八月、三等夜行列車のビーヱル輕便枕を廢止し、代りに三等寢台車を新造運轉する事となり、大井工場に於て試驗車出來したるも、尙ほ愼重研究中なり。

鋼鐵製新列車―鐵道省にては列車衝突等に依る慘事を防止する爲め、列車の鋼鐵化を計り、昭和二年より京濱、山の手電車に鋼鐵電車の運轉を試み、次いで熱海線其他にも之を採用し、百餘の鋼鐵列車を實現することゝなりたるが、成績良好なるを以て、昭和二年度に於て更に鋼鐵客車二等四十輛三等車二百輛、三等特急車八十輛を作製する事となり、既に注文濟なり。

歐亞聯絡復活―昭和二年八月一日より歐亞聯絡列車復活、東京巴里間十五日に短縮さる。運賃左の如し。

區間	經由驛	距離（粁）	一等（弗）	二等（弗）	三等（弗）
東京、モスコー	釜山、哈爾賓	一〇、八二三	一四〇・八二	一〇八・五四	六六・七九
東京、レニングラード	同	一二、四七九	一四六・〇九	一二三・八一	六九・九〇
東京、リガ	同	一一、八二三	一五一・五一	一一八・三四	七二・三〇
東京、ワルソー	同	一三、一四一	一五五・七四	一三〇・〇二	七四・〇四
東京、プラーグ	同	一三、九三六	一六六・四四	一三八・三三	七八・五六
東京、ウイーン	同	一三、八四四	一六八・三六	一三八・三六	七八・六六
東京、ベルリン	釜山、哈爾賓 ワルソー	一三、七九四	一六六・七四	一三六・九三	七八・五三
東京、ブルッセル	同	一三、五九六	一八六・〇八	一四〇・三三	八七・三七
東京、オスタンド	同	一三、七二一	一八七・七八	一四一・五三	八七・九八
東京、パリー	同	一三、八六四	一九一・六六	一四三・七九	八九・五四
東京、ガレー	同	一三、七四九	一九〇・〇二	一四三・九七	八九・〇五
東京、ローマ	釜山、哈爾賓 ワルソー ウイーン	一四、二五四	一九三・三六	一四五・〇〇	八八・三〇

日滿聯絡運輸―昭和二年四月、我が鐵道省に於て日滿國際聯絡運輸會議開會、日露支三國間の協定成立し、九月一日より聯絡運輸を開始す。

食料品特別列車製作―鐵道省にては食料品の輸送に便せん爲め、昭和二年四月、先づ鮮魚輸送用新式冷藏車一輛五千圓のもの二百輛製作に着手せるが、續いて附添人付豚積車、野菜、果物積通風車等製造の計畫あり。

驛倉庫增設―鐵道省に於ては發着貨物の保管、省用石炭の貯藏等の爲、昭和二年より七年迄八百七十三萬四千圓の繼續豫算をもつて、汐留、隅田川、名古屋、名古屋港、大阪、神戸、安治川口、櫻島貯炭所、大里、五陵廓の十驛に驛倉庫の增設を爲す事となりたり。

レール更換―鐵道省においては、大正十三年來の調査に基き、幹支線のレール更換に手着(山陽本線竣了)したるが、輸送能率と安全の點よりして電化區域及東海道本線は百磅レール、其他は七十五磅レール(從來の米國品より數段優れる八幡製鐵所製品)を使用し、昭和二年度以降十ヶ年繼續(豫算七千萬圓)を以て完成の豫定なり。

室蘭、小樽海陸連絡工事―鐵道省は昭和二年度より室蘭及び小樽港の海陸連絡設備工事に着手し、前者は着手後三年半、後者は同四年を以て第一期工事を終り、引續き次期工事に入る豫定なるが、第一期工事に於て室蘭港約二千坪、小樽港約六萬三千坪の埋立を爲し、之に必要なる岸壁、護岸工事及び棧橋の築造を爲す計畫なり。

國際鐵道會議協會參加―鐵道省は昭和二年三月二十三日、ブラッセルに本部を置く同協會に入會したるが、同協會は世界主要三十八國の加盟團隊より成り、鐵道に關する學術及び技術其の他經營法等の硏究機關にて各鐵道の運輸狀態の硏究、河川航行、遠洋航行、自動車、航空船との聯絡、賃率、鐵道に依る國際交換、懸の改正等の事業を行ふ。

大規模の日本案內記―鐵道省にては六ヶ年計畫にて完全なる「日本案內記」を製出する事となり、二年度より事業に着手したるが、右は黑板勝美、山崎直方兩博士其他の大家に委し、地理歷史より動植物、氣象學、人情風俗に至る迄一切を網羅せるものに精巧なる地圖を挿へんとするものにて、全十二卷とし、先づ第一卷は上野、仙台間を以つて初むべしと。

電化調査會設立―鐵道省にては輸送力の增加、並に運輸改善のため、鐵道電化の普及を企圖する方針の下に、省內に旣成の電力調査會と併行して電化調査會を設置する事となりたるが、東京附近百五十哩の範圍內は、信濃川發電(官營か民營の問題は別として)及び東京火力發電所の完成を俟つて成就せらるべきを以て、今後は主として沼津以西の大都市近郊乃至東北、北陸方面につき調査の方針なりと。

二年度の建設線―昭和二年度に於ける建設工事は、前年來施工中の線路五十三本に、新規着手の分九本を加へたる六十二本に對し工事を進め、年度內に新營業哩百六十哩を開業せんとする目論見なり。

食堂車增設―驛賣辨當には兎角議論多く、列車食堂の利用者激增せる爲め、鐵道省に於ては、從來の特急乃至急行車以外、短距離列車にも之を連結する事となり、昭和二年度に於て七十萬圓の經費を投じ、理想的の新食堂車二十台を新設すべしと。

地方鐵道雜事

地方鐵道出願狀況―昭和元年末現在、地方鐵道及び軌道出願數は、(一)地方鐵道二百三十件、三千三百八十九哩、(二)軌道百二十三件、八百五十二哩にして、兩者通計四千二百哩に達し居れるが、其內旣設會社の延長出願頗る多く、低金利に依る社債發行に依りて、益々此の傾向を助長するの狀あり、今大都市近郊の出願數を示せば左の如し。

	地方鐵道 件數	地方鐵道 哩程	軌道 件數	軌道 哩程
東京	五五	一、一五四	四四	二六三
名古屋	一九	三三七	二	七
大阪	一九	一三一	一六	九七
兵庫	八	四九	四	五
奈良	七	一一三	三	二三

尙は從來國有鐵道幹線に併行せる出願に對しては、國有鐵道法違反として全然これを却下し來りたるも、國家經濟の見地よりしてその地方全般の要望たり、且つ産業上適當と認めたる場合は、出願線の收支相償ふ見込十分なる限り、鐵道國有法の運用解釋にまちて認可する事に其方針を改めたり。

鋼索鐵道成績―我國に於ける登山鋼索鐵道は現在營業中のもの九社に過ぎず、而して開業日尙ほ淺きに拘らず、何れも相當成績を以て收益を擧げ、一として缺損を生じたるものなく、將來この種の計畫益々增加すべしと見越されつゝあるが、今現在營業中の鋼索鐵道及び工事中のものを示せば左の如し。(昭和二年九月二十日)

會社	場所	開通年月日
小田原電氣鐵道	箱根	大正一〇・一二・一
筑波山鋼索鐵道	筑波山	一四・一〇・一二
京都電燈	比叡山	一四・一二・二〇
朝熊山登山鐵道	朝熊山	一四・八・二五
信貴生駒電鐵	信貴山	一一・五・一六
大阪電氣軌道	生駒山	七・八・二九
男山索道	男山	一五・五・一六
妙見鋼索鐵道	妙見山	一四・八・一
摩耶鋼索鐵道	摩耶山	一四・一・六

【工事中のもの】高尾山、叡山裏口、鷲取、別府、鞍馬、柳谷、屋嶋、備中高松、稻荷、高野山、日光、生駒裏山、龜能。

小田原急行開始―新宿、小田原間五十一哩を連絡する高速度電車(小田原急行鐵道株式會社)は、昭和二年四月一日開通、同鐵道は大正十四年起工、總工費二千四百萬圓を要せるものにて、中間停車場三十八驛、省線新宿驛より發車し、約一時間を以て小田原に到着す。賃金一圓三十六錢、省線との連絡切符も發賣さる。

東京大阪間高速度電鐵却下―東西財界有力者の發起にて、東京大阪間高速度電氣鐵道敷設計畫(廣軌複線、三千ヴォルトの電壓を以て、一時間平均五十五哩の速力を出し、六時乃至七時間を以て兩地間を連絡せんとするものにて、總資本二億五千萬圓)され、十五年十月免許申請を爲したる處、右は尙ほ研究を要するものとして、昭和二年六月一先づ却下となれり。

地方鐵道賃銀値上―鐵道省は地方鐵道の運賃値上げに對し、大正十四年四月より二ヶ年間絕對不許可の方針を採り來りたるが、最近地方鐵道にして財界不況及自動車發達等の影響を受け、經營難に陷るもの續出するに鑑み、必要あるものに對しては相當額の賃銀値上げを許可する事に方針を定め、その結果名古屋市電(四錢を六錢)、筑波山鋼索鐵道(片道三十七錢を四十五錢、往復六十錢を七十五錢)、耶馬溪鐵道(四錢を四錢五厘)を初め、續々値上實施を見る事となれり。

國有鐵道線路（昭和二年九月二十日現在）

區分	名稱	區間	哩	程
本州・東海道線	東海道本線	東京、神戸間。鶴見、横濱港間。程ヶ谷、横濱、櫻木町間。大垣、美濃赤坂間及び貨物支線	四〇八・七	
	横濱線	東神奈川、八王子間及び貨物支線	二六・四	
	横須賀線	大船、横須賀間	[illegible]	
	熱海線	國府津、熱海間	[illegible]	
	武豐線	大府、武豐間	[illegible]	
	高山線	岐阜、美濃白川口間	[illegible]	
	越美南線	美濃太田、美濃洲原間	[illegible]	
	西成線	大阪、櫻島間	四・九	
	福知山線	神崎、福知山間。塚口、尼ケ崎間	六九・九	
	有馬線	三田、有馬間	七・六	六〇五・四
北陸線	北陸本線	米原、直江津間。敦賀、敦賀港間	[illegible]	
	小濱線	敦賀、新舞鶴間	[illegible]	
	三國線	金津、三國間及び貨物支線	[illegible]	
	七尾線	津幡、七尾港間	[illegible]	
	中越線	伏木、城端間	[illegible]	
	氷見線	伏木、氷見間	[illegible]	
	新湊線	能町、新湊間	[illegible]	
	飛越線	富山、越中八尾間	[illegible]	三六四・三
中央線	中央本線	東京、鹽尻、名古屋間	[illegible]	
	篠ノ井線	鹽尻、篠ノ井間	[illegible]	二九七・一
山陽線	山陽本線	神戸、下關間。兵庫、和田岬間及び貨物支線	[illegible]	
	播但線	飾磨港、和田山間	[illegible]	
	宇野線	岡山、宇野間	[illegible]	
	作備線	津山口、津山間。津山、中山、勝山間	[illegible]	
	伯備南線	倉敷、備中川面間	[illegible]	
	呉線	海田市、呉間	[illegible]	
	山口線	小郡、石見益田間	[illegible]	
	美禰線	厚狹、東吉部間。伊佐、大嶺間	[illegible]	
	小串線	幡生、瀧部間	[illegible]	五九二・八
山陰線	山陰本線	京都、飯浦間	[illegible]	
	舞鶴線	綾部、新舞鶴間。舞鶴、海舞鶴間。新舞鶴、中舞鶴間	一九・五	
	宮津線	舞鶴、網野間	[illegible]	
	因美線	鳥取、智頭間	[illegible]	
	倉吉線	上井、倉吉間	[illegible]	
	伯備北線	伯耆大山、足立間	[illegible]	
	境線	米子、境港間	[illegible]	
	大社線	出雲今市、大社間	[illegible]	四八三・七
關西線	關西本線	名古屋、湊町間。木津、奈良、湊町間及び貨物支線	[illegible]	
	參宮線	龜山、鳥羽間	[illegible]	
	紀勢東線	相可口、伊勢柏崎間	[illegible]	
	草津線	柘植、草津間	[illegible]	
	奈良線	木津、京都間及び貨物支線	[illegible]	
	櫻井線	奈良、高田間	[illegible]	
	片町線	木津、片町間	[illegible]	
	和歌山線	王寺、和歌山間及び貨物支線	[illegible]	
	紀勢西線	和歌山、紀伊湯淺間	[illegible]	三五六・九

區分	名稱	區間	哩	程
本州	城東線	天王寺、大阪間	[illegible]	
	東北本線	東京、青森間及び貨物支線	[illegible]	
	山手線	赤羽、品川間。池袋、田端間	[illegible]	
	常磐線	日暮里、岩沼間。田端、三河島間及び貨物支線	[illegible]	
東北線	水郡線	常陸大宮、上小川間	[illegible]	
	高崎線	大宮、高崎間	[illegible]	
	兩毛線	小山、高崎間	[illegible]	
	足尾線	桐生、足尾本山間及び貨物支線	[illegible]	
	上越南線	新前橋、後閑間	[illegible]	
	水戸線	小山、友部間	[illegible]	
	眞岡線	下館、茂木間	[illegible]	
	日光線	宇都宮、日光間	[illegible]	
	烏山線	寶積寺、烏山間	[illegible]	
	川俣線	松川、岩代川俣間	[illegible]	
	鹽竈線	岩切、鹽竈間	[illegible]	
	大船渡線	一ノ關、千厩間	[illegible]	
	横黒線	黒澤尻、横手間	[illegible]	
	橋場線	盛岡、橋場間	[illegible]	
	山田線	盛岡、上米内間	[illegible]	
	花輪線	好摩、赤坂田間	[illegible]	
	八ノ戸線	尻内、陸中八木間。八戸、湊間	[illegible]	
	大湊線	野邊地、大湊間	[illegible]	一、〇九六・八
磐越線	磐越東線	平、郡山間	[illegible]	
	磐越西線	郡山、新津間	[illegible]	
	會津線	會津若松、會津坂下間	[illegible]	[illegible]
奥羽線	奥羽本線	福島、青森間及び貨物支線	[illegible]	
	長井線	赤湯、荒砥間	[illegible]	
	左澤線	山形、左澤間	[illegible]	
	生保内線	大曲、生保内間	[illegible]	
	船川線	追分、船川間	[illegible]	
	能代線	機織、岩館間	[illegible]	
	五所川原線	川部、陸奥鰺ヶ澤間	[illegible]	
	黒石線	川部、黒石間	[illegible]	四二三・一
羽越線	羽越本線	新津、秋田間及び貨物支線	[illegible]	
	赤谷線	新發田、東赤谷間	[illegible]	一七九・四
陸羽線	陸羽東線	小牛田、新庄間	[illegible]	
	陸羽西線	新庄、余目間	[illegible]	
	石卷線	小牛田、石卷間	[illegible]	一〇三・六
信越線	信越本線	高崎、新潟間	[illegible]	
	上越北線	宮内、越後湯澤間。越後川口、越後岩澤間	[illegible]	
	魚沼線	來迎寺、小千谷間	[illegible]	一五九・六
總武線	總武本線	兩國橋、銚子間及び貨物支線	[illegible]	
	房總線	千葉、上總興津間	[illegible]	
	成田線	佐倉、我孫子間。成田、佐原間	[illegible]	
	北條線	蘇我、安房鴨川間	[illegible]	
	久留里線	木更津、久留里間	[illegible]	
	東金線	大網、成東間	[illegible]	二六八・〇

區分	名稱	區間	哩	程
四國	讃豫線	高松、松山間。多度津、讃岐財田間及び貨物支線	一三五・四	一三五・四
	高徳線	高松、讃岐津田間	一七・二	一七・二
	徳島線 徳島本線	徳島、阿波池田間	[illegible]	
	徳島線 小松島線	徳島、小松島間	[illegible]	五二・九
	高知線	須崎、土佐山田間	三五・七	三五・七
九州・鹿兒島線	鹿兒島本線	門司、鹿兒島間及び貨物支線	[illegible]	
	室木線	遠賀川、室木間	[illegible]	
	篠栗線	吉塚、篠栗間	[illegible]	
	宮地線	熊本、宮地間	[illegible]	
	三角線	宇土、三角間	[illegible]	
	肥薩線	八代、湯浦間	[illegible]	
	湯前線	人吉、湯前間	[illegible]	
	山野線	栗野、山野間	[illegible]	三五二・〇
長崎線	長崎本線	鳥栖、長崎間	[illegible]	
	唐津線	久保田、西唐津間。山本、岸嶽間及び貨物支線	[illegible]	[illegible]
日豐線	伊萬里線	有田、伊萬里間	[illegible]	
	佐世保線	早岐、佐世保間	[illegible]	
	日豐本線	小倉、吉松間及び貨物支線	[illegible]	
	田川線	行橋、添田間及び貨物支線	[illegible]	
	宮床線	後藤寺、宮床間	[illegible]	
	大湯線	大分、野矢間	[illegible]	
	犬飼線	大分、玉來間	[illegible]	
	細島線	富高、細島間	[illegible]	
	妻線	廣瀬、杉安間	[illegible]	
	志布志線	都城、志布志間	[illegible]	[illegible]
筑豐線	筑豐本線	若松、上山田間。上三緒、筑前山野間	[illegible]	
	漆生線	芳雄、漆生間	[illegible]	
	香月線	中間、香月間	[illegible]	
	伊田線	直方、伊田間及び貨物支線	[illegible]	
	桐野線	勝野、桐野間及び貨物支線	[illegible]	
	幸袋線	小竹、二瀨間及び貨物支線	[illegible]	
	長尾線	飯塚、長尾間及び貨物支線	[illegible]	七七・三
川内線	川內本線	鹿兒島、川內町間	[illegible]	
	宮之城線	川內、宮之城間	[illegible]	九〇・七
北海道・函館線	函館本線	函館、旭川間。岩見澤、幌內間。幌內太、幾春別間	[illegible]	
	上磯線	五稜郭、上磯間	[illegible]	
	長輪西線	長萬部、靜狩間	[illegible]	
	京極線	倶知安、京極間	[illegible]	
	歌志內線	砂川、歌志內間	[illegible]	
	手宮線	小樽、手宮間	[illegible]	
	岩內線	小澤、岩內間	[illegible]	
	雨龍線	深川、鷹泊間	[illegible]	三四一・四
室蘭線	室蘭本線	岩見澤、室蘭間	[illegible]	
	萬字線	志文、萬字炭山間	[illegible]	
	夕張線	追分、夕張間。紅葉山、登川間	[illegible]	
	長輪東線	輪西、伊達紋別間	[illegible]	一四七・六
室蘭線		苫小牧、[illegible]間	[illegible]	四八・八
北海道	留萠線	深川、增毛間	[illegible]	[illegible]
根室線	根室本線	瀧川、根室間及び貨物支線	[illegible]	
	富良野線	下富良野、旭川間	[illegible]	
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宗谷線	釧網線	釧路、標茶間	[illegible]	
	宗谷本線	旭川、稚內間	[illegible]	
	石北線	新旭川、上川間	[illegible]	
	天鹽南線	音威子府、中頓別間	[illegible]	[illegible]
名寄線	名寄本線	名寄、中湧別間	[illegible]	
	渚滑線	渚滑、北見瀧ノ上間	[illegible]	[illegible]
網走線	網走本線	池田、斜里間	[illegible]	
	湧別線	野付牛、下湧別間	[illegible]	
	相生線	美幌、北見相生間	[illegible]	[illegible]

建設工事中國鐵線路（昭和二年三月末現在）

線名	區間	距離（米）
羽幌	留萠、鬼鹿	[illegible]
雨龍	鷹泊、幌加內	[illegible]
釧網	遠輕、下白瀧	[illegible]
〃	別保、標茶	[illegible]
〃	斜里	[illegible]
長輪	靜狩、伊達紋別	四五、一七〇
瀨棚	國縫、美利河	[illegible]
山田	上米內、第三飛鳥隧道	[illegible]
花輪	赤坂田、荒屋新町	[illegible]
大船渡	摺澤、折壁	[illegible]
仙山東	山屋敷、上愛子	[illegible]
會津	西若松、上三寄	[illegible]
〃	會津坂下、坂本	[illegible]
上越北	松川、茂倉岳	[illegible]
〃	越後川口、十日町	[illegible]
飛越	田刈屋、八尾	[illegible]
輪嶋	和倉、中嶋	[illegible]
上越南	後閑、茂倉岳	[illegible]
安房	勝浦、內浦	[illegible]
高山	白川口、燒石	[illegible]
太多	美濃太田、多治見	[illegible]
越美南	板取口、深戸	[illegible]
紀勢	松阪、權現前	[illegible]
〃	藤並、御坊	[illegible]
紀勢	瀧原、名倉	[illegible]
峰豐	豐岡、久美谷	[illegible]
伯備北	足立、新見	[illegible]
三江	江津、[illegible]地	[illegible]
因美	津山、加茂	[illegible]
伯備	新見、岩山	[illegible]
伯備南	木野山、新見	[illegible]
高德線	讃岐津田、引田	[illegible]
土讃北	讃岐財田、佃	[illegible]
松山	伊豫北條、松山	[illegible]
萩	東萩、長門大井	[illegible]
〃	戸田小濱、須佐	[illegible]
長門	瀧部、特牛	[illegible]
〃	正明市、黃波戸	[illegible]
土讃南	山田、角茂谷	[illegible]
久大東	野矢、中村	[illegible]
豐肥	玉來、宮地	[illegible]
長原	長尾、原田	[illegible]
久大西	久留米、吉井	[illegible]
有明	肥前山口、龍王	[illegible]
高森	立野、高森	[illegible]
肥薩	湯浦、水俣	[illegible]
熱海	熱海、網代	[illegible]
計		[illegible]

國鐵線路延長

國鐵一哩當收支

（平均一日）

年度	營業一哩當收入	營業費	一哩益金
大正 元	圓	圓	圓
一三	二三、三四	九、三三	一四、〇一
一四	二七、〇三	七、八三	一九、二〇

國有鐵道用地

（十四年度末）

鐵道局	線路敷	停車場敷	工場敷	總合及官舍敷	諸用地
	千坪	千坪	千坪	千坪	千坪
東京	三、三一三	一、三一八	三	一、一八	六
名古屋	七、一四〇	二、八三五	一、九三	一、三九	一、九
神戸	九、三五五	二、九八八	一、八三	一、三二	一、九
門司	三、六三七	一、四四七	八四	五七	八
仙臺	二、一三三	一、〇五五	八一	五七	八
札幌	三、七一六	一、三五二	一、〇三	一、三五	一、四
計	二七、七八六	一〇、三四四	六、三四	五、一四	六、三
大正元	二七、五九二	一〇、二四四	六、二四	五、一四	六、三

國鐵建設改良費

年度	建設費	改良費	計
	千圓	千圓	千圓
昭和二	一、〇一七、八四	一、八四	一、〇一九、六八
三	一、〇一七、八四	一、八四	一、〇一九、六八
四	一、〇一七、八四	一、八四	一、〇一九、六八
五	一、〇一七、八四	一、八四	一、〇一九、六八
六	一、〇一七、八四	一、八四	一、〇一九、六八

國鐵線路

（大正一四・四線路數設法）

番號	起點、經區地、終點
	本州—
一	青森縣田名部—大畑—大間
二	青森縣青森—三厩—小泊—五所川原
三	青森縣弘前—五所川原
四	青森縣三戸—七戸—七戸町
五	青森縣三戸—秋田縣毛馬内—花輪
六	岩手縣久慈—小本—宮古
七	岩手縣山田—釜石—大船渡
八	岩手縣小鳥谷—宮守—遠野附近。
九	岩手縣花卷—遠野—釜石
一〇	岩手縣一戸—川井—遠野—宮古
一一	岩手縣一戸—奥石—川尻
一二	秋田縣鷹ノ巣—阿仁合—土崎
一三	秋田縣生保内—鷹ノ巣—湯ノ岱附近
一四	秋田縣本荘—矢島—院内
一五	秋田縣文字—横山—羽山麓附近
一六	秋田縣土崎—秋田—横手
一七	宮城縣仙臺—津谷—志津川—鉾ノ石。
一八	宮城縣鹿島—石巻—女川
一九	宮城縣仙臺—山形縣山寺—山形。
二〇	宮城縣長町—青根附近—山形縣神町
二一	宮城縣白石—山形縣上ノ山
二二	山形縣鶴岡—大島
二三	山形縣左澤—寒河江
二四	山形縣米澤—福島縣喜多方
二五	福島縣福島—宮城縣丸森—福島
二六	福島縣川俣—浪江
二七	福島縣柳津—只見—新潟縣小出。
二八	福島縣須賀川—長沼
二九	只見—古町
三〇	福島縣半—小名濱
三一	福島縣平—植田
三二	坊木縣今市—高徳—福島縣田島。
三三	高徳—矢板

番號	起點、經區地、終點
三四	栃木縣日光—足尾
三五	栃木縣佐野—栃木—茨城縣古河
三六	栃木縣茂木—烏山—茨城縣大子。
三七	栃木縣古境—狸捕寺
三八	茨城縣水戸—阿野澤—東野附近
三九	茨城縣水戸—鉾田—鹿島
四〇	茨城縣常陸—大宮—大田—大甕
四一	茨城縣高萩—玉造延方—玉造鉾田
四二	茨城縣土浦—水海道、境、埼玉縣久喜、鴻巣、熊谷—高崎
四三	茨城縣土浦—江戸崎—佐倉
四四	茨城縣古河—栃木縣佐野
四五	千葉縣佐倉—小見川—銚子。
四六	千葉縣八日市場—大網—多古—小湊
四七	千葉縣木更津—久留里、大喜多
四八	千葉縣土氣—大原
四九	千葉縣土氣—鵜原
五〇	千葉縣茂原—佐貫。
五一	埼玉縣我孫子—埼玉縣大宮。
五二	埼玉縣與野—東京府立川
五三	東京府八王子—埼玉縣鉾能—群馬縣水澤—神奈川縣長津田—松田
五四	神奈川縣横浜—保土ヶ谷—長野原
五五	群馬縣高崎—中之條—長野原。
五六	新潟縣白山—新發田
五七	佐渡鹿野—河原田—相川
五八	長野縣篠ノ井—小見川—新潟縣十日町。
五九	長野縣小海—山梨縣小淵澤
六〇	長野縣松本—岐阜縣高山
六一	長野縣辰野—飯田—靜岡縣濱松。
六二	靜岡縣濱松—豊橋—名古屋。

番號	起點、經區地、終點
六三	靜岡縣御殿場—下山、松崎—大仁
六四	靜岡縣沼津—小見川—松崎。
六五	靜岡縣大場—小山—梨縣吉田—靜岡縣大宮。吉田—大月
六六	靜岡縣岩淵—二俣、愛知縣武節、愛知縣大野—長篠。
六七	靜岡縣掛川—愛知縣武節—岐阜縣高山
六八	靜岡縣掛川—大野附近—長篠。
六九	靜岡縣浜松—豊橋—名古屋
七〇	靜岡縣浜松—鹿島—新所原
七一	愛知縣名古屋—岐阜縣多治見
七二	愛知縣名古屋—岐阜縣太田
七三	岐阜縣中津川—下呂附近
七四	岐阜縣大垣—揖斐—岐阜縣大野—石川縣金澤
七五	三重縣四日市—岐阜縣關ヶ原—滋賀縣上野—京都府加茂
七六	滋賀縣貴生川—京都府加茂
七七	滋賀縣濱大津—高城—揖斐縣三宅、高城—京都府二條
七八	京都府關部—兵庫縣篠山附近
七九	京都府綾部—揖斐縣小濱
八〇	京都府山田—兵庫縣出石—鳥岡
八一	奈良縣櫻井—榛原、三重縣名張—松坂、名張—伊賀上野附近。
八二	榛原—松山—吉野
八三	奈良縣五條—和歌山縣新宮
八四	兵庫縣谷川—西脇、北條—姫路
八五	兵庫縣姫路—岡山縣江見—津山
八六	兵庫縣上郡—佐用—鳥取縣智頭
八七	兵庫縣有年—岡山縣伊部—西大寺附近
八八	鳥取縣郡家—淀本—福良
八九	岡山縣勝山—鳥取縣倉吉
九〇	岡山縣倉敷—茶屋町
九一	廣島縣福山—府中、三次、島根縣來島—出雲今市。來島附近—木次
九二	廣島縣吉田口—大朝附近
九三	廣島縣三原—竹原—吳

番號	起點、經區地、終點
九四	廣島縣廣島附近—加計—島根縣濱田附近
九五	島根縣濱原附近—大森—石見大田
九六	山口縣岩國—島根縣日原
九七	山口縣岩國—玖珂—德山
九八	山口縣德佐—大井
九九	山口縣小郡—大田—萩。大田附近於鵜
	四國—
一〇〇	香川縣高松—琴平
一〇一	愛媛縣川口江—德島縣池田附近
一〇二	愛媛縣松山附近—高知縣越知—佐川
一〇三	愛媛縣八幡濱—卯ノ町、宮野下—宇和島—高知縣中村
一〇四	愛媛縣大洲附近—近永附近
一〇五	高知縣江川崎附近—窪川—幡山附近
一〇六	高知縣川內附近—高岡—宇佐
一〇七	高知縣後免—安藝—德島縣日和佐—古庄附近
一〇八	高知縣山田—鷹野附近
	九州—
一〇九	福岡縣篠栗—長尾附近
一一〇	福岡縣久留米—熊本縣山鹿—宮原附近
一一一	佐賀縣岸嶽—伊萬里
一一二	佐賀縣佐賀—福岡縣矢部川、熊本縣隈府—熊本—大津
一一三	佐賀縣肥前山口—筑後大津
一一四	長崎縣喜々津—天上—浦上
一一五	大分縣中津—日田
一一六	大分縣幸崎—富來—宇佐附近
一一七	大分縣日ノ出—三重
一一八	熊本縣高森—宮崎縣三田井—延岡
一一九	熊本縣高森—福水附近
一二〇	熊本縣宇土—濱町—宮崎縣三田井附近
一二一	熊本縣湯前—宮崎縣杉安
一二二	

國鐵機關車

（昭和二年六月末）

鐵道局	タンク	テンダー	計
東京	三三六	四三五	七七一
名古屋	二一六	四四七	六六三
神戸	九八	二二八	三二六
門司	一四四	四三三	五七七
仙臺	三九	一一九	一五八
札幌	三九	一一九	一五八
鐵道局	一	一四	一五
建設	四三	一一	五四
改良	二	—	二
電氣	—	一	一
計	五一二	一、一四九	一、六六一
大正一五	五一二	一、一四九	一、六六一
元	五一二	一、一四九	一、六六一

東京鐵道局の計には電氣機關車八、順歟九、四、三噸を加算す。元年は年末。

國鐵客車

（昭和二年六月末）

鐵道局	ボギー		普通		計	
	輛數	定員	輛數	定員	輛數	定員
東京	三、六四六	二、八一〇、六	七、〇五	三九、五	三、七五一	二、八五〇、一
名古屋	一、五九六	一、二三〇、六	六、四八	三三、〇	一、六四四	一、二六三、六
神戸	一、三九六	一、〇八二、一	四、三八一	二二、三	一、四一七	一、一〇四、四
門司	一、一八四	九一六、二	三、三八一	一七、三	一、二〇一	九三三、五
仙臺	八六八	六七一、四	一、六三五	八三、四	二、五〇三	一、九五四、八
札幌	四九六	三八五、四	一、二七一	六五、〇	一、七六七	一、三七〇、四
計	七、六九五	五、九四八、九	一五、〇一五	七六、七	二二、七一〇	七、〇二五、六
大正一五	七、三五二	五、六七〇、五	九、七二五	四九、七	一七、〇七七	五、三二〇、二
元	七、三五二	五、六七〇、五	九、七二五	四九、七	一七、〇七七	五、三二〇、二

國鐵電化計畫豫算

（昭和二年度改訂）

計畫線	總豫算	昭和二	三	四	五	六	七
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
東京橫濱及橫須賀間	一、六三、三	一、六三、三	—	—	—	—	—
東京橫濱及橫濱木下町間	一、二六三	一、二六三	—	—	—	—	—
計	二、九六	二、九六	—	—	—	—	—
大正一五	四、〇二	二、九六	一、一六	四二	—	—	—
元	四、〇二	二、九六	一、一六	四二	—	—	—

括弧内は航路。

國鐵特別切符發賣高

（昭和元年度）

種別	券數	賃金
	千枚	千圓
一等	一、九三	一、三五
二等	一、二三	一、三五
三等	三、六	一、三五
計	四、二	一、三五
大正一五	四、二	一、三五
元	四、二	一、三五

國鐵貨車

（昭和二年六月末）

鐵道局	有蓋		無蓋		計	
	輛數	噸數	輛數	噸數	輛數	噸數
東京	四、三五	四、三五	八、一	一、一	四、三五	四、三五
名古屋	二、三六	二、三六	一、三七	一、三七	三、三六	三、三六
神戸	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	二、三六	二、三六
門司	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
仙臺	三、三五	三、三五	一、一三	一、一三	四、三五	四、三五
札幌	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
鐵道局	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
建設	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
改良	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
電氣	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
計	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
大正一五	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三
元	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	二、一三	二、一三

國鐵運輸收入

（十四年度）

鐵道局	旅客收入			貨物收入			船舶收入	合計	一日一哩平均
	營業哩	平均旅客人員	旅客收入總計	營業哩	平均貨物噸數	貨物收入總計			
	哩	千人	千圓	哩	千噸	千圓	千圓	千圓	圓
東京	一、〇二一	一三九	一二、七五五	一、〇二一	一、八四〇	一二、七五五		二五、五一〇	六八
名古屋	一、〇二一	七一、九八三	七、一九八	一、〇二一	一、〇七七	七、一九八		一四、三九六	三八
神戸	一、〇二一	一〇七、一七〇	一〇、七一七	一、〇二一	一、六一五	一〇、七一七		二一、四三四	五七
門司	一、〇二一	九五、八一三	九、五八一	一、〇二一	一、四三三	九、五八一		一九、一六二	五一
仙臺	一、〇二一	一一、八一〇	一一、八一〇	一、〇二一	一、七一五	一一、八一〇		二三、六二〇	六二
札幌	一、〇二一	一一、八一〇	一一、八一〇	一、〇二一	一、七一五	一一、八一〇		二三、六二〇	六二
計	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九
大正一五	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九
元	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九

國鐵電化計畫豫算

（昭和二年度改訂）

計畫線	總豫算	昭和二	三	四	五	六	七
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
東京橫濱及橫濱木下町間	一、六三、三	一、六三、三	—	—	—	—	—
東京橫濱及橫須賀間	一、二六三	一、二六三	—	—	—	—	—
計	二、九六	二、九六	—	—	—	—	—
大正一五	四、〇二	二、九六	一、一六	四二	—	—	—
元	四、〇二	二、九六	一、一六	四二	—	—	—

括弧内は航路。

國鐵電化所設備費豫算

（昭和二年度改訂）

計畫線	總豫算	昭和二	三	四	五	六	七
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
橫濱小田原大船橫須賀間	一、四三	一、一三	四八	六二	三七	—	—
國府津沼津間	三、三	三、三	—	—	—	—	—
大津明石間	一、五七	一、五七	—	—	—	—	—
東京國分寺間	三、六三	三、六三	—	—	—	—	—
國分寺八王子間	一、五五	一、五五	—	—	—	—	—
八王子甲府間	一、九五	一、一三	一〇	一七	一五	—	—
品川田端及池袋赤羽間	一、四四	一、四四	—	—	—	—	—
東京大宮間	二、六八	二、三三	三五	一七	一三	—	—
橫川碓井澤間	三、一二九	七、三七	一、三三	九、三三	七、三三	一、三三	一、三三
計	二、六八	二、三三	三五	一七	一三	—	—

國鐵發電所設備費豫算

（昭和二年度改訂）

種別	總額	昭和二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
信濃川水力	五、五五	四、三三	一、三三	—	—	—	—	—	—	—
總見水力	四、四八	三、三三	一、一三	—	—	—	—	—	—	—
計	九、九五	七、六六	二、四六	—	—	—	—	—	—	—

國有鐵道列車走行哩

（十四年度）

鐵道局	營業哩	平均營業哩	旅客列車	貨物列車	混合列車	計
	哩	哩	千哩	千哩	千哩	千哩
東京	一、〇二一	一、〇二一	八、五一七	六、三三、六	一、三三	八、三三、七
名古屋	一、〇二一	一、〇二一	七、一三三	三、三三、一	一、三三	三、三三、七
神戸	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
門司	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
仙臺	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
札幌	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
計	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
大正一三	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
元	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三

國有鐵道運輸收入

（十四年度）

鐵道局	旅客收入			貨物收入			船舶收入	合計	一日一哩平均
	營業哩	平均旅客人員	旅客收入總計	營業哩	平均貨物噸數	貨物收入總計			
	哩	千人	千圓	哩	千噸	千圓	千圓	千圓	圓
東京	一、〇二一	一三九	一二、七五五	一、〇二一	一、八四〇	一二、七五五		二五、五一〇	六八
名古屋	一、〇二一	七一、九八三	七、一九八	一、〇二一	一、〇七七	七、一九八		一四、三九六	三八
神戸	一、〇二一	一〇七、一七〇	一〇、七一七	一、〇二一	一、六一五	一〇、七一七		二一、四三四	五七
門司	一、〇二一	九五、八一三	九、五八一	一、〇二一	一、四三三	九、五八一		一九、一六二	五一
仙臺	一、〇二一	一一、八一〇	一一、八一〇	一、〇二一	一、七一五	一一、八一〇		二三、六二〇	六二
札幌	一、〇二一	一一、八一〇	一一、八一〇	一、〇二一	一、七一五	一一、八一〇		二三、六二〇	六二
計	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九
大正一五	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九
元	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九

十五年度豫算

鐵道局	營業哩	平均旅客人員	旅客收入總計	營業哩	平均貨物噸數	貨物收入總計		合計	一日一哩平均
	哩	千人	千圓	哩	千噸	千圓		千圓	圓
東京	一、〇二一	一三九	一二、七五五	一、〇二一	一、八四〇	一二、七五五		二五、五一〇	六八
名古屋	一、〇二一	七一、九八三	七、一九八	一、〇二一	一、〇七七	七、一九八		一四、三九六	三八
神戸	一、〇二一	一〇七、一七〇	一〇、七一七	一、〇二一	一、六一五	一〇、七一七		二一、四三四	五七
門司	一、〇二一	九五、八一三	九、五八一	一、〇二一	一、四三三	九、五八一		一九、一六二	五一
仙臺	一、〇二一	一一、八一〇	一一、八一〇	一、〇二一	一、七一五	一一、八一〇		二三、六二〇	六二
札幌	一、〇二一	一一、八一〇	一一、八一〇	一、〇二一	一、七一五	一一、八一〇		二三、六二〇	六二
計	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九
大正一四	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九
元	一、〇二一	四九、一七二	四九、一七二	一、〇二一	七、三五五	四九、一七二		九八、三四四	二六九

國有鐵道諸建造物

（十四年度末）

鐵道局	橋梁				隧道	諸建物	
	拱橋	鐵桁橋梁	其他橋梁及函渠	開渠	可燃及石造陸橋		坪
東京	三七、五五	一五、三八	三、七五	一三、四五	三、七五	三、三五	三、三五
名古屋	二七、四八	一一、三七	二、七五	九、六五	二、七五	二、四五	二、四五
神戸	一九、九〇	七、九〇	一、九〇	六、七〇	一、九〇	一、七〇	一、七〇
門司	一四、三五	五、七五	一、四五	四、九〇	一、四五	一、二五	一、二五
仙臺	一四、三五	五、七五	一、四五	四、九〇	一、四五	一、二五	一、二五
札幌	一四、三五	五、七五	一、四五	四、九〇	一、四五	一、二五	一、二五
計	一一四、三五	四五、七五	一一、四五	三八、九〇	一一、四五	一〇、二五	一〇、二五
大正一四	一一四、三五	四五、七五	一一、四五	三八、九〇	一一、四五	一〇、二五	一〇、二五
元	一一四、三五	四五、七五	一一、四五	三八、九〇	一一、四五	一〇、二五	一〇、二五

國有鐵道著大鐵橋

（二千呎以上）

名稱	線名	區間	延長
			哩
阿賀野川	羽越線	新津、水原	四、〇七
天龍川	東海道本線	中泉大濱川	三、九六
大井川	同	島田、金谷	三、三一
揖斐川	關西本線	長島、桑名	三、三五
利根川	常磐線	我孫子取手	三、一〇
荒川	東北本線	赤羽、川口	三、〇三
木曾川	關西本線	彌富、長島	二、八四
第二最上川	羽越線	餘目、砂越	二、七〇
小丸川	日豐本線	高鍋、川南	二、六三

國有鐵道列車走行哩

（十四年度）

鐵道局	營業哩	平均營業哩	旅客列車	貨物列車	混合列車	計
	哩	哩	千哩	千哩	千哩	千哩
東京	一、〇二一	一、〇二一	八、五一七	六、三三、六	一、三三	八、三三、七
名古屋	一、〇二一	一、〇二一	七、一三三	三、三三、一	一、三三	三、三三、七
神戸	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
門司	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
仙臺	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
札幌	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
計	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
大正一三	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三
元	一、〇二一	一、〇二一	三、三三、三	三、三三、三	一、三三	三、三三、三

地方鐵道現況

（昭和二年六月末現在）

種別及動力	鐵道哩數	軌道哩程	資本金	種別及動力	鐵道哩數	軌道哩程	資本金
	哩	哩	千圓		哩	哩	千圓
蒸氣	二一五	二一三・〇	二、二三〇	蒸氣	六四	七一・五	四三、三三
電氣	二一	二一・〇	一、一三〇	電氣	三	四四・〇	一九、八三〇
蒸電併用	二三	二三・〇	一、一三〇	蒸電併用	一二	一二・〇	八、三三〇
計	二三五	二三三・〇	二、三三〇	計	七四	八七・五	四三、三三〇
蒸氣	五	四三・二	一、三三〇	蒸氣	一	一・〇	三三〇
電氣	一	一・〇	一三〇	電氣	一	一・〇	三三〇
蒸電併用	一	一・〇	一三〇	蒸電併用	一	一・〇	三三〇
計	七	四五・二	一、五三〇	計	二	二・〇	六三〇
蒸氣	三三	二三・九	一、三三〇	蒸氣	六四	七一・五	四三、三三
電氣	一	一・〇	一三〇	電氣	三	四四・〇	一九、八三〇
蒸電併用	一	一・〇	一三〇	蒸電併用	一二	一二・〇	八、三三〇
計	三四	二四・九	一、四三〇	計	七六	八七・五	四三、六三〇
蒸氣	二三五	二三三・〇	二、二三〇	蒸氣	六四	七一・五	四三、三三
電氣	二一	二一・〇	一、一三〇	電氣	三	四四・〇	一九、八三〇
蒸電併用	二三	二三・〇	一、一三〇	蒸電併用	一二	一二・〇	八、三三〇
計	二三五	二三三・〇	二、三三〇	計	七四	八七・五	四三、三三〇

鐵道豫定の內譯と計との一致せざるは、一鐵道にして二動力を併用するもの、兼業に開業線、未開業線を併有するものあるに由る。

主要地方鐵道（昭和二年九月二十日現在）

社名	區間	延長	動力	軌間	資本金	建設費
苦小牧輻便鐵道	苫小牧―白石間	哩分 二五・五	蒸氣	呎吋 三・六	千圓 八〇〇	千圓 一、二〇〇
定山溪鐵道	定山溪―豐平間	七・八	〃	〃	一〇〇	三五〇
北海道鐵道	沼ノ端―遠輕間	七九・九	〃	〃	一〇、〇〇〇	三五、八四〇
雄別炭鑛鐵道	釧路―雄別炭山間	三四・〇	〃	〃	三、〇〇〇	四、八〇〇
十勝鐵道	新帶廣―帶廣間	一・四	〃	〃	一、二五〇	一、二五〇
〃	新帶廣―千代田間	一四・八	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
河西鐵道	下清水―鹿追間	一四・八	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
日高拓殖鐵道	佐瑠太―厚賀間	一四・八	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
陸奥鐵道	五所川原―川部間	一四・八	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
小坂鐵道	大館―長木澤間	一四・八	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
〃	大館―小坂間	一四・八	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
秋田鐵道	大館―花輪間	三二・〇	〃	〃	二、五〇〇	三、五〇〇
横荘鐵道	羽後本庄―仙人峠間	一〇・七	〃	〃	一、〇〇〇	一、四九九
岩手輻便鐵道	花卷―仙人峠間	一〇・七	〃	〃	一、〇〇〇	一、四九九
仙北鐵道	築館―登米間	一九・六	〃	〃	一、五〇〇	二、四九九
宮城電氣	仙臺―西多賀間	九・一	電氣	〃	一、〇〇〇	一、一五〇
〃	本塩釜―西塩釜間	一・一	〃	〃	一、〇〇〇	一、一五〇
白石鐵道	白石―白河間	一四・五	蒸氣	〃	一、二五〇	一、八〇〇
西奈須野	白河―小河間	一四・五	〃	〃	一、二五〇	一、八〇〇
東野鐵道	棚倉―矢祭間	一二・三	〃	〃	一、〇〇〇	一、二五〇
下野電氣鐵道	新今市―高徳間	一〇・五	〃	〃	八〇〇	一、〇〇〇
〃	新鹽原―大網間	一〇・五	〃	〃	八〇〇	一、〇〇〇
水戸鐵道	水戸―上菅谷間	一二・一	蒸氣	〃	一、〇〇〇	一、二五〇
〃	太田―常陸大宮間	一八・三	〃	〃	一、五〇〇	二、二五〇
常總鐵道	取手―三所間	八・五	〃	〃	七〇〇	一、〇五〇
筑波鐵道	土浦―岩瀨間	一一・九	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
北總鐵道	船橋―野田町間	一六・五	〃	〃	一、三五〇	二、〇二五
小湊鐵道	五井―里見間	一四・〇	〃	〃	一、一五〇	一、七二五
上信電氣鐵道	高崎―下仁田間	三〇・九	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	上州富岡―一ノ木戸間	一一・九	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
秩父鐵道	熊谷―三峯口間	三五・二	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	武川―寄居間	一一・九	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
西武鐵道	池袋―飯能間	三二・〇	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	第二會津間	一・〇	人力	〃	一〇〇	一五〇
東武鐵道	上牧―館林間	三七・四	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	葛生―佐野町間	一八・六	蒸氣	〃	一、二五〇	二、七〇〇
〃	館林―佐野町間	一八・六	電氣	〃	一、二五〇	二、七〇〇
〃	池袋―龜戸間	一二・一	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇

社名	區間	延長	動力	軌間	資本金	建設費
武藏野鐵道	龜戸―伊勢崎間	七一・三	蒸氣	呎吋 三・六	千圓 三、〇〇〇	千圓 三、七四〇
〃	第二會津間	一・〇	人力	〃	一〇〇	一五〇
伊那電氣鐵道	上片桐―伊那町間	一四・〇	蒸氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
信濃鐵道	豐野―信濃大町間	三七・四	電氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
富津電氣鐵道	松本―富津間	一四・〇	蒸氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	新輝井澤―松本間	一四・〇	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
佐久鐵道	小諸―小海間	一九・〇	蒸氣	〃	一、二五〇	二、九二五
飯山鐵道	豐野―桑名川間	一二・〇	〃	〃	七五〇	一、七五〇
河東鐵道	屋代―木島間	一二・〇	〃	〃	七五〇	一、七五〇
栃尾鐵道	栃尾―長岡間	一六・〇	〃	〃	一、〇〇〇	二、三〇〇
〃	悠久山―岡間	一・〇	〃	〃	一〇〇	二五〇
越後鐵道	白山（新潟）―柏崎間	五〇・九	電氣	〃	三、〇〇〇	四、五〇〇
〃	西山（柏崎）―長鹿間	五・〇	〃	〃	三〇〇	四五〇
〃	一ノ木戸―寺泊間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
長岡鐵道	長岡―來迎寺間	四・〇	〃	〃	三〇〇	四五〇
富山鐵道	寺泊―立山間	三四・〇	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	立山―雄神間	一〇・〇	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
富山地方鐵道	雄神―上市間	一〇・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
加越鐵道	石動―青島町間	一二・五	蒸氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
富山縣營	南富山―千垣間	一二・〇	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
黑部鐵道	三日市―宇奈月間	一〇・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
遠州電氣	濱松―二俣	一九・〇	〃	〃	一、五〇〇	二、二五〇
京都電燈	大野三番―富士身延	二六・三	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
富士身延鐵道	新富士―身延	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
藤相鐵道	鰺河岡部―相良間	一六・〇	〃	〃	一、二五〇	二、二五〇
濱松鐵道	濱松―奥山間	一九・〇	〃	〃	一、五〇〇	二、二五〇
濱松電氣鐵道	濱松―奥山間	一九・〇	電氣	〃	一、五〇〇	二、二五〇
吉田鐵道	吉田（豐橋）―長篠間	一八・〇	蒸氣	〃	一、二五〇	二、二五〇
豐川鐵道	吉田（豐橋）―船町間	一八・〇	〃	〃	一、二五〇	二、二五〇
愛知電氣鐵道	岡崎―新西尾間	八・二	電氣	〃	一、〇〇〇	一、二五〇
〃	岡崎―吉良吉田間	一二・七	〃	〃	一、〇〇〇	一、二五〇
〃	吉良吉田―有松裏間	一五・五	〃	〃	一、〇〇〇	一、二五〇
名古屋鐵道	名古屋―犬山間	二四・〇	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	名古屋―一宮間	一二・七	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	一宮―岩倉（今回線變更）間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	岩倉―犬山間	一二・〇	蒸氣	〃	一、二五〇	二、二五〇
〃	名古屋―津島間	二九・〇	電氣	〃	二、五〇〇	三、七五〇
〃	新津島―佐屋間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	名古屋―常滑間	一四・〇	〃	〃	一、二五〇	二、一〇〇
〃	知ケ口―小牧間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	抑切町（名古屋東）―今回線變更）―岩倉間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
〃	批把島橋―新津島間	一・〇	〃	〃	一〇〇	一五〇
〃	新一宮―木曾川橋	一・〇	〃	〃	一〇〇	一五〇
〃	國府宮―木曾川堤	一・〇	〃	〃	一〇〇	一五〇
三河鐵道	大濱港―新川口間	一・〇	蒸氣	〃	一〇〇	一五〇
〃	新川口―大濱口間	一・〇	〃	〃	一〇〇	一五〇

社名	區間	延長	動力	軌間	資本金	建設費
潮戸電氣	堀川―尾張瀨戸間	哩分 二・一	電氣	呎吋 三・六	千圓 一、八五〇	千圓 二、一〇〇
伊勢鐵道	津―新四日市間	三二・〇	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、五〇〇
伊賀電氣鐵道	上野町―名張間	三・〇	電氣	〃	二五〇	三五〇
揖斐川電氣鐵道	揖斐―桑名間	三五・八	蒸氣	〃	二、五〇〇	三、五〇〇
近江鐵道	彥根―貴生川間	二〇・〇	電氣	〃	一、五〇〇	二、〇〇〇
〃	高宮―多賀間	二・〇	〃	〃	一五〇	二〇〇
江若鐵道	新濱大津―和通間	一四・六	蒸氣	〃	一、〇〇〇	一、四〇〇
〃	高野山下―高野山口間	一四・五	電氣	〃	一、〇〇〇	一、四〇〇
〃	汐見橋―本川口間	一・八	蒸氣	〃	一二五	一七五
南海鐵道	天王寺―和歌山市	六〇・〇	電氣	〃	四、〇〇〇	五、六〇〇
〃	天王寺―堺市間	一〇・〇	〃	〃	七〇〇	九八〇
〃	難波―大和川口間	一〇・八	蒸氣	〃	七五〇	一、〇五〇
〃	羽衣―高師濱間	三・〇	電氣	〃	二〇〇	二八〇
吉野鐵道	吉野―敷榜間	三二・〇	蒸氣	〃	二、二四〇	三、一三六
大和鐵道	新王寺―櫻井町間	一四・一	電氣	〃	九八〇	一、三七二
淡路鐵道	洲本―福良間	一四・一	〃	〃	九八〇	一、三七二
播丹鐵道	西脇―粟生間	八・五	〃	〃	五九五	八三三
〃	厄神―北本町間	四・一	〃	〃	二八七	四〇二
神戸姫路電氣鐵道	西脇―高砂浦間	一九・〇	〃	〃	一、三三〇	一、八六〇
〃	神三木―三木町間	一・〇	〃	〃	七〇	九八
〃	鍛冶屋町―鍛冶屋間	一・〇	〃	〃	七〇	九八
明石姫路間	明石―姫路間	四四・〇	蒸電	〃	四、八〇〇	九、一〇〇
津山鐵道	津山―總社間	一五・九	蒸氣	〃	一、二〇〇	一、四〇〇
總社西總社鐵道	總社―西總社間	一・九	〃	〃	一〇〇	一四〇
中國鐵道	福山―神邊間	四四・〇	蒸電	〃	四、八〇〇	九、一〇〇
〃	福山―笠岡間	三七・〇	〃	〃	四、〇〇〇	七、六〇〇
井笠鐵道	笠岡―矢掛間	一二・〇	〃	〃	一、二〇〇	二、四〇〇
一畑電氣鐵道	北松江―出雲今市間	三七・〇	電氣	〃	二、五〇〇	三、五〇〇
簸上鐵道	一畑―木次間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
雨備輻便鐵道	中間―高屋間	一四・八	蒸氣	〃	一、〇〇〇	一、四〇〇
福山鐵道	高屋―府中間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
神邊鐵道	神邊―横山間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
宇部鐵道	宇部―小郡間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
宇部興産鐵道	宇部―鹽町間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
長門鐵道	小月―西市間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
伊豫鐵道電氣	高浜―松山間	哩分 六・六	電氣	呎吋 三・六	千圓 二、六〇〇	千圓 三、二〇〇
〃	横河原―郡中間	六・六	蒸氣	〃	二、六〇〇	三、二〇〇
防石鐵道	三田尻―立花間	一一・八	〃	〃	一、五〇〇	一、八五〇
三蟇鐵道	堀―森間	一一・八	〃	〃	一、五〇〇	一、八五〇
阿波鐵道	撫養―古川間	一一・八	〃	〃	一、五〇〇	一、八五〇
池谷鐵道	池谷―鍛冶屋原間	八・三	〃	〃	一、〇〇〇	一、二五〇
宇和島鐵道	宇和島―吉野間	一五・九	〃	〃	二、〇〇〇	二、五〇〇

社名	區間	延長	動力	軌間	資本金	建設費
愛媛鐵道	長濱町大洲間	哩分 九・六	蒸氣	呎吋 三・六	千圓 一、二〇〇	千圓 一、五〇〇
〃	若宮分岐點―内子間	一〇・〇	〃	〃	一、二五〇	一、五〇〇
志免鐵道	志免―旅石間	一・四	〃	〃	一七五	二一〇
西戸崎電氣鐵道	西戸崎―宇美間	一一・〇	〃	〃	一、三七五	一、六五〇
博多灣鐵道汽船	酒殿―志免間	四・〇	〃	〃	五〇〇	六〇〇
〃	新博多―宮地嶽間	四・〇	〃	〃	五〇〇	六〇〇
小倉鐵道	東小倉―上津出間	二・〇	蒸氣	〃	二五〇	三〇〇
〃	東小倉―富野間	二・〇	〃	〃	二五〇	三〇〇
大川鐵道	上久留米―瀨津間	一二・〇	〃	〃	一、五〇〇	一、八〇〇
北九州鐵道	東唐津―新柳町間	二四・〇	〃	〃	三、〇〇〇	三、六〇〇
耶馬溪鐵道	中津―守實間	二四・〇	〃	〃	三、〇〇〇	三、六〇〇
島原鐵道	諫原―島原湊間	二六・三	〃	〃	三、三〇〇	三、九六〇
〃	伊集院―加世田間	一九・〇	〃	〃	二、四〇〇	二、八五〇
〃	加世田―薩摩大輪町間	一九・〇	〃	〃	二、四〇〇	二、八五〇
南鹿鐵道	西脇―高砂浦間	一九・〇	〃	〃	二、四〇〇	二、八五〇
御舟鐵道	甲佐―植本間	一二・〇	〃	〃	一、五〇〇	一、八〇〇
宮崎鐵道	植本―鹿瀨間	一二・〇	〃	〃	一、五〇〇	一、八〇〇
大隅鐵道	宮崎―内海間	二二・五	〃	〃	二、八一二	三、三七五
〃	高須―串良間	一九・〇	〃	〃	二、四〇〇	二、八五〇
沖繩縣營	那覇―與那原間	一二・〇	〃	〃	一、五〇〇	一、八〇〇
〃	糸滿―南風原所間	一二・〇	〃	〃	一、五〇〇	一、八〇〇
〃	嘉手納―國場糸滿間	九・〇	〃	〃	一、一二五	一、三五〇
美唄鐵道	美唄―常磐間	七・〇	蒸氣	〃	八七五	一、〇五〇
青梅鐵道	立川―二俣尾間	一四・〇	〃	〃	一、七五〇	二、一〇〇
湯泉電氣	新動橋―南片山津間	一六・〇	電氣	〃	一、〇〇〇	一、二〇〇
〃	粟津溫泉―片山津間	一・七	〃	〃	一〇〇	一二〇
大阪鐵道	河原―野間	二〇・〇	蒸電	〃	五、〇〇〇	七、〇〇〇
〃	和原―阿部野橋間	二〇・〇	電氣條	〃	五、〇〇〇	七、〇〇〇
小田原電氣鐵道	湯本―强羅間	四・七	電氣	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
鹽豆鐵道	三島―修善寺間	一二・八	蒸電	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
十三鐵道	千里山間	七・八	電氣	〃	一、二五〇	一、五〇〇
新京阪鐵道	京阪―地御前間	一二・〇	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
廣島瓦斯電軌	己斐―廣島間	八・四	〃	〃	一、〇〇〇	一、五〇〇
鹽兒島電氣軌道	武の橋―谷山間	一四・〇	〃	〃	一、二五〇	一、八〇〇

地方鐵道主要計

畫線（昭和二年九月二十日現在）

工事施行認可線

鐵道名	區間	哩程
北海道鐵道	沼ノ端	哩鎖
夕張鐵道	月寒	苗穂
樺太鐵道	栗山起點	七・〇
南奥州鐵道	羽後大森	三・〇
宮城電氣鐵道	前郷	一九・〇
西武鐵道	神明町	九・〇
東京瓦斯電氣鐵道	仙臺	塩釜
東京橫濱電鐵	塩釜	塩竈港線支
東京地下鐵道	新橋	小菅
愛知電氣鐵道	上野	江戸川
大阪鐵道	矢作	長瀞
南尾道	平針	岡田
尾道水道	小坂井	南高田
船木鐵道	下地	上下
北九州鐵道	新博多	仲萬里
大日本軌道	大牟田	博多湾
博多灣鐵道汽船	若津	福岡
御津電氣鐵道	佐賀	久保
北海中央鐵道	札幌中島	小樽手宮町

鐵道名	區間	哩程
日高拓殖	靜内	浦河町
浦幌炭礦	新浦幌	常室
北海道拓殖	屈足村	本別村
岩木鐵道	和徳	西目屋
東北鐵道	小鳥谷村	小本村
	大川村	菱市村
宮城電氣	仙臺市内	
	松島村	石巻町
東野	那珂村	大子町
常北電氣	坂上村	小里村
上州電氣	安中町	岩島村
	板鼻町	高崎市
西武	戸塚	鷺ノ宮
	川越	非森
	市内	
	日進	笠幡
東武	龍ヶ沼	日光
	新井	板橋
	小梅瓦	
	小菅	百間
	化川戸	家河
調布街道	調布	高島町
鐵谷	鐵谷	中目黒
新潟電氣	沼垂町	新發田町
三河	大濱	蒲郡
	枝下	足助
飯山鐵道	大滝	宮ノ原
	西ノ原	十日町
富士身延	身延	
	市川大門	
信貴生駒	生駒	牧方
鹽陽通商	佐良山	江見
	江見	上郡

鐵道名	區間	哩程
東京市電（地下鐵）	目黒	南千住
	澁谷	巢鴨
	橋	西早井
神中鐵道	平塚	大山
	伊勢原	厚木
	保土ヶ谷	久保
湘南電氣	横濱	横須賀
	戸塚	逗子
	長柄	鎌倉
佐久諏訪電氣	野辺	湯川
	平野	湘南
大井川	白金谷起點	
	家山	東川根
遠三電氣	今切	鷲津
	豐橋	豐川
	下地	
名古屋	鶴舞	今池
	國府宮	沼渡
江若	大津	濱大津
	三井寺	太田
	關寺	甚目
奈良電氣	宇治	伏見
	田邊	八幡
大峰登	富田林	天川
新京阪電氣	淡路	上新庄
阪和電氣	城北	京都
	田邊	和歌山
大和	櫻井	名張
	橿原町	神戸
雲藝	今市	十日市原
石田	小田	大潮
濱田町	日出町	大久保
門司	猪門司	森山
長濱	長崎	温泉古島

種別	平均營業哩人員	乘客延人哩	運賃
蒸氣電併用	四七・九	一、八一八、一二八	一、二一二、一二九
瓦斯倫	三、八〇五・〇	二、三一二、一二〇	一、二一二、一二九
計	三、八五二・九	二、三一二、一二〇	一、二一二、一二九
大正一三	三、八〇五・〇	二、三一二、一二〇	一、二一二、一二九

地方鐵道貨物運輸

（十四大正年度）

種別	貨物數	延噸哩	貨物運賃
	千噸	千噸	千圓
蒸氣	二、〇三二	二一三、四六二	一、〇一四、一六二
電氣	三、六六一	三五、三六八	一六、八四〇
蒸電併用	四、九五三	四一、〇八三	一九、五〇二
瓦斯倫	一八、四四一	二三四、一四一	一八、九二一
計	二七、〇八七	二九四、六五四	一、一五五、五二五
大正一三	一七、七九九	二五五、六二四	一、一八八、七九
一二	一二、六一四	一八五、七九	一、一八八、七九

地方鐵道營業收支

（大正十四年度）

種別	營業收入	營業費	益金
	一日一哩平均	圓	圓
蒸氣	三八、四七	三三、四九九	四、九九八
電氣	三三、九六	二四、一四八	九、八四八
蒸電併用	八二、〇七七	四二、二七九	三九、八八八
平均	五八、四三七	三三、九二九	二四、八八八
大正一三	五八、五六二	三三、九二九	二四、六三三
一二	五六、五九五	三四、六三三	二二、九六二

營業收入に對する營業費

軌道現況

（昭和二年六月末現在）

種別及動力	營業哩程	資本金
	哩鎖	千圓
開業線		
電氣	八一・一	一、一七八
蒸氣	一三・一	一、一七八
瓦斯倫	一三・一	一、一七八
計	二一・一	一、一七八
高架	一・一	一、一七八
普通	二〇・〇	一、一七八
蒸氣	一三・一	一、一七八
瓦斯倫	一三・一	一、一七八
計	二一・一	一、一七八
地下	一・一	一、一七八
高架	一・一	一、一七八
普通	二〇・〇	一、一七八
工事施行認可線		
電氣	一・一	一、一七八
蒸氣	一・一	一、一七八
瓦斯倫	一・一	一、一七八
計	一・一	一、一七八
地下	一・一	一、一七八
普通	一・一	一、一七八
蒸氣	一・一	一、一七八
瓦斯倫	一・一	一、一七八
計	一・一	一、一七八
地下	一・一	一、一七八
普通	一・一	一、一七八
廢止許可線		
蒸氣	一・一	一、一七八
瓦斯倫	一・一	一、一七八
計	一・一	一、一七八
普通	一・一	一、一七八
合計		
電氣	八一・一	一、一七八
蒸氣	一三・一	一、一七八
瓦斯倫	一三・一	一、一七八
計	二一・一	一、一七八
高架	一・一	一、一七八
普通	二〇・〇	一、一七八

軌道數の合計と內譯との一致せざるは、一軌道にして二動力を併用するもの、並に開業線、未開業線を併用するものあるに由る。

主要軌道

（昭和二年九月二十日現在）

社名	營業哩程	動力	軌間	資本金
	哩鎖		呎吋	千圓
函館水電	九・九	電氣	四・八½	六、五〇〇
札幌電氣軌道	七・七	電	三・六	二、〇〇〇
仙南溫泉軌道	二・〇	蒸氣	二・六	二、〇〇〇

社名	營業哩程	動力	軌間	資本金
	哩鎖		呎吋	千圓
仙臺軌道	七・〇	瓦電、蒸氣	三・六	一、〇〇〇
栗原軌道	一二・〇	蒸氣	二・六	一、〇〇〇
仙臺電氣	二三・五	電氣	三・六	三、〇〇〇
日光電氣	九・〇	電氣	三・六	一、〇〇〇
鹽原電車	一八・五	人力	二・六	一、〇〇〇
宇都宮石材軌道	八・〇	電氣	二・六	一、〇〇〇
水濱電車	一・一	電氣	二・六	一、〇〇〇
成田電氣軌道	三・〇	電氣	二・六	一、〇〇〇
西武鐵道	二三・〇	蒸氣	四・八五	一、〇〇〇
東京電燈	三・五	電氣	四・八五	三、〇〇〇
群馬電力	一・六	電氣	四・八五	一、〇〇〇
東京市電氣局	一〇・〇	電氣	四・八五	三、〇〇〇
玉川電鐵道	一・五	電氣	四・八五	一、〇〇〇
王子電氣軌道	七・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
京王電氣軌道	一四・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
京城電氣軌道	六・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
京城東電氣軌道	一四・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
京濱電氣	一七・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
橫濱市電氣局	一・五	電氣	四・八五	一、〇〇〇
小田原電氣	七・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
富士電氣軌道	一・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
甲府電車	一五・五	馬力	四・八五	一、〇〇〇
上田溫泉電軌	一七・八	電氣	四・八五	一、〇〇〇
富山市營	三・一	電氣	四・八五	一、〇〇〇
溫泉電軌	一・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
東京電力	一・六	電氣	四・八五	一、〇〇〇
東京市電氣局	一〇・〇	電氣	四・八五	三、〇〇〇
名古屋市電氣局	三・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
尾張電氣	三・五	電氣	四・八五	一、〇〇〇
岡崎電氣軌道	一・三	電氣	四・八五	一、〇〇〇
名古屋鐵道	一四・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
下一色電車軌道	一・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
金澤電氣軌道	一・一	電氣	四・八五	一、〇〇〇
靜岡電氣鐵道	三・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
名古屋市電氣局	三・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
三重合同電氣	九・五	電氣	四・八五	一、〇〇〇
矢作水力電氣	七・六	電氣	四・八五	一、〇〇〇
神岡軌道	三・〇	馬力	四・八五	一、〇〇〇

社名	營業哩程	動力	軌間	資本金
	哩鎖		呎吋	千圓
美濃電氣軌道	九・七	電氣	四・八五	六、〇〇〇
大津電車軌道	一・四	電氣	四・八五	一、〇〇〇
京都市事業部	一四・〇	電氣	四・八五	一〇、〇〇〇
京都電燈	八・八	電氣	四・八五	五、〇〇〇
大阪市電氣局	一〇・〇	電氣	四・八五	一〇、〇〇〇
阪神急行電鐵	四・三	電氣	四・八五	三、〇〇〇
京阪電氣鐵道	四・〇	電氣	四・八五	三、〇〇〇
大阪電氣軌道	二五・五	電氣	四・八五	一〇、〇〇〇
南海鐵道	一二・〇	蒸氣	四・八五	五、〇〇〇
阪神急行電鐵	四・〇	電氣	四・八五	三、〇〇〇
兵庫電氣軌道	一一・三	電氣	四・八五	五、〇〇〇
神戸市電氣局	一一・三	電氣	四・八五	五、〇〇〇
能勢電氣軌道	八・七	電氣	四・八五	一、五〇〇
岡山電氣軌道	一四・〇	電氣	四・八五	一、五〇〇
米子電車軌道	一〇・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
廣島電氣	一二・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
宇部軌道	九・〇	蒸氣	四・八五	一、〇〇〇
高松電氣軌道	九・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
四國水力電氣	一・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
土佐電氣鐵道	一六・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
伊豫鐵道電氣	六・三	電氣	四・八五	一、〇〇〇
九州電氣軌道	三・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
東邦電力	三・五	瓦斯	四・八五	一、〇〇〇
九州水力電氣	三・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
九州鐵道	三・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
筑後軌道	三・三	蒸氣	四・八五	一、〇〇〇
朝倉軌道	二・〇		二・六	五〇〇
絲總軌道	五・〇	馬	二・六	五〇〇
長崎電氣軌道	四・三	電氣	四・八五	三、〇〇〇
熊本電氣軌道	四・三	電氣	四・八五	二、〇〇〇
菊地電氣軌道	二・〇	電氣	四・八五	一、〇〇〇
熊本市電氣局	四・〇	電氣	四・八五	二、〇〇〇
鹿兒島電氣軌道	四・〇	電氣	四・八五	二、〇〇〇

市營のものを除く外全部株式會社なり。

地方鐵道車輛、從業員

（十四年度末）

種別	蒸氣（タンダー）機關車	電氣機關車	蒸電併用機關車	瓦斯機關車	客車 總計	客車 電動車	客車 定員（人）	貨車 有蓋車	貨車 無蓋車	貨車 積載（噸）	從業員數
蒸氣	一四五	一			一、一三一		五、七一八	一、一七五	五、七一八	一、一三一	二、〇二〇
電氣	一	一二五	一		一、一八一	一、一八一	五、八一八	一、一七五	五、七一八	一、一三一	二、〇二〇
蒸電併用	一	一	一二		一、一八一	一、一八一	五、八一八	一、一七五	五、七一八	一、一三一	二、〇二〇
瓦斯	一	一	一	九	一、一八一	一、一八一	五、八一八	一、一七五	五、七一八	一、一三一	二、〇二〇

地方鐵道列車走行哩

（十四年度）

種別	列車哩 客車列車	列車哩 貨物列車	列車哩 合計
	哩	哩	哩
蒸氣	三五、八一〇	九一、二四〇	一二六、〇五〇
電氣	四四、三四〇	三四、八六〇	七九、二〇〇
蒸電併用	四、二三〇	一、一五〇	五、三八〇
瓦斯倫	一、二八七、七九〇	六〇、〇五〇	一、三四七、八四〇
計	一、三七一、三一〇	一八七、一二〇	一、五五八、四三〇
大正一三	一、三五一、八六〇	一八〇、〇五〇	一、五三一、九一〇
一二	一、二一七、一二〇	一七九、二四〇	一、三九六、三六〇

× 印は電氣機關車牽引のもの。

地方鐵道旅客運輸

（十四年度）

種別	營業哩程 平均	乘客人員 延人哩	旅客運賃
	哩鎖	千人	千圓
蒸氣	一、八一〇・二	三五、八一八	一、一三一
電氣	一、八一〇・二	三五、八一八	一、一三一
蒸電併用	一、八一〇・二	三五、八一八	一、一三一
瓦斯	一、八一〇・二	三五、八一八	一、一三一
蒸氣	一、八一〇・二	三五、八一八	一、一三一
電氣	一、八一〇・二	三五、八一八	一、一三一

軌道車輛、常業員
（大正十四年度末）

種別	電氣	蒸氣	瓦斯	馬力	人力
機關車	輛	輛	輛	輛	
客車 有蓋車	五二五	三六六（×一二五）			
客車 無蓋車	四八	一四			
貨車 有蓋車	三三	三三			
貨車 無蓋車	二四	一二			
貨車 計	三四七	一七四			
從業員	三四七	八五六	三五	二五	

×印は瓦斯、△印は蒸氣なり。

軌道車輛走行哩
（大正十四年度）

種別	電氣	蒸氣	瓦斯	馬力	計
客車	千哩	千哩	千哩	千哩	千哩
客車	三、七三	一、九八五			五、七一八
貨車	一、九四八	一、一四一			三、〇八九
計	五、六六一	三、一二六			八、七八七

軌道旅客運輸
（大正十四年度）

種別	營業哩	旅客人員	旅客運賃	一人平均旅客運賃
	平均	千人	千圓	圓
電氣	一、〇三一	二、二三三、三〇六	一、三五、三五〇	〇、六
蒸氣	八八五	一、三六一、五五一	二、〇九、五三一	一、五
瓦斯	二、〇九	一、四六一	三五、一五三	二、四
馬力	二二	三五、一五三	三、一九九	〇、九
計 大正一三	二、一二	三、六四二、六二九	一、四二、八二八	〇、九
計 大正一二	二、一二	三、六四二、六二九	一、四二、八二八	〇、九

軌道營業收支
（大正十四年度）

種別	營業收入	營業費	益金	營業收入に對する營業費
	一日一哩平均			
電氣	圓 三、七九	圓 一、九二	圓 一、八七	圓 〇、五一
蒸氣	三、〇二	一、九〇	一、一二	〇、六三
瓦斯	一、九二	一、二七	〇、六五	〇、六六
馬力	二、一七	一、四七	〇、七〇	〇、六八
人力	一、七五	一、二五	〇、五〇	〇、七一
計 大正一三	三、一五	一、九〇	一、二五	〇、六〇
計 大正一二	三、一五	一、九〇	一、二五	〇、六〇

軌道貨物運輸
（大正十四年度）

種別	營業哩數	貨物運賃	一哩平均貨物運賃	一噸平均貨物運賃
	平均	千圓	圓	圓
電氣	三、八一	一、〇二三	一、五一	〇、九六
蒸氣	三、九七	一、〇九一	一、五一	〇、九六
瓦斯	二、〇九	一、〇九一	一、五一	〇、九六
馬力	二、〇九	一、〇九一	一、五一	〇、九六
人力	二、〇九	一、〇九一	一、五一	〇、九六
計 大正一三	三、一二	一、〇九一	一、五一	〇、九六
計 大正一二	三、一二	一、〇九一	一、五一	〇、九六

鐵道事故
（十四年度）

種別及事故	件數	種別及事故	件數
衝突	件	國有鐵道	
列車脫線	三	列車衝撃	一
列車火災	一	其他事故	七〇
計	四	計	八三
列車百萬哩割合	〇、九	列車百萬哩割合	二、〇
總哩數	四、四九九哩	總哩數	四、四九九哩
列車百萬哩割合	〇、九	列車百萬哩割合	一八、五

鐵道、軌道死傷人員
（大正十四年度）

種別及事故	軌道 脫線	軌道 衝突	軌道 列車妨害	軌道 踏切障害	軌道 其他	軌道 計	地方鐵道 接觸	地方鐵道 顚覆	地方鐵道 脫線	地方鐵道 衝突	地方鐵道 列車火災	地方鐵道 列車衝撃	地方鐵道 其他	地方鐵道 計	計
電氣 死	一	一				二									二
電氣 傷	一	一				二									二
蒸氣 死															
蒸氣 傷															
瓦斯 死															
瓦斯 傷															
馬力 死															
馬力 傷															
計 死	一	一				二									二
計 傷	一	一				二									二

國有鐵道一

種別	乘客 死	乘客 傷	職員 死	職員 傷	公衆 死	公衆 傷	乘客 死	乘客 傷	職員 死	職員 傷	公衆 死	公衆 傷	計 死	計 傷
東京														
名古屋														
神戸														
門司														
仙臺														
鰐淵														
札幌														
計														

民業鐵道買收價格

會社名	哩數	拂込資本金	建設費	買收價格
	哩	千圓	千圓	千圓
北海道炭礦鐵道	三〇、三	二、一三五	二、九五五	二、一七五
甲武	二六、五	四、九五五	四、九五五	四、九五五
日本	八〇、五	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
岩越	一二、〇	四、三〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇
山陽	一三、〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
九州	一三、〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
北海道	一二、〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
阪鶴	七〇、〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
北越	一〇、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
總武	一、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
參宮	一、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
西成	一、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
田中	一、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
越後	一、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

本表は買收價格五百萬圓以上のものを掲出す。×印には未開業哩數を合算せり。

水運

近狀一束

近東航路開拓―從來近東航路は佛國M・M會社、伊國ロイド・トリエスト會社、セイビチマルチノ會社、英國系埃及船會社の獨占の如き觀ありしが、近時我海運界の進展に鑑みる所あり、遞信省に於ては昭和二年度より日本郵船をして之に就航せしむる事となり、補助金二十五萬圓を計上せり。彼我の貿易品は輸出品絹絲布、莫大小等、輸入品埃及綿、石油、耳土古煙草等共主なるものなり。

神戸南鮮間定期航路―十月一日より勞農露國商船艦隊の同航路開始され、事務所を神戸元居留地前町に置く。

川崎輦大綫開始―川崎汽船會社に於ては樺太廳の命令に依り、昭和二年度より年十航海を一萬圓の補助にて大阪樺太間新航路を開始し明大丸（三千六百噸）及び東華丸（三千八百噸）を就航せしむる事と爲せり。

桑港航路優秀船計畫―郵船會社は十五年十一月、多年の懸案たる桑港航路優秀船建造計畫を決定し、三菱及川崎造船所に對し建造交涉を開始（川崎は別項の事情に依り頓挫）したるが、建造船舶は一萬六千噸級三隻にして、一隻二千萬圓程度のものなり。

東洋各地間船賃改正―昭和二年八月太平洋船客運賃同盟に關する內外汽船會社は、東洋各地間の乘船賃を左の如く改正實施せり

横濱上海間一等百廿五圓、二等七十五圓
特別三等四十五圓、三等卅四圓（横濱香港間一等百七十五圓、二等百〇五圓、特別三等六十圓、三等四十圓、△横濱マニラ間一等二百二十五圓、二等百四十圓、特別三等八十四圓、三等四十圓）

東京運河成行―曩に帝都復興事業として計畫されし京濱運河は、其後計畫中止の旨發表されたるを以て、東京灣埋立會社に於て更めて運河計畫（豫定地繪見、大森間、深十二尺、幅八間、工費二千萬圓、着手より一ヶ年間にて竣功）を樹立し、神奈川縣を經て內務省に認可申請を爲したるが、田中內閣に至り、鈴木內相は殘事業を以て京濱間の物資輸送上に劃時代的偉業を形造るものと爲し、極力之が復舊に努めつゝあり、而して事業の細目に亘りては未だ確定を見ざるも、大體昭和二年度以降六ヶ年繼續事業、總工費約三千萬圓、全部國庫負擔となし、川崎市地先海面埋立地より東京府品川町地先に至る約一萬五千米に運河を開鑿せんとする計畫なり。

川崎造船所閉鎖―最近の財界動亂を機として川崎造船所は遂に經營難に陷りたるが、同社の破綻は國防上、其他諸方面に及ぼす影響極めて重大なるに鑑み、政府は鄕男爵の作製したる整理案に基き、八方救濟に盡す處ありしも、其實行困難なるを覺り、之が救濟より手を引くことゝなりし爲め、止むなく同所は一時工場を閉鎖し、建造中の海軍艦艇（巡洋艦二隻內一隻は艤裝中、潛水艦四隻、內二隻は艤裝中）は、海軍に於て一時同所の船台、工作所、其他の設備を賃借し、技術工並に職工を海軍省臨時雇として工事一切を引繼ぐ事となり、七月其の旨發表されたり。

鳥羽造船所閉鎖―神戸製鋼所にては造船部を廢止する事となり、同工場鳥羽造船所は昭和二年六月、建造百九十隻の記錄を殘して閉鎖せり。

國際汽船整理―國際汽船は七千四百萬圓の債務を有し、年額三百七十萬圓の利拂を要するに對し、收益全部を以てするも漸く半額の利拂を爲し得るに止まり、餘の半額は同社の大株主たる鈴木商店及び川崎造船所に於て代辨し來れる始末なるが、最近鈴木川崎共に浸潤したる爲め、昭和二年上半期より利拂不能に陷り、大藏、興銀兩當局折衝の結果九月中旬整理案作成を了せり。

船主共濟不成立―社外船主の相互救濟を目的として、日本船主共濟組合計畫され、昭和二年三月創立委員より商工省保險課長宛內意伺書を提出するに至りたるが、其內容は保險事業を以て目すべきものなるを以て法規上株式又は相互會社にあらざれば行ふ能はざるものと認むとの回答に接し、該計畫は一先づ放棄さるゝ事となれり。

船舶建造補償立案―遞信省にては造船業救濟の一策として、且つは海事銀行設立の提唱ある等の事實に鑑み、造船資金を低利融通せしむるの要ありとし、來議會に船舶建造費の支拂補償法を提出する意向を以て、之が立案に着手したるが、大體（一）興業銀行、第一銀行、其他二三の政府指定銀行に特權を付與して、船舶建造資金を現行船舶融資利率より四分乃至六分の低利にて融通せしめ、その利差を政府自ら補償する事、（二）期間は三年乃至五年とし期間延長に對する損害は相當の條件にて、政府之を補償する事、（三）右の低利資金は年額七百五十萬圓、十ヶ年七千五百萬圓見當を融通せしむる事を以て骨子とせるものなり。

横濱港探照燈設置―從來濃霧、暴風雨時に對する設備不完の爲め、往々惨事を惹起せるに鑑み、横濱船舶信號所は海軍援助の下に一萬八千燭光の探照燈を設置せり。右は

四十五噸曹長式にて書間五哩、夜間二十哩の速力を有し、漁害豫防の外、夜間港内船舶作業、其他にも利用さる。

小船推進機發明―十二月初旬、山口縣巖在勤の三井隆雄氏は、費用十數圓を以て簡單に取付け得らるゝ小船推進機を發明し、大阪某鐵工場に於て三萬圓を以て其權利を買收せり。

英帝賞牌拜受―大正十五年伊豆沖にて遭難せる英國汽船シチー・オブ・ネープルス號乘組員救助者に對し、三月中旬英國皇帝より銀メダル、同船主、保險業者より紀念品賞金を送附し來れり。

漢底金塊引揚競爭―當に地中海に於て沈沒船八坂丸の金塊引揚に成功したる片岡弓八氏は、其後露國政府の依囑を受けて黑海の底に沈めるクリミヤ戰爭當時の遺留金塊一千萬圓を引揚ぐる事となり、昭和二年六月施行を以て現場へ渡航したが、一方また長崎縣人小山傷一氏は百年前ナポリ灣に擊沈されたる土耳古艦隊の遺留金塊六千萬弗銀塊二千萬弗の引揚作業を請負ひ、同年七月現場へ向け出發、兩々相尋つて世界の視聽を聳しめたり。尙ほ之より先、帝國サルベージ會社四司出張所長岡田齊吉氏は、イギリス・シヤーデン・マヂソン會社の依囑に依り、昭和二年一月莫斯沖に沈沒しある露社汽船の遺留金貨六萬五千圓の引揚に成功せり。

時事新報海上版―時事新報社に於ては船客並に海上勤務者の爲に、昭和二年六月一日より海上船舶にニュース供給の途を開き、現に日本郵船の天洋丸、近海郵船の吉野丸其他二十隻の船舶に對し、特別波長に依るニュースを發信し、好評を博し居れるが、更に七月一日より『時事新報海上版』として四六信販八百の日刊海上新聞を創刊し、近海郵船の吉野丸、因幡丸、信濃丸、南洋丸、北嶺丸、日光丸の六船舶に每日之を提供し居れり。之にて英國のデイリー・メール、米國のシカゴ・トリビューン紙と共に世界に三誌の海上新聞を有する事となれり。

遠距十個年計畫―望月遞相は就任以來政策的事業の一として、海上産業の振興方策に執心し、(一)近東、オデッサ)航路の新設、(二)歐洲、濠洲、南米沿岸等の既設航路の施設改善、(三)遞信省命令航路の內近海航路及び地方廳の命令航路に對する補助費增額、(四)造船事業奬勵金に救濟施設、(五)燈臺其他の航路標識增設等を計畫し居れるが、其の內燈臺の增設は百二十三ヶ所、十ヶ年繼續事業を以て之が完成を圖らんとするものにて、其理由として、近時船舶の增加並に航路の擴張に伴ひ、船舶の種類所要日數神戶バタビヤ間十七日、バタビヤ横濱間十九日、バリクパパン横濱間十一日なり。而して從來の本邦發佛向け船荷證券は新嘉坡經由のため、商品よりも一週間乃至二週間遲れるが、遞信省と交涉の結果、同社船にも郵便物積込の契約成立し、商品積込と同時に船荷證券を發送する事となりたるため、輸出入業者に至便なるのみならず、日數の點に於て、大阪商船、南洋郵船兩社の歐洲航路に比し遙に優利なるを以て、自然兩社の打擊は免れざる處なるべしと觀測さる。

漢底撮影機發明―北大敎授片川秀一博士は最近プリズムと反射鏡と鋼管とより成る簡單なる裝置を以てせる海底撮影機を發明し、引續き實地試驗中なり。米國映畫海底二萬哩」は世俗呼に海底の秘密を寫寫せるものと信じ居るも、世界に於て未だ完全なる海底撮影機の發明なきを以て見れば、恐らくは想像に依る製作に過ぎざるべく、博士の此の發明は世界學界の注目を喚び起せり。

前年中の輸入古船―大正十五、昭和元年中の輸入古船左の如し。

船舶原簿に登錄せるもの　三隻　一三〇、四〇噸
購入契約、未登錄のもの　一隻　四、五〇噸
解體目的を以て購入のもの　〃　三、八五噸
計　〃　三〇、七五噸

遭難沈沒船―十五年十月以降最近に至る遊難沈沒船の主なるもの左の如し。(×印は沈沒せざるも大破したるもの。)

船名	噸數	遭難月日	場所	船主
龍王丸	四、〇〇〇	一〇・三	エトロフ	函館相馬
龍王丸(第二)	六四四	〃	〃	和田
飛鳥丸	三、三三〇	一一・七	紀州大島	日本郵船
八幡丸	奇三	一・五	門司沖	栃本商事
美鳴丸(第二)	五、〇六〇	一・八	千鳴郡近	神戶松岡
福岡丸	二、〇二〇	一・三	能登沖	函館山崎
二見丸	三、三五	一・四	朝鮮沖	神戶松本
甲丸	四、三五〇	三・八	〃	大阪酒口
霧鳴丸	九七五	三・九	銚子沖	壁鳴商船
安昌丸	三、〇〇〇	三・一四	上海港口	山下汽船
龍王丸(第三)	三、〇五	三・一四	銚子河口	三菱
雲海丸(第二)	二、七五	三・一四	濟南鳴沖	神戶中村
天眞丸	三、三四	三・一三	釜山沖	長崎澤山
連鳥丸	二四四	三・一一	濟南鳴沖	農林省
笠戶丸	一、四三三	三・八	根室沖	神戶鳴谷
沖縄丸	一、三三四	三・三	木浦沖	壁鳴商船
熊野丸	二、八七四	三・一〇	九龍沖	日本郵船
住ノ江丸	七五六	三・一三	渡鳴牟鳴	函館濱岡

運河

（大正十四年末現在）

運河名	所在地	延長	幅	竣工年月	工費
		新米	米	明治	千圓
琵琶湖疏水	近江山城	二、一二四	五・八―六・八	二三・一	三、三四五
鶴川新運河	山城	八、九四五	六・二―一二・六	三三・一	六三、五五五
利根運河	下總	八、一三二	六・〇	三三・一	三、〇〇〇
濱松堀留遠江		五、八三三	八・一八	三三・一	三、〇〇〇
瀨原新水道	飛騨	二、〇四〇	二・一―二・九	三三・一	三、〇〇〇
大阪運河	攝津	一、四五六	三・〇―一五四・〇	三三・一	三、〇〇〇
兵庫運河	〃	一、四五六	三・〇―一五四・〇	三三・一	三、〇〇〇
富士運河	駿河	一、一三二	七・三	三三・一	三、〇〇〇
兵庫運河支	攝津	一、七七二	一四・五五	三三・一	三、〇〇〇

港灣

（大正十四年末現在）

道府縣	軍港	要港	開港	商港	漁港	避難港	計
東京							
京都							
大阪							
兵庫							
長崎							
神奈川							
新潟							
千葉							
茨城							
三重							
愛知							
岡山							
福岡							
鹿兒島							
宮崎							
大分							
佐賀							
熊本							
愛媛							
高知							
德島							
和歌山							
香川							
山口							
島根							
鳥取							
富山							
石川							
福井							
計							

港灣修築

（昭和二年四月一日）

港灣名	府縣	著手年月	竣功年月	工費 千圓
三國	福井	明一二・一二	明一二・一二	二三八
長崎	長崎	一・一	一・三	三三
角島	山口	一・一	一・三	三三
熊本	熊本	一・一	一・三	三三
三池	福岡	一・一	一・三	三三
宇品	廣島	一・一	一・三	三三
橫濱	神奈川	一・一	一・三	三三
若松	福岡	一・一	一・三	三三
留萌	北海道	一・一	一・三	三三
神戶	兵庫	一・一	一・三	三三

港灣名	府縣	著手年月	竣工年月	工費 千圓
名古屋2	愛知	明三一・一	明三二・一	三三八
四日市	三重	一・一	一・三	三三
關門	山口福岡	一・一	一・三	三三
名古屋×1	愛知	一・一	一・三	三三
小松嶋	德島	一・一	一・三	三三
船川	秋田	一・一	一・三	三三
七尾	石川	一・一	一・三	三三
伏木	富山	一・一	一・三	三三
橫濱1	神奈川	一・一	一・三	三三
三池	福岡	一・一	一・三	三三
宇野	岡山	一・一	一・三	三三
鹿兒嶋	鹿兒嶋	一・一	一・三	三三
橫濱2	神奈川	一・一	一・三	三三
神戶	兵庫	一・一	一・三	三三
那覇	沖縄	一・一	一・三	三三
新潟2	新潟	一・一	一・三	三三
小樽2	北海道	一・一	一・三	三三
清水	靜岡	一・一	一・三	三三
敦賀	福井	一・一	一・三	三三
大分	大分	一・一	一・三	三三
釧路	北海道	一・一	一・三	三三
寺泊1	新潟	一・一	一・三	三三
名度津	香川	一・一	一・三	三三
新潟1	新潟	一・一	一・三	三三
函館1	北海道	一・一	一・三	三三
名古屋1	愛知	一・一	一・三	三三
小樽1	北海道	一・一	一・三	三三
新潟1	新潟	一・一	一・三	三三
岩船1	新潟	一・一	一・三	三三
寺泊2	新潟	一・一	一・三	三三
新潟2	新潟	一・一	一・三	三三
鹽釜	宮城	一・一	一・三	三三
青森	青森	一・一	一・三	三三
熊生1	新潟	一・一	一・三	三三
七尾	石川	一・一	一・三	三三
小名濱	福島	一・一	一・三	三三
波切	三重	一・一	一・三	三三
神戶	兵庫	一・一	一・三	三三
大阪2	大阪	一・一	一・三	三三
博多	福岡	一・一	一・三	三三
唐津	佐賀	一・一	一・三	三三
門司	福岡	一・一	一・三	三三

港灣名	府縣	著手年月	竣工年月	工費 千圓
高松	香川	明三一・一	明三二・一	三三八
輪島	石川	一・一	一・三	三三
柏崎	新潟	一・一	一・三	三三
横濱1	神奈川	一・一	一・三	三三
根室	北海道	一・一	一・三	三三
直江津1	新潟	一・一	一・三	三三
名古屋3	愛知	一・一	一・三	三三
稚內	北海道	一・一	一・三	三三
今治	愛媛	一・一	一・三	三三
波止浜	愛媛	一・一	一・三	三三
寺泊2	新潟	一・一	一・三	三三
長崎	長崎	一・一	一・三	三三
門司	福岡	一・一	一・三	三三
岩船2	新潟	一・一	一・三	三三
網走	北海道	一・一	一・三	三三
今治	愛媛	一・一	一・三	三三
東岩瀨	富山	一・一	一・三	三三
室蘭	北海道	一・一	一・三	三三
伊東	靜岡	一・一	一・三	三三
乙濱	千葉	一・一	一・三	三三
能生2	新潟	一・一	一・三	三三
小名濱	福島	一・一	一・三	三三
神戶	兵庫	一・一	一・三	三三
大阪1	大阪	一・一	一・三	三三
新潟	新潟	一・一	一・三	三三
多福	福岡	一・一	一・三	三三
佐賀	佐賀	一・一	一・三	三三
門司	福岡	一・一	一・三	三三

港灣名	府縣	著手年月	竣工年月	工費 千圓
名古屋2	愛知	明三一・一	明三二・一	三三八
四日市	三重	一・一	一・三	三三
關門	山口福岡	一・一	一・三	三三
名古屋×2	愛知	一・一	一・三	三三
小松嶋	德島	一・一	一・三	三三
船川	秋田	一・一	一・三	三三
七尾	石川	一・一	一・三	三三
伏木	富山	一・一	一・三	三三
橫濱1	神奈川	一・一	一・三	三三
三池	福岡	一・一	一・三	三三
宇野	岡山	一・一	一・三	三三
鹿兒嶋	鹿兒嶋	一・一	一・三	三三
橫濱2	神奈川	一・一	一・三	三三
神戶	兵庫	一・一	一・三	三三
那覇	沖縄	一・一	一・三	三三
新潟2	新潟	一・一	一・三	三三
小樽2	北海道	一・一	一・三	三三
清水	靜岡	一・一	一・三	三三
敦賀	福井	一・一	一・三	三三
大分	大分	一・一	一・三	三三
釧路	北海道	一・一	一・三	三三
寺泊1	新潟	一・一	一・三	三三
名度津	香川	一・一	一・三	三三
新潟1	新潟	一・一	一・三	三三
函館1	北海道	一・一	一・三	三三
名古屋1	愛知	一・一	一・三	三三
小樽1	北海道	一・一	一・三	三三
新潟1	新潟	一・一	一・三	三三
岩船1	新潟	一・一	一・三	三三
寺泊2	新潟	一・一	一・三	三三
新潟2	新潟	一・一	一・三	三三
鹽釜	宮城	一・一	一・三	三三
青森	青森	一・一	一・三	三三
熊生1	新潟	一・一	一・三	三三
七尾	石川	一・一	一・三	三三
小名濱	福島	一・一	一・三	三三
波切	三重	一・一	一・三	三三
神戶	兵庫	一・一	一・三	三三
大阪2	大阪	一・一	一・三	三三
博多	福岡	一・一	一・三	三三
唐津	佐賀	一・一	一・三	三三
門司	福岡	一・一	一・三	三三

主要港より諸航路里程（水路部調）

港名	府縣	著手年月	竣工年月	工費
境	鳥取	一八一〇	明一一・一	千圓 一、八三〇
敦賀	福井	一八一〇	元・一	二、四三〇
紋別	北海道	一八一〇	三・一	一、〇四九
小松嶋※	德嶋	一八一〇	七・一	二、四四九
鹿兒嶋※	鹿兒嶋	一八一〇	七・一	二、〇〇〇
伏木	富山	一八一〇	一〇・一	五、〇〇〇

1は第一期、2は第二期、3は第三期工事の略、×印は改良工事なり。

基點	到着港	里程	到着港	里程
東京（霊岸島）	橫須賀（浚渫大島）	一七	浦賀	一七
	橫濱（日濱迄）	一七	浦賀	一七
橫濱	熱海	一五	下田	一五
	清水名古屋（紀伊田邊）	三〇	武豐	二八
	荻ノ濱（陸前）	三六	釜石	三六
	由良（陸中）	三六	宮古	三六
	八戸	四三	釜山	四三
神戸	大阪（築港）	二・五	三浦ヶ濱	一五
	今治	三五	八幡濱	三〇
	長濱（伊豫）	一九	高知	一九
	宇和島	二九	清水（土佐）	二九
	須崎	三八	尾ノ道	二三
	江並	四四	鹿島	一五
	三輪港	二五	下關	一五
	糸崎	二一	尾ノ道	一五
	三田尻（別府）	三一・八	大分	三一・八
	佐賀關	三三	基隆	三三

外國航路里程

橫濱より（×印はパナマ經由）

航路	里程	航路	里程
アークランド（新西蘭）	七、〇〇〇	アムステルダム（×）	一三、三六六
雅典	八、五三	厦門	一、五六六
アデレート	五、六七	ウラジオ	九、九七
阿丁	六、五三	島（マリアーネン群島）	
アバママ（ギルバート島）	三、八五	アレクサンドリア	八、七五五
		アンガウル	一、五五〇
		アントワープ（×）	一三、八五九

神戸より

航路	里程	航路	里程
上海	大六八	ヤップ	一、四一〇
大連	大八八	グアム	一、四一〇
厦門	香港	ボナペ	一、四一〇
	高雄	ヤルート	一、四一〇
	メルボルン	メルボルン	一、四一〇
基隆より		基隆より	
厦門	三六	厦門	三六
平安より		平安より	
厦門	三六	厦門	三六
淡水より		淡水より	
福州	三三	福州	三三
厦門	三六	厦門	三六

航路	里程	航路	里程
威海衛	一、一〇	クリスマス島	四、四三
イキケ（智利）	九、〇三	イロイロ（比律賓）	一、九八〇
		クロンスタット	八、三九五
		グアヤキル（エクアドル）	一、七五〇
ウエーク島	四、九八	ケープ・エンガノ（呂宋）	一、三六八
ウエリントン（新西蘭）	四、九八	ケープ・ホーン（智利）	九、六四七
ウナラスカ（アリューシャン群島）	三、四七五	コベルゲン	一、四三二
浦鹽斯德	九四〇	ハーゲン	一、四三二
エキスモー（海峽經由）	一、九二〇	コロムボ（錫蘭）	四、四五一
エニウエトク（マーシャル群島）	一、九二〇	コロン	九、〇四七
エンダーベリー（フェニックス群島）	三、六六六	君士坦丁堡	一、七五七
オデッサ	一、七四〇	柴棍	八、三五七
オレアイ（カロリーネン群島）	一、七四〇	サイパン（マリアーネン群島）	一、三六〇
カイヤオ（祕露）	八、四〇二	サリナクルス（墨西哥）	六、五五七
カストリー（露領沿海州）	一、六九五	サロニカ	八、三五五
カラチ	五、七四二	サントス	六、五五七
甲谷陀	四、五五五	サン・ドミンゴ	八、三五六
カレイガルベ	二、〇三五	サン・フアン	八、七一八
カレン	一、九二〇	桑港	四、五二一
廣東	一、九二〇	ザンゼバル	六、九三二
キスカ（アリューシアン群島）	一、六六二	ザンボアンガ（比律賓）	二、〇三六
喜望峰	八、四二七	シアトル	三、六七七
キユラソオ	八、四二七	シトカ（アラスカ）	三、五七七
キングストン（ジャメイカ）	一、三三五	シドニー	二、〇五五
クイベックス	一、七七七	新嘉坡	二、〇五五
クサイ島（ニユー・ブリテン）	三、三五一		
クダト（英領ボルネオ）	三、六七七		
×アデレート	二、〇五五		

航路	里程	航路	里程
大泊（陸奥）	七一	野邊地	五三
森（渡島）	一四二	松前（福山）	四二
釧路	三一〇	根室	三九
小樽	三一三	宗谷	三七
沙那	四二〇		
宗谷	稚内	一〇	
稚内（宗谷）	大泊	九〇	小樽
	岡	一四六	
高雄（東港）	安平	六	東港
	東港	一六	

基點	到着港	里程	到着港	里程
下關	門司	二	若松	七
	博多	二〇	唐津	九
	伊萬里	三七	平戶	三〇
	佐世保	三九	敦賀	三九
	境	三九	酒田	三四
	伏木	四六	直江津	四三
	新潟	四六	酒田	四三
	小樽	七六	釜山	三七
	元山	三七	城津	四六
	仁川	四六	浦南浦	四六
敦賀	舞鶴	三五	宮津	三五
	境	一四七	下關	一四七
	釜山	三五	神戶	三五
多度津	宇津上關（門司）	三五	土崎	七二
	尾ノ道（下關）	三六	夷	二一
新潟	酒田	一四	七尾	一三
	能代	一四	直江津	一三
	伏木	二四	小樽	三五
	敦賀	三五	釜山	三七
	函館	三五	城津	四六
三津ケ濱	廣島（宇品）	三五	宇津上關（門司）	三五
	三田尻（門司）	三六	下關	三六
長崎	口ノ津	四六	島原	四六
	住ノ江	四六	三池	四六
	三角	四六	宮ノ窪	四六
	大川	四六	鹿兒島	四六
	福江	四六	玉ノ浦	四六
	鐵原	四六	竹敷	四六
	鹿兒	四六	佐須奈	四六
	基隆	四六		
左賀上浦	臼杵	三六	佐伯	三六
	鹿兒島	三六	油津	三六
鹿兒島	名瀨	三五	那覇	三五
	石垣島	三五	基隆	三五
	南大東島	三五	百間	三五

外國航路旅客運賃

歐洲航路—橫濱解纜

目的地	A一等	B一等	一等	二等	特三等	二等
新嘉坡	四〇・〇	三四〇・〇	三一〇・〇	二六〇・〇	九〇・〇	六五・〇
馬制加	三六〇・〇	三〇五・〇	二八〇・〇	二三五・〇	一〇〇・〇	七〇・〇
彼南	三六〇・〇	三〇五・〇	二八〇・〇	二三五・〇	一〇〇・〇	七〇・〇
古倫母	四六〇・〇	四〇五・〇	三八〇・〇	三一五・〇	一三五・〇	九五・〇
蘇士	九〇・〇	八五・〇	七五・〇	六二・五	二七・〇	一九・〇
坡西士	九〇・〇	八五・〇	七五・〇	六二・五	二七・〇	一九・〇
馬耳塞	三〇〇・〇	二八五・〇	二三五・〇	一九五・〇	八五・〇	六〇・〇
倫敦	三一〇・〇	二九五・〇	二四五・〇	二〇二・五	八七・〇	六一・〇

南米航路—橫濱解纜

目的地	一等	二等	三等
桑港	三六〇・〇弗	二三〇・〇弗	一〇〇・〇弗
羅府	三六〇・〇弗	二六〇・〇弗	一二五・〇弗
サリナクルス	四六〇・〇弗	三一〇・〇弗	一三五・〇弗
バルボア（パナマ）	五〇〇・〇弗	三五〇・〇弗	一五〇・〇弗
カイヤオ	五〇〇・〇弗	三五〇・〇弗	一五〇・〇弗
イキケ	五四〇・〇弗	三九〇・〇弗	一七五・〇弗
アリカ	五四〇・〇弗	三九〇・〇弗	一七五・〇弗
バルパライソ	五六〇・〇弗	四〇〇・〇弗	一七五・〇弗

南米西岸線—橫濱解纜

目的地	一等	二等	三等
基隆	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
高雄	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
馬尼羅	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
サンダガン	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
サンハタワオ	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
バダビヤ	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
サラマンダー	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
スラバヤ	一五〇圓	七〇圓	三〇圓
マカッサ	一五〇圓	七〇圓	三〇圓

南洋航路—神戸解纜

種別	一等	二等	三等
香港	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓
西貢	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓
新嘉坡	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓
古倫母	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓
希望峰	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓
サントスリオデジヤネロ	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓
ペノスアイレス	一五〇圓	一〇〇圓	四五圓

主要港間航路相互里程（水路部調）

港名	函館	東京	橫濱	四日市	神戸	大阪	門司
館		六四五	六四五	八三七	八三七	八三七	八三七
京	六四五		一二	二四二	二四二	二四二	二四二
濱	六四五	一二		二四二	二四二	二四二	二四二
市	五九八	二四二	二四二		一三五	一三五	一三五
戸	五九八	二四二	二四二	一三五		一三五	一三五
阪	五九八	二四二	二四二	一三五	一三五		一三五
司	五九八	二四二	二四二	一三五	一三五	一三五	

港名	長崎	門司	大阪	神戸	四日市	橫濱	東京
館	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
京	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	
濱	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五		
市	一三五	一三五	一三五	一三五			
戸	一三五	一三五	一三五				
阪	一三五	一三五					
司	一三五						

港名	小樽	青森	函館	宗蘭	橫濱	大阪
樽		三六	三六	三六	三六	三六
森	三六		三六	三六	三六	三六
館	三六	三六		三六	三六	三六
蘭	三六	三六	三六		三六	三六
濱	三六	三六	三六	三六		三六
阪	三六	三六	三六	三六	三六	

港名	大泊	小樽	青森	函館	宗蘭	橫濱	大阪
泊		三六	三六	三六	三六	三六	三六
樽	三六		三六	三六	三六	三六	三六
森	三六	三六		三六	三六	三六	三六
館	三六	三六	三六		三六	三六	三六
蘭	三六	三六	三六	三六		三六	三六
濱	三六	三六	三六	三六	三六		三六
阪	三六	三六	三六	三六	三六	三六	

航路標識（昭和二年三月末）

種別	官設	公設	私設	計
燈台	三六	一	一	三八
燈標	一	一	一	三
夜標	三	一	一	五
浮標	一	一	一	三
立標	一	一	一	三
計	四五	五	五	五五
大正一五元	四二	五	五	五二

朝鮮、臺灣總督府管分を含む。×印は無電方位霧信號一を含む。

燈臺

（昭和二年九月二十日現在）

樺太

名稱	位置	燈質	初點
西能登呂岬	其地不動白光		明一六・一
宗仁岬	西海岸	明暗白光	大一五・四
氣主岬	連閃白光		大一五・四
海馬島	日出鼻	明暗白光	大一五・四

北海道北岸、東岸（千嶋）及南岸一

名稱	位置	燈質	初點
宗谷岬	北見國	連閃白光	明一八・九
能取岬	閃白光		大一〇・四
安渡移矢岬	千島國後		明三二・一
計量武威埼	根室港口	明暗白光	大五・五
擲大島	根室國	不動白光	大五・五
納沙布埼			明三二・一
花咲落石埼	閃白光		大三・七

北海道西岸一

名稱	位置	燈質	初點
厚岸	厚岸灣口	不動白光	明三二・一
釧路埼	釧路港南防	連閃白光	明三二・一
釧路港南防波堤	其地	不動紅光	大三・二
同北防波堤			大三・二
襟裳岬	日高國	閃白光	明三二・一
幌泉		不動紅光	大三・二
浦河		不動白光	大三・二
チキウ岬	室蘭港外	連閃白光	大九・四
室蘭	室蘭港口	明暗白光	明三二・一
裏山岬	津輕海峽	閃白光	大三・二
汐首岬		不動白光	大三・二
函館港防波堤	其地	明暗白光	大八・三
惠登呂岬	函館港口		明三五・一

本州北岸及桑岸一

名稱	位置	燈質	初點
白神岬	津輕海峽	閃紅白交光	明三二・九
龜山	松前小島	明暗白光	大三二・九
松前小島	江差港西防	連閃白光	大三二・九
稻穗岬	奥尻島	閃白光	明三二・九
瓣慶岬	壽都港	不動白光	明三二・九
岩內港	後志國	閃白光	明三二・九
神威岬		紅白互光	明三二・九
日和山	小樽港外	連閃白光	大九・二
小樽港南防波堤	其地	明暗綠光	大九・二
石狩	石狩河口	閃白光	明三二・一
增氣	大無國	不動白光	明三二・一
噴尻島	利尻島	閃白光	明三二・一
鴛泊	利尻國	連閃白光	明三二・一
稚內北見國			明三二・一

本州北岸及桑岸一

名稱	位置	燈質	初點
平舘	青森港西防	其地	明暗白光	明三二・四
青森港西防波堤				明三二・四

本州南岸一

名稱	位置	燈質	初點
青森港北防波堤	其地	明暗綠光	大三・七
青森港東防波堤		不動綠光	大三・七
大湊防波堤		連閃白光	明三二・一
尻矢埼	津輕海峽	閃白光	明三二・一
鉛埼	岩手縣		明三二・一
金華山	宮城縣	閃紅白交光	明三二・一
十三埼	秋田縣	不動白光	昭九・四
男鹿埼	秋田縣	閃白光	大九・四
大吹埼	山形縣	明暗白光	明三二・一
勝浦港防波堤	千葉縣	連閃白光	大三・七
		不動白光	大三・七

本州南岸一

名稱	位置	燈質	初點
野島埼	假設千葉縣	明暗白光	大一四・八
洲ノ埼		閃紅白交光	大一四・八
正木			大一四・八
羽根田	品川灣	不動白光	明三二・七
横濱北水堤	東京灣	明暗綠光	明三二・七
橫濱東水堤	其他	明暗紅光	明三二・七
橫須賀軍港東北防波堤		明暗白光	明三二・七
東			大九・一
北防波堤東	東京灣澤	明暗白光	大一四・八
第二海堡	東京灣口	明暗紅光	明三二・九
第三海堡		連閃白光	大一四・七
觀音埼	東京灣口	連閃綠白	大一四・七
劍埼		交光	大一四・七
城ヶ島假設	神奈川縣	閃白光	明三二・八
大島	東京府	連閃白光	大四・四
三宅島		不動白光	大四・四
神子元島			明三二・八
下田港南			明三二・一

內海（瀨戶內）

名稱	位置	燈質	初點
友ヶ島	和歌山縣	不動白光	明三二・六
孫	大阪府	不動綠光	大一四・七
木津川	大阪	不動紅光	大一四・七
大阪南突堤	其地	明暗白光	大一四・七
大阪北突堤		不動紅光	大一四・七
尼ヶ崎港突堤			大一四・七
神戶港東防波堤南	明暗紅光		大七・五
神戶港東防波堤北			大七・五
名古屋港	三重縣	閃白光	昭二・八
四日市港防波堤		明暗白光	大五・五
四日市		不動紅光	明三八・七
鈴鹿		閃白光	明三五・七
神島		不動白光	明三五・七
菅島		閃紅光	明三五・七
安乘埼		不動白光	明三五・七
小島	和歌山縣	明暗白光	明三四・一
樫野埼		不動白光	明三四・一
潮岬		閃白光	明三四・一
市江埼		不動白光	明三四・一
紀伊水道		連閃白光	大一二・九
日ノ御埼		閃白光	明三六・一
東突堤中央水路西側	堅地	明暗綠光	明三二・六
東突堤中央水路東側			明三二・六
東突堤北		明暗紅光	明三二・六
名古屋港東突堤頭部			明三二・六
名古屋港西突堤	其地		明三二・六
知多半島		明暗白光	明三二・六
野間埼	靜岡縣	閃白光	明三二・六
揚塚		不動白光	大一二・九
御前埼		閃白光	明三二・七
饒河口		不動白光	明三二・七
御前埼	靜岡縣	不動白光	明三二・七
清水		閃白光	明三二・七
清水港外		連閃白光	大一二・七
靜岡	靜岡縣	不動白光	大一二・七
燈臺	靜岡縣	閃白光	明三二・七

名稱	位置	燈質	初點
和田岬	神戶港	明暗白光	明三八・一
江埼	淡路島	不動白光	明三八・一
高砂港突堤	兵庫縣		大一四・四
鼈甲	不動綠光		明三二・一
香川縣	明暗白光		大一四・四
男木島	閃白光		明三二・一
高松港	不動白光		明三二・一
鍋島	連閃白光		大一二・七
備讃瀨戶	明暗白光		大一二・七
三ツ子島			
備後灘	連閃白光		明三七・五
布刈瀨戶	閃白光		大一一・三
百貫島	連閃紅白		大一一・三
高井神島	交光		
備後灘	閃白光		明三七・五
三原瀨戶	明暗白光		明三七・五
小佐木島	不動白光		明三七・五
大久野島			
鼞島	明暗白光		明三七・五
中野鼻	閃白光		明三七・五
大下瀨戶			
大下島	閃白光		明三七・五
今治港防波	其地不動白光		大一四・四
堤			
龍神島	明暗白光		大一四・四
來島海峽	明暗紅光		明三七・五
	及交線色		
大濱	愛媛縣	各五秒白光	大一二・七
	〃	明暗白光	大一二・七
	〃	不動紅光	大一二・七
	〃	明暗白光	大一二・七
	〃	不動白光	大一二・七
	〃	閃紅光	明三七・五
屋島	周防灘	閃白光	大一二・七
伊豫灘	閃紅光		明三七・五

本州北西岸一

名稱	位置	燈質	初點
壞ノ浦	下關海峽	明暗白光	明三四・一
關流島	明暗紅光		大一三・九
山低ノ鼻	明暗白光		大一三・九
金ノ弦岬			明三九・一
六連島	閃白光		明三九・一
片島	明暗綠光		大一二・四
白洲	明暗白光		明三六・四
若松	編岡縣	明暗紅光	明三六・四

本州北西岸一

名稱	位置	燈質	初點
藍井島	下關海峽	連閃白光	明四二・七
宇津港北防波堤	山口縣	不動紅光	大一二・二
小水無瀨鳴		明暗白光	明三七・一
笠牛		不動白光	明三七・一
馬島	濟田港	連閃白光	明三七・一
日ノ岬	鳴根縣	閃紅白	大三・一
境	島取縣	連閃白光	大一二・九
西鄕港	島根縣	不動白光	大一二・九
經ヶ岬	京都府	閃白光	大一二・九
立石	編岡縣	不動白光	大一二・九
敦賀港突堤	其地	明暗白光	大一二・九
金ヶ崎	福井縣	不動白光	大一二・九
白尾	明暗白光		大一二・九
魚津	富山縣	連閃白光	明四二・七
七尾灣口	能登半島	不動白光	明四二・七
輪島港防波堤	石川縣	連閃白光	大一二・九
舘		不動白光	大一二・九
船川	秋田縣	閃白光	明四二・七
酒田		不動白光	明四二・七
鼠ヶ關	山形縣	明暗白光	明四二・七
新潟港防波堤	新潟縣	連閃白光	大一二・九
新潟		不動白光	大一二・九
姫崎	新潟縣	閃白光	大一二・九
彈崎		不動白光	大一二・九
入道崎	新潟縣	明暗白光	大一二・九
鶴港防波堤	其地	不動白光	大一二・九
能登半島	不動白光		明四二・七
小松島港南突堤	德島縣	明暗白光	大一〇・九

九州西岸及北岸一

名稱	位置	燈質	初點
釣掛埼	德島縣	明暗白光	大一二・七
長崎鼻	不動白光		大一二・七
戶島	連閃白光		大一二・七
上馬刀島	不動白光		大一二・七
戶崎	閃白光		大一二・七
龍ノ加江港	不動白光		大一二・七
上ノ加江港	明暗白光		大一二・七
叶埼	連閃白光		大一二・七
長濱港防波	不動白光		大一二・七
堤	閃白光		大一二・七
長濱港防波	不動白光		大一二・七
堤	閃白光		大一二・七

九州西岸及北岸一

名稱	位置	燈質	初點
鹿兒島縣	閃白光		明四二・七
上甑島	不動白光		明四二・七
甑島	連閃白光		明四二・七
鹿兒島縣	不動白光		明四二・七
三角	閃白光		明四二・七
戶馳島	不動白光		明四二・七
三池港	明暗白光		明四二・七
島原	連閃白光		明四二・七
湯島	不動白光		明四二・七
日之津			
女島	長崎港口	明暗紅光	明三二・三
長崎港口	連閃白光		明三二・三
藍ノ尾島	連閃白光		明三二・三
伊王島	宮崎縣	明暗白光	大一二・九
內海港	不動白光		大一二・九
大立島	閃白光		明三七・八
佐世保港	連閃白光		明三七・八
外	不動白光		明三七・八
五島列島	閃白光		明三七・八
大瀨埼	建設中		明三二・三
五島白瀨			
古志岐島	壹岐水道	連閃白光	明三七・八
二神島			
瀨島	呼子港	閃白光	明三七・八
烏帽子島	壹岐水道	不動白光	明三七・八
若宮	佐世保港	閃白光	明三七・八
神埼	壹岐	明暗白光	明三七・八
	對馬	閃白光	明三七・八

朝鮮東岸一

名稱	位置	燈質	初點
三島	對馬	閃白光	明三八・四
沖島	對馬海峽	連閃紅白	明三八・四
玄界大島	交光		大一五・一
	編岡縣	閃白光	大一五・一

南西諸島一

名稱	位置	燈質	初點
屋久島	鹿兒島縣	閃白光	明三九・一
奄美大島	連閃白光		明三九・一
琉球	不動白光		明三九・一
那覇港口	閃白光		明三九・一
先原埼	不動白光		明三九・一
三重城	閃白光		明三九・一
那覇港	不動白光		明三九・一
琉球	閃白光		明三九・一

朝鮮東岸一

名稱	位置	燈質	初點
咸鏡北道	閃白光		大一二・三
清津港外	連閃白光		大一二・三
咸鏡北道	明暗白光		明三二・三
清津	連閃白光		明三二・三
漁運端	閃紅白光		大元・一二
舞水端	連閃紅白		明四二・一二
城津	交光		明四二・一二
城津港	閃白光		大一二・三
咸鏡南道	連閃白光		大一二・三
馬養島	連閃紅白		明四二・一二
西湖津	交光		明四二・一二
元山港	不動白光		大一二・三
元山港口	連閃白光		大一二・三
元山港外	閃白光		明三二・三
江原道	連閃紅白		大七・三
注文津	交光		大七・三
竹邊灣	閃白光		大一二・三
多外串	連閃白光		大一二・三
葛崎	閃白光		大一二・三
功端崎	連閃白光		大一二・三

朝鮮南岸一

名稱	位置	燈質	初點
絕影島	釜山港外	連閃白光	明三九・一
無鹽島	慶尙南道		明三九・一
鴻島		閃白光	大一二・三
小毎勿島		連閃白光	大一二・三
見乃梁		閃白光	明四二・一二
統營		連閃白光	大一二・三
鳥島			

名稱	位置	燈質	初點
所里島	全羅南道	連閃白光	明治三十二年十二月
麗水	〃	連閃白光	〃
巨文島	〃	閃白光	明治三十二年十二月
〃	〃	閃紅白交光	〃
牛島	〃	閃白光	大正二年四月
寧波島	〃	連閃白光	明治三十八年三月
山地島	〃	閃白光	大正二年四月
小青島	〃	閃白光	明治三十八年三月
港門島	〃	閃白光	〃
魚龍島	全羅南道	連閃白光	明治四十年十月
竹島	〃	閃白光	大正二年四月
黑山島	〃	閃白光	〃
虎尾島	〃	閃白光	明治四十年十月
珍島	〃	閃白光	大正二年四月
栗島	〃	閃白光	〃
時下島	〃	閃白光	〃
加士島	〃	連閃白光	〃
木浦港外	〃	閃白光	明治四十年十月
木浦港口	〃	不動白光	〃
木浦港	〃	閃白光	〃
木浦	〃	不動白光	〃
七發島	全羅南道	連閃白光	大正二年四月
大黑島	〃	連閃白光	〃
七泰島	〃	連閃白光	〃
全羅北道	〃	連閃白光	〃
京雉島	〃	閃白光	〃
末島	〃	閃白光	〃
於青島	〃	閃白光	明治四十年十月
忠淸南道	〃	連閃白光	〃
羣格列飛島	〃	閃紅白交光	〃
木德島	〃	閃白光	〃
鞍島	〃	閃白光	〃
仁川港外	〃	閃白光	〃
仁川港口	〃	連閃白光	〃
飛島	〃	連閃紅白光	〃
八尾島	〃	連閃白光	〃
小月尾島	黃海道	連閃白光	〃
小靑島	大同江口	閃白光	〃
西島	〃	閃白光	〃
姉妹島	〃	不動白光	〃
鴨綠江	〃	不動綠光	〃
鴨島	鎭南浦港	明暗白光	〃
大和島	平安北道	連閃白光	〃
飛發島	〃	閃白光	〃
雞里浦	〃	閃白光	〃
鹽島	〃	閃白光	〃
馬島	〃	閃白光	〃

朝鮮西岸

名稱	位置	燈質	初點
關東半島			
國島	建設中		年月
大連山島	南東港口	其地	建設中
大連東港口	〃	閃白光	明治三十六年十月
大連北港口	〃	明暗白光	明治三十六年十月
大連東港口	〃	閃紅光	大正二年四月
大連北港口	〃	不動紅光	明治四十五年三月
大連西港口	北	閃白光	明治四十五年三月
大連西港口	〃	閃白光	明治四十五年三月
大連西港口	南	不動白光	明治四十五年三月
黃白嘴	〃	不動白光	明治四十五年三月
老虎尾	旅順港口	複連明暗白光	建設中
老鐵山	〃	閃白光	明治三十六年十月
其地	〃	連閃白光	明治三十六年十月
臺灣北岸及東岸			
富基角	北岸	不動白光	明治三十九年四月
彭佳嶼	洋中	閃白光	明治三十九年四月
基隆港口	〃	連閃白光	明治三十九年四月
基隆	港	明暗白光	明治三十九年四月
基隆	港	閃綠光	明治三十九年四月
八尺門	北	閃白光	明治三十九年四月
鼻頭角	岸	連閃白光	明治三十九年四月
蘇澳	東	閃白光	明治三十九年四月
三仙臺	岸	閃白光	明治三十九年四月
臺東		閃白光	明治三十九年四月
臺灣南岸及西岸			
鵝鑾鼻（南岬）	端	不動白光	明治三十六年十月
高雄	港	紅白互光	大正二年四月
安平	港口	閃白光	大正二年四月
塭港堆	西岸	閃紅白交光	明治三十年十月
白沙岬			
澎湖列嶼			
目斗嶼上		閃白光	明治三十六年十月
查母嶼		連閃白光	大正二年四月
東吉嶼		閃白光	大正二年四月
漁翁島		明暗白光	明治四十五年三月

十要港灣貿易額及入港船舶（十四年）

本表は十四年の貿易額（沿岸貿易を含む）五千萬圓以上に上れるものを摘出せるものなるも、計には表外全部の港灣を合算せり。

種別	輸出	輸入	計
神戶	一、四三八、九三一	三、一四四、一八一	四、五八三、一一二
大阪	一、八九一、二四一	二、一四四、三八八	四、〇三五、六二九
橫濱	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
下關	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
函館	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
東京	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
門司	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
名古屋	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
小樽	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
基隆	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
靑島	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
釜山	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
若松	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
高雄	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
仁川	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
四日市	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
室蘭	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
長崎	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
鹿兒島	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
伏木	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
宇野	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
高松	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
小島	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
尾道	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
水戶	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
清浦	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
新浦	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
鹽釜	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
今治	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
宮古	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
羅津	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
和歌山	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
三重	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
南濱	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
津	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
山田	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
濱浦	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
大正十三年	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇
大正二年	一、四一八、三四九	二、〇八〇、三四一	三、四九八、六九〇

船舶數

年末	汽船 船數	總噸數	噸數	帆船 船數	噸數	計 船數	噸數
大正元年	一、九二一	一、三五五、三七九	一、三五五、三七九	一、四一七	三五、〇九四	三、三三八	一、三九〇、四七三
二年	一、九八〇	一、三八六、九三五	一、三八六、九三五	一、三九〇	三四、八三二	三、三七〇	一、四二一、七六七
三年	二、〇四八	一、四三八、三四五	一、四三八、三四五	一、三六二	三四、一八八	三、四一〇	一、四七二、五三三
四年	二、一三五	一、五〇五、八九九	一、五〇五、八九九	一、三四二	三三、六九九	三、四七七	一、五三九、五九八
五年	二、二〇五	一、五八〇、八九九	一、五八〇、八九九	一、三二五	三二、八九九	三、五三〇	一、六一三、七九八
六年	二、二九一	一、六五九、八九九	一、六五九、八九九	一、三〇五	三二、八九九	三、五九六	一、六九二、七九八
七年	二、三九一	一、七五九、八九九	一、七五九、八九九	一、二八五	三二、八九九	三、六七六	一、七九二、七九八
八年	二、四九一	一、八五九、八九九	一、八五九、八九九	一、二六五	三二、八九九	三、七五六	一、八九二、七九八
九年	二、五九一	一、九五九、八九九	一、九五九、八九九	一、二四五	三二、八九九	三、八三六	一、九九二、七九八
十年	二、六九一	二、〇五九、八九九	二、〇五九、八九九	一、二二五	三二、八九九	三、九一六	二、〇九二、七九八
十一年	二、七九一	二、一五九、八九九	二、一五九、八九九	一、二〇五	三二、八九九	三、九九六	二、一九二、七九八
十二年	二、八九一	二、二五九、八九九	二、二五九、八九九	一、一八五	三二、八九九	四、〇七六	二、二九二、七九八
十三年	二、九九一	二、三五九、八九九	二、三五九、八九九	一、一六五	三二、八九九	四、一五六	二、三九二、七九八
十四年	三、〇九一	二、四五九、八九九	二、四五九、八九九	一、一四五	三二、八九九	四、二三六	二、四九二、七九八

在籍別汽船噸數（各年度首）

年次	在籍地	優數	噸數	優數	噸數	優數	噸數
大正一五	內地	九五三	二二〇、三四四	三五	三、六九九	九八八	二二四、〇四三
昭和二	關東州	八三	四四、七二七	二五	三、八九二	一〇八	四八、六一九
一五	朝鮮	三一	三五、〇九八	三	三、六九九	三四	三八、七九七
二	臺灣	一一	三、三三三			一一	三、三三三
一五	樺太	一一	二、九六八			一一	二、九六八
二	關東州	一一	二、九六八			一一	二、九六八
一五	朝鮮	一一	二、九六八			一一	二、九六八
二	臺灣	一一	二、九六八			一一	二、九六八

小船

（各年三月末）

年次	動力を有する船	動力を有せざる船	計
大正元	一、二一二	一、五七四	二、七八六
二	一、三一三	一、五三二	二、八四五
三	一、四一四	一、五七二	二、九八六
四	一、五一五	一、六八二	三、一九七
五	一、五一五	一、六八二	三、一九七

上表小船は噸數帆船五噸未滿、石數帆船五十石未滿及び倉庫船、傳馬船、耕作用船等當に航行の用に供せざるもの、其他權權のみを以て運航し、若しくは主として權權により專ら河川又は港內を運航するものゝ數なり。

登簿船積量別

種別	年次	隻數	重量噸數	價格
汽船	大正元	一、九二一	一、三五五、三七九	四七、三五二、〇〇〇圓
	二	一、九八〇	一、三八六、九三五	四八、五四三、〇〇〇
	三	二、〇四八	一、四三八、三四五	五〇、三三五、〇〇〇
	四	二、一三五	一、五〇五、八九九	五二、六九六、〇〇〇
	五	二、二〇五	一、五八〇、八九九	五五、三二九、〇〇〇
帆船	大正元	一、四一七	三五、〇九四	一、二三五、〇〇〇
	二	一、三九〇	三四、八三二	一、二一八、〇〇〇
	三	一、三六二	三四、一八八	一、一九三、〇〇〇
	四	一、三四二	三三、六九九	一、一七九、〇〇〇
	五	一、三二五	三二、八九九	一、一五二、〇〇〇

外國船輸入狀況

年次	隻數	總噸數
大正元	七、〇四〇	八、三一九、四九〇
二	七、一九一	八、四九九、九四四
三	八、三三二	九、八二一、八三三
四	九、一五〇	一〇、七五八、六四三
五	一〇、四二四	一二、三七一、三五五

總噸數百噸以上ロイド調査に依る。元年は汽船、帆船（噸數船）の計なり。

進水船

昭和二年は六月末。石數船舶は除く、×印は二千噸以上の數なり。

種別	大正元 汽船	千噸未滿 船數	千噸未滿 總噸數	千噸以上 船數	千噸以上 總噸數	計 船數	計 總噸數	昭和二 帆船	船數	總噸數
百噸以上五百噸未滿		一一四	三五、七二九			一一四	三五、七二九		一	一〇〇
五百噸以上千噸未滿		九九	七二、一八二	一	一、〇三二	一〇〇	七三、二一四		一	一〇〇
千噸以上三千噸未滿		一一	一四、三五九	一四	二四、三五九×	二五	三八、七一八		一	一〇〇
三千噸以上六千噸未滿				四	一四、三〇三	四	一四、三〇三			
六千噸以上一萬噸未滿										
一萬噸以上										
計		一一四	三五、七二九	一八	三九、二九四	一三二	七五、〇二三		二	二〇〇

種別	大正二 汽船	千噸未滿 船數	千噸未滿 總噸數	千噸以上 船數	千噸以上 總噸數	計 船數	計 總噸數	大正一五 帆船	船數	總噸數
百噸以上五百噸未滿		一一四	三五、七二九			一一四	三五、七二九		一	一〇〇
五百噸以上千噸未滿		九九	七二、一八二	一	一、〇三二	一〇〇	七三、二一四		一	一〇〇
千噸以上三千噸未滿		一一	一四、三五九	一四	二四、三五九×	二五	三八、七一八		一	一〇〇
三千噸以上六千噸未滿				四	一四、三〇三	四	一四、三〇三			
六千噸以上一萬噸未滿										
一萬噸以上										
計		一一四	三五、七二九	一八	三九、二九四	一三二	七五、〇二三		二	二〇〇

種別	昭和二 汽船	千噸未滿 船數	千噸未滿 總噸數	千噸以上 船數	千噸以上 總噸數	計 船數	計 總噸數	帆船 船數	總噸數
百噸以上五百噸未滿		一一四	三五、七二九			一一四	三五、七二九	一	一〇〇
五百噸以上千噸未滿		九九	七二、一八二	一	一、〇三二	一〇〇	七三、二一四	一	一〇〇
千噸以上三千噸未滿		一一	一四、三五九	一四	二四、三五九×	二五	三八、七一八	一	一〇〇
三千噸以上六千噸未滿				四	一四、三〇三	四	一四、三〇三		
六千噸以上一萬噸未滿									
一萬噸以上									
計		一一四	三五、七二九	一八	三九、二九四	一三二	七五、〇二三	二	二〇〇

造船消長

年次	船數	總噸數
大正元	五三〇	七三、〇四四
二	七六一	四六、九四四
三	八三二	六二、八三三
四	九一〇	八五、八四三
五	一〇四	一三七、四三五

主要造船所

（昭和二年九月現在）

工場	船渠	所在	設立
函館船渠	二	函館	明治元
石川島造船	三	東京	安政二
浅野造船	八	神奈川	大正五
横濱船渠	五	横濱	明治四
浦賀船渠	四	神奈川	三
播磨造船	四	兵庫	二
大阪鐵工	六	大阪	大正五
同	二	因島	明治四
相澤造船	二	大阪	大正三
小野鐵工	五	兵庫	大正六
原田造船	四	大正	二
三菱神戸	四	神戸	明治六
三菱長崎	六	長崎	四
川崎造船	六	兵庫	明治二四
三井物産	二	岡山	大正三
栗本造船	二	大正	二
福岡	三	福岡	大
村尾造船	一	縣	三

本表は總噸數一千噸以上の船舶を設造し得るものを掲げたり。

標準船型

（標準船型調査會決定）

船型	重量噸	構造の種類	長さ	幅	深	速力
F	10,000	鐵甲板	四三五・〇呎	五二・〇呎	三一・〇呎	一二・〇浬
E	10,000	半鐵甲板	四三五・〇呎	五二・〇呎	三一・〇呎	一二・〇浬
D	8,000	鐵甲板	三五〇・〇呎	四五・〇呎	二八・〇呎	一二・〇浬
C	8,000	半鐵甲板	三五〇・〇呎	四五・〇呎	二八・〇呎	一二・〇浬
B	6,000	鐵甲板	三二〇・〇呎	四二・〇呎	二六・〇呎	一二・〇浬
A	6,000	重構	三二〇・〇呎	四二・〇呎	二六・〇呎	一二・〇浬

普通標準船型

船型	重量噸	構造の種類	長さ	幅	深	速力
J	5,000	鐵甲板	三五〇・〇呎	四五・〇呎	二八・〇呎	一二・〇浬
I	5,000	重構	三五〇・〇呎	四五・〇呎	二八・〇呎	一二・〇浬
H	3,000	重構	二九〇・〇呎	三九・〇呎	二六・〇呎	一二・〇浬
G	3,000	低船尾樓	二九〇・〇呎	三九・〇呎	二六・〇呎	一二・〇浬

特別標準船型

船型	重量噸	構造の種類	長さ	幅	深	速力
P	3,000	鐵甲板	三〇〇・〇呎	四〇・〇呎	二四・〇呎	一二・〇浬
O	3,000	重構	三〇〇・〇呎	四〇・〇呎	二四・〇呎	一二・〇浬
N	2,000	鐵甲板	二七〇・〇呎	三七・〇呎	二二・〇呎	一二・〇浬
M	2,000	重構	二七〇・〇呎	三七・〇呎	二二・〇呎	一二・〇浬
L	1,000	鐵甲板	二四〇・〇呎	三四・〇呎	二〇・〇呎	一二・〇浬
K	1,000	重構	二四〇・〇呎	三四・〇呎	二〇・〇呎	一二・〇浬

船員手帖、海技免狀受有者

十五年は九月末までにて總數、×印は海技免狀受有者數なり。

年末	內國人	外國人	計
大正元	×三六、八五五	×一、八九二	×三八、七四七
二	×三七、〇二二	×二、〇三一	×三九、〇五三
三	×三七、八三三	×二、一三一	×三九、九六四
四	×三八、八三三	×二、一三一	×四〇、九六四
五	×三五、八四五	×二、一三一	×三七、九七六

海技免狀受有者種類別（十五年）

種別	船長	內國人	外國人
甲種 一等運轉士	二、八三五	二、八三五	一、八九二
甲種 二等運轉士	一、二三三	一、二三三	二三一

水先免狀受有者

（十五年十月末）

元年は十月末、他は九月末なり。

種別	內國人	外國人	計
乙種 一等運轉士	一、六三二	三	一、六三五
乙種 二等運轉士	六二三	一	六二四
內船運轉長	一四四		一四四
機關長	一九二		一九二
機關一等機關士	二三四	七	二四一
機關二等機關士	二三七	四	二四一
機關三等機關士	二〇八	二	二一〇
計 大正一四年	五八、七二三	三一	五九、〇五四
〃 元年	五六、三四〇	三一	五六、三七一

水先區	人員	水先區	人員
東京灣	三	鳥羽	一
內海	六	內海及長崎	三
關門海峽	四	內海長崎港及鹿兒島海峽	四
和泉灘	四	計 大正一四年	三
長崎港	二	〃 元年	三

海員審判

種別	大正元	二	三	四	一五
高等海員審判所 受理件數	二六	二〇	二一	二九	二二
高等海員審判所 裁決件數	二六	二〇	二一	二九	二二
高等海員審判所 裁決人員	三二	二五	二六	三六	二九
高等海員審判所 抗告件數	二	一	一	三	二
高等海員審判所 未決件數	二	一	一	三	二
高等海員審判所 未決人員	二	一	一	三	二

海運受取勘定

年次	金額	年次	金額
大正元	百萬圓 三三	大正九	百萬圓 三五
二	三五	一〇	三六

造船所、船渠

（各年末現在）

種別	大正元	二	三	四	一五
造船所	三六	三〇	三七	三七	三七
船渠	三五	三七	三七	三七	三七
浮船渠	三	三	三	三	三

遭難船、海難者

種別	大正元	二	三	四	一五
汽船 滅失	三五	二四	三五	二四	三五
汽船 損傷	二一七	一〇二	一二八	一〇二	一二八
帆船 滅失	三一	一九	一〇	一四	一〇
帆船 損傷	一七	一〇	一〇	一〇	一〇
汽船 死亡	四八	二九	一四	一四	一四
汽船 負傷	四二	二五	一四	一四	一四
汽船 失踪	一八	一六	一四	一四	一四
帆船 死亡	一	一	一	一	一
帆船 負傷	一	一	一	一	一
帆船 失踪	一	一	一	一	一

十二年は東京地方海員審判所管內の分不明に付計上せず。

補助航路

（昭和二年一月—同四年十二月）

線名	起點	終點	寄港地	航海度數	使用船舶	期間	受命會社
北米航路桑港線	横濱（西廻）	香港	神戸、長崎、上海	毎四週一回以上	日本郵船	自一五年四月一日至一八年三月三十一日	日本郵船
南米航路東岸線	横濱（東廻）	ブエノスアイレス	香港、新嘉坡、喜望峰、リオデジヤネーロ、サントス、モンテビデオ、ラプラタ	毎二週一回以上	日本郵船		日本郵船
南米航路線西岸	横濱（東廻）	バルパライソ	神戸、門司、ホノルル、パナマ、サンサニヨ又はサリナクルズ、カイヤオ、イキケ	毎三週一回以上	日本郵船		日本郵船

郵便定期航路

（昭和二年九月現在）

線名	寄港地（往復共）	航海度數（一年）	使用船舶	期間	受命會社
横濱、倫敦線	神戸、香港、新嘉坡、古加爾答、蘇士、地中海、馬耳塞	毎二週一回以上	日本郵船	自一五年四月一日至一八年三月三十一日	日本郵船
神戸、シヤトル線	横濱、ヴヰクトリア（又は晩香坡）	毎二週一回以上	伏見丸、源洋丸、鹽竈丸、香取丸、鷹島丸、箕崎丸、箱崎丸、白山丸、備後丸、賀茂丸、北野丸、熱田丸	同右	日本郵船
横濱、メルボルン線	神戸、長崎、香港、マニラ、ダヴヲオ、サースデー島、タウンスヴル、ブリスベン、シドニー	毎四週一回以上	二十六航海以上	同右	日本郵船
		毎二週一回以上	伊豫丸、加賀丸、薩摩丸、橫濱丸、愛宕丸、飛鳥丸	同右	日本郵船
		毎月一回以上	三島丸、丹後丸、安藝丸、	同右	日本郵船
		十二航海以上			

命令航路

（昭和二年九月現在）

線名	起點	終點	寄港地	使用船數	航海度數	受命者	備考
阿弗利加航路東岸線	神戸	ダーバン	【往航】門司、香港、新嘉坡、香倫坊、キリンヂニー又はモンバサ、ザンヂバル、ダレサラム、ベイラ、デラゴアベイ 【復航】坡リンヂニー又はモンバサ、新嘉坡、門司	四隻	毎月一回以上 一年十二回以上	大阪商船	
南洋航路布哇線	神戸	スーラバヤ	【往航】門司、香港、バタビヤ、チエリボン、サマラン、サマツツ、又はバリクパパン、香港、門司 【復航】仙頭香港	四隻	毎三週一回以上 一年十八回以上	南洋郵船	神戸碼頭中大阪、名古屋及橫濱に遞航することあり。
支那沿岸航路南方線	上海	蘭東	【往復】青島	二隻	毎月三回以上 一年三十六回以上		減水期は航海停止又は度數を減じ、毎月三回以上城陵磯長沙方
支那沿岸航路北方線	上海	大津		二隻	毎月三回以上 一年三十六回以上		

線名	起點	終點	寄港地	使用船數	航海度數	受命者	備考
支那航路上海漢口線	上海	漢口	【往復】鎮江、南京、蕪湖、九江	八隻	毎月十八回以上	日清汽船	減水期は航海停止又は度數を減じ毎月三回以上減穫長沙に艀便を通ず。減水期は航海停止又は度數を減ずるも毎月十二回以上とす。冬季は二艘使用。
支那航路漢口宜昌線	漢口	宜昌	【往復】沙市	三隻	毎月十四回以上		
支那航路漢口湘潭線	漢口	湘潭	【往復】長沙	二隻	毎月八回以上		
支那航路漢口常德線	漢口	常德	—	一隻	毎月十二回以上		
宜昌、重慶線	宜昌	重慶	【往復】萬縣	二隻	毎月四回以上		
重慶、叙州線	重慶	叙州	—	二隻	毎月二十回以上		
大連線	神戸	大連	【往復】門司	四隻	毎週二回以上	大阪商船	
上海線（長崎上海線）	長崎	上海	—	四隻	毎月四回以上		
上海線（神戸上海線）	神戸	上海	【往復】門司	二隻	毎月一回以上		
上海線（横濱上海線）	横濱	上海	【往復】名古屋又は四日市、大阪又は神戸門司	四隻	毎週二回以上		
北支那線（神戸天津線）	神戸	天津（又は太沽）	【復航】門司 【往航】名古屋又は四日市（臨時に門司）	三隻	毎月十回以上	日本郵船	神戸碇泊中大阪に廻航することあり。
北支那線（横濱牛莊線）	横濱	牛莊	【往航】名古屋又は四日市、大阪、大連 【復航】門司	四隻	毎月四回以上	近海郵船	冬季牛莊結氷の場合には、航海を天津（又は太沽）に止む。牛莊並に天津（又は太沽）共に結氷の場合に於ては、秦皇島に寄港吐場合復航神戸寄港、尚往復航共神戸又は鯖に寄航又は復航名古屋又は四日市に寄港。
青島線	神戸	青島	【往航】門司 【復航】門司、宇品	三隻	毎月六回以上	日本郵船 大阪商船 原田汽船	
日本海航路浦鹽斯德直航線	敦賀	浦鹽斯德		一隻	毎週一回以上	大阪商船	
日本海航路浦鹽斯德廻航線	小樽	浦鹽斯德、七尾、伏木、新潟、船川		一隻	毎二ヶ月三回以上		
日本海航路樺太線	函館	大泊	【往航】小樽、釧路 【復航】小樽	一隻	毎月五回以上、一年六十回以上	川崎汽船	一年期間内青森に九回以上函館に十一回以上寄港
ペトロパブロフスク線	函館	ペトロパブロフスク	【往航】小樽	一隻	毎月一回、一年七回以上	近海郵船	多期小樽發、大泊、豆滿（又は鎭南浦）に寄港、小樽着。
朝鮮西岸線	東京	仁川	【往航】門司又は下關、群山、木浦、門司又は下關、横濱 【復航】名瀨	二隻	毎一週二回以上、一年百四回以上	朝鮮郵船	栗林商船
鹿兒島那覇線	鹿兒島	那覇	【往航】神戸、名瀨	二隻	毎月四回以上	大阪商船	冬季は航行を停止することあり。
大阪那覇線	大阪	那覇		二隻	毎月十四回以上	大阪商船	
本州北海道連絡線	青森	室蘭				北日本汽船	

定期航海補助航路

從來南洋、支那、日本海、其他に定期航海を保持せしむる爲め、政府は海運業者に補助金を與へて、郵便物の運搬等に關し、契約を締結し來れり、其大正十五年度契約線左の如し。

船名	順數	船名	順數
北米航路	支那航路		
南米航路	北海道航路		
阿弗利加航路	東京府伊豆諸島		
南洋航路	東京府小笠原島各礒島		
支那沿岸航路	新潟縣佐渡國		
大連線	島根縣隱岐國		
上海線	鹿兒島縣各礒島		
北支那線	沖繩縣先島		
青島線	沖繩縣各礒島		
日本海航路	内地浦鹽斯德朝鮮東岸		
ペトロパブロフスク線	九州管般對馬		
朝鮮西岸線	本州北海道連絡線		
本州北海道連絡線	東京府小笠原島		
鹿兒島那覇連絡線	長崎縣五島		
大阪那覇線	兵庫縣淡路國		

定期外國航路

就航船（昭和二年九月現在）

船名	順數	船名	順數
歐洲航路—			
筥崎丸	〇、四三噸	鹿島丸	九、〇六噸
箱根丸	〇、四三〇	熱田丸	七、九五三
橲名丸	〇、四三〇	北野丸	七、九三三
伏見丸	〇、三五六	賀茂丸	七、三五五
諏訪丸	〇、四一〇	白山丸	〇、八六〇
香取丸	九、八九		

（以上日本郵船受命船）

船名	順數	船名	順數
でらごあ丸	七、四八	りおん丸	七、〇二八
但馬丸	六、九五五	りま丸	七、三五〇
だかあ丸	七、七二	だあばん丸	七、七四四

（以上日本郵船リヴアプール線）

松本丸	七、〇五五	松江丸	七、〇二一
水戸丸	七、〇二一	對馬丸	六、七五四
豐橋丸	七、三三	敦賀丸	六、九七四
豐岡丸	七、三六		

（以上日本郵船漢倭線）

あらすか丸	七、三四七	あとらす丸	七、三四七
あるたい丸	七、七三三	あんです丸	七、七三三
あまぞん丸	七、七三〇	あむうる丸	七、七三〇

（以上大阪商船日本歐洲線）

北米航路—

津山丸	六、九六九噸	加賀丸	五、八六〇
龍野丸	六、九六九	富山丸	六、一三三
前橋丸	七、〇〇九	當磐丸	五、九六三
りすぼん丸	七、〇二三		
武豐丸	七、三三〇		
高岡丸	七、四七		

（以上日本郵船受命船）

天洋丸	一三、四九九	大洋丸	一四、四七七
春洋丸	一三、〇〇九		

（以上日本郵船受命船）

靜岡丸	六、七三	加賀丸	五、八六〇
横濱丸	六、七三	富山丸	六、一三三
伊豫丸	五、九六三	當磐丸	六、九六三

（以上日本郵船受命船）

天洋丸	一三、四九九	大洋丸	一四、四七七
春洋丸	一三、〇〇九		

（以上日本郵船受命船）

山形丸	三、八〇七	甲谷陀丸	五、三五六
馬拉加丸	五、三五九	盛岡丸	五、三五九
室蘭丸	五、三五九	辨加拉丸	五、三五六
關貿丸	五、〇二九		

（以上日本郵船甲谷陀線）

あふりか丸	九、四四五	あらばま丸	九、六二七
あらびや丸	九、四四四	ろんどん丸	七、一九二
ありぞな丸	九、六六八	ぼりい丸	七、一九七

（以上大阪商船ビューゼットサウンド線）

さいべりや丸	二、七五三	天洋丸	一三、四三三
大洋丸	二、四四八	春洋丸	一三、四三三
		これや丸	二、八五九

（以上大阪商船桑港線）

南米航路—

安洋丸	九、二七七	樂洋丸	五、四二九
墨洋丸	八、二六四	銀洋丸	八、六〇〇

（以上日本郵船西岸受命船）

河内丸	五、七八	若狹丸	六、〇〇三
鎌倉丸	五、八五六		
神奈川丸	五、八五三	博多丸	五、九七二

（以上日本郵船東岸線）

まにら丸	七、三六六	らぷらた丸	七、三六六
はわい丸	九、四四四	もんてびでお丸	七、三六六
さんとす丸	七、三六六		

（以上大阪商船東岸受命船）

印度航路—

丹波丸	五、八四五噸	筑紫丸	五、三五九噸
ぜのあ丸	六、七五五	室蘭丸	五、三五九
佐渡丸	五、八九九	阿波丸	五、八六八

（以上日本郵船孟買線）

大阪丸	三、三三	函館丸	四、九二
盛岡丸	四、九二	彌彦丸	三、三三
南阿丸	三、三三	鳥取丸	三、三三
彼山丸	三、三三	鳥羽丸	三、三三
德島丸	三、三三	長野丸	三、八三七
秋田丸	三、八三七		

（以上日本郵船甲谷陀線）

しあとる丸	五、八五三	たこま丸	五、八五三
備後丸	六、三四七		

（以上大阪商船甲谷陀線）

ほるねを丸	五、八五四	せれべす丸	五、八五四
すまとら丸	五、八五三	ほのるる丸	五、七七〇
いんだす丸	五、三六六	春光丸	六、七七七

（以上大阪商船孟買線）

濠洲航路—

丹後丸	六、八五二	安藝丸	六、〇〇三
三島丸	七、九〇五		

（以上日本郵船受命船）

まどらす丸	五、八〇三	ひまらや丸	五、三五九
びるま丸	四、五八五		

（以上大阪商船濠洲線）

南洋航路—

バンドン丸	五、〇五六	サマラン丸	五、〇五六
チエリボン丸	五、九五九	マカツサー丸	五、九六二

（以上南洋郵船受命船）

筑前丸	三、四四九	日光丸	五、三五六
筑後丸	三、四四四	泰安丸	三、一四三
八幡丸	三、五〇二		

（以上日本郵船南洋線）

北京丸	三、〇二	ばたびや丸	四、九三
がんぢす丸	四、三七	江蘇丸	三、八三
すらばや丸	四、三五	南京丸	三、三三

（以上大阪商船南洋線）

阿弗利加航路—

かなだ丸	五、七四	しかご丸	五、八五八
めきしこ丸	五、七四	ばなま丸	五、八〇二

（以上大阪商船阿弗利加線）

船名	噸数	船名	噸数
支那航路—			
鳳陽丸	三、九七	岳陽丸	三、九九
南陽丸	三、三〇	大福丸	三、三五
襄陽丸	三、〇六	大貞丸	三、四三
瑞陽丸	三、〇六	大利丸	三、〇〇五
（以上日清汽船上海漢口線受命船）			
長崎丸	三、三八	近江丸	三、三八
上海丸	三、九五	筑波丸	三、七三
摩耶丸	三、一五	阿蘇丸	三、三五
生駒丸	三、七六	甲丸	三、三八
山城丸	三、四二	天城丸	三、三五
（以上日本郵船上海線受命船）			
大享丸	五、〇三	大吉丸	二、九五
（以上日清汽船漢口宜昌線受命船）			
武陽丸	二、九六	沅江丸	八七五
（以上日清汽船漢口湘潭線受命船）			
湘江丸	八三五		
（以上日清汽船漢口常德線受命船）			
嵩山丸	三、五五	廬山丸	三、三五
（以上日清汽船南支那沿岸線受命船）			
雲陽丸	二、〇七	宜陽丸	九〇三
（以上日清汽船宜昌重慶線受命船）			
はるびん丸	三、二九	香港丸	六、〇〇〇
亜米利加丸	六、〇〇〇	ばいかる丸	五、四三
（以上大阪商船大連線受命船）			
淡路丸	一、九六八	高砂丸	一、九五五
相模丸	一、八三五	勝浦丸	一、七三五
南嶺丸	三、〇五五	竹鶴丸	三、〇五五
北嶺丸	三、〇五五		
（以上山下汽船上海線）			

船名	噸数	船名	噸数
清岸線受命船—			
春日丸	三、〇五二	日本郵船	
泰山丸	三、〇三二	大阪商船	
原田丸	四、一〇五	原田汽船	
露領亜細亜航路—			
嘉義丸	三、一六六	（大阪商船神戸ウラジオストク線受命船）	
第五宝陽丸	三、一六六	（栗林商船ベトロパウロフスク線受命船）	
昌福丸	一、七七七	川崎汽船汽船兼航路命令船	

配船及繋船

配船状況—噸数千噸以上本邦船舶各航路の運船状況左の如し。（十五年は六月末）

方面	大正一三	一四	一五
歐洲	四三	四三	四三
北米東岸	三五	三五	三五
北米西岸	三〇	三二	三五
南米東岸	三三	三五	三五
南米西岸	一九	二〇	二〇
濠洲	三五	三五	三五
印度	四〇	四一	四一
台湾	一二	一二	一二
海峡	一七	一七	一七
外人傭船	三四	三四	三四
其他	一九	一九	一九
計	二五三	二五三	二五三

繋船—昭和二年六月及前年同月主要港における繋船状況左の如し。

種別	大正一五・六	昭和二・六
	優良船 噸数	優良船 噸数
汽船	二一 三、九二	二一 三、九二
帆船	一 一九五	一 一九五
鋼船	二一 三、九二	二一 三、九二
木船	一 一九五	一 一九五
総計	二二 四、一八七	二二 四、一八七
千噸以上の船舶	二二 四、一八七	二二 四、一八七

傭船料

種別	大正二	一四	昭和元	二
大型 最低	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
大型 最高	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
中型 最低	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
中型 最高	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
小型 最低	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
小型 最高	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五

一萬噸以上所有船主

（昭和二年六月末）

昭和二年は六月迄の計数なり。

船数	總噸数	所在地	船主
九三	六五、四八	東京	日本郵船
一五	一、三四	大阪	大阪商船
一四	一、三五	神戸	國際汽船
一三	一、三二	神戸	川崎造船
一二	一、二七	東京	近海郵船
一二	一、二七	東京	三井物産
一一	一、〇八	神戸	川崎汽船
一〇	一、〇二	東京	東洋汽船
一〇	一、〇二	西宮	辰馬汽船
一〇	一、〇二	東京	日清汽船
九	九〇三	東京	日本共同汽船
九	八三五	大阪	廣海商事
八	七三五	神戸	勝田汽船
八	七三五	神戸	栗林商船
八	七三五	神戸	山下汽船
七	七〇三	樺太	樺太汽船
七	六八三	神戸	鴻谷汽船
七	六八三	東京	大日本鹽業
六	五八三	大阪	共立汽船

船数	總噸数	所在地	船主
六	五八三	東京	旭石油
六	五八三	神戸	神戸桟橋
五	四八一	大阪	大阪商船
五	四八一	兵庫縣	原田汽船
五	四八一	兵庫縣	松岡汽船
五	四八一	東京	精道汽船
五	四八一	大阪	大阪鐵工所
四	三九四	大阪	内外汽船
四	三九四	三重縣	桑名汽船
四	三八七	小樽	犬上慶五郎
四	三八七	大阪	大本汽船
四	三八七	神戸	中村組
四	三八七	東京	岡崎汽船
四	三八七	西宮	南洋郵船
四	三八七	東京	佐藤商会
四	三八七	新潟縣	板谷商船
四	三八七	樺太	北日本汽船
四	三八七	兵庫縣	武庫汽船
四	三八七	御影	灘信省
四	三八七	東京	濱銀商店
四	三八七	神戸	管谷商船
四	三八七	大阪	明治海運
四	三八七	大阪	山本商事
四	三八七	東京	北海道炭礦汽船
四	三八七	小樽	酒井商店
四	三八七	宇和嶋	宇和嶋運輸
四	三八七	大阪	下村汽船
四	三八七	大連	大連汽船
四	三八七	大連	山下汽船
四	三八七	大連	遼東汽船
四	三八七	大正	龍王汽船
四	三八七	大連	海運
四	三八七	南洋	和汽船
四	三八七	大連	鑛業
四	三八七	大連	東和汽船
四	三八七	辰馬	商会
四	三八七	沙河口	汽船
四	三八七	朝鮮	鄭船
四	三八七	東京	城

發達史要

太邦に初めて氣球の製作せられたるは、西南戰役當時にして、政府は之を以て賊軍討伐の用に供せんとしたるも、遂に其意を得ず。越えて日露の役に際し、我が陸軍の偵察、其他に氣球を使用せるは、實に世人の知せる噂矢なりとす。明治四十二年六月、陸軍用氣球研究會の組織以來、飛行機に關する研究漸く具體化し、翌四十三年春、日野、徳川兩中尉の歐洲派遣となり、同十二月には、代々木原頭に於て右兩中尉に依る本邦最初の

飛行機試驗—あり、其成功は我が航空界に一新紀元を劃するに至れり。之より先、氣球の研究に又其製作に著名なる山田氏に依りて飛行船第一號成り、同年九月大崎騎場間の野外航空に成功す。翌四十四年三月、米人マース一行渡來して各地に飛行を興行せるが、同四月所澤に陸軍飛行場開設さるるに及び、我陸軍に於ても飛行練習生を送りて行はるゝに至る。四十五年五月、米人アトウォター來り、本邦最初の水上飛行を行ふ。同七月全國各師團より第一回練習將校五名選拔され、所澤飛行場に於て飛行練習を開始す。大正元年秋擧行の陸海軍大演習には飛行機、飛行氣球の參加を見、大に軍事航空の發展を見たりしが、翌年三月木村、德田兩中尉墜死し、我が空界最初の犧牲者を出せり。同二年帝國飛行協會設立され、三年六月同協會主催の

民間飛行大會—兵庫縣鳴尾に開かれ、空前の壯觀を呈す。同年秋の青島戰には、我が陸海軍竸れる飛行機を擧げて參加し、偵察に、爆彈投下に、盛んに之れを利用す。四年二月、陸軍將校に依り所澤大阪間に野外飛行行はれ、成功す。海軍に於ても同五月追遡新舞子間の長距離飛行を試み、水上飛行界に氣を吐けり。太邦に於て改造されたる航空船雄飛號は翌五年一月、所澤大阪間無着陸飛行に成功し新記錄を作る。同四月來人アート・スミス、翌年二月カボリン・スチンソン來朝し、東京を初め各地に曲技飛行を行ひ多大の刺激を與ふ。六年秋、歸東に海嘯起り、一時民間飛行界全滅の觀を呈せるも、間もなく復舊、翌七年には民間飛行家後續正雄氏、所澤大阪間無着陸飛行に成功す。使用機は弐式七十馬力なり。七月に至り

空中文明博覽會—上野公園に開催さる。八年一月、佛國航空團の來朝は、我が陸軍航空界に一新紀元を劃す。五月の貴族院議員に際し、故山縣侯、太郎氏六時間四十三分を以て全航程を翔破す。陸海軍に於ても同年秋所澤京城間、追濱鎭海間の長距離航空—を行ひ成功せり。同八月、東京に開催されたる第一回懸賞競技會には、後藤所吉氏五千米突の昇空記錄を作る。同年八月航空局設置され、鑑ヶ民間飛行の隆昌を來し、陸海軍飛行の進歩と相俟つて盛に優秀なる記錄を生ひに至り、十二年九月關東震災には陸上交通機關の申絕に際し、最も眼覺しき活動を以て公衆の便宜に資せり。十三年來英佛及び亜爾然丁等の訪日飛行機を迎へ、絢大の刺戟を受け、十四年七月には朝日新聞主催にて西伯利亞經由

歐洲訪問飛行—企てられ、安邊、河内兩飛行士プレゲー機二台を操縱して盛岡の壯途に就き、莫斯科、伯林、巴里、倫敦、ブラッセルを經、羅馬に安着、無事使命を果し歸朝せり。昭和二年に至り、歐米各國競うて大飛行を企つるに至り、われ亦帝國飛行協會主催となり、昭和三年五、六月を期し

太平洋横斷飛行—を決行せんと目下着々準備中なり。

航空法實施

大正十年四月公布の航空法は、昭和二年六月一日より施行、同時に航空法施行規則、航空機檢査規則、航空機乘員試驗規則、航空機乘員懲格檢査規則及び三等飛行機操縱士免許規則制定され、爾航空取締規則、航空機檢査規則及び航空機操縱士免許規則は廢止となりたるが、新話規則中注目すべきもの左の如し。

乘員の種類—從來認められたる一、二等飛行機操縱士の外、新に一、二等航空機操縱士、自由氣球操縱士、一、二等航空士及び航空機關士を設け、夫々航空免狀を發給する外、技倆證明書を交付することゝす。從來の三等飛行機操縱士は當分の內之を認むることゝし、只運航の爲め一定の乘員を搭乘せしむる場合の外他人を同乘せしむる事を得ず、又曲技飛行及び興行飛行を爲し得ざるものとせり。

航空制限—(一)天皇、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃又は攝政の御泊所及び關東上空は故なくして航行するを得ず。(二)皇居、禁苑、離宮、神宮又は皇陵は空中より之を撮影するを得ず、前號の御泊所及び關東は地方長官の許可を得るに非ざれば撮影するを得ず。(三)市街地又は多衆の集合する場所の上空に於ては、地方長官の許可を得たる場合の外曲技飛行を爲すを得ず。(四)地方長官は保安上必要ありと認むるとき、場所を指定して航空を制限又は禁止することあるべし。

航空運送業—新に航空運送業に關する規定を設く。

航空近事

優秀發動機完成—三菱內燃機製造株式會社は、曩にイスパノスキザ式發動機製作權を買收し、其製作に研究努力の結果、純日本製最大四百五十馬力發動機を完成し、太刀洗、盛岡間千五百三十粁無着陸飛行に應用して優秀なる成績を示したるにより、帝國飛行協會は純日本製優秀最大馬力のものと認め、十五年九月有功章を授與し、又遞信省は航空奬勵規則により昭和二年二月賞狀並に賞品を授與せり。

關西航空デー—帝國飛行協會主催、關西航空デーは十五年十月二日陸海軍及民間八十四機、之に大阪府消防隊加はり、城東練兵場を中心として擧行。各種競技の後、都市爆彈假想演習に移り、空に飛行機、地に消防、空前の盛況を極めたり。

神宮競技飛行大會—十五年より神宮競技に帝國飛行協會參加する事となり、民間飛行競技大會を以て之に充つ。即ち十一月三日、立川飛行場に於て同競技第三回大會を開き、飛行機十二台、人員二十四名參加、各種の競技あり、盛會を極めたるが、當日は共に櫛部一等飛行士一等に入選せり。

西田氏有功章授與—十五年十一月五日、大

陸軍航空本部新設—昭和二年四月一日、海軍航空本部新設され、部長に山本英輔中將任命さる。陸軍航空本部に比し極めて小規模なるも、總務部、第一部(敎育)、第二部(技術)より成り、將校十數名、技手若干名配屬さる。

大阪、大連、上海間定期航空—日本航空株式會社は、大阪、大連間並に大阪、上海間定期航空飛行開始の爲め、十五年秋季より試驗飛行を行ひ居たるが、昭和二年四月正式に遞信省より定期試驗飛行の指令を受けたり。

N三號船とノビレ少將—千九百二十六年、アムンゼン氏の北極探險飛行船を操縱せるノビレ少將は、我霞ヶ浦航空隊に於て、伊太利より購入せるN三號飛行船組立の爲め來朝、昭和二年四月初旬組立を了し、進空式を行ふに至りたるが、右飛行船は北極探險に成行せるノルゲの姉妹船にして、構造半硬式、容量七千五百立方米、長さ八十二米、マイバッハ二百五十馬力發動機二台、大砲其他積載、七人乃至八人搭乘し得る最強の飛機なり。我が皇上陛下には特に少將を召して北極探險の講演を聞召され、尙ほ五月一行還京に際しノビレ少將及びナターレ技師、トロイヤニ兩氏に賜勳の御沙汰あり、帝國飛行協會亦ノビレ氏に對し有功賞を贈與せり。

名古屋飛行場—昭和二年四月二十三日帝國飛行協會主催にて、名古屋城北練兵場に擧行。陸軍約五十機、海軍飛行機五台、飛行艇三台、航空船一台、自由氣球一台、民間三十五機其他之に參加し、盛況を極めたり。

裏日本航空路開拓—從來最も冒險とされ居たる裏日本航空路開拓の爲め、横須賀海軍航空隊は、昭和二年五月一日、F二號艇二台を以て出發、北海道原岸、大湊、石川縣七尾、舘鯛を經て、同六日無事歸還せり。其航程千五百三十八哩。

全國飛行士競技大會—關東飛行倶樂部主催にて其第二回は昭和二年五月八日代々木練兵場に擧行。參加飛行士三十五名にて、三等飛行士離着陸競技一等徐建成氏、同高度目測判定競技一等門松榮氏、一、二等飛行士個限地着陸競技一等高橋今朝治氏、同地物描寫競技一等且代次雄氏各入賞し、最後に民間飛行界の元老大藏一等飛行士冒險飛行を行ひ喝采を博せり。

南アルプス縦斷飛行—一等飛行士長谷川清渡氏は、昭和二年五月十五日サルムソン偵察機アルプス號を驅つて南アルプス連峰縦斷飛行を決行し、機上より連峰一帶を撮影無事歸還、新記錄を作れり。

二十人乘大型用飛行機—中嶋飛行機製作所に於いて十五年中より製作中なりし、本邦唯一の二十乘大重用飛行機は、昭和二年五月中旬完成し、大森格納庫に入庫せるが、右は兩翼十八間半、幅二間半、四百二十馬力ジュピター發動機三台裝備、機下に四間半の船二隻を付け、三百貫の爆彈を積み、航續五十時間に堪ふる新威力なり。

航空船氣囊完成—大阪工業研究所に於ては陸軍の依頼を受け、大正十四年來航空船氣囊の研究に腐心し居たるが、昭和二年五月に至り理想的の氣囊製造に成功せり。公表を見ざる爲め詳細不明なるも世界に類なきものなりと。

航空士養成—航空法實施に伴ひ航空士養成等へ夫々御下賜相成りたり。

メーヤース落下傘成功—霞ヶ浦航空隊に於けるパラシューター福留止男氏は、昭和二年一月三日、德島航空學校橫山飛行士の遺任命さる。陸軍航空本部に比し極めて小規模なるも、總務部、第一部(敎育)、第二部(技術)より成り、將校十數名、技手若干名配屬さる。

大阪、大連、上海間定期航空—日本航空株式會社は、大阪、大連間並に大阪、上海間定期航空飛行開始の爲め、十五年秋季より試驗飛行を行ひ居たるが、昭和二年四月正式に遞信省より定期試驗飛行の指令を受けたり。

N三號船とノビレ少將—千九百二十六年、アムンゼン氏の北極探險飛行船を操縱せるノビレ少將は、我霞ヶ浦航空隊に於て、伊太利より購入せるN三號飛行船組立の爲め來朝、昭和二年四月初旬組立を了し、進空式を行ふに至りたるが、右飛行船は北極探險に成行せるノルゲの姉妹船にして、構造半硬式、容量七千五百立方米、長さ八十二米、マイバッハ二百五十馬力發動機二台、大砲其他積載、七人乃至八人搭乘し得る最強の飛機なり。我が皇上陛下には特に少將を召して北極探險の講演を聞召され、尙ほ五月一行還京に際しノビレ少將及びナターレ技師、トロイヤニ兩氏に賜勳の御沙汰あり、帝國飛行協會亦ノビレ氏に對し有功賞を贈與せり。

名古屋飛行場—昭和二年四月二十三日帝國飛行協會主催にて、名古屋城北練兵場に擧行。陸軍約五十機、海軍飛行機五台、飛行艇三台、航空船一台、自由氣球一台、民間三十五機其他之に參加し、盛況を極めたり。

裏日本航空路開拓—從來最も冒險とされ居たる裏日本航空路開拓の爲め、横須賀海軍航空隊は、昭和二年五月一日、F二號艇二台を以て出發、北海道原岸、大湊、石川縣七尾、舘鯛を經て、同六日無事歸還せり。其航程千五百三十八哩。

全國飛行士競技大會—關東飛行倶樂部主催にて其第二回は昭和二年五月八日代々木練兵場に擧行。參加飛行士三十五名にて、三等飛行士離着陸競技一等徐建成氏、同高度目測判定競技一等門松榮氏、一、二等飛行士個限地着陸競技一等高橋今朝治氏、同地物描寫競技一等且代次雄氏各入賞し、最後に民間飛行界の元老大藏一等飛行士冒險飛行を行ひ喝采を博せり。

南アルプス縦斷飛行—一等飛行士長谷川清渡氏は、昭和二年五月十五日サルムソン偵察機アルプス號を驅つて南アルプス連峰縦斷飛行を決行し、機上より連峰一帶を撮影無事歸還、新記錄を作れり。

二十人乘大型用飛行機—中嶋飛行機製作所に於いて十五年中より製作中なりし、本邦唯一の二十乘大重用飛行機は、昭和二年五月中旬完成し、大森格納庫に入庫せるが、右は兩翼十八間半、幅二間半、四百二十馬力ジュピター發動機三台裝備、機下に四間半の船二隻を付け、三百貫の爆彈を積み、航續五十時間に堪ふる新威力なり。

航空船氣囊完成—大阪工業研究所に於ては陸軍の依頼を受け、大正十四年來航空船氣囊の研究に腐心し居たるが、昭和二年五月に至り理想的の氣囊製造に成功せり。公表を見ざる爲め詳細不明なるも世界に類なきものなりと。

航空士養成—航空法實施に伴ひ航空士養成

陸軍航空本部新設—昭和二年四月一日、海軍航空本部新設され、部長に山本英輔中將任命さる。陸軍航空本部に比し極めて小規模なるも、總務部、第一部(敎育)、第二部(技術)より成り、將校十數名、技手若干名配屬さる。

大阪、大連、上海間定期航空—日本航空株式會社は、大阪、大連間並に大阪、上海間定期航空飛行開始の爲め、十五年秋季より試驗飛行を行ひ居たるが、昭和二年四月正式に遞信省より定期試驗飛行の指令を受けたり。

N三號船とノビレ少將—千九百二十六年、アムンゼン氏の北極探險飛行船を操縱せるノビレ少將は、我霞ヶ浦航空隊に於て、伊太利より購入せるN三號飛行船組立の爲め來朝、昭和二年四月初旬組立を了し、進空式を行ふに至りたるが、右飛行船は北極探險に成行せるノルゲの姉妹船にして、構造半硬式、容量七千五百立方米、長さ八十二米、マイバッハ二百五十馬力發動機二台、大砲其他積載、七人乃至八人搭乘し得る最強の飛機なり。我が皇上陛下には特に少將を召して北極探險の講演を聞召され、尙ほ五月一行還京に際しノビレ少將及びナターレ技師、トロイヤニ兩氏に賜勳の御沙汰あり、帝國飛行協會亦ノビレ氏に對し有功賞を贈與せり。

名古屋飛行場—昭和二年四月二十三日帝國飛行協會主催にて、名古屋城北練兵場に擧行。陸軍約五十機、海軍飛行機五台、飛行艇三台、航空船一台、自由氣球一台、民間三十五機其他之に參加し、盛況を極めたり。

裏日本航空路開拓—從來最も冒險とされ居たる裏日本航空路開拓の爲め、横須賀海軍航空隊は、昭和二年五月一日、F二號艇二台を以て出發、北海道原岸、大湊、石川縣七尾、舘鯛を經て、同六日無事歸還せり。其航程千五百三十八哩。

全國飛行士競技大會—關東飛行倶樂部主催にて其第二回は昭和二年五月八日代々木練兵場に擧行。參加飛行士三十五名にて、三等飛行士離着陸競技一等徐建成氏、同高度目測判定競技一等門松榮氏、一、二等飛行士個限地着陸競技一等高橋今朝治氏、同地物描寫競技一等且代次雄氏各入賞し、最後に民間飛行界の元老大藏一等飛行士冒險飛行を行ひ喝采を博せり。

南アルプス縦斷飛行—一等飛行士長谷川清渡氏は、昭和二年五月十五日サルムソン偵察機アルプス號を驅つて南アルプス連峰縦斷飛行を決行し、機上より連峰一帶を撮影無事歸還、新記錄を作れり。

二十人乘大型用飛行機—中嶋飛行機製作所に於いて十五年中より製作中なりし、本邦唯一の二十乘大重用飛行機は、昭和二年五月中旬完成し、大森格納庫に入庫せるが、右は兩翼十八間半、幅二間半、四百二十馬力ジュピター發動機三台裝備、機下に四間半の船二隻を付け、三百貫の爆彈を積み、航續五十時間に堪ふる新威力なり。

航空船氣囊完成—大阪工業研究所に於ては陸軍の依頼を受け、大正十四年來航空船氣囊の研究に腐心し居たるが、昭和二年五月に至り理想的の氣囊製造に成功せり。公表を見ざる爲め詳細不明なるも世界に類なきものなりと。

航空士養成—航空法實施に伴ひ航空士養成の爲め、航空局に於ては其第一回を五月二十五日より六月十二日迄二回に別ち、成績優秀なる操縦士中より選拔敎育の上、航空士免狀を下附せり。(別項航空機乘員參照)

金剛鬘布と竹製推進機—東京府荏原郡松澤村廉崎福三氏は、數年來苦心の末、昭和二年六月初旬、飛行機用金剛鬘布及び竹製プロペラーを發明したるが、右は世界無比の新發明にて、前者は金屬を用ひて從來の布製よりも輕く、丈夫に、後者は竹を用ひて從來のクルミ、アルミナ等よりも輕く且つ耐久力(一分間二千回轉)を有するものにて陸海軍に於ては早速探用試驗に着手せり。

氣流撮影機發明—東京月嶋所在航空研究所東大工學部敎授柄原豐太郎博士は、最近怪速力の氣流、彈丸の運動、火藥の爆發等を撮影し得る高速度活動寫眞機を發明せるが從來のものに比し數百倍の速力(一秒五萬回轉をなし得る)を有するものにして、博士は千九百二十七年秋羅馬に開催の國際航空學會に於て其の研究學說及機械等を發表する事となれり。

飛行少年團設立—昭和二年六月長岡外史氏を團長として、帝國飛行少年團設立さる。飛行機の實物說明、飛行場見學、講演、其他近代科學知識の普及を目的とし、全國的に團員を募集する豫定なり。

アムンゼン氏來朝—兩極探險の勇士ロワルド・アムンゼン氏は報知新聞の招きに依り昭和二年六月二十日來朝、同二十二日には畏くも天皇陛下に拜謁仰付けられ、同夜赤坂離宮に於て兩陛下、秩父、高松兩宮以下各皇族方に北極探險談を御進講、實寫映畫を供覽して面目を施し、夫より各所に於て講演し、七月十七日離國せるが、時事新報社は特に時事名譽賞杯を贈呈し、帝國飛行協會亦有功章を贈りて其績績を表彰せり。

無電裝置飛行—日本航空會社に於ては、遞信省に飛行機無電設置を出願、昭和二年七月中旬許可されたるが、民間機としては本邦最初にて、呼出附號J・U・R・B、通信到達距離電信百五十粁、電話五十粁。

東西旅客連絡計畫—朝日新聞社に於ては、東京、大阪間旅客輸送開始の目論見にて、昭和二年七月試驗飛行を行ひたるが、機はドルニエー式コメット型、ローレン四百馬力、客席四座、便所、寫眞暗室の設備あり東京、大阪間二時間半、料金三十圓餘、三台航航の豫定なり。

高松宮霞ヶ浦御入隊—高松宮殿下には、航空學講習の爲め昭和二年七月、霞ヶ浦航空隊へ御入隊遊ばされたり。

六大都市防空施設—陸軍省にては最近世界各國航空術の異常なる發達に鑑み、我が社會的機能の中樞たる六大都市の防空施設を必要とし、昭和三年度以降五年乃至七年の繼續事業を以て之が完成を期する意氣組なるが、其內容は高射砲自動車の建造、照空燈及聽音機の設備、氣球に依る防禦網の施設等、其主なるものにて、總經費千三四百萬圓を要する見込なり。

陸、海軍新飛行場—海軍に於ては、かねて八丈嶋に飛行場設立の爲、地所鑑衝中の所、昭和二年七月、同群嶋最北の一嶋に決定、秋期海軍大演習迄に完成すべく直ちに工事に着手、完成の暁は民間飛行家にも使用を許可すと。此外陸軍にありては石川縣金沢附近に、海軍にありては北海道厚岸に新飛行場建設の目論見にて着々準備中なり。

航空税關開始—萬國航空條約並に我航空法の規定に基き、昭和二年九月一日より稅關の手にて訪日飛行搭乘者の檢疫、携帶品の檢査を行ふ事となり、折から來訪のチエコ、露の兩國機先づ手始めの檢査を受けたり。

太平洋横斷飛行計畫—昭和二年四月米國リンドバーク大尉、大西洋横斷飛行に成功するや、同國に於ては更に大平洋横斷飛行を企つるもの續出し、全米を擧げて之が後援に熱中する有樣なるが、對岸の此熱狂振に衝動せられたる我國に於ても、太平洋横斷飛行は邦人の手に實行せしめたしとの希望八方に起り、其結果官民航空關係者を網羅せる航空懇談會の評議を經て、愈々帝國飛行協會主催の下に、昭和三年五、六月を期して所澤、ヤトル間八千粁の無着陸大飛行を決行する事となり、資金募集其他諸般の準備に着手せり。而して此壯途に上る勇士は民間飛行士中より嚴選し、使用機、發動機共に純日本製を以て之に充て、航路は北海道、千嶋、アリューシアン群嶋、アラスカに沿ふ北方航路に依る見込にて、資金七十萬圓を要すべしと。

航空路開發と輸送會社—安藤前遞相時代計畫せられたる航空路設置案は、何分多額の經費を伴ふことなるを以て、漸を遂うて其施設を進むる事となり、先づ本邦幹線航空路の一たる東京大連間、大阪上海間の內、內地に於ける飛行場と、其附屬設備並に航空標識の設置を爲すため、昭和二年度に於て六十三萬圓の豫算成立したるを以て、當局者は東京、大阪及び福岡の三ケ所に飛行場を設置し、沿線八ケ所に航空標識の設備を爲す目論見なりしも、右の內東京飛行場は豫算不足の爲め次年度に讓ることとなり其他は着々工事進行中(右二大幹線中東京大連線にありては、朝鮮及び關東州境域內の施設は、當該屬官廳に於て之を爲すことに關係官廳の協議成立す)なるが、一方航空輸送會社創立については、資本金一千萬圓程度の株式會社を起し、國庫より十二ケ年、二千萬圓の補助を支給する目安の下に遞信省に於て調査を進めたる結果、會社設立準備調査會を組織して一切の準備調査を之に託することとなり、二年八月右調査會(遞信大臣監督の下に官民合同を以て組織さる)成立す。

日支航空條約交涉—遞信省にては東京大連間、大阪上海間の航空路開發に先ち、日支航空條約締結の必要ありとし、最近外務省に交涉開始方を申達せり。

東京福岡間郵便飛行—遞信省にては東京、大阪、福岡間の郵便飛行を連絡し、東京午前六時締切の郵便物を午后四時までに福岡に到着せしめ、同日中に配達する計畫の下に、二年七月末より之が試驗に着手したるが、一、二ケ月試驗の上一般引受を開始し每週二回(月、金兩曜)實行の豫定なり。

長岡將軍引退—大正二年帝國飛行協會創立當時より參畫し、同五年自ら國民飛行會を興し、七年飛行協會へ合併と共に、同協會副會長に就任、殆ど半生を我が航空界の爲に捧げ來れる長岡外史氏は、昭和二年八月老齡の故を以て同會を引退せり。

立川箱根旅客輸送計畫—東京箱根間旅客輸送計畫は、箱根土地會社に於て計畫、遲くも昭和二年十月開始の豫定なりし所、八月に至り、突如箱根富士屋自動車會社に於てもと對抗的に計畫、直ちに着陸場として仙石原富士屋ゴルフ・リンク一萬五千坪の地均工事に着手、立川日本飛行學校機を以て開始の目論見にて工事進行中なるが、輸送時間二十分、片道十圓の豫定なり。

本邦航空記錄

種別	記錄	操縱者	使用機 機體	發動機	馬力	場所	時日
陸上飛行機							
時間	九時間	安邊 浩	ブレゲー一九A二	ローレン	四〇〇	太刀洗—盛岡	大正一一・三・二
距離	一、三二二粁	篠原春一	三菱T・五式	イスパノスイザ	三〇〇	大村—盛岡	一二・三・三六
		同乘	二號				
	一、三二二粁	中尾純利	同	同	同	同	同
		操縱					
		堀八重吉	同	同	同	下志津—船橋—霞ヶ浦	一二・三・二二
		同乘					
高度	四、三〇〇米	乘池勇治	白戸式	ルローン	二〇〇	同	一二・六・二
速力	三三〇・九粁時	故 高橋信夫	白戸式	イスパノスイザ	一二五	同	一二・三・二二
水上飛行機							
時間	七時間 二分	諏訪宇一	操縱 川西八型	マイバッハ	二五〇	小樽—新潟	昭和二・三・九
距離	空粁	海江田信義	操縱 同右	同右	二五〇	同右	〃 三・三・九

飛行回數、距離、時間（民間）

年次飛行回數 航空距離 航空時間

大正一一 三、四五八 一、一三一粁 一、四三一時間
一二 四、八五五 一、四三五・六 一、八三四・四
一三 七、八五五 二、三五五・六 三、〇三四・四
一四 二、五五五 七六九・六 九八八・六
一五 一、七七七 五三二・七 六八四・五

月別（十五年中）

月	航空人員	航空回數	航空距離	航空時間	機數
一	七一	三〇二	四二〇・六粁	一八一時	一
二	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
三	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
四	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
五	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
六	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
七	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
八	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
九	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
一〇	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
一一	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一
一二	七一	三五〇	四九〇・〇	二一〇	一

航空機數（民間）

年月	甲種	乙種	丙種	丁種	計
大正八					
九					
一〇					
一一					
一二	六	一	三	四	一四
一三	六	一	三	四	一四
一四	六	一	三	四	一四
一五	六	一	三	四	一四
昭和二	六	一	三	四	一四

同一人にして水陸兩免狀受有者十七名あり。各六月末。

飛行機操縱士數（民間）

年次	等一	等二	等三	計
大正一二	三	三	一	七
一三	三	三	一	七
一四	三	三	一	七
一五	三	三	一	七
昭和二	三	三	一	七

航空機乘員

（昭和二年八月一日現在）

一等飛行機操縱士—（九十名）

後藤 勇吉　河内 一彦　國枝 實
中尾 純利　加藤寬一郎　小川 寶爾
羽太 文夫　阿部 勉　伊藤 治郎
永田 重治　久保田龜之助　横山 金吉
大邊 實郎　新野百三郎　熊川良太郎
張 德 昌　木下耶嶽次　長尾 一郎
松下 辨二　龍野 季福　石上 金荷
酒井憲治郎　鯨井 五郎　和田喜三郎
櫛部 喜男　乾 將顯　桑嶋 捻
宮本 正義　岸本 貞　坂本 近雄
海江田信威　諏訪 宇一　大場 辰男
加賀 要助　馬場英一朗　大澤 巳男
米澤 峰藏　藤本 照男　中嶋 忠英
南部 信鑑　平松 牛郎　藤原 照夫
藤田 三郎　豐嶋 晃　清水 孝作
鈴木 菊雄　鈴木 友茂　鳥居 清次
大磯 清三　松尾 一男　町田 三郎
野口 昂 了　荻野 大森 正男
下川 正幸　横山 友象　板倉 功郎
岩佐 正男　石野 俊夫　松井 勝吾

安武長右衛門　長谷川清登　乘池 制治

大塚藤治郎　石橋 勝治　安岡 駒好
五十嵐金一郎　松崎 武夫　安 昌男
藤原 延　エリツヒ・ユスト　早坂文之助　堀江 辰吉
宇野 衛夫　畑嶋 定　後藤 隆治
安邊 清　中田 茂　熊倉 米吉
大橋秀次郎　西尾 三郎　小田荒太郎
岡崎與三郎　坂元 宗隆　宮本 茂
東山 順治　グスタフ・ウイクター　ラツハマン
黑米 孝三

二等飛行機操縱士—（六十二名）

北郷 涼　古寺 巽　弘中 正利
大野 資　伏見 善一　岩田 正夫
赤池 萬作　湯谷 新　武村 良雄
志鶴 忠夫　關房 藏　柳 政行
堀岸 鍋藏　安部 藤平　輕部 健
齋藤 羊五　海野 昌男　菊地 良治
酒井市藏呂　戶野 元　貝代 次雄
柴田 熊雄　伊藤 光義　相澤 清志
齋藤 當助　森 勘 六　安井祚次郎
久保田 太　小梨常太郎　久保田兎之助
川久保 喬　吉村 豆意　福嶋 孫七
高橋今朝治　木下 豐吉　鵜飼文次郎
田中 近美　加藤 文海　石川 加一
安藤 孝三　土橋 精一　小林 善鳴
小西金次郎　藤森 眞秀　鈴木良之助
若宮 捻　後藤 儀作　平井 二一
李 商泰　中村 厚美　梅本 幸一
李松 牛郎　伊藤 隆吉　冨澤 兼吉
入江 格治　大里 正義　岸本 密次
木部しげの　山田 秀市　木田 稻作
加藤 信雄　上田 善吉

一等航空士—（二名）

河内 一彦　後藤 勇吉

二等機關士—（四十九名）

國枝 實　中尾 純利　加藤寬一郎
小川 寬爾　羽太 文夫　阿部 勉
伊藤 治郎　永田 重治　久保田龜之助
横山 金吉　大邊 實郎　新野百三郎
熊川良太郎　張 德 昌　木下耶嶽次
長尾 一郎　松下 辨二　龍野 季福
石上 金荷　酒井憲治郎　鯨井 五郎
和田喜三郎　櫛部 喜男　乾 將顯
桑嶋 捻　宮本 正義　岸本 貞
海江田信威　諏訪 宇一　大場 辰男
加賀 要助　馬場英一朗　大澤 巳男
米澤 峰藏　藤本 照男　中嶋 忠英
南部 信鑑　平松 牛郎　藤原 照夫
藤田 三郎　豐嶋 晃　清水 孝作
鈴木 菊雄　鈴木 友茂　鳥居 清次
大磯 清三　松尾 一男　町田 三郎
野口 昂　荻野 了　大森 正男
下川 正幸　横山 友象　板倉 功郎
岩佐 正男　石野 俊夫　松井 勝吾
玉木幸次郎　橫山 豐馬　大辻 春雄
西川 輝雄　福長 五郎　伊藤 文雄
增田 秀吉　機 健太郎　青嶋 次郎
高本 三恂　日名田秋好　小西 正弘
小川 强　石神 安清　中村光太郎
小野寺關右衛門　有賀友藏　佐藤 駒吉
信田五平治　大倉 鹿男　森本直一郎
吉村 依雄　末藤 廣作　佐藤 悟
牧原高之助　澁井 桑一　江口 隼八
淺野佐次郎　中屋 正治　平居源次郎
竹中 泰門　安東 四郎　山本 保
荒木 清吉　高橋龜吉　佐宗 千藏
塚越 賢爾　別府 景光　佐宗 千藏
市川儀次郎　今井小まつ　曇田新次郎
鹽田半四郎　原嶋 勇　鷲見 久雄
加々谷友太郎　鄭 再昊　關 成基
渡部萬三郎　前田あさの　松下 義雄
大野重太郎　野崎 八郎　淺川進一郎
志村 政男　嶌江 由昌　山田 寬
櫻 泰用　慎 鎬寅　谷口 米一
秦 肇　新井 亮助　上野 淳
曾根 定丸　青山 伊吉　李 昌均
小西 利明　古賀 功　伏見 二郎
澁田 兼一　鎌田 毅　上川 正義
陳 金水　徐 雄成　朴 顯桶
村井 定一　清水 武雄　藤田 武明
鈴木 寬衛　荻原 嘉重　片山良治郎
森内 光子　稻垣 新吾
門 松榮　姜 過陽　吉原 清治
竹原 一雄　馬道 才一　阿部 榮
太田 蔣駿　佐藤 芳人　古川 キク
米山 イヨ　羽館 勇　山口德次郎
姜 世基　藤井 ヤエ

航空機關士技倆證明書受有者—（七名）

片桐 庄平　早川 知安　坂本 定治
小泉 修　井原 嘉藤　三原 英作
石川 政雄

三等飛行機操縱士—（百十三名內女子七名）

玉井藤一郎　小川 三郎　澁谷 新
高元石隆之　山崎八洲男　坂本 壽一
張 德昌　兵頭 精　各廣 正雄
吉田 忠郎　村上 五平　長尾 一郎
加藤 正世　伊東 佐內　本田佐一郎

航空機關士—（十二名）

加藤 健次　中嶋 平助　吉田 光雄
晶山義三郎　鈴木 善助　伊藤 靜次
嶋崎 清　塚越賢爾　西田 常次
桑原英三郎　黑川 春雄　齋藤 潤
一等飛行機操縱士技倆證明書受有者—（二名）
水田嘉藏太

航空機關士技倆證明書受有者—（七名）

片桐 庄平　早川 知安　坂本 定治
小泉 修　井原 嘉藤　三原 英作
石川 政雄

三等飛行機操縱士—（百十三名內女子七名）

玉井藤一郎　小川 三郎　澁谷 新
高元石隆之　山崎八洲男　坂本 壽一
張 德昌　兵頭 精　各廣 正雄
吉田 忠郎　村上 五平　長尾 一郎
加藤 正世　伊東 佐內　本田佐一郎

民間航空事故

（十四年四月—十五年三月）

名稱	距離	時間	事故 機體破壞	事故 發動機破壞	計	年月日	身分	氏名
東西定期航空會	八九、六三五粁	五〇、一九時間	三	三	六	大一二・九・一五	陸軍航空兵曹長	隆司
日本航空輸送會社	三〇、三八〇	九四・〇	二	一	三	一三・一〇・一〇	陸軍航空少佐	寅雄
日本航空研究所	五九、〇〇二	二四・四	四	一	五	一三・一〇・一〇	所澤陸軍航空學校	小嶋好遺
計	三二八、九四四	一三四・五	九	五	一四	一三・一〇・一〇	海軍航空隊員	功刀
						一三・一〇・一〇	本部技術部員	三木
						一三・一〇・一〇	一等水兵	前濱 光雄
						一三・一〇・一〇	陸軍航空少佐	三木 忠
						一三・一〇・一〇	陸軍航空大尉	小川 貞亮
						一三・一〇・一〇	小川大尉	福田 汀
						一三・一〇・一〇	大鳴	小嶋 末雄
						昭和二・三・三	古賀	清
						昭和二・三・三	海軍二等兵曹	宮下 登
						昭和二・三・三	一等飛行士	一齋 治
						昭和二・三・三	陸軍航空中佐	金子 謙吉
						昭和二・三・三	所澤飛行學校	木下 信
						昭和二・三・三	教官	開野
						昭和二・三・三	三等飛行士	李 基演
						昭和二・三・三	助手	李 台鎭
						昭和二・三・三	陸軍航空大尉	伊藤 正義
						昭和二・三・三	陸軍航空少佐	横村 氏一
						昭和二・三・三	海軍一等水兵	奥田 隆治
						昭和二・三・三	パラシューター	藤田 隆治

航空殉難者

航空機の發達と共に、其殉難者は漸次に減少の傾向あるも、尙は昭和二年九月二十日迄に內地に於て邦人の遭難せる者百七十二名、外國に於て遭難せる者九名、內地に於て遭難せる外國人三名、計二百十名を算ふ。今大正十五年九月二十日以後に於ける殉難者の氏名を擧ぐれば左の如し。

年月日	身分	氏名
大一二・九・一五	陸軍航空兵曹長	隆司
一三・一〇・九	陸軍航空少佐	寅雄
一三・一〇・一〇	所澤陸軍航空學校	小嶋好遺
一三・一〇・一〇	海軍航空隊員	功刀
一三・一〇・一〇	本部技術部員	三木
一三・一〇・一〇	一等水兵	前濱 光雄
一三・一〇・一〇	陸軍航空少佐	三木 忠
一三・一〇・一〇	陸軍航空大尉	小川 貞亮
一三・一〇・一〇	小川大尉	福田 汀
一三・一〇・一〇	大鳴	小嶋 末雄
昭和二・三・三	古賀	清
昭和二・三・三	海軍二等兵曹	宮下 登
昭和二・三・三	一等飛行士	一齋 治
昭和二・三・三	陸軍航空中佐	金子 謙吉
昭和二・三・三	所澤陸軍航空學校	木下 信
昭和二・三・三	教官	開野
昭和二・三・三	三等飛行士	李 基演
昭和二・三・三	助手	李 台鎭
昭和二・三・三	陸軍航空大尉	伊藤 正義
昭和二・三・三	陸軍航空少佐	横村 氏一
昭和二・三・三	海軍一等水兵	奥田 隆治
昭和二・三・三	パラシューター	藤田 隆治

定期航空路

（昭和二年八月現在）

線名	距離	回數	寄航機種及數	受命者
東京大阪	四三五粁	一	陸 一	三重縣
大阪福岡	三三〇	一	陸 一	千葉縣
大阪仙臺	三三〇	一	水 一	埼玉縣
大阪大連	二、二〇〇	一	陸 六	岐阜縣
東京福岡	一、一〇〇	一	水 八	東京府
東京仙臺	三三〇	一	日本航空運送	朝鮮
大阪上海	一、二〇〇	一		
堺、今治	二五五	一		
大阪、今治	三三五	一		

大阪大連線及大阪上海線は試驗航空路にて、回數欄數字は一年間の概略往復回數なり。

飛行場

（昭和二年九月）

名稱	所在地
陸軍專用—	
明野陸軍飛行學校	三重縣
下志津陸軍飛行學校	千葉縣
所澤陸軍飛行學校	埼玉縣
飛行第一、第二聯隊各務ヶ原飛行場	岐阜縣
飛行第三聯隊、日市飛行場	滋賀縣
飛行第四聯隊太刀洗飛行場	福岡縣
飛行第六聯隊平壤飛行場	朝鮮
海軍專用—	
橫須賀海軍航空隊飛行場	神奈川縣
大村海軍航空隊飛行場	長崎縣
佐世保海軍航空隊飛行場	長崎縣
霞ヶ浦海軍航空隊飛行場	茨城縣
民間—	
長谷川飛行場	松本市
日本中央飛行學校	濱松市
日本航空株式會社	大阪市
日本輸送研究所	堺市

名稱	所在地
日本飛行學校	東京府
日本武報通信社航空部	千葉縣
西田飛行機研究所	大阪市
本田飛行學校	鹿兒嶋縣
北海道飛行協會	北海道
北海タイムス社航空部	千葉縣
東亞飛行專門學校	德嶋市
德嶋航空學校	大阪市
大阪毎日事業部航空課	清水市
第一航空學校	名古屋市
根岸飛行學校	奈良市
名古屋飛行學校	京都府
大和飛行協會	東京市外
安井航空機研究所	
馬詰飛行研究所	

名稱	所在地
福長飛行機製作所	靜岡縣
愛媛飛行場	松山市
安藤飛行研究所	愛知縣
靜岡實業飛行協會	靜岡市

航空機、同附屬品製作所（昭和二年八月調）

名稱	所在地
愛知時計電氣株式會社伊藤飛行機製作所	名古屋市
株式會社川崎造船所	千葉縣
三菱內燃機株式會社	神戸市
東京瓦斯電氣工業株式會社中島飛行機製作所	名古屋市
	東京府
	群馬縣

名稱	所在地
同上荻窪工場	東京府
川西機械製作所	神戸市
福長飛行機タイヤー株式會社	靜岡縣
東京繩糸紡績株式會社	東京府
帝國製麻株式會社	
日本電池株式會社	
日本纖維株式會社	
日本計器製造株式會社	
澤藤電氣工業所	
東京螺子製作所	

名稱	所在地
日本特殊鋼合資會社	東京府
西村工業株式會社	東京市
住友合資會社伸鋼所	大阪市
業平製油株式會社	東京市
廣瀨太次郎	〃
小林吉次郎	〃
東京製鋼株式會社	東京府
三田土護謨製造合名會社	
株式會社岡本自動車製作所	愛知縣
日本無線電信電話株式會社	東京府
小西六本店	東京市
日本樂器製造株式會社	濱松市
新田ベニヤ板株式會社	東京市
立川工作所	東京府

世界航空記錄（國際航空聯合會公認、昭和二年八月一日調）

陸上飛行機

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	地名	時日
時間	二四時間一一・五五	チェンバリン、アコスタ	米	ベランカ	ライト	一九〇	四・三、三四	
距離	五、九六六粁	コスト、リニヨー	佛	ブレゲー・一九	イスパノ	三三〇	四軍—ジヤスク	
高度	三、四三三米	ジアン・カリゾー	佛	ブレリオ・スパット			九二六・八・三	
速力	時速二四八・一七粁	アー・ボンネー	佛	ベルナール	イスパノ	三三〇	九二四・三・二	
二千米上昇最大搭載量	六、〇〇〇瓩	ルシアン・ボロストロー	佛	ファルマン・超ゴリアツト	イスパノ	三三〇 四個	九二四・二・一六	

水上飛行機（飛行艇を含む）

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	地名	時日
時間	二六・五・七	シルドワー、カイル	米	P・N・九	パッカード	三〇二個	九二七・五・一三	
距離	二、九三三粁	故ロヂアーズ、コネル	米	P・N・九	パッカード	三〇二個	九二六・八・三—九・一	
高度	九、三九〇米	ドモージヨー	佛	グルドー、ルシュール	ジュピター	三〇〇	九二七・三・三六	
速力	時速一六六・六八粁	デ・ベルナルデイ	伊	マツキ・S・二九	フイアット	八〇〇	九二六・一〇・一七	
二千米上昇最大搭載量	二、〇〇〇瓩	アー・パッサレヴア	伊	サヴオイアS・五五	イソタ・フラシニ・アツソ	三〇〇二個	九二六・二・九	

世界的大飛行記錄

種別	記錄	一九〇三年 人名	國籍	一九二二年（戰前） 記錄	人名	國籍	一九二七年（六月） 記錄	人名	國籍
距離	粁	オーヴイル・ライト	米	一、〇一三	ジヨルジユ・フールニー	佛	四、〇三〇	ケレー及マクレデー	佛
時速	（一九〇八年）粁	ウイルバー・ライト	米	一七二	ジユール・ヴエトリー	佛	四軍八・一七	ポンネー	佛
高度	（一九〇八年）米	ウイルバー・ライト	米	五、六二	ローラン・ガロス	佛	三、四三二	カリゾー	佛
時間	秒	オーヴイル・ライト	米	時分秒 三・一七・五	ジヨルジユ・フールニー	佛	時分秒 五・一七・三	チエンバレン・アコスタ	米

世界航空發達狀況

種別	記錄	一九〇三年 人名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	一九二七年（六月） 記錄	人名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力
距離	粁	オーヴイル・ライト	米	ライト	イスパノ	三三〇	四軍—ジヤスク	ルーズヴエルト飛行場	米	ベランカ	ライト	一九〇
時速	（一九〇八年）粁	ウイルバー・ライト	米	ローレン（高壓）		三三〇	九二六・八・三	ビュック	佛	ブレリオ・スパット	イスパノ	三三〇
高度	（一九〇八年）米	ウイルバー・ライト	米	イスパノ		三三〇 四個	九二四・三・二	イストル	佛	ベルナール		
時間	秒	オーヴイル・ライト	米	ファルマン			二、三三・一六	ル・ブルヂエー		ファルマン・超ゴリアツト	イスパノ	三三〇 四個

種別	記錄	一九〇三年 人名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	一九二七年（六月） 記錄	人名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力
時間	二四時間一一・五五	チェンバリン、アコスタ	米	ベランカ	ライト	一九〇	四・三、三四					
距離	五、九六六粁	コスト、リニヨー	佛	ブレゲー・一九	イスパノ	三三〇	四軍—ジヤスク	ルーズヴエルト飛行場	米	ベランカ	ライト	一九〇
高度	三、四三三米	ジアン・カリゾー	佛	ブレリオ・スパット			九二六・八・三	ビュック	佛	ブレリオ・スパット	イスパノ	三三〇
速力	時速二四八・一七粁	アー・ボンネー	佛	ベルナール	イスパノ	三三〇	九二四・三・二	イストル	佛	ベルナール		
二千米上昇最大搭載量	六、〇〇〇瓩	ルシアン・ボロストロー	佛	ファルマン・超ゴリアツト	イスパノ	三三〇 四個	二、三三・一六	ル・ブルヂエー		ファルマン・超ゴリアツト	イスパノ	三三〇 四個

無發動機飛行機

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	地名	時日
時間	二〇・三九・四五	マツソー少佐	佛	ポンスレー・ヴイヴエット	（佛）ヴオーヴエ・イユ伊カムポ・デイ・フイオリ（佛）ビスクラ	一六〇	一九二五・六・二六	
距離	一〇、三〇〇米	エトーレ・カタネオ	伊	G・P・一型			一九二六・一二・八	
高度	五五六米	ドウヴオアチーヌ	佛	デカムブ			一九二三・二・七	

軽氣球

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 地名	時日
時間	一五粁 八時間	カストラカン、カストルクシオ	伊	P・五	（伊）ヴエロナ出發 一九二五・六・二三
距離	八二〇粁	同	伊	同 右	右 一九二五・七・二
高度	三、〇二〇米	コーエン	佛	（佛）イツシ・レ・ムリノー	一九二三・六・一八
速力	時速六四・八二〇粁	カストラン、カストルクシオ	伊	P・五	（伊）ヴエロナ出發 一九二五・六・二三

自由氣球

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	地名	時日
時間	時間 八七	カウレン	獨	獨—露間	一九二三・一二・一七
距離	粁 一、〇三二・七〇米	ベルリナー	獨	獨—露間	一九二四・二・一〇
高度	一〇、三〇〇米	スーリング、ベルソン	獨	ベルリンより昇騰	一九二一・七・三一

飛行船

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 地名	時日
時間	一五粁 八時間	カストラカン、カストルクシオ	伊	P・五	（伊）ヴエロナ出發 一九二五・六・二三
距離	八二〇粁	同	伊	同 右	右 一九二五・七・二
高度	三、〇二〇米	コーエン	佛	（佛）イツシ・レ・ムリノー	一九二三・六・一八
速力	時速六四・八二〇粁	カストラン、カストルクシオ	伊	P・五	（伊）ヴエロナ出發 一九二五・六・二三

滑翔飛行機

種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	地名	時日
種別	記錄	操縱者 氏名	國籍	使用機 機體	發動機	馬力	地名	時日
距離	七六米	ベスカラ侯爵	伊	ベスカラ	イスパノ	一六〇	一九二五・六・二六	
時間	一〇・三九・四五	マツソー少佐	佛	ポンスレー・ヴイヴエット	（佛）ヴオーヴエ・イユ伊カムポ・デイ・フイオリ（佛）ビスクラ	一六〇	一九二五・六・二六	
距離	一〇、三〇〇米	エトーレ・カタネオ	伊	G・P・一型			一九二三・二・七	
高度	五五六米	ドウヴオアチーヌ	佛	デカムブ				

大西洋横断飛行記録（×印は無着陸）

年月日	人名	使用機	地点
大正八・五・一六	リード少佐外四名（米海軍）	水上機	ニューファウンドランド、クリフデン（英領）間
八・六・一四	ジョン・アルコック（英） アーサー・ブラウン（米）	ヴィッカース・ウイミイ	
一一・一〇・一	サカゾラ、カブラル少佐（葡） ガゴー、ローケンホ大尉（葡）	カナリー艇、プレナムプコ	間
一三・一・九	スミス中尉、ネルソン大尉（米）	バロ、プレナムプコ	間
一五・五・二	ローマン・フランコ少佐（伊）		
昭和二・五・六	デ・ピネード大佐（伊）		
	チャールス・リンドバーグ大尉（米）		
	チャムバーレン（米）		
	N・C・4飛行艇	キレバセー、ブリマウス	間
	ヴィッカース・ウイミイ	ニューファウンドランド、クリフデン（英領）	間
	フェアリー水上機		
	ダグラス水陸機		
	ドルニエワール		
	サボイア飛行艇		
	ライオン単葉機		
	ベランカ単葉機		
×	紺青、巴里間		
×	紺青、アイスレーベン間（伯林近郊）		
×	紺青、ヴエルスーナル（巴里近郊）		

列國定期航空成績

種別	英國	佛國	獨國	米國	露國
	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
旅客（千人）	四三	四三	五三	六三	一九
貨物（千瓲）	五五	一二	一三	一七	九九
郵便（千瓲）	一二	一二	一三	一七	九九
里程（千哩）	一三	一三	一三	一七	九九
飛行時間	一三	一三	一三	一七	九九

各國航空事故

國別	期間	飛行時間	死傷	一事故對飛行時間	國別	期間	飛行時間	死傷	一事故對飛行時間
日本（定期）	一九二二年四月—翌二月	三、二一四	?		米（陸軍） 佛（海軍） 英（商業） 白（商業）	一九一一年	一、三六 八、三七 二、四二	三	一、一六三
					伊（陸軍）	一九二四年八月	四、三〇〇	八死	毎百時間五・五瓦
					獨	一九二三年			

列國民間航空勢力比較（一九二六年）

國別	機數	製作所	飛行場	操縦士	國別	機數	製作所	飛行場	操縦士
佛國	七八	五社	五	八六	獨國	三五	二社	二	二三
英國	九三	八六	三	三二	伊國	三三	二社	二	八
米國	一、三〇〇	三六	三	三九	日本	七八	九	一	三九

世界主要定期航空路（一九二六年一一月現在）

國別	經營會社	定期航空路	距離	所要時間
英吉利	帝國航空路會社	一、倫敦＝巴里 二、倫敦＝ブラッセル＝ケルン 三、倫敦＝オステンド＝アムステルダム＝ハノバー＝伯林 四、サザムプトン＝ゲルンゼー	社時 二七五 四一〇 三五五 九一〇	時分 二・三〇 四・五〇 三・五〇 一・一〇

世界最大航空機

種類	名稱	國籍	馬力合計	全翼面積	搭載量	時速	乘員	航續時間
飛行艇	ツエツペリン・シーゲン	獨	一、一〇〇	平方呎	瓲	哩	三	六
單葉機	ユターケン	露	一、一〇〇	一、三九	一、三三	一七	三	一三
複葉機	ドルニエー	獨	一、一〇〇	一、三九	一、三三	一七	三	一三
三葉機	バーリング	米	一、一〇〇	一、三九	一、三三	一七	三	一三
飛行艇	四タイタニア	英	二、四〇〇	二、三〇〇	一、三三	一七	三	一三
飛行艇	エー・エヌ	伊	三、〇〇〇	二、三〇〇	一、三三	一七	三	一三
航空艇	ローサンジエルス	米	三、〇〇〇	二、三〇〇	一、三三	一七	三	一三
半硬式	Y	伊	三、〇〇〇	二、三〇〇	一、三三	一七	三	一三
軟式	エー・テイー・二	日	三、〇〇〇	二、三〇〇	一、三三	一七	三	一三

×印は氣嚢容積、○印は尺、△は粁なり。

世界大航空船遭難記録

年月日	所有國及名稱	遭難場所	原因	死者
一九二・九・九	（獨）ツエツペリン・エル一號	ヘリゴランド沖	破壞	一二
一九二・二・二三	（〃）二號	コハニスタール飛行場	爆破	二八
一九二・七・一	（英）エヌ・エス十一號	北海	墜落	三〇
一九二・一〇・二	（〃）アール三十四號	張藤池	暴風	無
一九二・一〇・二四	（米）ゼット・アール二號	英國ハンバー河上空	火災	四四
一九二・一二・二	（佛）ローマ	ハンプトン中池	墜落	三二
一九二・一二・二	（〃）デイツキスミユード	海	雷撃	三二
一九二四・三・九	（日）エス・エス二號	茨城縣稻戸井村上空	爆破	五
一九二五・九・二	（米）シエナンドーア	オハイオ州	突風	一四

列國民間航空狀況（一九二五年）

種別	佛蘭西	英國	獨逸	米國	伊太利
飛行距離（哩）	二、四〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
飛行回數	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
搭乘人員	一、八〇〇	八三、〇〇〇	八三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇
輸送貨物（瓲）	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
輸送郵便物（通）	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
飛行士數（民間輸送）	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
登錄民間航空船	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
飛行士數	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
航空船操縦士	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
民間地上勤務機關士	一、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇

各國定期航空會社

國別	經營會社	定期航空路	距離	所要時間
佛蘭西	エア・ユニオン	一、アンチーブ＝アヂヤクシオ	二四	時分 一・三〇
		二、巴里＝倫敦	二七〇	二・三〇
		三、巴里＝里昂＝馬耳塞	四六〇	五・三〇
	フワールマン航空會社	一、巴里＝ケルン＝エツセン＝伯林	七〇〇	九・〇〇
		二、コペンハーゲン＝漢堡＝ケルン＝巴里	一、〇〇〇	一二・〇〇
	パゼル航空會社	一、パゼル＝ジュネーブ＝里昂	二〇〇	二・三〇
		二、パゼル＝スツツガルト＝ナレンベルグ	三〇〇	三・三〇
		三、パゼル＝ラ・カックチ・フオンド	三〇〇	三・三〇
	ラテコエル	一、ツルーズ＝ペルピナン＝アリオン＝カサブランカ	一、八〇〇	一八・〇〇
		二、カサブランカ＝ダガル	二、八〇〇	二八・〇〇
		三、カサブランカ＝ラバット＝クエス＝オラン＝アルカント	七〇〇	七・〇〇
		四、オラン＝アルカント	二〇〇	二・〇〇
	國際航空輸送會社	一、巴里＝ストラスブルグ＝ナレムベルグ＝プラグ＝ウキン＝タペスト＝ベルグラード＝ブカレスト＝コンスタンチノープル	一、四〇〇	一三・三〇
		二、プラグ＝ブレスラウ＝ウキン	三〇〇	三・〇〇
伊太利	チラノ・アドリヤ航空輸送會社	一、チラノ＝ユルク	五〇	一・〇〇
		二、チラノ＝パロナ	五〇	一・〇〇
	伊太利國際航空會社	チューハン＝パヒー＝ベニス＝ツリエスト	四五〇	五・一〇
	伊寒航空會社	ブリンゲン＝アゼン＝コンスタンチノープル	一、〇五〇	一三・〇〇
和蘭	王立航空輸送會社（K・L・M）	一、アムステルダム＝ロツテルダム＝巴里	三五〇	三・三〇
		二、アムステルダム＝ロツテルダム＝倫敦	三一〇	三・三〇
丁抹	丁抹航空機會社	一、コペンハーゲン＝漢堡＝ケルン＝巴里	六〇〇	六・〇〇
		二、ケルン＝巴里＝ブラウセル＝倫敦	六〇〇	六・〇〇
		一、伯林＝エツセン＝ケルン＝巴里	九四〇	八・〇〇
		二、アムステルダム＝漢堡＝コペンハーゲン	四八五	四・三〇
		三、伯林＝ダンチツヒ＝ケーニヒベルグ＝マルメ	一、一七五	一〇・三〇
		四、ケーニヒベルグ＝チルヒツト＝メーメル	一、一七五	一〇・三〇
		五、ダンチルドルフ＝エツセン	三五五	三・三〇
		六、クレフキールド＝エツセン	三五五	三・三〇
		七、エツセン＝ドルームンド＝伯林	四五五	四・三〇
		八、伯林＝ルベック＝コペンハーゲン＝マルメ	四八五	四・三〇
		九、漢堡＝キール＝フレンスベルグ	一五五	一・三〇
		一〇、スチーランドルベック＝キール＝フレンスベルグ＝ウエスチーランドルセル＝マンヘイム＝フランクフルト＝ケルン＝パゼル＝ヴツセルドルフ＝アムステルダム	一、九五〇	二〇・〇〇

國別	經營會社	定期航空路	距離	所要時間
			粁	時分
獨逸	ルフト・ハンザ	一、伯林＝ハノーバー＝アムステルダム＝倫敦	九二〇	八・〇〇
		二、チューリッヒ＝スツツガルト＝マンヘイム＝フランクフルト＝ハノーバー＝漢堡	七二五	七・四〇
		三、漢堡＝ブレメン＝ドルトムンド＝エッセン＝ヅツセルドルフ＝ケルン	二九五	四・二五
		四、ブレスロー＝ゴリツツ＝ドレスデン＝ライプチツヒ＝ハル	三五〇	三・二五
		五、倫敦＝ロツテルダム＝エツセン＝ドルトムンド＝カツセル＝ハル＝ライプチツヒ	三五〇	六・一〇
		六、倫敦＝ロツテルダム＝ハノーバー＝ビルデシュタット＝ハル＝ケルン	三八五	四・四五
		七、フランクフルト＝カールスルーヘ＝バセル	三〇〇	三・一〇
		八、チューリツヒ＝ミユンヘン＝ウキン＝ブタペスト	八一〇	七・二〇
		九、伯林＝ブレスロー＝グレウキツ	四五五	四・〇〇
		一〇、伯林＝ライプチツヒ＝ナレニベルグ＝ミユンヘン＝インスブルグ	六二五	四・〇五
		一一、エツセン＝ドルトムンド＝フランクフルト	二一〇	二・三五
		一二、ステツケン＝カルマー＝ストツクホルム	六八五	六・〇〇
		一三、ドルトムンド＝エツセン＝ケルン＝フランクフルト＝ナレンベルグ＝ミユンヘン	五七〇	六・〇〇
		一四、伯林＝ハル＝エルクルト＝スツツガルト＝チユーリツヒ	六七五	七・〇五
		一五、伯林＝マグデベルグ＝ケルン	四五〇	四・一五
		一六、伯林＝ハル＝ミユンヘン	五六〇	六・〇五
		一七、伯林＝ハル＝エルフルト＝フランクフルト＝マンヘイム＝カールスルーヘ	四五〇	四・四五
		一八、オスナブルグ＝ムンステル＝ドルトムンド	二一四	一・一〇
		一九、ダンチツヒ＝マリエンブルグ＝エルビング＝アレンスタイン	一七〇	二・〇五
		二〇、ステツチン＝シユエリン＝漢堡	三一〇	三・一〇
		二一、ステツチン＝伯林	一三〇	一・三五
		二二、フランクフルト＝ホーセン＝カツセル	一五〇	一・四〇
		二三、漢堡＝伯林	二八五	二・三五
		二四、漢堡＝マグデベルグ＝ハル＝ライプチツヒ＝ドレスデン	三九五	四・〇五
		二五、ブレメン＝ハノーバー＝ブラウンシュウキツグ＝ライプチツヒ＝シエムニツヒ＝ブルーエンヌ＝ドレスデン＝シエムニツヒ＝ブルーエン	二七五	二・四五
		二六、ナエンベルグ＝マンヘイム＝カールスルーヘ＝バーデン＝ビリンゲン＝コンスタンツ	二五五	二・三〇
		二七、ミユンヘン＝ライセンホール	一〇〇	一・〇〇
		二八、ミユンヘン＝スツツガルト＝バーデン＝マンヘーム＝タルムスタツド	六五	一・〇〇
國別	經營會社	定期航空路	距離	所要時間
			粁	時分
露西亞	獨露航空會社	伯林＝ダンチツヒ＝ケーニツヒベルグ＝コブ＝スモーレンスク＝モスコウ	一八〇〇	一二・三〇
	ウクライナ航空路會社	一、モスコウ＝ハリコフ	六七〇	六・三〇
		二、ハリコフ＝ロストフ	五四〇	五・〇〇
		三、ハリコフ＝オデツサ	四九五	四・五〇
		四、ハリコフ＝キエフ	四九五	四・五〇
	義勇航空會社	一、ブハラ＝ヒバ＝タシヤンベ	五一〇	四・三〇
		二、カガン＝リユーシヤンベ	七四〇	六・三〇
		三、ビシベツク＝マルマ・アタ	二四〇	二・〇〇
瑞西	アドアストラ航空會社	一、チューリツヒ＝スツツガルト＝マンヘイム＝フランクフルト＝ハノーバー＝漢堡	七二五	七・四〇
		二、ジユネーブ＝ラウザン＝チユーリツヒ	二四〇	二・一五
	ストツクホルム航空輸送會社	一、アムステルダム＝漢堡＝コペンハーゲン＝ルベック＝伯林	六八五	四・四五
		二、マルメ＝コペンハーゲン＝ルベック＝伯林	四八〇	四・〇〇
		三、マルメ＝コペンハーゲン＝ストツクホルム＝ヘルシングフオルス	四八〇	四・〇〇
羅馬尼	ルウマニヤ航空會社	一、ブカレスト＝ガリツエ＝ジヤシ	四八〇	四・〇〇
		二、ガリツエ＝ジヤシ	二四〇	二・〇〇
		三、ガリツエ＝キシネブ	二四〇	二・〇〇

國別	經營會社	定期航空路	距離	所要時間
			粁	時分
智利	チエツコ・スロバキア航空聯合會社	プラグ＝ブラチスラバ＝ブルン＝カシエ	六四〇	五・四五
芬蘭	ヘルシングフオルス航空會社	一、レバル＝ヘルシングフオルス	四〇〇	四・〇〇
		二、ストツクホルム＝ヘルシングフオルス	四〇〇	四・〇〇
エストニア	レバル飛行會社	レバル＝ヘルシングフオルス	二五〇	二・〇〇
波蘭	波蘭航空輸送會社	一、ワルソー＝ダンチツヒ	二九〇	二・三五
		二、ワルソー＝レオポール	三〇〇	二・三五
		三、クラカウ＝レオポール	三五〇	三・〇〇
		四、ワルソー＝クラカウ＝ウキン	三五〇	三・〇〇
	ポーゼン航空會社	一、ポーゼン＝ワルソー	二八〇	二・〇〇
		二、ポーゼン＝ロツズ	二〇〇	一・三〇
		三、ロツズ＝ワルソー	二〇〇	一・三〇
匈牙利	匈牙利航空輸送會社	一、ブタペスト＝デブレツエン	二〇〇	一・三〇
		二、ブタペスト＝ミスコルツ	二一〇	一・四〇
		三、ブタペスト＝スゾンベリ	二一〇	一・四〇
南米コロンビア	スクドタ會社	一、ガルタゼナ＝バランキラ＝ネイバ	一二七	一・三五
		二、バランキラ＝カリ＝メデリン	一二七	一・三五
		三、カリ＝ウキリス＝ブラマンガ	一二七	一・三五
亞米利加合衆國	郵政省	紐育＝桑港	四、二四〇	四・〇〇
	コロニアル・エアライン會社	ボストン＝紐育	三七〇	三・〇〇
	ロバートソン航空機會社	市俄古＝セントルイス	四五五	三・三五
	國際航空輸送會社	市俄古＝ダラス	一、二〇〇	二・三〇
	西部航空速達會社	ソルト・レーキ・シチー＝ロスアンゼルス	九〇〇	
	オウルター・パーネーエロ・マーリン會社	一、エルコ＝パスコ	六八	
		二、デトロイト＝クリーブランド	一	
	フオード會社	デトロイト＝市俄古	二四六	
	スタウト・エアクラフトデビジヨン	一、デトロイト＝市俄古	二、九九〇	一、三五
	太平洋航空輸送會社	二、シヤトル＝ロスアンゼルス	八、二五	
		三、市俄古＝セントポール	二、六〇〇	一、三五
		四、市俄古＝ジヤクソンビル＝マイアミ	二、六〇〇	一、三五
		五、シヤトランタシチー＝ジヤクソンビル	一、九一〇	一、三五
		六、クリブランド＝ビックバック	一、九一〇	一、三五
	チヤールス・デイツキ	一、シヤイエレ＝ブコブセ	二、三八	二、三五
		二、市俄古＝シネマボリス	四、二五〇	四、三五

國際航空競技

シユネイダー飛行賞杯競爭―本競爭は元佛國運動家ジヤック・シユネイダー氏の提供せる賞杯に對し、主として水上飛行機の速力に懸賞せるものにして、千九百十三年第一回を、翌年第二回をモナコに行ひ、後世界大戰の勃發と共に一時中止されたるが、千九百十九年再開、爾後毎年繼續せられつつあり。初回以來の優勝者左の如し。

年次	優勝者	國名
一九一三	ブレゲオースト	佛國
一九一四	ビックストン	英國
一九一九	ジヤネロ	不決
一九二〇	ボルダグナ	伊國
一九二一	ドウブリガンチ	伊國
一九二二	ビアーリットンハウス	英國
一九二三	リットンハウス	米國
一九二五	ドーリツクルデイベルナルデイー	米國
一九二六		伊國

ゴルドン・ベンネツト國際氣球競爭―千九百六年、佛人ゴルドン・ベンネツト氏の提供せる自由氣球の長距離航空に對する懸賞にして、毎年一回擧行の競技に於て優勝者を出すこと引續き三年に及ぶ時は、右優勝者を有する飛行倶樂部は、本競爭の勝利者として永久に賞杯を保持するものとす。世界大戰は一時此競技の開催を中止せしめたるも、千九百二十年以後復興され、千九百二十四年瑞西に擧行せられたる第十三回競技に於て三たび白國の優勝に歸し、遂に本賞杯は永久に同國倶樂部の手に收めらるゝことゝなれり。初回以來の成績を示せば次の如し。

年月日	優勝倶樂部	航空距離	航空時間
		粁	時分
一九一三・一〇・八	米	二〇九・五	三・五
一九一四・一〇・三	獨	二〇九・五	三・五
一九一九・一〇・三	瑞西	二〇九・五	三・五
一九二〇・一〇・三	米	二〇九・五	三・五
一九二一・一〇・七	米	二〇九・五	三・五
一九二二・一〇・八	獨	二〇九・五	三・五
一九二三・一〇・三	佛	二〇九・五	三・五
一九二五・一〇・三	米	二〇九・五	三・五
一九二六・一〇・三	瑞西	二〇九・五	三・五
一九二七・九・三	白	二〇九・五	三・五
一九二八・八・三	白	二〇九・五	三・五
一九二九・九・三	白	二〇九・五	三・五
一九三〇・六・五	白	二〇九・五	三・五